

# 日野市議会会議録

平成2年第3回定例会

第24号～第30号

9月7日開会

9月28日閉会

日野市立図書館 ☎81-7354



1588570

日野市議会

81.0.08

平成 2 年

- 9月 7日 (金曜日)
- 9月10日 (月曜日)
- 9月11日 (火曜日)
- 9月12日 (水曜日)
- 9月13日 (木曜日)
- 9月14日 (金曜日)
- 9月28日 (金曜日)

次に記した日までに返して下さい。

'91. 1. 26  
'91. 2. 22  
'91. 5. 18

お問合せ・ご連絡は

中央図書館	↓	電話代	81-7354
ひまわり号		電話	81-4744
多摩平児童図書館		電話	91-7322
高幡図書館		電話	84-0467
日野図書館		電話	83-2561
社会教育センター図書館		電話	91-7772
平山図書館		電話	91-7309
百草台児童図書館		電話呼	85-1111
市政図書室(市役所内)			(内490)

内図M-81-8(80×120) 上45

庁内印刷

570  
1588~~570~~  
日野市議会会議録

1588570

平成 2 年  
第 3 回定例会 日野市議会会議録目次

○ 9 月 7 日 金曜日 (第 1 日)

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	2
議事日程	2
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
行政報告	6
諸般の報告	41
散 会	42

○ 9 月 10 日 月曜日 (第 2 日)

出席議員	43
欠席議員	43
出席説明員	44
議事日程	44
開 議	47

(設置・選任)

日野市議会平成元年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任 について	47
--	----

(議案上程)

議案 第 56 号	平成元年度日野市一般会計決算の認定について	47
議案 第 57 号	平成元年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定 について	50
議案 第 58 号	平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の 認定について	50

議案	第 59 号	平成元年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について	50
議案	第 60 号	平成元年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について	50
議案	第 61 号	平成元年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について	50
議案	第 62 号	平成元年度日野市老人保健特別会計決算の認定について	50
議案	第 63 号	平成元年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について	50
議案	第 64 号	日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	52
議案	第 65 号	日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	53
議案	第 66 号	日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について	53
議案	第 67 号	日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について	53
議案	第 68 号	平成 2 年度日野市一般会計補正予算について（第 2 号）	56
議案	第 69 号	平成 2 年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第 1 号）	71
議案	第 70 号	平成 2 年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第 1 号）	73
議案	第 71 号	平成 2 年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第 2 号）	73
議案	第 72 号	市道路線の認定について	75
議案	第 73 号	市道路線の廃止について	75
議案	第 74 号	（仮称）2 番橋新設その 4 工事委託契約の締結について	75
議案	第 75 号	字区域の変更について	75

議案	第 76 号	万願寺地区都市計画道路日野3・4・8号線築造（その 1）工事請負契約の締結について	78
（報告）			
報告	第 8 号	平成元年度日野市土地開発公社決算の報告について	79
報告	第 9 号	平成元年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告について	83
報告	第 10 号	議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について	88
（請願上程）			
請願	第 2-14 号	「市立平山中学校特別活動棟の増築に関する早期実現」の為の日野市議会に対する請願	89
請願	第 2-15 号	米市場開放阻止に関する請願	90
請願	第 2-16 号	義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情	90
請願	第 2-17 号	「義務教育諸学校の学校事務職員、栄養職員の給与費の国庫負担制度からの除外」に反対する陳情	90
請願	第 2-19 号	たきあい学童クラブへの希望者全員の入所を求める請願	90
散	会		90
○ 9 月 11 日 火曜日（第 3 日）			
出席	議員		91
欠席	議員		91
出席	説明員		92
議事	日程		92
開	議		93
（一般質問）			
鈴木美奈子議員			
	1.	ゴミ減量とリサイクル活動を市民参加でつよめよ	93
下村 功議員			
	1.	子どもの権利について	109

2. かしの木荘の利用状況について	116
-------------------	-----

内田 勲議員

1. 地域住民に迷惑のかからない残土置き場の管理を望む	120
2. (仮称)二番橋は予定どおり3月末に完成できるのか、安全対策は充分かについて問う	124

宮沢清子議員

1. 狭い道路をなくして安全で快適な街づくりの促進を(地域の生活環境の改善について)	128
--	-----

谷 長一議員

1. 市営住宅の建替とその後の動向	139
-------------------	-----

執印真智子議員

1. 日野市のゴミ減量を更に前進させるために——ダイオキシン問題も含め——	147
2. 照射食品に関する日野市の対応について	157

散 会	165
-----	-----

○9月12日 水曜日(第4日)

出席議員	167
欠席議員	167
出席説明員	168
議事日程	168
開 議	169

(一般質問)

田原 茂議員

1. 市立総合病院の現状と問題点——赤字を負担し甲斐のある病院目指して——	169
2. 公的保証人制度を創設せよ	190

旗野行雄議員

1. ゴミ処理問題について	193
2. 複合文化施設について	200

奥住日出男議員

1. 駐車場整備について問う	215
----------------	-----

一ノ瀬 隆議員

1. 市の行事について	224
2. 公園の清掃と自治会について	232

板垣正男議員

1. 中央公民館の若干の施設改善について	237
----------------------	-----

散 会	256
-----	-----

○9月13日 木曜日(第5日)

出席議員	257
欠席議員	257
出席説明員	258
議事日程	258
開 議	259

(一般質問)

沢田研二議員

1. 市民の健康増進のために、スポーツ諸施設の充実施策を積極的に	259
----------------------------------	-----

土方尚功議員

1. 日野市実施計画の前期にかかる到達度評価と後期計画について問う	269
-----------------------------------	-----

藤林理一郎議員

1. 住みよいまちづくりをめざして	275
2. 歴史と教育について問う	281

馬場繁夫議員

1. 市立病院の医業分業について	289
2. 通学路の安全対策と交通問題について	296
3. 平山地域の文化・生活環境整備促進について	309

名古屋史郎議員

1. 「幼保一元化」は幻か	312
---------------	-----

散 会	329
-----	-----

○9月14日 金曜日(第6日)

出席議員	331
欠席議員	331
出席説明員	332
議事日程	332
開議	335

(一般質問)

竹ノ上武俊議員

1. 生活・保健センターなど公共施設の使用料無料化に道をひらけ	335
2. 駅前放置自転車・バイクの解決を	343
3. 団地などの駐車場増設に市の積極的対応を求める	347

古賀俊昭議員

1. 市長は職務と責任に応ずる給与制度をつくるべきだ	352
2. 平成三年度の固定資産税の評価替えにあたって	356
3. 防災行政の充実を図れ(防災情報センター、同報無線、飲料水の確保を中心に)	362

米沢照男議員

1. 住環境を守る運動と市の対応について	374
2. 「平和行政条例」の制定について	388

佐藤洋二議員

1. 市長の政治姿勢	391
2. 高齢化問題	394
3. 総合文化センター建設	398

夏井明男議員

1. 歩行者の安全対策のさらなる推進を	406
2. 日野市内に公営住宅(代用市営住宅を含む)を大量に建設せよ	411
3. 街に熟年者・障害者のためにベンチを設置せよ	420

(請願上程)

請願第2-20号	日野市立総合病院を現在地に建て替えることに関する請願	422
請願第2-21号	公衆浴場に係る相続税・固定資産税の減免に関する陳情	423

請願第2-22号	日野歩道橋(日野本町2-17先)を撤去し代わりに横断歩道を新設することを求める請願	423
請願第2-23号	老人性白内障人工水晶体(眼内レンズ)に関する請願	423
請願第2-24号	「(仮称)浅川公会堂建設」に関する請願	423
請願第2-25号	中ホール建設に関する請願	423
請願第2-26号	中島道路交通禍についての陳情	423
請願第2-27号	高幡土地区画整理事業地区内の商工業者への営業権及び生活権の確保についての請願	423
散会		424

○9月28日 金曜日(第7日)

出席議員	425
欠席議員	425
出席説明員	426
議事日程	426
開議	431

(議案審査報告)

(総務委員会)

議案第64号	日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	431
	(総務・文教・厚生・建設)	
議案第68号	平成2年度日野市一般会計補正予算について(第2号)	432
	(厚生委員会)	
議案第65号	日野市中心身障害者(児)福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	437
議案第66号	日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について	437
議案第67号	日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について	437
議案第70号	平成2年度日野市受託水道事業特別会計補正予算に	

	について(第1号) .....	438
議案 第71号	平成2年度日野市老人保健特別会計補正予算につ いて(第2号) .....	438
	(建設委員会)	
議案 第69号	平成2年度日野市下水道事業特別会計補正予算につ いて(第1号) .....	439
議案 第72号	市道路線の認定について .....	439
議案 第73号	市道路線の廃止について .....	439
議案 第74号	(仮称)2番橋新設その4工事委託契約の締結につ いて .....	439
議案 第75号	字区域の変更について.....	439
	(一般会計決算特別委員会)	
議案 第56号	平成元年度日野市一般会計決算の認定について .....	441
	(特別会計決算特別委員会)	
議案 第57号	平成元年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定 について .....	469
議案 第58号	平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の 認定について .....	469
議案 第59号	平成元年度日野市下水道事業特別会計決算の認定に ついて .....	469
議案 第60号	平成元年度日野市立総合病院事業会計決算の認定に ついて .....	469
議案 第61号	平成元年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定 について .....	469
議案 第62号	平成元年度日野市老人保健特別会計決算の認定につ いて .....	469
議案 第63号	平成元年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の 認定について .....	469
紹介議員の取り下げの件 (請願審査報告)	.....	471
請願 第2-14号	「市立平山中学校特別活動棟の増築に関する早期実	

	現」の為の日野市議会に対する請願 .....	471
	(厚生委員会)	
請願 第2-1号	生コン工場・資材置場の公害に関する請願 .....	472
請願 第2-19号	たきあい学童クラブへの希望者全員の入所を求める 請願 .....	472
	(建設委員会)	
請願 第2-15号	米市場開放阻止に関する請願 .....	474
(継続審査)	(総務委員会)	
請願 第2-21号	公衆浴場に係る相続税・固定資産税の減免に関する 陳情 .....	474
	(文教委員会)	
請願 第2-16号	義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費 国庫負担制度の維持に関する陳情 .....	475
請願 第2-17号	「義務教育諸学校の学校事務職員、栄養職員の給与 費の国庫負担制度からの除外」に反対する陳情 .....	475
請願 第2-24号	「(仮称)浅川公会堂建設」に関する請願 .....	475
請願 第2-25号	中ホール建設に関する請願 .....	475
	(厚生委員会)	
請願 第2-20号	日野市立総合病院を現在地に建て替えることに関す る請願 .....	475
請願 第2-23号	老人性白内障人工水晶体(眼内レンズ)に関する請 願 .....	475
	(建設委員会)	
請願 第2-4号	京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願 ..	476
請願 第2-5号	帝人高層独身寮建設反対に関する請願 .....	476
請願 第2-6号	高幡土地区画整理事業地区内の突然の総合病院建設 計画の見直しについての請願 .....	476
請願 第2-9号	第53東豊田クリスタルマンション新築に関する請願 ..	476
請願 第2-10号	(仮称)二番橋の名称を「万願寺歩道橋」とするこ とを求める請願 .....	476
請願 第2-11号	中尾マンション(仮称)建築計画に対する反対請願 ..	476

請願 第 2-13 号	仮称神明 4 丁目ハイッ建築に関する請願	476
請願 第 2-22 号	日野歩道橋（日野本町 2-17 先）を撤去し代わりに 横断歩道を新設することを求める請願	476
請願 第 2-26 号	中島道路交通禍についての陳情	476
請願 第 2-27 号	高幡土地区画整理事業地区内の商工業者への営業権 及び生活権の確保についての請願	476

(継続審査議決)

下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件	476
スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件	477
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件	477
市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件	477

(請願上程)

請願 第 2-28 号	大坂上二丁目の「(仮称)日野マンション」の建設 計画に関する請願	478
-------------	-------------------------------------	-----

(議案上程)

議員提出議案第 9 号	育児休業法の早期制定を求める意見書	478
議員提出議案第 10 号	ゆとり宣言の決議	478
議員提出議案第 13 号	大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整 に関する法律及び東京都小売商業調整に関する要 綱の存続に関する意見書	479
議員提出議案第 14 号	固定資産税と相続税の軽減を求める意見書	479
議員提出議案第 18 号	東京都立七生養護学校の高等部新設と施設充実を 求める意見書	480
議員提出議案第 19 号	米市場開放阻止に関する意見書	480

午後 11 時 28 分休憩、後、再開に至らず閉会 481

9 月 7 日 金曜日 (第 1 日)

平成 2 年 日野市議会会議録 (第 24 号)  
第 3 回定例会

9 月 7 日 金曜日 (第 1 日)

出席議員 (30 名)

1 番	沢 田 研 二 君	2 番	執 印 真智子 君
3 番	田 原 茂 君	4 番	小 川 友 一 君
5 番	高 橋 徹 君	6 番	土 方 尚 功 君
7 番	天 野 輝 男 君	8 番	下 村 功 君
9 番	佐 藤 洋 二 君	10 番	福 島 敏 雄 君
11 番	内 田 勲 君	12 番	宮 沢 清 子 君
13 番	馬 場 繁 夫 君	14 番	福 島 盛之助 君
15 番	藤 林 理一郎 君	16 番	小 山 良 悟 君
17 番	高 橋 徳 次 君	18 番	一ノ瀬 隆 君
19 番	板 垣 正 男 君	20 番	鈴 木 美奈子 君
21 番	奥 住 日出男 君	22 番	夏 井 明 男 君
23 番	黒 川 重 憲 君	24 番	旗 野 行 雄 君
25 番	古 賀 俊 昭 君	26 番	市 川 資 信 君
27 番	谷 長 一 君	28 番	名 古 屋 史 郎 君
29 番	竹ノ上 武 俊 君	30 番	米 沢 照 男 君

欠 席 議 員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	佐藤智春君
助役	砂川雄一君	総務部長	藤浪竜徳君
企画財政部長	長谷川暢男君	生活環境部長	糸川滋君
市民部長	永瀬誠一君	都市整備部長	前田雅夫君
清掃部長	小林修君	福祉部長	坂口泰雄君
建設部長	橋本栄萬君	病院事務長	大崎茂男君
水道部長	高野隆君	学校教育部長	藤本亨一君
教育長	長沢三郎君		
社会教育部長	坂本金雄君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橋達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3  
立川速記者養成所 所長 関根福次  
速記者 保木シゲル君

議事日程

平成2年9月7日(金)  
午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 行政報告  
日程第4 諸般の報告

本日の会議に付した事件

日程第1から第4まで

午後1時56分 開会

○議長（小山良悟君） これより平成2年第3回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により、議長において

9番 佐藤洋二君

10番 福島敏雄君

を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（古賀俊昭君） それでは、去る9月4日に開会をいたしました第3回定例会における日程等についての議会運営委員会における協議の結果を御報告をさせていただきます。

今定例会には、一般質問21名の方からの通告がございます。一般質問の取り扱いにつきましては、概ね21名でございますので、通常5日間ほどの日程が必要なわけですが、今議会は9月中旬に振替休日、また10月に入りますと議会関連のさまざまな日程が既に決定をしているということで、議案審査等の内容も十分に検討いたしましたが、4日間でひとつ対応していただきたいということで、一般質問についてはそのように決定をさせていただきました。

請願、陳情もそれぞれの会派で御報告があったと思いますが、関連する常任委員会に付託が決定をいたしております。

なお、今定例会では平成元年度一般会計、特別会計の決算の審査のための特別委員会を設置をされることになっております。

追加議案等の議会への提案の予定も理事者の方から報告をされております。内容等については、それぞれ各会派で御報告があったと思いますので省略させていただきます。

こうした全般の会期の日程等を十分に協議しました結果、会期といたしましては、本日9月の7日から9月28日までの22日間と決定をいたしております。細かい日程の内容については、お手元の予定表を御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって会期は、本日から9月28日まで期日22日間と決定いたしました。

次の日程に入る前に教育長から発言したい旨の申し入れがありましたので、これを許します。

○教育長（長沢三郎君） 権威ある日野市議会の同意をいただき、8月3日付で日野市教育委員に任命させていただきましたことを大変光栄に存じております。

引き続き8月8日、日野市教育委員会臨時会を持ちまして教育長としての推挙を受け、東京都教育委員会の承認があり、教育長に就任いたしました。「初心忘るべからず」のことわざではございませんが、日野市民の負託に応え日野市の教育行政に誠心誠意取り組んでいく決意であります。

至らぬ点の多い私でございますが、引き続き御指導、御鞭撻をよろしくお願いし、就任のあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（小山良悟君） 次に日程第3、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 行政報告を行います。

前定例会以降、今定例会に至る間の主要な行政事項について、私より3件につき報告を行い、他は提出資料をもってかえさせていただきます。

1、日野保健所長より管区の変更報告について。

日野保健所は、昭和44年4月、日野市と当時の多摩町、稲城町の1市2町の区域、人口約14万人を所管する保健所として開設されております。

以来、20年余を経過し、区域の人口は増加の一途をたどり、開設時の約2倍半を超える36万人に達し、各市とも市制をしく状況のもと、10年以前より保健所運営委員会の名をもって都に対し所管区域の分割を要請してまいりました。

東京都は本年8月1日、多摩市、稲城市の区域を分割し、新たに多摩保健所の開設を見る運びとなりました。これに伴い日野保健所は、日野市区域のみを所管する保健所として新たな保健行政がスタートしたことになります。

去る8月2日、鈴木日野保健所長が来庁されて、この件の正式報告とあわせ、これま

で以上にきめ細かい保健サービスに取り組むことを申し述べられ、意を強くするところであります。

当市といたしましても、保健所との連携を一層密にして、公衆衛生の向上と市民の健康増進に努める所存であります。

2、都の長期計画に関する知事への意見具申について。

本年5月末に東京都の長期計画懇談会の「中間まとめ」が発表されましたが、これを機に去る7月26日、東京自治会館において知事と市町村長の意見交換会が持たれました。

当市として、この機会に、市内程久保緑地を東京都の財政負担により公有化をはかられ、多摩動物公園の拡張用地、あるいは都立美術館建設用地として緑地保全していただきたい旨意見を述べ、都知事の見解を求めました。

これに対し都知事は、程久保緑地については、その一部の約8ヘクタールを七生公園の拡張用地として既に都市計画決定し、都において土地取得の準備を進めている。残りの部分についても、積極的に公園の拡張用地として確保していく考えである、との回答がありました。

程久保緑地の保全については、これまでも機会あるごとに都に対し要望してきたところではありますが、今回、知事のこのような回答を得たことにより、その実現が一層確実なものとなりました。市においても、地元対策、地主対策などの取り組みに万全を期したいと考えております。

3、要保護高齢者居室確保事業について。

最近の地価高騰により住宅問題が社会問題化しておりますが、高齢化社会を迎え、弱者の立場にある老人の住宅確保は緊急の課題となっております。

このため本市では、都のシルバーピア事業に準拠する要保護高齢者居室確保事業を推進してきましたところ、本年度事業として、2人の地主さんの協力により福祉アパートの建築と賃貸借につき基本合意が整う見通しが確定いたしました。

この事業は、市の指導する設計仕様に基づいて、地主さんが建設されるアパートを棟ごと借受ける方式で、高齢者の居室と生活の安全を考えた設計が配慮されております。

今後も引き続き、この方式による居室確保を進め100室くらいを維持したいと考えております。

以上、主要な事項3点につき御報告を申し上げ、議会の御理解をお願いするところであります。

以上です。

○議長（小山良悟君） 収入役以下については報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これより行政報告全般について質疑に入ります。黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君） 3点ほど質問をしたいと思います。

まず第1点は、公共用地、水路と民地の境界確定について質問をしたいと思います。

今、この日野市には、日野用水土地改良区と七生土地改良区と二つの改良区があるわけですが、御案内のようにこの土地改良区は、一定の地域を軸として地区内の土地の資格者が組合員となって、そして、その組合員に経費を付加し土地改良事業を進めていくことは御案内のとおりであります。この土地改良区内ということを経由して確定業務がかなり滞っているやに聞いております。この辺の、この二つの改良区での現状をお伺いしたいと思います。

第2点目には、去る第2回定例会で市長から報告のありました庁舎隣の家つき住民つき土地の件であります。この防災情報センターのその後の状況をお尋ねしたいと思います。

3点目には、今、市内の各地域でワンルームマンションの建設反対の動きが、かなり活発化いたしております。昭和62年、過去に多摩平六丁目のワンルームマンションの建設阻止に関する請願というものが、各日野市の市議会の全会派の方たちから紹介議員になっていたものが議会、委員会では否決をされるというような、こういったこともございました。昨年には、日野台二丁目の審議未了で廃案になったわけですが、いまだに建設もされずに残っております。既にことしに入ってから4件の請願が出されました。帝人高層独身寮建設反対に関する請願、4月の6日。東豊田クリスタルマンション新築に関する請願、6月12日。中尾マンション建築計画に反対する請願、6月19日。仮称神明4丁目ハイツ建築に関する請願、6月26日。

このように、あちこちからかなりワンルームマンション反対の請願が出てきているわけですが、今後、日野市は、これらに対してどのように対応をしていくのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小山良悟君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 1点目の水路、民地の境界確定について、今、日野市内にある土地改良区二つの現状ということの御質問でございます。

お答えを申し上げます。

日野用水土地改良区については、昭和29年の10月5日に設立をされております。現在

でも事業の施行中でございます。受益面積でございますけれども、301ヘクタールでございます。地区から申し上げますと、日野市の大字日野全域と栄町、新町、日野本町、神明上、大坂上の全区と、それから、あと東になりますけれども、宮、上田、万願寺、下田、石田と、それから、一部八王子市の小宮町が入っております。理事長については佐野光さんでございまして、ほか役員は13名でございます。組合員は、現在302名でございます。

それから、あと一つの改良区でございますけれども、七生村土地改良区ということでございます。これについては、昭和28年に設立をされております。受益面積は106ヘクタールでございます。地区から申し上げますと、西平山の一丁目、二丁目、平山の四丁目、南平の五丁目、六丁目、七丁目。それから東の方になりますけれども、高幡、落川、百草でございます。

現在、この市内の境界確定でございますけれども、市で直接行っている件数を申し上げますと、1年間で約120件から130件、市として扱いをしております。

土地改良区の方でございますけれども、土地改良区の方は、今、黒川議員さんの御指摘の中にもありましたように、事実上は土地改良区が境界確定をしなければならない、ということになっておりますけれども、この業務が遂行できない、というのが現状でございまして、扱っている件数から申し上げますと、約120件ばかりが今未処理になっているということでございます。

この内訳を申し上げますと、日野土地改良区の方が58件、七生村土地改良区の方が62件というのが現在未処理ということでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） 2点目の御質問にお答えをさせていただきます。

市役所に隣接する公共用地に伴います集合住宅の件でございます。その経過ということでございますけれども、6月の議会で、行政報告の中で御説明をしておりますけれども、その後でございますけれども、もとの所有者と居住しております方と現在折衝がなされてございます。きょう現在で1世帯の方が転居されておまして、残る方は7世帯ということでございます。

市への引き渡しは12月の27日、本年末、正確には12月の27日でございますけれども、これまでに元地主さんには、折衝に当たっては、トラブルのないように居住者に対して十分配慮を特にお願したいということで、機会あるごとにお願いをしているところで

ございます。最近におきましても、公社の常務理事から誠意ある交渉を行ってほしい、という要請もしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） それでは、3点目のワンルームマンションの建設に対する対応につきましてお答えをいたします。

まず、最近の5カ年のいわゆる一般世帯、それから単身者用を含めまして、どのような建設の状況か、ということをちょっと御報告をいたしたいと思えます。

昭和60年でございますが、共同住宅の建設戸数、これは、日野市が指導要綱に基づきまして扱っている件数でございますけれども、世帯用、単身者用あわせまして、昭和60年が755戸でございます。これが昭和61年になりますと、この合計が1,692、要するに昭和60年を戸数755を100といたしますと、61年度は2.42倍になっております。それから62年度になりますと、2,363戸、3.13倍、63年が1,650戸で2.19倍、平成元年度が1,518戸で2.01倍、こういう経過をたどっております。

このうち単身者用は、パーセントで申し上げましたけれども、この5年間を平均いたしますと、大体55%前後を占めているということでございます。特に昭和63年をピークにいたしまして、元年度につきましては若干下降をたどっている、そういう状況でございます。

御質問の中にもございましたように、近年、このワンルームマンション、それから、3階以上のいわゆる中層建物と申しましうか、軒高の高い建築物に対する付近住民のいろいろトラブルが発生してございます。この件につきまして、いろいろ検討いたしまして、本年の4月、あるいは本年の9月1日付をもちまして、この対応策をいたしてございます。

特に中高層、及びワンルームマンションに対する対策といたしまして、4月1日から行ったものにつきましては、まず工業地域内のマンション建設でございます。これは御承知のように建築基準法の中で高度制限がございませんので、建ぺい率、容積率、その他法令以内の建物ができるわけでございます。この用途地域の趣旨に沿いまして、できる限り住宅を少なくするという意味で、この工業地域につくる建築物につきましては、第2種高度地区の基準を当てはめるということでございます。したがって、必然的に高さが低くなる、ということでございます。

それから、あと一つは、ワンルームをできるだけ少なくいたしまして世帯用の住宅に

誘導するというので、現在要綱の中で公共公益費、いわゆる行政協力費をいただいておりますけれども、この対象戸数を、ワンルームにつきましては現在もっていないわけでございますが、世帯用につきまして、この控除戸数を引き上げてございます。今まで8戸であったものを12戸にした、ということが1点言えると思えます。

それから、さらに本年の9月でございますけれども、いろいろマンション建設にかかわる問題点等を検討し、また他市の状況等も調査、研究をいたしまして、いわゆる単身者用住宅、及び地上4階建以上の建物につきましては、当該建設予定地の境界から建物の高さの1.5倍の水平距離の範囲内の、いわゆる住民の皆さんから、事業者が事業の内容をよく説明をし同意を得る、ということを義務づけました。

それから、ワンルームマンションの建設の中で、いろいろ問題になっている中で駐車場の問題があるわけでございます。駐車場の件につきましては、原則的には建設戸数相当分を確保する。ただし、そのうち2分の1、いわゆる50%についてはその敷地内に設ける、要するに併設義務をここで課したわけでございます。

一方、先ほど申し上げましたように、いわゆる行政協力費の控除戸数を減らすと同時に、駐車場を敷地内に基準以上、要するに敷地内に50%を、住居形等については50%を基準にしておりますけれども、それ以上設置したのにつきましては、この行政協力費を一定の割合で免除をする、そういう規定にいたしまして現在対応しているということでございます。

○議長（小山良悟君） 黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君） 1点目の問題でございますが、今、部長からお答えがありましたとおり、かなりの件数が滞っておるということでございます。何ゆえにこの確定業務ができないのか、ということでございますが、通常境界確定と申しますのは、国有財産その他、法令によって東京都知事が国から機関委任を受け実施をしているわけであり、直接の実務は、東京都財務局用地部境界確定課が担当しておる、と伺っています。

ところが、この国有財産の境界が明らかでないために、その管理に支障がある場合には隣接地の所有者に立ち会って協議を求めます。その協議が成立した場合には、財産管理上、当該境界を明らかにしていく。そのために境界表を設置して隣接土地所有者に対して境界図を添付して、そして通知書を交付する。その土地所有者は、その通知書を持って登記簿上の分筆等を行っているのが現状であるわけであります。

先ほど部長の説明にもございましたこの日野用水土地改良区につきましては、昭和29年から事業が施行されて、現在も行われているわけでございますが、この土地改良法の

第5条の6によって、この改良区域内に要する公共用地事業に既に編入をされておる。その時点で国有財産法による管理、すなわち境界確定業務が効力を失ってしまって、土地改良法による管理が発生をしてくるんだそうであります。

したがって、事業施行者である土地改良区が境界確定業務を行わなければならない。しかし、現在この業務を実施する機能が、全くこの土地改良区にはないんだそうであります。

ですから、住民は境界画定をするのに一体どこへ持っていったらいいのか、このことをどこへ窓口として求めたらいいのか、全く宙に浮いてしまっている。これが120件もの境界確定業務が滞っておる現状じゃなかろうかと思えます。

こういったことを踏まえて、今後どのようにこの方たちの要望を聞き入れていくのか、再度、御答弁をお願いしたいと思います。

2点目の防災センターのことでございますが、去る6月定例会の中での市長の報告を受けて、「セピア神明」に住む住民から電話連絡をいただきました。「一般新聞を見てびっくりした。つまり自分たちの住んでいるところが防災センターになる」とこういって非常にびっくりして問い合わせがございました。いろいろお話を伺ってみますと、部長の説明とは大変かけ離れたようなことが現場であるようであります。この「セピア神明」に住む人々には、ことしの2月に不動産屋さんの方から「相続税をどうしても払わなければならないから土地を売るようになった」という説明がなされたそうあります。5月に入りまして、同じくこの不動産屋さんの方から「もし出る意思があったならば、その部屋を紹介します」ということで、同じ神明に新築をされる金子邸というところを紹介してもらったそうあります。これは、ただの一回、こういう話があったそうあります。

そして6月30日、ですから6月議会もほぼ終わったんでしたかね、そのときに「神明入居者各位」ということで内容証明が送られてきた。内容証明というのは、特段にはなにも大げさに考える必要はない、ということかもしれませんが、私は、この内容証明そのものは裁判のときとか、そういったときに使われる大変重要なものであることはあるんですが、また違った角度から見ますと出される方は、いつでも裁判でも何でもやっごらんさい、出るところへ出て大丈夫ですよ、とこういったふうにもとれる。すなわち、この内容証明そのものを出すということは、この事柄といましようか、件といましようか、今起こっていることがスムーズに行われていないときにこういったものは出されるんじゃないでしょうか、通常。普通、話し合いがうまくいっているならば、

こういったものは当然出てこない、こう私は理解をしておる。

しかし、また、この内容証明なるものが、これがまた不思議でございまして、内容証明書用紙に書いたんだ、ということがきょうわかりました。そばに、周りに、手紙を書くので探してみたら便箋用紙がなかった。ちょっと見たら内容証明書用紙があったんでそれに書いたんだ、とそういうことだそうです。何か、これも随分ばかにしたことだございまして、ラブレターを出すのに便箋がないから、内容証明書用紙でも構わずそこにあったから出した、とこんなような感じかもしれない。

ちょっと、この内容証明書用紙なるものにかかれたものを読んでみますと、「さて、かねてより御案内させていただいておりますように、立ち退きに伴う今後の転居先として当社が皆様に御紹介できる物件は、同じ日野市神明に8月22日入居予定で新築中の金子邸のみでございます。この物件については、かねてより皆様に御紹介させていただいておりますが、金子邸へお引越しをいただける方はいらっしゃらないようなので、きょうまで「セピア神明」の入居者の皆様の転居先と考えて一般の募集を控えておりましたが、入居まで1カ月近くなって入居者が決まらないままに引越しを受けるわけに当社としてもまいりませんので、通常の募集活動を開始させていただきます。御了承ください。今後は入居者の皆様個々で地元の不動産業者に出向いて、できれば8月末までにお気に召したお部屋を探した上で当社まで御連絡をくださいますようお願い申し上げます。その上で、条件等のお話し合いをしていきたいと考えております。これに伴い、本年3月より続けさせていただいておりました賃料等相当金の集金業務を取りやめにさせていただきますので、今後はお振込にてお願い申し上げます。」こういった内容の、いわゆる内容証明書用紙なるものに――私は、これは内容証明書だとばかり思っていたんですが、先ほど言いましたように用紙に書いたんだ、とこういってございまして、こういうものが6月30日に送られてきた。

住民の方に聞いてみますと、「決して、市側に協力ということはわかるので、出ないということを行っているんじゃない。もっと、なぜ親切に話し合いをしてくれないのか」ということを盛んに申ししていました。

この建物部分の活用は当然といたしましても、いまだ10世帯のうちに7世帯の方たちが住んでおる。移転の見込みのないままに自治体がこういうものを買われるというのは、少し事が性急に運んだんではなかろうか、と私は思います。全体の購入金額は、たしか6億何千万じゃないかと思いますが、残り、何か1億円残っているんだそうですね。それはマンション代と、それからマンションの下の土地代をまだ、要するにみんな移って

いないんでその分だけ残っているんだそうです。それが、何か正確に言うと7,000万ですか、ところが3,000万上乘せして、ちょうど区切りのいいところで1億円残っている、こういうことでございますが、その残っているのは別にしまして、土地の売買というのは、あくまでも売る側と買う側の問題であるかもしれません。ですから、その土地に住んでいる、あるいはマンションに住んでいる住民に、なにも細かく相談をすべきことでは確かでないかもしれません。また、立ち退きに関する問題は、この土地の所有者と仲介業者、借家人との問題で、その両方で解決をすべき問題かもしれません。

しかし、一民間業者が立ち退きを迫っておる、この物件を買う、ということではないわけでありまして。この日野市という自治体が事をするわけでございます。もう少し、そこに住んでいる日野市民のことを考えて行動することがよかつたのではなかろうか、このように思いますが、いかがでしょうか。

3点目のことでございますが、今、部長からいろいろと説明がございました。住みよい指導要綱にも「8戸以上のもの」という云々のことがございました。それを受けて単身者用の指導指針なるものが出ております。これによりますと、やはり8戸以上建てる場合には市の指導が必要である。

ところが、最近、聞くところによりますと、程久保、あるいは旭が丘の方で7戸という提出をしながら、途中で、それができ上がってみると7戸どころじゃなくて大変多くの部屋ができておる。こういった話を伺いました。そして、この質問をしているわけですが、東京都に建築確認を7戸で出して、途中で変更届けを出す、そうしますと東京都は、その土地が建べい率等できちんと適合しておれば、この変更届けにはオーケーのサインを出す、こういう、いわゆる抜け道といいたいでしょうか、そういうものをしておるんだそうです。

市長は、最近土地を売られたという話を聞きました。市長のところですから非常に高いと思います。既に市長選に向けて、6期目に向けて盤石の体制が整ったんじゃないかな、という気がするわけでありまして、この市長の土地にマンションができた。毎日、70歳ぐらいの御老人の方がその現場に行きまして、「君、ここは何戸ぐらいできるんだね」と、いろいろ聞いていたそうです。これを市長だとは私は言いませんよ。私は見ているわけじゃありませんから……。何か非常に市長に似ておった、とこういうことでございます。ところが、できたら非常に大きなマンションができ上がった、こういったこともあったそうでございます。

先ほど冒頭に申しましたワンルームということで、今、地域の住民が非常にナーバス

になっておる。もう一度、この辺についてお答えをお願いします。

○議長（小山良悟君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 1点目の今後の対応について、ということについてお答えを申し上げます。

土地改良法上では、改良区の解散とか事業の縮小により、農水省所管の国有財産として農水省の方へ財産を引き継ぐということが出来るわけでございます。また、協議によっては東京都、または日野市へ引き継ぐことも可能なわけでございます。

なお、こういう二つのものに対して、これから指導官庁である東京都とも十分協議をいたしまして、こういう点も一日も早く正常な業務が行われるように今後努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小山良悟君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） 集合住宅つきの土地の購入につきまして、入居者の方に大変御迷惑をかけているところでございます。市が直接入居者と交渉しているわけではございませんので、細かい交渉の内容とか経過等については情報がなかったわけでございますけれども、ただいま聞きまして大変御迷惑をかけているということでございますので、それについてはおわびしたいと思います。

ただ、契約上、本年の12月27日までにということで、それが終わってからでも1億円の金額を払い、というようなことでございますので、この解決につきましては、もとの地主さんと、それから入居されている方との中で、もと地主さんが誠意を持って今後交渉するように私どもも十分要請をしまいたい、このように考えております。

以上です。

○議長（小山良悟君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） それでは、お答えをいたします。

今お話の出ました2件でございますが、そのうち旭が丘の建築物につきましては、建築確認は6世帯で確認を取った、というふうに私どもは理解をしております。その後いろんな都合がございまして7世帯に変更をした、ということでございます。これは、私どもの担当課の方で施主等に確認をいたしまして、そういう形で理解をしております。

それから、程久保の事例につきましては今御指摘のあったとおりでございまして、私ども、指導要綱の内容につきましては十分東京都の建築指導事務所にも内容を説明をし、この要綱に該当するものについては、もし市との協議の整っていないものについては市

と協議をするように、東京都の方から建築主、あるいは代理人に指導するように、そういうお願いをして今までやっているわけでございます。

今出たようなケースにつきましては、建築基準法上の問題は、これは東京都が行うわけでございますけれども、指導要綱にかかわる問題につきましては、ごみとか生活上の問題もあるわけでございますので、事後になりましたも施主、あるいは代理人を呼び出しまして十分指導をいたしております。現在、指導中というところでございます。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 市長の行政報告に対して4点お聞きをいたします。

まず最初に、平和都市日野の推進者でもあります市長に、8月2日に起きたイラクのクウェート侵攻について、どのような感想をお持ちになっているか、お聞かせをいただきたいと思えます。

次に、職員の海外研修についてお尋ねをいたします。

昨年度、職員の海外行政視察の予算が計上されましたが、どのような理由によるかわかりませんが実施されませんでした。平成2年度、同じように職員の海外行政視察の予算が計上されまして、負担金ということで1人60万円、3人分の予算が認められているわけですが、これが今回この夏に実施をされたようであります。初めての、職員の海外視察でありますので、いろいろ検討され視察の実が上がるということを目的に行われたものだと思いますが、この職員の海外研修の実施日、それから予算額、視察先、参加者、それから、視察のもちろん目的も含めてどのような海外視察が行われたのか、市民も大変興味があるところでありますので、御報告をお願いをいたします。

それから、文化財の保存に関連をしてお尋ねをいたします。

ことしの3月の定例議会の折にも、私は、日野にせっかく現存をしております土方歳三の生家を一部でも何とか保存することができないか、ということで市長にお願いかたがた質問をしたことがあるわけですが、結果的には、日野市民の市民側の努力もなかったと思えますが、行政も全く関心を示さずについに取り壊されてしまったわけでありませう。

これに続きまして、今回、ちょうど今移転の作業が行われているところでありますが、甲州街道沿いの溝呂木さんのおうちが今解体をされております。これは文化的な価値があるということもあったんでしょ、東京都の「江戸・東京博物館」小金井に今回移転をして、そこで保存をされる、ということになっているわけでありませう。

私は、こうした日野に現存する文化財、あるいは、こうした本来保存が妥当であると

考えられる建築物等については、日野市が責任を持って行政が保管をしていく、保存をしていく、ということが本来筋であるのではないかと思うわけでありませう。

たまたま、下水道事業の関連で取り壊しを予定をされる、立ち退きを求められる。何とか日野市内で私は保存をする、その建物があつた場所で保存をすることが妥当だと思つて居るわけでありませう、何とかよその市へ持って行かれてしまつて。市民運動かなにかで、日野市でぜひ保存をしてください、という市民の側の熱意もさっぱりなかつたように思つて居るわけでありませう、かといつて、市民がその保存について熱意を示さなかつたからといつて、市も、じゃあよそへどうぞお持ちになってください、ということも、またこれ芸がないと思つて居るわけでありませう。

私は、市で保存をすべきである、という立場からお聞きをしているわけでありませう、市は、この溝呂木家の家屋について保存のための検討をしたのかどうか、また、結果としては日野の町から離れていくわけでありませう、市で保存できなかつた理由は何であるのか。小金井の他市へ行つてしまつて居るわけでありませう、その理由をお尋ねいたしたいと思つて居る。また、土方歳三のうちも取り壊されてしまつて、もう既にこの日野の町には存在をしないわけでありませう、こういつた一連のことに関して——溝呂木家のおうちも今度は日野からなくなるわけでありませう、市長はどのような心境でこの事態を迎えておられるか、お考えをお聞かせをいただきたいと思つて居る。

それから、最後の質問になりますが、仮称の浅川公会堂建設に向けて懇談会が設置をされることになって居る。予算も平成2年度42万5,000円が懇談会委員の報酬として計上されているわけでありませう、現在この懇談会は組織されているのかどうか、現状を教えていただきたいと思つて居る。

以上です。よろしくお聞きいたします。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 8月2日、中東地域においてイラクが隣接する他国のクウェートを武力侵略をした。こういう世界を震撼させるショッキングな、全く平和に反する現象が、今、国際社会を大きく動かして居る。私が個人的にどうこう考えるということをお問われる理由は、いかがなものか、というふうに思つて居るけれども、極めて遺憾な事態である。これはどなたでも同感だと思つて居る。

今、国連を中心としてイラクの無謀を何とか反省させる行動がとられつつあるわけでありませう、やっぱり国際世論においてこの戦争行為の、しかもそれが侵略である、ということの非を十分批判をし、そして正常な姿に回復をさせる、ということが、特に今

日の世界の動向からして重要なことだ、とこのように認識をいたしております。感想というのはそういうことをごさいますして、行動する能力のないことを残念に思うわけですが、なお、ひとつ考えてみたいと思っております。

あと、もう1点問われました文化財保存ということで、要するに古民家が開発に伴って消えていく。一面には、一つの過去の文化を語るものとして大切だとは思いますが、土方家の場合、これが、日野市文化財審議会で保存をしなきゃならない、というふうにはなっていなかったそうをごさいますして、残念をごさいます。私は、せめて石田寺あたりに何か保存の方法が、あるいはなかったらどうか、ということの後ではありますけれど感じておるところであります。

それから溝呂木家は、これは多少これまでも、八王子千人隊の医者の家柄のその建物をまた日野に移し建てられたものだ、というふうには聞いてはおりました。今回、溝呂木家も長い間あいう古民家の姿で、その中で生活しておいででございまして、私も訪れてお話もしたこともございまして。不幸中の幸いといひましようか、東京都の「江戸・東京博物館」の用意される約40個の一つとして加えられたということもありますので、一つの救いであった、とこのようには考えております。

確かに、もっと早い時期に用地ぐるみ古民家を求められるような能力があったら本当によかったな、というふうには感じておりますけれども、今日、市が持ち得ております公共用地の中に建てかえすべき予定地もちょっと考えられませんが、これまで申し上げておりますが、日野駅も、民家ではありませんけれども、一つの由緒のある建物でもありますので、これは一応場所を内定をして、建てかえがあるときには市としていただきたい。このことを申し出ておるところでございまして。

以上です。

○議長（小山良悟君） 助役。

○助役（砂川雄一君） 2点目の、職員の海外研修の件につきましてお答えをいたします。

今、御質問の中にもありましたように、元年度で実は予算化をして海外研修を実施する予定でございましたけれども、いろいろ準備が整いませんので、元年度については実施できなかったわけでごさいます。

今年度につきましては、人数3人ということで予算化をお願いしまして、年度の当初から今年度についてはぜひ実行できるように、いろいろ準備を進めてきたわけでごさいます。これは、やはりあくまで自主研修でございまして、積極的な研修意欲があつて、

かつ研修効果の期待できる者に対して予算の範囲内でその経費を補助する、負担をする、という性格の事業として位置づけをしているわけでごさいます。

研修の実施に当たりましては、日野市職員海外研修実施要綱というのを定めまして、これによって研修の対象者の範囲とか人員、期間、経費など一般的な基準を定めまして実施年度ごとに実施要領によって、その年度ごとの計画を実行するというような形で進める、という形で考えて今回の事業に取り組んだわけでごさいます。

最初の海外研修でもございまして、研修の対象者を一応市の幹部職員ということで、一応特別職、もしくは幹部職員、特に部長さん方の中からまず考えていただくのが妥当ではないか、ということで市長とも十分協議した上で、豊富な知識と経験を持ち長年にわたって勤務をされた部長さんから希望者を募る、というような形で御本人の意向を打診した上で3人の部長さん、藤浪総務部長、高野水道部長、坂本社会教育部長の3部長さんに今年度については行っていただいたわけでごさいます。

手続き的には、3部長から研修申し込みが提出をされまして、これに基づいて研修推薦委員会にかけて決めさせていただく、という手続きをとっております。

海外研修の行き先につきましては要綱により、その研修目的に適合する場所を選ぶ、ということにしておりまして、必ずしもその年度の研修者が全部同じところに行かなければならない、という取り決めはございません。今年度が初めてということもございまして、あらかじめ参考資料として、研修コースの候補になるようなものについて7点ほど準備をいたしました。しかし、1人当たりの予算額が、一応予算上では60万円ということで予算化をされておりましたので、その範囲内で、できれば個人負担が少なく済むということもございまして。そうした中から、7件ある中から一つのコースを選んで今年度は実施をした、という形になったわけでごさいます。その行き先は、東ドイツ、ポーランド、オーストリア、ハンガリー、こういうふうな回るコースでございまして。日野社会教育センターの方で募集をいたしましたものでございまして。

この地域は、御承知のとおり現在世界の関心を集めている地域でありまして、大きな社会的変革が進んでいる国でもありますし、また、7カ所の候補地のうち負担金が予算額の範囲内に納まるコースでもございまして、今年度適切な選択ではなかったかと思っております。期間は、8月の15日から8月の24日までの10日間でごさいます。訪問地は、先ほど申し上げましたように東ドイツはベルリン、それからポーランドはワルシャワ、クラクフという二つの都市、それから、オーストリアについてはウィーン、ハンガリーについてはブダペストということでごさいます。負担金は1人当たり57万7,000円

で、これは予算の範囲内で済みました。

4点目の浅川公会堂の懇談会の件でございます。

今御指摘いただきましたように、懇談会の予算を今年度計上させていただいておりましたが、現在この浅川公会堂の、今年度は基本計画を立てるということで今庁内で準備を進めているわけでございますが、文化スポーツ推進本部の事業の一部としまして取り組みを進めてきたわけでございますが、推進本部というのは、御承知のとおり横断的な組織でございますので、専任の担当者がいるというわけではない、という点があって、私どもの事務不慣れというようなこともあって若干手間取ったこともありまして、今庁内に検討委員会を組織をするということで、その準備が今終えたところでございますが、それと歩調をあわせて懇談会についても設置要綱を定めましたので、これから早急に取り組んで懇談会を持つようにしたい、というふうに考えております。

以上です。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） まず、イラクのクウェート侵略ということで、市長は明らかに国際法に違反する侵略行為ということを認めておられる点は、私も同感です。ただ、みずから何か行動する能力がない、というようなことを言われて、これから何か考えてみようか、というようなお話で、しかし、諸外国を含めてそれなりの対応は行われているわけですが、我が国の現在行っている貢献策については、いろいろ議論が分かれております。

例えば、国に対して何か市長として要望を出すとか、イラク大使館に出向くとか、核兵器の廃絶まで目指そうという日野市長でありますから、具体的にこうして侵略の行為が行われて、我が国も中東に大きく依存をしているという現実からすれば、自分に能力がないからという変にこういうときだけ謙虚になる必要は、私は全くないと思うんですね。やはり、横田の基地がうるさいと言っては抗議文書をお出しになる。訓練はやめろ、というふうにおっしゃるのであれば、そういった市長の行動、アクションが、私は当然こういうときには即座に行われてもいいと思うんですね。市長としては、何かこれから考えたいということですが、これから何かやるというのは、いかにも日本の政府とよく似ているような気がするんですね。侵略である、ということがはっきり市長の認識としてあるならば、政府はこういうことをすべきであろう、と政府に対しても何か要求、要望を出してもいいし、考え方を自治体として示すことも私は差し支えないと思うんです。

また、日本にはイラクの大使館も存在をしておりますから、そういうところへ出向い

て抗議の意思を自治体の長としてあらわすことに、私は躊躇する必要はないと思うんですが、何かおやりになった方が、私はいいのではないかと思います。平和都市日野のためにも、そのことは評価されこそすれ非難されることはないと思いますので、その点、市長としては何かをすべきだと私は思いますが、これから、あくまで考えたいということに終始されるのかどうか、もう一度お尋ねをいたします。

それから、ちょっと前後するかも知れませんが、まず、古い文化的な価値を持つと思われるカヤぶき屋根の溝呂木さんのおうちのことについて、もう一度お尋ねをいたしますが、まず土方歳三の生家等についてはよく教育委員会の方なんかからお聞きする話にも必ず出てくるんですが、文化財としての価値が認められない、だから保存の対象にならないんだ、というようなお話があるんですが、私が前の一般質問で申し上げましたように、日野が生誕地であり、今さまざまな形で、日野のふるさと祭りの中でも取り上げられております新選組副長の土方歳三がやはり生まれたおうちとして、いろいろ手は加えられておりますが残っているわけですから、これをやはり保存をするということは、文化財として云々という議論だけでは律することができない面があると思うんですね。

例えば、市長の大好きな毛沢東さん、こういう方の例えば延安というところで穴居生活をする。洞穴ですよ、山を掘っただけの洞穴、しかし、ここがやっぱり革命の出発点だ、といって保存をするわけです。そこに年間、多くの人たちが訪れて「ああ、毛沢東さんというのは偉かったな、この洞穴から革命を始めたんだ」ということで、皆そこを見に来るわけです。文化財価値なんかゼロですよ、ただ山に穴を掘っただけですから。保存をする。だから、そういう視点が私は必要ではないかと思っているんです。

何か、長く保存をされて昔の形をそのままとどめているから文化財として価値がある、というようなことだけでは、あくまで学問的な、「曲学阿世」ということわざがありますが、そういった嫌いに私は流されるのではないかと思います。

ですから、土方歳三の生家についてはぜひ——ほかの日野に現存する古いおうちについて、これからもこういったことがあると思いますので、ぜひ——私のような立場の者が愛着を持って、私だけが騒いでいるということでもないと思うんですね。ですから日野にも、ほかにもそういう対象になるものがあると思いますので、ぜひ行政の側からの啓蒙も行っていただきたいと思うわけですが、教育委員会の方からの答弁はなかったんですが、市長から外郭のお話はありました。日野駅のことにも言及されたわけですが、貴重なおうちですから、私は、やっぱり日野にあったものですから日野で保存をすべきであった。

行政には、教育委員会には、そういった一つの視点が必要であったのではないかと  
思うんですが、何ゆえ手をこまねいて今日の事態に至ったのか、もう一度、市長でも構い  
ませんし教育委員会でも構いません。保存について検討されたのかどうか、保存できな  
かったのはどういう理由というふうに私たちは考えたらいいか、この点についてお答  
えをいただきたいと思います。

それから、職員の海外研修のことで助役から今お話があったんですが、助役の最初の  
お話で、研修の目的については研修効果が期待できる者というお話がありました。これ  
は実施要綱等にも書かれておりますので、これは当然のことだと思うんですが、しかし、  
じゃあ現実を選ぶとなったらどういうことを基準にして選んだか、ということになりま  
すと、海外研修推薦委員会ではいろいろ挙げられて、本人が行く意思があるということ  
は、もちろん当然だと思いますが、助役、収入役、教育長、総務部長、企画財政部長、  
職員課長さんたちで決められたようなんですが、市長は全く関係ないということになっ  
ておりますが、長きにわたって勤務された部長さんの中から行っていただくことにした。  
これは、研修効果が期待できる者という目的と矛盾するような気もするんですね。

あえて、これは行かれた部長さん方には私は別に当てつけで言うわけではありません。  
ぜひ気を悪くしないでお聞きいただきたいんですが、私は、職員の皆さんを海外に派遣  
をして研修をしてもらうということであれば、1,400名以上いる職員の代表ですよ、そ  
の人たちが海外に行くわけですから、やはり研修の結果を行政内部で、帰ってきていた  
だいて生かしてもらわなくちゃいけない。そうであれば希望者をやはり私は全庁的に募  
るべきだと思うんですね。そして、自分はこういう目的で行きたい、と積極的な意思の  
ある方への的をしぼって、その中から人選をするのがいいのではないかと、またそれが筋で  
はないかと思うんですが、大変失礼な言い方でお許しをいただきたいんですが、今回行  
かれました部長さん方は、すべて明年春には退職をされる部長さんですね。この部長さ  
ん方に長い間、市の行政に携わっていただいて、いろいろ貢献があったということで何  
か配慮をしたい、ということが動機になっているとすれば、今回の研修の目的に反する  
のではないかと思うんです。もう1年もいらっしやらない方にどうやって研修の効果を  
期待するのか、という素朴な疑問があるわけです。部長さん方が行っちゃいけないとい  
うことじゃありませんが、その点、市長はどのように説明をされるのか、もう一度答弁  
をしていただきたいと思うわけです。

さらに、先ほど予算額のところで、助役は57万7,000円が費用だ、というふうにおっ  
しゃいました。しかも、この海外研修については社会教育センターの企画するツアーに

加わって視察を実施したということが言われました。

そこで、社会教育センターがどういう事業を行うということをPRしていたのか、と  
思ってその機関誌を見てみました。その中に確かに「戦争と平和、自由と解放の東欧を  
行く、期間8月15日から25日、10泊11日」ということで、これがぴったり符合いたしま  
す。行き先も東ドイツに始まってハンガリーまで視察地も一致しますので、まさにこれ  
が日野市の職員の方が参加された教育センター主催のツアーであったと思うんですが、  
これには、費用として55万7,000円というふうに書かれているんです。市の方は、参加  
費用は1人当たり57万7,000円とおっしゃいましたが、肝心の募集を行っている社会教  
育センターのパンフレットには55万7,000円、どう考えてもこの数字は一致しない、開  
きがある、ということになります。

社会教育センターがうそをついているのか、助役の答弁が間違いなのか、この点、はっ  
きりさせていただきたいと思います。

それから、浅川公会堂の建設懇談会についてですが、まだ懇談会は組織されていない、  
これからだ、という助役の御答弁です。これに関しては、先般、私の所属しております  
文教委員会でこの懇談会のメンバーの選出に当たって、公民館の利用者の人たちから請  
願が出され、この検討委員会等に、どこに配置されるかということは利用者の皆さんは  
そこまでは、行政が決めることですから余り注文はつけられないと思うんですが、懇談  
会の中には10の方が入るということで予算が措置されております。構成メンバーは、  
どういう方を予定しておられるか、この場でもしおわかりであれば答弁をしていただ  
きたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 質問にお答えします。

第1点のイラクのクウェート侵略の事件につきましては、大変無謀であり世界の世論  
を敵にする、こういう認識でおりますので、どのような自治体の長として行動ができる  
か、なお考えさせていただきます。

それから、職員海外研修のことにちょっと触れておきますと、議会といういわゆる特  
別職の方を海外研修に行っていただく、執行機関も対等の立場でといいましょうか、特  
別職を海外に研修をさせる根拠を残しておきたい。発想は、それでありました。しかし、  
特別職は必ずしも日程的にも計画が整いませんでしたので、今回は部長職を派遣をする、  
とこういう順序で事を進めた、ということでありました。

したがって、今後、一般職員を対象とするものではなく、特別職ないしは部長級である、というふうに御理解をしておいていただきたいと思えます。議会は5名ということだったんですが、実質的には3名でありましたし、私どもも3名という程度にしておきたい。あくまで形は打ち切り旅費、つまり全額補助ということはありません、というふうに考えております。

それから、古民家、いわゆる文化財的古民家の保存につきましてはお答えしたとおりでございますし、これからも可能なことがあれば、できるだけ努力はしてみたい、しなければならぬ、こういう認識であります。

以上です。

○議長（小山良悟君） 助役。

○助役（砂川雄一君） それでは私の方から、海外研修の問題で私が申しあげました金額との間に若干違いがあるということで御指摘がございましたけれども、確かに初めの募集の起点では、55万7,000円でございます。ところが、実際にはその後、為替レートの変動その他があったということで2万円の追加が行われましたので、当初の負担金は57万7,000という形で執行しております。

それから、今市長の方からお答えがありましたように、一応幹部職員ということで、しかも特別職ないし部長職ということで3人の範囲内で派遣をした、ということでございます。

今、御意見がございましたけれども、確かに、いろいろ海外研修に伴いまして、それをどういう形で人選をし、どういう形で派遣をするか、ということについてはいろいろ御意見は確かにあろうかと思えます。確かに、例えば中堅の職員を派遣をしていくというようなことも、それも一つの重要な考え方というふうに思いますけれども、しかし、一方で、やはり長年の経験と知識を持った、ある意味では老練な職員の研修参加ということが非常に大切だ、というふうに私どもは考えております。

特に海外研修のように、通常私たちが身を置いています日常生活圏から表へ出ていくといえますか、要するに異国へ、海外へ出るわけでございます。そういう異国体験というのを考えた場合に、やはり、それなりの批判的な知識なり経験なりを十分身につけた方に行っていただいて、それを自分が吸収して持ち帰って、組織の中に返していただく、ということも非常に大事な面ではないか、というふうに考えているところでございます。

それから、公会堂の懇談会のことで、懇談会のメンバーはどのような形で構成するのか、

ということではありますが、まだ、このところで設置要綱を定めましたので、これから人選に入るところでございますので、この辺については適切な人選をしたい、というふうに考えています。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 溝呂木さんのおうちのことについては、教育委員会は口をつぐんで一切発言をされないんですが、文化財、あるいは古いおうちで保存すべきものというものを判断するのは、教育委員会の仕事ではないかと思うんですね。今回の「江戸・東京博物館」、小金井に惜しくも持って行かれてしまう、日野ではもう存在しなくなるこの建物については、教育委員会は全くタッチをしておられなかったのかどうか、経過も含めてお尋ねをいたします。

あとは意見を申し上げておきます。

イラクのクウェート侵略については、市長も、これから自治体の長として何かできることがあるかどうか考えてみたいということですが、日野市は「平和基金」というものを1億円積み立て、その上がりをもって平和事業を行う、ということにしております。あとは、ちょっと飛行機代とか新幹線代を補助するというような、そういう事業は——また、何か映画のフィルムを買うとか、そういうことは別に平和基金がなくてもそう予算計上、また執行は難しい問題じゃありませんね。やはり平和基金の名にふさわしい何か行動というものがあって、こういった基金というのが生きてくると思います。

以前、日野にやってまいりましたバルト三国の方に対して、ソ連に一方的に併合されたこれらの民族に対して、市長は何か同情や、また哀れみの気持ちというものはないのか、ということで私が聞きましたとき、市長はそういう問題があることすら知らない、というようなお話で、やっとなら最近ソ連の国内の状況がいろいろ変わってきて、バルト三国の独立問題、民族の独立ということが強く叫ばれている、ということがもうおわかりになっているだろうと思うんですが、これと同じように議会で私の方からお話をして、じゃあ、それからぼちぼち考えてみます、ということでは、平和都市宣言の市長として、ちょっと積極性に欠けるのではないかと、というふうに思うわけです。こういった事態に遭遇すれば即座に何らかの、さすが日野市長、やることに違ふ、と言われるような何かをやっていただくのが私は当然ではないか、何かお題目だけ唱えて、いやなことや汚いことや危険なことは、よそにやらせればいい、という戦後の風潮、現在の風潮というものを非常に何か引きずっておられるような気がするんです。考えることも大切ですが、

事は急を要する問題でありますので、ぜひ考えるということでもありますので、ひとつ、市民も手をたたいて歓迎することができるような何かアイデアをぜひ考えていただきたい、このように思います。

それから、海外研修のことについては、これからは一般の、いわゆる職員の皆さんの中で対象となるのは部長さん方だけだ、ということですね。特別職と部長さんを対象にして海外研修をこれから3人の枠で考えていく、ということですが、今回の海外研修は第1回のことでもありますので、いろいろ反省点があったと思うんです。

しかし、私は、一般職の方の中でも部長さん以外でも、もし積極的に研修をしたい、という意味と、しかもそれにふさわしい能力を持った方があれば、助役もちょっとお触れになったんですが、海外研修の機会を与えることも必要ではないかと思えます。市長の考え方と助役のおっしゃったことは、ちょっと開きがあったようにも思うんですが、これは今後予算や、また決算の場で市長といろいろ考え方を述べ合ってみたいと思えますが、私は、今回の視察だけに限って言えば、もう退職されることが来年に迫っている方に行っていただくというのは、何か視察目的から離れて実施された、という嫌いがどうしても残るんですね。来年退職するのは、ほかにもたくさん、普通の、一般の職員の方でもいらっしゃる。

ですから、ぜひ、こういうことをせっかくやるわけですから全庁的にやはり募って、そして、その中からこの人たちにひとつ白羽の矢を立てて、ふさわしいと思う方に行っていただく、という線をぜひ崩さないようにしていただきたいと思えます。特別職、部長さんだけの海外研修という考え方は、私はちょっと承服できません。せっかく海外視察の予算が計上される以上は、広く普通の、役職につかない職員の方も含めて希望者を募って実施するくらいの、ひとつ幅を持たせた考え方で臨んでいただくことを、要望しておきます。

それから、浅川公会堂の建設懇談会については、これから人選に入るということでもありますので、今までの議論の経過、文教委員会での請願の採択、また、そこで行われておりました議論等も踏まえて人選をお願いしておきたいと思えます。

それでは、教育委員会の方で答弁があればお答えいただきたいと思えます。

○議長（小山良悟君） 社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君） 溝呂木家の保存についての御質問にお答えを申し上げます。

溝呂木家の保存について教育委員会で検討したかどうか、というお尋ねでございます

けれども、検討はいたしました。それでは、どういう内容の検討かと申しますと、溝呂木家についての調査を再度行いました。その調査の内容につきましては、溝呂木家に伝わる言い伝えをお聞きいたしまして、それを整理して、さらにこの溝呂木家が日野に移る前にありました八王子市の教育委員会にも問い合わせをいたしまして、その八王子市の教育委員会の見解もまとめました。さらに、建築技術的に見て珍しいものかどうか、これは私どもの文化財保護審査会の委員さんの意見をちょうだいをいたしまして、いろいろ検討をいたしました。

その結果、この溝呂木家を市で保存するにつきましては約1万平米くらいの広さの土地が必要ではないか。そして、さらに防火上の法令の制約もございました。御承知のとおりわらぶき屋根でございます。これをそのまま保存することは大変難しいし、さらに保存のために土地が、先ほど申しましたように1万平米くらい必要ではないか。そして現在建っているあの姿のまま引くということはできませんから、一度、どうしてもこれを解体しなければなりません。解体したのもも短期間でそれがまた組み立てられるということではなくて、ある程度、建物の中で保存をいたしまして、そこで必要な防虫処置などの処理を施さなければならぬ。そういったような、さまざまな困難点が出てまいりまして非常に苦慮しておったところでございます。

そのころ東京都におきまして、「江戸・東京博物館」の構想がようやく具体化してまいりました。小金井にできますその分園の中に珍しい民家、そういったものを保存したい。ついては、それに該当するようなものがあつたら報告をしてほしい、こういう申し出が都からございました。私ども、溝呂木家についてまとめた事柄を今年の6月の初めに「江戸・東京博物館」の資料室の方に返事をいたしました。東京都では、その報告書に基づきまして独自の調査をいたしまして、これは東京都の文化財として保存するのに適当である、そういう結論に達しまして、小金井の分園の方に保存をすることが決まったわけでございます。既に9月から、この解体工事が始まっております。

以上、経緯でございますが、お答えいたしました。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） じゃあ、もうこれで終わりますが、今回、せっかく日野に残っておりましたこのカヤぶき屋根の溝呂木さんのおうち、日野で保存することができなかった、ということは大変残念であります。

今後、土地の問題や保存の方法等についていろいろ隘路があろうかと思いますが、日野にあり、しかも文化財的な価値も認められている、こういった建物ができるだけその

存在をした町で保存をされ、市民にも、また教育の面でも一定の役割をぜひその町で果たしてもらい、ということを中心に組み込んでいただくことをお願いしておきます。

それから、助役に後で資料で結構ですが、海外研修の費用のこと、細かいことで恐縮なんです、為替変動によって参加費用が変わった、というふうにおっしゃいました。社会教育センターは、一般に募集したパンフレットに2回にわたって、この55万7,000円という金額を書いているんですね。為替が5月現在、それから実施される8月までの間に多少の変動はあったと思いますけれども、大きな為替レートの変動があったということは——ある幅をもってこういうものは算出されているものですから、それで参加費用が変わるとするのは、ちょっとお粗末なことだと思うんですが、間違いなくそうであった、ということを示す何か資料のようなものがあれば、ぜひ明らかにしていただきたい。参加費用が違うということは、これはやっぱり問題だと思いますね。最初に安く募集しておいて、いざ出発するときになって、いや、もっとかかるんだ、というのは余りいい業者じゃないですね、そういうことをやるのは。来年は考えていただきたいと思うんですが、そのことを示す、証明する資料の提示を後ほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君） 夏井明男君。

○22番（夏井明男君） 3点ほどお尋ねいたします。

一つは、市内の小中学校の生徒さんの夏休みの中の過ごし方ですが、事故がなければよかったんですが、事故等の内容が計数的なもので結構ですので、あればことしの夏休みの報告をしていただきたい、ということが第1点であります。

それから、第2点が、やはり教育委員会の関係なんです、9月1日の広報「ひの」に、いわゆる例の学校給食の食器の問題が出ております。これは、御承知のとおり昨年予算が執行できないで終わったいわくつきの事項になりかねていることですが、教育委員会の方としても9月からこれの実施に入りたい、ということで努力をされているということは、私も知っておりますが、その広報「ひの」の案内の中にこうあります。「昨年の9月に、いわゆる学校給食の検討委員会を設置した」ということであります。これは、恐らく庁内の方による委員会だと思いますが、そこで検討を重ねた結果、具体的な問題点、対応策というものが具体的に出たわけであり、それで実施に入る、というふうに私は思ったわけですが、実施にならなかった。

さらに、今回この小中学校の中の一部のクラス、ですから各小学校に1クラスずつというふうになるんでしょうか、そういうことで試験的に実施をするということでありま

す。

さらに慎重を期しまして、アンケート調査をされるということでもあります。アンケート調査の意味が私には、そのねらいがよくわからないのでお尋ねするわけであり、このアンケートの対象の中には、児童、生徒、栄養士、調理員とありますが、そのほかに含むかどうか、ということもちょっと細かい点ではありますが、お尋ねをしておきたいと思います。

それから、浅川公会堂の話が今出ておるわけですが、先ほども助役の方から——ちょっと私は聞き間違いをしたかもしれませんけれども、この浅川公会堂についての庁内における検討委員会が既につくられていて、さらに建設の懇談会も私はできている、というふうに思っていたわけですが、まだできていない、これからだ、というお話であります。

本年の6月の26日に、いわゆる浅川公会堂についての請願が本議会で採択をされまして、その趣旨にのっとって執行側の措置としては、建設懇談会の設置に際しては、できるだけ市民の声を反映できるように努力したい、というふうに答弁をされております。その具体的な内容を、もう要綱等制定をしたということですが、市民の声を反映できるように努力する内容を、中身を教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君） 学校教育部長。

○学校教育部長（藤本亨一君） 御質問にお答えいたします。

小中学校の夏休みの期間につきましては——9月の土曜日からは始まったわけですがけれども、特に事故の報告についてはございません。夏休みに入る前の時点では事故がございました。それは、一つはプールに飛び込んだ際の事故、飛び込みのときに頭までプールの底についた、という事故が一つ。

それから、もう一つは、テニスの練習中、テニスのラケットがそばにいた生徒の口に当たって歯を折った、とこういう事故が学校の関係ではございます。

それから、6月以降につきましては、大きなものとはいたしましては三沢の中学でぼや的といいますか、そういう火災が起きました。それから、もう一つ、四中で夏休みのこれは期間ですけれども、給食を9月から開始するに当たりまして、道具等の点検をしている中で食器の洗浄機が焦げた、という事故がありました。

学校関係では以上でございます。

それから、給食の件でございます。広報でもお知らせいたしましたように、今この新しい食器の件につきましては実施に向けて検討を、検討委員会の結果等をあわせ、また

職員組合とも話し合いをした結果で、この9月から各学校2週間ずつ2カ月間にわたって、小学生については三、四年を中心に、中学校につきましては1年を中心に実施し、そして、生徒は生徒でその食器を使って食べた感想とか、重いか軽いか、いい感じだったとか、そういうようなことを中心のアンケート、また給食調理員につきましては、これを準備するとき、または洗うとき今までの食器よりも何倍もかさばったりする面、そういうような面のアンケート、また、栄養士は栄養士でこれにかかわるもの、そういう全般のものをアンケートをとり完全な実施に向けての資料にする、ということで、昨年、百二十数万円で食器を購入しましたものを各学校に回しながら調査をしていく、という予定でございます。

○議長（小山良悟君） 助役。

○助役（砂川雄一君） それでは、3点目の浅川公会堂の懇談会のことでお答えをしたいと思っております。

先ほどもちょっとお答えを申し上げましたように、今、懇談会の設置要綱を定めまして、それに基づいて懇談会のメンバーの構成をこれから始めるところでございますが、設置要綱の中には、別にどういう形で委員の選出をするというのは定めているわけではございませんので、これから具体的な人選に入るという前の段階でございます。

したがって、今までの問題についての経緯等も十分に踏まえた上で、市民の声が十分に反映できるような努力はしたい、というふうに考えております。

以上です。

○議長（小山良悟君） 夏井明男君。

○22番（夏井明男君） 事故等につきましては詳しい報告をいただきまして、ありがとうございました。

給食の方の話なんです、これは予算も計上されていることですので、今、そういうふうな作業を試験的に各学校実施をして、アンケートをその裏づけとしてもらって、その実績を踏まえて実施段階に入るときの配慮ということでアンケート調査をされる、というふうな、非常にアンケート調査としては変わったアンケートだな、というふうに私は思うんですね。恐らく、回答は予測がつくんですけども、それは過去の具体的な、今教育委員会で資料としてお持ちの中にも私はそのデータはあると思うんですが、恐らく多少意見は分かれてくる。意見は分かれてくるけれども、これはやっていくんだ、という前提の上の実施のアンケートだ、というふうに思うんですけども、そういうふうに理解して、さて時期的にどういうふうにおやりになっていくのか。今、組合とも調

整をつけた上でそういうふうな実施に入っていく、話がついたのでその内容についても、というお話ですけども、その辺もう少し——かなり楽しみにしている人も多いですから、その辺をお聞きしたい。

それから、今、ほかの対象者の方についてのアンケートはないのか、すなわち父母、それから教師に対するアンケートがないんですね。これは、私は片手落ちではないか、というふうに思います。教師の立場から見てどうなのか、やはりそれも必要ではないかと思っております。それから父母の、父兄の関心もやはり高いわけですから、これがアンケート調査の中の対象に入っていないというのは、私はおかしい、というふうに思います。その辺どういうふうに考えるか、お尋ねをしておきたいと思っております。

それから、今、助役の方から浅川公会堂についてのお話があったんですが、最終的には、助役が日野市の文化スポーツ行政推進本部の本部長という立場、いわゆる初仕事だというふうに私は理解しているんですが、今のお話ですと建設懇談会、いわゆる懇話会か懇談会の中に今までの文教委員会、あるいは議会の審議の経過を十分踏まえて市民の声を反映できるように、というふうなことになりますと、私はその懇談会の中に市民のいろいろな利用団体等の代表が入ってくる、というふうな企画もあるように受けたんですが、それも一つの方法ということによろしいでしょうか。

以上です。

○議長（小山良悟君） 学校教育部長。

○学校教育部長（藤本亨一君） 食器の件でございます。

食器の試み、実験といいますが、いろいろ事前に協議をしている中で、今現在の施設の状況の中にすぐこの新しい食器を持ち込んだ場合には、洗浄機の問題、それから保管の問題、相当まだ整備をしなきゃならない問題がたくさんございます。それで一気にできない状態等がございます。仮に実施を即やるとした場合としてもですね。

それで、この試食といいますが、こういう方法を進めまして、その中でいろいろの意見の出たものを参考にしながら、なおかつ、ランチルーム等を中心に実施をしていこう、という考えで今検討をしているわけでございます。重さの問題や、それから、今の食器の洗浄機でそのまま洗えるか洗えないかとか、いろいろの問題が、まだ詰める問題がございます。

それから、落としたり何かした場合のけがの問題とか、または壊れぐあいとかそういうようなことも、これは話の中や一部の実験の中で聞いていますけれども、実際の中でそういうことを把握し、そして今後に向けて参考にして、また今年度の予算でも、もう

少したくさんの食器を買う予算をお願いをしてありますので、この分で、この実験の上にさらに各学校にランチルームだけでも行き渡るように食器をこしは買って、そして、さらにそれを各学校で進めていきたい。今回は輪番で学校に2週間ずつということですが、その次には、学校に、常にそのランチルームに置いて使っていけるように、というふうに前進をさせていきたい、というふうに思っております。

○議長（小山良悟君） 助役。

○助役（砂川雄一君） （仮称）浅川公会堂の懇談会のメンバーの人選につきましては、広範な市民の意見が反映できるように十分に配慮していきたい、というふうに考えております。

それから御質問の中で、今お話の中で、助役が文化スポーツ行政推進本部の本部長である、というお話でございますが、本部長は市長でございます、副本部長は助役と教育長でございます。その点、ひとつ御理解いただきたいと思っております。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君） 宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君） ただいま夏井議員からも御質問がありましたんですけれども、私も関連でお尋ねをしたいと思っております。

今、教育部長から種々学校給食のことについて御答弁を承りましたが、その中でお伺いしたい点がございまして、ただいま第三中学校が給食棟が開設をされる予定になっておりまして、この9月の後半、もしくは10月の初旬ぐらいに開設の運びになっているのではないかと思います、その辺を重ねてお伺いさせていただきます。

それと同時に設備に関しまして、給食器に関しましてはアルマイトを什器備品としておそろえになっているのかどうか。また、その中で今の御答弁にもありましたように、2週間交代制で試験的に実施をしていきたいということだ、ということでお伺いしているんですけれども、第三中学校もその形式をおとりになっていかれるのかどうか。

それから、ランチルームだけに什器備品をそろえて試行的にやっていきたい、ということもお含みのように御説明をいただいているんですけれども、そのことに関しまして第三中学校として、どのように今御検討されているのか、教えていただきたいと思っております。お願いいたします。

○議長（小山良悟君） 学校教育部長。

○学校教育部長（藤本亨一君） 第三中学校の給食の件についてお答えいたします。

給食の開始は、9月末から開始することになっております。準備の関係、いろいろな

関係で大変遅れましたけれども、どうしても9月からスタートさせたいということで一生懸命準備しまして、ちょっと遅くなりましたが、9月の末の週になります。

それから、今現在そろえてある食器は、従来のもののアルマイトでございます。これは、この試行、いろいろのことをやった後その結果に基づいて買う、という、当時計画になっていまして、既にそういう予算、そういう計画で進めて来られてありまして、今現在は、ほかの学校と同じ状態のものが用意してございます。

それから、三中につきましても同じに、この新しい食器を使っての試行を行います。それから、今の考えでは、この食器の取り扱いに個々の教室に運ぶという問題、いろいろの問題がございまして、一番優先的に考えられるのが、普段使っていない部屋のランチルームに用意しておいて、使いやすい、というようなことでランチルームに優先的に取り入れていこう、というような考えを今現在持っているところでございます。

○議長（小山良悟君） 宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君） 再びお尋ねをいたしますけれども、私ども父母の立場から、地域のお母様、お父様方、御父兄の皆様と学校に通っている生徒さんたち等からも、いろんな希望、要望を聞きまして、先般市長に、教育委員会を通してでございますけれども、この新設校に当たりましては二重投資という形をとるのではなくて、折角の新設校でありますから、新しく予算の中で什器備品を取りそろえていただきたい、という陳情をお願いしたわけでございまして、その当時、教育委員会からもその方向で検討してまいります、という御答弁というか回答書も地元にいただいておりますので、そういった中で御検討というか含みを持って検討して下さったのかどうか、再確認をさせていただきます。

それから、今、2週間交代で試験的に行っていく、ということですが、このことに関しまして、例えば洗浄機だとか設備の関係ですね、そういったものに関しましてはどのようなお取り扱いをされていくのか、衛生面では大丈夫なのかどうか、ということも、その辺も教えていただきたいと思っております。

○議長（小山良悟君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） 私の方からお答えさせていただきます。

この新しい食器の使用という問題につきましては、父母の方、あるいは学校の先生方、それから給食調理に携わっている方、すべて総論的には賛成なんです。ただ各論になってまいりますと、先ほどから部長がちょっと説明されておりますように、例えば重量の問題が今までのアルマイト食器と比べると3倍から4倍の重量がある。あるいは容積の

問題、そういう問題等がいろいろ問題点として出てきて、今の洗浄機やなにかの中で、果たして流し作業のような形で洗浄ができるのかどうか、場合によっては、個々に手で食器を洗うような作業等やっていかなくちやならない部分が出てくるんじゃないかとか、そんなようなもろもろの問題がございまして、当初、今、宮沢議員の方から指摘されておりますように、日野三中、せっかく新しい給食を開始するんですから二重投資にならないように、当初からその新しい食器を全校分そろえて実施していきたい、という考え方もあったんですけども、今申し上げたような状況がいろいろ出てまいりまして、とりあえず今年度につきましては、他の学校同様対処して、この2週間の試験期間を通して出てまいりますもろもろの問題等を検討しながら、さらに方法を新しい食器へ切りかえていくための努力をしていきたい、とこんな状況なんですけれども。申しわけございませんけれども。

○議長（小山良悟君） 宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君） それでは要望させていただきまして、さらなる前向きの御検討をお願いしたいと思ひまして申し上げますけれども、今、日野市の食堂でも使われておりまして、その辺も順調にいつているのかな、というふうに感じますし、実際、私どもも昼食をとる中で、大変好意的にいいことだな、ということを感じておりますし、作業はどうなんだろうかというところで、ちらっという感じでございますけれども、やっている姿なんかも見させていただきまして、非常に自然な形で何のあれもなく進められているんじゃないかな、という光景も見受けられますし、また父兄の皆さんは、それぞれ各論に対しても反対というよりも、むしろ一つ一つどうやっていったら協力体制ができるんだろう、ということ非常に希望を持ちながら、ぜひ実施をしていただきたい、という前向きの気持ちを持っております。

また、私の地域の中で調布市ですけれども、給食にかかわっている方から直接御意見をいただいたんですけれども、その中で設備関係に対しても持ち運びという、今、労働上の問題を大変指摘をされて、またお気遣いをされているようでございますが、設備関係がしっかり整っていければその辺は対応できる、という直接そこに従事をされている方の御意見等も承りまして、むしろそのことを市の方に強くお願いしたらどうですか、という申し出というか御意見もいただいておりますので、ぜひむだのない御検討というか予算の計上を取り計らっていただきまして、第三中学校にいたしましては寛大なお計らいをお願いをしたいと思ひます。

以上です。

○議長（小山良悟君） 天野輝男君。

○7番（天野輝男君） 数点にわたってお聞きいたします。

防災基地の用地の取得については、先ほど公明党の黒川先生の方からも質問がありました。それに関連をいたしまして、確かにここに住んでいる方がいらっちゃって、私のところにも相談に来たいということを私聞いておるわけです。それで、その中に住んでいらっしゃる方の、今お話の中で、それは業者がやっているようなことを聞いておるんですね。日野市でそれを買う、ということもはっきりわかっているわけですから、そのあたりの問題をしっかりと解決しなきゃならないんじゃないかな、ということ私を思っています。

それと、せっかく防災基地をつくるということで計画しているわけです。そして、防災無線というこの問題が出てくるわけですね。その防災無線については予算が出てこない。そして、どこのメーカーのものを利用しようとしておるのか、こういうことがはっきり具体的になってきていない。このあたりをわかる範囲内で教えていただきたいと思ひます。それが、まず1点。

それと、私、第1回定例会のときにごみのことで質問いたしました。このごみは業者から入ってくるごみ、このごみが日野市では受け取っていただけない、ということ、民間の家の植木のごみが出た場合には、日野市では受け取っていただけない。それを町田や八王子の方に持って行って処分をしておる。日野市でもぜひやっていただきたい、という要請がありました。私、これを質問いたしました。そして、6月にも清掃部長の方に聞いたわけです。そうしたら、「業者の方と話し合いをして早急に解決します」——今回も私、聞いたんです。それも同じような話なんです。

そして、私は業者の1人の者に電話しました。そして「どうなっておりますか」と聞きましたら、「いや、そういう形で一日も早くやっていただけることを望んでおるんですが、何の連絡もないんだ」こういう見解であります。やはり市民の立場をとって、どういう仕事の手順で——大体、私、聞いておりますけれども、そんなことは理由にならない。一日も早くこれを解決できるように再度お願いしておきます。そして、この見解について、もう一度お答え願ひたいと思ひます。

もう1点は、駐輪場の件であります。ちょうど私の住んでおります南側に駐輪場がございまして、現在ではこの駐輪場を利用する人がたくさんおります。そして、自転車があふれております。そして、地域の方もここを利用している。特にお年寄りの方も小さい子供も利用しています。そして、道路といっても用水の上にあふたをかけて、歩

行者がようやく通れるような通路になっておるんですね。その中で、多いときに——私のところに苦情があったもんですから調べたんです。そしたら、ずっと距離にして80メートルぐらいあるでしょうかね。80メートルの狭い通路の両側に、大体一番多いときに128台、自転車やバイクがとまっているんです。少ないときで48台ぐらいとまっているんです。そういう形なもんですから、やはりこの駐輪場を設けておるといことは、大変市民に利用されておる、ということはいいことですが、地域の皆さんが困るようなことは私も——要請がありました、それを応えてあげなきゃいけないと思っておりますもんで、この駐輪場の件について一日も早く解決できるような方法があるかないか、とりあえずお答え願いたいと思います。

○議長（小山良悟君） 生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） 生活環境部長、お答えいたします。

第1点目の防災情報センター機器の関係でございます。ことしの予算にお願いいたしまして計上しておりますのは、昨年に引き続きましての調査費ということでございまして、今お尋ねの機器の関係、これは実施設計の段階に入って、出てまいりますものでございます。追って、そういう段階に至りまして、また予算計上をお願いいたしまして詰めていきたい、そのようなことでございます。きょうの午前中も調査委託業者の方と打ち合わせ会を開いている、という現在の段階でございます。

以上でございますので、御理解ちょうだいしたいと思います。

○議長（小山良悟君） 清掃部長。

○清掃部長（小林 修君） 2点目のごみの収集の件についてお答え申し上げます。

確かに一般質問で御質問があって、前向きに検討させていただく、ということでお答えしております。部内でも受け入れ側ということで種々検討しております。それで、大枠としては受け入れていく、という方向でございます。

ただ、御承知のようにごみは年々ふえているわけです。ですから、ある程度の制限を設けたり細かいところまですべて、それで初めて実施していきたいと思っておりますので、9月または10月の初めにでも業者と詰めをして、そして受け入れ体制をきちんととっていく、という形をとっていききたい、ということになっておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小山良悟君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 3点目の駐輪場の関係でございますけれども、御指摘がございました駐輪場は、日野の第二自転車駐輪場でございまして、その西側の方でござい

ますけれども、JRのそばに134平米ばかり、ここで土地を借りられるようになりましたので、そこへ分散でその駐輪場、自転車を置かせたいという考えを持っております。これは、できたから完全とは言えませんが、そういうふうな考え方を持っております。

なおかつ、今、現状においては御指摘のとおりでございますけれども、一つやれる方法は、整理整頓というのにも必要ではなかろうか、ということでございまして、よく現場の方にそのような指示をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小山良悟君） 天野輝男君。

○7番（天野輝男君） この防災無線の調査費は、議案のついでにございますか。調査費については幾ら探してもないんですね、今まで。それをちょっと明らかにしていただきたいですね。それで、既にどこかに委託をして頼んでおるとい見解と思っております。それは、業者はどこなんですか。それをちょっと教えていただきたいと思っております。

それと、ごみの問題、これはやはり業者は深刻なんですよ。私は第1回定例会で聞きまして、それは市の行政側としてやるべきことは確かに時間はかかるかもわからん。しかし、市民の要望なんだから、これは早急に解決するように努力するというのが、私は一番よろしい方法じゃないかと思うんです。そして、少なくとも私が説明を求めなければできないような、そういう状態ではどういわけですか。市長、やはり、この問題については市長みずから引き取っていただいて、このごみ問題を解決するようにしていただきたい、このように要望しておきます。

それと、駐輪場の件は大体わかりました。もう一つ駐輪場を設けていただけるといことですから多少違う。私の裏のところの駐輪場の件につきましては、多少解決する道もあると思うんです。しかしながら、絶えず整理をしていただかないと、その細い2メートルぐらいしかないその用水の上をバイクで来るわけですね。そして、子供やお年寄り、バイクから逃れるために足のやり場もなく困っているのが現状でありますから、このあたりの——駐輪場をつくったはいいいけれども、そのあたりの整理はしていただいているようではありますが、何せ狭いものですから、このようなところを十二分に注意していただきたい、ということをお願いいたします。

それじゃあ、調査費はどこにあるか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（小山良悟君） 生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） お答えいたします。

予算でございますが、消防費の4目、災害対策費の委託料ということで組んでおるものでございます。

なお、業者でございますが、東芝株式会社でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 天野議員から植木屋さんのごみといたしまして、あるいは家庭の庭園から出るごみのことですが、ちょっと整理をして、しかも御指摘に対しましては対応するように、ということを私からも指示をいたしました。その意味は、家庭のおうちで自前で枝落としをされる、あるいは徒長した部分の剪定をされる、これは生活ごみとして、きちんとそろえておいていただければ今までも受け入れております。

ただ、その植木屋さんが、いわゆるかなり大きなものは、これは植木屋さんの、つまり営業から出るごみでありまして、有料であります。したがって、1キロ幾らという代金をいただいて処理をするということなんです、余り大きなものを持ち込まれても確かに困るわけでありまして、植木屋さんが家庭の手入れをされて出てきた、という判断のできる程度のもは、これはむしろ積極的に、ある程度寸法などをひとつ決めてもらって出していただく、それを看貫をして持ち込んでいただいて焼却処理をする、これがごみ処理の前提となりますので、よろしくそのことを御理解をお願いしておきたいと思っております。そして、私からもそのことは指示いたしました。

○議長（小山良悟君） 天野輝男君。

○7番（天野輝男君） たしか他市も、町田も八王子の方も有料でやっておると思うんですね。だから、有料でやる分に対してはそんなに問題はないんですね。ぜひそのような、今、市長から言っていたような感じで作業を進めていただきたい、とこのように要望しておきます。

それで、災害対策費の中で幾ら調査費を組んでおるんですか、枠組み……。

○議長（小山良悟君） 生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） お答えいたします。

大変申しわけございません。今現在、手元に予算書を持ってきておりませんので明確にお答えできませんが、200万余の経費を計上させていただいております。

以上です。

○議長（小山良悟君） 天野輝男君。

○7番（天野輝男君） そうしますと、3月に200万払った、それだけでしょうか、と

りあえず調査費というのは、委託してある……。

○議長（小山良悟君） 生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） そのとおりでございます。これから支払うということで、それ以外にはまた予算措置はございません。

○議長（小山良悟君） 天野輝男君。

○7番（天野輝男君） そうしますと、大体わかってきました。この防災基地の用地に多額のお金を支払って買うわけですから、それを今住んでいる方が出て行っていただけるような形になりますと、このところへすぐ着手するわけでしょうか、新しい事業として、無線の。

○議長（小山良悟君） 生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） お答えいたします。

基本的にはそういう形になろうかと思いますが、居住の関係、また私どもの基本的な準備の状況、それらを踏まえた中で速やかに実施してまいりたい、というふうに思っております。

以上です。

○議長（小山良悟君） 天野輝男君。

○7番（天野輝男君） この防災基地の、とりあえずこの調査費をつけて委託をして調査している段階ですから、大体、このところにつくる形になって計画してまいりますと、事業費というものが当然出てまいります。その事業費というものは大体、概算でも結構ですが、どのくらい用意しておるのか、このあたり、ちょっとわかりましたら教えてください。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） これまでも説明をしまっておりますが、経過を話しますと、数年前の3月23日、非常に重い雪が降って市内の過半数が停電をした、という大変困った事故が起きました。そのときに200件以上の電話を——行政側の対策本部にきたわけでありまして、全く対応の回答ができなかった。このことを非常に感じましたので、東電に対しましては、日野市に出張所をつくっておいてほしい、つまり、すぐ連絡のできる出張所をつくってほしい、ということの特に要請しましたところ、その結果、ホットラインの電話を1基、庁舎の中に設けて、いつでも連絡のできるという状態は一応できました。

このこととあわせて、災害時に対します、つまり「声の緊急広報」という言い方

をしておりましてけれども、実質的には防災無線、同報無線と言っております。そして、その同報無線を将来日野市内に相当の数の拠点をつくらう、この調査は既に昨年度の子算で完成しております。その前にまた80局体制ということで、それぞれの行政施設には連絡がつくことになっておりますけれども、古賀議員から指摘されたように、その公共施設側のまだ訓練が大変不十分だ、とこれもあります。それで、ことしは、つまり去年の大型の調査に続いて補足調査をいたします。来年度から3カ年計画をもって、市内の拠点、拠点に同報無線を設備していこう、こういう計画でおります。

それに加えて、東京都の新しい調査ができたことに伴いまして、また都としての防災無線の受電装置を設けることになっております。そういう受信と発進の関係がありますので、そこで庁舎が一番近いところに独立の柱を建てて、受信と発進の両方できる、そういう、いわゆる防災情報センターをつくらう、こういう考えを今進めております。

したがって、御質問の事業は、来年度からなるべく都市的な美観を損なわないように、しかも効果をはっきりと市民に役立つように、こういう仕組みの機器を備えていく、こういうことを予定しております。

幸いに市内の東芝工場は、この同報無線のトップメーカーだ、というふうにも聞いておりますので、責任をもって取り組んでいただけるだろう、とこのように受けとめております。

以上です。

○議長（小山良悟君） 天野輝男君。

○7番（天野輝男君） 私も無線には余り知識はないんですが、一応この無線のことについては調べました。そして、東京都の見解も聞いてまいりました。その中では、東芝とか日立は電気製品ですぐれた会社であります、無線については、まだそんな知識はないんだそうです。トップクラスですよ、トップクラスの無線というのは日本無線、それから日本電気、富士通とか、この三つが一流なんだそうです。

そして、私は、この無線のことについて東京都ではどのような形でそれを判断しておるんですか、ということをお聞かせいただきました。そうしましたら、やはり今まで使ってきた経過と、そして、東京都ではこの無線を購入することに対しては、やはり入札をしていただいて、実行委員会をつくりまして、その機種のパフォーマンスをよく調べて、そしてまた、再度入札をして今日まで来た。その中で特に無線というのは、確かに船舶に利用してきたものですから、日本無線、それから日本電気、それから富士通ファンク、このあたりが一番いい機種なんだそうですよ。そういう面で東芝さんと、日野

市にありますからそういう面で御契約したのはわかるんですが、今後、この日野市内に携帯用と、そして無線のアンテナを80カ所ぐらい設置していきたい、というそういう計画でありますから、少なくともこういう重要な——また、だんだんこれだけのものを用意していけばお金も大変かかるわけでありまして。

そういう面で、一つの業者に任せるということが、果たして市民のためになるものかな、ということをお自身、東京都の説明を聞きまして感じたわけでありまして。そして、今、市長さんは、東芝の器械は特別すぐれている、ということをおっしゃいましたけれども、私の東京都に聞いた範囲内では、東芝の名前は残念ながら出てこなかったんです。そういう面ではやはり、もう少し、物を購入することに対しては慎重に扱っていただきたいな、ということをお自身は感じておるんですが、どうでしょう、このあたり、市長。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） すぐれた企業がいろいろあるわけですが、我々としては最も信頼をしておる、ということで特命をしようと思っております。

○議長（小山良悟君） 天野輝男君。

○7番（天野輝男君） 市長がそういう御希望じゃ私が幾ら言っても仕方がない、こう思うんです。

そういう面で、私は、よく東京都の方から説明をしていただきました。そういう中から、やはり特命で市長が購入したい、ということでもありますから、これ以上私が言っても仕方がないと思いますが、少なくとも物を買付ける、そういう場合には、もっと慎重論が、どこの業種がいいのか——そして、性能がいいということは故障もないでしょうし、特に高い音と低い周波数がやはり聞きづらいんだそうですよ。日本無線とか日本電気以外のものは、なかなか聞き取れないという部分があるんだそうです。

そういう面で、私はもう少し慎重にこういう問題も取り扱っていただきたいかな、ということをお強く感じているわけです。仕方がないでしょう、そういうことでは……。

○議長（小山良悟君） ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって行政報告を終わります。

次に日程第4、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般について質疑に入ります。なければ、これをもって諸般の報告を終わ

ります。

本日の日程は、すべて終わりました。

次回本会議は、9月10日、月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後4時16分 散会

9月10日 月曜日 (第2日)

平成2年 日野市議会会議録 (第25号)  
第3回定例会

9月10日 月曜日 (第2日)

出席議員 (30名)

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	小川友一君
5番	高橋徹君	6番	土方尚功君
7番	天野輝男君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	旗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	佐藤智春君
助役	砂川雄一君	総務部長	藤浪竜徳君
企画財政部長	長谷川暢男君	生活環境部長	糸川滋君
市民部長	永瀬誠一君	都市整備部長	前田雅夫君
清掃部長	小林修君	福祉部長	坂口泰雄君
建設部長	橋本栄萬君	病院事務長	大崎茂男君
水道部長	高野隆君	学校教育部長	藤本亨一君
教育長	長沢三郎君	監査委員	高崎克好君
社会教育部長	坂本金雄君		
監査委員	小山哲夫君		
事務局長			

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橋達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3  
 立川速記者養成所 所長 関根福次  
 速記者 大迫曄子君

議事日程

平成2年9月10日(月)  
 午前10時開議

(設置・選任)

日程第1 日野市議会平成元年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任について

(議案上程)

日程第2	議案第56号	平成元年度日野市一般会計決算の認定について
日程第3	議案第57号	平成元年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第4	議案第58号	平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について
日程第5	議案第59号	平成元年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について
日程第6	議案第60号	平成元年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について
日程第7	議案第61号	平成元年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について
日程第8	議案第62号	平成元年度日野市老人保健特別会計決算の認定について
日程第9	議案第63号	平成元年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について
日程第10	議案第64号	日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第65号	日野市中心身障害者(児)福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第66号	日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第67号	日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第68号	平成2年度日野市一般会計補正予算について(第2号)
日程第15	議案第69号	平成2年度日野市下水道事業特別会計補正予算について(第1号)
日程第16	議案第70号	平成2年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について(第1号)
日程第17	議案第71号	平成2年度日野市老人保健特別会計補正予算について(第2号)

- 日程第 18 議案 第 72 号 市道路線の認定について  
日程第 19 議案 第 73 号 市道路線の廃止について  
日程第 20 議案 第 74 号 (仮称) 2 番橋新設その 4 工事委託契約の締結について  
日程第 21 議案 第 75 号 字区域の変更について  
日程第 22 議案 第 76 号 万願寺地区都市計画道路日野3・4・8号線築造(その1) 工事請負契約の締結について
- (報告)
- 日程第 23 報告 第 8 号 平成元年度日野市土地開発公社決算の報告について  
日程第 24 報告 第 9 号 平成元年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告について  
日程第 25 報告 第 10 号 議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について
- (請願上程)
- 日程第 26 請願 第 2-14 号 「市立平山中学校特別活動棟の増築に関する早期実現」の為の日野市議会に対する請願  
日程第 27 請願 第 2-15 号 米市場開放阻止に関する請願  
日程第 28 請願 第 2-16 号 義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情  
日程第 29 請願 第 2-17 号 「義務教育諸学校の学校事務職員、栄養職員の給与費の国庫負担制度からの除外」に反対する陳情  
日程第 30 請願 第 2-19 号 たきあい学童クラブへの希望者全員の入所を求める請願

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第 30 まで

○議長(小山良悟君) 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員、29名であります。

これより日程第 1、日野市議会平成元年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任の件を議題といたします。

一般・特別会計決算特別委員会の設置・委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小山良悟君) 御異議ないものと認めます。よって日野市議会平成元年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第 56 号、平成元年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長(森田喜美男君) 議案第 56 号、平成元年度日野市一般会計決算の認定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、平成元年度日野市一般会計決算の認定を求めるものであります。

なお、同規定により、監査委員の意見書及び主要な施策の成果等の書類を添えて提出いたしますので、よろしく御審議、御承認のほどお願いいたします。

○議長(小山良悟君) 監査委員から、審査報告を求めます。

〔監査委員 登壇〕

○監査委員(高崎克好君) 決算審査の御報告をいたします。

平成元年度の日野市一般会計の決算審査につきまして、前もって市長より提出を受けました歳入歳出の決算書類、財務諸表、付属明細書等々につきまして、竹ノ上監査委員とともに、慎重なる監査を行いました。また、関係職員よりもその詳細にわたりまして内容の説明を受けました。

審査の結果は、決算書を初め、すべての書類に計数等の誤りはなく、会計法規に準拠し、予算の執行状況も概ね議会の議決に沿って執行されていると認められましたので、ここに御報告いたします。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 平成元年4月1日から消費に対し、広く、薄く負担を求める消費税が導入をされました。この消費税について、適切な円滑な転嫁を図っていくということで、政府も内閣総理大臣を本部長とする関係大臣からなる、構成される、新税制実施円滑化推進本部というものが設置をされ、地方自治体とも連携を取りながら、総合的に適正な転嫁を図っていくということで、いろいろな対応がなされてきたと思いますが、この点に関して日野市の場合には、使用料及び手数料等に対する適切な転嫁がまずなされたかどうかということが一つ問題になると思います。この戦後40年間続いてきました税制が大幅に、抜本的に改正されたということを受けて、編成をされた平成元年度の予算について、この点に関する監査委員の御意見というものが見るできないわけがあります。これはうっかり検討されることを失念されたのか、何か政治的な判断によるものなのか、その点御意見を賜りたいと思います。

○議長（小山良悟君） 監査委員。

○監査委員（高崎克好君） 消費税の問題につきましては、その後見直し等々の議論もございまして、国会内でございまして、これからの状況は、いつどうなるか我々にはちょっと判断が難しいんでございまして、ことしの3月31日までの時点でございますが、やはり徴収面につきましては、26市の、全部ではないと思いますが、相当数のところが消費税の収入と申しますか、そういうものを徴収をしないような動きが多々ありまして、日野市もその例に漏れず、徴収していないのが現状でございます。

またそれにつきまして云々というのは、ちょっと政策的な問題でございますので、私の手の届かないところにあるわけでございますが、支払いの面につきまして、いわゆる課税仕入れでございますか、消費税法で言う、課税仕入れのところにつきましては、それぞれの物品の購入についても、すべて3%のものを払っておりますし、また工事等々につきましても、必ずそれは業者側の請求もございまして、また一般的に払うのが、これは一つの義務といえますか、もう既に決まったことでございますので、すべて3%つく、お払いしている、とそういうわけでございます。したがって、すべての個々につきまして、そういうような転嫁状況というものを見たわけではございませんが、概ねできているような感じがしましたので、そのままにいたしましたわけでございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 監査の立場からはいろいろ関係法令に照らして、違法な支出等がないかどうか、計数的な誤りをチェックをするという役割を担っておられるわけですので、この件については、代表監査委員とそれほど私、議論をすべき問題点もなかりうかとは思いますが、初めてこういう新しい税制が実施をされた後の決算でありますので、何らかのこの点に関する記述があってよかったのではないかと考えております。消費税法、それから消費税法施行令、消費税法施行規則、これは省令になるわけですが、これらの消費税関連法令がすべて公布をされて、その後執行される自治体の予算でありますので、法令に関する面からのチェックということであれば、当然こういった諸法令、諸法規についても言及されるのが私は妥当ではないかと考えております。

市長はこの点、この議案を提出されているわけですが、この件に関してはどういう考えをお持ちか、お聞きをしたいと思います。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） いわゆる消費税に関しましては、平成元年予算議案を提出する際にも触れたと思っておりますが、歳入に転嫁しないという基本姿勢を貫いてまいりました。その理由は今さら言うまでもないんですが、国民の公約違反でもあり、世論を二分し、また国会の審議経過でもまだ未確定である。こういう状況ですから、制度として定着するかどうかの判断が前提になるわけでありまして、各自治体でもかなりとまどいはしながらも、歳入に、いわゆる使用料とか手数料に転嫁はしない。東京都でも大体そういうことであります。まだ正確な結論を出し得ていない、こういう状況であります。以上です。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 市長の考えは当然そういうことだろうと思いますが、決算に対する監査ということになりますと、やはり関係法令との照合も当然おやりになっているわけですが、こういう点からの指摘、検討も私は必要であったと思いますので、その点を決算の監査委員の審査意見については、そのことを述べておきたいと思っております。また細かくは決算特別委員会で審査を行うと思っておりますので、その場に譲りたいと思っております。以上です。

○議長（小山良悟君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。お諮りいたします。これをもって議案第56号、平成元年度日野市一般会計決算の認定

の件は、一般会計決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、一般会計決算特別委員会に付託いたします。

これより議案第57号、平成元年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第58号、平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第59号、平成元年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第60号、平成元年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第61号、平成元年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第62号、平成元年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第63号、平成元年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） ただいま上程されました7議案につき、それぞれ提案理由を申し述べて、決算の認定をお願いいたします。

議案第57号、平成元年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。本議案は地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成元年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定を求めます。

議案第58号、平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について。同様の規定に基づき、平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定を求めます。

議案第59号、平成元年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について。本議案も地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成元年度日野市下水道事業特別会計決算の認定を求めます。

議案第60号、平成元年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について。本議案も同様の理由により、平成元年度日野市立総合病院事業会計決算の認定を求めます。

議案第61号、平成元年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について。同様の規

定に基づき、平成元年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定を求めます。

議案第62号、平成元年度日野市老人保健特別会計決算の認定について。本議案も同様の規定に基づき、平成元年度日野市老人保健特別会計決算の認定を求めます。

議案第63号、平成元年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について。本議案も同様の規定により、平成元年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定を求めます。

以上、7議案の詳細につきましては、監査委員の意見書を添えて提出いたしますので、よろしく御審議、御承認のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 監査委員から審査報告を求めます。

〔監査委員 登壇〕

○監査委員（高崎克好君） 決算の審査報告をいたします。

平成元年度日野市国民健康保険特別会計決算、平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計決算、平成元年度日野市下水道事業特別会計決算、平成元年度日野市立総合病院事業会計決算、平成元年度日野市受託水道事業特別会計決算、平成元年度日野市老人保健特別会計決算、平成元年度日野市老人入院共済事業特別会計決算、これらの事業会計及び特別会計の決算審査につきまして、一般会計同様、前もって市長より提出受けました決算書、財務諸表、付属明細書等につきまして、竹ノ上監査委員とともに慎重なる監査を行いました。

また関係職員よりもその詳細にわたりまして内容の説明を受けたわけでございます。審査の結果は決算書を初め、すべての書類に計数等の誤りはなく、関係法規にも準拠し、予算の執行も概ね順調に行っておりますので、そう執行されていると認められましたので、ここに報告いたします。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本7件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって、議案第57号、平成元年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第58号、平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、

議案第59号、平成元年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第60号、平成元年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第61号、平成元年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第62号、平成元年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第63号、平成元年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定の件は、特別会計決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、特別会計決算特別委員会に付託いたします。

これより議案第64号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第64号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は日野市職員定数のうち、市長の補助職員の部門別定数を改めるため、日野市職員定数条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） それでは議案第64号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

改正の内容でございますけれども、恐縮ですが、議案書の4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表で御説明をさせていただきます。第2条の定数でございますか、1)の市長の補助職員のうち、下段になりますけれども、「水道部門の職員 吏員その他の職員」の数を63名から2名減の61名に、それから「行政部門の職員 吏員その他の職員」の数の819名に2名を加えまして、821名とするものでございます。市長の補助職員の中での振りかえでございますので、総体の数字には変わりはありません。

この水道部門の2名の減でございますけれども、これは東京都の浄配水関連運転施設の近代化及び省力化の推進計画に基づくものでございまして、三沢浄水場、それから旭が丘浄水場を無人化し、多摩平水道事務所に統合いたしまして、コンピューターによる自

動遠隔操業装置による運転に切りかえになったものでございます。現在、両浄水場の職員あわせて20名が4名減の16名による運転となることになりました。

一方下水道事業、それから区画整理事業等の関連工事の増によりまして、2名の増が必要となりまして、差し引き2名の減となったものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。以上でございます。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第64号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第65号、日野市中心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第66号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第67号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） ただいま上程されました3議案について、提案理由を申し上げます。

議案第65号、本議案は、心身障害者福祉手当の支給額を改めるため、日野市中心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正するものであります。

議案第66号、本議案は東京都老人福祉手当に関する条例の改正に伴い、老人福祉手当の支給額を改めるため、日野市老人福祉手当条例の一部を改正するものであります。

議案第67号、本議案は東京都児童育成手当に関する条例の改正に伴い、児童育成手当の支給額を改めるため、日野市児童育成手当条例の一部を改正するものであります。

以上、3議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） 御説明申し上げます。

日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例でございます。2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。別表1の項中「12,000円」を「12,500円」に改め、同表の2の項中「10,500円」を「11,000円」に改め、同表3の項中「6,500円」を「7,000円」に改め、同表の4の項中「8,500円」を「9,000円」に改めるものでございます。

付則でございますが、付則1といたしまして「この条例は、公布の日から施行する。」でございます。2といたしまして、「この条例による改正後の日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の規定は、平成2年10月以降の月分の心身障害者（児）福祉手当の額から適用」いたしまして、「平成2年9月以前の月分の心身障害者（児）福祉手当の額については、なお従前の例による。」でございます。

4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表でございます。区分の新的でございますが、区分の1は、これは東京都の制度によるところの20歳以上の方、身体障害者手帳、1級から2級、あるいは「愛の手帳」1度から3度、また脳性まひ、進行性筋萎縮症、これらの方が支給対象でございます。この方々が、12,000円から、12,500円に改めるものでございます。

それから区分2、3、4につきましては、これは市の制度でございます。区分の2につきましては20歳未満の方、所得が限度額以上の方、老人福祉手当を受けている方、こういう方、いわゆる都の制度に該当しない方、こういう方が支給対象になってございます。これが1万500円が1万1,000円でございます。

区分の3につきましては、身体障害者手帳3級から4級、あるいは愛の手帳4度の方、こういう方々が支給対象でございます。6,500円を7,000円でございます。

区分の4でございます。これにつきましては難病の方、これにつきましては東京都の医療費の助成実施要綱というものがございまして。この中で、難病は約46項目指定されております。こういう方々が対象になります。これが8,500円が9,000円に改めるものでございます。

続きまして議案第66号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定でございます。2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。第3条中「41,000円」を「43,000円」に、「34,500円」を「36,000円」に、「23,000円」を「24,000円」に改めるものでございます。

付則でございます。「この条例は、公布の日から施行する。」「この条例による改正後の日野市老人福祉手当条例の規定は、平成2年10月以後の月分の老人福祉手当の額から適用し、平成2年9月以前の月分の老人福祉手当の額については、なお従前の例による。」でございます。

4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表でございます。第3条でございます。第3条の1号、70歳以上の者に支給する手当でございます。「41,000円」を「43,000円」に、これは70歳以上の寝たきりのお年寄り、6カ月以上寝たきりのお年寄りでございます。

2号でございます。70歳未満の者に支給する手当でございます。「34,500円」を「36,000円」でございます。これにつきましては、65歳から70歳未満の方で、いわゆる所得基準額以内の方ですね、こういう方でございます。2号のただし書きでございます。これにつきましては、いわゆる所得基準額を超えた者、これらについては「23,000円」を「24,000円」に改めるというものでございます。

それから3条の2項でございます。これにつきましては、東京都の重度心身障害者手当条例、これに基づく手当の受給を受けている方、これにつきましては「23,000円」を「24,000円」に改めるものでございます。

続きまして議案第67号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定でございます。2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。これにつきましては、第5条第1項の表、「支給要件児童1人当たり月額」の欄中、「10,000円」を「10,500円」に、「12,000円」を「12,500円」に改めるものでございます。この条例は公布の日から施行いたしまして、「この条例による改正後の日野市児童育成手当条例の規定は、平成2年10月以後の月分の児童育成手当の額から適用し、平成2年9月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。」でございます。

4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。5条関係でございますが、支給要件、児童の区分の欄でございます。この「前条第1項第1号に該当する児童」でございます。これは1人親家庭などの理由で義務教育終了前の児童の育成に困難な状態にある場合に支給いたします。これが「10,000円」が「10,500円」でございます。その次の2号に該当するものでございます。いわゆる障害手当でございますが、児童が身体障害者である場合、20歳未満の場合です。この場合には「12,000円」を「12,500円」に引き上げるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。土方尚功君。

○6番（土方尚功君） 1点伺いますけれども、65号から67号までにかかる制度の、支給額の改正ということですが、予算的に全体に、それぞれで結構なんですけれども、特に例として心身障害児等については、予算の上では12カ月分のうちの、10カ月については今までどおり。それから500円アップしたものが、2カ月分だけ予算の上ではあります。そんなことからして、あとは当然不足分が2カ月分ふえてきて、出てくると思うんですけれども、そういったことがそれぞれについて言えると思います。そんなことで総体的に、各手当ごとにどの程度今の予算からすると不足を来すのか、そういう点についてお伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） お答えいたします。

予算につきましては、当初より、今回の改正を見込みまして、予算措置されております。それで引き上げ額分の2カ月分を見込んでおるわけでございますけれども、それぞれ支給日が年に3回ないし4回の支給になっております。したがって2カ月分引き上げ額を組んでいるというのは、例えば12月、1月分は3月に支給するということですので、その後の2月、3月分は翌年度に支給いたしますので、予算的には充足されているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小山良悟君） よろしいですか。（「了解」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第65号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第66号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第67号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第68号、平成2年度日野市一般会計補正予算（第2号）の件を議題いたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第68号、平成2年度日野市一般会計補正予算（第2号）

について、提案理由を申し上げます。

本議案は平成2年度日野市一般会計補正予算第2号であります。補正額は歳入、歳出それぞれ4億444万4,000円を追加し、歳入、歳出予算の総額を396億587万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 歳入、歳出全般の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） それでは議案第68号、平成2年度日野市一般会計補正予算第2号につきまして、御説明を申し上げます。

第1条の中では、歳入歳出4億444万4,000円を追加するものでございます。ページを2ページ、3ページ、お開きいただきたいと思います。まず2ページの歳入の部分でございます。第1表の部分を御説明申し上げます。款の9の国庫支出金、都の支出金でございます。年度の途中ではございますが、補助額の確定によつての歳入でございます。なお14の繰越金につきましては、補正に関連しての前年度の不足分を繰越金から充てるということで、3億6,482万1,000円をお願いするものでございます。なお歳出部分につきましては、おのおの款、項、目別に補正額を、ここに記載のとおりでございますので、略させていただきます。

それでは8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。2の歳入でございます。目の1の民生費国庫負担金でございますが、この歳入につきましては、平成元年度事業の精算に基づく歳入でございます。なお10ページ、11ページ、目の4の教育費国庫補助金でございます。説明欄記載のとおりでございますが、補助率は2分の1でございます。補助金の確定によつての歳入増ということでございます。

12ページ、13ページ、目の1の民生費都負担金でございます。先ほど国庫の関連を申し上げましたが、平成元年度の精算に基づくもので、国の関係との連動の歳入でございます。

なお14ページ、15ページ、目の2の民生費都補助金でございます。この歳入部分につきましては、東京都の運営費補助要綱の改定によつての基準単価の増で、おのおの説明欄記載のとおりでございます。4の農業費都補助金につきましては、当初予算にも計上してございますが、対象面積の増による補助金の歳入でございます。6の教育費都補助金につきましては、国庫関連の歳入でございます。

なお16ページ、17ページでございます。目の1の総務費委託金でございます。当初予

算に計上をお願いし、本年10月1日をもって調査を行う国勢調査の委託金でございます。調査員、指導員等の確定等によりましての歳入増ということでございます。5の土木費委託金につきましては、東京都自然保護回復に関する条例に基づきましての単価改定によるものでございます。

なお18ページ、19ページでございます。目の3の老人保健特別会計繰入金でございます。平成元年度の繰越金をここに補正をするものでございます。

なお20ページ、21ページでございます。目の1の繰越金でございます。先ほども申し上げましたとおり、前年度の実質収支、6億1,700万のうちから、ここに平成元年度の決算分をここに充てるものでございます。

なお22ページ、23ページ、歳出でございます。主だったところだけ御説明させていただきます。目の6の財産管理費でございます。節の12の役務費につきましては、当初予算にも計上しているわけでございますが、土地鑑定の評価手数料、あと半年まだございますので、そういう中で不足を生じるという見込みを兼ねまして、ここに補正をお願いするものでございます。15の工事請負費につきましては、南平の市有地でございます。その管理をやるための工事をここに行いたいというものでございます。なお目の14の諸費、節は23の償還金、利子及び割引料でございます。おのおの説明欄記載のとおり、前年度の精算による返還金をここにお願いするものでございます。

なお24ページ、25ページでございます。目の2の賦課徴収費でございます。節の8の報償費につきましては、当初計上もしているわけでございますが、この計上につきましては、実績計上を行っております。不足が生じますので、150万の補正をお願いするものでございます。なお、11の需用費につきましては、おのおの説明欄のとおりでございますが、評価がえに伴う準備のための補正をお願いするものでございます。13の委託料につきましては、当初予算430万ほど計上、また御承認をいただいておりますが、ここに不足を生じますので、補正をお願いするというものでございます。なお、目の2の指定統計費につきましては、先ほど歳入で説明申し上げましたので、最終的には指導員が119名、調査員が1,165という人数でございます。

なお26ページ、27ページでございます。目の4の心身障害者福祉施設費でございます。歳入の関連が出るわけでございますが、東京都の単価改定によって説明欄のおのおの5施設に支出するものでございます。なお目の2のじん芥処理費、11の需用費でございます356万5,000円、消耗品につきましては、これは地区センターに過年度収支をするという消耗品的な予算で、56万5,000円を新しい事業として計上させていただきました。なお

ごみ焼却施設につきましては、ここに記載のとおりでございます。部分修繕で対応してききましたが、やはり通風機全体を修繕していきたいというものでございます。

なお28ページ、29ページ、目3の農業振興費でございます。節の19の負担金、補助及び交付金につきましては、当初の面積拡大に伴います歳入増、それに関連しての歳出でございます。

30ページ、31ページでございます。目の5、橋りょう新設改良費でございます。節の13の委託料5,846万9,000円でございます。説明欄のところに（仮称）二番橋の新設ということでございます。工事が四つに分かれて行われているわけでございますが、平成2年度3月完成を目途に工事の、その4という工事で、高欄部分と、橋の面の部分の工事の委託料をここにお願いするものでございます。なお22の補償、補填及び賠償金につきましても、これは二番橋新設に伴う電波障害の関連、3件でございます。なお目の7の交通安全対策費でございます。11の需用費のうち、修繕料につきましては当然当初にもお願いしておりますが、なお追加をここにお願いするものでございます。13の委託料につきましては、委託料の下段部分、駅前放置自転車案内・誘導ということで、主要駅、日野駅、豊田駅、高幡駅を中心にやはり駐輪場等の案内、誘導を進めていきたいというものでございます。15の工事請負費につきましては、上段部分は三沢四号線のガードレールの工事費でございます。なお下段部分につきましては、日野駅——大変恐縮ですが、これは東ということで、日野駅東第三自転車駐輪場設置ということで、新たに新設するものでございます。

なお32ページ、33ページでございます。目の3の街路事業費でございますが、8の報償費でございます。20万4,000円、全く新しいものでございます。駐車場の整備計画策定協議会、これは関係官庁含んでの協議会を設置するというものでございます。なおこれに関連して、節の13の委託料の中に、駐車場整備計画策定というものを、こういった計画を策定するための協議会等も含んでの補正でございます。もちろん当初に、予算計上もお願いして計上してあるわけでございますが、事業費の補助金対象の額の拡大に伴って、ここに補正をお願いし、協議会を設置するものでございます。なお目の8の緑化費でございます。13の委託料、おのおの3事業あるわけでございますが、上段部門は面積増、その下は東京都の単価アップの改定に伴う部分、なお緑地保全管理地標識設置ということで、これは新設事業としてお願いするものでございます。なお17の公有財産購入費としましては、緑地用地として当初に面積6,000平方メートルで計上を、平山緑地を買収する計画を持っております。その隣接地、1,774を追加し、ここに1億1,113万6,00

0円をお願いするものでございます。

なお34ページ、35ページにつきましては、目の1の常備消防費でございます。常備消防経費でございますが、三多摩運営協議会の中で、額の決定を見ましたので、不足を生じますので、ここで補正をお願いするものでございます。なお目の4の学校建設費でございます。13の委託料、説明欄記載のとおりでございますが、当初も予算をお願いし、計上しているわけでございますが、6月1日付をもちまして、東京都の単価改定に伴う補正でございます。

おのおの、次に36ページ、37ページでございます。4の学校建設費でございます。13の委託料、平山中学校の食堂新築設計ということで、当初617万8,000円をお願いしておりますが、この委託料ではなかなか困難だということで、なお不足分をここにお願いするものでございます。このページでは下の幼稚園費につきましては略させていただきます。

なお38ページ、39ページ、目の3の文化財保護費でございます。19の負担金、補助及び交付金でございます。市指定の文化財保存事業の補助金としてお願いするものでございますが、市の指定文化財としては、37件現在ございます。そのうちの1件、涅槃図をここに保存するための補正をお願いするものでございます。なお5の公民館費につきまして、節の13の委託料でございます。警備ということでございますが、警備会社に委託しております。当初の契約をしているわけでございますが、その不足部分としてここにお願いするものでございます。なおその下の工事請負費につきましては、公民館の用水側の擁壁が非常に、多少危険であるということで、擁壁設置の工事をするという内容でございます。6の図書館費につきまして節の1、報償費、おのおのそこに記載のとおりでございます。

なお40ページ、41ページをお願いしたいと思います。目の4の体育館費でございます。節の15の工事請負費、ここに記載のとおり、この屋上部分がやはり雨漏りがするというので、防水の改修工事を行うものでございます。最後に目の1の開発公社助成費でございます。先行取得で開発公社が用地を求めておりますが、前期分の利子を、利息を払うために、どうしてもこれだけの額が不足を生じますので、ここに5,304万1,000円、前期分の精算のための補正だけをお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いしたいと思います。

- 議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。土方尚功君。
- 6番（土方尚功君） 2点伺いたいと思いますけど、最初に国都の支出金絡みの関係

になりますけれども、今回の補正の中では、国都あわせて531万6,000円、その内訳では424万2,000円、この差が107万4,000円あるんですが、先ほど説明の中で、過年度分といえますか、元年度の不足、こういったことでして、あとは補助金の希望の家分の40万3,000円が、要するにあとの支出の関係で出てこないの、この数字が違ってくるんだなという理解をしておりますが、そのとおりでよろしいかどうかということとあわせて、それ以上に一番の質問の中心となるのは徴税費関係で、24、25ページになりますけれども、この財源の関係で、ちょっと当初のときも私気がつかなくて、確認をしてなかったんで、この機会に質問したいと思っておりますけれども、徴税費につきましては、賦課徴収費ですね、これの財源がほとんど国都の支出金に頼っているということで、当初予算で言えば2億4,351万5,000円のうち、2億4,324万2,000円が国都の支出金に頼っている。そしてその他が27万3,000円、つまり一般財源についてはゼロ、市の持ち出しはゼロなんだという一般財源の内訳であります。今回補正に伴って出てきた金額276万2,000円が初めて一般財源としてここで用いられている、こういうことであります。つまりそこにかかる賦課徴収費全体にわたるものが、すべて国都の支出金で賄われているという説明になっているわけです。果たしてこれが正しいものかどうかということで質問になるわけですが、この中に——当然考えられることは市民税、市都民税の取り扱い等に市は当たっているわけで、それに基づいて国都の支出金が使われるという部分はわかるわけですが、必ずしも——例えば資産税関係というのは、別に日野市だけが課税をして、そのことが国や都にかかわる問題でないというようなことの観点からすると、一般財源を全然使っていないということは、ちょっと問題じゃないかなあという、こういう視点で質問するわけです。そこら辺のことで御回答があれば、承りたいというふうに思います。

それからもう1点ですけれども、図書館の関係、これ図書館だけに限らない、今回たまたま単価を見ておりました、そこら辺で質問になりますけれども、当初予算では嘱託職員の単価というのが5,670円、あるいは3,250円、3,240円、10円違いですね、このような金額で当初予算が算定されております。今回また百草に限って出てきた数字が、5,530円、あるいは3,160円、4,740円、こういうふうに単価がそれぞれ違ってきます。まあ時間だけの問題なのかどうか、ここら辺の、特に図書でも10円違いというような金額の単価違いが出てくるわけですが、ここら辺の基準について御説明をいただきたいと思っております。

以上2点です。

○議長（小山良悟君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 1点目の御質問に、国都の関係を含んでの御質問でございます。特にその中で目の賦課徴収費の関連があるわけでございます。その前段の中で、今回の2号補正につきましての国都の歳入との支出との関連の状況、内容につきましては、これは先ほど申し上げましたが、9月議会にお願いする部分は前年度の精算部分と、ことしの補正、事業に関係しての補正ということですので、質問者の要旨のとおり御理解いただきたいというふうに思います。

なおそれに関連しての今回の2号の中での24ページの補正でございます。目の2の賦課徴収費の中で、ここで初めて一般財源が276万2,000円というふうに出ると、当初の中ではすべて国都の委託金、あるいはその他の経費で賄って、一般財源が一つもないという御指摘だろうというふうに思います。私の方も確かにこの目の2の賦課徴収費の歳出経費の取り扱いについては、過去すべてこの中に充当してきた経過がございます。今御指摘のとおり、この取り扱いにどう充てるべきかというような疑問も持っているわけですが、この配分の用途については特段定めはないわけでございます。しかし今御指摘のように、この2の賦課徴収費の中に当初予算の中で、先行してこれを充てることかいいのかどうかという議論はしております。できることであればそれと連動して一度、当然税務、総務費との関連も出てくるわけでございますので、この両方の目をやはり精査した中で、案分する方が妥当だろうということで、検討を重ねております。来年度の新年度予算の中に向かって、当然市の持ち出し分も出る、出ないと、おかしな部分もあるわけでございますので、確かに指摘されるように不自然だというふうに思っております。そういう中で1目、2目あわせまして、今後の財源配分をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小山良悟君） 社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君） 2点目の御質問にお答えをいたします。

百草の図書館の要員の分といたしまして、2.5人の臨時の職員が必要であるということとは、前回の本会議でもお話をいたしました。その分の嘱託職員の計上でございますけれども、時間単価が790円の必要時間、必要日数を乗じたものでございます。この790円という単価につきましては、職員課の指導によるものでございます。

○議長（小山良悟君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） お答えいたします。

歳入の都の補助金、民生費都の補助金と、歳出の心身障害者福祉施設費ですか、これ

の関連でございます。歳入では運営費の単価改正によりまして、希望の家等についても単価アップされておりますが、歳出の方にはそれが見込まれていないという御指摘でございますが、光の家につきましては、東京都の補助金プラス市の財源でもって委託をしております。そういうような関係で、現在の委託料の中身でございますが、市財源がございますので、これらについては歳出の方では補正しないということでございます。

その他の施設につきましては、東京都の補助金プラス100%上積みということで、補助金として支出しております。以上でございます。

○議長（小山良悟君） 土方尚功君。

○6番（土方尚功君） それぞれお答えをいただきまして、理解をするところです。ただ特段に単価の関係については後でよく計算をしてみて、果たしてどうかということの確認をいたしますので。それから特に国都の支出金に絡んだ問題ですね。確かにこれを見ると、今、話の中にもありました税務、総務費の方へ、要するに全体から賦課徴収費をまず全体的に落として、余りを総務費に入れているというやり方がわかりましたんですが、ほかの市の予算書を見ますと当然当初からやはり、各市にも徴税費ということで割り振りをして、大体見ますと一般財源はもう当初から取ってあります。そんなことで日野市の場合も過去にさかのぼって私の方調べてみましたけれども、ずうっとこういう形態を取っているということで、今後予算書が変わってきたとしても、やっぱりこの部分は出てくると思いますので、検討されているということでございますので、今後の成り行きを見させていただくということで、理解をしておきたいと思っております。以上、終わります。

○議長（小山良悟君） 執印真知子君。

○2番（執印真知子君） 27ページの消耗品費、カレット回収の56万5,000円の件でお尋ねをしたいと思います。今まで市民が自発的に集めていたときには、山村ガラスの貸与という形だったのではないかと思うんですが、今回市がドラム缶を負担することになった経過をひとつ教えていただきたいと思っております。

それからこれによってどれぐらいのガラス瓶が回収されて、最終処理場までの経費がどれぐらい浮くと予想されているのか。

それから一般質問のときに話したんですが、保険の件が出てきておりませんので、それはどのようにお考えになっていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君） 清掃部長。

○清掃部長（小林 修君） お答えいたします。

26ページ、7ページの消耗品の件でございますけれども、この経過は御承知のとおり、今までカレット収集というのは、任意の団体が山村ガラスと相談して、そして設置をして、そして山村ガラスさんですね、収集していたということになっておりますけれども、今回は業者の方と種々話し合った中で、また減量対策の一番の近道であるということから、種々話し合った中でございますけれども、御承知のように業者の方も、人件費、またそういう面から人不足が起きているので、なかなか収集をし続けていくのが困難であるというようなことも言われておったんですけれども、最終的には市がドラム缶を買って、そして地区センターに置かせておくから、収集は業者の方でやっていただきたいという形で、お互いに歩み寄って、ここで——御存じのように地区センターは市の管理する場所ですので、また責任も日野市の清掃部が責任を持ってやりたいという観点から、こういうドラム缶は市で購入させていただいて、そして収集は業者でやるというふうに話がまとまったわけでございます。そこで56万5,000円を計上させていただいたということでございます。

それから保険の件でございますけれども、保険については、今のところ検討はしていません。業者が収集するものですから、そう一般の市民、そこへ入れるとか何とかという形の危険は多少あると思いますけれども、そう保険を掛けるまでの危険性がないと見まして、今回はドラム缶に関して保険料の計上はしてないということでございます。

それからどのくらいの収集を目途としているのかという件でございますけれども、平均して1カ所に4本のドラム缶を設置する予定でございます。また場所が広くて、その世帯数が多いときは、白色のドラム缶を多少ふやす予定もしておりますけれども、そこから上がります回収トン数は、取りあえず年間100トンは最低限量にしたいということを目途にしております。ですから御存じのように、今ごみ等を処理する金額は、2万1,000円ばかりかかるわけですから、それから見ると100トンといえども、経費の軽減にはなるんじゃないかという確信を持っているわけですが、ひとつ御協力のほどをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 最近、いわゆるごみが非常にふえてまいりまして、ごみのふえて困る理由と言いますのは、直接には市の処理場の能力にかかわってくるということがありますのと、もう一つは終末処分地、つまり埋め立てに搬出するごみ量につきましては、処分地の使用年限を短くしてしまいます。つまりごみ行政そのものが行き詰まりになってしまうということがありますので、私どもといたしましては、ごみにつきましてはリ

サイクルコースを、はっきりと市民の御協力をいただくシステムをつくって、そうしてなるべく量を減らす。そして資源化に向けるというルートと、それからガラス容器が近ごろ業界で回収される部分が非常に狭くなってきております。したがってごみには減量と減容と二通りの課題があるわけですが、比較的効果のあるのは、その空き瓶類の回収、つまりこれはガラス質のものは重いわけですから、減量にもなるし、また砕くことによって減容にもなる。こういう観点から、日野市では試験的にカレットの再利用コースを、今まで市民運動に依存をしていた部分を、行政の課題として取り組んでいこう、こういうことを発想しております。

まだ、必ずしもすべて見通せるわけではありませんが、容器をなるべく市民の身近なところに配置する。それがいわゆる空きドラム缶を地区センターの比較的支障のない場所に置かせてもらおう。それからその回収システムは、お話に出ておりますとおりの相模原にあります山村ガラスの回収システムに依存をしよう。ある程度中間的な、荷をまとめてあげるということがあるいは必要になってくるかもしれません。そういう事情もあるわけでありまして、当面ドラム缶を地区センターに色分けをできる数を置いて、そして市民に分類収集のをお願いをし、ガラスの瓶や壊れたものについては、ひとつそちらに持ってきてください。ちょうど今までやってまいりました有害ごみ、つまり廃乾電池をそういう別のルートでやっておりますが、ガラスにそのことを進めていこうと、こういうことであります。

全体から見ますと、年間5,000トンのガラス——ガラス込みといいますか、搬出することになっておりますから、努力をすれば相当な成果が上がり得る、こういうことでありまして、市民運動にもお願いをするとともに、また市民のごみに対する認識をいろいろPRをしてお願いをしていこう、こういう施策を今回始めよう、こういうことであります。以上です。

○議長（小山良悟君） 執印真知子君。

○2番（執印真知子君） ドラム缶で収集することに対しまして、いろんな——一度置いてしまうとなくした形で収集することが難しいんじゃないかというようなことがありますが、基本的にはやはり今ごみとして捨てているものを資源化するわけですからよろしいと思うんですけれども、ただその保険の件なんですけれども、まあ人がたくさん集まるところですから、お年寄りも子供も大勢集まると思いますので、例えば捨てに行くときのけがとかいうのではなくて、例えば人が集まっているときに地震が起きて、そこでけがをしたときにだれが補償するんだらうというようなことが大変心配なんです。そ

こで今経費が、計算しますと2,000万でしょうか、大体、2,000万浮くということなんで、保険を掛けるとしたら、一体幾らぐらいかかるものなのか、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（小山良悟君） 清掃部長。

○清掃部長（小林 修君） 危険の度合いの部分でございますけども、地区センターに置かせていただく上はそういう危険もあるので、きちんとした立て看板、看板をつくって、そのマナーとか、いろんな危険があるからということを書いた看板を掲げる、とりあえず。それから保険の件でございますけども、まあ保険というものはいろいろな対象によってまちまちなんですね。ですから例えばドラム缶を保険に掛けるとすれば、その時点で保険業者と細かい打ち合わせをして幾らになるという形になりますもんですから、今ここでドラム缶1本に対する保険料は幾らかということは、お答えできません。後で、必要ならば調べて、御回答申し上げたいと思います、以上です。

○議長（小山良悟君） 執印真知子君。

○2番（執印真知子君） それではぜひ調べていただきまして、一番、やはり瓶を収集するとき不安な部分でございますので、考えていただきたいというふうにお願いしたいと思います。以上です。

○議長（小山良悟君） ほかに御質疑はありませんか。古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） ちょっと、この補正予算には出てこないんですが、決算書、また監査委員の報告書の中にも意見として述べられております、多摩川グラウンド管理棟新築及び用地の確保について、不用額が用地購入費については、全額生じているということですが、これは後は補正等で処理することになると思うんですが、もうすべて決着がついているのかどうかですね、御回答お願いいたします。

○議長（小山良悟君） 社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君） 多摩川管理棟の決算意見書については、意見書のとおりでございます、その後の補正などについては、まだ方針が出ておりません。ただしその未執行に終わった部分につきましては、はっきりした結論が出ております。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 私は監査意見書にあえて意見が述べられていることでもありますので、9月補正で何か会計上の処理がされるのかなあと考えておりましたら、全く体育費のところを見ても何もないわけですね。これはどういう理由によるものなのか。社会教育部長の方は一つの方針は決まっているということなんですけど、どのようなこうい

う場合には処理をされるのか、ちょっと回答をお願いします。

○議長（小山良悟君） 社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君） 今後の方針は、先ほど申し上げたとおりまだ結論は出ておりませんが、今後財務部局とも協議をいたしまして、早急に結論を出してまいりたいと思っております。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 先ほど監査意見に対する質疑のところでも聞いてもよかったんですが、1点だけにしておこうと思ひまして、あえて私言わなかったんですが、平成元年度のこの決算書を見ますと、3,000万以上の不用額でありながら、説明欄には何も書いてないんですね。不用額がなぜ生じたのか、さっぱりこれではわからない。ほかの説明はいろいろ並んで、細かく決算の状況はわかるわけですが、企画財務部長がこれ担当されることかもわかりませんが、まずこの決算書に一切説明がない。3,000万以上の金額について触れられてないというのは、どういうことなのか。

それから今後の方針を会計処理上検討していくということなんですけど、こういう場合にはどういう決着の仕方があるのかですね、財政当局の御意見をお聞きしたいと思います。

それからこういう不用額が発生をした原因は何なのかですね、その点についてもお尋ねをいたします。ことしの3月議会であえて補正予算を計上して、3,000万以上の補正を計上して、それが執行されずに年度を越したわけですね。これもまた随分いいかげんな補正予算の提示があったものだというふうに今にして思うわけですが、なぜこういうことが発生をしたのか、その理由をお尋ねをいたします。早く補正予算で処理すべきですよ。

○議長（小山良悟君） 社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君） 今後の補正などの対応につきましては、今後十分関係部課と協議をいたしまして、よりよい方向で結論を見出したいと思っております。

未執行に終わりました理由でございますけれども、これは大変申しわけないことでございまして、おっしゃるとおり3月の補正をいただきながら、それが未執行に終わったということは、財政上のルールから全くこう逸脱をした申しわけないことだと思っております。

この原因につきましては、全くあってはいけない理由でございますけれども、出納閉鎖の期日の後に気がついたことございまして、関係の部課、非常に重大な責任として

感じております。こういうことが再び起こらないように、十分今後の善後策についても協議をいたしまして、朝礼などの折りに注意をお互いに喚起しあって、間違いを起さないようにしよう、とこういうことで今後に対処してまいりたいと思っております。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 今、私は3点お聞きしたんですけど、含めての御回答だったのかもわかりませんが、私は早急に——うっかり、とんでもない間違いをしてしまった、しかも3月にギリギリに、年度末に3,054万ものお金を補正で議会に提出しておいて、気がついたら年度越して、うっかりそれを処理できなかったというのは、これはお粗末極まりない話ですよ。であれば、当然6月議会か9月議会に、何らかの補正措置を取るのが、早く後始末をして決着をつけなければ、いつまでもこういうこと教訓としても残らないし、解決をそのまま引き延ばすということは、今後にも悪い例を残すと思うんですね。

この決算書に何にも書かれてないというのは、これはどういうことなんですか。何の不用額かわからないですね。審査意見書を読めば、ああ、多分これだなあという見当はつくと思うんですが、これはどうして書かれなかったのか、その点。原因はわかりました。うっかりしてしまったということで、その間違いはお認めになったわけですが、決算書にはきちんとそれは説明すべきじゃないですか。その点、もう一度回答していただきたいと思っております。

それからついでにお尋ねをしたいと思うんですが、3月のこの補正で、同時に工事費の減額も行われております、79万3,000円。その結果新年度——新年度と申しますのは、平成元年度の当初予算に計上されておりました新築工事費、3,256万9,000円が79万3,000円、3月議会で減額補正をされたわけです。つまり3,177万6,000円になったわけですが、決算書の数字を見てみますと、今度500円そこに違いがあるんです。3月にギリギリで補正をして、これで金額が確定したというふうに普通は思うわけですが、また今度決算書類と、決算書の数字と違ってきて、これはどういう理由なんですか。

○議長（小山良悟君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） それでは1点目の決算書につきましての、不用額の問題でございます。私の方もかなりこの決算書につきまして、作成に当たって対応したわけですが、今、担当部長の方からお話あったとおりで、確かに3月の最終の補正の中で、議会にお願いして、その未執行に終わったということにつきましては、大変申しわけないと思っております。あと、その後の問題としては、財政の問題としては、

担当部からの当然要求があれば、これは予算計上をして、また議会の中でお願いする方法しかないというふうに、現状では考えております。この記載につきましては、全くその辺まで特に配慮したわけではございませんが、記載しなかった理由等につきましては、別に他意はございません。

なお、もう1点、工事の関係でございますが、この額につきましても500円、相違があるということでございます。大変申しわけありませんが、後ほど私の方も試算して御回答しますので、ちょっと時間をいただきたいということをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 私は監査で意見が付されて、しかも年度末最終補正で議会に増額補正を求めておきながら、未執行に終わる、まあ大変な大きな問題であるわけです。という内容の決算であれば、当然決算の説明書に、その具体的な内容を1行で済むわけですから、書くべきですよ。この欄だけ、ぼっかり口があいて、空白になっている。何かうまく行けば、知らん顔で済むかなあというような悪意があったというふうに取りたくても仕方がないわけですよ。あ、今の市政の体質をよくあらわしているなあという気がするんですね。これは正誤表か何かで出すべきじゃないかと思っておりますけど、いかがですか。印刷ミスで出したらどうですか。

○議長（小山良悟君） 収入役。

○収入役（佐藤智春君） 御承知のとおり、決算書の調整というものは収入役の権限でございまして、数字とか内容につきまして、調整はもちろんさせていただいたわけですが、それで先ほどから問題になっております、備考欄の書き方でございますけれども、私の方でも一応一つのスタイルを出しまして、このような形で出してほしいというように各部課に、説明の欄は依頼をしているわけですが、したがってこの欄でございまして、こういう場合の指示は私の方で出しておりませんので、そんなことで主管課の方で、恐らく説明の方は書かなかったらと、特に私の方で指示を出さなかったということで、私どものあるいは手落ちかも知れませんが、そんなことで御了解いただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 手落ちがあればすぐに改めなくちゃいけないわけで、印刷漏れということで当然——3,000万もの1件での不用額を生じたということであれば説明欄が全く空白だというのは、これはいろいろ悪意のない人でも、何か勘ぐりますよ。印刷

ミス、漏れがあったということで処理したらどうですか。

それから先ほどの工事費の、これは何か単価が変わったのか何かわかりませんが、とにかくこれも同様に、ことしの3月で、最終補正で工事費の減額をした。その金額とこの決算書の数字が違うということですから、やっぱり何か理由があると思うんですね。調べなきゃわからないというのちょっと合点がいかないんですが、まあこれはわからないならわからないで結構です。後でまた御回答、本会議の場できちんと回答していただきたいと思います。その印刷ミス、印刷漏れの件はいかがですか。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） ちょっと私も、正確な回答のできる状況を把握して、また御指摘に対応できる適切な方法を検討いたします。

○議長（小山良悟君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

沢田研二君。

○1番（沢田研二君） 31ページの項目に委託料、366万3,000円、これは自転車の移動、それから案内・誘導等でございますけれども、今、いろんなところで、駅周辺の自転車の置き方が、大きな社会問題になっているわけですが、ここで新たに補正で委託料が出てきたということは、当初予定していなかったものが、急遽計画をされて、こういう予算になったのかどうかということの御質問と、あわせて日野市内至るところで大変問題になっているわけでございますので、そういった意味ではこういう対策に対しては予算面からも含めて、積極的な対応策が必要ではないかと思うんですが、その辺を含めてお伺いをしたいと思います。

○議長（小山良悟君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） お答えをいたします。

この予算の経緯でございますけれども、既に庁内に交通対策推進本部というものを設置いたしまして、本部長は建設部長でございますけど、この中でいろいろの交通安全対策の面の問題点を整理していた中で、どうしてもこの放置自転車の対策の一つとして、誘導員が必要であるということが出まして、今回の補正で計上をさせていただいたという経緯でございます。

今後この安全対策の問題については、この本部の中で、いろいろ検討したものについては、積極的に予算の方もお願いしていきたいという考えを持っております。以上でございます。

○議長（小山良悟君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） 本来のことから言えば、それぞれのモラルの問題にもかかわってくることで、こういうことに大事な市の予算を使うということは好ましいことではないんですが、ただ現実としてはこういうことは至るところで行われておりますので、できるだけ一掃されるまで積極的な予算、あるいは対策を行っていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（小山良悟君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 直接この補正予算にはかかりませんが、今私が指摘いたしました多摩川グラウンド管理棟新築に伴う公有財産の購入費の3,000万以上の不用額については、次期補正などで、補正予算などの措置によって、的確に早急に、市当局において措置されるように希望しておきます。当然のことだと思いますので、お願いいたします。

○議長（小山良悟君） ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第68号、平成2年度日野市一般会計補正予算（第2号）の件は歳入全般、及び歳出のうち、総務費、諸支出金を総務委員会へ、歳出のうち民生費、衛生費、消防費を厚生委員会へ、歳出のうち農業費、土木費を建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後1時18分 再開

○議長（小山良悟君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第69号、平成2年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第69号、平成2年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成2年度日野市下水道事業特別会計補正予算第1号であります。補正額は歳入、歳出それぞれ2億8,652万9,000円を追加し、歳入、歳出予算の総額を67億7,700万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） それでは議案第69号の詳細につきまして、御説明を申し上げます。

まず1ページでございますが、補正額及び予算規模でございますが、記載のとおりでございます。それから地方債につきましては、後ほど御説明をいたします。

まず事項別明細書によりまして、御説明を申し上げます。まず歳入でございますが、8及び9ページをお開きをいただきたいと思います。まず国庫補助金でございますが、内容といたしましては、公共下水道管きょ埋設の補助金の増でございます。それから次の都の補助金でございますが、記載のように補助分と単独分の一部補正を行うというものでございます。

次が10、11ページでございます。繰入金でございますが、説明欄にございます金額を補正をいたしまして、総額で22億9,047万4,000円とするものでございます。それから繰越金でございますが、当初予算で200万円計上をいたしました。元年度の決算によりまして、決算の繰越額、総額を補正分を除きまして、計上をしたということでございます。

それから次が12、13ページでございます。市債でございますが、説明欄のとおりでございます。

それから次が歳出でございますが、14、15ページでございます。まず管きょ管理費の需用費でございます。この修繕料でございますが、現在、多摩川と浅川の樋管、それからはけ口が市が管理しているものが9カ所ございます。当初予算で一部管理費を計上したわけでございますが、その後修繕等を要する箇所が出てまいりましたので、323万4,000円の補正計上を行うというものでございます。それから次の下水道建設費でございます。管きょ建設費の補正でございますが、この補正の理由といたしましては、まず新し

く工事を予定しておりますのは、南平土地区画整理事業、これは現在組合施行で行っているわけでございますが、事業が予定より早く進みまして、当初は平成3年度に管きょ埋設を予定しておりましたけれども、事業が前倒しになりましたので、本年度補正を行うというものでございます。約、この費用が3,000万円でございます。そのほかの費用につきましては、当初予算で計上いたしましたけれども、工法の変更、あるいは夜間工事になったというものもございまして、今回補正を行うというものでございます。

歳出は以上でございます。3ページの第2表の地方債の補正でございます。これは歳入の中で計上されております6,560万円の増の予算の補正ということでございます。内容につきましては記載のとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お語りいたします。これをもって議案第69号、平成2年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第70号、平成2年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第71号、平成2年度日野市老人保健特別会計補正予算（第2号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第70号、それから71号の提案理由を申し上げます。

最初に議案第70号、本議案は平成2年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第1号であります。補正額は歳入、歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入、歳出予算の総額を19億4,200万円とするものであります。

議案第71号、本議案は平成2年度日野市老人保健特別会計補正予算第2号であります。補正額は歳入、歳出それぞれ3,637万円を追加し、歳入、歳出予算の総額を45億3,331万

8,000円とするものであります。

以上の2議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 関係部長から詳細説明を求めます。水道部長。

○水道部長（高野 隆君） それでは水道部長、御説明申し上げます。

議案第70号、平成2年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第1号について、御説明申し上げます。概略につきましては、市長からただいま申し上げたとおりでございますけれども、詳細につきまして御説明したいと思います。

まず22ページ、23ページ、お聞き願いたいと思います。補正額は歳入につきまして1,000万補正をしまして、総計が19億1,216万3,000円ということになります。

次に歳出でございますが、24、25ページをお聞き願いたいと思います。1の1の1、目、浄水費のうち、15節の工事請負費が1,000万不足いたします。これは高幡区画整理事業に伴いまして、水道管の新設を行うわけでございますが、当初の導水管の布設費が予算上不足いたしますので、ここに1,000万の補正をお願いするものでございます。また5の業務費でございますけれども、職員手当及び報償費の間に、職員手当を減額4万4,000円いたしまして、報償費を4万4,000円増額をお願いする。これは年末年始の待機料が不足いたしますので、お願いをするものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） それでは議案第71号、平成2年度日野市老人保健特別会計補正予算第2号について、御説明申し上げます。

歳入、歳出予算事項別明細書によりまして、御説明申し上げます。32ページ、33ページをお聞きいただきたいと思います。歳入でございます。目の審査支払手数料の交付金でございます。これにつきましては実績に基づきましての精算でございます。39万4,000円でございます。次の繰越金でございます。これは前年度の繰越金でございます。

次のページ、34ページ、35ページ、歳出でございます。償還金でございます。説明欄のとおり、医療費に対する国庫負担金、あるいは都の負担金の返還金でございます。これにつきましても決算実績に基づく精算でございます。次の目の一般会計繰出金でございます。これは平成元年度精算分でございます。一般会計の繰出金でございます。以上でございます、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結い

たします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第70号、平成2年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第71号、平成2年度日野市老人保健特別会計補正予算（第2号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第72号、市道路線の認定、議案第73号、市道路線の廃止、議案第74号、（仮称）二番橋新設その4工事委託契約の締結、議案第75号、字区域の変更の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 提案された4議案につきまして、それぞれ理由を申し上げます。

議案第72号、本議案は市道路線の再編成を目的とし、道路法第8条第2項の規定に基づき、一括認定するものであります。

議案第73号、本議案は議案第72号と同様、道路法第10条第3項の規定に基づき、一括廃止するものであります。

議案第74号、（仮称）二番橋新設その4工事委託契約の締結について。本議案は仮称二番橋新設その4工事委託契約の締結について、1億1,888万6,000円で建設省関東地方建設局長と締結するものであります。

議案第75号、字区域の変更。本議案は落川の区域の一部を百草の区域に編入するため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、字区域の変更をするものであります。

以上4議案の詳細につきまして、それぞれ担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 議案第72号、市道路線の認定について御説明申し上げます。

認定の理由を申し上げます。日野市における過去の道路行政は、直接市民の生活に寄与する道路そのものを建設及び維持、補修等に重点が置かれ、認定路線に関する道路台

帳及び道路法を基本とする手続き、あるいは図上に表現するような事務的処理が、余り過去十分に行われていなかったということでございます。

大正8年に旧道路法制定における里道、いわゆる赤道でございますが、これを認定の対象として管理をしてきました。その後昭和33年の2月に旧七生村との合併があり、七生村も日野町も同様にシステムが、同じ方法が採用されていなかったために、路線の名前において、近くに住む人たちがわかればいいというような名前が多数ありました。

例えば例を挙げて申し上げますと、茶畑線とか、伝兵衛線とか、治三郎線とか、こういったものが使われている。また一方区画整理事業等におきまして、整備されました区域については、神明上の○号線、旭が丘の○号線、多摩平の○号線という名前がつけられておりまして、不釣り合いのあるような結果となっているのが現状でございます。

過去の認定、それから廃止の基準が統一されたものでなかったために、例えば1本の路線においても、二つ三つの路線名がつけられていたり、市道として管理しているが、認定の経過がない道路等があるなど、日常業務に支障を来しているということでございます。そこで昭和55年より初期情報の収集により、現在の道路網図及び調書を作成してまいりました。さらに再編成で統一した路線名にする必要性に迫られまして、再編成作業を計画したものでございます。

今回の再編成では、市内を16のブロックに区分し、そのブロックごとに新路線の番号をつけ、再編成を行ったものであります。また再編成したことにより、日常の窓口業務等において、事務処理が敏速に処理ができるというメリットがあるわけでございます。これによりまして、今提案されました認定についての路線は、2,659路線でございます。また道路再編成によるものについては、一括認定をしていただきたいということでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議案第73号、市道路線の廃止について、御説明申し上げます。廃止の理由は、ただいま議案第72号で提案さしていただきました議案でございます。その認定と同様に、再編成に伴いまして、道路法の第10条第3項の規定に基づきまして、現在の認定路線を2,394路線の一括の廃止をお願いするものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議案第74号、(仮称)二番橋新設その4工事の委託契約の締結についての御説明を申し上げます。委託件名は、(仮称)二番橋新設その4工事でございます。契約金額につきましては1億1,888万6,000円でございます。これは消費税を含んでおります。

契約の方法といたしましては、随意契約でございます。工期は契約日から、平成3年

の3月30日まででございます。

契約の相手方でございますけど、東京都千代田区大手町一丁目3番1号でございます。契約の担当官は建設省関東地方建設局長 松延正義氏でございます。

2ページをお開き願いたいと思います。委託の内容でございますけども、上部工付属施設一式でございます。内容を申し上げますと橋の親柱、それから橋についての照明、高欄、橋面の、橋の上の舗装でございます。こういうものが委託の内容でございます。

続きまして6ページをお開き願いたいと思います。図面でございますけど、これについては今のお話の内容に説明があったとおり、親柱、それから照明でございます。この親柱は橋の両サイドに設置するものでございます。照明についても橋の両サイドに1基ずつ照明をつけるということでございます。

それから7ページをお開き願いたいと思います。この図面は内容の中でも申し上げましたとおり、高欄と橋面、橋の上の舗装の図面でございます。橋の上の図面は御影のブロックを橋の上に張りつけるということでございます。

以上が委託する内容でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(小山良悟君) 都市整備部長。

○都市整備部長(前田雅夫君) 議案第75号、字区域の変更につきまして、御説明を申し上げます。

本議案は下河内農住組合が下河内土地区画整理事業を昭和63年2月22日付で、東京都の事業認可を得まして、着工いたしまして、事業も順調に進んでおります。御承知のように区画整理を行いますと、土地の各筆の区画が改められまして、換地処分と同時に新たな番地を設定することになるわけでございます。この付近は落川と百草の字が錯綜しておりますので、区画整理区域と、それから一部区域がえを含めまして、面積にいたしまして1,600平方メートルでございますが、落川から百草に編入するものでございます。なお本件につきましては、関係の市民の方や権利者など、御理解をあらかじめ得ております。この字区域の変更につきましての施行でございますが、平成2年12月下旬ごろを予定しております。この議案の中にございます。換地処分の公告があった日の翌日から施行するというので、実質的には先ほど申し上げました12月の27日ごろということでございます。

3ページでございますが、字区域変更参考図ということで、掲げてございます。場所につきましては、お手元に、机上配付いたしました資料で御理解をいただきたいと思っております。非常にわかりにくい図面になっておりますけれども、まず東側の道路の部分で

ございますけれども、この部分につきましては落川の区域に入っております。区画整理の区域がこの道路分を含めておりますので、今回百草に道路分を移すというものでございます。それからさらに中心から東側でございますが、ドットでつぶしている区域がございます。この区域を現在、落川でございますので、百草に編入するというものでございます。

字区域の変更は地方自治体の権限に属しまして、番地の設定につきましては、法務局の権限に属しております。現在、予定しております番地は、百草の2,001番から一応のルールをもちまして、設定をする予定でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第72号、市道路線の認定、議案第73号、市道路線の廃止、議案第74号、（仮称）二番橋新設その4 工事委託契約の締結、議案第75号、字区域の変更の件は建設委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第76号、万願寺地区都市計画道路日野3・4・8号線築造（その1）工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第76号、万願寺地区都市計画道路日野3・4・8号線築造（その1）工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本議案は万願寺地区都市計画道路日野3・4・8号線築造（その1）工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第2条の規定により提案するものであります。

入札の結果、1億5,192万5,000円で、株式会社 清水組が落札いたしました。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） それでは議案第76号、万願寺地区都市計画道路日野3・4・8号線築造（その1）工事請負契約の締結につきまして、御説明申し上げます。

1 ページでございますけれども、工事名は先ほど申し上げましたとおりの3・4・8号線のその1の工事でございます。契約金額につきましては、1億5,192万5,000円、契約方法は指名競争入札、工期は契約の翌日から平成3年3月15日まで。契約の相手方は東京都日野市大字石田410番地の6、株式会社 清水組 代表取締役 清水保雄でございます。

次のページ、2 ページになりますけれども、入札の結果が記載してございます。現場説明は8月の21日、入札を9月4日に行いました。

3 ページでございますが、工事概要と案内図がございます。工事概要でございますけれども、延長が181.4メートル、幅員が22メートルでございます。キャブ設置工、それから雨水管の布設工でございます。場所は新井橋から立日橋に至ります万願寺地域の場所でございます。この上をモノレールが通るとい道路でございます。

以上簡単ですが、御説明いたしました。よろしく御審議いただきたいと存じます。以上です。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議案第76号、万願寺地区都市計画道路日野3・4・8号線築造（その1）工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

これより報告第8号、平成元年度日野市土地開発公社決算の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 報告第8号、平成元年度日野市土地開発公社決算の報告について。本報告は地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成元年度日野市土地開発公社の決算を報告するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明をいたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） それでは報告第8号、平成元年度日野市土地開発公社決算書の内容につきまして、御説明いたします。

お手元の平成元年度日野市土地開発公社決算書をご覧いただきたいと存じます。初めの1ページでございますけれども、元年度の事業概況でございます。これにつきましては当該年度に用地取得をした総面積が2万3,634.504平方メートルでございます。その内容といたしましては、土地区画整理事業用地9,116.04平方メートル、緑地用地1万400.30平方メートル、道路用地1,633.904平方メートル、その他用地が2,484.26平方メートルとなっております。

一方市への用地処分につきましては、総面積で1万560.714平方メートルで、その内容は土地区画整理事業用地6,701.50平方メートル、公園用地1,377.80平方メートル、道路用地917.094平方メートル、その他用地が1,564.32平方メートルでございます。

これらに要しました事業資金の年度末検査におきます市中銀行等からの借入金は、79億3,357万2,000円となっております。

4ページ、5ページ、それから6ページ、7ページにはただいま申し上げた単年度の取得用地の明細が記載されてございます。件数にして34件でございます。

それから8ページ、9ページでございますけれども、これにつきましては処分用地の明細が記載されてございます。その件数にしまして26件でございます。これらの事業にかかります決算でございますけれども、10ページ、11ページで閲覧いただきたいと存じますけれども、10ページ、11ページに収益的収入及び支出といたしまして、元年度で公社の事業活動により発生いたしました収益と、それに対応するすべての費用が発生時日に基きまして計上されてございます。まず収入でございますけれども、事業収益といたしまして、用地の処分代金といたしまして34億173万6,395円、事業外収益といたしまして受取利息等で91万4,140円でございます。収入の合計は、34億265万535円となっております。

支出につきましては12ページ、13ページに記載してございます。事業原価といたしまして、32億1,264万4,899円。これに要しました販売費及び一般管理費といたしまして、527万2,985万、そして事業外費用といたしましての支払い利息が375万円、支出合計では32億2,166万7,884円となっております。

次に14ページ、15ページでございますけれども、資本的収入及び支出でございますけれども、これには用地取得にかかる収入及び支出が計上されてございます。まず収入でございますけれども、資本的収入といたしまして、市からの運営費補助金、市中銀行から等の短期及び長期借入金合計が62億9,032万2,553円でございます。この支出につきましては、資本的支出といたしまして用地取得事業費及び借入金の償還金の合計が、81億1,688万5,254円でございます。

16ページ以降でございますけれども、公社事業会計損益計算書、それから貸借対照表、それから公有地明細書、短期及び長期借入金等の明細等が記載してございます。御参照いただければ幸いです。

以上、雑駁でございますが、これをもちまして決算の報告とさせていただきます。以上でございます。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） また多摩川グラウンド管理棟の話になって恐縮なんですけど、執行されませんでした多摩川グラウンドの管理棟の建設用地の取得費、これが不用額で残っているわけでありますので、土地開発公社は本来、今回不用額として計上された3,054万7,000円については本来収入を見込んでおられたのではないかと思うんですが、この取り扱いについてはどのように公社において協議されたか、経過があればお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（小山良悟君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） 多摩川グラウンドの件につきましては、公社といたしましては、収入は見込んで、決算の中では見込んでございません。したがって、誤執行につきましては、特段の協議といたしますか、そういったものは特になかったかと、こういうように考えております。以上です。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 何も土地開発公社では検討されなかったということですが、日野市がつくる建物が、土地開発公社の所有地にもう建ってしまっているわけですね。しかし市の財産として取得をして、その権利関係をはっきりさせる。つまり公社はできる

だけ早く市に土地を買ってもらうことが目的なんですね。そういう督促を常にしておられると思うんですが、もう既に建物は完成をしている。しかし土地自体はまだよその、市の土地になっていない。他の法人の所有になっているということであれば、公社においては当然議会においてその取得費が議決をされたということを承知をしておられるはずですから、その支払いが行われるよう、何らかの措置をお取りになるべきではなかったかと思うんですが、どうですか。何にもしなかったとおっしゃったんですけど。

土地開発公社に今理事長がいらっしゃらなくて、常務理事以下砂川助役初めそうそうたるメンバーが理事として名前を連ねておられる。3月議会に即決で、頼むから早く用地取得費を可決してくれということで補正予算をお出しになった。議決したこと、皆さん御存じなんですよ、ここにいらっしゃる方で、理事でいらっしゃる。しかしその支払いが受けられない状態で、公社としての役目、役割は務まったということになりますでしょうか、どうでしょうか。

○議長（小山良悟君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） 多摩川グラウンドの件につきましては、現在、借用ということで教育の方にお貸しをしているという状況でございます。なお、3月補正の件につきましては、当方といたしましても、十分に把握しておらなかった点があるかと思っておりますので、今後十分注意をまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 公社では理事会が開かれたということが記録として残されておりますので、事実、いろいろな協議がされたと思うんですが、議会で取得費が、市の方が計上をして、もう既に予算を決めたということになれば、公社は早く支払いを受けなきゃいけないわけですね。この土地の購入費については、土地開発公社は銀行からお金を借りて、土地を買い求めていくわけです。利息はみな私どもが払っているわけですね、市民が。であれば、早く議決されたお金を、支払いを受けて使って、その銀行からの借り入れ分を精算していかなきゃいけないと思うんですが、何もなさらなかったということは、ちょっと私理解できないんですけど、貸しているものだから、まあ買うとは言っているけれども、適当な、お互い知らない者同士じゃないから、こういうことでしばらくはいいだろうというようなあいまいなことであったとも思いたくないし、何にもしなかったではちょっと済まないような、私、気がするんですが、どうですか。

○議長（小山良悟君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） ただいまの御指摘につきましては、十分今後ともこのよう

なことのないように十分注意をまいりたいと思いますので、御了承していただきたいと存じます。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 先ほど経過を聞きますと、ミスがあったということですので、それは私是といたします。だれでも生身の人間であれば、失敗はすることもあるし、うっかりすることもあるわけで、そのことは私はいいと思うんですが、公社という一つの法人が、各部長さん、助役もメンバーに入って、役員を構成しておられる。その方が議決をした予算が執行されないまま、公社の方に入ってきていないという状態が全く知らなかったということは、今後気をつけますで、果たしてそれで終わらせていいのかなあという気がするんですね。

今、総務部長の話では、貸しているものだ、つまり教育委員会に借りていただいているということになるかと思うんですが、土地開発公社が売るということが、で、市が買うということが決定したから、補正予算が用地購入費として計上されたと思うんですね。その辺の約束は具体的にはどういう形で確認されているのでしょうか。市が買います、公社は売りますということは、何かあいまいな状態にあったのではないかと思うんですが、普通何か文書で約束か何かするのでしょうか。土地開発公社の土地を市が買う場合、どうなんでしょうか。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 弁明しにくい事件だと言わざるを得ません。本来、予算計上をされている、つまり事業を行う組織がおのずからあるわけでありまして、そこから予算執行の事務手順を始める、そういうことになるわけでありました。その点に監督不行き届きの点があって、両方ともうっかりしてしまった。したがって弁明の大変しにくい事例ではありますが、これからこのようなことのないように内部を引き締めてやっていかなきゃならない、このように受けとめております。

○議長（小山良悟君） よろしいですか。（「よろしいでしょう」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって報告第8号、平成元年度日野市土地開発公社決算の報告の件を終わります。

これより報告第9号、平成元年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 報告第9号、平成元年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告について。

本報告は地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成元年度財団法人日野市環境緑化協会の決算を報告するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 報告第9号、平成元年度財団法人日野市環境緑化協会決算書について、御説明を申し上げます。

1ページ、2ページをお開き願いたいと思います。平成元年度事業報告でございます。財団法人日野市環境緑化協会は、昭和64年の1月の6日に発足いたしました。以来1年3カ月が経過したわけでございます。初年度は期間がありませんでしたが、平成元年度は市の事業とタイアップをいたしまして、市民とともに事業を実施してまいりました。理事会、評議員会で決定されました事業計画の予算執行については、事務局総力を挙げまして取り組んでまいりました。必ずしも満足のいくものではないと思いますが、試行の連続でありましたが、おかげさまで事業ができたということは、皆様方市民の方々にも厚く御礼を申し上げたいと思います。

平成元年度は緑化についての普及啓発事業を主体として行いました。幼児、児童、市民とに分けて実施をいたしました。まず幼児向けといたしますと、5歳児を対象にドングリ拾い、こういうものを行いました。参加者は533人の参加を得ました。小学校の児童、6年生に対しては、自然の保護の緑化についてという作文集を募集いたしました。166編の応募がございまして、優秀作品25編を作文集として小冊子にまとめさせていただきました。このまとめたものは市民に配布をいたしました。

市民に対しての事業でございますけれども、春・秋の緑化月間を実施いたしまして、春には小学1年生にはカリンの苗木3,000本を配布いたしました。秋には市内2カ所でチューリップの球根3,000袋を配布いたしました。それから緑化月間の行事の中で、特に自然観察会、学習会を行いました。また市内の植物写真展も行いました。タイトルは市内に自生する植物というテーマで出品の呼びかけをしたところ、73点の応募がございました。優秀作品8点を絞りまして、絵葉書にして、販売中でございます。下の売店で250円で売っております。一度見ていただいて、お買い求めをお願いしたいと思います。

それから市内の花でございますけど、菊花のうち幼稚園とか、保育園、小学校、中学、

市民等に傘菊の配布をいたしました。また一方では老人会を対象にいたしまして、ポットマムのスプレー菊の苗を配布しました。これの成果を見るために、菊花のコンテストも実施いたしました。約350点の出品がございまして、優秀作品33点を表彰を行いました。

また別に萌芽更新という形の中で炭焼きも延べ3回実施しました。またこの炭焼きの中でも、親子の炭焼き教室も実施されました。

その他では維持管理の面でございますけれども——浅川の以南に所在する市立の公園でございますけど、この公園の清掃の管理を市から委託を受けまして、まず最初でございますもので、4団体をお願いをいたしまして、実施をいたしました。

花卉栽培苗圃についての除草の業務委託でございますけれども、これは青い鳥の作業所の方に委託契約を結び、現在も実施しているところでございます。

以上が協会が実施してきました事業でございます。

3ページ、4ページをお開き願いたいと思います。平成元年度の理事会の開催の状況でございます。4回開催をいたしました。

次に6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。これは評議員会の開催状況でございます。3回開催をいたしました。

9ページから11ページをお開き願いたいと思います。これは理事会の中の専門委員会でございます。この専門委員会の開催状況でございます。15回開催をいたしました。

それから13ページから16ページでございますけれども、これは事業の実績でございます。後ほどよくごらんになっていただきたいと思っております。

それから19ページから20ページをお開き願いたいと思います。収支決算書でございます。これは平成元年の4月の1日から平成2年の3月の31日まででございます。収入の部は決算額では3,409万6,816円でございます。予算と収入の比率でございますけれども、96.8%でございます。収入の主なものを申し上げますと、一番の基本財産運用収入でございます。これは3億円をベースにした利子の分でございます。それから2番は事業の収益でございます。都市公園の維持の管理受託費です。先ほど申しました4団体の、清掃していただいた収入でございます。それから緑の羽根の募金の還元金でございます。それからその他では3番の補助金の収入、それから寄付金の収入、雑収入というものが、主な収入の中身でございます。

支出の部に移ります。支出の部につきましては、決算額では総額3,098万2,313円でございます。支出の事業費の中では、事業費の1番の中で、普及啓発費でございます。こ

れについては執行率は93.9%でございます。それから2番の事業活動費でございますけれども、執行率が70.31%でございます。

21ページ、22ページをお開き願いたいと思います。3番の調査研究費でございますけれども、執行率は95.88%でございます。それから4番の受託事業費でございますけれども、これは市の方から事業を委託されるものでございまして、これについては執行率が99.97%でございます。次に管理費でございますけれども、管理費については、執行率は95.40%でございます。3番の固定資産取得費でございますけれども、執行率が98.89%でございます。全体にいたしますと、支出の方は執行率は87.98%ということでございます。翌年の次期繰越金でございますけれども、311万4,503円を次期に繰り越しをするということでございます。

あと23から26ページについては説明を省かせていただきたいと思っております。

以上で日野市環境緑化協会の決算についての御報告を申し上げます。以上でございます。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。土方尚功君。

○6番（土方尚功君） 決算のことだったので、私は数字にかかる点の質問の方を集中的に見ていたんですけども、緑化協会の今まで幹事でありまして、また立場を変えれば建設部長という職で、十分内容を踏まえた中に大変細かく事業報告等いただきました。そのことを聞いているうちに、ぜひこれだけちょっと質問しておきたいなと思いましたが、若干こういう機会がなくなるかなと思っていたので、特段に質問したいと思っておりますが、市長に向けてということであります。

特に緑化協会は、私の方このを見てますと、新年度の既に評議員ということで、まあ我々が名を連ねて、3月31日付で評議員になっているわけです。過去の議会の中でも理事の関係の選定について、通常年度切り換えのときに、早急に行われるべきだというようなことで、市長にも人選の関係等伺った経過もあります。そういった中で、特に今回評議員の方では、委員会の場では承認をされて、その後には理事会が開催をされていると思っておりますけれども、特段そういう場に市長が直接出席をしている会ではございませんから、市長に伺う機会がないもんですから、決算に当たってちょっと質問します。

今回、理事に市長がメンバーとして入ってまいりました。建設部長並びに都市計画関係の部長が入るということについては、今までの経過もありますから、十分承知をするところですけども、特段に今回、市長が理事としてそこに名を連ねてきた経過といたしますか、そういったものと、それから今まで常務理事ということで、退職された職員の

方が常務理事をやっておりました。これが今回、建設部長が常務理事という形に入ってきたわけです。そこら辺のことは評議員の場では、そこまでの——まあ市長が入るのはどうかというような話も出たことは事実でありますけれども、現実その時点では常務理事がどなたになるかということは、全然その評議員会では何らわかりません。要するに理事会で互選なりという形で選定がされてきております。そういった中、特段に行政側は行政側としてこの環境緑化協会の運営に当たって、指導監督する立場、こういうことがあるわけです。ところが常務理事として、現実、建設部長がそれに当たるということになりますと、立場が大変やりにくい部分が出てくるんじゃないかなあという部分で懸念するわけです。そんなことと、それから市長が特段に今回理事として名を連ねてきた、このことは、要するに市長が入らなくても、もともと市民がこれの行事を、運営に当たっていくんだと、市民全体がこのメンバーであるというようなことを非常に掲げてきての、こういう設立を図って運動を進めているわけで、そこら辺について特段に市長が入ってきた。こんなことの経過を御説明をお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 環境緑化協会の議会の出資、並びに設立につきまして御賛同をいただき、現実に所定の活動を開始いたしております。そうして第1期の役員会の、つまり2年間を経過されまして、理事長に就任をしていただいております萱嶋さん、並びに副理事長の田中さん、年度を終わるころに、交代をしてほしい、とごういう要請をいただいておりますが、なかなか後の補充が確定しかねておりましたもので、4月末ごろまでそのままをお願いをしましておいております。そのこと自体は別段業務の執行に支障はなく、お務めいただいたわけでありまして、まあ機を新たに作る理事会でどのような取り組みをしていくかということ、多少今まで考えていたことがあります。と申しますのは、全額市が出資をする、この場合は財団法人でございまして、本来もっと行政との執行上の責任体制が緊密であることが望ましいわけでありまして、そこで行政との緊密化を図る意味で、現職の責任者を多少参加を図った、とごういうことでありまして、特に関係をいたします建設部長が、まあ公園緑政課が業務の全体の指導をするわけでありまして、役員として参加をして、そうして直接にまた執行責任を持つという形を始めたわけでありまして。

市長云々は、これは社会福祉法人の場合は、出資をする自治体の長が理事長に就任せよ、とごういう指導があります。財団法人の場合はむしろもっと民間団体的なポーズを取るのが適当だ、とごういう指導でもございますので、私は理事として参加をし、決裁の

文書にはまあ理事としてその合議に参加をしたという形を取りながら、実際の業務執行をもっと積極的に取れる立場になりたい、ならなきゃならない、こういう考えでございます。

今回、理事も交代していただきまして、中村敏夫さんという方が御就任いただきました。これは森林文化協会の会員だということで、緑に対する関心は深い、こういう点に今後のまた活躍のお力をかりたい、こういうことであります。それから田中さんがおやめになりまして、できるだけ女性をという理事会の中の互選の中で、中川さんという方が御就任いただきました。新しい理事会の体制づくりが整いましたので、これからもっと積極的な事業活動をやっていきたい、こういうことにすべてが尽きるわけでありまして、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（小山良悟君） 土方尚功君。

○6番（土方尚功君） スタートの段階で、まだ1年3カ月ですか、その実態、決算の時点ではということですが、そういう中で大変私は基本的には、先ほど申し上げたとおり、やっぱりある程度自主的に運営を持っていくべきだという、これはだれでもそういう形では理解できると思うんですけども、余りに建設部長とか、都市計画部長あたりがそういう中で、経過を見ていくためにということでは理解をいたしますけれども、結果的に市長は積極的にというようなことで今若干ありましたけれども、余りにも、結局は建設部長にしろ、ほかのものもやっぱり市の方から金が出て、なおかつ出したその市長、大もとである市長がそこに来て発言をするということは、相当方向性のある程度——極端なことを言えば決めていっちゃうということになるわけですね。ですから余り、こういう団体ですから、市長が理事に入っていくというようなことは、必ずしも好ましいことではない。やっぱり市長の考えることは、例えば建設部長なりが常務の理事であるわけですから、その方向性だけを指示するにしても、直接市長がそこまで出て、我々から見れば関与し過ぎる部分が出てくるじゃないかという懸念をするわけです。

いずれにしても決まっていることですから、今後の協会の動きについては我々十分注目を、当然必ずしていかなければいけないわけですが、そんなことを特段に申し上げて、一応考え方の方についてはわかりました。今後一生懸命注目をして進んでいきたいというふうに思います。終わります。

○議長（小山良悟君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって報告第9号、平成元年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告の件を終わります。

これより報告第10号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を議題と

いたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 報告第10号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について。

本報告は市の義務に属する交通事故に係わる相手方との和解の締結及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分をしたものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山良悟君） 関係部長から、詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） それでは報告第10号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告につきまして、御説明申し上げます。

本報告事項は1件でございます。なお本件につきましては、去る6月議会で賠償金の補正をお願いした経過がございます。和解が成立いたしましたので、専決処分をさせていただきます。

議案書の2ページに専決処分書がございます。事故名は日野市百草1248番地の15先路上の事故でございます。

和解の相手方は、東京都八王子市子安町一丁目2番地の1、株式会社 大阪屋、代表取締役 須田文雄さんでございます。

事故の発生状況でございますけれども、平成2年2月9日午後2時ごろでございますが、資産税課の職員が運転する庁用車が、日野市百草1248番地の15先の信号機のないT字の交差点におきまして、右方向から直進してきました相手方車両に気づかず、その直前を左折したため、庁用車と相手車両と接触いたしまして、双方の車、それから道路わきの自動販売機、それからブロックフェンスに損害を与えたものでございます。

相手方と交渉いたしました結果、過失割合は市が7、相手方が3ということで、7対3ということで、7割に相当します損害賠償額、62万3,307円で和解したものでございます。以上でございます。よろしく御承認いただきたいと存じます。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第10号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を終わります。

これより請願第2-14号、『市立平山中学校特別活動棟の増築に関する早期実現』の為の日野市議会に対する請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第2-14号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において文教委員会に付託いたします。

これより請願第2-15号、米市場開放阻止に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第2-15号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第2-16号、義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情、請願第2-17号、「義務教育諸学校の学校事務職員、栄養職員の給与費の国庫負担制度からの除外」に反対する陳情の件を一括議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第2-16号、請願第2-17号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において文教委員会に付託いたします。

これより請願第2-19号、たきあい学童クラブへの希望者全員の入所を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第2-19号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時31分 散会

9月11日 火曜日 (第3日)

平成2年 日野市議会会議録 (第26号)  
第3回定例会

9月11日 火曜日 (第3日)

出席議員 (29名)

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	小川友一君
5番	高橋徹君	6番	土方尚功君
7番	天野輝男君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	17番	高橋徳次君
18番	一ノ瀬隆君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	奥住日出男君
22番	夏井明男君	23番	黒川重憲君
24番	旗野行雄君	25番	古賀俊昭君
26番	市川資信君	27番	谷長一君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員 (1名)

16番 小山良悟君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	佐藤智春君
助役	砂川雄一君	総務部長	藤浪竜徳君
企画財政部長	長谷川暢男君	生活環境部長	糸川滋君
市民部長	永瀬誠一君	都市整備部長	前田雅夫君
清掃部長	小林修君	福祉部長	坂口泰雄君
建設部長	橋本栄萬君	病院事務長	大崎茂男君
水道部長	高野隆君	学校教育部長	藤本亨一君
教育長	長沢三郎君		
社会教育部長	坂本金雄君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橋達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3  
 立川速記者養成所 所長 関根福次  
 速記者 本間 ムツ子 君

議事日程

平成2年9月11日(火)  
 午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時10分 開議

○副議長(福島敏雄君) 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員25名であります。

本日、議長所用のため、私、副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問1の1、ゴミ減量とリサイクル活動を市民参加でつよめよの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

[20番議員 登壇]

○20番(鈴木美奈子君) ゴミ減量とリサイクル活動を市民参加でつよめという一般質問をただいまより行わせていただきます。

今、どこの自治体でも、ごみ処理量の減量化をどのように進めていったらいいか、また、財政上の理由や施設処分地の確保の両面から迫られている、緊急な課題の一つだというふうに私は思います。

ことし4月、厚生省は、1988年度に全国で、東京ドーム130杯分のごみが出たということで、非常事態宣言を出しました。ごみ処理は、どこも今、パンク寸前と言われ、23区の家庭や企業が出す可燃物の焼却灰や不燃物が集まる中央防波堤最終処分地は、1992年でいっぱいになると言われ、ここを視察し、また調査をいたしました畑田重夫さんが、強烈な印象としてこれを見て、驚きの声を上げたこのことを、私、ある本で読むことができたが、そのとき、後でいわさ恵美前衆議院議員も行きましたけれども、いわささんも同じようなことをおっしゃっていましたが、この東京の最終処分地の中には、まだ商品価値のある、使用にもたえられる販売前の製品が次々と持ち込まれ、ダンボールに積み込まれました果物の缶詰、味の素のゼネラルフーズの缶入り炭焼きコーヒー、またグレープフルーツのジュースの缶詰、ホットケーキの粉など、またさらには、まだ十分使える新品同様の乳母車も捨てられていたということです。そしてさらには、驚くべきことは、多分病院から出されたと言われるでしょう、妊産婦のカルテなど、また銀行の人事記録など、マル秘文書なども無造作に捨てられていたということで、本当にこのことを見ても、今の使い捨て文化、そしてまた情報化社会の縮図を、私はここで見るができると思うんです。

9月8日夕方の6時から、ちょうどNHKのテレビを見ておりましたところ、今、車の使い捨て、これもあるということで、越谷市の職員の対応が約20分以上、放映されて

おりまして、私もこれを見ましたが、この自動車さえも今、処分する、粗大ごみとして自治体が責任を持ってこれを処分しなければならないということで、本当にこれは市民の意識、この考え方を変えていくことや、また、企業が責任を放棄してこれを捨ててしまうという、こういうことではないかというふうに思うんです。

今、これを変えていかないと、ごみはいつまでも減らず、さらにごみがふえてしまうことになるわけでございます。

ごみがふえてきた原因といたしましても、その中の一つとしては、紙類の増加がございます。新聞、雑誌、商品の包装紙、また宣伝広告のチラシ、コピー用紙などがございますが、私はけさも、新聞に折り込まれました折り込み、これを数えてまいりました。スーパーの広告が5枚です。これは日野市内の、特に多摩平を中心といたしました商店の広告でございましたが、求人広告が4枚、塾の募集が1枚、衣類の通信販売、これは遠い高松の市のものでございます。これが1枚。そのほか、釣り、補聴器の宣伝、それぞれが1枚ずつで、合計13枚ございました。9日の日曜日には、18枚も入っていたんです。新聞を配達する方も大変でしょうけれども、これが1度見た場合には、すべてごみとして出されるという、こういうことになるわけですから、業者の方は、売ればいいという、こういうことではなくて、本当に企業の責任で、こういうスーパーなどで出されたプラスチック製品のものや、あるいはトレーなどを、本当に回収する、このことを義務づけていかなければならないのではないかというふうに思います。

また、古紙の回収がとまったために、今、家庭の中でも、苦勞して狭い住宅、私のうちも新聞たくさんとっておりますので、新聞がはらんしておりますが、来るのを待って、うちの中にとめている状況です。

しかし、ダストボックスに捨てる方もいらっしゃるわけですが、この古紙1トンは直径14センチ、高さ8メートルの樹木20本分に当たる、というふうに言いますから日本は世界一の木材輸入国であり、アジアから切り出される木材の6割以上が日本向け、というふうに言われております。事務用紙や新聞、紙パックの再生は、地球環境を守る上でも、大きな問題でもあるわけでございます。

三多摩のごみの処分地、日の出町の処理場ももういっぱいということで、96年度まで見込んでいたのが、持ちこたえられなくなったということで、新たに新しい処分地を検討する連絡協議会が発足をいたしました。私は、84年にこれが開設される前に、まだ大きな山であったときに、議会のごみの特別委員会だったと思いますが、そこでこの現地を視察いたしました。そのとき、とても印象に残ったことは、この視察をした所の右側

の所に、お年寄りの老人施設があったんです。この老人施設が、ごみの処理場建設のために移ってしまうということでございましたけれども、このお年寄りの気持ちがどんなかしら、というふうに思いましたが、これがもう何年もたないうちに、次の処分場を探さなければならないという、こういう現在の状況でございます。

ごみ問題で深刻な事態になったために、ようやくこれを担当しております厚生省、環境庁、国税庁なども動き始めてまいりましたし、さらには、企業が出している製品についても、その回収する制度などを、もっと住民と、また自治体と、そして、こういうことを運動へと発展させていかなければ、そのツケが住民や自治体の財政へと響いてまいります。日野市も、市内のいろんな団体の中で、この意識も高まってきておりますし、それらをさらに発展させていくために、私は6点について質問をいたします。

まず最初、1番目は、ごみ減量市民会議の今後の活動についてでございます。

ごみ減量市民会議の呼びかけが広報を通じて行われ、8月23日に第1回の会議が持たれたというふうに聞いております。そして、参加する方が、40代から60代の方が28人出席した。私はこの中で、「家庭や地域で実施しているアイデアや、行政への希望などを出してもらおう」と、このように新聞にも報道されておりましたが、一つとしては、どんな話し合いがされたのか。二つ目には、28人の団体の参加の方は、個人で参加しているのか、あるいはまた団体の代表もいらっしゃると思いますが、その構成をお聞かせください。3番目に、市民会議は今後どのような活動を続けていくのか、お知らせいただきたいと思っております。

次に、2番目としては、分別収集の問題です。

毎日の生活の中で、一日1回は必ず私もごみを捨てにまいります。そのとき、グリーンボックスとオレンジボックスの中に捨てられているごみが、どんなものが捨てられているかなど、気にしながら私も捨てるわけでございますけれども、紙類が大変多くなっている。これは先ほど言いましたように、新聞の回収をしない。これは安くて、業者がもう割に合わないという、こういうこともあると思うんですけれども、そのためにごみが、新聞がダストボックスに捨てられるということでございます。そしてまた、雑誌なども捨てられております。そのほか、オレンジボックスの中には、ウイスキーの瓶やドリンク瓶、そしてまた、本来企業が責任を持って回収すべきものなども捨てられている、こういうことから、私たちの税金でこれを処理しなければならないことで、これを一日も早く、このことも放置できないというふうに思います。

町田では5種類に分けられて、燃えるごみ、燃えないごみ、瓶、粗大ごみ、缶、有害

の5種類に分けて不燃ごみの33%の資源化を行っている、というふうに聞いております。埼玉の川口市でも、86年度では、年間瓶やカレット4,667トン回収し、金額にして1,900万円を市民に還元したということでございます。

今、それぞれの自治体で、住民と一緒に現場の働く労働者の人たちと一緒にごみの問題をどのように解決していったらいいかという、こういう努力が行われているわけですが、仙台でも沼津でも、津久井湖の城山町でも、四国の善通寺市もやっています。しかし、まだ全国的に、減量のこのごみを回収している自治体はわずか18.7%にすぎず、とりわけ東京は大変おくらせております。23区は、目黒区と足立区だけがやっているだけで、三多摩でもまだ少数の自治体しかやっていないわけでございます。日野市のオレンジボックスの中にも、ビニールの袋の中に入れてあったいろんな種類のもので捨てられておりますが、日野市でもようやくことしの9月の議会でも予算が生まれ、瓶などを分けて処理する、こういう方法が示されておりますが、55カ所、地区センターがある中で、30カ所に置くということで、この地区センターを利用する量の多いところの場所はいいわけですけれども、地区センターを利用する人数の少ない所では、どのようにやっていくのか、その辺もございまして、もっとこの点について、どのような方法でやるのか、具体的にお聞かせいただきたいと思っております。

また、2番目には、この市民の意識、PRが非常に大事だというふうに思うんです。長い間実行して、そして成果を上げている自治体と住民は、このPRを、また運動を長い年月をかけて、短い時間でなくて、長い運動の中でこうしたことをやっているわけですが、日野市としても、この意識の調査が大事だと思っておりますので、このPRをどのようにやっていくか、お聞かせいただきたいと思っております。

また、三つ目には、私ども、蛍光灯や乾電池を使うわけですが、この乾電池の使用済みのもの、私は、この市役所の三菱銀行側にあります所に捨てるわけですが、ときどき、電気屋さんの所を見ましても、あんまりいっぱい入っていない。紙くずが捨てられている所もありますし、これは私が回収した後に見るからかもしれせんけれども、この乾電池の回収されている状況、今どのようになっているか、お聞かせいただきたいと思っております。

3番目には、庁内のごみ減量対策でございます。先ほどから言われておりますように、ごみが非常に多くなっている中で、紙類がございまして。東京23区でも家庭から出るごみが、85年から88年の間の4年間でも13%しかふえていないのに対して、企業から一般ごみとして持ち込まれるごみは、80%にもなっているわけでございます。ごみの中身を見

ますと、OA器機の普及によって、可燃ごみの中に占める比率が38.3%から45.6%にふえております。私は、日野市もやはり同じなのではないかというふうに思いますが、この減量について、日野市ではどのようにやっていらっしゃるのか。

8月3日付の日本経済新聞では、三鷹市役所が、五つの箱、色を分けたこの箱に回収箱を置きまして、リサイクル促進がねらいだというふうに報告されておりますが、私どもときどき、議会が終わりましたから、清掃する方が、じゅうたんを清掃したり、またごみを、大きな黒いビニールに入れて持って歩く姿を地下などでお見かけするわけですが、やっぱり庁内から市民へのPRとしては、庁内でもこれだけごみ減量対策をやっているんですよということも、私は必要ではないかと思っておりますので、今どのようにやっていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

4番目に、ごみ減量リサイクル活動をしている団体への援助でございます。

今、主婦の間でも、牛乳パックをきれいに洗って干して、1枚1枚重ねて集めている。牛乳パックの回収の運動は、自分たちが毎日飲んでいる牛乳の入っているこのものからごみ資源の問題を考える、毎日の暮らしを考える、このことにつながっているわけです。ただ単に減量する、またリサイクルをする、こういうことだけではないわけです。生協や婦人団体、個人でもこれを集めて、今、大量に集まらないと回収してくれないということで、いろんな所に集積場を設けながら、集めております。牛乳パックは、バージンパルプでできており、しんなしのトイレットペーパーの原料の35%が牛乳パックで使われているわけですから、今まで捨てていたものが再生され、また、お年寄りや婦人団体の方は、牛乳パックをきれいに箱にして、色紙、千代紙などを使ってきれいな小物入れ、こういうものをつくって楽しんでいる。多摩平のいこいの会などそうでございますけれども、そうしたさまざまな活動もされております。

また、アルミ缶を回収して、障害者施設の財政にと声をかけて、私なども今、協力しておりますが、団地の一角の所に、飲んだ缶ビールのアルミ缶を届ける。そういうことも、みんなに声をかけますと、本当に集まるんです。そういうふうにして箱がいっぱいになって、次々とした運動も広がっております。

さらには、廃油を流せば下水道が汚染されますが、この廃油を使った石けんが、とてもよく落ちます。私も一緒につくって、みんなでプリン石けんといって使っておりますけれども、コーヒーをこぼしたズボンがすぐ取れましたし、先日、私は口紅が洋服につきまして、慌ててそのプリン石けんで洗いまして、その部分だけを小さな脱脂綿でふきましたところ、きれいに取れました。私はやっぱりこれ、発生源はどこか知りませんけ

れども、今これは非常に広がって、いろんなお母さんたちが廃油を使っての石けんづくり——先日、日野の給食をやっていたら方たちの中でも、毎年、この廃油を使っての石けんづくりも皆さんに披露されますが、家庭の中でもこういうものが今、やられているわけでございます。これも立派な環境保護にもなるわけでございます。ごみのリサイクル活動を活発にさせて、自分たちの環境を、本当に私たち自身がつくっていく、いい環境をつくっていく、こういう市民運動も、もっと私は行政が援助すべきではないかというふうに思うんです。

それで質問といたしましては、アルミ缶をつぶすのに、大変苦勞しているんです。きれいにつぶれないといけないということで、足でつぶしたり、手でつぶしたり、大変ですけども、これをつぶす機械があります。私、その機械の名前を書いておいたのを、ちょっとなくしてしましまして、名前が思い出せないんですけども、これがあるわけでございますので、この機械をこうしたアルミ缶を回収している団体などに助成できないかどうかということをお尋ねいたします。

また、2番目には、古紙を回収していく業者に、補償制度的な助成ができないかどうか。ちょっとこのことについては、いろいろ大変なこともあるかもしれませんが、こうでもしないと、なかなか古紙を回収する、そういうところにまでいかないのではないかと思いますので、この点をお尋ねいたします。

それから、5番目に、クリーンセンターの中にありますリサイクル事務所、私はリサイクルセンターと呼んでおりますけれども、このセンターの活用とPRを、もっとやっていただきたいということでございます。

クリーンセンターの中にありますリサイクル事務所、この中には、今名前が変わりましたので、前は高齢者事業団、今はシルバー人材センターですか、こういう団体の方たちが、自転車を直したりしておりますが、この自転車の利用者もとても多くて、前にお尋ねしたときは、1台1,000円ということでしたが、もう予約しなければ、なかなか自分の所にまで回ってくるのにかなりの時間かかるそうでございますが、こういうことと、また別棟の所には、市民から出されました、まだ使えるたくさんの品物が保管されております。1階と2階と一緒にっておりますけれども、残念なことにはここにまみれておりますけれども、私はこの中にありますものを、じゅうたん、冷蔵庫、ソファー、机、テレビ、茶だんす、洋服だんす、ストーブ、本箱、着物、炊飯器、瀬戸物、ここで本当に古い物であれば、新しい所帯がここで持てるというぐらいの、こういう品物がこのクリーンセンターの中にあります。私も事務所を設けるときに、ここで

何回かこの品物を買わせていただきましたが、100円から1,000円ぐらい。一番いいものは、見たときに、まだ新しい洋服だんすが、これはぱっと売れたそうでございますけれども、まだ置いてございました。そういう点で、お引越しをなさる方や、あるいは学生たちが、3月の末に大学を終わって帰るときに、大量に出されるということでございますので、私はこのリサイクル事務所の別棟にありますこの品物の利用を、もっと市民にPRをして、そしてまたきれいに並べて、粗大ごみではなくて製品として活用できる、これは私も見てまいりましたし、これは本当に資源化の中でも大きなものになると思いますので、このことについて、もっと私はPRをして、リサイクルセンターは、いつでもいいものがあるわよと、時々、1週間置きぐらいに見にいらっしゃる方もいるそうでございますけれども、もっとこれを積極的に活用できる、こういうことを考えていいのではないかと思いますので、その点をお尋ねいたします。

最後に、ごみ対策についての市民への働きかけを、でございます。

読売新聞の7月30日付のごみ問題についての世論調査では、「ごみ問題に大いに関心がある」「多少関心がある」ということを合わせても83.2%の人が、今のこのごみの問題には、大変注目をし、そして、これを何とかしなければならぬというふうに思っているわけでございます。使い捨てる時代、そしてまた、粗大ごみや燃えないごみ、こういうものがどんどんふえていく中で、産業廃棄物もふえて、43%を超えているわけでございます。23区の企業のごみが、80%も増加している、こういう中で、私は、多くの市民の意識を変えて、ごみの清掃現場で働く人たちと一緒に行政もともにこのごみの問題について、もっともっと積極的な対応を図っていかねばならないと思うんです。そしてまた、国や企業、そして自治体の責任、これを明確にして、国が今やらないで、全部地方自治体にその責任を負わせる、こういうことを変えさせていかねばなりませんし、また企業などでも、引き取らせるものは引き取らせる。売ればもう後はいいという、こういうことではなくて、やっぱり最後のツケは市民の税金で賄われるわけですから、この運動をもっと進めていかねばならないというふうに思います。

町民参加で初の環境シンポジウムを開催いたしました神奈川県の津久井郡城山町のシンポジウムでは、200人の方が「城山町をごみ山町にしないために」ということで、シンポジウムに参加したそうでございます。そして、ここで一緒にごみ問題を考えるという、こういう活発な意見が具体的にたくさん提案されて、やるときには、役所に対するいろいろな意見、あるいはまた、だめじゃないかという、こういうことが出るのではないかというふうに心配していたけれども、そういうことは余り多くなかった、というふ

りに言われております。このレポートを見ましたときに、日野市においても参考にすべき点がたくさんございますので、私はこういうことも、市民の意識を変えていく上では、大変必要ではないかというふうに思います。

日野市においても、今度「暮らしの天気図」という名前の小冊子が変わりまして、「生活者情報」、こういうものが発行されて、特集が生まれ、「ごみ戦争、東京埋め立て場非常事態宣言」、こういうことを市民に訴えておりますが、このことを私は、多くの市民の方たちが読まれまして、生活・保健センターの中だけでの範囲でなくて、もっと多くの市民にこれを目に触れさせ、そしてごみを考えていく。現場の中でも、働く職員の苦勞などもみんな考えてながら、ごみ対策について今後どのようにしていったらいいかということをも市民と一緒に考えていく、このためにも、今回の質問をいたした次第でございます。

以上、6点についての御回答をお願いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君） 鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（小林 修君） お答え申し上げたいと思います。

質問点数が少し多いので、抜かしちゃった場合は、また御指摘願いたいと思います。確かにごみ減量、またごみ問題については、市民の皆様の理解と協力がなければ、行政だけでは満足なごみ減量対策ができないわけです。

そこで、御質問の第1点目、市民会議の件でございますけれども、これは8月23日に生活・保健センターで開催させていただきました、35名の希望があったわけですが、当日は28名の方が御出席くださりまして、いろいろ御意見、またお知恵をいただいたわけです。その中の、いろいろありましたけれども一つは、自分が実際体験、またやっているということですね、そういうお話をなさった方も多いわけです。それは、一つはやはり、ごみ減量のために、コンポストをやっているんだという御婦人もたくさんおられました。そういう、ちょっと工夫すれば、こうやってごみ減量ができるのになという形のお話をいただいて、何人かの方からいただきました。それから、一番多いのは、ごみの分別ということでございます。議員さんおっしゃいましたように、ごみの中には再利用なり資源になるごみがいっぱいあるわけですから、もう少し分別をできないかという御意見が圧倒的に多かったわけです。そのお話の内容を今、テープにとって反訳しております。できたら、それをもう少し分析してみたいと思いますけれども、主な点としては、大ざっぱですけど、そのような内容でございました。

それから、市民会議の28人の方々の構成ですけども、御婦人が28名中26名で、男の

方が2人だと思います。そして、みんな自分の資格で自主的に参加なさっていただきまして、ある1団体は、団地の自治会の方が4名ですか、一緒においでになったというふうな現状でございます。2時間ちょっとの会議でございましたけれども、1人短い時間の発言だったものですから、参加された方が、それでは満足はしてないと思います。できればこういう会議を、今後とも清掃部としても、また、ごみ問題は清掃部だけで当然できるわけではございませんから、当日も、生活環境部の関係の方が一緒に出席していただいたわけですが、清掃、また生活環境部の方、関係者が市民の皆様の御意見なり発言をじかに聞かせていただきたいと思っております。今後もしもできれば続けていく気持ちでおるところでございます。

それから、2番目の分別収集でございますけれども、御存じのように、日野市は今、4分類しているわけですね。可燃、不燃、粗大、それから有害ごみの4種類でございます。それで、特に不燃の中にカレットが入る率が多うございます。組成の分析をしてみますと、平成元年の平均を見ますと、ガラスが30%、不燃ごみの中に入っております。それから多いのは、金属が26%。金属は御存じのように、クリーンセンターの中の破砕機の中で自選別で有価物に変えることができますけれども、ガラスはそのまま破砕して、最終処分地へ行かなきゃいけないということになりますので、年間1万トンの不燃物が出たとしても、平均して30%あれば、およそ3,000トン近いものがガラス類であるということから、今回、9月の補正予算で、とりあえず55カ所あります地区センターの中で、4トン車が入れる、そしてまたドラム缶が置ける場所を実地調査しまして、その中で30カ所を選んで、予算が通り次第、設置させていただきたいと思っております。その様子を見て、将来、もう少しふやせる所があったら、ふやしていきたいし、それから地区センターでなくて、公民館とか福祉センターなんかも、私たちの構想の中に入っているわけでございます。そうやって少しでも資源となる、また重量物でありますので、重量を減らすためにも、カレット収集にもう少し力を入れさせていきたいと思っております。それから、特に、やっぱりそういうことを徹底させるためには何といたしても、市民に対する呼びかけが必要なわけでございますから、PRというものはできるだけ多く出して、働きかけて理解を、また協力をさせていただくように努めてまいりたいと思っております。

それから、有害ごみであります乾電池、それから蛍光灯でございますけれども、これは地区センターとそれから電気屋さんの御協力をいただいて、市内に176カ所乾電池用、それから蛍光灯用の容器を置かせていただいているわけでございます。やはりその中で、特に電気屋さんは、店先に出していただいているので、さっき御指摘ありました、

容器の中に、容器そのものが多少、何でも捨てるというふうなものと似ているかもしれませんが、飲料水の缶が入っているという苦情を、業者の方とお話し合いをするときに、指摘されるところでございます。私たち、クリーンセンターの清掃部の職員としても、何かいい容器がないかということで業者にお伺いをしているんですけど、なかなか今現在の容器にかわる、わかりやすく市民に間違わないものがないものですから、今後も、そういう容器についても検討させていただきたいと思っております。

それから、4番目のごみ減量リサイクル活動をしている団体の援助でございます。

清掃部としては、回収団体の方に、奨励費を出しているわけでございますけれども、それはある程度いいんですけども、私、さきの市民会議のお話の中でも、自分たちが回収して集めた置き場所がないんだと。それは何かかならないものだろうかというお問い合わせがございました。確かに地域によっては、せっかく瓶だ、缶だ、古紙などを集めていただいても、置く場所がないんで、回収が思うようにできない、という声も聞いております。清掃部はちょっと場所的にへんぴな所でございますので、どこか市内のいい所に、一時的な宿でもあれば、市民の皆さんは助かるんじゃないかという考えを持っているところでございます。

それから、アルミ缶をつぶしてペチャンコにする機械でございますけれども、実は清掃部の中でも、職員が試作的につくってみまして、二、三台つくりました。簡単なもので、足で踏むだけのものがございますけれども、ある熱心な自治会が、それを貸してほしいというんで、今、1台貸しております、それをつぶして、そして業者に渡していると。また、オレンジボックスに入れるとしても、つぶしたものを入れてくださるといふ活動をなさっている自治会もございます。高いものは電動式で、何十万というものもございますし、簡単な足で操作できる機械もございます。市でそれを購入して回収団体の皆さんにお貸しできるかどうか、部内で検討させていただきたい案件だと思っております。

それから、業者に対する助成でございますけれども、業者の方と、まあ、日野市には11団体が日野支部を形成しているわけがございますけれども、先日もお会いして、いろいろお話をした中で、日野支部の業者の方は、自分たちは一つの事業としてやっているんだから、自分たちに対する助成は必要ない、ということも明言されております。もしも我々に助成する分があったら、回収団体の方へ1円でも2円でもそれを回してほしい、というような代表の方からの申し出がございました。そして、ことしから二、三の市でございまして、業者に対して1キログラム当たり2円の補助金を出している市も

ございます。これについては、そういう回収団体が抗議をしまして、来年度からなくすというような方向へ、業者は要らないと、そういうものはですね。いう形で、廃止の方向へ向かう市もあると聞いております。ですから、もしもそういう資源を回収するならば、回収団体の方へ振り向ければと思っておりますのでございます。

それから、5番目のリサイクルセンターの活用でございます。

御存じのように、リサイクル事務所も4年を経過しまして、年々順調に成長しております。平成元年度は、総売り上げが452万9,000円ばかりございました。その主なものは、先ほどお話もありましたように、自転車を多少修理して、一般の皆様にお届けするというのが、約この450万の中の230万分が自転車の売り上げでございます。そのほか、家電とか家具の売り上げで、平成元年度の総売り上げ点数が、2,995点でございます。そのような中で、5人の職員が働いているわけございまして、売り上げも少しずつですが、毎年伸びておりますし、働く職員もできればふやして、もう少し家電とか家具を多少の手を加えて修理できれば、もっといいものが市民の皆さんに提供できるわけですから、そういう方向も考えてまいりたいと思っております。

ただ、確かにPRを、2カ月に一遍ぐらい広報をお願いしているわけですが、これもPRを確かにすれば、広報を見ただいて、電話がかかってくるケースが多いそうです。ですから、今後も月一遍でもそういうPRを、紙面を割いていただければ、私たちは大変助かると思っております。

ただ、問題は、ちょっと不便な所でございますので、せっかくいろんなものが並べてあるわけですが、もう少しいいものを展示できる場所があれば、いいなと思っております。また、御指摘のように、職員等もふやしまして、リサイクルの展示場をもっときれいに、見やすいようにという形の努力もしてまいりたいと思っております。

それから、市民への働きかけでございますけれども、確かに、もう市民の皆様の協力等がなければ、ごみ問題は一日たりとも解決するわけではないわけでございますから、いろいろな形で市民へ働きかけていきたいと思っておりますし、特に消費者団体とか、生活改良グループとかというのが現実でございます。私たちがすぐ働きかけて、また呼びかけできるのはそんな団体だと思っておりますけれども、この辺についても生活環境部の生活課とよく話し合いをして、できるだけ市民とじかにお話ができたり、またPRができる形をとっていかないと、清掃部というのはちょっと限界がある面もございまして、そういう働きかけも十分やってまいりたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願

したいと思います。

抜けている点があるかもしれませんが、以上で御回答とします。

○副議長（福島敏雄君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） それでは、3点目の庁内のごみ減量対策についての御質問にお答えをさせていただきます。

庁内から出ますごみでございますけれども、特に不要の紙、不要紙でございますけれども、このごみにつきましては、紙資源の再利用とごみの減量化を図るということで、可能な限り、焼却処分ではなく、再生処理できるものとできないものとに分別いたしまして、再生処理の可能な不要紙等の回収に努めているところでございます。具体的には、各課に備えつけのかごを置きまして、回収をいたしてございます。今後、さらに回収体制の確立と、それから各課の協力を得まして、資源のリサイクルとごみの減量化に今後とも努力をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○副議長（福島敏雄君） 生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） お答えいたします。

私の関係といたしましては、第4点目のリサイクル活動をしている団体への援助、並びに最後の6点目、市民への働きかけということでございます。

私どもは、御承知のとおり、市民運動を支援するという立場でございまして、現在、これは運動に対する支援といたしましては、状況を申し上げます、今ここで課題とされておりますアルミ缶、家庭での廃油の回収につきましては、日野市市民生活運動推進協議会の運動を支援する形で、事業委託いたしております。これは、予算としては6万4,000円ということでございますが、さらには生活・保健センターの敷地内、市で集積を配置し、その利用に供しておるところでございます。また、リサイクル活動体、これは消費者団体の内にあるわけでございますが、これらに対します学習会、あるいは講演会を開催する場合の講師料の一部補助、あるいは事業開催に際しましての生活・保健センターの生活の広場の提供を行っておるのが実情でございます。

そういう中で、元年度の廃油の回収並びにアルミの回収の実績を御参考までに申し上げますれば、これは毎月1回、第4木曜日、市内7カ所において行っているわけでございますが、元年度におきましては1,300リッター、これにかかりました人数が、140人という方々が実績として挙がっております。また、アルミ缶につきましては、およそ15キログラムという把握をしておるところでございます。

それに加えます、牛乳パックのお話が先ほど出てまいっております。これは現在、大きくクローズアップされておるところでございますが、現在、主管部署で、それらに対します、いわばストッカーといいたしでしょうか、その辺につきましての準備方、検討を進めておるのが実態でございます。

また、最後の点での市民への働きかけでございます。

お話にございましたとおり、消費者情報のPR誌を発行している経過があるわけでございますが、これらも、現在行っております媒体としての内容の見直し、あるいは配布、いわば所期の目的であります、いかに一人でも多くの方々に内容をお知らせするかという点をとらえましての配布方、見直しを現在しておるところでございます。これからも大いに市民に利用される媒体として発展を期していきたいというふうに考えております。また、年に一度行われます「消費者展」、これにつきましても、平素の活動の発表の場と同時に、やはり発表そのものの内容が、市民の方々への一つのPRという役目も担っておるところでございます。これらにつきましての催し、また催しに対するPR、これらにつきましても鋭意努力していきたい、そういう考えの中で準備を進めております。

これらごみ減量、あるいは減油といいたしでしょうか、あるいはリサイクル、こういった点につきましては、先ほど清掃部長からもお話がありましたとおり、私どもの立場といたしましては、清掃部との緊密な連携の中でしめせんと、やはり実効あるものとなり得ないものがございます。そういう点から、連携プレー、緊密なる関係を保っていくということに現在努めておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○副議長（福島敏雄君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） ありがとうございます。

きょうは、いろいろとごみ問題についての問題提起をいたしましたので、私が提案いたしましたことをぜひ積極的に生かして、自治体ぐるみ、住民ぐるみのこのごみ減量運動についても、ぜひ積極的にやっていただきたいというふうに思います。やはり、教育も大事でございますので、ごみの焼却施設などを小学生も見学に行っているようでございますし、また、女性のいろんな団体の方たちも、ここに行っておみごみの問題を自分たちのこととして勉強していきたいという、そういう婦人団体もございますので、こういうことについても、さらに積極的に進めたいというふうに思います。

それから、スーパーなどで、過剰に包装しているこういうものについても、スーパーなどでそれを買取らせる、そういう運動も、自治体としてはこれから、やっていいの

ではないかというふうに思うわけです。

私は、最後に市長の方から、私が提案いたしました6点について、どのように考えていらっしゃるかお聞きいたしまして、質問終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 国内の経済が発展をし、国民生活が豊かになる、そのためにごみ問題をつくり出して、その矛盾からどのように解決を見出すかということに、ごみ問題という形でマスコミ等にも取り上げられ、国民の一つの課題としてクローズアップをされてまいっております。

かつて「ごみ戦争」というふうな言葉が用いられた時代があります。そのことは、国の法体系が、いわゆる生活廃棄物は「地方自治体の固有の事務に属する」、こういうことになっておるものですから、処理場の確保が、焼却場として、あるいは埋め立て処分場として必要でありながら、そのことがなかなか難しいという課題を持った時代があります。

我々のこの三多摩地域でも、人口の急増に伴って、いわゆる自治体のごみ問題という形でいろいろな課題を擁しておることは言うまでもありません。産業廃棄物は、これまた別体系で、別の処理の経路があるわけですが、生活廃棄物は、これは自治体の固有の義務だと言われ、自治体としては、たくさんの矛盾を感じながら、営々として何とか解決を見出そうということで努力はしておるわけでありまして、最近のいわゆるごみ問題——問題というのは、要するに解決を要するから問題と言うわけでありまして、消費生活の中に、つまりごみという、直接用途のないものが非常にふえた。これは包装紙等のこともそうでありまして、容器も同様であります。それから一方に、情報化社会の発展に伴ってといいましょうか、いわゆる新聞紙、雑誌類、それに近ごろは、電算機器のための用紙類が非常にふえてきた、こういう状況があります。それもまた、資源としては海外から生の資源を、つまり木材ですが、乱伐をして、そして海外の自然環境を壊しているという、関連のあるわけでありまして、つまり矛盾だらけと言っていい状況ですから、大きな矛盾は政治が解決をしなければいけないと思ひますし、それから、具体的な生活に関係する部分は、市民生活ないしは自治体行政において解決を図っていくということではいけないと思ひます。

それでは、余り市民生活が何といいましょうか、我々の自治体も同様ですが、努力をして解決をしてしまうと、本来の問題が先送りになってしまつて、むしろ私は、いっと

きある程度の矛盾が出て、その矛盾に対する批判が国民の世論になるという状況があつてもいいんじゃないかと思ひわけでありまして、そういう意味で、御提言は御提言として貴重なお話ではございますが、もっともっと深層部分から考えていく必要がある、こういうことを痛感をいたしております。

たまたま「ごみ減量市民会議」というふうな、つまりどなたでも関心のある方はお集まりください、そこから、そういう会合から出発いたしまして、またその中に、我々のヒントになるそういう情報もいただけないのか、ということも期待をいたしております。だんだんそれが市民運動ふうに組織をされ、展開をされていくということも、お手伝いをしたい、このように願つておるところであります。

それから、分別収集というのは、一つの能率とそれから資源をリサイクルする、そういう経路をつくるために4分別とか5分別とか、自治体によって多少の違いはあるわけでありまして、大きく言って、いわゆる不燃物、それから燃してはいけないというもの、それは公害をもたらすから、別のルートに処理をゆだねなければならない、こういうそれぞれの理由があるわけでありまして、市民の方に面倒なことをあんまり願ひをするということは、行政としてはどうかというふうにも考えるわけでありまして、大まかにできるところをひとつやっけていただく、というところから現実の成果を上げていきたい、このようにも願つております。また、そのような考え方から現在の分別方式を生み出しておる、というふうに御理解をいただきたいと思ひます。

一時、廃乾電池のことが喧伝されたわけでありまして、多摩の自治体といたしましては、一応分別収集をいたしまして、北海道の野村興産の水銀処理場に今でも送つておるわけでありまして、これは恐らく、全体の量から言えば、極めて微々たるものである、そう言わざるを得ません。また、そのようなことを、分別をしなければならなかった理由の一つには、現在、日の出をお願いをしております終末処理場は、地元の監視が行つておりますから、地元の監視の中で、廃乾電池を何市のごみの中にはかなり見受けられた。場合によつたら、そのごみは持って帰れ、と言われた場合もあつたわけでありまして。そういうことから、この日の出に持ち込む自治体は、なお廃乾電池はできるだけ別の分別にして、その経路にゆだねると、こういうことを継続をしておりますけれども、意識としては非常に低くなって、市内に容器を置いてありますけれども、必ずしも成功しているということは言えない、このようにも思つております。

東京都ではまた、これもそうだと思いますが、要するに廃乾電池が土壌なり大気なり、水質なりに有機水銀を残留させるということは、極めて低い数値であつて、つまり直接、

生物の健康には悪影響をもたらさないという学説に頼っておる、こう言わざるを得ません。これは信用していいかどうか、我々も多分に疑問とするところであります。それから、いろんな方法で市内の各団体等が、資源ごみとリサイクルに努力をさせていただいておるわけでありまして、それに対するシステムをなるべく能率化する、あるいは余り安ければ、若干の援助をするということは、効果を上げる施策ではないと思っておりますので、できるだけそれは有益な結果を生むように努力をしなければなりません。

ただ、その廃品業者という方々は、経済循環の中で一定の役割を持っておられるわけでありまして、その方に、不採算だということでも助成をしてみても、これはもう無限の助成になりかねないわけでありまして、やはり業界でも、日野市の皆さんは、自分たちに配慮するよりも、収集体に配慮するのが有益だ、と言われることは、極めて理解のある配慮だと、このように評価をするわけでありまして、ですからむしろ、何か別の方法で運搬とか、あるいはストックのシステムとか、そういうことで効果のあることがあれば、これは行政としても積極的に取り組んでよろしいと、このように考えております。

クリーンセンターの中のリサイクル行政につきまして、これもおのずから限度がありますけれども、確かにどこかに展示場があって、そこに家具とか自転車とか、何か再利用の価値のあるものを商店風に展示することは有意義だと思っておりますので、そのような場所を探したい、このように考えております。何といたしまして、市民の方々の理解と、それから行政に対する御協力、これが日野市では、容器というボックス方式ということと、それから、機械化いたしまして、従業員の方の労働安全衛生にも問題をほぼ解決をいたしましたので、一定の将来の長期にたえることのできるシステムだ、このように考えております。

コンポストの御意見も、議会でもございましたし、ごみ減量の市民会議で、自分の実践を発表された方もございますが、場所が公的な場所でなければいけないのと、それから使い道が、菜園をやっておられるとか、花でも栽培しておられるとかいうことであれば、すぐ役立つわけでありまして、それを大量に別のシステムで製造し、消費に向けるという方式が今成り立たないものですから、今のところ、ちゅうちょせざるを得ない、こういう実情にあることは、先般、申し上げたわけでありまして。いわゆるごみ問題の解決というのは、大きく言えば、人類の文化・文明、また生活態度、こういうことにもかかわってくるわけでありまして、非常に息の長い問題。私は、市長に就任当初から、ごみと下水ということが、住民自治の一番接点で、これを解決するのが、自治の

一つの大きな眼目だ、というふうに市民の皆さんにお願いをしまして、下水の方はこれは、装置をつくることによって、つまり下水道を完成させることによって、ほとんど解決するわけでありまして、ごみの問題は、これはもう半永久の課題でありますから、いろんな工夫、創意を凝らしながら、資源を大切にするという観点から、また、公害を発生させないということを配慮しながら、むしろ非常に科学的な手段によって、その経済との関係のコントロールを図る、こういうことが問題を解決する方法ではなからうか、このように考えております。

自治体として永久課題でもございますので、その時点になすべきことをしっかりと正しくやっていくということが、前進の布石だと、このように理解をしておるところでございます。

○副議長（福島敏雄君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） 市長のごみ問題に取り組む姿勢が、今ははっきりと述べられてきて、私も女性の議員の立場で、ごみ問題は終生私にもつきまとう問題でございますので、ぜひこのことを市としても積極的に、私が今回提言いたしました中身についても行政としても取り上げていただき、ごみ問題を解決するために、御努力をお願いしたいと思います。

以上で、終わります。

○副議長（福島敏雄君） これをもって1の1、ゴミ減量とリサイクル活動を市民参加でつよめよの質問を終わります。

一般質問2の1、子どもの権利についての通告質問者、下村 功君の質問を許します。

〔8番議員 登壇〕

○8番（下村 功君） 子供の権利ということで、まず一般質問をさせていただきます。

昨年、1989年の11月の20日でございますけれども、第44回国連総会で、「子どもの権利条約」が採択されました。この条約は従来のように、子供というものを、子供の権利をその客体として見る、すなわち権利を与えてあげるという受け身の側で子供をとらえるのではなくて、権利の主体として、すなわち子供も人間であり、固有の権利として人権を持っているんだという側として位置づけて、18歳未満のすべての子供に対して生存権、発達権、意見表明権や表現情報の自由、思想・宗教の自由、教育を受ける権利及び遊びや文化への権利など、人間として不可欠な権利を認めるよう、締約国に法的な整備などを義務づけるという条約でございます。

この子供の権利条約は、つい先日、今月の2日でございますが効力を発しまして、既

に31カ国が批准し、また、批准する意思の表明となる調印をした国は百カ国以上となっております。残念なことに、まだ日本は、批准の意思すら表明していないのが現状でございます。むしろ日本の教育現場では、子供の権利より、とにかく子供の画一化と選別、そうしたものが先行しておりまして、いかに大人の言うことを無批判に受け入れるよい子をつくろうか、ということに躍起になっている感すらするわけでございます。

この校則をめぐる象徴的な事件が、この夏ついに起きてしまった。これは皆さんもよく御存じのように、7月6日の朝、兵庫県立神戸高塚高校で、遅刻の生徒を締め出すために、校門指導の教師が締めた正門の門扉に挟まれて、1人の女子生徒が亡くなったこの事件の異常さというものは、多くの国民に少なからぬショックを与えたように思います。

私は、この事件を単なる不幸な出来事として片づけてはいけないのではないかと、そう思うわけでございます。門を締めた教師の過失の責任は当然に問われるべきでしょうけれども、まさにその教師に文字どおり教育の門を締めさせた決まり、校則、それこそ、その原因をなすものであり、その校則を決めた人物、あるいは組織というものこそ、この事件の主犯ではないか、そう思うわけであります。この事件は、1人の子供から教育を受ける権利のみならず、人間としての生存権すら奪ってしまったのであります。まさに子供の人権を無視したものと、言わざるを得ないわけでございます。

ところで、この原稿を推敲しておりました昨日の朝の朝日新聞ですけれども、兵庫県で今申しましたような事件が起きたにもかかわらず、また大阪のある高校で、ズボンが細いの、スカートが短いの長いのとあって、何とこの2学期が始まってまだ1週間ですが、600人もの生徒が強制的に下校させられるということがあった、ということが明らかになっております。

なぜ、ここまで大人は性懲りもなく子供を規則規則で縛るのか。全く規則が必要ない、ということは申しませんが、憲法にも規定されておりますように、公共の福祉といった権利というものは、最小限、その権利を保障されなければならない。そういうことを根底に置きますならば、こうした事件というのは、非常に不幸な事件である、と言わざるを得ません。

そこで、この兵庫県の事件も念頭に置いて子供の権利というものについて、幾つか御質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、故意あるいは過失を問わず、教育の現場において実際に行われている子供の人権侵害、例えば、つい先ごろまでは体罰といった問題があったわけですが、

そうしたものも含めた人権侵害というものについて、この日野市の現状は、一体どうなっているのか。また、7月の兵庫県の事件と関連して、校則といったものの見直しあるいは指導を各校に与えているかどうか、その点について、まず御質問いたします。

次に、条約には子供の意見表明権、表現・情報の自由、思想・良心・宗教の自由、そして結社・集会の自由などが認められておるわけですが、これは読んでみますと、日本国憲法に、これは私たち大人も含めてすべての人間、という形で認められている権利が子供にももちろんのこととして認められておるわけですが、この辺を教育の側面から、どうとらえるのか、その辺についてどうお思いになるかについて、御質問させていただきます。

もちろん、子供の権利という側面は、何も教育のエリアだけの問題ではございませんで、福祉その他、幅広いところに関係してくるわけですので3番目としましては、特に市長にお聞きしたいのですけれども、この子供の人権を保障していこうという、国連を中心とした世界の動きについて、日野市の姿勢をお伺いしたいと思っております。

以上、3点について御質問いたします。

○副議長（福島敏雄君） 下村 功君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君） 私の方からお答えさせていただきます。

今、下村議員さんの方から御質問のありました人権尊重の教育という問題につきましては、これは東京都の教育の方針にも、それから日野市の教育の指導の重点にも、一番冒頭に掲げられている問題でございます。

余り長い文章でないので読ませていただきたいと思いますけれども、平成2年度のことしの学校教育要覧等、教育委員会の方で発行しておりますけれども、この冒頭に、人権尊重教育の推進ということで、「日本国憲法に基づき、教育基本法に示された教育の目的を達成するためには、学校の教育活動全体を通して、あらゆる偏見や差別をなくし、人権尊重の教育を徹底することが重要である。特に各学校においては、一人一人の児童・生徒の持つ個性と創造性を伸ばし、人権尊重の精神を培い、互いに励まし、協力する態度を育てることが大切である」と、こういうふうに記されているわけなんです。

特に、学校現場におけるところの体罰あるいは、言葉によるところの暴力、こういうものにつきましては、事あるごとに学校に対しては、それらの問題が特に教師を通し、行われないようにという形での指導は、繰り返し行っております。

それとあわせて、この校則の問題でございますけれども、確かに一時、「荒れる中学校」というような状況で、全国津々浦々の中学校で、相当生徒のいわゆる校舎破壊行為だと

か、その他暴力行為等が起きた時期もあるわけでございますけれど、その当時、学校によっては、生徒が下校した後までの状況まで縛りつけるというような校則がつくられた所もございますけれど、この校則につきましては、毎年、この子供の実態というものを踏まえながら、生徒会、いわゆる子供たちの代表も参加しながら、検討しているということが現状でございます。特に、最近の中学校の子供たちの考え方、そういうものにつきましては、日野市の場合等におきましては、8校の中学生の生徒会の役員等が集まりまして、中学生サミットというような形のことを毎年行いながら、それぞれの学校の交流等も含めて、この校則の持っている問題等について検討しております。

ただ、服装の問題とか、あるいは校内の規律の問題、この問題等につきましては、子供自身が自覚して対応するということが、このこと自身が非常に大切な問題でありますし、子供自身がそのことについて自分から自覚して対応した場合には、校則というものが学校の一つの決まりとして生きてくると。それをただやみくもに上から押しつけていくという、そういうような状況の中では、ちょうど中学生年代の年齢の時期の子供たちにとって、必ずしも教育の効果というものが、そのままあらわれない部分というものが出てまいりますので、その辺につきましては、各中学校と十分連絡をとりながら対応している、ということも、申し上げておきたいと思っております。

それから、2番目のこの条約の中に、国連で締結されました子供の権利条約、この中におけるところの意見表明権とか、あるいは思想・良心・宗教の自由、結社・集会の自由等、いろいろ出されておりますけれど、現実問題として、この児童・生徒の発達段階というもの、こういうものをある意味ではとらえなくてはならない。小学校の低学年の方も、あるいは中学校の高学年の子供、その中にはおのずから発達の段階というものがあられるわけですから、一応教育委員会といたしましては、生徒自身にみずから考え、正しく行動できる子供をつくっていくための努力、あるいは意志的に企画運営、そういうような場をなるべく生徒自身に与えてやると。運動会の計画だとか、あるいは文化祭の計画だとか、いろいろ生徒自身にそういう企画運営するような機会を与えてやる。一人一人が生かされる教育というものを、何とか仕上げていきたい、こういう精神で取り組んでおります。

特に、この意見の表明権というもの、最近の子供たちは、私たちが育ったころと比べてみますと、非常にはっきりと物が言える子供たちというものがふえてきていると。そういうことについては、割合と憶せず自分の考え方を発表できることも、そういうものがふえてきているということは、中学生サミット等に参加して、子供たちのそれぞれの

意見等を聞いても、良識の線で子供たちがいろいろな意見を発表しているというこの意見表明権については、相当子供たちが進んできているのではないかと、こんなようにとらえております。

それから、表現・情報の自由という問題でございますけれど、確かにはらんしている情報の中から、とにかく選択できる能力、こういうものをできるだけ子供たちにつけてやる指導、これも大変な問題でございます、その表現・情報の自由という中からは、逆に生徒自身がそれらのはらんする情報を選択できる能力、こういうものを身につけるような努力をしております。

それから、あとその先に、思想・信条、あるいは良心・宗教・結社・集会の自由というような形で、確かに憲法そのものには、成人を対象としての19条、20条、21条と、これらのものがずっと並べられておりますけれど、一方では、教育基本法の中で、教育の中立性というものがうたわれている。この教育の中立性という中では、公民としての政治的教養、あるいは宗教に対する寛容な態度、そういうものは、やはり、教育を通して良識ある国民としての資質をつくり上げていく上で、大事な問題であると。ただ、特定の生徒を、あるいは宗教のための活動、そういうものについては「ならない」というような形での教育の中立性というものが、教育基本法の中にうたわれておりますので、これらの問題等につきましては、大変難しい問題でございます、あくまでも児童・生徒の発達段階を考慮しながら対応していく性格のもので、こんなように考えております。

以上です。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問の子供の人権、子供の権利という課題でございますが、本来、子供はいずれこの国、あるいはいずれこの人類によらず、次の世代を継いでいく若年の層ということでありまして、また、子供に託する大人の教育が、将来を大きく律することになる。それは集団としても個人としても、言えることだと思います。そして、子供自身は、権利の思想からいいますと、まだ未完成な年代でもございますし、また生活能力からいうと弱者ということでもありますから、その弱者の立場の子供たちを人権保障という位置づけでよく、まあ、意識するにせよ、無意識にせよ、こういう感覚で成長を図るということは、個人としても大切でありますし、また、一つの社会の構成をする集団としても、非常に意義の深いことである、ということを感じるべきだと、こう思っております。

日野市の場合をごく端的に申しますと、例えば、市民憲章には第3節で「人を大切に

し、弱い人にも子供にも」と。特に子供は、もうはっきりとうたっているわけでありまして、「弱い人にも子供にも、思いやりのあるまちをつくりましょう」、こういうふうにくたわれております。それから、政策の柱としております、5本の柱の2番目には、「豊かな人間性をつくる教育と文化のまち」、こういうふうに表示をされております。私は、その人間性は、一人一人いろいろな解釈があると思っておりますけれど、思いやりのある人をつくるということが、その人間性の豊かさをつくり出す非常に大切な部分だ、というふうに思っております。

先日、8月1日号の広報にも、「豊かな人間性を育てる教育と文化のまち」ということで、ちょっと短い論説を書いたわけではありますが、現在の競争社会が、豊かな人間性を育てるその環境に、いかに害悪を及ぼしておるか、ということを感じたいと思います。いろいろな出来事はもうほとんど、それに起因していると言っていいぐらいだと思います。競争原理は、また大切なことではありますけれど、その度合いを超えて、そして人を傷つけたり、いわゆる人権を損なうようなことが、もう現象の上でいっぱいあるわけですから、これらを大人自身がまず反省をし、そして子供たちにも人間性というものを本当に体得をさせる、こういう育て方こそ、根本である、このように言えるんじゃないかと思っております。

したがいまして、御質問の子供の人権条約、これにつきましては、我が国も早く論議をし、正当な批准経過をとって、結論を出してこそ、世界の文明に伍していける、そういうことになるだろう、このように思い、また、自治体といたしましては、今申し上げましたような、猫かわいがりをするということじゃありません。思いやりのある、しかも将来にたえる子供をしっかりと育てる、それこそ本当に大切に育てていく、こういうことが、子供の人権尊重の意味だろうと思えます。

○副議長（福島敏雄君） 下村 功君。

○8番（下村 功君） ありがとうございます。

なかなか子供の人権をめぐる日野市の教育行政上の問題といっても、具体的に個々に先ほど私が申しましたような形での、意見表明権については、今の子供は次第に、そうした意見を表明する力というのが出てきたという教育長のお答えもあったわけですが、思想・良心・宗教、そして集会・結社まで、そうした子供に対する権利としては、私たち大人の側で、ふだん、非常に聞きなれないと、そういうものだろうと思えますけれども、今、会場からごじゃごじゃ言われる方おりますけれども、私もあなたも人の親だし、子供の日常の教育というものについては、非常に苦心しているんじゃないか、そういう

ふうに思うわけです。そのときに、子供を一体、どういう主体としてとらえるかといったことが、やはり親として、子をどう育て上げていくのかといった親の責任にもつながることなので、よく聞いておいていただきたいと思えます。

教育基本法、日本には憲法を基本とした教育基本法というものがありますが、その前文で、「われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない」と、前文にあるわけです。第1条では、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっぴ、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた真理とともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」と述べています。

まさに理想的ではありますがけれども、子供の権利条約といったものの理念と相通するところがあるように思えます。ところが、残念ながら日常的には、ともすれば私たちは、子供をやや教育機関の私有物のように扱ってしまう面もなきにしもあらずでありまして、また、ある親は、夜泣きをしたとって子供を殺してしまい、あるいは経済的貧困から捨ててしまうといった現象もあり、ある教師は、生徒を意のままにならぬからといって、殴ってけがをさせる。また、強制的に下校させてしまって、教育を受ける権利を奪ってしまう。そうしたことが起こってきているわけです。その極地にあったのが、7月にありました兵庫県の高校の事件であったろう、それは一つの現象面にしかすぎませんけれども、それが一つの極にあったのではないかといふふうに思っております。

厳しい校則だけを取り上げて言うわけではありませんが、厳しい決まりと、校則といったものが、教育基本法にいう「個性豊かな自主的精神に充ちた子供を育てる」ということにはつながってはいかないだろう、そう思うわけです。誤解をされては困るんですが、決して社会的機関というものを逸脱するということがいいことだ、ということをお申しておるのではございません。ただ、根底にはやはり、子供を人間として見てやるといった大人の側の問題としてとらえていかなければならないのではないかと、そういうふうに申し上げておるわけです。こうした私たちも、かつて子供であり、子供の意思というものを持った奔放な少年や少女であったろうと思うわけですから、そのときの気持ちをやはり、今、自分の子供に接するときに、私たちは忘れてはならないのではないのでしょうか。

最後になりますけれども、子供の人権を無視した教育の犠牲となられました兵庫県立神戸高塚高校の石田僚子さんに心から哀悼の意を表し、この質問を終わらせていただきます。

○副議長（福島敏雄君） これをもって2の1、子どもの権利についての質問を終わります。

一般質問2の2、かしの木荘の利用状況についての通告質問者、下村 功君の質問を許します。

○8番（下村 功君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

やはり昨日の新聞だったと思うんですが、府中市でしたかたしか、条例などにあります「老人」という言葉を「高齢者」にすべて置きかえるという作業をしておられるようです。それで私も、日野市のいろいろな広報を見ますと、老人いこいの家「かしの木荘」と書いてありますが、あえてここでは高齢者という言葉を使わせていただきます。なぜかと申しますと、老いた人と書くことは、今65歳以上を高齢者とするならば、当てはまらないのではないかと。やはり、年は高いが、かくしゃくとして元気な方も多くおられる。そうした現状を見たときには、やはり高齢者という言葉が適切なのではないかというふうに思います。

そこで、高齢者いこいの家「かしの木荘」ですけれども、65歳以上の健康な方を対象とした高齢者専用施設でございます。そして単に集まりや入浴ができるというだけでなく、三多摩26市でもただ一つの、宿泊もできるという高齢者施設という点では、評価ができる、そう思います。利用料も日帰りで300円、宿泊で900円という、まあ破格の安さと言ってもいいのではないかと思います。自炊であることを考慮しても、利用しやすさへの配慮があった、そういうふうに思います。

ところで、こうした施設も、利用されなければ、宝の持ちぐされであることは言うまでもありません。そのためには、高齢者が利用したいという気が起きるような施設である必要があることも自明なことだと思っています。

そこでまず、御質問ですけれども、かしの木荘の利用状況について、ここ数年の傾向と昨年度の利用者数を、宿泊・日帰りの別でお教え願いたいと思います。

○副議長（福島敏雄君） 下村 功君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） お答えいたします。

かしの木荘の利用状況でございますが、現在までの利用状況について、過去5年間の推移を見ますと、宿泊につきましては、60年度が227名、61年度が283名、62年度が472名、63年度が428名、また平成元年度が519名となっております。また、日帰りを加えた合計利用者でございますが、60年度が1,486名、61年度が1,768名、62年度が2,201名、63年度が2,488名、平成元年度が2,523名と、若干でございますが増加をしております。特

に、平成元年度の利用者の数を見ますと、宿泊者に対しまして約4倍と多い——日帰りの方がですね、これが4倍ぐらい多いわけでございます。この利用の内容を見ますと、いわゆる談話室を利用して踊り、お花、あるいは歌、それから囲碁、将棋、こういうようなグループによるレクリエーション活動の場として利用されているのが現状でございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 下村 功君。

○8番（下村 功君） ありがとうございます。

年々利用の実績としてふえているということはわかったのですが、もちろん、宿泊・日帰りともにふえているということはわかりましたけれども、昨年度の平成元年度の利用者数が519人ですか、これでたしか宿泊が1日にできるのが24人だったのではないかと思うんですが、そう考えますと、かなり少ないんじゃないかと、そう思うわけです。まだまだふえているといいつつも、かなり少ないというふうに思えるんですけれども、もちろん、福祉施設なんだからこれでいいんだと言われてしまえば仕方ないことですが、先般の敬老大会で市長のごあいさつの中にありました、65歳以上の方が日野市の人口の約7%ぐらいおられると。そうしますと、それは1万1,000人以上、1万2,000人ぐらいになるかと思えますけれども、そうした、果たしてその中で、年間宿泊・日帰り含めた2,523人が利用したことが果たして多いのかと言われると、まだまだ少ないのではないかというふうに思えてなりません。

この点で、私なりに、なぜそうなのかという問題点を考えてみますと、まず一つには、かしの木荘までの足の問題があるというふうに思います。健康なお年寄りといえども、やはり、足の衰えた方もおられるでしょうし、車を持たない方もおられる。そうした中であって、かしの木荘のある旭が丘二丁目というのは、日野市の西の外れ、まさに市の外れですね。また、かつバス利用でも、特に日野市の東部や南部の方では、非常に利用しづらいのではないかとと思われる場所にあるわけです。

また二つ目としては、日野市の広報頻度、この問題もあるように思われます。私たちのような議員や、市政に何らかの強いかわりを持つ方は別としましても、多くの市民の方々が、市政について市の広報をよりどころとしておるわけですが、もしかすると、かしの木荘の存在というものを知らない高齢者の方が、また市民の方がおられるかもしれません。

また三つ目としまして、果たして現状のかしの木荘の設備が、高齢者の利用のニーズ

に合っているのかどうかということも、もう一回考えてみる必要があるのではないかと思います。昨今、ずっと温泉ブームというものが続いておりますけれども、ちょっと1泊で温泉でもというふうに気軽に行ける時代であります。せっかくの福祉施設ではありませんけれども、よほどの利点がないと、利用する気が起きないというも、また当たり前ではないかと思われま。

以上の点を勘案して、次の提案をしたいと思いますが、それについてのお考えをお聞かせ願います。

まず、1番ですが、かしの木荘までの足の問題を解消するために、送迎バスを考慮はどうか。もちろん、コストがかなりかかる問題ですので、もし、専用送迎バスというものが運行できないのであれば、今、福祉関係で使用しているバスの転用も考慮されてはいかかかと思われま。

2番目といたしまして、市民への、特に高齢者への一層の広報を考慮はいかかか、と提案するわけま。例えば、他の福祉施設も含めた福祉マップなどをつくられて市民に配布されてはいかかか、そう思われま。

それから3番目に、今ある浴場を思い切って温泉に変えてはいかかか。決してこれはとっぴなことではなく、民間などでも、遠くにある温泉場の有名な湯を運んできて使っている所もありますので、それについてもぜひ一度、お考え願われま。または、薬草を入れて薬草湯にしてもいいかとも思われま。

以上に加えまして、施設に幅を持たせるという意味からすれば、4番目として、もし利用がない日には、65歳以上にかかわらず、弾力的な利用も考慮はどうか。そうしたらいかかかかか。

以上の4点について、市のお考えをお聞かせください。

○副議長（福島敏雄君） 答弁を求めま。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） お答えいたしま。

老人いこいの家「かしの木荘」は、お年寄りの静養あるいは気分転換の場を提供する目的で施設が設置されております。施設の面からも、個人あるいは小グループの利用ということで、4人部屋が6室、その他18畳ほどの舞台つきの談話室ですか、こういう施設内容になっております。したがいまして、福祉センターのように、老人クラブ等の活動の拠点とする、また団体利用できる施設の利用と比較いたしまして、どうしても目的の違いから、利用者が少ないということも否めない事実でございます。しかし、現状の利用状況から見ますと、もっともっと利用を高めていかなければならないというふう

考えているところでございま。

ただいま御指摘のありました交通の便でございますけれども、現状では、豊田の北口の駅から3系統、また高幡、城址公園ですか、この巡回バス、この4系統でございます。それぞれ下車した停留所から5分ないし7分程度の距離でございます。御指摘のとおり、交通の便の問題もございま。それで、御指摘の受けました福祉バスの利用でございます。福祉バスの利用については、原則といたしましては、定員の過半数以上の利用がなければ、利用ができないというふうな原則がございまけれども、そのあたりにつきましては、弾力的な運用ができるかどうか、十分内部で検討を加えていきたいというふう

から2点目、3点目でございます。施設マップ、あるいは温泉、これら今、御提言を受けたわけでございますが、いずれにいたしましても、PRを含めた中で利用者のニーズを把握いたしまして、利用しやすいよう、魅力あるサービスの提供ができるよう研究し、利用効果を高めていくよう努めていきたいというふう

から、第4点目の年齢の弾力的運用でございますが、やはり老人施設でありますので、年齢に制限を規定することはやむを得ません。その運用に当たりますと、弾力的に運用せざるを得ないんじゃないかというふう

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 下村 功君。

○8番（下村 功君） ありがとうございます。

1番の足の問題については、ぜひともほかのバスの転用ということも検討していただきたいと思われま。

また、2番目、3番目の施設マップや、温泉に切りかえるかどうかといったことは、検討していただけるということなので、ぜひとも他の実施している所もあると思われまので、そういう所の研究も含めて検討を加えていただきたいと思われま。

そして4番目の、利用がない日には、その年齢制限にこだわらない弾力的な運用を考慮してほしいということについても、ぜひともこれは利用率を高める——もったいないのではないかという市民の声もありますので、ぜひとも検討をお願いしたいと思われま。

もちろん、今、私がこうして4点提案いたしました何点かについては、費用の面でなかなか即答できないということもあると思いますけれども、しかし、どれもやろうと思えばできないことではない、そういうふうに思っています。もちろんこれ以外にも、今の利用率を高める、もっと多くの人利用したい、高齢者の方が利用したいと思うような施設づくりができる方法があると思いますので、そうした検討も加えて今後、市の方で御検討願いたい、そういうふうに思います。せっかくの市民の施設ですから、利用してよかった、また来ようという気を起こさせるような、そういう施設にしてくださいませよう、そう御尽力くださるようお願い申し上げます、お昼にもちょうどになりましたので、この質問を終わらせていただきます。

○副議長（福島敏雄君） これをもって2の2、かしの木荘の利用状況についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

正午 休憩  
午後1時11分 再開

○副議長（福島敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問3の1、地域住民に迷惑のかからない残土置き場の管理を望むの通告質問者、内田 勲君の質問を許します。

〔11番議員 登壇〕

○11番（内田 勲君） それでは一般質問をさせていただきます。

現在、日野市の行政としてやらなくてはならない問題はたくさんあるわけですが、その代表的なものに、公共下水道事業だとか、あるいは土地区画整理事業ではないかと思えます。そのような事業のほかにも、市立病院の建てかえとか、あるいはスポーツ施設の充実、こんなようなものが市民からも強く要望されているところがございます。平成2年度の子算で見ても、一般会計予算の392億円のうち、公共下水道事業に約50億、そして土地区画整理事業には46億円を計上しているわけでございます。これは、一般会計予算の25%にも匹敵するものがございます。このことから見ても、前述の事業が、いかに急務であるか、理解するところでございます。

したがって、今後、市内の多くの場所でこれらの関連工事が行われるわけござ

いますけれども、そこで心配なのが、工事に伴うほこりだとか騒音等の環境問題でございます。

そこで、都市整備部長にお尋ねしますけれども、これらの環境問題に対して、行政としてどのような考え方をお持ちなのか、まずお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○副議長（福島敏雄君） 内田 勲君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） 私どもの部で進めておりますのは、下水道事業とそれから区画整理事業でございます。これらの事業を進めるに当たりましては、関係の権利者はもとより、工事を行うところの周辺の住民の方に、その工事なり事業の理解をまずしてもらおうということでございます。その上で工事を行うわけで、工事にかかる障害等につきましては、まず事業者といたしましては、最小限にするよう努力すると同時に、関係する住民の方につきましては、事前にその説明をし、理解をし、協力をしてもらおうということで対応しているところでございます。

○副議長（福島敏雄君） 内田 勲君。

○11番（内田 勲君） ありがとうございます。

ところで、東豊田の二丁目から六丁目の地域、また豊田の一丁目地域に、残土とっていいかどうかわかりませんが、赤土が山積みされている所がございますけれども、御存じのように、ことしの夏は非常に好天が続きました関係上、この土を運ぶ車の往来時とか、あるいはその盛った土から、非常に多くのはこりが立ちまして、特に第二小学校の西側に住んでいる地域の皆さん方には、このほこりの問題と騒音の問題が非常にあったわけでございます。私のところにも、何とかこのほこり対策はとれないものだろうかという相談がございました。その辺について、市の方ではどんなような具体的な対策をとってきたのか、お聞きしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） お答えをいたします。

豊田土地区画整理事業につきましては、昭和61年の8月に事業認可をとりまして、仮換地に向けての作業を進めてきているわけでございます。現在のところ、本年の10月半ばごろ、仮換地の発表をする予定でございます。それで、工事でございますけれども、この仮換地の決定を待って工事をやるということになりますと、かなり現場が先に行くわけございまして、用地の借り上げ等ができるところにつきましては、宅地の造成、あるいは道路の築造を行うという考えで進めております。

したがって、現在、豊田の小学校の前、それから一部豊田駅の南の方でございますけれども、残土が盛ってございます。この中には2種類ございまして、一つは、遺蹟調査によりまして、一部その土を移動させましてストックをしておく所、それからあと一つは、区画整理事業の中で将来の宅地造成、あるいは道路の築造に使う土をストックしているわけでございます。遺蹟の関係につきましては、土量そのものが非常にわずかでございますので、盛った土につきましては、シートを全部かぶせまして、付近の方に迷惑のかからないように作業を進めているわけでございます。区画整理の方で行っております土につきましては、かなり膨大な量でございまして、シートをかぶせるというようなわけにはまいらないわけでございます。現在、搬入が完了したものの、それから搬入の最中の部分もございまして、これらの作業を進めるに当たりましては、事前に周辺の方に作業の内容を説明し、御理解をいただくと同時に、学童の通学等の関係もございまして、地元小学校との協議を整えまして、作業を行っているということでございます。

たまたま今、ほこり等の問題が出ましたけれども、ことしの夏は非常に乾きまして、盛土をした表面の養生ができないわけでございます。要するに、表面に芝の吹きつけをいたしまして、粉じんの防止を図るわけでございますが、ちょっとその作業ができませんので、この秋の少し雨を待ちまして実施をするということでございます。ほこりの立つ部分につきましては、水の散布等を行いまして、極力付近の方に迷惑がかからないよう努力をしているわけでございます。

いずれにいたしましても、冒頭に申し上げましたように、地域の権利者あるいは住民の皆さん、地域の方に理解をしてもらわなければ、この事業が進まないわけでございますので、事前事業、それから最中につきまして、十分誠意を持って対応をしてみたいというふうに考えております。

○副議長（福島敏雄君） 内田 勲君。

○11番（内田 勲君） どうもありがとうございました。

今、部長の方から苦勞されていることが話されたわけでございますけれども、実際にこの地域に住んでいる人になってみれば、どんな理由であろうと、この暑い中にはほこりが四六時中舞ってきたんでは、洗濯物も干せないし、また、窓を締めて1日クーラーをかけていなくちゃいけないと。建物自身が、全館クーラーが効けばいいんですけども、一つの部屋だけクーラーをかけてそこに閉じこもっているというような状況にもならざるを得ないわけでございまして、何とかほこりを立てないような方法をできるだけとっていただきたい、こんなふうに思うわけでございますけれども、ただいま部長の方

から、シートをかぶせるわけにいかないという話もございましたけれども、私としては最低、シートぐらいいかぶせていただきたいというふうに思っているんですけども、なぜシートをかぶせないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） 現在、搬入しております土は、多摩ニュータウンの造成の土を搬入しております。この豊田の土地区画整理事業に必要な土量は、約40万立方メートルでございます。これを事業の進捗に合わせて、受け入れながら使うということでございます。今までの万願寺土地区画整理事業、あるいは高幡地区の経験からまいりまして、表面の芝等の吹きつけ等で、かなり周辺への迷惑を解消できるというふうに私ども考えております。シートをかぶせるという今、お話もございましたけれども、シートといえますのは、非常に規模が小さい場合はいいわけでございますけれども、風等に非常に弱いわけでございます。

いずれにいたしましても、付近の方に迷惑をかけないということにつきましては、私どもも十分承知をしておりますので、その辺、鋭意努力をするつもりでございます。

○副議長（福島敏雄君） 内田 勲君。

○11番（内田 勲君） 市側としての努力もわかるんですけども、今お話のように、シートが風で飛んじゃうというような状況であれば、土などはもちろん飛んじゃうわけでございますね。ですからやはり、どんな風が吹こうとも、できるだけほこりを出さないという努力をするのが筋じゃないかと思うんです。そんなに難しいこと言ってるんじゃないかと思うんです。シート50枚でも100枚でもかぶせておけば、これは対策としてかなり効くんじゃないかと思うんです。そういった具体的な対策がとられないと、それを、工事を見ている地域の方々が見れば、市は何をしているんだと。気をつけてますと言っても、実際にほこりが立ってまして、窓もあけられないような状況が続けば、これはやはり、市民としても、文句の一つも言いたくなるんじゃないかと思うんです。実際に自分がそこに住んでみれば、腹も立つと思うんです。僕もそこに実際に風の強い日に行ってみたくてですけども、とにかくそこに立っているのも嫌になるほどほこりが舞うわけです。ですから、もちろん洗濯物を干せないでいるわけでして、仮に洗濯の干せない状況であれば、乾燥機をある期間貸し出すとか、そういう方法もあると思うんです。

ですから、できるだけ金もかからず、効率よくするには、やはりシートをかぶせる。そこが終われば、またそのシートはほかへも使えますし、小さい面積でしたらシートをかぶせるという方法では、ほこりが余り立たない所ではシートをかぶせて、本当にほこ

りがひどく立つ所ではかけられない、こういうことにもつながりますので、何とかシートをかぶせることぐらいはやっていただきたいと。特に、芝をもし植えるのであれば、その種つけするまでの間でも、そういう形をとっていただいて、やはり少しでも地域の方に迷惑のかからないような策をとっていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○副議長（福島敏雄君） 答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） 粉じんの防止につきましては、最大限努力をするつもりでございます。

○副議長（福島敏雄君） 内田 勲君。

○11番（内田 勲君） 具体的に、その最大限努力する内容をお聞きしたいんですが、もし、ありましたら。

○副議長（福島敏雄君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） ただいまのシートの問題出ましたけれども、シートはあえて申すまでもなく、いわゆる水を通さないわけでもございまして、そのかぶせることによりまして、完全に密閉できる場合ならいいわけでもございますけれども、どうしてもその接続点があきまして、そこから風等が入るということでございます。いずれにいたしましても、今、シートをかぶせる提案があったわけでもございますが、それも含めて検討をいたしたいというふうに考えます。

○副議長（福島敏雄君） 内田 勲君。

○11番（内田 勲君） ぜひシートをかぶせるなり、ほこりを立てない具体的な方法を考えていただきまして、住民の方の目に見えるような形で対策をとっていただきたい。難しい面もあろうかと思えますけれども、ぜひその地域に住んでいる方の気持ちにもなりまして、よろしくお願ひしたいと思えます。

どうもありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君） これをもって3の1、地域住民に迷惑のかからない残土置き場の管理を望むの質問を終わります。

一般質問3の2、（仮称）二番橋は予定どおり3月末に完成できるのか、安全対策は充分かについて問うの通告質問者、内田 勲君の質問を許します。

○11番（内田 勲君） それでは、2番目の質問をさせていただきます。

（仮称）二番橋は、その完成を心待ちにしている市民も非常に多いわけでもございます。恐らくこの二番橋は、今後、日野市のシンボルとして市民の皆さんに大変親しまれるも

のではないかと、こんなふうに期待をしているわけでもございます。

しかし、この夏場に来まして、工事がしばらくストップをしているというように聞いているわけでもございます。私も現地に行きましたけれども、なるほど、工事はしばらくとまっているんだな、というのが一目でわかるような状況でもございました。もちろん、作業の方もおられませんし、その状況は理解できたんですけども、そんな中で、地域の方は、こんなことをして、本当に3月に完成ができるのだろうか、と心配をし出しているわけでもございます。それと同時に、なぜ、工事を続けてやらないのだろうかという疑問が出るわけでもございます。そうこうしているうちに、この橋を最近、実際にもう渡っている人がいると。通行している人を見かけた人も、というふうに聞いております。

実際、この夏、浅川で、伝統漁法の披露があったんですけども、そのときにもアマチュアカメラマンが、この橋の上からしばらくの間、写真を撮っておりました。ああ、危ないなと思って見てたんです。とにかくカメラマンはカメラをのぞいていますから、足元が全くわからないで、かなり橋のふちまで来て、その下で網を打っている人たちの写真を撮っているわけですね。こんなものを見ておると、恐らくそのうちだれか、橋から落ちるんじゃないかなというような心配もあったわけでもございます。恐らく、工事がストップしている間は、通行ができないような対策もとられているとは思いますが、これが長い期間そういう形で置かれますと、恐らくそういうさくは壊されまして、人が通るようになるんじゃないか。現実にそういうことで、何人かの方がもうそこを利用しているということじゃないかと思うんですね。この点につきまして、行政として管理上の問題はないのかという心配があるわけでもございます。現在の状況と今後の見通しや、あるいは安全対策について、建設部長にお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○副議長（福島敏雄君） 内田 勲君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） お答えを申し上げます。

昭和63年の11月に、この（仮称）二番橋の工事を着工したわけでもございます。今現在の工事は、（仮称）二番橋新設その3の工事が、今、御質問者から言われてました工事をやってたわけでもございます。これについては、平成2年の7月の31日に完了いたしております。あと、橋の工事の残っている部分を申し上げますと、上部仕上げ工でもございます。これについては、親柱とか照明とか高欄とか橋上の舗装とかが残っているわけでもございます。これについては昨日、御提案をさせていただきました（仮称）二番橋の新

設その4の工事が、この工事になるわけでございます。

この契約の問題でございますけれども、10月の早々に建設省と委託契約を締結するというようになっております。建設省では、平成2年の10月の下旬にその4の工事を発注をいたしまして、11月に工事を着工いたしまして、平成3年の3月の末に工事を完了するというようになっております。その間、ことしの8月の1日から、この工事の着工までの11月までの間でございますけれども、御指摘のように、工事が手つかずでいるわけでございます。

この間の管理につきましては、市が管理をするという取り組みになっております。現在、その橋の両側にフェンスバリケード、高さにいたしますと1.8メートルでございますけれども、それを設置いたしまして、中に入れないようになっているわけでございます。

せんだって、内田議員から御指摘がございまして、我々の方ではすぐに現場に飛んで行きまして、状態を確認したところ、一部フェンスが破られて、人が入れるような状態になっていたということでございます。この件についても、そのまま放置しておくわけにはいきませんもので、すぐにそのフェンスバリケードの補強と、それからここにまた看板が不足しておりますもので、看板についての再度の手を加えておきました。

また、今後の問題になりますけれども、これだけで対策をしたからということにして、また破られるというようなこともあり得ることでございますので、今後は、現場のパトロールを強化いたしまして、必ずその現場を見てきて、報告をさせるようなシステムにさせております。それで、そういう形の中で、11月の工事の着工するまでの間、安全対策を行っていききたいということでございます。

また、先ほど申しましたように、その4の工事が着工した場合ですけれども、これについても、その工事が完成するまでの間は、建設省の所管でこの工事請負者が入るわけでございますけれども、市といたしましても、十分な安全対策をしていただくように、建設省並びにその工事請負者にも要請をしていききたいということでございます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君） 内田 勲君。

○11番（内田 勲君） どうもありがとうございました。状況は今お話しいただきましたので、よくわかりました。

ところで、事務手続上、工事がストップしているということでございますけれども、今のお話ですと、7月の31日から10月いっぱいぐらいまで工事がとまるということでございますけれども、具体的に事務手続というのは、もっと早く進めて、こういった期間

をもっと短縮するようなことはできなかったのかどうかですね。この辺の経過を、ちょっとお聞きしたい。

○副議長（福島敏雄君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） お答えいたします。

これは、あくまでも市が建設省にこの工事を委託するわけでございまして、建設省の方の事務手続が、かなり計画なり、概算金を出したりというふうな時間がございまして、どうしても委託の場合ですと、こういう時間がかかるというのが実態でございます。確かに御指摘受けるように、市民から見れば、一たん工事が終わったのを数カ月も置いておくということになると、確かにいろんな面で批判を受けることもございまして、今後、我々がこういうものを国やそういう所に委託する場合には、よくこういうものを踏まえた中で、できるだけ早くできるようにという形のもので、今後要請していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（福島敏雄君） 内田 勲君。

○11番（内田 勲君） わかりました。

細かい事情はよくわかりませんが、とにかく今部長のお話の中にありましたように、市民がこの現状を見たときに、どういう理由があろうと、あるところまで工事が進んで、そこから先、びたっと工事がとまってしまうということを見たときに、市は何をしているんだろうと思うのが当然だと思うんですね。そういったときに、今のようなお話をするわけにはいきませんし、仮にそういう話をしたとしても、市民の方はなかなか理解できないんじゃないかと思うんです。とにかく一日でも早く完成すれば、それだけ市民生活が便利になるわけでございますので、できるだけ工事がストップする期間を短くして、完成を前手繰りにするというような努力は今後していただきたいと思うわけでございます。そういった事務続きについても、できるだけ短縮して、例えば、議会へかける問題等ございましたら、臨時議会等にもかけていただきまして、少しでも早く工事が完了するように、今後、ぜひ努力をしていただきたい。

と同時に、安全対策についても、恐らくこういった間に何か子供さんが橋から落ちたとか、あるいはフェンスの所でかすり傷を負ったとか、そういった問題が出ますと、また大きな問題にもなりますので、特に、この安全対策については、工期以上に気をつけていただきたいと、このように思うわけでございます。この点について、市長に、こういった関係者に対しての安全に対する指示についてはどんなふうにされているか、お聞

きしたいんですが。お願いします。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 具体的な今、行政がかかわって、市内のあちこちに工事を進めておるその状況について、一つには、土砂、粉じんのこととか、騒音のこととか、あるいは道路の工事期間中の安全対策など、確かに御指摘の事柄等につきまして、我々の必ずしも完全な知識を持ち得てなかったという部分もあったように思います。担当者もお答えしておりますとおり、一応の手はそれぞれに打っておるわけではありますが、なお市民生活に御迷惑をかけたり、安全でない状況を残すわけにはまいりませんので、一層意識を密に目を注いで、市民に御迷惑がかかったり、あるいは事故につながったりすることのない、そういう行政のまた心構えが大切だということを感じました。将来にもそういう所をなお手を打ちまして、欠落することのないようにいたしたいと思います。それぞれ管理部署があるわけでありまして、本来ならば、工事を受注している側のまた管理すべき部分もあるわけでありまして、そのあたりを明確にして、注意を十分行き届くようにいたしたい、こう考えております。

○副議長（福島敏雄君） 内田 勲君。

○11番（内田 勲君） どうもありがとうございました。

先ほど言いましたように、この橋は恐らく、市民のシンボルになると思いますので、このシンボルの工事期間中に、後々まで汚点が残るような事故のないようにしたいと思いますので、今後もパトロールを強化するなりしまして、とにかく安全に工事が進むように、またその間に、市民がそういったものに巻き込まれないように、十分配慮をしていただきたい。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君） これをもって3の2、（仮称）二番橋は予定どおり3月末に完成できるのか、安全対策は充分かについて問うの質問を終わります。

一般質問4の1、狭い道路をなくして安全で快適な街づくりの促進を（地域の生活環境の改善について）の通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

〔12番議員 登壇〕

○12番（宮沢清子君） 通告に従いまして、狭い道路をなくして安全で快適な街づくりの促進を（地域の生活環境の改善について）質問をさせていただきます。

都市整備環境問題は、大変幅が広く、また大きな問題であります。さらには、巨額な

予算が必要とする問題であることも理解をいたすところでございますが、きょうは道路の問題を中心として質問をさせていただきます。

日野市の都市計画道路は、土地区画整理事業を中心に整備が行われており、このため、浅川より北側の豊田、旭が丘、神明上地区等の西部地域の都市計画道路整備が進められておりますことは、周知の事実でございます。これに対しまして、多摩川沿いの地区及び浅川寄り南側の地区につきましては、都市計画道路の整備が大変におくれている状況であります。現在進められております区画整理事業は、万願寺、豊田南、高幡と3区画の整理事業であります。豊田駅南口再開発、さらには西平山地区計画整備に続きまして、万願寺第2地区、東町地区と、続いて行われる予定になっております。また、南平駅周辺地区整備計画策定調査などが進められていきますが、このような中で、第1点目といたしまして、百草園駅周辺地区整備計画策定調査というようなお考えを持っていらっしゃるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

市民の日常生活の面におきまして、その大切な役割であります生活道路、区画街路におきましては、未整備地域も多く、特に狹隘道路につきましては、避難活動、防火活動といった人的空間の最低条件の道路幅員4メートル未満の地域が多くある実情であります。また交通不便地域、消防困難地域等が点在して、道路整備に対する市民要望も数多く、後を絶えない状況下であることも事実であります。開発に先駆けて整備をされた地域と、それ以外の整備状況には、大変な開きがございまして、こうした地域への道路整備、特に区画整理事業が行われない、おおむね市内の50%の地域へ何らかの方策を深めていただきたいと思います。

建築基準法上の道路の定義については、建築基準法第42条に規定されており、同条第1項は、第1号から第5号までと第2項に規定されています。第1項第1号は道路法、第2号は、都市計画法、土地区画整合法、都市再開発法、特別措置法、第3号は、この章の規定が適用されるに至った際、現に存在する道、第4号は、特定行政省が規定したもので、2年以内にその事業が執行される予定の道、第5号は、土地を建築物の敷地として利用するための特別措置法によらないで、特定行政庁からその処置の指定を受けたもの、となっておりますことは、理解をしておるところでございます。

建物を建てるには、敷地が幅4メートル以上の道路に接していなければなりませんし、また建築基準法では、幅4メートル以上のものを道路と言い、建築ができる敷地は、この道路に接しているものとされておりますが、現実には日野市内の中でも、幅4メートル未満の狹隘道路に、多くの道路にたくさんの家が建ち並んでいます。このような場所

は、日照や通風が阻害されて、生活環境が悪くなったり、災害時の緊急車両の通行に支障を来したり、避難路としても危険となるなど、多くの問題を抱えておりますが、かつて、日野市の消防署からも、狹隘道路のうち、道路の角切りをすることによって、緊急事態が発生した場合、消防車両が進入して消火活動等に利用できる場所を設定をしてほしい旨の要請もあったかと聞いております。日野市といたしまして、狹隘道路の問題を解決するための施策といたしまして、(仮称)狹隘道路拡幅整備要綱を定めていただければと思います、質問をさせていただきました。

現在、日野市といたしましては、日野市市道整備事業補助金交付要綱及び日野市市有道路改良工事施行要綱が設置されておりますが、それぞれ昭和59年の7月1日と、昭和55年の3月1日に改正をされております。改正から数年の年数を経しておりますので、このこと等も含めまして見直しをしていったらどうかと考えました。道幅が4メートル未満の狹隘道路につきまして、ここで事例を挙げてお伺いしようと思いましたが、このことは後日改めて担当課の方にお問い合わせすることになります。

そこで、きょうは要綱についての若干私の主観を述べながら、申させていただきますと思います。

建築基準法第42条2項では、道路に面して建築する場合、道路の中心から2メートル以上後退して、後退用地や隅切り用地を市の管理道路として使用できるように市が助成金や奨励金を出していったらいいかと思えます。

また、建て主が改築等をする際に、市へ申請をされますが、道路中心線から2メートル部分まで後退した場合、後退用地は市に寄附をするような形をとられ、門や塀や樹木の移設費用等を物件補償として市が助成できないかどうか、考えてみました。

さらに、角地のケースで、道路も2路線となり、隅切りも必要となりますが、その場合は、1路線部分と隅切り用地に対しては、相続税における路線化、地価の7割相当等を基準としてみて算定してみたらどうかと思えます。そして、奨励金の交付等も行っていったらいいのではないかと思います。

次に、測量、登記等にかかる費用を市が負担され、固定資産税の免税手続等も市が行っていただきたいと考えます。今は、市民の皆さんが要請をされている部分が多分におありではないかと考えられます。

後退用地については、市で補修などの整備工事を行っていただきたいと考えます。最近の市民の皆さんの要望は多種多様であり、高度のものを望む声が寄せられてきております。その対応につきましても、正確でスピーディーな処理を望まれております。道路

の補修改良等につきましても、年間計画を通して行われるものと、道路パトロール車等を初め、市民の方々の要請によって行っている部分等もあるかと存じます。

主要な生活環境の足元でありますから、道路は、道路事情の悪い箇所も多く見かけられたときには、道路維持機能が低下しないように、情報の提供を早く受けとめていくことも大事な要素ではないかと考えました。交通事故、物件事故の減少と、また高齢者や障害者の方々が安心して利用できるよう、また小さな幼子が安心して利用できるような、そんな道路空間利用の面より、道路施設の早期修理・修繕の面で、いち早く情報の提供が大事になってくると考えられます。

こうした中で、1. 道路パトロール車の強化、2. 自治会や市民からの情報の提供など、3. 郵便局の外務員の方等に委託をしてみてもいいかでしょうか。交通の安全と地域生活環境保全のために努めていただきたく、情報化のシステム化をしっかり整えていただきたいと思えますが、そのお考えについてお伺いをさせていただきます。

最後に、都市の熱帯化を防ぐために、雨水が浸透する歩道の整備についてお尋ねをしたいと思います。

オフィス街の東京大手町にあります東京管区気象台からの観測によりますと、猛暑のこの8月に、熱帯夜を記録したのは、8月の23日の朝までに16日間、平年過去30年平均の9.1日を大きく超えたそうです。同気象台が観測いたしました熱帯夜数の推移を見ますと、昭和30年代、10年平均が8.6日なのに対し、40年代は9.4日、50年代は11.4日、そして60年代、平成元年度までの5年間で、13日と増加しておるそうです。ところが、8月の日中の記録する日の最高気温の月平均は、過去70年間、30.3度から31.4度と、ほぼ一定していたそうです。また、昼間の最高気温が、真夏日の8月日数も昭和30年代からこれまで、19日から23.3日の推移で、特に増加傾向はなかったようです。

この夏は、全国的に熱帯夜が記録されましたが、このようなデータから、専門家の方たちの話によりますと、木造家屋より熱容量が大きいコンクリート建物が、夜間になっても熱を放射しており、都市部が周辺より高温になるヒートアイランド現象は、夜から朝にかけて起きている、と指摘をされております。

都市の熱帯化を防ぐためには、1. ツタなどによる壁面の緑化、2. 屋上での植樹、3. 雨水が浸透する歩道の整備など、都市計画上の配慮や、クーラーによる熱放射を抑えることが必要だと聞き及んでおります。

また、最近Kさんの近くに、大きなマンションが建てられ、駐車場もできました。その土地には、四季折々には花が咲き、時折野鳥も訪れていた自然の豊かな所でございま

した。ところが、その場所にブルドーザーやショベルカーなどの重機が搬入され、1日でアスファルト舗装の地肌にかま変わりしてしまったのです。土の厚もなく、緑もなくなってしまいました。そして、強い雨の日には、雨水が、一段と高くなった駐車場から道路へ一気に流れていきます。このように最近、遊休地の利用ということで、空き地の転用や、アスファルト舗装の駐車場化など、脱土化が進んでいます。それに比例して、

地肌が土から非浸透性の舗装になってきたことで、雨の降る日には、行き場を失った雨水が下水に流れ込んだり、水たまりをつくっている光景をよく見かけます。このことは、治水面から見ますと、流量の下水への一時的増大となり、下水があふれたり、また、河川のはんらんへの原因ともなりかねます。これは、自然の持っていた放水、遊水機能の喪失を意味すると考えられます。森林は天然のダムと言われますが、雨水等を土に返す、地面に浸透させることが自然だと思います。

日野市では歩道や、公共施設の敷地などで、地中に雨水をしみ込ませる透水性舗装を前向きに導入しておられることは承知しておりますが、もっと拡充していただきたいと考えました。また、民間においてもその導入を積極的に図っていただくよう、都市づくりを進める上で、大切なことだと思いますので、この民間における促進もしていただきたいと思ひます。

ブロック塀などを生け垣などにするときには、助成があると思ひますので、市におかれましても、治水対策の一つとして、また都市景観に潤いを与えるという面からも、透水性舗装の普及を積極的に進めていただきたいと思ひますが、そのお考えをお伺いしたいと思ひます。

以上、数点にわたりまして御質問させていただきましたが、御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○副議長（福島敏雄君） 宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） お答えします。

今の御質問を聞いておりました中で、整理させていただきますと、大体5点だと思ひますけれど、まず1点は、道路の4メートル未満の狭い道路の問題点、それから2点目については、狭い道路をなくすための拡幅の整備、それから3番目には、消防車両等の通行の障害の対策について、それから4番目に、道路情報の収集、それから、最後の5番目は、雨水が浸透する舗装の整備というようなことでございますけれども、これでお答えをちょっとさせていただきたいと思ひます。

まず、1点目でございますけれども、市内の道路の約18%が、4メートル以下の道路

でございます。道路は交通のためだけではなくて、上下水道とか、ガス、電気などの日常生活の欠かせない公共施設を収容したりしているわけでございます。また、公共の空間を確保することによって、この道路によって、災害の拡大を防止するために、なっているわけでございます。狭い道路をなくして安全な快適なまちづくりを目指すために、今御指摘のような要綱が、現時点では必要になってきているわけでございます。それで、その要綱を申しますと、今、私の方で考えているのは、狭い道路の拡幅整備の要綱というものをつくりたい考えを持っております。こういう中で、御質問の中にもいろいろと問題点が出てきているものを、この要綱づくりの中に参考に入れて、今後、検討をさせていただきますと思ひます。

それから、冒頭の質問の中で、百草駅周辺の整備計画ができていのかどうかというふうなお話ございましたけれど、まだ、そういう計画はございません。私の方は、先ほど述べましたそういう要綱、狭い道路拡幅整備の要綱をこれからつくるように検討していきたいということをお答えいたします。

それから、2点目でございます。狭い道路をなくすための拡幅の整備でございますけれども、区画整理地内などを除き市内の各所に、先ほど申しました18%に値する道路があるわけでございますけれども、これらの整備を早急に行わなきゃならないということは、常に我々も痛感しているところでございます。これからこういうものについて早く整備をするように努力をしたいと思ひます。特に、御質問の中にも出ておりましたけれど、現道の4メートル未満の道路については、建築基準法の第42条の第2項の規定によって、道路の中心線から2メートルセットバックして、そこを道路の境界とみなして建築物ができるということになっているわけでございます。したがって、セットバックした部分は、一応道路としてみなされていますので、これからはそういう問題については、関係住民の皆さんの御理解と協力によって、そういう2メートル部分を、提供された部分についてを含めて行政が整備をするということが原則になっておりますもので、今後、この原則に従って、市民の皆様の御理解を得ながら、道路の拡幅整備をいたしたいという考えを持っております。

それから、3番目の消防車両等の通行の障害の対策でございますけれども、平常時に消防自動車の通行可能道路の幅員は、通常は4メートル以上ということになっているわけでございます。この障害物等を考慮すると、最低、大体消防活動に必要な道路は、6メートル程度の道路が必要であるということをお認識しております。その消防活動に支障となる道路のほとんどが、4メートル未満はどういう所かと申しますと、大体農道です

ね。農道のベースにきている道路が非常に多いということでございます。また、この問題点の中の一つとすれば、先ほどの御指摘のように、隅切りが全然ないという所がございます。この隅切りがないと、当然道路幅員も狭いわけですから、消防自動車が行ったとしても、そういう活動ができないというのが実態でございます。これに対して今後の、また今までの整備の中では、都市計画道路や、あるいは区画整理事業に入れまして、こういう問題点が徐々に今、減ってきているというのが実態でございます。また、これから区画整理等も行われる地域に対しても、こういう問題については改善はされていくというふうに思っております。

なお、その間も時間がかかることでございますもので、担当の道路管理者といたしましては、上位計画のない地域については、道路整備計画等を立案いたしまして、こういうものについての改善を早急に行きたいという考えを持っております。

それから、4番目になりますけれど、情報の収集でございます。

道路の維持管理については、我々の方は定期的に地区を定めまして、パトロール車がございまして、このパトロールを行いまして、情報の収集をしてきております。今後でございますけれども、さきの御指摘のように、幅広い市民に対しての収集の中の一環といたしまして、広報等の情報の提供について、一般市民に呼びかけをいたしまして、このモニター制度を検討して、今後いきたいというふうに考えております。

なお、現状では、常に我々の方では、建設部の職員に対しては、職員が市内の現場に出かけた場合については、必ず道路に関する情報を提供していただきたいと。要するに、少しの簡易なことであっても、見たら報告をなささいということ、常に職員にも指導しているということでございます。

それから、御質問の中で、郵便局員さんとか、そういう問題にしたらどうかということも出ておりましたけれども、国のお役人の方々でございますから、いろいろまた、委託となると難しい点があると思っておりますけれども、そういうのを参考にして、今後機会があれば、お願いもしてみたいというふうに思っております。

それから、最後になりますけれど、雨水が浸透する歩道の整備ということでございますけれども、平成元年度事業で土木課が施行した事業は、約件数にすると60件、5万2,000平米舗装してきましたんですけれども、今御質問のような雨水の浸透する舗装は、使用しておりません。以前より、この業界または我々の技術の中でも、この浸透性の舗装というのは話題のようになっておりますけれども、私もいろいろこの調査をしてみましたけれども、この舗装には、単価的には浸透性の舗装と普通の舗装とでは、幾らも変わ

りません。

ただ、問題点があるというのは、管理上に問題点の一つあるわけでございます。車道に使った場合は、強度の点がございまして、使うのは車道はちょっと無理であると。歩道でしたら、強度的な問題はクリアできるということでございます。歩道に設置した場合に問題点がまた二つあるわけでございます。

一つは、たばこの火がついた吸い殻を捨てられたり、それからかんだガムを捨てられるということは、これは目詰まりの原因を起すわけでございます。それから目詰まりのほかに、ほこり等によっても目詰まりがある、という点の一つ問題点であると。こういう問題をじゃ管理上はどうしているかということになりますと、今現在でも、清掃するそういう機械がまだできてないというのが現状でございます。そういうことで、管理上に非常にお金がかかり、また問題があるというのが、この浸透性の舗装の欠点でございます。

ただ、御指摘のように、民間の駐車場の舗装とか歩道というのは採用していてもいいと思っておりますけれど、この問題についても、我々の方は財政当局、それから民間の場合についても都市計画が関係してくると思っておりますけれども、そういう所と今後、採用については、またそういう指導に対しては、私の方も検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君） どうもありがとうございました。

数点にわたりまして御質問さしていただきまして御答弁をただいま承ったわけなんですけれども、百草園駅周辺の地区整備計画策定調査ですけれども、計画はないという御答弁でございまして、これはまた都市整備部とも関連をしてくると思っておりますので、いつの日かまた、勉強させていただいた上で、再質問していきたいと考えております。

特に、この整備につきましては、財源的なこととか、執行体制とか、施行区分の問題等々と、いろいろと検討及び調査を図らなければならない事項等もたくさんあろうかと思っておりますけれど、やはり都市計画税を百草園地域、また落川、百草、南部地域の浅川寄りの人たちも、同じ市民として納税をさせていただいているわけでございますので、ぜひ今後、そういった公平というか、公正さの面から、推進を図っていただきたいと思っております。このことは要望させていただきまして、またさらなる関係機関等の協力を得られまして、前向きに御検討していただきますよう、お願いをしておきたいと思っております。

第2点目の、（仮称）日野市狹隘道路拡幅整備については、ただいま御答弁いただき

まして、狭い道路の拡幅整備の要綱としてつくっていききたいというふうに、将来的ではありますけれども明確な位置づけをしていただきましたので、そのことに関しましては、期待を持っていききたいと思います。今、それぞれの自治体におかれまして、この4メートルに満たない道路をどのように対処していったらいいかということで、いろいろと検討を重ねられまして、板橋区や中野区等でも促進をされて、大変効果というか、市民の皆さんからの期待も大でありますし、積極的な対応によりまして、狭隘道路が拡幅をされておりまして、生活環境道路が充実してまいったということも聞き及んでおりますので、ぜひこれは、早目につくっていただきたいことをお願いしたいと思います。

消防車両の件でございますけれども、これはかつて馬場議員等も質問しておりますけれども、調布市におかれましては最近、消防車両と通行障害対策連絡会を設置されまして、この中で、先ほど申し上げましたような要綱を参考というか、基準にいたしまして、いろんな関係機関と連携をされまして、その対策に努めておられるそうですけれども、こういったことも参考にさせていただきまして、ぜひ促進をしていただきたいと思います。特に、農道の所、4メートル道路が多いということでございますし、この農道に関しては、整備が不十分という部分もたくさんございますので、そういったものに関しても、手だてを加えていただければと感じますので、お願いをしておきたいと思います。

道路情報の提供についてということで、大変市の方でもいろいろのことで御苦労されながら、職員の皆様も多大な力を注いで、市民の生活環境という部分で努力をされていることは、大変高く評価させていただきますと同時に、もう一步、きめの細かさといえますか、そういったところにも手を入れていただいて、広く多くの方の声といえますかしら、そういうものを取り入れていただきますれば、さらに足元の確保ができていくのではないかと思います。広報等で進めるとか、モニター制度を検討していきたいということをお答えいただきましたので、積極的な御努力をお願いしたいと思います。

浸透水性舗装については、今、いろいろと弊害である管理上の問題を幾つかにわたりますて御指摘をされたわけでございますけれども、ぜひ、まず手始めに、公共施設の駐車場とか、いろんなそういう所、側溝の縦穴式というんでしょうか、横穴式に雨水が浸透していくような、まずモデル的に公共施設を手始めに実施されてみて、そこから徐々にで結構でございますので、できることからさらなる拡充をしていくという、そういったお考えが必要ではないかと思っておりますので、ぜひ含めて御検討を、できないということではなくて、清掃車もまだできていないという状況でございますけれども、やはり、市民のモラルということも最も大切な問題でありますし、それを基本に置いていかなければ

ならない。何かをやるにつけては、何かがなければできないというそういうお考えではなくて、できることから、徐々にできることございますので、ぜひやっていただいて、その面から大きく開いていただければと感じておりますので、よろしく対応をお願いいたします。

るるお願いというか、提言という形で今回はまた質問させていただきましたが、最後に、日野市の住みよいまちづくり指導要綱の第1章総則の目的の中にも掲げられておりますが、「市内で行われる一定規模以上の開発事業に対し、事業施行上の基準と公共公益施設の整備に関し、負担を定め、過密化やスプロール化等住環境の悪化、及び災害の防止を図り、健康で文化的な市民生活を保障できる住みよいまちづくりの実現に寄与することを目的とする」ということでうたってあるわけでございますが、この健康で文化的な市民生活を保障していく意味で、さらにこれを一步深めまして、ただいま申し上げました、またお伺いをいたしました拡幅整備要綱をつくっていただきたいということに関しまして、市長さんのお考えというか、その設置に関するお気持ちをお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野市の現状、かつての農村集落時代から、近代的な都市化の方向に行かざるを得ない、こういう状況の中でございますので、いわゆる都市整備といういろいろな手法をとりながら、まちづくりを進めておる、こういう現状でございます。したがって、いわゆる旧農村集落、あるいはその周辺という地域に、いわゆる狭隘な道路が古い形で残っておるわけでありまして、いわゆる都市整備の手法で区画整理事業を行います場合に、いわゆる公共減歩という道路及び公園については、現在の地権者、土地の持ち主が、お互いにある歩合を抛出していただくような形が行われております。それが非常に貴重な方式だと思うんですが、その際に、4メートル道路の拡幅に全部を、全部をといますか、買取方式でやるということに対する多少の矛盾が伴います。

そこで、セットバック方式といいますが、6メートルを確保する手段としてセットバックしていただく。その用地を本来は寄附していただくのが一番いいわけですが、今日の土地事情ですから、なかなかそれにも問題が伴います。したがって、今、試験的にといえましょうか、あるいは先導的にと申しましょうか、市内のある道路については、積極的に買取をしていこう、こういうことにも一步踏み出しておるわけでありまして、そういう区画整理を行う地域と区画整理を行わない地域、これに分けて道路の整備の、いわゆる拡幅指導要綱というふうな基準を定める必要がある。行政の概念といたし

ましては、だんだんそれに進みつつあるわけでありまして、多少その対象にまた仕分けが必要なわけでありまして、そういう意味で指導要綱を定める、こういう必要が確かに、現実の問題として当面をしておると、こういう状況がございます。

御指摘の今、その他のことも含めまして、従来道路の拡幅、それから維持管理、それらの手法について部長も一応お答えしておりましたが、積極的に取り組むそういう時期になっておる、また市民生活を守るために、そのことが非常に重要な要素である、ということも重々感じられますので、積極的にひとつ、指導基準を定めて取り組んでいこうと、こういうことをなお進めたいと、こう考えた次第でございます。

都市整備事業、あるいは都市計画手法によるいろいろな形の進行中ですから、多少時間はかかりますけれど、いずれは市域全体、環境のいい、また安全で生活に快適な状態を一日も早くつくり出すということが重要な眼目でありますので、そのように努力をさせていただきます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君） 宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君） 大変ありがとうございます。

この要綱といいますか、設置されましたときには、こういったことがいち早く当事者に周知徹底できますように、市におかれましては、東京都の多摩西部建築指導事務所と連携していただきまして、狭隘道路拡幅整備というものの存在をアピールをしていただいて、広く市民が情報キャッチというか、そういうことがあるということ、速やかにその場でつかんでいくということが大切ではないかと思うんです。大体、図面上で意外と処理されている問題があると思いますし、現場に赴いてみますと、こんなはずはなかったという部分もたくさん出てまいりますので、そういった要旨を押さえていただきまして、今後に期待をしていただきたいと思います。

以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君） これをもって4の1、狭い道路をなくして安全で快適な街づくりの促進を（地域の生活環境の改善について）の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時20分 休憩

○副議長（福島敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問5の1、市営住宅の建替とその後の動向の通告質問者、谷 長一君の質問を許します。

〔27番議員 登壇〕

○27番（谷 長一君） それでは通告に従いまして、質問をいたさせていただきます。

市営住宅の建てかえとその後の動向についてであります。

この市営住宅の建てかえ事業計画というのは、前に市役所からこのような形で建てかえをするということで、「市営住宅の建てかえ事業について」という冊子を前にいただいたことが記憶にあり、また手元へ持ってまいりました。これらを見てみますと、この市営住宅が建てられたというのは、昭和30年から40年代の高度成長期に地方から転入してきました単身者や、小世帯用に急増されたもの、というふうに考えても差し支えないんじゃないかと思えます。

また、日野市は交通の便利ということも手伝いまして、非常に民間の住宅等も建てられ、さらには多摩平の団地、それから都営住宅等も建てられ、また南部の丘陵地帯等も非常に多く開発されてまいったということもございますけれども、やはり、特に市営住宅等については、非常に老朽化が進みまして、国の定めました最低居住水準に満たないとか、または道路等が狭かったり、また日照等も不十分であったりした所もあり、また衛生上、防災上の問題等からいきましても、建てかえをせざるを得なくなったのではないかとも思えます。

この市営住宅の建てかえ事業計画等を見ますと、方針等は後で説明があると思えますけれども、この建てかえについては、住宅政策の上からも大きな問題、課題になっているということを考えますと、単に住宅の更新の面ばかりではないのではないかと考えるわけでございます。

そのような関係もありまして、この市営住宅の建てかえ計画と、それから特に母子、それから高齢者両世帯向けの住宅等も、これらの建設計画の中にどのような形で張りつけられるかというようなことも、あわせてお伺いいたすわけでございます。

それから、さらには、この各団地があるわけでございます。城址が丘団地、下田団地、高幡団地、それから東光寺団地、永山団地、川原付、向川原付、向川原団地等があるわけでありましてけれども、これらを見ましても、川原付団地は、古いのは昭和32年に建てたものでありますけれども、既に昭和53年から55年にかけて——向川原ですね、向川原

は、これは間違いです。今、言いましたのは。——また建てかえが行われ、また最近、募集等も行われたわけでございます。それらを考えて見ると、非常にこの既存の住宅の戸数からいきまして、建てかえをしますと、住宅が非常に多く、戸数がふえるわけでございます。このようなことは、非常に市民にとりましては、住宅困窮というのは特に、我々がいかにか一生懸命働きましても、土地が高騰したのために、土地を取得し、家を建てるのが困難になった現在、早急にこれを行わなければならないのではないかと私は考えております。

また、この先ほど申しました、特に老人・高齢者住宅ということになりますと、よほどこのあたりは慎重に行わなければいけないんじゃないかと思うわけです。

さらに、これは9月の4日の新聞でございますけれども、日本の平均寿命は、男が75.91歳、女性は81.77歳と過去最高になった、というふうに発表されております。これは、男女とも脳卒中、心臓病の死亡の低下率が大きな原因になった、というふうに報道され、男の平均寿命は4年連続、また女性は5年連続で世界一となり、「長寿国日本」ということが報道されているわけであります。

長く生きられるということは、非常によいことではあるけれども、また生き地獄というふうに言われていますけれども、さらに、このすべての生きている方々が、英知を集集して、どのように最終のよみの国に向かっての生活というのをエンジョイしていくかということも、また考えなきゃならないわけでございます。

それで、この市営住宅の建てかえと、さらに代用市営住宅の発想というのは、ちょうど、私は存じませんでしたけれども、9月1日の広報に「日野市長・森田喜美男」という形で発表されているわけであります。「まちをつくる市長室から」ということでございます。これを見ましても、市長さんの写真の上に、日野市市民憲章という形でですね、ここに「元気に働いて、いきいきとして心豊かなまちをつくりましょう。手をつなぎ、ともに健康で明るいまちをつくりましょう」、このようなことも書かれてあるわけでございます。また、特に「文化を培い、うるおいのある平和のまちづくり」ということもうたわれているわけであります。

そのようなことを考えてみますと、やはり、政策というものは、国の政策、それから都の政策、市の政策というものは、これは保守とか革新とかを問わずに、流れというものが、多摩川の流れのごとく、奥多摩から始まりまして、大菩薩を源泉としまして東京湾に流れていると同じように、どうしてもその流れに乗らざるを得ないというようなことではないかと私は考えております。

そこで、また有料——これは代用市営住宅の発想ということに関連するわけでございますけれども、この地価の高値安定で深刻化する住宅難の中、家族向け住宅の供給を図るため、東京都は借り上げ型公共住宅制度、有料民間賃貸住宅制度、さらには市街地複合住宅総合設計制度の三つを住宅政策の3本柱として平成3年度から実施する方針を知事が決めたということで、4日の午後、都議会本会議で表明をしているわけでございます。そこで、この3本の柱といううちの1本を外しまして、また後で、これは政策的なことでございますので、市長または助役から答弁をお願いするわけでございますけれども、そのあたりを、代用市営住宅の発想というようなことからいきますと、相当お考えも煮詰まっていच्छるのではないかとということで、この質問をさせていただくわけでございます。

これらを考えてみますと、やはり、これらの団地の、先ほど申しましたように、その建てかえ計画がどのような形で推移するのか、または、その途中において市はどのように対応すべきかということも、あわせてお伺いしなければならないわけでございます。

飛び飛びになりましたけれども、地価が高騰してしまって、市民は持ち家制度——持ち家を取得したくても、非常に困難になってしまったということも考えると、やはり、この市長の代用市営住宅の発想というのは、よろしいのではないかと私は考えております。これらを実現するために、どのような形でこれから行政を推し進めていくかということになると、どうしてもこれは私は、私の考えなんですけれども、土地区画整理事業の仮換地の前に、所有権者と市がよく話をして、そのあたりで希望者を募りまして、一つの団地を形成しなければ、これは到底なせるしわざではないのではないかと思うわけです。そのようにしまして、一つの用途地域の変更等もいたしまして団地をつくらせて、公営住宅をつくるというようになるのではないかと思うわけでございます。やはり、区画整理を進める上においても、ただ公共減歩と保留地減歩、これらのみにこだわらず、日野市の市民をどのような形でですね、「人を大切に、弱い人にも子供にも思いやりのあるまちづくりをしましょう」という日野市市民憲章にのっとった行政を推し進める必要があるのではないかとこの観点に立ちまして、質問をいたすわけでございます。

ひとつ、御答弁をお願いします。

○副議長（福島敏雄君） 谷 長一君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） それでは、市営住宅の建てかえにつきましてもの御質問にお答えをさせていただきます。

市営住宅の建てかえでございますけれども、先ほど御質問の中にございましたけれど

も、住宅の単に更新面からではなくて、防災面、それから住環境の整備、居住水準の向上、土地の有効利用の面からも、特に重要でございますので、この面からの積極的に建てかえ計画の促進を図る必要があると考えております。特に、最近におきます地価の高騰につきましては、市営住宅建設用地の確保につきましては、非常に難しいものがございます。極めて困難であるということでございますので、やはり高層化によりまして、住宅の確保、居室の確保を図る必要があろうかと考えてございます。

本年の平成2年度では、向川原市営住宅の建てかえも終わりました、現在の管理戸数は549戸となっております。今後、建てかえの予定団地でございますけれども、川原付、高幡、下田、東光寺の各団地でございます。これらの既存戸数は101戸でございますけれども、これらの建てかえによりまして、およそ196戸の建設が可能でありました。管理戸数の549戸に対しまして、644戸と95戸の増戸が見込まれているわけでございます。

また、御指摘のとおり、住宅に困窮する方が増加をする中で、この需要にこたえるべく一定の居住水準、環境の整備を含めてこれから十分に供給の確保に努めていく考えでございます。

なお、高齢化社会におきましての対応ということも一つの大きな課題でございます。これにつきましては、日野市地域高齢者住宅計画策定検討委員会におきまして、公営住宅におきます高齢者住宅の整備等が検討されております。これらの福祉部門等と十分に連携をとりまして、老人世帯、母子世帯、身障者向けの住宅につきましても、この中に取り入れていく考えでございます。

なお、御質問にございました代用市営住宅の件でございますけれども、土地の異常な高騰から、市営住宅の住宅用地の確保が非常に難しいことは先ほど申し上げましたけれども、1,000平方メートル程度の土地所有者に市の注文によりまして住宅を建ててもらいまして、市が一括借り上げ、別に定めます使用規定によりまして、入居者に提供するという市長の考えもでございます。代用市営住宅の発想ということでございますけれども、市は土地所有者に対しまして、金融機関からの建築資金のあっせん、金利について一定割合の利子補給というものでございます。このような新しい工夫によりまして、公共住宅の供給を促進してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君） 谷 長一君。

○27番（谷 長一君） ただいま部長の答弁によりまして、この市営住宅が、101戸が196になり、全体的には、これはあれですか、549プラス95ということになりまして、非

常にふえて、これはよろしいわけでございます。とにかく先ほどの部長の説明によると、防災面とか、または住宅環境の整備、さらには居住水準の向上の面からも重要であり、積極的に建てかえ事業を促進するということではありますが、地価が高騰してしまって、非常に土地や何かを取得するということが困難であると。そうすると当然、困難であればですね、この市営住宅はできないというようなことから、代用市営住宅の発想ということを市長は、この9月1日の「広報ひの」で、第1面で表明されているわけですが、これらを考えてみますと、当市ではこれまでも、公共施設のために用地を求めています。広報に公告をし、契約事例を挙げて、土地所有者に協力を呼びかけてきたところですが、ということになっているわけでありまして。さらにそれを強力に推し進めるためにも、これは公共の福祉を少しでも発展をさせなければいけないことを考えると、当然、この区画整理事業等におきましても、その区域内等におきましては、事業用地の確保もこれまた必要であり、さらに緑地等も、これは保全していかなければならないということになると、それらの用地もまた買ったり、その信託契約をしたりしなければならぬということになるわけです。

それらを考えてみると、これらの有益なことを事業としてさらに強力に推進していく上に、この市民の強力も必要なわけですが、やはり、土地を持っている人は持っているなりに、都市化の波と、あと一つは税制上の圧力というものの波をかぶってしまうわけです。特に、この相続等においては、なかなか多くの方が、心身ともに疲弊こんぱいをしているのが実情じゃないかと思うわけです。がしかし、また一面においては、あるからだと言えはそれまでですけれども、そのあたりにつきましては、またその内容的なことを申し上げますと、いろいろなところに派生するおそれもあるわけでありまして申し上げませんが、そのあたりもやはり行政当局と協力することによって、その土地の活用も、公益性のある事業ということで、関係当局の理解もこれまたいただかなければならないというふうに考えるわけでありまして。

これらの点につきましては、また政策的な発想ということになるし、さらに、先ほど申しましたように、母子世帯等におきましても、入居者等が貸し家なんかにおいては制限されるわけですね。それでまた、高齢者におきましても、もう65歳とかということになると夫婦であっても、入居に制約があるわけです。それらを考えてみると、やはり、この市営住宅を建てるにおきましても、そのあたりもよくお考えになりながら、どのような形でこれらの弱者を救済していくかということも、行政の一つの大きな役割ではないかと考えております。このようなことを質問したわけでございますけれども、やはり、

政策的な面もありますので、この市営住宅の建てかえはよく計画で発表されているからわかりますけれども、使用料の適正化等につきましては、母子とかお年寄り——高齢者ですね、それから身障者に対しては、特段の配慮もこれまた必要ではないかと思うわけでございます。

日野市の福祉というのを見ますと、お年寄りにしましても、これは「老人」と書いてあります。いわゆる敬老祝金とか敬老の行事、さらには、居室の増改築の資金の貸し付けとかあります。特に都営住宅等においては、住宅の優先入居等もあるわけです。日野市営住宅におきましては、総務部管財課まで問い合わせということになっているわけですが、これは特に、高齢者のみならず、母子家庭、さらには身障者等にも、そのような配慮を強くしていただきたいということをお願いするわけです。

これで質問を終わるわけですが、やはり政策的な面もありますので、市長に最後に御答弁をお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 市営住宅を中心とする住宅政策のことを質問をいただいております。

今日、土地の異常高騰、それにあわせて市行政の将来展望を見通せるだけ頭の中で描いてみますと、国有地にせよ、あるいは元国鉄の生産事業団の土地の購入にせよ、あるいはこれから政策を実行するために、ぜひ土地が必要なわけでありますので、つまり保留地の、区画整理保留地の公有化等のことを考えますと、土地代金で参ってしまうということがはば言えるのではないかと思います。したがって、なるべく長期にわたって、つまり借りられるものはなるべくなら借りていく、そして、買わなきゃならぬものは確実に買っていくということを考えながら、市政の将来の展望を切り開いていかなければならない、という感じがいたします。

で、住宅のことに戻しまして、日野市には現在、16万余の市民が居住され、またこれからも少しずつ増加の傾向をたどりながら発展をするということになるわけでありますので、できるだけ住宅政策を重くみると申しましょるか、幸いに国の住宅政策を受け持ついわゆる都市整備公団の住宅団地、それから都営住宅団地、あるいは供給公社の団地、それを合わせて市営住宅の団地というのが、いわゆる公営住宅として市民の居住に大きく役割を果たしているわけでありまして、またそれらのそれぞれの団地がまた、一定の耐用年数等のことがあって、木造平家はなおさら、急いで建てかえる時期に遭遇しております。

先般来、ちょっと珍しい委員会でございますけれど、先ほど部長からもお答えをいたしました「日野市地域高齢者住宅計画策定検討委員会」という長い名前の委員会の発足をいたしました。この委員会には、東京都の住宅局の職員、あるいは都市整備公団の職員、そしてまた東京都の福祉局の職員、こういう方まで、これはもう割り当て参加という形の委員会になっておりまして、その委員会を2系列に分けてまして、つまり、いわゆる政策検討委員会と作業委員会の二つの仕事の分担でありまして、ということは、国も今ちょうど、土地問題にあわせて日本国民の衣食は足りたが、住が足りない。その住が、持っている人はまあいいとしても、持ち得ない人がたくさんある。土地の異常高騰のために、目標を失った。これは政治上の大きな問題でありますとともに、土地問題にかかわりましては、たちまち固定資産の見返りでありますとか、都市計画税の動向だとかいうことにも関連をしてきておるわけでありまして、つまり、政治がいかにか、間違った政治を土地については行ってきたかということをはっきり示しておるものだろうと思います。（「土地だけではない」と呼ぶ者あり）そういう大上段のことを言う立場にはございませんが、せめて地域自治体では、なるべく住宅をこれからは、ある程度の公営化を積極的に促進して、そして所得の低い方、あるいは福祉を特に必要とする方々の住宅を確保する、そういう行政をやっていくことを必要とする時代に入った、こういう感じがいたします。

そこでこういう珍しい委員会ができて、つまり日野市内にあるいわゆる公団住宅も、それから都営住宅も、一定割合を福祉住宅にしむけよう、こういう発想であります。はっきりした内容はまだ我々にも定かではございませんが、私はその会議に出て、質問をしてみました。公団住宅は、これは国民の住宅政策、都営住宅は都民の住宅政策、その際に、市も参加をして、福祉住宅の確保ということに主張する立場になります、それらをどのくらいの割合で日野市民に提供されるか、これが一番重要なことだと思っておりますが、従来、いわゆる公営住宅が建てられます際に、地元へ振り向けられるのは4割、地元優先ということで入居者が、優先をして募集される、こういう仕組みがあります。もちろん、そのことがまた基準にはなるようでありまして、福祉行政は、つまり現在の市民を対象とするわけであって、対象とする方をよそからまた転入をしてこられて、また地元がその責任を負うなんていう仕組みは、少々おかしいですよと、いうふうなことも唱えました。したがって、これからなるべく地元優先に福祉住宅を提供していくと、こういうことを責任の方々は、ある程度答えていただくことができました。

こういうことでございまして、市営住宅で何をなし得るか、今、建てかえを進めつつ

あるわけでありませうけれど、まだ500戸少々上回る程度の工事でありまして、私も議会に対して説明をしなければならぬ点があるんですが、特別養護老人ホームを今後の市営住宅の建てかえの際に、その必要な用地を捻出してと、こういうふうにお話をしたことがありますけれど、市営住宅でいわゆる特別養護老人ホームの用地を1,000坪(3,000平米)ぐらいを捻出するという事は、いずこの団地からも不可能だということが出てきているように受けとめております。つまり、それだけの規模がないということでありませうので、しからばどうするかということでありまして、いろいろ考えをめぐらしましたが、少なくとも将来にわたって、法人営にせよ、あるいは公営にせよ、特別養護老人ホームを日野市内にケアサービス等の拠点として、なお3カ所ないし4カ所を必要とすると。その際には、やっぱり土地を積極的に確保しなければならぬ、借りるか買うかしなければならぬ、ということがだんだんとはっきりしてまいります。三つ目以降のことまで私は考える立場ではございませんが、2番目はひとつ、きちんとした取り組みの基礎をつくっておきたい、こういうことで考えを進めておりまして、幸いに土地の所有者で貸してやっていいという方がございますので、そのことをなお詰めて、ぜひ契約にこぎつきたいと、こんなふうに思っております。

それから、代用市営住宅のことも今お取り上げいただいたわけですが、つまり、企業では、民間の住宅を借り上げて、代用社宅という考え方で社員の住宅を確保しておられる。我々もじゃひとつ民間の建物を借りて、そして代用市営住宅という言葉が正確であるかどうかは別といたしましても、積極的にそういう方向に取り組む可能性がある、というふうに思い立っております。つまり、資金をあっせんをさせていただいたり、利子補給ということが大切なことになるとは思います。それによって、ある程度経営を安定化するとともに、入居する人に割安の家賃で住める状況をつくると。これはだれでも入居の、今の市営住宅に入居する資格の範囲ぐらゐを対象にすることになるとは思いますけれど、一つの考え方ではなからうかと思ひまして、またそれにも応じていただけるという地主さんが今のところ1名、そのような情報をいただいております。

そのような考え方をなお綿密に推し進めまして、将来の若い人たちの若年勤労者といましようか、あるいは福祉を必要とする老年、高齢の方々の政策を何とか具体的に可能性をつくり出していきたい、こういうことを考えております。市営住宅は私は、住宅政策でたり得ない、戸数の上で無理だというふうに申し上げておりましたけれど、やっぱり積極的に取り組む必要があるということ、国・都、また自治体としても、その考えに到達をしつつある、こういうことでございます。いろいろなお知恵をひとつ、御提

言とともにお願いしたいと思っております。

以上をもって、ごく概念的な範囲でございますが、お答えにさせていただきます。

○副議長(福島敏雄君) 谷 長一君。

○27番(谷 長一君) ただいま、市長の政策的な面から具体的な面まで、積極的に及び、市営住宅については積極的にこれから取り組むんだという姿勢がわかったわけでございます。日野市の場合は、この持ち家というのを見ますと、これは日野市の統計なんですけれども、これは資料は国勢調査によりますけれども、持ち家というのは44.2%ということになっているわけですから、それ以外はどうかということはずぐわかるわけでございます。これらを考えてみますと、どうしてもこの際、地価が高値安定をしまして現在の、そのような方向でこれはもう行かざるを得ないんじゃないかと考えております。特に、この日野市は、将来に向けてどのように発展するかということを考えてみると、その発展の方途というのは、市行政の将来展望をいかにして行政が見誤らないような形で推し進めるかという一言に尽きるのではないかと思います。

そのような観点に立って、ぜひ日野市の、この、いつも広報に載せられております日野市の市民憲章に向かって邁進せられんことをお願いいたしまして、質問を終わります。

○副議長(福島敏雄君) これをもって5の1、市営住宅の建替とその後の動向の質問を終わります。

一般質問6の1、日野市のゴミ減量を更に前進させるために——ダイオキシン問題も含め——の通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

〔2番議員 登壇〕

○2番(執印真智子君) それでは、日野市のゴミ減量を更に前進させるために——ダイオキシン問題も含め——を質問いたします。

これまで2回の一般質問の中で、ごみ問題について質問してまいりましたが、ごみといますのは、暮らしていれば必ず出るものです。男も女もお年寄りも子供も、生きていけばごみを出します。ですから、一人一人にかかわる問題です。しかし、家庭の中でごみを始末するのは大体が女性でしたから、ごみは女の領分と思われてきたのではないのでしょうか。また、ごみにつながる環境問題も、これまでの産業優先の社会の中で、非常に感情的なものを受けとめられてきたように思います。

しかし、ここに来て、フロンガスを初めとする環境問題が、政治課題としてクローズアップされ、地球を守らずして、自分たちの命を守ることができないと、ごみ問題、ごみ減量もまた、この地球に生きる一人一人の問題として認識され出したことは、非常

に喜ばしいことだと思います。

現在、私たちの日野市は、下水道の問題、道路整備の問題、市立病院の建てかえ問題など難しい問題を多々抱えておりますが、ごみ減量も、長い展望が必要な政治課題です。

例えば現在の焼却炉は62億円。ごみ処理費が昭和63年度で約16億円。現在の最終処分地は平成8年でいっぱいになると言われております。そうすればまた、用地の確保が必要になります。財政的に見ましても、今から行政も市民も、ごみ減量やごみ問題に真剣に取り組むことが必要なのではないでしょうか。それによって節約された税金を、来るべき高齢化社会に向けて、福祉や教育に使うことができるのではないのでしょうか。

さて、一つの計算をしてみました。大概どこの家庭にも切らさずに置いてあります卵。あの卵のパックが1枚約0.9ミリあります。1世帯で1週間に1パック、10個の卵を食べるとします。1世帯でごみに出すパックは月に4枚になります。1年間ですと月4枚掛ける12カ月で48枚です。現在、日野市は、8月15日付で6万2,661世帯ですので、48枚掛ける6万2,661世帯掛ける0.9ミリ、これで2,707メートルになります。これが日野市内で1年間に使われる卵パックを積み重ねたときの高さですが、あの、富士山が、3,776メートルです。実に、この日野市だけでも、1年と4カ月で富士山と同じ高さの卵パックを使い、ごみに出し、最終処分地の谷に埋めていることになります。

実際にはどこの家庭でも、週に1パック卵を使うとは限りませんので、非常に大ざっぱな計算ではありますが、卵のパックだけとってみても、これだけのごみを出しているわけです。まず、ごみを出さない暮らし方を広める必要があると思います。

さて、この2回の一般質問の中で、ごみ減量のPR誌の件を伺ってまいりました。今回の補正予算では提案されておりましたが、6月議会では、広報との関係があり、調整中ということでしたが、お尋ねをしたいのですが、例えば6月15日付の広報には、「資源ごみ回収団体に奨励費交付」という見出しで記事が載っておりました。また、7月1日付広報ではごみの出し方が書かれており、その両方に清掃部の電話も書かれておりましたが、どれくらい問い合わせの電話がありましたでしょうか。

次に、コンポストの件ですが、これもまた、検討しますとのお返事をいただきました。その後どのように進んでいますでしょうか。

例えばエコロエース1万2,000円ですが、50人のモニターで、全額市が負担したとして、60万円になります。これで、1家庭で年間3トンごみを出さないわけですので、50件で150トン、現在1トンの処理費が2万172円ですから、300万円、差し引き240万円市の処理費が浮く計算になります。この制度が取り入れられ普及し、仮に1%の世帯しか

利用しなかったとしても、1年で3,800万円節約できます。市の財政から見ますと、ほんのわずかだとは思いますが、老人福祉手当月4万3,800円に換算しますと、883カ月分、73人分に相当します。73人分といいますとこの議場に約50人いますので、ここにいる人すべてとあと23人分になります。ちりも積もれば山となりますが、ごみの出し方も、気をつければ福祉に役立つわけです。コンポストに関し、その後の進みぐあいをお尋ねしたいと思います。

次に、鈴木議員の御質問の中にもありましたが、「ごみ減量市民会議」の件です。鈴木議員の御質問の中で、大体の様子はわかったわけですか、この会議をごみ減量にどう生かされるおつもりか、お伺いしたいと思います。お願いします。

○副議長（福島敏雄君） 執印真智子君の質問についての答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（小林 修君） お答えいたします。

1点目のPR誌についてでございます。確かに議員さんから、これで3回目ですか、PR誌がどうなのかということの御質問をいただいております。ま、答えが前回と同じようになるとは思いますけれども、日野には広報紙があるわけですから、前回お答えしたように、広報紙を有効に使ってやっていきたいということが大前提であります。しかし、市民会議の中にも、ただ活字だけでは、なかなかみんなの人が読んでくれないだろうというようなことから、もっとわかりやすいごみ情報誌、または記事を載せてほしいというお話もございました。そこで、もう少し十分検討しまして、清掃部で独自に出すごみ情報誌を出すか、それとも広報紙をうまく使ってPRしていくかということ、もう少し検討させていただきたいと思っております。仮に、清掃部が独自に出すとすれば、やはり新年度の新しい事業としてやっていくのが本来の姿じゃないかと思っておりますので、その点を御了解いただきたいと思っております。

それから、広報紙に清掃関係の記事が出て、電話がどのくらいかかってきたかということでございますけれども、私自身、ちょっとその辺の状況わかりません。申しわけありませんけれども、お答えできません。

それから、2番目のコンポストの導入の問題でございますけれども、これも以前、議員さんから御質問がありました。御存じのように、ごみ減量の一環として東京都下ですね、区はちょっと無理ですけど、都下の、26市あるわけですけども、現在のところ、13市ばかりがコンポストに対する補助制度をやっております。そして、各市については、そのバケツの大きいやつですね。あれが大体主流になっているようですけれども、補助金制度、ですからその価格に対して2分の1か、また3分の1、大体3,000円程度を補

助するという制度を、私の知る限りでは、都下では13市やっております。

議員さんの御質問は、その補助金制度でなくて、モニター制度を導入したらどうかという発想だろうと思います。御存じのモニター制度という発想とすれば、市が50なり100個を用意して希望者の方にそれをお渡しして、ごみ減量の状況を見てもらうという制度になっていこうかと思えますけれども、何回かの御質問の中で、いろいろとやっぱり日野市に対しても、制約があるということはあるわけです。その制約をどうクリアしていくかということになると思えますけれども、各家庭に少なくともある程度の庭がなければ、設置できないだろうと思います。

それから、じゃそのコンポストをつくった後、処分ができるかと。自分のところで家庭菜園なり何かをやっているか、または御近所に農家があって、そこへ持ち込めば処理してくれるかという、その辺の処分方法が確実にできるかという問題があると思います。

それからもう一つ、6万何千世帯あるわけですけれども、やっぱり利用率には、この普及という点から見て、相当の限界があるんじゃないかという心配もございします。それから今は、多少、防臭剤とか殺虫剤と一緒にパックになっているようございしますけれども、悪臭を近所にまき散らさない対策を施していかなきゃいけないだろうと思います。

それから、先進市のお話を聞きますと、少なくとも農協の協力ないしは、指導をしていただかなきゃ困るんだというようなことを、ですから指導員というんですか、そういう方がいることがベターだということでございします。それらもクリアして、コンポスト化をできるかということになります。

今も申し上げましたように、都下の市でも、ごみ減量にそう大きく貢献するわけではないけれども、市民の意識高揚というんですか、認識といんですか、そのためにコンポスト化をやっているということもありますので、内部で来年度に向けて、どこまで日野市にそれが定着できるかどうかということも、検討させていただきたいと思っております。

それから、ごみ減量市民会議の件でございしますけれども、先ほど鈴木議員さんにお答えした内容と同じでございします。ですから、今後、この間も総体的にいろんな形を自由にお話いただいたわけですけれども、そのまとめた結果、次回もしやるなら、少しテーマを絞って、そしてその上で、それに集中して議題を深めていったらいいんじゃないかと今のところ考えているところでございします。

以上です。

○副議長（福島敏雄君） 執印真智子君。

○2番（執印真智子君） どうもありがとうございました。

PR誌につきましては、情報過多と言われる現在、誌上で情報を伝えるためには、斬新で視覚に訴えるものでなければ効果が薄いのではないかと思います。永遠にこの情報誌を出せということではありません。定着するまでの間でいいわけですから、ぜひ、今後とも検討をお願いしたいと思います。

また、コンポストについては、いろいろ研究をさせていただいているようございしますけれども、これもやはり、少しずつの努力がごみ減量になると思えますので、さらに検討をお願いいたします。

ごみ減量市民会議につきましては、ぜひ、そこで出ました市民の声を取り上げていただきたいと思えます。私は市民というのは、行政については素人かもしれませんが、暮らしのプロだと考えているわけです。ぜひこの暮らしのプロの声に耳を傾け、ただ聞いただけに終わらせないで、アイデアを取り入れていただきたいと思えます。

ごみ減量につきましては、やせる本を幾ら読んでもやせられないのと一緒で、検討ばかりしていてもごみは減らないと思えますので、小さなことから実現していただきたいと思えます。

それでは、次にダイオキシンの問題に入りたいと思えます。

この件につきましては、3月議会でも一度質問をさせていただきましたが、そのときには、23区では検査をしているが、日野市ではしていないということでした。国では、検査しなくてもよいことになっていると伺いました。また、23区では非常に低い結果で心配がないとのことでしたが、日野市ではどうなのかが知りたいわけでした、再度ダイオキシンについてお尋ねいたします。

ダイオキシンの発生も一つの公害問題だと思いますが、これまでの公害問題は、加害者は例えば工場、被害者は周辺住民というふうに、図式がはっきりしておりましたが、近ごろの公害と言われるものは、ダイオキシンについてもそうですが、1人の人間が加害者であり、被害者でもあると思えます。その視点に立ちまして、質問をさせていただきます。

8月末よりNHKでこの問題が特集で取り上げられておりました。わかりやすかったので紹介をします。

それによりますと、高知県の土佐清水市で1,580ナノグラム/1m<sup>3</sup>。ここから近い神奈川県津久井町では870ナノグラム/1m<sup>3</sup>のダイオキシンが検出されたそうです。ナノグラムといえますのは10億分の1グラムのことです。土佐清水市では、市民の監視団

体があったので前から検査をしていたし、津久井町では、ごみ焼却場の灰を捨てるために職員の方が、半ば、個人的に分析依頼をしたところ、非常に高い濃度のダイオキシンが検出され驚いたということです。現在、全国1,783の焼却場のうち、31カ所が検査をしております。

これは、二つの市とも、吸い込んだからすぐ病気になるという量ではないということですが、焼却場から出たダイオキシンが、土に残ったり、水に入ったりすると、そこでとれる野菜や魚に残っていきます。それを人間が食べると、いわゆる食物連鎖で濃縮されていくわけです。

摂南大学の榎本教授の研究によりますと、魚を調べると0.4PPT、これは1兆分の1グラムという単位だそうです。0.4PPTから2.4PPT検出されており、日本人の体にどう蓄積されているか調べるために母乳の検査をしましたところ、15.4PPTから24.6PPTであったそうです。人間の体に入ったときには約10倍に濃縮されているわけです。この母乳は一生飲み続けると、WHOの基準を超える濃度だそうです。ダイオキシンがどうやって人間の体に入るかといいますと、96%が食品経由、2%は空気中からとのこと。また、ダイオキシンがなぜ発生するかといいますと、焼却炉の中で塩化ビニールなど燃やしたり、農薬がかかった野菜くずなどを燃やすことでできると言われております。焼却炉の温度が500℃以上だとダイオキシンの発生が抑えられるようですが、煙の中から灰やばいじんを集める電気集じん機が約300℃でありまして、ここで発生するのではないかとされております。

日野市でも電気集じん機がありますし、ダイオキシンが出ている可能性が高いと思いますが、ぜひ検査をするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、検査の結果、必要があればバグフィルターを取りつけるなど対策をとっていただきたいのですが、それもあわせて清掃部の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（福島敏雄君） 清掃部長。

○清掃部長（小林 修君） ダイオキシン関係についてお答えいたします。

この件についても、今年度第1回の一般質問の中で御質問がありまして、その時点でわかり得る状況を御回答申し上げました。そして、市のとっている姿も御回答申し上げております。その後について多少、いろいろな国・都が変化をしてきた点をとらえて、今後の方向をお答えしていきたいと思っております。

議員さんからダイオキシンの検査はどうだということがございまして、東京都を初め各市の清掃事業所に電話で問い合わせをして、ダイオキシンの検査をなさったか、また

なさるおつもりはあるか、というような問い合わせをしたわけですが、あいにくに都下の市町では、ございませんでした。ただ、国または都の動向を見てそれに対応したいというのが、一般的な各市のお答えでございました。

ところが今、御質問の中にありましたように、8月21日にNHKが大々的にダイオキシンの問題を報道しまして、NHKも今後ダイオキシンについては、逐次追求をしていくというような発言があった。それに対する厚生省の生活衛生局水道管理部の方から各都道府県あてに、この報道に対する対応というんですか、についての――が各都道府県からありまして、我々各市町村に9月の初めになって、その内容が出てまいりました。その中でこういうことがあるわけです。

「廃棄物処理におけるダイオキシン等の発生メカニズム等に関する研究を昭和60年から平成元年まで厚生省で実施、発生メカニズム、発生抑制の方法等を検討してきた。ごみ焼却施設から発生するダイオキシン類を可能な限り減少させるため、本年9月――ことしの9月ですね――厚生省に専門家から成る検討委員会を設置することに。検討委員会は、上記研究の成果等を活用し、ごみ焼却施設の構造及び維持管理について検討し、その結果をもとにダイオキシンの発生を抑制するためのごみ焼却施設の構造及び維持管理に関するガイドラインを本年中を目途に策定をすることになっている」という文書がございまして。

ですから厚生省においても、今までの実例をもとに専門家委員会から、本腰になってやると。そしてガイドラインをつくって、各都道府県また市町村にもそのガイドラインのもとにダイオキシンについて追求していく、というふうな方向になってきているわけでございます。ですから当然、これが具体化してくれば、電気集じん機等を変えていくのか、それともほかの方法をするのかということが具体的になってくると思います。その時点におきますれば当然、各市とも各ごみ焼却施設のダイオキシンについての検査を対応していかなきゃいけないだろうと思っております。

そのようなわけで、この厚生省の検討委員会の中身を見た上で、ダイオキシンについての具体的な方向を前向きに検討させていただきたいと思っております。

また、御存じのように我が国では、国が定めた分析方法がないわけです。御存じのように、アメリカの環境保護庁の基準を一つの目途に、準じて検査をしているのが現状でございます。ですから、こういう専門の検査情報を早く、統一的な検査方法を確立してほしいというのが専門家の機関の強い希望であるわけです。

それでまた、ダイオキシンの分析をするには、多大な熟練と多くの労力、また時間、

そして費用を要するらしいのでございます。これはですから、分析法の簡略化とか、迅速化が、今課題となっているというのが偽ざる現状だそうでございます。ちなみに1回のダイオキシンの検査をするには、170万から200万今かかるそうです。ですから御存じかと思いますが、検査をするのは排ガスからとる部分と、それから灰ですね、燃した後の灰、これからとる2種類があるということでございますので、そういうのも踏まえてほかの費用をかけると170万から200万かかる、というようなことを聞いております。

そのようなわけで、できるだけ各施設のごみ施設から発生すると思われるダイオキシンについては、前も御回答申し上げておきましたけれども、1市だけでなくみんな足並そろえて一斉に歩きたいというのが、今でも変わらない気持ちでございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 執印真智子君。

○2番（執印真智子君） ありがとうございます。

検討する方向で行くということですので、ぜひ一日も早く検査、そして対策がとれるようにお願いをしたいと思います。

それでは、市長にお願いと質問がございます。

今回、このようにダイオキシンが社会問題として取り上げられ、全体的に検査をした方がいいのではないかとということまで来たわけですが、スウェーデンでは1980年代初めにこのダイオキシン問題が浮かび上がってきたときに、急ピッチで焼却場の改良工事を行ってきたそうです。また、ダイオキシンの排出量を常にチェックしており、この二、三年で80%減少していると聞いております。大体同じころにダイオキシンのことがわかりましても、日本は安全宣言を出し、スウェーデンは、本当にダイオキシンが出ないような対策をとった、このあたりにお国柄といいますか、国民性の違いがあるのかと思いますが、ダイオキシンに関する許容基準というのは、体重1キログラム当たりアメリカが1兆分の1グラムなのに対しまして、オランダが4グラム、スウェーデンが1から5グラム、WHOが1から5グラム、日本は実に100グラムだそうです。この基準に対しまして、ぜひ日野市からも国に意見を述べていただきたいと思っております。その基準のところから見直しをしませんと、また検査をしました、安心でした、六、七年前と同じ結果が出てしまうと思っておりますので、ぜひこの点を市長にお願いしたいと思っております。

それから御質問なんですけど、今回、ダイオキシンの検査は、実施する方向で動いているということですが、だからといって市民が今までのように、燃えるごみの中に燃えないものも入れて出す方もいらっしゃるようですが、それでいいということで

はないと思います。やはり、市民自身も変わっていかねばいけないと思いますが、ごみ収集に対する市民サービス、清掃課にはサービス課という所がございますけれども、このサービスということをとどのようにとらえていらっしゃるか、お聞かせを願いたいと思います。

また、沼津や松戸の「ごみを減らす課」という所では、職員が市民の間に出ていき、1軒1軒訪ねてごみ問題を訴えております。日野市でもふえ続けるごみの真の解決のために、もっと市民と対話できる職員数をふやすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（福島敏雄君） 答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） ダイオキシンに対する御質問を重ねて受けておるわけでありまして、余り学術的な知識を持ち得ておりませんが、焼却炉の集じん機能を維持させるために焼却温度、焼却熱を下げる、したがってそのためにダイオキシンが発生するんだというふうな、ごく概念的なことを聞いていますので、日野市の場合、日野市の焼却炉で現実にとどのような状況になっているかということは、調べて承知をしておく必要があると思っております。

それに立って、また国への意見を申し立てるということでもありますので、独自の意見ももちろんであります。例えば東京都市長会等のまとめた意見としてそういう機会をつくりたい、このように感じております。

日野市の清掃行政は、どういう理念でやっておるかということですが、午前中にもちょっとお答えしましたけれど、消費生活から出てくるごみのことですから、なるべく市民には生活の快適さが損なわれないように、したがって出されるごみは、捨てるという言葉はちょっと当たらないと思っておりますけれども、出されるごみは、これはなるべく清潔に迅速に集荷をして、量的な処分と処理を行う、こういうことでもあります。

特にクリーンセンターと言っている意味は、まさにクリーンセンターは、し尿というやはり生活の排出物ですけど、これをいわゆる水質をよくするというので、河川に自然水になるべく近い状態で戻していくと。それから焼却できるものは焼却処理をし、その際に、公害物質を大気になるべく出さない、そういう装置を高く維持して公害を出さない、こういうことでもありますとともに、残廃というつまり埋め立て処分地、最終処分を伴いますので、その量をなるべく少なくする、これがクリーンセンターの機能であるというふうに考えるわけでありまして、つまり生活物質を消費生活からいわゆるごみという廃棄物として出るものを完全に大地あるいは大気、水中というところに還元すると、こういう考え方であります。

いろいろサービスには言葉の意味もあるわけでありますが、私はやっぱり、公害を残さない、後世に、あるいは地域社会はもちろんでありますし、公害を外に輸出しない、これが自治体として一番大切な心構えではなからうか、このように考えて清掃行政に取り組んでおるところでございまして、市民生活——ごみ減量ということが確かに大きな課題ではございますが、余り市民にやかましいことを言って生活の窮屈さを持っていただいては困る。おのずからの生活をしておればそれがごみ減量の結果をつくり出していくと、こういう自然の何と申しますか、ルートと申しますか、循環のシステムと申しますか、そういうことをつくることだ、このように考えております。

申し上げることは多々ございますが、サービスの理念というふうに問われましたので、そのようにお答えをさせていただきます。

○副議長（福島敏雄君） 執印真智子君。

○2番（執印真智子君） すみません。職員数の件については、どのようにお考えでしょうか。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 職員は、そう簡単にはふやせませんので、それぞれ機能的な能率化を図るとともに、一方では大きく市民の力をかりたい、市民運動とタイアップして、このごみ問題に対する効果をつくっていきたい、こう考えております。

○副議長（福島敏雄君） 執印真智子君。

○2番（執印真智子君） ありがとうございます。

市長から、サービスとは公害を残さないことだと思う、というお言葉をいただきまして、大変安心をしたわけですが、先ほども申し上げましたように、現在の公害というのは、同じ人間が加害者であり、被害者でもあります。そのあたりの仕組みを市民に伝えていくのが現在の行政の仕事、サービスではないかと考えております。自分が出したごみは自分が体を動かして片づけるのが当たり前ですし、それを市民に伝えていくことが必要だと私は考えております。

また、職員の件ですが、市民運動とタイアップして、というお言葉もございましたので、ごみ減量市民会議とあわせて、また考えていただきたいと思います。

今回はこれで終わりますが、またごみを取り上げさせていただくとして、終わりいたします。

○副議長（福島敏雄君） これをもって6の1、日野市のゴミ減量をさらに前進させるために——ダイオキシン問題も含め——の質問を終わります。

一般質問6の2、照射食品に関する日野市の対応についての通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

○2番（執印真智子君） では、照射食品に関する日野市の対応についてを質問いたします。

まず、照射食品とは何かということですが、正確には放射線照射食品と言いまして、芽どめや殺菌のために放射性物質、あるいは電氣的装置から発生する電子線を当てた食品のことです。日本では、北海道士幌農協のジャガイモや、昭和53年に起きた照射ベビーフード事件などで知られております。日本では食品衛生法により、原則として食品への放射線照射は禁止されておりますが、ジャガイモだけは芽どめのために、昭和49年から照射されております。

この夏、北海道の士幌農協へ行ってまいりました。照射工場は想像していたよりは小さくて、1,912平方メートルでした。地味な感じの建物でしたけれど、照射施設のコンクリートの壁は厚さ2メートルということでした。照射は、ジャガイモが収穫される9月から始めるということで、まだ照射作業をしておりませんでしたので照射室に入らせていただいたわけです。照射されるジャガイモのコンテナを移動させるレールがぐるっと敷いてあり、真ん中に深さ3メートルという、畳3畳ほどのプールがあり、その底に照射の線源となるコバルト60が沈めてありました。コバルトブルーとよく言われますが、非常に美しい青色をしておりました。照射しない時期には、プールの底に沈めることで放射線が飛ばないようにしているとのことでした。現在、コバルト60は、カナダから輸入されております。1本400万、5本1ケースで2,000万。これが17ケース入っているとのことです。9月になりますとジャガイモは、大きなコンテナに入れられまして、水から引き揚げられたコバルト60の周りを1時間かけて回ります。次に反対側の面も1時間かけて回り、照射されるわけです。

現在、日野市役所の1階フロアに市職員組合のパネル展示がしてありますが、エレベーターをおりて食堂に向かっていく上段4枚目に、照射中の様子が展示してありますので、ぜひ見ていただきたいと思います。

士幌農協では、年間30万トンとれるジャガイモのうち、約1万3,000から4,000トンを照射しているそうです。

さて、この照射ジャガイモは、チェルノブイリの原発事故後問題になりました放射能汚染食品とは違い、それ自体が放射線を出す物質になるわけではないので、安全だと言われておりますが、また一方、放射線を当てることによって、食品の成分が変化し、新

しい物質が生成されることが問題ではないと言われております。放射線は特に、肉などに照射すると、ぬれた犬のおいを出すようになるそうですが、過酸化水素などの突然変異を引き起こす物質ができるためではないかと言われております。マウスなどの実験によりまして、安全であるという科学者と、安全でないという科学者と意見の分かれています。

士幌農協のジャガイモは、端境期の3月から5月に、日本各地に出荷されますが、どの県にどれくらい出荷されているかは企業秘密でわかりません。そして日本では、ことしになりましてから、照射ジャガイモを許可したときのデータが欠落していた、また、その後改ざんされていたということで、国会でも問題になっております。東京都では美濃部都知事の時代に、東京都消費生活条例によりまして、照射ジャガイモを販売するときは、袋の一つ一つに表示することと決めましたので、入荷していないと言われております。

では、東京に住んでいると照射ジャガイモを食べずに済むかといいますと、ファーストフード、チェーンストアなど東京の市場を通らないで都内に入るときに、チェックする機能はありません。それであれば、3月から5月にジャガイモを食べなければ済むかといいますと、そうはいきません。現在、この照射食品は、30カ国28種類で許可されております。これらが輸入されているとすれば、輸入食品が食卓の5割を占めていると言われていた現在、私たち日野市民の食卓に上っていないはずがありません。照射している国とそこでとれたものを極力食べなければいいかという、そういうわけにもいきません。原産国表示の問題が絡んでまいります。実際に生産された国ではなく、箱詰めしたり、加工したりした国を原産国として表示してよいことになっておりますので、例えば現在、エビはオランダ、オーストラリア、タイで照射が許可されておりますが、オランダ、オーストラリア、タイ以外の表示だからといって、その国でとれたものであると確認できないわけです。

過去の例によりまして、照射エビ事件というものがありまして、これはイギリスの大手食品企業であるインペリアルフードグループの水産会社が1985年1月に、マレーシアからクルマエビ約30トンを入力しました。しかし、サザンプトン港湾検疫所でサルモネラ菌汚染による廃棄処分を受け、保冷庫に入れられました。ところがそれをオランダへ送り、4月にγ線30万ラドの照射をして無菌状態とし、再輸入して販売したという事件です。また、汚染クルマエビが、ベルギーのIRE照射施設で殺菌され、照射禁止のスウェーデンに送られた事件もあると聞きます。

頭の中が混乱しそうですけれども、これが現在の食糧のからくりです。このような中に私たちの日野市も置かれているわけです。

そこでお尋ねをしたいと思います、学校給食における照射食品の使用に関しては、日本学校健康会が、日本で唯一照射ジャガイモを生産している士幌農協からの購入を中止し、都でも扱わないよう指導しております。しかし、食品照射は約30カ国28種類もの食品に対して行われております。アメリカではジャガイモ、小麦、小麦粉、スパイス、ドライフルーツ、豚肉、中国ではジャガイモ、タマネギ、ニンニク、小麦、マッシュルーム、ピーナツ、ソーセージといった状態です。このようなさまざまな食品に対して照射する線量もさまざまだと思いますが、国連食品規格委員会では、100万ラドまでの線量なら安全である、と勧告をしています。

一口に100万ラドといいますが、ラドという単位になじみもなく、その強さが想像しにくいのですが、ちなみに病院で受ける胸部レントゲンは0.01ラド、人間が年間を通して浴びる自然放射線が0.1ラドであり、人が死亡すると言われていた値は300ラドだそうです。日本で行われているジャガイモへの照射は、国連勧告の100万ラドに対し、わずか1万5,000ラドであると強調しておりますが、人命にかかわる数値と比較すると50倍にもなり、レントゲンと比べれば、150万倍にもなります。さらにアメリカでは、スパイスに関しては、例外的に300万ラドまで照射することが認められております。人を死に至らしめる線量の1万倍です。照射ジャガイモを初めとする照射食品は、果たして本当に学校給食で使用されておられませんでしょうか。これが1点目の質問です。

2点目は、照射食品に関する市の対応についてですが、東京都では都民の健康を守るため、また都民の照射食品に対する不安を考慮して1977年より、中央卸売市場参加の業者に、都内に入荷した際には報告をするよう毎年、指導しており、事実上、照射ジャガイモの市場への入荷は制限されております。しかし、13年を経た今日、日本の国内流通はファーストフード、コンビニエンスストアなどフランチャイズ契約に基づくチェーン化が進み、市場を通さずに仕入れる店舗がふえております。都も、市場を通らないで都内に流通している分はチェックできていないとのことですが、市では独自に流通機構を持つ大手のストア、コンビニエンスストア、ファーストフードなどに都の指導を補完するような指導をするお考えがとおりでしょうか。

3点目といたしまして、照射食品を含むこのような食品の現状を、日野市民はもっと知る権利があると思いますが、市民が照射食品に対して不安を持ったとき、検査する機関が市内にあるでしょうか。また、このような輸入食品を含む食の不安に対する市民へ

の啓蒙活動をどのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

○副議長（福島敏雄君） 執印真智子君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（藤本亨一君） 1点、2点の件につきましてお答えをいたします。

この照射食品につきましては、私にもわかに、この質問を受けてから勉強したわけですが、科学技術庁で出しているパンフレットとか、またグループです、食品安全グループが研究している報告書だとか、いろいろ見させていただきました。片方は安全ではないかというような、宣伝に近いようなものがあったり、またやはり、危険であるというようなこと等、いろいろございました。しかし、いずれにいたしましても、少しでも心配があるものは避けた方がいいんじゃないか、と私自体は思っているところでございます。

まず、学校の給食に照射ジャガイモが使用されているかという件でございます。

おっしゃられましたとおり、照射ジャガイモは発芽防止のために北海道の一つの農協で日本では照射されるということで、東京都の市場ではこれを要するに扱っていないというふうに伺っております。極力日野市といたしましては、この外部から来る、要するにその県等では取り扱っている所があるということを知っていますが、東京都で取り扱った市場から来るもの、そういうものを中心といたしまして、できるだけ地場産業ということで地元の野菜を使うということに栄養士会で申し合わせをし、そのように購入に当たっております。場合によって、ルート違った所から入るといった可能性はないとは言えませんので、これらにつきましては栄養士会等によって、情報の収集をさらにさらに気をつけまして、これを使わないように極力避けていきたいというふうに思っております。

それから、輸入食品のものでやはり照射されているものがあるということで、これにつきましても、日野市の給食は手づくり給食を基本としているということで、やはり市場を通ったもの、情報を集めた中で、申し合わせ、各学校の栄養士同士で連絡をしい、知る限りの努力をして、安全に期していきたいと、こういうふうに考えております。

○福祉部長（坂口泰雄君） 生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） それでは2点目、3点目につきましてお答え申し上げたいと思います。

最初にお断り申し上げなければならないのは、私どもは、国で定めております基準の内にあるもの等につきましては、それを指導する、あるいは摘発するということがか

わない、そういう立場でございます。したがって、国の定めた基準の内に問題があるということで、その安全性の追求ほど難しいものはないと言わざるを得ないわけでございます。

先ほど質問者からのお尋ねの御説明がありましたことと重複いたしますけれども、現況について触れてみますと、食品を加工して提供することを業とする場合、食品の採取、製造、加工、調理、貯蔵及び運搬等に至るまで、またこれに使用する機械器具を含めまして、食品衛生法に細かくその取り扱いが規定されております。また、一次産品でありますジャガイモは、放射線を使用して発芽抑制処理をした場合、そのような処理をした品物である旨表示することとなっております。しかしながら、これを原材料として二次製品を製造した場合に、特別な表示はありません。ですから、原材料としては表示をされたこん包にありましても、二次製品となりますとその表示は消えてなくなってしまうというのが実情でございます。

食品への放射線照射処理は、日本では昭和47年に、ジャガイモについてのみ認めております。これは一応、人体に対し安全であるということで、法律上認めたものであるわけでございます。このことから、放射線が照射されていることをもって、流通経路から除外することはできない状況にあります。しかも食品として加工された後は、これを工夫する方法は全くなく、さらに添加物ではないところから、表示していない次第でございます。現状では、流通段階でこれを発見することはほとんど困難なことと考えます。

なお、食品衛生法に関する事務につきましては、都道府県事務とされております。

以下、東京都の方へ確認しましたことを引用いたしますれば、流通経路といたしましては、大きく二つの経路があるわけですが、その一つは、卸売市場を経由するものでございます。東京都では昭和47年に、食品衛生法でジャガイモへの放射線照射が認められた時点で、卸売市場でこれを扱う場合、先ほどお話がありましたとおり、報告しなければならないという報告制度をとるとともに、市場の中にあります監視所で監視しているわけでございます。実際には、やはり触れられております、市場では照射ジャガイモは取り扱われていない、ということでございます。

もう一つの経路といたしましての産直品でございます。これは大変問題なわけでございます。市場を通らない産直品につきましては、発送段階、あるいは仕入れた所でないといわばチェックできないというのが現状でございます。あと、ポテトチップ等加工品ということにつきましては、加工用のものは大概原材料の原形のままで仕入れということをしていないようでございます。下ごしらえをした形でしてありますもので、した

がしまして先ほども申し上げましたとおり、その表示はないわけでございます。したが  
いまして、その照射の分はつかめない実態でございます。

それにしまして、東京都の卸売市場では、前に申し上げたとおり、照射ジャガイモ  
を取り扱ってないこと、それに放射線照射施設は北海道に1カ所あるのみである。それ  
も発芽抑制という目的から、端境期に出荷するものがその対象であることなどから、い  
わば加工用に照射ジャガイモが混入されていることは非常に少ないのではないか、その  
ような東京都の見方がされておるところでございます。

次に、第3点目の照射食品の実態を調査する機関は日野市にあるかという問いに対し  
ましてのお答えでございますが、食品への放射線照射は、食品衛生法で原則として禁止  
されているのではありますけれども、先ほども触れましたように、ジャガイモについ  
ては唯一発芽防止を目的に放射線照射が認められている。その範囲内の内は、取り締まる  
ということは先ほども申し上げましたとおり、できません。食品衛生法に関する行政は、  
国及び都道府県の管轄で、市行政の範囲外でございます。したがって、照射食品の実態  
を調査する機関は日野市にはございません。食品の安全性に関することは日常生活の上  
で、非常な関心事であることは明らかでございます。

御承知のとおり、市では昨年から、市民に呼びかけまして、食品安全研究グループを  
発足させております。食品の安全に関する調査研究を委託しておるわけでございますが、  
昨年の研究テーマは「放射能汚染食品」ということで、その研究成果は報告書にまとめ  
られております。照射食品の実態に関しての研究も報告されております。また、今年度  
につきましては、この事業では、食品の安心と不安の接点について、これらは農薬、あ  
るいは添加物、照射食品というものを対象にいたしましたのテーマを投げかけ、現在、  
研究活動を進めているところでございます。照射食品のグループの一人が、北海道土  
幌農協にジャガイモの照射を視察しております。今年度の報告書でその内容が多分報告  
されてまいるものと思っております。

さきに述べましたとおり、市としては照射食品の実態を調査する力がありませんけれ  
ども、食品安全研究グループの活動が幅広くなることで、自発的な市民運動として発展  
することを期待するものでございます。

食品の選択という観点では、個人の自由な領域であります。しかしながら、危険性が  
うたわれる食品について何も情報がないということでは、選択の権利は保障されません。  
多くの機会をとらえ、情報提供を図っていききたい、そのように考えております。昨年  
におきまして、広報紙上での報告等行っておりますし、また、まとめとしての報告書を

作成してそれを広く配布しているところでもございます。今後におきましても、これら  
を踏まえ、可能な限りにおきまして広く情報提供を行っていききたい、そのように考えて  
おる次第でございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 執印真智子君。

○2番（執印真智子君） どうもありがとうございました。

学校給食につきましては、本当に給食関係の方の日ごろの御努力には大変感謝してい  
るんですけども、原産国表示の問題にまでいきますと、原材料がどこでとれているか  
わからないというところになってしまいます。例えば、これはよく言われる話ですけれ  
ども、アジアでとれましたそば粉が横浜港に入港いたしまして、そこでトラックに積ま  
れまして信州に行って加工されますと、信州そばと名前をつけていいということになっ  
ております。また、韓国産とか台湾製のタマネギが淡路島で陸揚げされまして箱詰めさ  
れますと、淡路島産と表示をしていいことになっているとも聞いております。また、国  
産牛、輸入牛、和牛という違いもありまして、日本で育てて肉になったのが和牛、輸入  
牛は、向こうで屠殺されましてチルドされて冷凍されましたのが輸入牛、では国産牛は  
どういうものかといいますと、生体のまま輸入されまして国内で肉になったものが国産  
牛です。きょうの新聞にも書いてありましたけれども、カリフォルニア米を使って台湾  
で生地をつくり上げ、日本で最終味つけをした。これは、普通に考えると原産国はカリ  
フォルニア、ですからアメリカかと思うんですけども、この場合は中華民国台湾省と  
されていたというこの記事が載っております。

お隣の多摩市では、こちらは学校給食がセンター方式ということもあるんですけども、  
実際に食材を調べましたところ、市では輸入食品の割合はおおむね2割ではないかと  
言っていたそうなんですけれども、はっきり輸入とわかるのが40%、産地が特定でき  
たのが3品目だったそうです。このような現状がありますので、先ほども申し上げまし  
たように、給食関係者の皆様には感謝してはおりますけれども、ぜひ一度、予算をとっ  
て徹底的に調査するべきではないかと思えます。

それから、国の法律の中で今一番おけているのは、食品の安全に関する法律だと聞  
いております。消費者の四つの権利というのがありまして、「安全を求める権利」「知  
らされる権利」「選ぶ権利」「意見を反映させる権利」、これがあるんだそうですけれ  
ども、市内に流通しているものに対して、どんなものなのか私たちは知ることができな  
いし、市も指導できないというのは非常におかしなことではないかと思えます。私たち

が家に帰って食卓の前に座っても、どこでどんなふうにつくられたか知るすべがないと。私たちは、食べているのではなくて食べさせられているのだ、というふうに考えております。現在、調査の仕組みがなければ、市内の中につくっていくべきではないかと考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

また、現在市内で調べられる所があるとすれば、食品安全研究グループだということですが、ここが幅広く活動できるように位置づけも予算も含めて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、消費者運動関係の記事をもっと目につくところに載せてほしいと思います。それもあわせてお尋ねをしたいと思います。

消費生活展というのも昨年、大勢の方が集まって開かれましたけれども、ことしもあるようですので、食品安全研究グループの募集の記事のように、ぜひ広報の1面に載せていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

現在、東京都保健医療計画、市立病院等対策委員会の方でいただいたものですが、この中にも「国際化の進展による交流の増大に伴う感染症対策や、食品の安全性の確保などさまざまな課題が生じている」ということで、保健の面から見ても、食品の安全確保は現在の課題であると思います。市民の健康を守るための最も基本的な政策である食品の安全確保に、ぜひ力を入れていただきたいと思いますが、市長の御答弁をお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問を、食品安全のことを中心に幅広く伺っておるわけですが、食品の流通システムというのが、一見、消費者のニーズにこたえるふうに見せかけながら、実は国際的な、米のごとく政治問題でありました。あるいは何かこう、つくられた流通構造によって、グルメグルメという言い方で余計なものを与えられておると言っているのではないかと思います。ですからまあ、選ぶ権利はあるわけですから、自分で正確な判定基準を持たれて、そして健康なり、子供の成長なりに悪い影響を及ぼすものは、もう買わないというのが一番だと思います。しかし、買わない選択をしようにも、選択をする正確な表示がない、こういうことも確かに事実でありまして、言われるごとく、食品安全行政は一番の盲点だ、という指摘も当たるということになるのではなからうかと思えます。幸いに食品安全運動というものが、かなり幅広い市民運動という形で展開をされておるために、ある程度の消費者側の意見が主張され、またそれに行行政も反映をさせるということになるわけでありまして、大変いい市民の意見のまた循環

できる運動だ、というふうにも思うわけでありまして。特に日野市は、先ほども清掃行政ということで廃棄物が主流でありましたが、一つの生活文化ということで、その健康を害する食品の問題も含めて生活文化という把握の仕方、この食品の問題にも積極的に反応できる行政をつくり上げていきたい、このように考えております。

言うはやさしいんですが、なかなか行うことは難しいわけでありまして、一つには日野市内、今度、保健所が日野市のみを対象とする保健行政をやっていただくこととなりますので、保健所にもよく御意思を伝え、また市の意見も申し上げて、地域の運動ないしは市民の健康のために新しい指導理念をつくっていただきたい、このように考えたところでありまして。我々の自治体行政の能力の限度もありますので、広く外の能力とそれから力をかりまして、何とかおこたえのできる、そういう体制でなければならない、このように考えております。

○副議長（福島敏雄君） 執印真智子君。

○2番（執印真智子君） 一つ一つの点に関して細かくお答えはなかったんですけれども、前向きに提案を取り入れていただけるというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） そのとおりです。

○副議長（福島敏雄君） 執印真智子君。

○2番（執印真智子君） それでは「41歳寿命説」というのが現在、まことしやかに流れておりますし、随分前にもこのような話を聞いたことがあります。今を生きる子供たちが、いつまでも元気で、まあ高齢化社会と言われておりますけれども、本当に途中がすっぱり抜けた日本ができ上がらないように、食品の安全についてぜひ行政の方も力を入れていただきたいということをお願いいたしまして、この照射食品に関する質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君） これをもって6の2、照射食品に関する日野市の対応についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時45分 散会

9月12日 水曜日 (第4日)

平成2年  
第3回定例会 日野市議会会議録 (第27号)

9月12日 水曜日 (第4日)

出席議員 (29名)

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	小川友一君
5番	高橋徹君	6番	土方尚功君
7番	天野輝男君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	17番	高橋徳次君
18番	一ノ瀬隆君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	奥住日出男君
22番	夏井明男君	23番	黒川重憲君
24番	篠野行雄君	25番	古賀俊昭君
26番	市川資信君	27番	谷長一君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員 (1名)

16番 小山良悟君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	佐藤智春君
助役	砂川雄一君	総務部長	藤浪竜徳君
企画財政部長	長谷川暢男君	生活環境部長	糸川滋君
市民部長	永瀬誠一君	都市整備部長	前田雅夫君
清掃部長	小林修君	福祉部長	坂口泰雄君
建設部長	橋本栄萬君	病院事務長	大崎茂男君
水道部長	高野隆君	学校教育部長	藤本亨一君
教育長	長沢三郎君		
社会教育部長	坂本金雄君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	斉藤令吉君

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3  
 立川速記者養成所 所長 関根福次  
 速記者 小野口純子君

議事日程

平成2年9月12日(水)  
 午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時9分 開議

○副議長(福島敏雄君) 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員23名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問7の1、市立総合病院の現状と問題点——赤字を負担し甲斐のある病院目指しての通告質問者、田原茂君の質問を許します。

〔3番議員 登壇〕

○3番(田原茂君) それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めの市立病院の問題ですけれども、この問題は皆様もよく御存じであり、このことは殊さらこの場で取り上げるような問題ではないかもしれませんが、建てかえにつきましては、まだ先のことであり、当分、今の市立病院を抱えながら、市政または行政が進まざるを得ない状況を見てみますと、この時点で一度市立病院を総合的に点検しておく必要がある。それがまた将来の病院の建てかえのときに大いなる教訓となる。そういう意味で、今回、市立病院の問題を取り上げさせていただきました。

さて、我が国の自治体病院事業は、諸外国の病院に比べて経営管理という観念が極めて薄く、その面において病院事業は著しくおくれしていた分野であるといえましょう。10年ほど前から病院事業の赤字問題を契機に、病院における経営という問題がようやく真剣に考えられ始め、自治体病院の経営者にやっと経営感覚が出てきたように見受けられますが、なお全般的には経営における経営意識は低調であり、とかく事業の公共性や医療水準の確保とかいうことが隠れみのにされて、みずからの非能率さがその影に隠されていた傾向が強いのであります。

とは言うものの、私は何も自治体病院が民間病院のように目の色を変えて利潤を追及せよ、とっているのでは決してありません。自治体病院はその公共性のために、ある程度の赤字はやむを得ないのは当然のことです。私の言わんとするところは、まさしくそのある程度の赤字の額であり、その限度はどのぐらいまでが適当か。納税者である住民意識からして許容され得る範囲かどうか。また、病院経営者が最大の努力を払い、経営の健全化にも全力で取り組んだ結果であるかどうか。このような点が問題なのであり、今回の一般質問の主要な論点もここにあるわけでございます。

さて、このような観点で日野市立総合病院の現状を徹底して分析していく中で、問題

点を浮き彫りにしていきたいと思っております。

まずは一般会計からの繰入金であります。負担金、補助金を合算した額の総収益に対する割合は、63年度決算で18.8%。ちなみに町田市が17.2%。稲城市が6.2%。青梅市が6.4%。全国の都道府県市町村立病院の平均が11.5%、市レベルの平均が7.2%と、全国平均や近隣の自治体病院に比べてもかなりその数値は高く、いかに一般会計、一般財源に依存して成り立っているのかがよくわかります。しかも、年々その数値は上昇しているのであり、平成元年度決算では何と19.8%と、総収益の5分の1を一般会計に依存しているという、恐らく全国でも最悪の経営状態に近いのではないかと考えられます。

また、純粋な赤字補てん分といわれている補助金のみの総収益に対する割合を見ますと、63年度決算で13.7%、町田市では0.7%、稲城市では0.07%、青梅市では0.06%、全国平均で1.7%、市平均で1.5%と、これまた驚くべき数値であり、一般会計からの赤字補てんの依存度がいかに高いかがよくわかります。平成元年度決算においては14.2%と、これまた上昇傾向にあることは、もはや末期的といっても過言ではありません。

次に、費用分析として人件費比率を見てみたいと思います。これは医業収益に対する職員給与費の割合ですが、63年度決算で67.1%、町田市が63.2%、稲城市が58.4%、青梅市が56.5%、全国の赤字団体の同規模の病院の平均が55.5%、これまた近隣市中最高の率であり、まして赤字団体の全国平均よりも11.6ポイントも上回っているのがあります。一般的に、この人件費の比率は50%を超えたら赤信号といわれているのであり、この数字はもはや赤信号どころではなく、破産に匹敵するほど、また、いや破産をしているけれども、ずるずると経営しているという実態。このような高率を示しているというこの事実が、本当に大変な病院経営の実態のようであります。さらにまた、驚くべきことに、平成元年度決算においては77.1%と急上昇しているのがあります。

人件費の要素としては、職員の数、1人当たりの給与費、また年齢構成の3点が挙げられるわけですが、年齢構成はそれほど高くはありません。また、1人当たり給与額、これがやや高いのと、やはり何とんでも職員の数が圧倒的に多いというのが、この人件費比率を高くしている要因であると断言できるわけがあります。

それでは、どの部門の職員が日野市では多いのかを見るために、病床100床当たりの職員数を医師、看護、薬剤、事務、給食、放射線、臨床の各部門で調べてみました。すべての部門で近隣市より多いことがわかりました。

また、黒字を出している病院とどのぐらいの差があるのかをみるために、黒字団体の同規模の病院の平均値を調べてみました。その中で、特に医師と看護婦が際立って数値

が高いことがわかりました。数字で示すと、63年度決算で日野市の医師が100床当たり16.5人。黒字団体平均8.1人。看護婦については日野市が77.9人。黒字団体の平均が47.8人と、看護婦に至っては何と30.1人も多くなっていることがわかりました。日野市における赤字の構図が、だんだんとわかってまいりました。さらに、100床当たりの看護婦の人数は61年度55.1人、62年度65.1人、63年度77.9人と、その伸び率は急上昇しているのであり、他市に比べると異常なほどであります。このような状況にもかかわらず、本年の第1回定例市議会において、14人もの看護婦の増員要求が出てきたのは非常に理解に苦しむわけであります。

最後に、実質収益対経常費用比率を見てみますと、これは年々下がってきております。これは、収入がそれほどふえないのにもかかわらず、人件費等の費用がそれに比べてふえているというのが、この顕著な特徴といえるのであります。

ここまでで、大体、日野市立総合病院の赤字の構図が見えてきたわけでありますが、そこで、まずお聞きしたいのは、看護婦の数の問題であります。

本年第1回の定例市議会において、14人の看護婦の増員要求が出てきて、幸いにも否決をされているわけでありますが、そこでまずお聞きしたいのは、現在でも看護婦は不足しているとお考えでありますでしょうか。この点をまずお聞きしたいと思います。

- 副議長（福島敏雄君） 田原 茂君の質問についての答弁を求めます。病院事務長。
- 病院事務長（大崎茂男君） ただいま、病院の職員数についての質問でございますけれども、特に全国平均と比べて看護婦が多いのではないかと、というような御指摘でございます。

全国平均と比べますと、御指摘のとおり看護婦並びに医師が多いわけでございます。この状況を私なりに分析いたしますと、東京周辺、つまり大病院、大学等の病院があるようなところの医療の体制は、なかなか医師あるいは看護婦の分野といえますか、職員が多いように見受けられております。全国平均ですと少ないんですが、やはりこの三多摩も東京の一部でございますので、100ベッド当たり60から70の看護婦を置いておる病院がかなりあります。これは、そういうような近隣の医療の環境、医療機関の環境もあるかと思っております。

したがって、私どもも全国平均で、いたってそれに近づけたいのですけれども、やはり東京周辺のそのような医師あるいは看護部門の体制も一つには参考にせざるを得ない、というようなこともございます。特に看護婦につきましては、欧米等から比較しますと少なくなっております。その中では、患者1人に対して看護婦1人というのが欧

米並みの状況でございますが、我が国ではまだそこまでいっていないという中で、徐々に看護婦さんの充実が叫ばれておるところでございます。

その中で、当病院といたしましても、医療サービスの中で、特に夜間の看護のサービスの中では、俗に2・8といまして、2人で勤務するのを3人に近づきたい。これは近隣の病院でも行っているところでございますので、できるだけそれに近づきたいというようなことで、看護婦の定数の増をお願いした経緯がございます。

しかしながら、御指摘のように、人をふやしますとそれだけ経費がかかります。したがって、赤字の材料になるわけでございますが、看護婦がふえた、あるいは減っているということによって、必ずしも収入に左右はされませんが、できるだけこの人員増でなく、人員増もちろんそうですが、御指摘の赤字に対してできるだけ収入を上げるようにしていく。人員増は人員増で、サービスの点で必要でございますし、また、それに伴う赤字あるいはそういうような影響についてもできるだけ解消の努力をしていきたい、というふうに思っています。

○副議長（福島敏雄君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） どうもありがとうございました。

理想な形を追及すればきりが無いわけでありまして、やはり現在の市立病院の置かれている経営状況、また関連市町村の——市町村というか、市立病院を持っておる市というか、また全国平均等から見ますと、やはり限度というものがあるような気がいたします。そのような意味において、やはり今の人員でいかにいい仕事をしようと努力をするということ、このことがやはり人を安易にふやそうというよりも、今の中でいかにいい仕事をしようかという意識というか、努力というか、そういったものが大事なことなのではないでしょうか。

また、そうさせるのがある意味では病院管理者の務めであり、また、役割ではないでしょうかと、申し述べておきます。

また、看護婦に関連して、続けて質問させていただきますけれども、たしか3月議会でも話題になりましたけれども、市立病院は基準看護をしいている病院ですが、夜間については家族が付き添ってほしいとか、重い病気の方になりますと、家政婦をつけてくださいとか言われているケースが結構あるように見受けられますが、私は基準看護をしいている病院でこれらのことが平気で言われたり、また患者と看護婦という、対等の立場でない、言われれば「はい」と言わざるを得ないそのような状況の中で、そのようなことを平気で言う、このような体質、これらのものが現実にあっているのかどうか。

この点について、次に質問させていただきます。

○副議長（福島敏雄君） 病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君） 現在、市立病院では基準看護ということで、これは保険の関係でございますけれども、特2類という基準をとってございます。その基準によりますと、患者2.5人に対して看護婦1人を必ず置かなければいけない。その割合に看護婦を用意しておく、備えておかなければならないということが、一つの基準でございます。

それから、必ず2人以上の看護婦が看護に当たる。つまり、夜であっても1人ではいけない。2人以上、複数以上であるということでございます。

そのほかに今御指摘の付き添いの件でございますけれども、付き添いは原則として許可しないといえますか、認められないというのが原則でございます。

そういう中で、特に患者の負担となる付き添いは認められないということでございます。家族がどうしても希望するというようなこと、特に手術の当日とかいうようなこともございます。特に医療の問題でなくて、精神的に看護婦さんに見てもらいより身内がそばにいてほしいというような希望もございます。そういうような希望。それからドクター、医師が、やはりそういうような状況、あるいは疾病の度合いによりまして付き添いが必要であるというような判断をした場合は、付き添いをつけることはできます。特に医師が認めるというような場合には精神的なもの、特に小児といいますか、小さなお子さんの場合には母親がやはりそばにいるというようなこともございますので、そういうようなことでは医師が判断して付き添いをお願いする、というようなことでございます。

いずれにいたしましても、患者の負担となるようなことは禁じられておりますので、安易に付き添いをお願いしますというようなことを、過去にあったようにも聞いておりますので、もう私ども事あるごとにそういうようなことのないように、本来は置かない。精神的に付くという場合は特例としてありますけれども、原則的には置かないので、看護婦の方から付き添いを置いてほしいというようなことは絶対に言わないようにというような指導はいたしておりますし、今後も続けていきたいと思っております。

○副議長（福島敏雄君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） どうもありがとうございました。

きちっとした病院になりますと、家族が付き添いたい、家族が付き添ってほしいといっても、引き取ってくださいというふうに言われるという、こういうふうな病院もありま

す。その中で、この問題につきましては、今後あってはいけないと思いますので、誠にまた戒めていただきたい、というふうに思います。

続けますけれども、さらにこの質問も若干看護婦に関連しますけれども、病院の食事の時間帯についてお聞きしますけれども、先日、私は病院へ行ってきました。午後4時45分には既に病室に配膳されて、早い人で5時前には食べ終わっている人も結構いました。私は、夕食が少し早いのではないかと思うのです。普通、5時前に食事をするということは、まず私たちもないわけでありまして、まして入院して運動もほとんどしていない人に、5時から食事をとってくださいといっても、食べられない人が多くいると思います。現に私が見たその人たちは、半分以上残しておりました。これでは、患者のことを考えているというよりも、職員の都合を優先にしているといわれても仕方がないことであろうと思います。私は、せめて5時30分ぐらいから食事ができないものかどうか、検討していただきたいと思っております。

市内の幾つかの病院に私も聞いてみましたが、約六、七割が5時半の夕食時間というふうに私は聞きました。その中で、この公立病院こそ、そのような患者本位のまた食事というものの考え方から、この5時半食事、このような点はいかがでしょうか。

○副議長（福島敏雄君） 病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君） 患者の給食、特に夕食の時間帯の件でございますけれども、御指摘のように5時、あるいは5時何分か前に配膳するというのも、ままあるわけでございます。これは、長い病院の給食の時間帯としての経緯があったわけでございますけれども、最近、日常生活といいますか、一般の市民生活の中で5時の夕食というのは余りないというようなことで、それにできるだけ合わせたらよろしいのではないかとというようなことで、これは医療機関あるいは厚生省の方でも、そういうようなことに努力するように求めています。

そんな中で、私どもの病院も2年半ほど前に給食の時間帯、あるいは温かい、冷めない給食を出すというようなことで、適時適温給食の検討委員会を設けて検討して、とりあえずは適温といいますか、冷めない給食については容器等の工面をいたしまして、ある程度改善されたというふうに思っております。

ただ、時間帯につきましては、御指摘もございましたように、労働の方の関係もございます。したがって、残業——時間外がふえる。あるいは人をふやさなきゃならないかというようなことの問題がございまして、2年以上たっておりますけれども、そのような人件費の関係で若干結論が伸びてございますが、各病院の状況を見ましても、半

数ぐらいが15分あるいは30分繰り下げておりますので、そういうようなことに少しでも近づけたいということで努力したいと思っております。

○副議長（福島敏雄君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） どうもありがとうございました。

本当に患者本位のそのような一つの食事の時間帯につきましても、ひとつ前向きに取り組んでいただきたいと、このように要望しておきたいと思っております。

次に、今までの分析を踏まえて、市立病院の赤字が年々増大していく原因を、病院管理者としてどのようにお考えになっているのか。また、それに対する取り組み、あるいは対策なりを聞かせていただきたいと思っております。

○副議長（福島敏雄君） 病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君） 日野市立総合病院は、昭和36年に設置いたしまして以来、昭和39年に一度68万円ほどの黒字を出したことがございますが、それ以外につきましては、残念ながら赤字が続いております。御指摘の中で、赤字がふえているというようなこともございました。先ほど、その原因が人件費というようなこともございましたが、統計的に数値を分析いたしますと、やはり繰出金といいますか、病院とすると繰入金当分の病院の総収入額からすると、現在以上にやはり繰入金が多かった時代もかなりございますし、それから人件費比率もやはり100%を超えるような時代もあった結果が出ております。

いずれにいたしましても、このような29年たって一度だけ黒があつて後はずっと赤字だというような慢性的な状態につきましては、これをなるべく改善しなきゃいけません。特にこの原因としては、やはり公立病院として間口を広げて、できるだけどういふ診療科目でも受けなければならないというような使命感もございまして、採算を度外視した診療科目もございます。

また、施設の規模が若干小さ目であるというようなこと、それに伴いまして内容が充実できなかったり、あるいは効率性に欠ける点もございまして、一つには赤字要因ではなかろうかと思っております。もちろん、そこで働く医師を初めスタッフの意識の問題もあるわけでございます。

そんな中では、病院の幹部、職員といたしまして、私どもは特に収入面につきまして、できるだけ上げたいということで努力しておるわけでございます。その病院の一つの病院に対する外の、外部といいますか、患者さん側の見方といたしまして、現状ではどちらかというと小規模病院ということで、外来経営を主体としてございまして、入院につい

では評価が違ってきておまして、従前と変わってきていることがございます。そんな中では、今までの状況を踏襲するだけでなく、やはり診療科目、あるいは病棟体制などを抜本的に見直していかないと、赤字がますますふえていくのではないかというようなことで、内部の管理会議、そういうような幹部の会議等で一応のこういうような実態については話し合っ、改善できるものはしていくというようなことで行っておるところでございます。

○副議長（福島敏雄君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） ありがとうございます。

いずれにいたしましても、市民サービスを低下をさせない。このことを原則にしながら、まだまだできることが私は市立病院の中で、いろいろと考えるとあるような気がいたしますので、どうか、さらなる現在の分析と、また前向きな取り組みというものをお願いしておきたいと思っております。

この問題につきまして、市長にお聞きしたいと思っております。市長は、今の市立病院の経営状況でよしとしているのかどうか。一般財源にかなり頼っている状況でよしとしているのかどうか。日野市はお金があるんだから、これぐらいの赤字はどうってことはない、などと思っているのかどうか。この点で、まず市長にお聞きしたいと思っております。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野市は、市政の発展の経過の中で、市立病院、公立病院を経営をするということが過去に決意をされ、約30年間、一定の市民の期待にこたえて医療の仕事に当たってきたという実績はあるわけでありまして。自治体のまた総合経営の立場で、日野市のように公立病院を経営するということは比較的少ないわけでありまして、一たびそのように決定をした行政の規模の中の重要な部門でありますから、市民の今期待にこたえるということを大きく前提として、今日までやってまいっておるわけでありまして、公立病院なるがゆえに確かに不採算を承知の上で取り組まなければならない。こういう一面もあるわけでございますけれども、経営全体として非効率な経営であっていいということは、全くいずこの分野にも許されるわけでもありません。なぜならば、納税者の立場からは、その税が最も有効にサービスとなって戻されるというところに信頼のもとがあるわけでありまして、信頼を得るための経営効率ということは、また一面、大切なことだというふうに考えております。

よく言われますところに、確かに病院はわずか20床という規模でスタートをし、その後、何回か増床を重ねて現在の162床という規模にはなったわけでありまして、病

院の理想的な規模の形から言えば250が適当といわれ、あるいは300が適当といわれ、その説はいろいろあるわけでありまして、総合病院、つまり診療科目もたしか12くらいかと思っておりますが、確かにその中には、採算上からはかなりの赤字経営になっておる部門もあるわけでありまして、地域全体の医療体制といたしまして、採算に合わないから置かないということでは、自治体としては住民サービスにまた問題をつくるということになりまして、一応今日の状況に相なっております。

確かに病床比率から言いますと、従業員——医師、医療関係の従業員が比率から言えば多くなってまいりますし、それから規模という観点から言いますと、確かに非効率だといわれる面もあるように思います。

したがいまして、院長を先頭に病院経営のことについても十分配慮してくださいというのを、常々私からも要請をいたしておるわけでありまして。改善すべき点は多々あるかというふうに思っておりますし、きょう特にいろいろな分析の数字を示して質問いただきまして、一層効率ということにも十分心を注いで、あるべき日野市立病院の姿を確立をしていきたい。このように質問を伺ったところでございます。

今後、いろいろな課題を持つ病院ではございますが、なお経営ということについても十分意を注いで、私もよく申しております「市民に対しては親切であって、そうして内容的には清潔であって、しかも能率が保たれておる」と、こういう状態を維持したい。このように考えております。

○副議長（福島敏雄君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） ありがとうございます。

市長も能率性を考えておられるということを知って、安心感を持ったわけでございますけれども、しかし、とは言うものの、市長が院長に言っただけでは、この問題はそう簡単には私は解決しない問題だと思っております。市長がそうおっしゃるのは裏腹に、私から見ると、体制というものが整っていないような気がしてならないんです。

一つには、人事一つとってみても、経営状態を改善しようというふうな努力というか、気配というか、その姿勢が感じられないわけでありまして。本気になって改善しようというお気持ちがあるのであれば、その要となる事務長には、やはりじっくり腰を据えてやっていただく意味で、これは二、三年の異動ではお話にならない、とこのように思っております。今までのを統計的にとってみても、事務長さんはほとんど2年、ひどい人は1年で異動になっております。そのような状況を見ますと、この市立病院の事務長というのは、他の部長のポストとは重さが違うわけであろうと思っております。やはり私は

10年単位でじっくりと腰を据えて取り組む中で、院長をも動かし得るような、そのような存在になっていただかなければならない。このように私は思うわけでありませうけれども、このような点について、再度市長に質問させていただきます。この人事ということについて。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 人事の体制ということもありますが、病院はやっぱり医師団と申しましょうか、医者を中心とし、そのまたパートナーとなって看護婦が働き、それをまた側面的に支援をし、大きく経営というところでリードしていくのが事務の担当だというふうに思います。経営手腕をどこに置くかという点は確かに大切でもありますが、これからの体制づくりといたしまして、御指摘の点も重要な要素でありますので、十分配慮してまいりたいと、このように考えます。

○副議長（福島敏雄君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） ひとつ体制づくりというか、具体的な面から、市長の先ほどおっしゃられた、その言葉を裏づける意味で、ひとつ具体的な体制づくりをお願いしたいと思います。

次に、ここ数年来、入院収益が漸減をしているわけでありませう。まず、その原因は何だとお考えでしょうか。事務長にお伺いいたします。

○副議長（福島敏雄君） 病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君） ここ数年、入院収益が落ち込んでいるという御指摘でございます。確かにそのような数字になっております。原因は何かというようなことでございますが、これははっきりとここだというふうに私も言い切れないわけでございますが、数字、統計的に見ますと、やはり医療需要といいますか、患者さんの方の変化もございまして、特に産科、お産の方が減っておるということでございませう。また、小児科も入院が減少しております。この二つが減少しておりますものに加えまして、内科系統の入院も減ってございませう。

この内科系統の入院が減っておりますのは、やはり他の医療機関が充実してきたことございませうが、どちらかといいますと、日野市立病院がやや外科系部門に比重が加わってきたというようなことで、内科の減については外科系がカバーしている形にはなっておりますけれども、これはまだ十分カバーし切れていないというようなことございませう。

一方、減少とは逆に、脳外科、あるいは眼科、耳鼻咽喉科などは入院収益といいます

か、病床、入院数もふえておりますけれども、脳外科、眼科、耳鼻科につきましては、小さな診療科でございますので、まだ産科、小児科、あるいは内科等の落ち込みをカバーするだけの力になっていないというような、これは数字的に見てそのような状況になっておるところでございます。

○副議長（福島敏雄君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） ありがとうございます。

いろいろと理由は、そのような形で考えられるわけでありませうけれども、私が思うには、やはり一つには、最近、市立病院に関するいろんな評判といいますか、うわさといひますか、そのようなものが私の耳には、いい話が余り入ってこないわけでありませう。そのような中で、この入院収益が減っているということも、その辺に何か関係があるのではないか。このように思っているわけでありませう。

そこで、これは提案させていただくわけでありませうけれども、そのためにも、やはり病院利用者がどのように思っているのかを、また、どのような希望を持っているのかを的確に把握する意味で、アンケートを実施してはどうか、と提案をいたしたいと思ひます。切実なというか、本当に利用していらっしゃる方が感じておる生の声を、やはり病院の関係者がつぶさにそれを把握し、感ずるといひことが、これからの運営に関しても大事なことであろうというふうにも思ひますので、単なる風聞や何かでなくて、きちっと文章でこういふふうに思っているんだとか、また、項目をつくって何か記述をしてもらうとか、その方法はいろいろと考えられますけれども、とりあえずアンケート、これは長期でなくても結構なんですけれども、一時的でもいいんですけれども、一度これは実施してみる価値があるのではないか。この辺はどうでしょうか。

○副議長（福島敏雄君） 病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君） 病院に対する患者さんの意向といいますか、そういうようなものの情報を得るということの一つには、いろいろ御意見を言うていただく投書箱を置いておりますが、どちらかといいますと、それはサービスの点が多いわけでございます。あるいは施設の不都合な点、そういうような意見が多く出ております。

また一方では、市民意識調査を企画部門で行っておりまして、市立病院に対する意見も、その意識調査の中で出ております。そういうような二つの資料がございませうけれども、御指摘のアンケートにつきましては、病院の建てかえもいづれといいますか、近々あるわけでございます。そういう中では、どういふ病院に建てかえたらいいかというようなことございませうので、できるだけ患者の意向を把握するようなアンケートという

ような御意見については、検討させていただきたいと思っております。

○副議長（福島敏雄君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） ぜひ前向きな検討をお願いをしたいと思います。

次にお聞きしたいことは、平成元年度の監査意見書にも書いてございましたけれども、日野市と同規模の病院で病床利用率が63年度で黒字病院の平均が85.8%、赤字病院ですら78.2%となっているのに対して、日野市においては看護部門が年々増員されているにもかかわらず、平成元年度で72%と、この162床に増床して以来、過去最低の比率となっているのは、いかなる理由によるものなのでしょうか。

また、病床利用率を高める対策は考えておられますでしょうか。それも、あわせてお聞きしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君） 病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君） 病床の利用率でございますけれども、病床の利用率は過去29年間、いろいろ数字がございますが、昭和56年に現在の162床になりましてから、御指摘の平成元年度につきましては下降線の中で一番低い数字になっております。

これは、先ほど入院収益が減っているというような中で、統計的な数値として産科、小児科を初め内科部門が減少してきているという、収益の面でお話しいたしましたが、これは入院の患者の率そのままで減っていることによる収益の減でございます。占床率、病床の利用率も産婦人科あるいは小児科、内科が減っておることによるものと思われれます。

特に小児科、産科は、それ専門の病棟ができておりますので、そこに別の患者を入れるということが今行われておりません。したがって、別の患者がおりましても、あいております産婦人科、あるいは小児科に入れられませんもので、どうしてもそこには空床ができるというような実態がございます。

それともう一つには、内科系の入院患者ですと長期入院といいますか、一月、二月の入院が多いわけでございますが、最近はこちらかという外科系の入院患者が多い中では、外科系は短期的な入院が多いわけです。その短期の中では、やはり退院してすぐその翌日、あるいは当日に患者が入ってくるというようなことが今のところございませんので、若干そこにブランクが出てくるというようなことのロスもございまして、占床率が下がっておるかと思えます。

ただいまのような人員の中では、この占床率を上げるには、やはり小児科は小児科だけの病棟でそのまま置くか、産婦人科は産婦人科で置くかというようなことを考えなきゃ

なりませんし、今までも考えてきておるところでございますが、いずれにしても産婦人科は産婦人科なりの医療施設を持った病棟として施設ができておりますので、これを解体するとか、大きな工事をしてやるということは、なかなか物理的に難しい。

また、小児科につきましては、感染症関係で、なかなかほかの患者と混合にすることが難しいというようなことで、検討はしてございますが、そのようなちょっとネックがございまして、現状まだ編成がえにまで至っておりませんが、やはり病院建てかえまでしばらく期間がありますので、占床率向上については、また診療の内容についても、検討をいたしたいというふうに思っております。

○副議長（福島敏雄君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） ありがとうございます。

やはりこの病床利用率は如実にというか、ストレートに収益にも反映していくわけがありますので、どうか院長等ともじっくりとお話をされながら、改善に向かって努力していただきたいと思えます。

この病床利用率ですけれども、先ほども入院収益が漸減しているというところでの話の中にもありましたけれども、やはり私は、そのような病棟間のいろいろなやりくりというんでしょうか、そういったことがなかなか改善されないという、そういうことも理由の中にもいろいろあると思うんですけれども、そういうことの一つの中にやはり全体的に小規模な病院ゆえに、やはり病床利用率も低いというようなことも、これは言えるのではないかとことを思うわけでありまして、それはいわゆる統計的にも言えるわけでありまして、小規模の同様の病院のこの病床利用率が低くなっているわけでありまして、

この地方公営企業年鑑、これを見ますと、過去何年間を見ても、やはり小規模な病院ほど病床利用率が低くなっている。これは厳然とした事実なわけでありまして、そのような観点で見ても、市長も若干触れておりましたけれども、やはり小規模な病院ほど効率性が悪い。これも市長も先ほどおっしゃっていたわけで、これはもう厳然とした事実です。よって、この建てかえのときには、ぜひ最低でも、私が思うには、やはり最低でも350床以上の大規模な病院にさせていただくことが、一つにはいろんな意味での効率性を高める、このような大きな効果があるし、また、全体としても効率性が上がってくる。このように私は強く思っているわけでありまして、この点を市長にお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 極力、今あるべき姿を、御意見をまとめながら進めてまいり

たい。このように思っております。

建てかえということを当面の眼目として、東京都の当局にも増床の要請を、今、事務的にも進めております。

以上です。

○副議長（福島敏雄君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） ぜひそのような大規模な病院、このようなことが市民の中でも強く願いとして出ているわけでありますので、どうかそういう方向で検討を本当に続けていただきたい。このように思っております。

さて、地方自治協会というのがありますけれども、この地方自治協会で、このほど自治体病院における経営機能の強化に関する調査研究報告書なるものがまとめられました。その中で、今日の病院経営の悪化は、原価計算や採算性など病院経営の効率化の観点に立つ議論がおろそかにしてきたところによると、指摘をしているわけであります。そこで、報告書では安定的病院経営に果たす事務局の役割の大きさを強調しておるわけであります。

そこで、これも提案ですが、事務局が中心となって経営審議会なるものをつくって、これには医師はもちろん看護婦や労働組合の執行部もメンバーになってもらい、職員全員が同じ現状認識に立ち、一致団結して病院経営再建に当たるということが、今後何よりも必要なことであろうと思っておりますが、このような点に対してどのようにお考えになるかどうか。この点についてお願いします。

○副議長（福島敏雄君） 病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君） 病院の経営あるいは診療につきましては、病院の内部で委員会制度といいますか、委員会を持っております。これはいずれの病院もそういうような組織があるようでございます。

日野市立病院におきましては、特に運営につきましては、管理会議というようなことで管理職、課長職以上の会議ということで、定例的に行っております。

それから診療につきましては、係長職以上の職員で診療の会議を行っておりますが、診療と経営とは直接結びつくことが多いわけですので、両方の会議に十分経営のことについて議題として出しておるところでございますが、御指摘の労働組合あるいは担当職員といいますか、そういうような人たちも入れての委員会ということでございます。

現在、病院では、ただいま申し上げました二つの経営に関する委員会のほかに、内部

だけではどうもしっくりいかない点がございまして。何ていいますか、外の意見が来なく、内部だけでの議論で終わってしまうということがございまして、現在、病院の運営につきましても、若干、外の医療機関の方も加わっていただいて、それで病院のあり方について論じていただくというふうなことの委員会の設立準備を一応しておるところです。

○副議長（福島敏雄君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） どうもありがとうございました。

いずれにしても、事務局と医師、またいわゆる労働組合ですか、この三者が一体とならないと、やはり個々の立場の主張、ぶつかり合いだけでは、いいものは当然生み出せないわけでありまして、どうかこのような方々が一体となるような、そのような一つの合議機関といいますか、話し合いをぜひとも持っていただきたい。このようにまた強くお願いをしておきたいと思っております。

先に話を進めますけれども、次に、精神内科でしょうか、いわゆる精神科といいますか、そのような精神内科が何やら市立病院にあるということでありまして、その精神内科は、いつごろからどのような経過で始まったのでしょうか。

また、今の市立病院の入口の診療科目が書いてある看板には、たしかそのような精神内科だとか精神科というのが入っていないと思いましたが、それはなぜなのでしょう。その点について、少しお聞きいたします。

○副議長（福島敏雄君） 病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君） 御質問の精神内科でございますけれども、精神科という診療科目が医療機関にはございますけれども、私どもの日野市立病院では精神科、あるいは精神内科というふうなものは持っておりません、御質問の内容は神経内科かと思っております。

市立病院では、昭和58年11月から神経内科というのを特殊内科として一応置いてございます。これは精神科にかかるということがなかなか患者さんの方で難しいといいますが、いろいろな状況があって嫌だというようなお考えもあるわけでございます。そんなような中では、精神科でなく、悩みの中ではお願いしたいということで、若干、普通の一般内科の中でそういうような患者さんの需要がございましたので、直接常勤のお医者さんを置くことなく、市内にございます七尾病院、あるいは八王子の駒木野病院からお医者さんを一時的に来ていただいて相談を受ける、というようなことを便宜的に58年11月に置きました。以来、月のうち第1、第2、第4金曜日について外来として受け付け

ておりました、現在では約20名ほどの患者が参っております。そんなような経緯がございます。

それで、そういう診療科を明示してないということでございますが、診療科につきましては、条例上は10科でございます。それから東京都へ届けてあるのは11科でございますが、東京都の方は放射線科というのが届けてございまして、これについては医療、直接の医療ではございませんので、条例にもあるいは病院にも表示してございませんが、神経内科につきましても、そういうような内部的な便宜を図ったという、内科の一つの専門分野として大きな内科、内訳として消化器内科、呼吸器内科、循環器内科とかいうのがございますが、その内科の一部門として神経内科というようなことで位置しておりますので、特に表の看板に明示はしていないというような経緯でございます。

○副議長（福島敏雄君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） ありがとうございます。

私は、ちょっとおかしいのではないかと、このように考えるわけでありまして。嘱託医で来られている方は、厳然として精神病院の精神科医ですよね。その方々が来て、いわゆる精神科の診療を外来で行っておるということでございます。

また、名称でございますけれども、なにか神経内科ということらしいんですけども、神経内科といいますと、都立府中病院にも神経内科というのがございますが、これは筋ジストロフィーであるとか、いわゆるその辺の精神病じゃなくして、そういう神経にまつわるそういう病気を取り扱っているのが、私は神経内科という一つの病院の名称じゃないか。このように認識をしておるわけですが、名称はともかく、いいんですけども、神経内科と精神内科の名称の使い方もちょっと後で調べていただきたいというふうに思っているのですけれども、いずれにしても、厳然として精神科という、いわゆる精神病院の外来に値する部分が、日野市立総合病院に今あるわけでございます。現実として。条例はどうかという問題でなくして、やっぱり市民に対して、そのようなことをアピールという、まあアピールしなくても、せめて、診療科目にも入っていないというのであれば、今の日野市立総合病院に精神科があるというか、そういう精神を対象とする科目があること自体も市民は、私はほとんど知らない人が多いと思いますよ。

いわゆる通院ではかの内科とか、そういう通院で通っていた人が精神的な面もあるかなということでの便宜でそういったものができた、という経過のようではございますが、それはそれで厳然とそういう部局があるのであれば、私はこれはきちっとして、やはり内外にということでしょうか、広報でもお知らせをして、もちろん市立病院の入口の診療科

目には、やはり診療科目として私は入れるべきでないのか。なにか隠れて、こそこそと精神の関係を扱っているような気がしてならないわけでありまして。やはり市民の中には、最近のストレス増大時代というんでしょうか、そういったものの中で、精神の単科病院、いわゆる七生病院ですね、市内の病院であれば。あのような病院になかなか行きづらいという方も結構いらっしゃるわけでありまして、どうか、せっかく今そのような精神内科的なものがあるんですから、そういうところはきちっとその市民に提供するというか、知らしめるというか、そういったことを私はやはりきちっとすべきでないのか。このように、それは当たり前のことでないのか、というふうに今思っているわけですが、再度、質問をさせていただきます。その位置づけです。

○副議長（福島敏雄君） 病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君） 先ほどちょっと触れましたけれども、内科という部門には、かなり専門が分かれてございます。先ほど申しあげましたように、消化器とか呼吸器とか循環器とかいうように分かれております。それで、特に内科に受診された患者さんが下痢だとかいうようなことで見えても、それはよく問診といいますか、患者さんとの話の中では、神経性のものであるとか、そういうような神経から来るようなものというようなことがあるわけでございます。その場合は、一般の内科の先生よりも、やはり神経の方に専門である先生の方に診ていただいた方がいいんじゃないか、ということの中で、たまたまよその病院に紹介するというのもございますけれども、先ほど話しましたように、58年には神経については一応嘱託で2名をお願いしておりました、病院にもそういうような相談を受けるというようなことでやっております。

したがって、特に神経とか精神ということではなくて、一般的には内科にかかって診ていただいた中では、それは脳外科の方に回る場合もありますし、あるいは産婦人科の方に回るとか、いろいろあるわけでございますが、そういう中で便宜を図って、市内におられるお医者さんも来ていただけるということがございましたので、便宜上そういうふうにさせていただいているわけでございますが、内科を細分化いたしますと四つも五つもあるわけでございますので、特に神経科だけを独立させるという考えは、今のところはございません。

○副議長（福島敏雄君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） この問題は、要望しておきますけれども、やはり診療も月3回ではなくして、先ほども申し上げたように、最近のストレス増大時代に対処していただく意味で、そのような精神科外来、または名称はいつでもいいですが、神経科外来でも

いいんですけれども、きちっとやっぱり位置づけをして、そのような需要に対する供給という意味での役割を果たしていただきたい。再度、要望をしておきたいと思います。

さて、今まで現状と問題点を浮き彫りにしてきたわけですが、今度は市民の命と健康を守る意味で、真に市民が要望しておる市立病院の役割というものを市民の強い希望のもとにお伝えさせていただきたいと思います。

市民が期待するところは、何といたっても24時間の救急医療体制をとってもらいたいということであります。内科、外科を常に当直医としていつでも対応できる医療、これこそ市立病院の最たる使命ではないかと思えます。

さらに、一刻を争うような患者に対して、ICU、CCU、このような、いわゆる高度医療のできる病院が市内にあるということが、どれほど市民に安心感を与えるかは、計り知れないものがあるわけであります。そこで、まずこの24時間の救急医療と、また高度医療をそれぞれ分けて、それぞれどのような条件が必要なのか。どのような条件を整えばそれが設置できるのか。

このような観点で、また将来の建てかえの問題にも参考にもなると思えますので、まず24時間の救急医療にはどのような条件が必要なのか。また、高度医療にはどのような条件が必要なのか。この2点についてお聞きしたいと思えます。

○副議長（福島敏雄君） 病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君） 24時間体制の救急医療というようにございまして。

救急医療につきましては、救急指定病院という制度がございまして、これは消防庁の方で指定してございまして、本来、救急指定病院であれば救急患者を受け入れるのが原則でございまして、やはりその病院、医療機関の内容によりまして、24時間いつでも、どんな病気でもというようなことが、なかなか難しいわけでございます。

したがって、救急医療につきましては、一つの段階的に、一次的救急、二次的救急といえますか、それから三次救急というようなことで分かれてございまして、御質問の24時間の救急ということは一番高度な三次救急ということございまして、一般に行われておりますのが大学病院、それから500から600床ぐらいの規模の病院でございます。それは、大きいということは、それだけ医療スタッフ並びに医療機器があるということであるからですが、この24時間をやるには、やはりそれなりの機器、施設が必要でございます。

まずは、毎日、夜は5人のドクターが勤務をする。内科、小児科、外科、脳外科、産婦人科というような診療科になろうかと思えます。それと、それに伴う看護婦、手術室

の看護婦、それから薬剤師、放射線技師、検査技師、そういうような人たちで、およそ一晩のうちには10人以上の人が待機していなければならないということです。それだけの人的スタッフを抱えるということになりますと、その救急だけでなく、それだけのスタッフがいるということであれば、日常もかなりの業務ができるわけでございます。したがって、最初に申し上げましたように、24時間救急をやるというような病院は、スタッフの数からしても、ベッド数もかなり消化できる。5人の当直といえますか、夜間勤務のためには、少なくとも40人は当直勤務がないとできません。週に一遍、五日に一遍ぐらいの周期で夜に勤務していただくことになるわけでございます。そんな中では、現在の日野市立病院では、規模的にもなかなか難しいということでございます。

したがって、24時間体制ということは市内で持つか、あるいは近隣市で持つかというようなことで、これからは医療計画の中での位置づけが必要になってくることと思っております。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） どうもありがとうございました。

現体制でできないのであれば、やはり建てかえのときには、これらのことをかなり煮詰めた上で、やはり市民要望に本当に沿うような形で、ぜひ医療体制を整えていただきたいと、このようにまた強く要望させていただきたいと思えます。

最後に、市民の方々が望んでいるものの一つに、リハビリがございまして。今、リハビリを受けなければ、勢い山梨県や静岡県へ出かけなければならない。そのような大変な思いをしているのが現実でございます。そういう意味で、リハビリこそ何とかこの現体制の中で実現できないものかどうか。この点もお聞きいたしたいと思えます。

○副議長（福島敏雄君） 病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君） リハビリにつきましては、その病状といえますか、よってのリハビリの仕方がございまして。

一つには、整形的なリハビリです。骨折、捻挫等から来る、そのもののリハビリ。あるいは脳神経の麻痺から来ますもののリハビリなどがあるわけでございますが、現在の市立病院では前者の整形的な疾病のリハビリを一応行っておるわけですが、リハビリにつきましては、かなり施設といえますか、スペースが必要でございます。したがって、現在、病院では狭隘といえますか、もうほとんどそういうスペースがございませんので、実態としてはリハビリは現状でも形ばかりになっておる状況でございます。

お話の中の石和とか何か等のリハビリというのは、やはり脳神経等のリハビリかと思いますが、そういうような直接医療でなく、医療と自宅との中間的なもの、こういうものにつきましては、最近では特にお年寄りについては老人保健施設というものが奨励されておりますが、そういう老人保健施設でリハビリをやるとか、あるいは当市の施策にも入っております生活保健センターでのリハビリとか、そういうようなことが考えられます。

リハビリは幅が広いものでございますから、医療に直接関係するリハビリと、それから本当に社会復帰するためのリハビリとございますので、御質問の中では、医療に直接というよりは、やはり寝たきりにならないための、社会生活を維持していくためのリハビリというふうに受け取れるわけでございますので、そういう中間施設が、できれば必要ではないか。もちろん病院としても大きなスペースがとれるとすれば、直接のリハビリでなく、そういう保健的なリハビリのスペースも設けるべきではないかというふうに思っております。

○副議長（福島敏雄君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） ありがとうございます。

このスペースがないというお答えですけれども、何とか、場所がなければ自宅で行えるリハビリの方法だとか、そのような指導に当たるためにPTとかOT、そのような方を置いて、何か工夫して病院のスペースをとってやるということよりも、何か指導に当たるとか、そういうような形での何か工夫をしてできないものかどうか。再質問を、その点でさせていただきます。

○副議長（福島敏雄君） 病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君） PTというのは、理学療法士ということでございますが、現在私どもの病院でも理学療法士を1名採用してございます。したがって、その方の一応助言ということではできるかと思いますが、先ほど言いましたように、直接病院の患者さんへ対してはやっておりますけれども、患者さん以外まではなかなか手が及ばないわけでございます。

これは理学療法士に限らず、訪問看護とかいう看護部門もあるわけですから、そういう中で、出前の指導といいますか、保健指導というような制度は、直接医療機関がやるのも一つの方法ですし、また、行政の保健行政の中でやるのも方法かというふうに思っておりますが、現状の市立病院の体制ではなかなか外に出るまでの、外部の方へまでの指導は難しいものと思っております。

○副議長（福島敏雄君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） ありがとうございます。

時間もございませんので、最後に市長に、この24時間救急診療と高度医療、及び、このリハビリについての考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 身近な、そして市立病院にいろいろな期待が生まれるということは当然のことでありまして、ある程度はこれをおこたえをしなきゃならない。そういう責任はもちろんあります。

ただ、医療圏という一つのまた考え方がございまして、東京都では南多摩5市の地域を一つの医療圏ということで、高度医療から一般の開業医の医療機関にわたって大きなピラミッド型の体系をつくらうと、こういう発想がございまして。

市立病院は、その中では、いわゆる日野市という地域を範囲とする二次診療の機能となるべく正確に具備する、こういう役割になると思っております。でも、その中に、とりわけ救急ということは、これは今日の交通事情、あるいは高齢者社会の中で頻度をますます加えてくることになることを見込まれますので、ごく初期の救急体制は、日野市の医療圏の中でもまた一定の機能を持たなきゃならない。その中で、また市立病院の持つべき役割というものを中心的な役割になってくると、このような理解の仕方に対応してまいりたいと思っております。

リハビリのことも、医療の一環といたしまして、もちろん大切なことでありますから、工夫をして何とかしようという努力は院内でもやっておるわけでありまして。今、当面、市立病院で取り組んでおりますのは、御承知のとおり、透析部門の機能を開くということと、それから日帰りドックというシステムの検診体制をつくらうと、こういうことが重点になってございまして、リハビリのことについては、まだまだ多分に欠ける点がある。こういうふうに、補うにはどうすればいいかということこれから工夫する段階だ、とこんなふうに思っております。

○副議長（福島敏雄君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） ありがとうございます。

いろいろと難しい問題もございましょうが、ぜひ今の病院でできることは何かを探ってみて、少しでも可能性があれば実行に移すというような果敢な挑戦をお願いしたいと思います。

建てかえの計画もあるわけですが、市民の方々への、より充実した医療の確保は待っ

たなしの状況でございます。どうか病院経営としての効率性を高める一方、自治体病院として市民の期待にこたえられる、そのような病院を目指して、今のできるところはまず手をつけていただきたい。このことを強く要望して、この一般質問を終わりとさせていただきます。

○副議長（福島敏雄君） これをもって7の1、市立総合病院の現状と問題点——赤字を負担し甲斐のある病院目指しての質問を終わります。

一般質問7の2、公的保証人制度を創設せよの通告質問者、田原 茂君の質問を許します。

○3番（田原 茂君） 昭和62年、精神障害者の医療及び保護の確保を主な目的とする精神衛生法が約20年ぶりに改正され、精神保健法が成立いたしました。この法律の大きなきっかけは、皆様もまだ記憶に新しいと思いますが、昭和59年3月に起きた、いわゆる報徳会宇都宮病院事件でありました。この事件は、無資格者による医療行為と、医療従事者数が基準を満たしていないとか、看護職員の暴行により患者2名が死亡した等々、大変悲惨な事件でありました。しかしながら、ほとんどの精神病院で似たりよったりの運営が行われていたところに、この問題の根の深さがあるわけでありました。

昭和62年の法改正の主な柱は、精神医学の進歩に伴い、入院中心の治療体制から、できるだけ地域中心の体制を整えていくというものであり、また、精神障害者の社会復帰を目指すということでありました。法改正以前においては、臭い物にはふたをしておけ式の、牢獄と同じように、ただ放り込んでおけばよいような、全く人権を無視した、精神障害者にとっては、いわゆる暗黒時代が続いていたということも言えるのではないのでしょうか。この宇都宮事件をきっかけに、社会全体が精神障害者に対する先入観、また認識を変えようという動きが出てきたことについては、大変喜ばしいことであろうと思います。

市内にある七生病院のある精神科医は、このように言うておりました。「今、精神医学も進歩し、薬もいいものができるようになった。精神病もきちっとドクターのもとで治療すれば、ある程度はよくなるし、社会復帰も十分可能である」と述べておりました。国の方針も、社会復帰対策予算の拡充も計り、力を入れようとしているところでございます。

このような大きな流れの中で、今、別な問題が精神医療の現場では起きているのであります。それは、医師が太鼓判を押して「もう退院して居宅生活ができますよ」と言われているにもかかわらず、保証人が見つからずアパートが見つかりませんという人

が結構多い、という事実であります。今どき保証人をつけないアパートなどあるはずもなく、やむなく病院にとどまらずを得ないケースがあちこちの病院で見受けられるわけでありました。

ちなみに、市内の七生病院では、170人の入院患者中、六、七割がこのような状態の人たちである、とこういう状態であるそうであります。この中で、またこのような入院患者の皆さんは、家族、親類からも見放されている方も多く、とても保証人が見つかるような状況ではありません。先ほども申し上げたように、精神保健法の施行により徐々にではあるが、社会復帰への道が整備されつつある中で、その第一歩である退院の時点ではつづいているようでは、話にならないわけでありました。

そこで、提案をさせていただくわけでありましたが、このような形で退院してアパートを探す際、市が保証人になれないかどうか。いわゆる公的保証人制度を導入してはどうか。もし、この制度ができますと、高齢者、身障者、母子家庭等のいわゆる社会的弱者といわれている方々にも広く適用できるわけでありました。これから大きな区画整理事業等を計画しておる日野市にとっても、アパートの立ち退き問題は必ず出てくる問題であります。その中でいつも犠牲になるのが、先ほどのいわゆる社会的弱者といわれている方々であります。そういう意味で、ぜひともこの制度を導入していただきたいことを要望いたすわけでございますが、この点に対して、どのような御意見をお持ちでしょうか。

○副議長（福島敏雄君） 田原 茂君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） お答えいたします。

ただいま御質問のございました、いわゆる弱者に対する住宅の確保でございます。これは、心身障害者はもちろん、老人、低所得者、これらが非常に現代におきましては、住宅の確保が非常に問題になっている。とりわけひとり暮らしの老人の住宅、これは非常に緊急の課題というふうに受けとめをしております。

まず、今のいわゆる公的機関での保証人の肩がわり制度でございますけれども、結論から申し上げますと、いわゆる弱者の住宅確保の際、保証人を公的に肩がわりするようにとの御指摘でございますけれども、個々の契約と申しますか、個々の民法上の契約、こういうものに対しまして市が保証人、いわゆる債務の責任ですね、こういうものの義務を負うことができるのかどうか、非常に難しい問題でございます。立ち退きを要求、あるいは入居確保の面では、家主さんに対しましては私も積極的に行政指導の中で、いろいろ協力しているわけでございますけれども、また、間接的ではあります、公営住宅等の確保、市営住宅、あるいはその他公共的な住宅、また、現在進めておりますア

パートの借り上げ方式、こういうものによりまして、間接的ではありますが、保証人としての役割を今後とも果たしていきたい、というふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） どうもありがとうございました。

公営住宅、または借り上げアパート等で対処をするということですが、まずそういう住宅政策、それはもちろんそういった住宅政策を柱としながらも、それを補完する意味で、きめ細かい福祉を目指すためにも、ぜひ必要なことだろうと思っているわけであり、難しい面もあるでしょうが、また、だれもかれもということではなく、何か条件をつけた上で実施してもよいし、また何か項目を決めて、この項目については保証するみたいな形で、何かこれも工夫してできないものかどうか。そのような工夫というものについての検討というか、そういったものについての、できないものかどうか、再質問させていただきます。

○副議長（福島敏雄君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） 公的保証人制度ですが、この制度につきましては、果たして法律的にそういうことが可能かどうか。今後、課題といたしまして研究させていただきたいと思っております。

それから、ただいま御指摘のように、できるだけそういう弱者が住宅確保できるように、どういうことが市として援助できるかわかりませんが、できるもの、できるところから一つずつ努力を重ねていきたいと、かように考えております。

○副議長（福島敏雄君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） 最後に、市長に御意見をお聞かせいただきたいと思っております。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 市役所という機能には、日野市では市民部あるいは市民課、いわゆる住民戸籍台帳に基づいていろいろな証明事務をやっております。戸籍上の証明はもちろんでありますし、納税証明、その他いろいろあると思っております。したがって、間接的なそういう証明手段は可能であります、自治体そのものが、つまり公的機関が市民の民法上の責務を保証するという事は、ちょっと成り立たないと思っております。

しかしながら、人権上、今まで多少それに類似することを話題として相手方に伝えてありますのは、海外の留学生で日野市に居住する人、外人であるがために住まいを確保することが難しいと。その際に市が証明してくれないかといいますから、適法に入国を

した資料に基づいて何国人であるとか何大学に行つてとか、そういうことは証明できるから証明してあげましょと、こういうことは言っております。

確かに人権を守る意味、あるいは具体的には居住を確保する意味で、家主さんの安心を得るということに役立つことは何か工夫してみたいと、こんなふうに思います。

○副議長（福島敏雄君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） ありがとうございました。

ぜひこの質問を契機に、現実困っている人がいるんだということを忘れずに、どうか前向きな検討をお願いしたいと思います。

以上でこの質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君） これをもって7の2、公的保証人制度を創設せよの質問を終わります。

一般質問8の1、ゴミ処理問題についての通告質問者、旗野行雄君の質問を許します。

〔24番議員 登壇〕

○24番（旗野行雄君） ゴミ処理問題についてということで通告しておいたわけですが、昨日、鈴木議員あるいは執印議員が、この問題について既に質問されております。したがって、大体が重複する質問になりますから、ごく簡単にこの問題については質問するにとどめておきたいと思っております。

というのも、最近、ごみ問題について関係の市民の方から、この問題は日野市ではどうなっているのか、というようなことを二、三質問されて、私も「では調べてみます」ということで、そのままになっておりますので、この機会に質問させていただきたいと思っております。

まず、これはお聞きすると、執印議員が既に3月議会から取り上げておられるダイオキシンの問題です。これは清掃部長の答弁、あるいはやりとりの中で既にある程度ははっきりしているわけですが、これは確認にとどめておきたいと思っております。

21日だそうですが、NHKのテレビでこの問題を取り上げました。今まで日本でも水俣病とかイタイイタイ病とか、カネミ油脂の問題とか、日野市ではカドミウム問題がありましたね。これはもう既に二十数年前、私たちが谷議員と一緒に農業委員をたしかやっている時分でしたね。これで大騒ぎしたことがあるわけですが、これらのいずれも企業がその原因者であったわけでありまして、今回ダイオキシンの問題は企業というよりもむしろ一般の清掃工場から発生するダイオキシンが問題にされておるわけです。あの放送以後、幾人かの市民の方から「日野処理場では、焼却炉はこの問題どう

なのか。テレビで報道されたような事情なのか」というようなことを聞かれています。

たしか、私は残念ながらあの放送を聞き漏らしたわけですが、電気集塵機の温度が300度内外のときにダイオキシンが一番発生しやすい。これは今まで厚生省あたりでは「ほとんど人間にはむがいである。問題にするに足りない」というような見解だったわけですが、事実そうではない。最近、300度内外でダイオキシンが非常に多く発生する。温度を上げるか下げるかしなければならぬ。あるいはフィルター使用に切りかえるとかすべきであると。また、非常に公害問題については社会的にも日本という国は先進国で、自動車の排気ガスの規制においても世界一厳しいということもありまして、その方面ではいろいろ対策も講じられているわけですが、この問題については何ら対策が今までとられていなかったわけですが、日野の処理場、焼却炉において事情はどうなっているのか。テレビで放送されているような事情があるのか、この一点、確認するにとどめておきたいと思います。

いま一つは、これもきのう取り上げた問題ですが、ごみコンポスト、あるいはコンポスターというそうですけれども、この問題です。この点について、なにか先月開かれたごみ減量維持市民会議ですか、これでも提起された問題であると市長の発言の中でもありました。質疑の中で、最後の市長の発言の中で、私ちょっと気になったことがあるので、市長にこの点を確認したいんですけれども、こういう趣旨のことを最後に言われたわけですね。「余り市民に負担をかけるようなことをごみ問題においては、ごみ処理場においてはしたくない。したがって、今4分類方式によって日野ではごみ収集しているけれども、これをきちんと守ってくればそれでいいんだ。それ以上の協力は市民には求めないんだ」と、そういう趣旨の、大筋においては発言だったと思います。

実は、私の知り合いが東京都の消費者相談員をしておりまして、これはいろいろ生活万般についての電話相談を受けているわけですが、日野市民から「他市では——清掃部長の答弁の中にもありましたが——26市のうちの13市がコンポストの導入について補助金を出している、とこういうことになっておるそうです。八王子とか町田、この辺では補助金を出しているようです。日野ではどうして補助金を出さないんだ」という質問を受けて、その消費者相談員の方が日野市のクリーンセンターへ電話で「どういう事情か」と照会したわけですね。照会したら、「今、焼却炉で、可燃ごみの中で紙類がふえて焼却炉の温度が上がり過ぎて困っているんだ。生ごみはそんなに減らす必要はないんだ。減らしてもらっては困るんだ。そんな事情でコンポスト導入には踏み切らないで

いるんだ」と。これは私は前にもこの問題については聞いたことがあるんですけど、確かにこんな事情もあるかもしれません。しかし、おかしいんじゃないか。市民がわざわざごみ減量に協力しようとしている。確かにいろいろ条件があって、全市にこれが普及なんていうことは到底あり得ないし、ごく限られた市民しか利用できないに違いない。したがって、減量にはそう量的には役立たないかもしれないけれども、日野市ではよく「参加と連帯の市民自治のまち」、こういうことを掲げているわけですね。

皆さん方「ごみリサイクルに協力しようよ。ごみ減量に協力しようよ」と言ってくれる市民が少数ながらいるわけですね。これに対して「結構ですよ。そんなことは要りませんよ」こういうのはいかにも行政として、参加と連帯の趣旨からいっても穏やかではないんじゃないか。このように感じます。政治市政としても、ありがたくそういう市民の要望があれば受けとめるべきではないか。このことをぜひ市長に答弁をお願いしたいと思います。

いま一つは、空き缶の収集のことなんですけれども、平山に、これは一番西の外れで「さつき会」というごく小さな自治会があります。平山苑に続いて丘陵の一番上のところが細長く八王子市に出っ張っていて、選挙運動をするにも宣伝カーが八王子市を經由しなければならぬという。したがって、めったに宣伝カーも来ないというような地域なんですけれども、そこで私はちょっと、今年度の自治会長さんを前々から懇意にしております、自治会だよりや何よりを持ってきてくれたり、送ってきてくれたりしているんですけれども、そこで、今までもうかなり早くから開発された地域なんですけれども、地域の連帯ということで、はかばかしくいかない。何か一つ、せっかく自治会長を引き受けた以上、何かそういう意味でも役立てればということで、ごみクリーン作戦というのをことしの自治会活動のメインテーマに掲げて、ごみボックスの周りには花を植えてきれいにしようとか、いろいろ活動をしているようです。

その一つとして、きのうこれは質疑の中で出てきたわけですが、アルミ缶をプレスして、そして不燃ごみの中でも別に箱を置きまして集めて、定期的にそれを回収する、とこういうようなことを始めたようです。私もこの質問に先立って、どんなものかなと行って見に行ったわけですが、ごく簡単な機械です。こんな小さなものですが、それできれいにアルミ缶に関してはプレスされます。これも幾日か前の、ごらんになられた方があるかもしれませんが、朝日新聞に出ておりました。今のアルミ缶の収集率が日本では多少ずつは上がっていくにしても約40%だそうです。米国ではこれが60%に達しているということでもあります。御存じのとおり、アルミというのは電力の塊みたい

なものでありまして、非常に電力を食う。したがって、電気料金の高い日本ではアルミの素材、製造というのはもう国際的に競争力がないんです。それで全部今のところその方面から撤退して輸入に頼っているというのが現状であります。

大体これは、資料によると昭和63年度、アルミ缶の使用が約60億缶だそうです。そのうちの40%を回収するとすると、ほぼ一般的な家庭の550万世帯の1カ月分の電力量の節減につながる、とこういうことだそうです。アルミ缶から再生する、利用する電力は、アルミ素材をボーキサイトからつくる場合と比べてたった3%にすぎないという、こういような事情があるのであります。アルミ缶というのは、御案内のとおり、非常に今使用率、使用数が伸びております。一つはビールとか酸性飲料の缶詰に使われるわけですが、使用ビールの消費が伸びている。そしてアルミ缶の瓶に対しての占有率がどうかというと、これも年間3%ぐらいずつ伸びていく。したがって、毎年消費量が二けた台の伸びを示しているという事情にあるようです。今、したがって非常に高価なものであり、リサイクル活動については非常に有効であると、このように考えられるわけです。

プレス機は、聞いてみたら、クリーンセンターで試作的につくったものを借りてきて使っているんだということで、別にそんな危険を伴うものでもないようです。

ひとつ、こういう面で、ひとつこういうものを利用してみたいというような組織なり、雰囲気がありましたら、資源の再利用ということで大いに有効だと思うので、その面も検討をしてもらえないか。

まず、この3問だけにとどめておきます。

○副議長（福島敏雄君） 旗野行雄君の質問についての答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（小林 修君） お答え申し上げます。

ダイオキシンの関係でございますけれども、昨日も答弁させていただきましたけれども、日野市は今まで1回も検査はしておりません。御存じのように、日野市の焼却施設は62年に完成した、都内でも一番新しい施設であるわけです。日野市より古い施設もあります。それを含め、また機械のバッチ方式と連続燃焼方式があるんで、御存じのようにバッチ方式というのは一日8時間の稼働を基準にしている焼却施設でございます。

今まで私たちが、報道で出されてきた中でダイオキシンが出るというのは、バッチ方式の焼却炉でございます。バッチ方式とは小さい規模の焼却炉であるということが一つあります。

では、そこだけかということ、やっぱり東京都が60年度からずっと今まで自分たちで持つ

ている工場13カ所を毎年検査しているわけですが、この13カ所の東京都の施設の中にも、大なり小なりダイオキシンは発生しているわけです。ただ問題は、いわゆる厚生省が安全宣言を出したように、人体に影響のない微量なものであるということです。そういう基準から、出るけれども——発生はするけれども、人体的に今のところは異常ないということでございますけれども、先日、今おっしゃいましたようにNHKで報道されまして、それがもとに厚生省も素早くそれに反応しまして、厚生省の中で専門委員会をつくり、そして誠意検討して、ダイオキシンに対する対策を今年度中にガイドブックを示すというところまで来ているわけです。私たち自身も、あそこの施設も、御存じのようにいろいろな有機物の化合物がどんどんふえてきまして、特にビニール関係、そういうものがふえてきましたので、検査をすれば必ず微量であるけれども発生するだろうと予測はされると思います。ですから、そういう関係からもできるだけ早い機会にやっぱり検査はしていくべきだろうと、今認識しているところでございます。

2点目のコンポストの件で、清掃部でお答えに少し食い違いがあったのかもしれませんが、確かに可燃ごみの中の組成分の中で、お勝手から出るごみが年々少なくなっているのは事実なんです。それに対してふえてくるのは紙であり、平成元年度平均をちょっとお知らせいたしますと、紙が44.6%あるんです。そして厨かい、お勝手から出てくるごみが19.9%です。それから可燃の中に入れてはいけないと日野市は指導しているわけですが、その中のプラスチック類がやっぱり12%ばかり含まれているわけです。そのようなことで、確かに温度は上がってくるわけですが、御存じのように一番最新の焼却施設をつくっていただいているわけですから、多少ごみの影響はあるとしても、それをカバーできるだけの施設なり機械設備がしてありますから、これはちょっと私たち部内では、そのことには心配していないわけでございます。きのうの答弁のような形で、やれるものなら市民の皆さんが自分の実践目標を、市民会議も発表していらっしゃいましたから、それに基づいて、ごみに対する関心を高めていただけるという観点から検討させていただきたいということは、きのう述べたとおりでございます。

それから、アルミ缶の回収の件でございますけれども、確かにアルミ缶は年々生産が多くなってきます。議員さんがおっしゃいましたように、その回収率もスチールよりずっといいわけです。大体40%以上を超えたアルミ缶は回収されております。それを一つとしては、回収したときの単価が仕切り単価でも約37円から40円ですね、1キログラム当たり。そういう仕切り単価で引き取っていただきます。そして軽いということが一つあります。鉄は、せいぜい1円かそこらです、1キロ。その点から、回収団体も年々アル

ミ缶に力を入れております。

そのような中で、プレス機ですか、清掃部で試作的に職員がつくったものがあった。そしてそのさつき会にお貸したわけです。あそこは一生懸命やっているということで、お貸したわけです。きのうも鈴木議員の質問の中にもありましたように、できれば買ってでもそういう回収団体に貸し付けができないかということの御質問がありました。足踏み機であると1台が五、六万で何とか手に入るんじゃないかと思っておりますので、その辺も部内でよく検討して、来年度に盛り込めるかどうかを検討させていただきたいと思っております。安い方のは3,000円ぐらいであるんですけど、これは試作しましたけれど絶対だめです。女の人にはつぶせません。ですから少なくともやっぱり五、六万の機械でないといけないと思っております。その辺も検討させていただきたいと思っております。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私の発言に若干不審がある、とこういう観点からの質問をいただいたようであります。

私どもは自治体行政をおあずかりをして、市民の皆さんが住民自治という立場からいろいろ行政に協力をしていただくといえますか、あるいは自分たちの生活環境をみずから守るといふ発想で、意見をいただくということになることが、しばしばあります。

行政側といたしましては、つまり行政側の都合に応じてくださいということではなくて、行政側は一定のシステムのルールを敷いて、それに日常生活が特別煩わしさを持たれることなく、自然に行動しておれば、それが自治のルールにうまくはまっている、とこういう関係をつくるのが一番適当だ、とこんなふうに申し上げたつもりであります。

今日は消費者運動の立場から、ごみ問題に関心を持っていただくということは、この時代の、つまり経済活動に対する一つの警鐘となっていていろいろなものが、大きく言えば改善をされる方向に向かうわけですから、大変有益なことだというふうに評価をし、住民運動の消費者活動の高まれば高まるほど、行政としては対応をしながら、その解決の支援をするという関係は正しく保っていきたい。このようには念願をいたしております。

コンポストのお話にいたしましても、自分で堆肥をつくって何か使い道があるというお方には、多分自分でやっていただけるだろうと思っておりますから、補助金を出す必要が果たしてあるだろうか。

それから、今のアルミ缶のことでありましても、不燃物の中に入れておいていただければ、集荷をした処理場では分別の仕分け機がありますから、回収はできます。量が今一番ふえているのは、缶のこともありますが、紙、繊維類——紙ですから、紙を何

とか特別の、手元で分別をしていただいで、それが地元の自治会なり子供会なり、いわゆる地域の運動として集荷され、きちんとしたリサイクルルートにのる前段の分別をしていただくということは、非常にごみ減量のためにも有益なことであります。

本来ならば、社会の経済活動といえますか、廃品回収業が一つの仕事として成り立つ。つまり、経済循環に乗って、そしてそれぞれの業種によって資源が再利用の方向に仕分けられていくということが一番理想的だと思いますし、むしろ私は経済の発展がそれを限度とすべきだというふうな意見も出るのではないかと思うわけでありまして、一方的にごみを、いずれごみになるものを、どんどん無軌道に消費資材に向けていくというのはいかがなものであろうか、ということを上申したつもりであります。

しかし、運動は大切ですから、生ごみを自宅の中で堆肥にしてやろうというお考えの方には、何か一つの手引書みたいなものをつくって、簡単には堆肥になりません。つまり、ごみ捨て場にはなりますけれど、ごみ捨て容器にはなりますけれど、堆肥にするには、それなりの手を入れたり、空気を入れたり、落ち葉を入れたり、そんな工夫も必要だと思いますから、そういう意味での手引書のようなものをつくってみたいと思っております。

ただ、一つの大きな政策として、焼却炉を配置するから手元でなるべく燃えるものは焼いてくださいとか、生ごみは自前で堆肥にしてくださいということは、ちょっと言いにくいということを上申しておるわけでありまして、大きな流れとしては、消費者運動は極めて有益な、社会に対する物を考えるきっかけをつくっていただいておりますから、そういう評価はしたいし、また、それに値する施策はやらなきゃならないと、こんなふうに思っております。

○副議長（福島敏雄君） 旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君） 市長の今の発言を聞いていればわかるんですけど、どうもいささか遠回しで、率直に結論を出してくれないんです。一たん言い出したらなかなか市長も聞かないところがあるんで、これ以上言ってもどうかと思っておりますが、簡単に、ひとつ率直に市民参加とか連帯とか、こういうことをメインテーマに掲げているわけですから、ひとつコンポスト、これを全部市で負担してくれというわけではないんです。多少なりとも負担してもらいたい。そのぐらいのことは行政でお手伝いしてもいい問題ではないか、と私は思うんです。まして26市のうちの13市が補助金制度をコンポストについてはとっているということのようです。これは他市でやっているからやれよ、というわけではないんですけども、物の道理からいっても、こういうどのぐらい減量されるか、

それは大したことは、そう言っでは悪いけれども、ないと思うけれども、ひとつりサイクルに協力しようよ、減量に協力しようよ、という市民がいる以上、何らかの手助けはひとつやるべきだ。やるのが筋ではないかということで、ひとつはっきりした御答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 公費を使うことですから、効果のあることを考えて対応したいと思います。

○副議長（福島敏雄君） 旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君） はっきりしない答弁で、これ以上言っても時間のむだであると思うので、これで、まだ後の質問もありますので、この問題については終わりいたします。

○副議長（福島敏雄君） これをもって8の1、ゴミ処理問題についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後0時5分 休憩

午後1時15分 再開

○副議長（福島敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問8の2、複合文化施設についての通告質問者、旗野行雄君の質問を許します。

〔24番議員 登壇〕

○24番（旗野行雄君） 今、人口は社会増、自然増とも沈静化して、一時のように義務教育施設の建設に追われるという時代ではなくなった。日野市においても五小の建てかえ問題とか多少残っているにしても、これからは社会教育施設に、予算、金をつぎ込むことができるような、教育面においては時代になってきた。また、時代を見ても、今の人口の問題もありますし、これからは生産よりもむしろ生活に目を振り向けなければならないんだ、ということが言われております。

そこで、社会教育施設の充実ということが、これからの行政の大きな課題になってまいります。都下の各市を見ても、こういうような名称は、市民センターあるいはコミュニティーセンターといい、あるいは公会堂といっても結構なんですけれども、こういう

施設の建設に着手しているのが現状だと思います。

日野市においても、この基本計画を見ましても、第5章の「参加と連帯でつくる市民自治のまち」、こういう章があるわけですが、その6節に「市民自治創造の場となる施設」として、この複合施設について触れております。どういうことが書いてあるかと申しますと「相互の連帯を強め学び合いながら行政への参加を進めるために各種集会施設、福祉施設、教育文化施設などが適切に配置されていることが必要です」と、こういうことから始まりまして、全市的な規模としては市民会館とか七生公会堂、勤労青年会館、あるいは公民館等の施設がある。いわゆる複合文化施設というのは、中規模地域を対象としてこれからつくっていくんだと、こういうことが書かれているわけでありまして。

中規模地域というのはどういうことかということ、既に日野市では地区センターがかなり建てられております。55館ですか、利用者も年間30万人を数えるという、こういうことになっているようです。

これに対していま少し大きな地域、例えば中学校の通学区域、今、中学校が8校ありますが、8区域ぐらいに分けてそこへ一つずつ、必ずしも厳密に中学区域を一致するというわけにもいかないでしょうけれども、建てる、とこういうことが課題として取り上げられております。

そして事業計画として三つが挙げられているわけですが、一つは施設のネットワークづくり。これが一つの課題。それから地区センターの整備、これがあります。それからコミュニティーセンター施設の整備。これは既にでき上がっている東部会館を指しておるわけでありまして。

一番初めに申し上げた施設のネットワークづくりの事業内容として、昭和62年から64年度、昨年度までに検討委員会を設置する、基礎調査をする、とこういうことになっておりますが、そして後期、65年から68年にかけて基本計画を策定する、とこういう段取りになっております。既に検討委員会を設置して、この問題について基礎調査を昨年度までに終えているはずであります。これがまずどうなっているか。この結果はどうか。質問します。

○副議長（福島敏雄君） 旗野行雄君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） ただいまの質問につきまして、私の方からお答えしたいと思います。

御質問の趣旨につきましては、複合文化施設というようなテーマの中で、中規模構想、あるいは大規模構想の問題でございます。あわせて、それに関連して平成元年度の

基礎調査、その部分はどうなっているか、ということでございます。

昨年予算の中で基礎調査費をお願いして、一定のものの基礎調査をまとめ上げました。これは、あくまでも基礎調査でございます。その内容といたしましては、当然、役所内の関係部署の組織8課にわたるわけでございますが、どうあるべきかというような内容の問題を含んで、庁内での組織を事前につくらせてもらいました。その後、大きなテーマとしては、日野市のコミュニティー施設というような考え方の中での整備計画の調査をしたわけでございます。調査の目的は、申し上げるまでもなく住民要求の多い中で、日野市全体をとらえた中、地域的な問題、地区レベルの問題、施設の現状の配置状況の体制がどうあるかというようなことを基本にしまして、計画的な施設配置が必要だということを前提にしての調査をしたわけでございます。

一定の現状の調査につきましては、昨年の事業として終わっております。これは、あくまでもこの基礎的な部分でございます。内容的には、コミュニティーの現状と今後の動向、あるいは統計資料の分析、既存の施設の現状の評価、現状での問題点と課題、というような内容でございます。よって、この基礎調査が現状終わっておりますので、本年度につきましては、施設の基本計画の策定でございます。当初予算の中にもお願いしておりますとおり、一つは業者に対する基本計画の委託料。もう一つはコミュニティー施設の、この基礎調査をまとめるべき懇談会の設置でございます。現状におきましては、懇談会あるいは基本計画に対するこの委託はまだ結んでおりませんが、現在、準備の段階でございます。

平成元年度の調査の内容につきましては、今お答えしたとおりでございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君） ここで、仮称ですが、浅川公会堂の問題が急浮上してまいりました。この問題については、行政報告に対する質問でも幾人かの方が質問されております。

また、請願、陳情の形で、この問題について「こうしてくれ、ああしてくれ」という要望も出てきておりますし、文教委員会で「公民館的な要素を持たせてくれ」というような請願も既に採択されているようであります。

この複合文化施設の問題については、26市のうちでは武蔵野、三鷹あたりが先鞭をとったといってもいいかと思えます。中でも三鷹市というのは下水道においても全国に先駆けて100%整備をいち早くなし遂げた市でありますけれども、それに続いて既に昭和49

年ごろからこの課題に取り組んでおりまして、既に6施設ぐらい、このコミュニティーセンターを市内に建設しています。

それで、どんな形でこのコミュニティーセンターの問題に取り組んだかと申しますと、まず、その目的とするところが、一つは、集会施設としての機能を持たせる、体育施設としての機能を持たせる、児童施設としての機能を持たせる、福祉施設あるいは社会保障施設としての機能を持たせる、とこういうことのようにあります。

浅川公会堂という、いかにも七生公会堂と同じような施設で、集会施設ではないかというような気がするわけでありまして、八王子でも最近、名前は市民センターといいますけれども、複合文化施設を整備中でありまして、2カ所ばかり私は施設を見てまいりました。ほかにも何市か、既に複合文化施設、コミュニティーセンターについて取り組んでいる市もあるはずであります。

まず、この辺、基礎調査が終わったという話ですけれども、いかなる性格を持たせるのか。あるいは、建設の手順をどうするのか。よく市民参加、市民参加といいますけれども、三鷹市の場合を見ると、全面的に設計の段階から全部、これは中規模地域ですから、中規模地域の各種団体に呼びかけて、全面的に任せたと。これは全部その人たちの言うことを聞いたわけでもないでしょうけれども、市民参加の形でこういう施設をつくっていった。また、建設後も、その運営についてはできる限り地域の住民団体に委託しているというのが実情のようでありまして、その辺については基礎調査なりでどのような見解をとっているのか。お伺いいたします。

○副議長（福島敏雄君） 社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄男君） 文化スポーツ推進本部の事務局の立場から、お答えをさせていただきます。

仮称浅川公会堂につきましては基本的な性格でございますけれども、今後ますます高まりつつあるであろう市民の文化的要望にこたえるために、中規模なステージをつけたホール、これを中心にしたしまして、そのほかに集会室、あるいは展示フロアなどを備えることを基本といたしております。今このような中で、多様化された市民の文化的諸活動に必要な機能を果たすべく、施設を考えております。

この施設につきましては、推進本部の本部会議で2回ほど、さらに幹事会でも検討を重ねまして、まだ粗っぽい素案でございますけれども、まとまっております。それをさらに建設検討の庁内委員会というものができておりますので、この関係部長の任による委員会におきまして、この粗い基本計画を一応庁内でまとめる作業を行います。この作

業につきましては、今議会終了後なるべく早い時期に開きたいと思います。そして、一応の基本線を出しまして、その基本線につきましては、今後は外部の方の意見をちょうだいする、とそういう段取りになるわけでございます。

ただいま申し上げましたとおり、600席のホールが中心になりますので、将来的には市民会館の系列に入っております。600という座席の数の根拠でございますけれども、これにつきましては、現在の市民会館の大ホールが1,100、七生公会堂が300でございます。その中間の線をとったということと、さらに58年10月31日に社会教育委員の会議から、今後の社会教育の振興策ということで答申をいただいております。その答申の中に、600席程度のホールが必要であると、そういう1項目がございますので、この二つの点が600席の根拠になっておるわけでございます。

○副議長（福島敏雄君） 旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君） 先ほど三鷹市の例を申し上げたわけですが、あくまでも複合文化施設というものは、全市的对象でつくるのではない。地域、これは中学校の通学区域とは多少異なるかもしれませんが、その程度の区域を対象として、また、その地域の人たちに主として利用してもらうことがねらいである、とこのように私は理解しているわけです。

そうすると、行政報告に対する質問でも、懇談会の問題も出ましたけれども、地域のこれから利用する人たちがどのような施設を要望をしているか。その調査から、アンケートなりでもいいんですけど、始めるべきだ。これが物の順序ではないかと、私はこのように理解するわけですが、その辺についてはどう考えますか。

○副議長（福島敏雄君） 助役。

○助役（砂川雄一君） ただいまの御質問について、私の方からお答えをさせていただきます。

今、御質問の中で、他の市のコミュニティセンターの施設の建設過程について、お話がございました。それぞれの市で、それぞれ名前はいろいろの場合があるかもしれませんが、いわゆるコミュニティのセンター的な施設をつくっていく場合のつくり方、あるいはその後の運営の仕方、あるいは施設の中に含まれますような諸機能、こういったものについては、それぞれの自治体なりその地域の特色なりによって定まってくるので、どの方法が最も一番いい方法だというふうに必ずしも言えないというふうに思います。

現実に、非常に先行をした自治体で、いわゆるコミセンというものをつくったところ

では、それなりのまた長所もありますけれども、まだいろいろ運営の中での欠点、その他も指摘をされてきているというような問題もございます。

ただ、いずれにしろ、コミュニティ施設でございますので、市民の声が十分にその中にも反映をしていく。それからまた、運営の中で市民の要望が生かされていくということは、これは前提条件であろうかというふうに思います。

それで、コミュニティ施設の場合でも、非常に地域に密着する、いわゆる近隣生活圏を対象とした、日野で言えば地区センター型の施設、それから全域を対象とするような市民会館的な施設、その中間に中規模の生活圏を対象とする施設という形になってくると思うんですが、この場合、やはり中規模生活圏を対象とする場合には、対象としては、この基本計画の中でも書いてありますように、一応中学校単位という形で、基本計画の中では一応中規模の生活圏のサイズをほぼ想定をしているわけでございますけれども、では、どこからどこまでがという形では、厳密には規定しがたいところがある。

相互に、例えば中規模施設がつくられた場合でも、その対象圏と想定される地域の人だけが使うということじゃなしに、もう少し実際の利用の仕方では、さまざまな形になってくだろうというふうに思います。これは特に中規模生活圏の場合はそうならざるを得ない。近隣生活圏の場合は地域密着型でございますので、非常に利用する範囲もかなりはっきり明確に規定できると思うんですが、そういうようなことがございますので、その辺のところを実際の施設計画その他の中で、どういう形で適切に市民の意見を反映させていくかというところが問題になろうかと思うんで、その辺については私たちが日常の市民サービスを通じながら、既にいろいろ市民の方の御意見をいただいているところもございまして、基本的にはもう市民の施設でございますので、市民の方が使いやすいという大前提に立って、計画は立てていきたいというふうに考えておりますので、その辺のところについては必ずしも中規模生活圏単位でアンケート調査、その他というのは、なかなか実際問題としてかなり難しい点もございます。

ただ、いずれにしろ、そういう声が十分に反映できるような措置は我々としても十分考えていきたい、というふうに考えております。

○副議長（福島敏雄君） 旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君） 今の、確かに近隣、全市対象の施設は確かに全市対象の市民を考えてつくらなければならないということは言えるし、地区センター的な近隣生活圏についても、それはまたそれなりの考え方もあるはずですが、この複合文化施設については、主たる対象は、まだ厳密に中学校区域とは重ならないということは理解でき

ますけれども、利用する人たちは、将来、最終的には中学が八つありますから、八つの施設に何らかの形の複合文化施設をつくることになるのかと思います。これは、そこにあるからほかの地域の住民には利用をさせないということではないにしても、主としてその地域の住民が利用する、できる施設だ、というふうに理解してもいいかと思うわけでありませう。

そうすると、これから、これはせっかくつくった施設ですから、大いに利用して、みんなに利用してもらわなければならないわけです。それですから、主としてその地域の各種団体に呼びかけて、皆さんがどんな施設を希望しているのか。あるいは、利用しやすいのはどんな施設かというようなことを、長い間、協議を重ねて、その結果こういう施設をつくりましょう、ということになるのが順序ではないかと思うんですが、助役、その辺をどう考えますか。

○副議長（福島敏雄君） 助役。

○助役（砂川雄一君） お答えいたします。

今、御指摘いただきましたように、それぞれ、特に文化的あるいは社会教育的な諸団体が活動をされておまして、活動している過程の中で、例えばこういう機能が欲しい、こういう施設が欲しいというようなことは、当然、今までも要求という形では出されてきておりますので、十分その点については私どもも把握しているつもりでございますが、今後もちろんそういった点については、十分に希望なり何なりは計画の中に反映させていきたい。こういうふうに思っております。

○副議長（福島敏雄君） 旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君） 私は、今度の浅川公会堂——仮称ですが——を対象とする一中区域ですか、そこについては遠いので余りその地域が、今、助役が言ったような手続が踏まれて、その中の地域のいろいろ団体の意向を聞いてきましたと、こういうことですが、果たしてそんな手続が実際になされているんだかどうか。私は聞いた事がないんですが、事実、そういう手続が出ているわけですか。（「地元の議員だって知らないんだから。ふざけるな。何か言ってみろ」と呼ぶ者あり）

○副議長（福島敏雄君） 助役。

○助役（砂川雄一君） 今、私が申しましたのは、そのある限定された地域内の文化的社会教育的団体のということではなしに、全域的に活動されておられる、そういう文化的な団体、社会教育的な団体についての御意見については、私どもも今までのいろんな活動を通じながら、意向としては私どもの方も聞いてきておると、こういうことを申し

たわけです。

○副議長（福島敏雄君） 旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君） 繰り返し申し上げますけれども、三鷹にしても武蔵野にしても、これは中規模地域という根をまず設定して、これは厳密じゃないですよ。ただ、この程度の地域が主として対象であるであろうという、地域の各種団体に呼びかけて、何十回も会合を重ねて、そして素案をつくったわけです。そして、その人たちの要望にはほぼ沿うような形で複合文化施設をつくったわけです。そうすると、地域の皆さんもこれだけ我々も相談をかけられたんだから、つくられた以上、一生懸命これを利用しようよという、ある程度の責任感も出てくるわけで、利用度も非常に高いということに当然なるはずですよ。

今、助役の説明によると、相談をかけたのは市内の各種の団体だと、こういうことですが、私の言っているのは、主としてこれからの需要——こういうふうな複合文化施設をつくった場合に、主として利用する、その中規模地域の各種団体にまず相談をかけるということが優先すべきではないか、とこういうことなんです。どうでしょうか。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） もう少し広く問題を考えていただきたいと思っております。

かつて社会教育は、教育、文化の行政範囲を教育委員会という、つまり文部省の系列で指導される仕組みになっております。今日、我が国の諸情勢、一つには人口が都市に集中をして、都市周辺の地域に新しい都市が生まれてきた。我が市は、そのまた範疇に置かれております。

もう一つは、経済の成長によって国際的に日本人の労働時間が短縮するという言い方が当たるかどうかわかりませんが、国際的な基準にだんだんじんできくる。これは労働団体のかねての要請でもあったわけでありませう。つまり、余暇時代が生まれてきたということでありませう。つまり、人生にゆとりができてきた。その人生のゆとりを、地域社会で最も人間性豊かに過ごすためには、自治体としての施設づくり、あるいは組織づくり、いろいろあると思ひます。そうして、今までの教育委員会行政のみではとても対応できなくなった。そこでハードな、いわゆる施設は、本来、学校にしましても、あるいは公民館等にしましても、これは総合行政として、市長部局がむしろ責任を持って提供をする。取り組みをし、提供をする。ソフトな活動の領域を、なるべくならば社会教育的な機能においては教育委員会がまた具体的にそれを充実させていく、とこういう自治体行政の新しい役割が生まれてきたと思ひます。つまり、生活文化という考え方であり

ます。

生活文化というのは、これは範囲も広いわけでありますから、なるべく市民の生活に即して、そうして人生を充実させるために、いろいろな文化やスポーツ、あるいはリクレーションといった要素を生活の中に取り入れていく、そういう環境づくりをするということであります。

今回、質問にもなっております、いわゆる浅川仮称公会堂、これはたまたま万願寺区画整理というまちづくり事業を行い、その中に、万願寺だけじゃありませんけれど、川向こうの程久保や、あるいは多摩川寄りの地域までも含めて、用地が確保できる。用地の確保こそ事業を進める大前提であります。区画整理の地域の中で、幸いにも保留地という形で、しかも将来の機能を果たす交通の面でも、極めて公的と思われるところを選んで用地を求めた、とこういうことでありまして、その用地の上にこれからだんだんと施設をどとのえていこう。こういう手順であります。

そして、それを全市的に考えますと、区画整理事業におきましては、例えば、今後、豊田の区画整理事業あるいは西平山の区画整理事業、それらの区画整理事業の中で、一定のコミュニティーの範囲でセンターになるような用地も確保していこうということ、豊田南の区画整理の中にも、また、将来の西平山の区画整理の中にも、用地を確保できる条件を想定しております。

たまたま、またそれが日野市のまちづくりの中では、東京、八王子バイパスのいわゆる幹線道路にもそれぞれ並ぶ位置になるわけでありまして、川が、浅川がありますので、どうしても南北という関係が住民意識にも生まれてくるわけでありまして、その南北交通もまた歩道橋等によってごく身近に感じられる状態をつくりながら、交通の上でも、あるいは地域地域の社会施設の上でも、文化的な自治体の条件を整えていこうという、こういう重要な時期にもなっておりますし、また、ある程度の見通しができ、とこういうことであります。

それらが完成すれば、比較的一地域の、一コミュニティーの施設ということにもなり得るでありましょうけれど、それらが整うまでは、やっぱりまた整ってからでも、政治的な施設として、それぞれに一定の特色を持っていく。持たせていく。これがまた、ネットワークの大切な意味だというふうに考えるべきであります。地域施設、地区センターではありませんので、地域の意見を総合してもちろん反映はいたしますけれど、それらの上に組み立てるというのではなくて、もう既にできているネットワーク契約の中で位置づけていくということも、手順として、民主的な手順を踏んでいるということが、か

なっていないということはありません。また、これから意見を十分集約をして反映をさせる。

ただ、大きい施設だけ、つまり全市的に考えると中規模ホールが欲しいということでもありますから、中規模ホールを一つの特色として、そうして伴う社会教育的施設、あるいは社会教育の活動の場、また公民館的な活動の場を複合させようというのが、つまり複合文化施設の意味であります。そのように御理解をいただきまして、狭い領域ではなくて、広域を考えながら、しかもコミュニティーを考える。こういう手法こそこれからの自治体のまちづくりにかなり方法だろう。こんなふうに考えております。

○副議長（福島敏雄君） 旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君） あるいは私の勘違いかもしれないけれども、今の市長の説明を聞くと、今回の仮称浅川公会堂は、全市的な地域を対象とする施設だ、とこういうふうに私は聞こえたんですけれども、私はまず複合文化施設を中規模地域を対象にしてこれからつくっていくんだ、その手始めだ、とこういうふうに理解していたわけですが、それはどっちなんですか。私、ちょっと今の市長の答弁で理解できない点なんです。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 中規模という意味は、コミュニティーという意味でも中規模ということはあるわけでありまして、今、日野市全域で考えておりますのは、そのコミュニティーの中規模に合わせながら、また中規模の複合文化施設をそれぞれに配置していこう。将来構想は六、七館構想になるだろうと、こんなふうに思っております。

もう既にできているものとして該当できるものは、東部会館もその一つになりましょうし、社会教育センターでありますとか、これから取りつこうとしております平山駅前の文化施設、これらもそれぞれの適正な規模において役割を担っていく。そういう複合文化施設になると、このように御理解をしておいていただければよろしいんじゃないかと思えます。

○副議長（福島敏雄君） 旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君） これからの中規模——それは何地域になるか、8地域になるかは別にして、各市につくられるべき複合文化施設として他市の例を見ると、八王子は、私が見たのは小和田と、それから柚木の市民センターですけれども、その施設は、別に集会施設としてはホールは持っていないんです。ただ、大きな体育館ではないですが、体育館は両方とも持っておりますし、これから聞いてみると、他の地域につくろうとする市民センターについても、体育館は必ずつくると。そして、あとは集会施設。

それから、日野市は図書館の分館が整備されていますから話は別ですけど、図書室と称すべき施設、それから畳敷き、あるいはフローアの、せいぜい100人規模でしょうか、大会議室といいたしてもね、その程度の会議室が幾つかあるという。それから老人の茶室なりを備えた集会施設があるという程度の規模であります。

むしろその方が利用度は高いのではないか。土方議員の出身の万願寺の地域として600席程度の集会設備が果たしてこれから利用をこなし切れるだろうか、利用をし切れるだろうかという大きな問題が、将来残るはずであります。

また、三鷹市の例をとってみますと、これはそれこそ中規模地域を対象として、主としてその中規模地域の各種団体の要望を全面的に取り入れて、いろいろの施設をこの地域につくってきました。そして、でき上がった後の運営も、その地域の団体に全面的に委託しております。内容を見てみますと、1から6までコミュニティーセンターをつくってあるわけですけども、集会施設としては、そのような大規模な600席とかいう集会施設を持っているところは一つもありません。メインとなるのは体育施設です。体育館、それからプール、屋内プールです。これを持っている施設が六つのうち四つ。あとは集会施設、児童施設。福祉施設として老人室を持っておりまして、あと図書室、これは八王子にもありますけれども、調理施設です。料理講習が行われる施設です。こういうのが主たる施設の内容となっております。

今、交通事情を抱えて、あそこは全市的な規模で600席程度のホールが必要なんだということですが、そうすると、これから、今市長が言われた豊田南、西平山、平山城址公園の前もそうですけれども、中規模地域を対象としたこれからの地域につくるべき複合文化施設については、今の企画財政部長が言われた基礎調査、あるいは、助役が市内の各種団体の意見を聞いて今回のこういう計画を策定したんだという話ですけども、これからつくられるべき施設についてはどんな構想を持っているのか。これを聞きたいと思えます。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） これからつくるものは、またそのときの——社会の発展の情勢に従いながらということもあろうと思えますけれど、今展望できるのは、豊田の場合は、これほどの程度用地が確保できるか、まだ十分な見通しはありません。西平山も同様であります。しかしながら、つくる以上は、用地を1,000坪に相当する程度を確保をし、それに可能な、いわゆる複合文化施設をつくっていきこうと、こういうことになろうと思えます。

したがって、今、何名のホールということ即座に言うことはかえって無理があると思っておりますが、現在の日野市の集会施設として、600前後のホールが欲しいというのは、もう婦人団体におきましてしかり、また子供会関係の集会においてしかり、いろんな分野から言われております。

そして、1機能1施設というわけにはなかなかまいりませんので、したがって、複合的に活用できる、そういう施設を特色を持ちながら、画一的なものではなくて特色のあるものをつくっていくということが、やはり役立つ一つの方法だろうと、こんなふうに思います。

例に出されます八王子の例、あるいは三鷹の例、私もよく承知しておりますが、まちの発展の度合いということも、形ということもありますし、特に八王子のごときは多数の周辺の村が合併をしてできている。こういう事情もあって、もとの村の名前を用いた複合文化施設、むしろ集会施設という性格の方が強いかもしれません。公民館、図書館、それに福祉センター、これらの、その地域の規模を保てる程度のものがつくられておるといことは承知しております。

それから、管理運営の仕方を地元任せるといっても、非常に民主的な方法として、できるだけ取り入れるべき手法だと思っておりますが、全体のやっぱり一つの基準とバランスはおおざからなければならぬはずでありますので、市民自治のルールはなるべく尊重しながら、しかもまた、行政としての全体的なバランスを保っていくという関係が、これからのいろんな施設を管理運営する場合の一つの手法だ、と行ってよかろうと思っております。

○副議長（福島敏雄君） 旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君） 私も、これからの、今言われたような中規模地域を対象とする施設が、すべて同じ施設をつくれということは申し上げません。やっぱり地域地域の実情に合わせて、その地域で必要とする施設をつくってもらいたい。あるいは用地の問題もあるでしょう。そのことを私は画一的にこういうものをつくれと言っているわけではありません。

一つ、余り時間もないことですから、具体的な問題に入っていきたいと思えます。

昨日でしたか、一昨日でしたか、都市整備部長が、豊田南地区については10月末に仮換地を発表できる段階に来ていると。こういうことで、既に大体の骨組みはできているはずですけども、前回も何かの機会に質問したはずですけども、仮換地の中で「複合文化施設の用地は取ってあるんだ。取ります」と、こういう答弁だったはずですが、

どの程度の面積を、複合文化施設用地を仮換地の中で取っているのか、お聞きします。

○副議長（福島敏雄君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） お答えいたします。

現在、仮換地の最中でございますけれども、予定しております面積は3,000平方メートル弱でございます。

○副議長（福島敏雄君） 篠野行雄君。

○24番（篠野行雄君） それはそれで、結構です。

あと、今年度の予算書を見ますと、おかげさまで平山城址公園駅前についての調査費と称すべきものがついております。利用計画策定調査として309万。それから検討委員会についての人件費、これが何がしかの金額がついております。もう本年度も約6カ月経過しているわけですが、いまだもって検討委員会がつけられたという話も聞きません。こういうものは、どういふものをつくろうかという、公共用地をどんなふうにご利用するかということ、検討になるかと思っておりますけれども、できるだけ慎重にこういうものは検討を重ねなければならないはずであります。金額的には、10人掛ける5ですから、5回会議を持つことになっているようですが、なるべく早くこういう検討委員会を設けていただきたい。

それから、利用計画の策定調査費も、この309万円あるわけですが、これは既に委託なりしてあるのかどうか。その辺についてもお伺いしたいと思います。

それから、行政報告のときに問題になりました浅川公会堂についての建設懇談会の性格ですが、やはり、ちょっと今、市長なりの答弁を聞いていると、これが全市の対象の施設だか、中間地域を対象の施設だか、はっきりしないわけです。まず、集会施設をつくるんだと。あとは中間施設があちこちにできれば、地域に使ってもらうんだと、このような二重の性格を持っているような気がしてなりませんけれども、懇談会の委員というのは、これは全市の対象で選ばれるのか。あるいは地域対象、将来、利用の中心となるべき地域の人たちから選ばれるのか。その辺はどうなのか。

それから、基本計画として994万円、これもつけられているわけですが、これは既に委託されているのか。まず、この辺をお聞きします。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問の中の、平山駅前構想のところを、私から一応お答えをしておきます。

かつて平山の小学校が今の平山城址公園の位置にあったわけでありまして、その跡地

をどのように活用するか。京王電鉄の城址公園の駅と、それから駅前に今……

○副議長（福島敏雄君） 市長、発言中でございますけれども、篠野議員の残り時間が11分ですので、配慮して答弁を願います。

○市長（森田喜美男君） 駅前に、御承知のとおり図書館と、それから大地区センターの施設が2カ所に分かれて存在します。その2施設、かつて京王電鉄当局からも、あの地域の活性化のために何かしたいという意向もありましたので、問い合わせましたところ、今回はその計画には、現実にはそういうことが具体的にはないということでありましたので、そのことは除外いたします。

それで、用地は図書館側が600何がし、それから地区センター側が300何がし。したがって、図書館側を今後の複合文化施設にまず使っていこう。図書館と、それから大地区センターの機能をもっと拡大をして、そうしていわゆる集会施設等も合わせた設計を行うべきであろう。このように行政側の一応の検討は終えております。

参加していただく検討委員会には、なるべく地元も多く入っていただき、特に西平山の文化施設をという運動の方もひとつ入れて、御意見を十分よく聞いておきたいと、このようなことで、まだ委嘱行為などのところまでにはいっておりません。

他のことは助役、お答えください。

○副議長（福島敏雄君） 助役。

○助役（砂川雄一君） 私の方から、浅川公会堂の懇談会の委員の構成のことについて、御質問がございました。

これはこの前にもお答えしていますけれども、まだ委員の構成に、委員の選出にこれからかかるわけで、まだ具体的なことは何も決めておりませんが、適正な形で市民の意見に反映するような構成にしたいというふうに考えております。

○副議長（福島敏雄君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 1点目の御質問の関係の中で、既に委託に出しているか、というような御質問でございます。ただいまの考え方は市長の方から申したとおりでございますが、一定の庁内の委員会の中で方向づけをしたところでございます。近いうちに委託に業者の方に出していくというような考え方で、今の時点はまだ委託に出していないということでございます。

以上でございます。（「浅川公会堂についても同じですか」と呼ぶ者あり）

○副議長（福島敏雄君） 社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄男君） どういうことでしょうか。（「浅川公会堂の

基本計画として、金額994万円経常されているわけですよ、当初予算で。それを既に実施しているかどうか」と呼ぶ者あり)

浅川公会堂の埋蔵文化財の調査については実施をいたしております。

そのほかの基本計画の点につきましては、私どもの方の所管ではございません。

○副議長（福島敏雄君） 助役。

○助役（砂川雄一君） 現在、庁内の検討委員会で細部の検討を煮詰めることになっております。それから委託に入るといことです。現在はまだやっておりません。

○副議長（福島敏雄君） 旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君） 地域の城址公園の駅前の中規模施設になろうかと思えますけれども、あれこそ利用の中心は、あそこの平山城址公園を中心とする中規模地域対象になるかと思えます。ぜひ地域の要望を十分に取り入れて、計画に着工をしていただきたい。このことを要望しておきます。

いずれにしろ、これから各地域につくられるべき複合文化施設については、むしろ各地の例を見ても、600席程度の集会施設よりも、体育館とか、あるいはプールまでは無理かもしれませんが、ひとつ住民が使いやすいような、利用頻度の高くなるような施設をひとつ考えて、建設していただきたいと思えます。

地区センターの利用率が、年間16万の人口に対して約30万だそうです。そうすると、市民1人当たり平均すると、地区センターを2回利用しているということのようですが、三鷹なり武蔵野で、こうやって住民参加でつくられた施設の利用率はどのくらいかといえますと、おおむね中規模地域といえますと2万人内外の、人口は対象人口となるようですが、ほぼ1人の市民が年間10回その施設を利用しているというような実績が出ております。これも、各地域の実情に合わせた複合文化施設をつくった結果ではないか、というようなことも言えますし、地域の各種団体に責任を持たせて運営をやっているということで、サークル活動等も実行委員なり対策委員が一生懸命つくって、高度利用を図ったというようなことも聞いております。ひとつ、地域の市民が利用、活用しやすいような施設をこれから考えていただきたい。

また、住民参加ということでもありますから、ひとつ地域の住民の要望をよく聞いて施設づくりをしていただきたいと思えます。

このことを要望して質問を終わります。どうもありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君） これをもって8の2、複合文化施設についての質問を終わります。

一般質問9の1、駐車場整備について問うの通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔21番議員 登壇〕

○21番（奥住日出男君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、駐車場整備について問うについて質問をさせていただきたいと思えます。

本年2月に、日野市交通安全推進本部が発足をし、さらに3月に、日野警察でございますけれども、日野駐車対策協議会が発足し、さらには平成2年度の所信表明の中で、市長の方から「日野市企業公社」を設立するための準備室を設置するという、こういうこれからの交通行政に対する意気込みなり、あるいは整備が述べられております。これらを期待しながら質問をさせていただきたい、というふうに思えます。

今さらこういうことを申す必要はないと思えますけれども、違法駐車、あるいは迷惑駐車が道路交通の渋滞の原因、さらには交通事故発生の一因になっている大きな社会問題であるということは、既にもう御承知のとおりでございます。

ただ、これが死亡事故につながるとなると、事は重大でございます。昨年9月の第3回定例会で、交通問題を取り上げて一般質問をさせていただきました。このときに、交通事故死亡者の数について言及いたしまして、このままのペースで進むと大変な数字になるよ、というようなことを申し上げました。日野市としても全市を挙げて一大キャンペーンをやったらどうか、とこういう提言も申し上げたところでございます。残念ながら結果は15年ぶりの1万台に乗ってしまった。正式には1万1千何がしですけれども、大変な交通事故死が発生したわけでございます。

ところが、ことしはその数字をも上回る勢いで交通事故死がふえ続けております。昭和45年に第一次交通戦争、このときの交通事故の死亡者が約一万6,800人。今日のこの交通事故を称して「第二次交通戦争」、こういうふうに言われる方も数多くいらっしゃるわけでございます。

今年度の交通安全白書によりますと、交通事故死亡者は年を追って増加して5年後、平成7年には1万3,000人前後に達する、こういう予測もしております。これは総務庁の方で、事故の要因が過去と同様の推移をたどる、こういう仮定のもとに分析を行っておりますけれども、こういったことを前提にした悲観的な見通しを述べているわけでございますけれども、まことに憂慮すべき事態であると言わざるを得ないわけでございます。社会を構成しているすべての組織、団体、あるいは個人が真剣に考えなければならぬ大きな問題であるわけでございます。

日野市としても、例年この時期になりますと、全国交通安全週間が——交通安全運動が開催されますので、それにのっとっていろんな行事が展開をされまして、これまでも多くの市民に対するキャンペーンを行ってきておりますけれども、本年も9月23日に市民会館で「交通安全の市民の集い」、こういうものを開催する計画が出されております。

さらには、過日は、市役所の前、市民会館のところにキャンペーンということで、キャラバン隊が参りまして、事故防止をPRしております。先月の22日です。ちょうど風が強い日でしたけれども、約百数十名の方が出席しまして、このキャラバン隊を歓迎したわけでございますけれども、ここでも総務庁長官から森田市長にあてたメッセージが渡されております。

こういうことで、いろんな団体がこういう交通問題について取り組んで運動しているわけですが、結果として、残念ながら一向に交通事故がなくなる。どころか、ふえ続けている。これは最近の数字でございますけれども、原付を含めた自動車の保有台数が約1.8人に1台ということで、かなり車の数もふえてきています。日野市内でも、昨年のデータを見ますと総台数が、これは二輪車も含めてですけれども、6万8,374台。世帯当たり1台以上の台数があるわけでございます。

こういう現状を考えますと、車も社会の一員であるのか。構成している一員である、とこんなふうなとらえ方をした、また、こういう観点に立った対策を考える必要がもう出てきているんじゃないか、こんなふうにも思うわけでございます。これまでも市当局の御努力によりまして、計画道路の整備であるとか、信号機、カーブミラーの設置、さらにはガードレールの設置等、いろいろと交通安全対策の整備につきましては、施策を講じていただいております。

しかしながら、違法駐車や迷惑駐車というのは、交通ルールを守らないというだけじゃなくて、社会のルールまでも違反をしているという、こういう状況でございますから、行政の御努力も限界がある。これはわかりますし、ドライバー自身のモラルの問題である。こういうことになりますけれども、ただ、市民の1人から言わせていただくんであれば、自動車が国民の足として広く普及した今日、豊かでゆとりのある生活を実現するには、真の車社会にふさわしい交通安全対策、あるいは整備はさらに推進をさせていく必要がある、というふうに思うわけでございます。

とりわけ目的地における駐車場の供給拡大、これはもうその対策として緊急の課題である。このように受けとめておりますし、社会資本整備の一環としても、この駐車場建設は行う必要があるんじゃないか。こんなふうにも考えているところでございます。建

設省としても、近年のこの駐車場需要の増大に適切に対処するために、標準駐車場条例、これを一部改正をしまして、ことしの6月1日付で東京都知事初め政令指定都市の市長あてに通知をしたという、こういう経過もあるわけでございます。

駐車場需要がどれだけ供給を上回っているか。昨年のデータから数字的に若干申し上げますと、東京都では瞬間にして約21万台の路上駐車がある。そのうちの違法駐車が約18万台。ところが、届け出されております駐車場の収容台数は半分のわずか9万台しかない、という状況にあるわけでございます。

しからば日野市はどうなっているのか。これは、昨年のこれもデータですが、日野警察に行ってちょっと調べてきたわけでございますけれども、日野市のデータを申し上げますと、瞬間にして路上駐車台数が1,738台。そのうちの違法駐車が1,513台。何と87%が違法駐車であるという、こういう状況でございます。逆に言えば13%しか収容する場所がない。こんな見方もとれるわけでございます。とりわけその違法駐車というのは、駅周辺、多摩平、高幡台、ああいうところの団地、さらには商店街、こういうところに集中をしておるわけでございます。

そこで、通告に従いまして、2点について御質問をいたしたいというふうに思います。

まず1点でございます。日野市の場合、現在、駐車場の設置に関しましては、このまちづくりの指導要綱の中で基準が定められておるわけでございますけれども、これを一歩前進をさせまして、助成措置等も盛り込んだ条例を制定していただきたい。こんなふうに考えておるわけでございますけれども、当局としてどのふうにこの辺を考えるか、御見解を伺いたい。これが1点でございます。

もう1点は、他市でもいろいろ知恵を出し合って、場所がないということで、公共施設の地下であるとか、あるいはJRの掘り抜きであるとか、いろいろと場所を活用しながら、市営を含めて駐車場の建設を促進をしております。日野市でも、何とか同様に凶っていただきたいと考えておるわけでございますけれども、その辺の点についてどのようにお考えになっているか。

以上、2点について御答弁をいただきたいと思っております。

○副議長（福島敏雄君） 奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） 大変難しい問題でございます。現在のところ問題の解決のための体系等のまだ整備が整っていないわけでございます。的確な御答弁にならないかもしれませんが、ひとつよろしく願いいたします。

現在、車の駐車対策といたしましては、道路を円滑に利用する。いわゆる自動車、歩行者が安全に利用できる、そういう形での管理。いわゆる交通管理者としての管理があるわけでございます。これは御承知のように、公安委員会及び警視庁が行っているわけでございますが、内容といたしましては、道路交通法に基づくとおりの取り締まり。それから、道路を自動車の保管場所として使わないように。これは法律といたしましては、自動車の保管場所の確保等に関する法律ということでございます。この二つの法律が100%機能的に動いていれば、現在の違法駐車等がないということになるわけでございます。しかしながら、実態はそうはいきませんで、路上駐車等が多く発生をしているということでございます。

そこで、ひとつまた視点を変えまして、この駐車の問題を分けてみますと、一つは自動車の保管場所の問題。これは駐車場じゃなくて、保管場所でございます。車を買って、その車を所有者が置く場所の問題。それから一つは、この車を活用いたしまして市民生活なり経済的活動を行うに際して、置くところの場所。これが駐車場ではないかと、こういう二つに分けてございます。

まず最初の保管場所の確保の問題でございます。これは先ほど申し上げました保管場所等に関する法律の中で、普通車以上につきましては、これは軽自動車も置くわけでございますけれども、普通車以前につきましては、車を取得するときに登録をするわけでございます。この登録のときに、この法律に基づきまして、駐車場所の確保をできている証明をいただき車を登録する、ということでございますから、本来ならこれでいいわけでございますが、これでは不十分でございますので、視点を変えまして、この建物を持っている所有者、こういったものにこの保管場所の義務化をつけていこうということが、最近の流れとして出てきているわけでございます。

これは具体的に申し上げますと、個人の住宅でございますれば、個人でその敷地内に駐車場を、保管場所を設ける。あるいは民間の共同住宅、あるいは公社、公団、その他公的住宅であれば、その建物を管理しております、いわゆる家主が確保をするということになるわけでございます。

この中で具体的な地方自治体として何か施策が講じられるかということになりますと、全国的ではまだほんのわずかでございますけれども、この自動車の確保の場所を設置する条例、こういうものを設けまして、駐車場の、駐車といいますか、保管場所の確保を指導しているところがあるわけでございます。

本市でも、御承知のように、非常に違法駐車等が発生いたしまして、いわゆる道路上

が駐車ということじゃなくて、保管場所として使われている事例が数多く出てきているということで、現在、8月1日から「住みよいまちづくりの指導要綱」を改正をいたしまして、共同住宅8戸以上につきましては、建設戸数相当分の駐車場を確保する。特に、その相当分のうち用途地域に応じてでございますけれども、その建設敷地内に50%から30%の台数の車の置き場を確保する。そういうことで、現在、指導をしているということでございます。

この条例化につきましては、いま少し状況を見ながら検討を進めたいというふうに考えております。

2点目は、いわゆるこの車を活用するところの駐車場になるわけでございます。これが国では駐車場法という形で、一部の地域を規制、誘導をしてございます。この駐車場法といいますのは、日野市で言いますと、日野市全域にかかわる法律ではございませんで、駐車場法あるいは都市計画法に基づきまして区域の決定をいたしまして、その区域内に建設する建物の建築主に駐車場の建設の義務を課す。いわゆる付置義務を課すということが1点。

それから、これだけでは住宅の駐車場ができないわけでございますので、公共の、いわゆる公共といいますか、公設の駐車場をつくって、商業あるいは経済活動に利用をする。いわゆる共用させる。そういうことでございます。

この駅周辺の商業、あるいは近隣商業地域の駐車場法に基づく駐車の問題につきましては、本年と来年にかけまして調査をし、計画を固め、平成4年度に駐車場法、あるいは都市計画法に基づきまして、この区域の決定等をしていきたいというふうに考えております。

当面、現在、豊田の南あるいは高幡土地区画整理事業の中で、事業が進んでおります。この高幡不動駅の駅前、あるいは豊田の南口等につきましては、この駐車場法に基づくところの地下駐車場を、駅前広場の地下に建設をしようということで、現在、調査検討をしているということでございます。

ちょっと前後いたしましたけれども、お答えといたしたいと思っております。

○副議長（福島敏雄君） 奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君） ありがとうございます。

消極的と言うとしかられそうでございますけれども、今はっきりしたのが、平成4年度に駐車場法に基づくか、あるいは区画整理の件で条例を定めたいというような御答弁であったやに理解をいたします。

駐車場法第20条ですか、これが大幅に改正をされまして、保管場所も台数当たりもかなり平米が小さくなってきた。それだけ国としても力を入れてきている。さらには、自治体の判断によって条例があれば、もっと厳しく基準を設定してもいいよという、こういうふうにも改正をされてきているわけでございます。私が希望しているのは、なかなか市営の駐車場というのは大変ですから、民間でどこか駅周辺につくってもらって、それに助成をさせていただいてやってもらえないか、というのが第一の希望なんです、今の部長の御答弁だと、なかなかここ一、二年では難しそうな感じがいたします。

26市の中で条例があるのは、わずか3市ぐらいしか今ないんですけれども、隣の八王子が第三セクターが設立されまして、今年度基本計画が出されたんですけれども、3年度から第1期工事が始まるということで、ちょうど八王子の北口の駅前から旧郵便局のあの信号まで、あの地下に駐車場をつくって約400台入れようという、こういう工事が来年度から着工いたします。

さらに引き続いて4年度以降、20号に向けて都合2,000台の駐車場をつくらうという、こういう計画が出されているのは御承知のとおりです。

さらには、連続高架化といって八王子から高尾までのJR、あれを全部高架にして、現在のレールのところを全部駐車場にしようという。これも3年度に基本設計が終わりそうだという。こういうことが議会の中で当事者から答弁があって、着々と進んでいるわけです。八王子と日野市の場合、比べても全く差がありますから、なかなか一概に同じようにというふうにいきませんけれども、目的地に車をとめてしまう。これは足になっていますから、数日前にたしか読売だと思ったんですけれども「八王子市の駐車場は実際にはあるんですよ、あるけれども路上駐車が多いのは何だろう」という、こんな記事が載っていました。

これは文字どおり足ということに、げたがわりになっちゃっていますから、車は目的地まで乗って行ってしまふ。駐車場があっても、それを乗り越して目的地まで行ってしまふんです。これはもう完全に社会のルールを無視したものであるわけでございますけれども、そういうところまで車が広く普及したという、こんな状況になっているわけです。

もう少し突っ込んで、今、豊田の話が出たんですけれども、実際に日野市内をずっと回ると、日野駅、豊田の多摩平のあそこです。あの辺が非常に車が多いわけなんですけれども、具体的に平成4年度というような話があったんですけれども、条例をつくらうとすればですね。それじゃ、それをつくらないにしても、その辺の計画についてもう少し何か

積極的な策がないのかどうか。もう一度御答弁をいただきたいんですがね。

○副議長（福島敏雄君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） 駐車場法が適用される区域といいますのは、用途地域に行きますと商業地域あるいは近隣商業地域でございます。これらの地域は、当然、買い物等で車の駐車場が必要ということで、駐車場法が適用になるということでございます。

この駐車場法で区域を指定をいたしますと、民間の、いわゆる民側の努力と、それからいわゆる官側の分、双方の責務が生まれてまいります。大体、今までの例でいきますと、民側のいわゆる設置義務が約7割ぐらい、公的なものが3割ということでございます。要するに、民間の方にも建物等をつくる場合には必要台数の7割ぐらいは負担をしてもらおうという、そういう仕組みでございます。したがって、市が駐車場を確保するということとなりますと、計画を立てまして、駐車場法あるいは都市計画に基づく手続を踏まないといけません。

どうしてかといいますと、一つは、さっき財源の補助の問題がございましたけれども、民間がこの計画に基づきまして駐車場をつくる場合に、建設費に対する手入れ資金の融資だとか、そういうものがあるわけでございます。したがって、一定の順序を踏んで進めてまいりたい、というふうに考えているわけでございます。

○副議長（福島敏雄君） 奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君） この問題、都市整備部長も冒頭おっしゃられましたように、大変難しい、頭を痛める課題であることは、もう言うまでもないんですが、市長にちょっとお伺いしたいんですが、今、全国で交通事故死亡者が年々ふえてきている。しかもそれを発生要因も含めて分析すると、事故の要因が過去と同様の推移をたどる。こういうことになっているんです。だれしも最初に頭に浮かぶのがスピード違反とか無謀運転、こういうことになるわけなんですけれども、過去と同様の推移をたどるということは、裏を返せば、再発防止策はそれほど難しくない。このようにも受けとめることができるわけでございます。

したがって、日野市をあくまでトップとして、過日、総務庁長官から渡されましたあの書き物を見ると、地域に見合った対策をとというようなことが、たしか書いてあったと思います。私、読み上げたのを聞いただけですから定かでないんですが、そんな感じがいたしたわけでございます。それらを踏まえて、日野市としてどういうことをやったら交通事故が減っていくのか。この辺のところをもう一つお考えがあったらお聞か

せをいただきたい。

人間というのは、絶対にミスをします。したがって、事故を未然に防ぐという手たては常にやっていかなければならない。これでもか、これでもかとやっても、それでもミスをする。こういう動物ですから、エンドレスでもってやっていかなければならないことは、もう致し方がないところがございますけれども、それでも行政でやることには限界がありますから、市長として「市民に期待することはこうなんだ。行政側としてもこれだけのことはやりたい」、できれば、そんな考えが聞かせていただければありがたい。こんなふうに思いますので、ひとつ御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私どもはこれまで、行政が一つの規制や誘導を図る乗り物の対象は自転車というふうに考えておりましたら、近ごろ、いわゆる車、自動車や、かつての産業に奉仕するというのではなくて、一人ひとりの生活に奉仕する、こういう役割を持つ車社会のまた様相が一段と進化した、進んだというふうなことだと思います。そして絶対数がふえたために、道路をそれぞれの所管に属する範囲で、管理者が新しい道路をつくったり、整備をしたり、いろいろやるわけですが、そのスピードよりも車の台数のふえる方がなお早い。そうして渋滞状況が生まれておるわけですが、渋滞も解消しなきゃなりませんけれど、これまた渋滞が、ちょっと皮肉な言い方をすれば日本経済をコントロールしておるといってもいいぐらいではなかろうか、と思わざるを得ません。

そして、何よりも指摘される交通安全、つまり人命を最優先に尊重する。そのために障害事故を起こさないということが、交通行政の今主要な眼目に入ってまいった、とこういう時代の変化がありありと感じられます。

そこで我々も都市計画の中に、例えば駅前の公共用地の下には二重構造でいわゆる駐車を設けていこう。そのことはもう具体的に高幡の区画整理、あるいはこれからの豊田の区画整理に進めていきたいと思っております。これまでも議場でもお話をしました、公園の下を駐車場化する。これは上野公園で既に行われている実情もありますので、可能だろうというふうには思っておりますけれど、なかなかまた法的な配慮が多くて、例えば多摩平の中央公園、グラウンドの下に市立病院や、また社協センターのお客さん方に駐車場を提供しなきゃならないと思って調べてまいりましたが、法令の改正を若干先行させなければ、直ちには無理である。設計をすることが無理だという事情が、ほぼわかりました。また、法令が改正されるという見通しも指導当局で聞いておりますので、

ぜひ都市計画の中に、つまり公園の下、あるいは駅前、公共広場の下は駐車場にするというまちづくりが、将来極めて重要な課題だと、こんなふうに思っております。

自転車の秩序、確保するための駐輪場条例というものを日野市はつくっておりますから、車の場合も何か工夫をして、そうして事故を未然に防止する直接的な手法と、また間接的な手法を検討をする余地があるのではなかろうかと、こんなふうには考えておるわけでありまして、御指摘のとおり当面の、特に車社会に向かう、これは車を減らすとか、歩いてください、自転車にしてください、あるいはバスに乗ってくださいといっても、車そのものは減らさないだろうと思いますので、人の生活になくはならない必需品だという観点から、新しい都市計画的な手法をつくり出していかなければならない。このようなことを痛感しております。

人命尊重が何よりも優先すべきでありますし、それから行政もそれなりにそれぞれの努力はしておるわけですが、なかなか決め手になるという、あるいは万能薬になるということはありませんので、確実にそれぞれの手を打ちながら、また車を持つ、運転する側にも十分ドライバーとしての責任感を確立をしていく。こういう社会ルールの中で成果を挙げていくということが、むしろ現実的ではなかろうかと、このように感じております。

○副議長（福島敏雄君） 奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君） ありがとうございます。

冒頭、私が申し上げましたように、これはもうある組織が簡単にやってできるものではありませんし、本当に市民全員が真剣に考えなければならないという大きな課題である、というふうにも思っております。

したがって、今回の質問は、そう簡単に回答のできるものではありませんし、ドライバー側としてももう少し秩序あるルールを守るといふ、こういうことも必要であるということになっておりますので、ただいまの市長の御答弁、私は前向きに受けとめております。ひとつ、今後とも積極的にこの駐車場問題、重要課題の一つとして取り上げていただいて、日野市としても他市から見て、日野市の交通対策はすばらしい、こんなふうに言われる日が早く来るように心から願ひまして、この質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君） これをもって9の1、駐車場整備について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時50分 休憩

午後3時22分 再開

○副議長（福島敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問10の1、市の行事についての通告質問者、一ノ瀬 隆君の質問を許します。

〔18番議員 登壇〕

○18番（一ノ瀬 隆君） 成人式、敬老大会など、市の主催する行事、あるいは式典といったものを材料にして、市政に対して批判的な態度をいささか強めさせていただき、質問をいたします。

私がここで批判の対象にしたい日野市の行事には、どんなものがあるか。

まず、毎年定期的に行われるものとしては、最初に市の新年会、最初の土曜日の午後やられているようで、ことしは1月6日午後2時からでした。

次に、1月15日の成人式、5月3日の憲法記念行事、そして9月の敬老大会。9月15日には行われず、ことしはついこの間の9月5日。昨年は9月2日と、2週間も早く行われました。

4日ばかり前に案内が来た、戦没者追悼式があります。ことしは10月9日に行われるようです。昨年は10月17日でした。

11月3日の文化の日には、毎年、日野市表彰式が行われています。

このほか、毎年行われるものとして、9月1日防災の日の直前の日曜日に行われる総合防災訓練も、市の行事の一つであると考えます。ことしは8月26日に行われたようです。防災訓練とは別に、水災活動訓練も6月ごろ実施されております。

以上が毎年定期的に行われている市の行事だと思いますが、このほかにも市の行事はあります。ことし1990年4月19日には、市立東光寺東地区センターの落成開所式がありました。

続いて4月27日には、市立特別養護老人ホーム「浅川苑」の落成式がありました。

5月13日には日野市植樹祭が、市役所前の中央公園で行われました。

さかのぼりますが、昨年、1989年10月29日には、日野市東部会館落成の記念式が行われました。

これから先は、第五小学校の落成式があるのかもしれませんが。

これらの市の行事に参加させていただき、幾つかの感想を持ちました。私だけではなく、隣にいた議員の不満をあらわす声、あるいは多くの議員から一斉に起こる批判の声など、把握できたものからも加勢していただき、ぶつけてみたいと思います。

議会は、私たち議員は、市民の代表として市政を監視し、批判し、そして指導する立場であり、市長がいかにか市政を執行しているか。市の職員が市民のために一生懸命、効率よく働いているかを、ウォッチングする立場でもあると思います。

ところが、市政の現場の執行状況は外から見る場合が多く、中から見る機会が意外に少ないと感じたところです。市の行事に招かれたとき、行事という市政執行をその中から見ることができる。市長のやり方は何だ、あの職員の仕事ぶりはけしからん、というのを目の当たりに見ることができる。行事への参加は、市政執行の至らなさを垣間見ることのできる数少ない機会だと思います。市の行事の運営に数々の不備な点が見られ、こんなやり方で市政全般が執行されているとしたら、単なる行事だからいいや、と決して軽視できないものだと考え、この質問を取り上げました。

市の行事すべてに共通して言えることは、主催者の立場である市長のあいさつと、来賓代表の立場で日野市議会議長のあいさつがあるということであり、私たち市議会議員も来賓として出席するということでもあります。

まず最初に指摘し、批判し、その良識ある改善を望むものは、この来賓の処遇であります。来賓のあいさつ、来賓の紹介、来賓の行事参加の場所、座るところなどです。行事によって、それぞれ理由なくばらばらであり、統一性もなく、連続性もなく、常識もなく、このような状況から、私たちが見ることができない市政全般の執行を類推したら、身震いがします。

日野市長が主催する行事に対して、来賓のトップとして日野市議会議長が位置するのは当然であり、来賓を代表してのあいさつも、しごく当然でありますこのような市の行事に、たとえ内閣総理大臣が来ても、最高裁判所長官が来ても、東京都知事であっても、最初にあいさつするのは日野市議会議長であり、きょうのような場合には、我が会派の福島議長があいさつすることであると思っています。

座席についても同じように考えるべきで、その意味で、この間の敬老大会の席の指定は間違っていると思いました。あのときは、小山議長は渡辺都議の次に座っていました。

さて、その都議会議員の市の行事の中での来賓としての処遇に対して、私は強い不満を持っています。それは、敬老大会にあいさつをさせていただき、議長の右に座らせてもらっても解消されるものではありません。（「そんなに偉い人なの、都議って」と呼

ぶ者あり) 日野市選出の東京都議会議員は、公職選挙法にのっとって日野市民だけによつてただ1人選ばれた、日野市民の代表であります。日野市議会議員は別として、日野市の行事の来賓としては最もふさわしい人であります。来賓として来てもらうことは当然であり、可能な限り市議会議員と並んであいさつしてもらうことが、最も市民本位の望ましいことだと思います。ましてや、従来あいさつしてもらっていた慣行を破ってそれをやめることは決してあってはならないことだと思います。

渡辺みずえ都議会議員は、今年の敬老大会で初めて70歳以上の日野市民にお祝いのあいさつをして、大喝采を博しました。(「うそだよ。自分の都合のいいことばかり考えている」と呼ぶ者あり) 壇上の市議会議員からも好評でした。それかあらぬか、次の機会であった市の行事、7月17日の日野市戦没者追悼式では、前年までの滝瀬都議と大きな差をつけられてしまいました。毎回、滝瀬都議が読んでいた追悼の辞は読ませてもらえず、それどころか議長などの座った前の席にも座れず、副議長の私の隣でした。慣行をも無視したのは、都議が女性だからなのか。(「いいじゃないの、どこでも」「ひがむんじゃないよ」と呼ぶ者あり) それとも、社会党の都議だからなのか。

来月、10月9日に行われるということしの戦没者追悼式にも、案内状によると「追悼の辞、東京都議会議員」の文字は見当たりません。献花、東京都議会議員と書いてごまかしたつもりかもしれませんが、こんな文字は全く不要です。なぜなら、献花は全員がやるのですから。あえて都議会議員を書くのだったら、日野市議会議員という文字も落としていけないことぐらいはわからなければ、全く情けないと思います。

この仮称女性差別のドキュメンタリーを続けます。

次の場面は、昨年10月29日の東部会館落成式です。市議会議員はもちろん東京都の局長などが大きな花を胸につけ、前に並んでいました。渡辺都議は私どもと同じ小さな花をつけ、私の隣に座りました。(「都議は遅刻してきたんだ」「特養ホームはそうだよ、おくれてきた」と呼ぶ者あり) この東部会館は、東京都の浅川下水処理場と縁のある施設、しかも渡辺都議は下水道を管轄する公営企業委員会に所属しているのです。お祝いのあいさつをした都の局長は、冷遇された渡辺都議の顔も見ることができず、日野市ではこんなことをやるのか、こんなことがあっていいのか、と後で渡辺都議に対して「自分だけあいさつして」と平身低頭、恐縮の極みだったそうです。

次の場面は、11月3日、市表彰式。都議は舞台の上に乗せてはもらいましたが、従来、議長の隣に座っていたものを意外にも2列目に座らされ、市民会館大ホールの客席から一番見にくいところに置かれました。主催者の立場に近い地方自治法による執行機関の

一部である教育委員長、選挙管理委員長などを来賓席に座らせ、郵便局長らと同列に追いやられたことは、どう見ても理解できません。

不満が吹き出る主体を、都議から市議会議員へと移します。市表彰式の場合、敬老大会のように来賓である市議会議員を壇上に乗せられない事情はわかります。だからといって、来賓とは言えない執行機関の人を来賓席に座ってもらうことはないと思います。郵便局長、保健所長なども、議員を下におろして座る来賓ではないと思います。ほかに適当な人がいなければ、都議と議長と副議長を加えた3人の来賓でいいのではないのでしょうか。

ことし1月15日の成人式で、私ども市議会議員にとって大変なことが起こりました。少なくとも私はそう感じたのでした。1976年、日野市議会史上初めて日本社会党の市議会議員が誕生いたしました。我が名古屋議長は、成人式、敬老大会などの市の行事で、出席した議員を議長あいさつのときに一人ひとり市民に紹介したのです。それは慣例となって歴代の議長に受け継がれ、行事に際しての議員の出席率も急速に向上しました。ある時点で、議長が紹介するのは大変でしょうと思われてか、司会がそれを代行するようになりましたが、議員紹介の慣例は主な行事で14年間続けられてきました。

それが、ことしの成人式で、市議会議員の紹介は何者かによって阻止されたのです。折しも市議会議員選挙の準備で多忙をきわめてはいたが、新しい有権者に紹介してもらえらるというのを欠席するわけにはいかないと、無理して出てきた議員もいたかもしれない。見事、空振りをさせられたのです。(「売名のために行くんじゃないわよ」と呼ぶ者あり) そのときに私は思いました。多数の議員を向こうに回して、慣例を破って「紹介せず」の大きな仕事をやってのける大物の部長は、あるいは大物の課長は、残念ながらこの日野市にはいないだろうなと思いました。

最近の幾つかの行事で、小山議長が、回復寸前ではあるが少し不自由な目で出席議員をあえて紹介してくれていますが、あるとき司会が紹介しないというなら、賢明で常識のある市川議長は、必ず議員を紹介してくれたはずです。議長にそう思わせておいて紹介しないのはペテンであり、議長に対する背信行為でもあるといえます。それでも、老人大会では司会からの議員の紹介がなされました。

今までの議員の紹介でまちまちだったものに、副議長の紹介があります。議長は別として、まず副議長から紹介するのがいいと思います。そのようなときもあり、全く無視されて議席順に並ばされて紹介されたこともありました。市民本位の市政を貫く日野市として、市民の理解しやすい方法が望ましいと思います。

まだまだ市の行事に対して言いたいことはたくさんあります。来賓への処遇は以上にして、そのほかのことで、ほんの一部を申し上げてみたいと思います。

行事は、案内状に示した時間を厳守して始められることが望ましいのですが、そのときの事情で多少おくれるのは仕方のないことだと思います。しかし、準備ができたからといって早く始めることは許されないことです。（「そんなことはないだろう」と呼ぶ者あり）それが、昨年10月11日の戦没者追悼式で、予定した10時30分より早く始まったのです。司会が始めようとしても、隣の部長が抑えるべきです。私には考えられない非常識に思えるのです。（「何分早かったの」と呼ぶ者あり）

次に、表彰式でのことです。この日、表彰される人にとっては感激いっぱい、生涯でも忘れられない日になると感じる人も多いと思います。私を表彰してくれる人は森田市長。森田市長様々です。私のことをよく知ってくれて、私の功績を認めてくれたと感謝、感謝のその森田市長から、クライマックスの表彰状授与の寸前「あなたの名前は」「あなたはだれですか」「何と読むんですか」と聞かれたのでは、受賞者はさみしい思いがするのではないかと思います。受賞者のみならず、市長の胸のマイクを通じて、その小声を聞かされる式参列者も余りいい感じを受けません。被表彰者の名前に仮名を振るなど、工夫すべきだと思います。それが毎回繰り返されているということは、非常に残念であります。

今度は、成人式について触れておきたいことがあります。これは日野市だけではないので、指摘されても感じないかもしれません。成人式の式辞などで「あなた方はきょうから酒も飲めます。たばこも吸えます。そして選挙権もあります」こんなふうに話されます。しかし、それはうそです。ことしの成人式に参加した人で、その後行われた衆議院選挙、日野市議会議員選挙に選挙権がない人も大勢いました。まだ19歳だからです。成人式の呼びかけの対象がずれているからですが、同じ年齢を一括せざるを得ないというなら、また、1月15日にやるしかないというならば、そのことが語られていいはずですが、それが全く語られず、約20%の19歳の人々が全く無視されているのが、私には不満です。「ことしの4月1日には、皆さんすべてが成人します」そういう言葉が必要だと思うんです。

市の行事全般について、その行事ないし式典の司会の良識を疑うことは、しばしばあります。案内した時間よりも早く始めてしまう司会もいましたが、行事の主催者として市長があいさつするときの紹介があります。「森田喜美男市長にごあいさつをお願いいたします」という司会がありました。そういう司会者は、市長の話が終わると「ありがと

うございました」と、身内の市長にお礼を言うのです。言わずとしたこういうときには、「日野市長森田喜美男があいさつを申し上げます」だと思います。

まだまだあると思いますが、これで打ち切ります。

以上、いろいろと憎まれ口をきいてきましたが、市の行事についての私の指摘に対して、過去のことをどう考えるか。また、これらを踏まえて、今後何か考えることはないかをただしたいと思います。私が挙げた行事の担当部署の部長でも、助役でも、あるいは市長でも、自由にお答えいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君） 一ノ瀬 隆君の質問についての答弁を求めます。助役。

○助役（砂川雄一君） ただいま、市が主催して行いますいろいろな式典の例をお挙げになりまして、いろいろ御批判をいただいたわけですが、市が主催して行います式典その他の行事におきます、その式次第の組み方については、必ずしもこうでなければならないという規範が存在するわけではございませんけれども、一般的には、社会的に慣習化されている方法によって、こちらの場合でも行っているわけでございます。

あと、式典その他の行事には、それぞれの事業の目的なり性格というものがございますので、その事業の目的、性格に沿って、それにできるだけマッチする形で式次第なりプログラムを組む、というのが最も妥当な方法ではないかというふうに考えているわけです。事業とか、その目的の違いなどによりまして、やはり式次第などのパターンについてもそれぞれ違うということがございますし、同じ事業でも回を重ねるごとにプログラムの内容を、組み方を変えるというようなことも、当然出てくるかというふうに思います。

そうした中で、いろいろ慣習化された方法というのが一定な形で継続的に行われてきているわけですが、そうした中で、例えば式の全体の時間の中での、それぞれの式次第の中での時間の配分の問題とか、そういったようなことで見直しをしたりすることも、当然必要になってきます。ここ何年か間に、私どもの方でもいろいろ試行錯誤なども含めながら、そういったパターンの組みかえをしている、というようなところも確かにございます。だれそれを軽視してどうこうというような問題では一切ございません。それぞれ事業の目的なり性格にできるだけ合わせるというような形で、そういう式次第を組み立てるように努力をしているところでございます。

ただ、今、御質問者が主張なさっておりますその趣旨につきまして、私どもとしては貴重な御指摘、御意見として伺わせていただきました。今後、十分に参考にさせていただきますというふうに考えております。

以上です。

○副議長（福島敏雄君） 一ノ瀬 隆君。

○18番（一ノ瀬 隆君） 私のこのノートで、14ページの原稿にわたって、数々のやじにもめげず一生懸命発言したわけですから、それに対する助役だけの答え。そしてその助役も余り時間をかけずに答弁されたということは、非常に不満であります。もう少し私の申しあげました個々の事例などを織りまぜながら答弁してほしい。

それぞれ行事には担当があると思いますので、できれば、その担当の部長から「私の部で担当するこういった行事はこういうことでした。こういうことでやってきましたので、全く言われるようなぶざまなことはありません」とか、あるいは「確かにそうだったので今度はこう直します」とか、そういった答弁を改めて求めたいと思います。

さっき、確かに自由に答弁してくださいと言いましたので、そういうことでしたけれども、それでは改めて答弁を要求したいと思います。

○副議長（福島敏雄君） 助役。

○助役（砂川雄一君） 重ねての御質問でございますけれども、それぞれ成人式、あるいは敬老大会、憲法記念行事、表彰式というふうに、いろいろそれぞれ主幹担当部も違うわけでございますけれども、市が主催して行います行事につきましては、事務そのものはそれぞれの担当部課で行いますけれども、全体的な進行その他については庁内で協議した上で定めて進行しておりますので、今、各それぞれの行事ごとにとりまして、今御指摘がございましたけれども、先ほど私が申しましたような考え方で、総体として進めておりますので、どうか御理解をいただきたいというふうに思います。

○副議長（福島敏雄君） 一ノ瀬 隆君。

○18番（一ノ瀬 隆君） 私の質問通告に対して、答弁の部署、だれが答弁するか。それがすぐに決まらなかったと聞きます。助役が、もしそういうことでしたら、最初から助役ということで簡単に決まらなかったはずですが、そうでないところに問題があると私は思います。

市の行事は、それぞれ担当部署が独自に、あるいは勝手にやっているように見られて仕方がないのであります。市の行事はかくあるべきだという定めもなく、今の助役のお話では、指導しているというようなお話でしたけれども、その指導部署がどこだということもはっきりしていないようですけれども、どうなのでしょう。指導部署が特定できなかったとしたら、それぞれの行事を担当する部署が集まって相談する、会議を持つ、というようなことが考えられると思いますが、今までこんなことがなかったのでしょうか。

か。これから、そんな考えでやっていくということもないのでしょうか。この点を改めて質問いたします。

○副議長（福島敏雄君） 助役。

○助役（砂川雄一君） 実際には、式典も含めまして、事業それぞれ担当部がございす。もちろん中には横断的に協議を進めなければならない事業もございすけれども、一般的にはそれぞれの単位部ごとにそれぞれの事業が組まれていて、今、御指摘がございましたような各種の式典等についてもそれぞれ担当部がはっきりしているわけでございます。したがって、一般的にこれらの事業を進める場合には、主幹課、部で、まず原案を作成して、それから順次決裁をとるという形で日常的に進めておるわけですので、要するにラインで進めていくという形で今までも来ておりますし、今後、何らかの調整が必要ということになれば、横断的な形でのまた調整も必要になってくるかと思ひますが、現在の段階ではそういう形で来ていて、特別に大きな問題というものはなかったというふうに思っているわけでございますが、ただいま質問者の方からいろいろ御指摘もいただいておりますので、この辺については私どもとしても今後検討してみたい、というふうに思っております。

以上です。

○副議長（福島敏雄君） 一ノ瀬 隆君。

○18番（一ノ瀬 隆君） 都議を従来の慣例に従わず冷遇した。市議会議員の紹介を14年ぶりにストップさせた。それは、その責任はだれだったかということ、助役の答弁では計り知ることができませんけれども、ここで、そんなことも含めて市長の発言を求めたいと思います。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） いろいろ具体的な事例を挙げて、意見を拝聴いたしました。

私どもの行います行事あるいは公式の式典等、すべて一個の自治体としての日野市の形式と権威を保つべきものだというふうには、日ごろ感じております。そして、その形式や権威というものは、すべて日野市民からおあずかりをしておるという性格のことだと思っております。いろいろ御指摘のございましたことを十分心し、今後、なお一層、日野市としての自主性ある形式を確立をしていきたいと、このように考えたところであります。御意見は十分拝聴いたしました。

○副議長（福島敏雄君） 一ノ瀬 隆君。

○18番（一ノ瀬 隆君） 都議を冷遇したのも、市議会議員の紹介をストップさせたの

も、部課長の責任の範囲を超えていると、もとより受けとめていました。その受けとめ方を変更させるものは、今までの答弁で出てこなかったことが残念であります。市長の指示によってなされたものだと判断せざるを得ません。

これを17年半の間、市長の座にあった人のおごりというのは、私のひがめだと思えます。私の指摘を参考にしていただき、だれから見ても（「社会党も支持したんでしょう」と呼ぶ者あり）すばらしい市の行事だと思われるよう努力をお願いいたしまして、この質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君） これをもって10の1、市の行事についての質問を終わります。

一般質問10の2、公園の清掃と自治会についての通告質問者、一ノ瀬 隆君の質問を許します。

○18番（一ノ瀬 隆君） 公園の清掃について、自治会活動と結びつけて、より立派な公園、よりすばらしい自治会活動を目指して質問をさせていただきます。

私は6年前の1984年、第4回定例会で、12月13日でしたが「公園の掃除を自治会でやりたい」と題した一般質問を行ったことがあります。このとき私は自治会長をやっていましたが、自治会内にある多摩平第二公園の掃除を自治会でやりました。公園内の草むしり、ごみはき、側溝の土砂のくみ上げなどで汗をかきましたが、みんな楽しそうで、汗をかいたが快い汗だとの、この一斉行動を高く評価され、近くに住みながらほとんど交流のない人がこのような機会と一緒に行動でき、話し合うことができ、非常に良かったと思ったところです。

このときの質問は、自治会にとって望ましい公園の掃除であるとしたら、市内のすべての公園の掃除を自治会に任せ、多少の報奨金を支払ったらどうか、という提起でした。私にとって繁忙をきわめた自治会長の仕事から開放されてから4年たちましたが、また自治会長を受け持つはめになりました。多摩平五丁目自治会という自治会ですが、この四月の役員改選でだれも会長をやる人がいなく、私が強く要請されました。こういう場合、私の立場として、やらなければならない義務があるように感じ、時間的なものなど厳しさを乗り越えて、やることにしました。やるからには、従来よりもすぐれた自治会活動を、と決意したところです。

そして、まずやったことの一つが、多摩平第二公園の清掃と管理の委託契約を、日野市環境緑化協会と私たちの自治会で結んだことです。月2回の清掃と年2回の草むしりを中心とした仕事を、自治会でやることにしたのです。

市から環境緑化協会への清掃及び管理業務委託仕様書には、多摩平第二公園外95カ所

となっていて、市内全体の児童公園の中で、第二公園が第一に挙げられ、表題になっています。市の施策として、自治会などに公園の清掃を委託する。環境緑化協会を經由しての委託を広めていくためには、この施策を前進させるためには、その第一番目に表示された多摩平第二公園がまずやる必要があるだろう。やらなければならない、と考えたところです。かつての私の提起した方向で実現したこの施策が市全体の公園に行きわたるためにはと見え、私たちの自治会が多摩平第二公園の清掃を受託いたしました。多摩平五丁目自治会は、昨年度までも任意に公園の掃除をやっていました。「公園の掃除は協力している人がいず評判も悪いから、ことしからやめよう」という声が上がってきていました。四、五年前までの会員の積極的な状況に変化が見られ、苦勞しました。だれも協力してくれなければ、おれ1人でもいい。月2回、朝早く起きてやれば1人でもできると決意して、委託契約書にサインしました。

ところが、実施すると、その都度、予想外の人数が集まって公園の掃除が行われました。ついこの間、9月9日の日曜日の清掃日には、10時からの開始であるにもかかわらず、9時45分には大勢の会員が集まり、熊手で落ち葉をかき集め、ほうきでごみをはき、草をむしり出しました。まさに「産むは案ずるより易し」でした。かくて多摩平第二公園外95カ所とあらわされた、日野市内の児童公園の第一番目の多摩平第二公園の清掃が地元の自治会に委託され、軌道に乗りつつあるということでもあります。

ここでまず質問します。

環境緑化協会へ委託した96カ所の児童公園の清掃は、自治会、老人会、あるいは公園愛好会などに委託され、実施されていると思いますが、その現状をお示してください。

また、この現状をさらに充実させ、多くの公園が市民によってきれいにされ愛用されるように、今後いかに考えていくか。今後の方針をお示してください。

次に進みます。公園の清掃は、今、環境緑化協会と私たち自治会と「多摩平第二公園清掃及び管理委託」を目的とした委託契約書なるものを取り交わしています。そして公園の掃除をし、何がしかの委託料をもらっています。私もそうですし、多くの自治会長もしかつめらしい委託契約書へのサインなど、なじみの薄いものですし、この形で公園の清掃を広めていくためには、支障になりそうです。6年前の私の提起は、報奨金としてでした。簡単に支給され、公園の掃除ができるようにしてほしいと思いますが、今後の考えをお示してください。

多摩平第二公園は、大きな部分が雑木林になってまいす。その雑木の落ち葉がいっぱいに散っているのをかき集め、ごみ袋に入れるのが一番大きな仕事になっています。も

ちろん平坦な広場はきれいに掃除をしますが、斜面になっている雑木林の中もはき清め、落ち葉を袋に入れなければならないのか、その辺がはっきりしていません。そのまま置いておいては汚いし、肥料になるものを袋に入れて衛生処理場行きでは、もったいない感じですが、今、私たちは雑木の1本1本の根本にはき寄せています。燃やしたときもあります。市の公園一般として、このようなところはどうか処理するのがいいのか。この際、これらを含め公園の掃除はかくあるべきの市の方針を確立し、御教示願いたいと思います。

次に、公園清掃での掃除用具の保管場所を何とかしてほしい、という質問を申し上げます。

私どもの自治会では、公園の掃除をするために竹ぼうき、熊手を大量に購入してありますが、その置き場所がありません。仕方なしに私の家に置いてあります。ほうき、熊手に加え軍手、ごみ袋などを保管して、掃除の日に二、三回に分けて公園まで運び、終わったらまた持ってくるのです。適当な置き場所がないので、車をはみ出させて、車庫の奥に置いてあります。置き場所さえあれば、側溝の土砂をさらうシャベルとか、草を刈ったりむしったりする鎌も購入したいのです。公園内にこれらの用具を保管できる小屋をつくってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。公園内にはやたら建物は建てられないというのは、承知しています。しかし、都市公園法第4条により、公園面積の2%以下なら管理事務所、詰め所、倉庫などの管理施設に限って認められているということです。ちなみに、多摩平第二公園の面積は3,560平方メートル。その2%は71.2平方メートル。20坪の建物は、目的にかなっていれば建てられるということでもあります。

「市で許可してくれれば、私たちが建てます。建てて、それを市に寄付すればいいのでしょう」という意見が、私たちの自治会にはあります。多摩平五丁目自治会には工務店あり、建築材料店あり、ガラス店あり、電気工事店ありと、一式そろっているようです。

最後に、公園内トイレの設置についてであります。先ほど申しあげました私の6年前の質問でも、多摩平第二公園にトイレを、というものを含めていました。会議録によると「多摩平第二公園には便所がありません。以前から聞いているところによると、公園には便所を置くのが当然なのだが、後の管理が大変なのでつくられないということです。後の管理は主に清掃だと思えます。嫌な仕事の代名詞に使われる便所掃除、それでも私たちはやります。交代でやれば1年に1回。それくらいならできると思えます。私たち自治会での唯一の公共施設であるこの公園は、自治会、商店会の花見、ビアパーティー

などの集いによく利用されます。その場合、便所のないのが大きな悩みになっています。便所の新設によって、自治会の生活の場としての公園に大きく前進します。公園に便所はつくれないのでしょうか」というものでした。

中村亮介建設部長の答弁は「設置の場所、公園の面積、利用度合いなどを勘案しながら今後検討する」ということでした。

その後、児童公園でも、多摩平第八公園にトイレができることになりました。私はここで、多摩平第二公園とあえて特定せず、自治会や周りの市民が清掃を実施している公園を最優先してトイレを設置してほしいと、強く要求します。

以上、6点を質問としますが、答弁をよろしく願いいたします。

念のため、6点の質問を繰り返しますと、

1点目、公園の清掃管理の委託の現状。

2点目、委託による清掃の今後の考え方、方針。

3点目、しかつめらしい委託契約は変えられないのか。

4点目、公園の清掃はかかる方法でという市の方針。

5点目、清掃用具の保管のための建物は。

6点目、公園のトイレ。

以上です。よろしく願いいたします。

○副議長（福島敏雄君） 一ノ瀬 隆君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 6点について、お答えをいたします。

まず第1点の現状についてでございますけれども、今、公園の除草と清掃については、先ほど質問者から出ましたように、児童公園が96カ所でございます。これの件については、財団法人日野環境緑化協会へ委託事業としてお願いをしているところでございます。環境緑化協会の方では、そのうちの11カ所を地元の自治会、あるいは老人クラブ等に清掃の委託契約をしているわけでございます。残りの85カ所については、造園業者、それと環境緑化協会の作業員の手で、そういう清掃、除草等を実施しているわけでございます。

2点目でございますけれども、今後の方針でございますけれども、この公園の清掃、それから除草については、非常に数が多いためにこれを直営でやるというのは、まず現状では不可能でございます。そういう意味からして、今後は、この自治会なり、またはそういう関係のところ働きをかせまして、より以上にそういう清掃ができるように積極的にお願いをしていきたい、と考えております。

3番目の業務委託でございますけれども、清掃手当については、先ほどお話ししましたように、現在は委託契約を結んで支払いをしているわけでございますけれども、手続が簡単という御意見が、この11カ所の方からも出ております。何とか簡素化していただいて、やってできないものか、というふうなことが出ておまして、この件については環境緑化協会の方ともこの点を十分検討をして、来年度からはそのような形ができるように努力をいたします。

それから、清掃等の内容でございますけれども、現在、この委託をしている中の清掃については、まず公園内のごみ、要するに落ち葉です、これについては、ほうきとか熊手等によって集めて袋詰めにしてダストボックスの方に処理をしている、ということでございます。

除草については、公園全体を対象といたしまして、特に目立つようなところを除草しているというのが現状でございます。

それから御質問の中で、一つは、雑木林の中とか、またはのり分ののりのところとかいうようなところの落ち葉等の清掃については、非常に危険な場所もございますもので、この場合は、委託された業者でなくて、直営でそういうところを今対処しているというのが現状でございます。今後も、そのような形でいきます。

それから、清掃用具の保管場所の件でございますけれども、地元において清掃等を実施している児童公園については、一応今までは物置として設置をしております。この物置の大きさを申し上げますと、幅が80センチぐらいで奥行きが90センチ。高さ1メートル90ぐらいで、坪数にしますと0.2坪ぐらいのものを考えて設置をしております。

今、御質問の中では、確かに公園の面積の中から20%のものが建てられるというようなことが（「2%」と呼ぶ者あり）質問者の方から出ておりましたけれども、その中のですね——あ、2%ですね——ものができるというふうな御指摘もございましたけれども、この場所についても、我々の方の考え方から申しますと、公園内にそういう物置程度、清掃等のものはいいですけれども、ほかに利用するような大きな建物になりますと、公園上の中の問題点もございまして、一応公園管理の中からいけば、先ほど申しましたような数字の建物にしていきたい、というふうに考えております。

この件についても、まず御指摘の場所についてはございせんもので、前向きに設置ができるように検討をしたいというふうに考えております。

最後の、公園のトイレの問題でございますけれども、トイレの設置については、一応基準では公園の面積が0.2ヘクタール以上の公園で、利用者の頻度の高いものと、特に

公共下水道が供用開始されている地域、こういうものこのところについて設置をしようということで、ことし初めて予算を取りまして、多摩平第八公園に、ことし初めて設置をするということになっております。御指摘の場所についても、利用度についても調査しております。非常に多く使われている場所でございますから、次期計画の中にも織り組んで設置をしていきたいという考えを持っております。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 一ノ瀬 隆君。

○18番（一ノ瀬 隆君） ありがとうございます。

公園の清掃と自治会について、市長のコメントがありましたらお願いします。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 自治会という地域の共通の課題を解決するために活動していただいている団体でございますので、小公園の管理あたりは、むしろコミュニティー施設として愛用をしていただくことを含めて、また管理にも当たっていただく。これが自発的に出てくるのが一番望ましいわけでありまして。環境緑化協会にそのような任務を託して、そうしてだんだん理解を得ながら進めていく。つまり、総市民参加のまちづくりにもなっていくだろうと、このように期待をしておるところでありました。

そのために最小限必要な物置でありますとか、トイレの話もございましたが、今までトイレになかなか前向きの姿勢がとれませんのは、管理と処理の問題でありまして、下水道が全市に普及するようになれば、比較的その管理も容易になりますので、頻度の多いものという一つの順序があるかもしれませんが、いい場所があれば、適切に設置すべきことも必要だというふうには感じております。

市内、これからも、大きい公園もありますし、それから大きい緑地のいろいろな形の契約による管理も出てまいりますので、一面には積極的に市民の活動の場に供するとともに、いかに緑を大切にすることが大切かというような意識に役立つ施策は、だんだんと整えていきたいと、こう思っております。また、地域の御意見も十分拝聴させていただきます。

○副議長（福島敏雄君） これをもって10の2、公園の清掃と自治会についての質問を終わります。

一般質問11の1、中央公民館の若干の施設改善についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔19番議員 登壇〕

○19番（板垣正男君）　ただいま議長から紹介がありましたように、中央公民館の若干の施設改善について、一般質問を行いたいと思います。

昭和22年の年でありますけれども、教育基本法が制定されました。今日の戦後の民主教育の原点になっている教育基本法であります。日野の教育行政も、この教育基本法を基本に進められていることを、長沢教育長は再三、説明を行ってきているところでございます。

この教育基本法は、憲法の本質にのっとり制定されたということが、その全文に明確に述べられております。この教育基本法の第7条には、社会教育について規定をしておりますが、次のように述べております。「家庭教育及び勤労の場所、その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用、その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない」と規定をしているわけでございます。

この教育基本法の社会教育に関する規定に基づきまして、社会教育法が制定されたことも御承知のとおりであります。社会教育法の第1条「この法律は教育基本法の本質にのっとり社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする」と述べております。昭和26年6月10日に執行されたものでございます。

当時の文部省社会教育課長を務めておられました寺中作雄氏という方がおられますが、昭和24年に「社会教育法解説」をあらわしております。この社会教育法解説の中で「我が国の社会教育の反省」という1章を設けまして、日本のそれまでの社会教育のおくれを指摘しているわけでありまして、総論の第1章に、次のように述べております。「我が国の教育はともすれば学校教育偏重の傾向があって、社会教育の部面が軽視されてきたことは一般に言われているところである」と指摘し、そして「過去の日本が、残念ながら、ともすれば官尊民卑の傾向が強く、いわゆる封建的色彩が濃厚であったことは否定し得ないところであって、教育に関してその考え方が強烈に反映していたことは十分反省されてよい事柄である」と、こういうふうに述べているわけでありまして。

このことから理解できますように、社会教育法が制定されたのが、戦前の日本の教育の中において、社会教育というのが、残念ながら余力を入れてこられなかったことの反省の上に立って制定された、と理解されるわけでありまして。そしてこの解説法の序の中で、次のように述べております。「ともかく我が国の民主化途上に社会教育法が生まれたことは、言わば画期的というような言葉に値する事実であり、将来、この法の意図

することが正しく活用されていくことを望むこと切である」と、こういうふうに述べております。社会教育法ができて、その意図する精神が本当に生かされて、将来の社会教育活動が旺盛に展開されることを、寺中氏は期待を込めて述べているものと思われまして。

戦後、この社会教育法のもとで、全国的に見たらそれぞれの自治体などが工夫と研さんを重ねて社会教育の発展に力を尽くしてきたものと思われまして。日野市においても、社会教育は、それなりの市政の中での位置づけが行われて、多くの施策を生んできたものと私は理解をしているものであります。

中でも公民館について言えば、開設以来二十数年間、日野の社会教育の中心的な施設として、多くの市民に利用されてまいってきたわけでありまして。この社会教育法は、私自身のもう一度この法に返って、どのようなことを社会教育、特に行政にかかわる点を強調しているかという点を見たいと思うわけでありまして。

第3条の国及び地方公共団体の任務というところで「社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作成、頒布、その他の方法によりすべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、みずから実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように務めなければならない」——このように国及び地方公共団体の任務を明らかにしているわけでありまして。言わば社会教育の発展のための環境を高めるために努力をしなければならない、こう規定しているものと思っております。

そして、第5条には、市町村の教育委員会の事務を規定しておりまして、この第5条には15項目からなる事務を例示されているわけでありまして。

その一番目には、社会教育に必要な援助を行うこと。

二つ目に、社会教育委員の委嘱に関すること。

三つ目に、公民館の設置及び管理に関すること。

以下、いろいろと書かれてあるわけでございます。

教育委員会の所管する事務は、明確に「公民館設置及び管理に関すること」と規定されているわけでありまして。私がここで社会教育法を引用するまでもなく、教育委員会は十二分にこのことを認識されている事柄だと思っております。

さて、こうして憲法や教育基本法、これらに基づく社会教育法の中で、社会教育についての明確な指針が示されているわけでありましてけれども、もう一つ、社会教育法のできたいきさつの特徴の一つに、教育委員の公選のときにつくられた、ということでありまして。これは私は、今日の教育をめぐる状況の中で、幾ら強調しても強調し過ぎることはないのではないか、と考えておるわけでありましてけれども、教育基本法に基づいて教育委

員の公選制が実施されました。しかし、間もなく任命制に変えられていったわけであり  
ますけれど、この公選制が行われている期間に社会教育法がつくられたのであります。  
そういう点では、国民の総意が反映した法律であったと私は解釈するものであります。

社会教育法のこうした精神が、寺中作雄氏の期待する方向で、戦後、順調な歩みを続  
けてきたかどうか、またいろいろと論議の分かれるところでありましょう。少なくとも  
日野における社会教育の基本は、この社会教育法の精神に沿ってさまざまな施策が展開  
されてきたものと考えられるわけであります。

きょう取り上げました一般質問は、公民館ということに限定しておりますので、社会  
教育の論議はまた詳しく後日に譲るといたしまして、このテーマに沿いまして、質問を  
続けていきたいと思っております。

昨年の6月であります、日野市中央公民館の建てかえ及び公民館分館的施設設置に  
関する請願が、議会で採択されました。ことし6月、浅川公会堂についての請願も採択  
されております。これは浅川公会堂建設にかかわっての懇談会に、公民館利用者代表の  
懇談会委員に加えてほしい、こういう内容のものでもあり、公民館併設を要望されてい  
る請願であったわけでございます。

この二つの請願が、最近、議会で相次いで採択され、議会の意思としても執行者に送  
付されているわけでありましたが、中央公民館を初めとする公民館の建てかえ及び公民館  
分館的施設の設置を求めるのは、多くの利用者、市民、そして議会もその意思をあらわ  
しているわけでありまして、また、それに沿った意思表示も、市側からも出ているわけ  
でございます。ですから、公民館の施設充実ということは、市政の方向としても確認さ  
れていることではないかと考えているわけでございます。

さて、そうした方向のもとで、昨年、5,400万円余りの予算を計上いたしまして、中  
央公民館の施設改善が行われました。以前とは違って現在の公民館は大変明るい感じの  
ものになったということは、利用者の方々は一様に述べておられることでもあります。私  
も実際に中央公民館を訪れまして、改修後の明るくなった施設を拝見しているわけでご  
ざいます。

まず、1階は玄関が二重ドアになりましたし、自動ドアにもなりました。障害者が大  
変入りやすくなったということは言えるわけであります。

実習室の流しの取りかえが行われました。これは2階の婦人実習室の流しも同じこと  
でありますけれど、20年以上も使っておりますと、20年前に設置いたしました流しが、  
なかなか実際の使用に大変不便な箇所も出てきたということなどがあって、この改修が

強く要望されておったところであります。要するに、排水が思うようにいかないという  
わけです。料理を行っても水が流れないわけでありまして、その苦勞は、余り細かく  
言わなくても想像できるわけであります。

それから機械室がホールに衣がえいたしました。大変いいホールになったということ  
でございますし、私も拝見いたしまして、ちょうど規模といいますか、広さといいます  
か、使いやすいホールになったということでございます。7月には公民館のミニ祭りが  
ありましたが、あのホールを使って声楽家の音楽発表、あるいは演奏なども行われまし  
た。私も演奏を聞いた1人でありまして、公民館にこのような音楽会が行われるな  
どというようなことは、つい数年前まで予想もできなかったことではないかと思いま  
す。

2階に上がりますと、障害者用のトイレが新しく設置されましたし、1階のトイレも  
含めて全面改修が行われております。

さらに、避難階段を正面の2階の部分から1階におられるような設置が行われまし  
た。この避難階段も、大変いざというとき大きな役割を果たすものと思われまして、以  
前からこの避難階段の設置が要望されておただけに、利用者にとって大変うれしいこ  
ともあったというわけでございます。

照明も一定部分改善されましたし、壁なども塗りかえなどによって大変明るい感じを  
持つようになってきているわけでありまして。

昨年、この改修をめぐっていろいろいきさつがございました。決してスムーズではな  
かったようであります。しかし、とにかく5,420万円の費用をかけまして、改修が終え  
たわけでございます。ちなみに、この費用のうち国の補助金は600万円であります。都  
の補助金が946万4,000円。市の費用分が3,879万6,000円という割合になっております。  
国はもっと補助金を出してもいいんじゃないか。社会教育法の精神からいったら、もっ  
ともっと公民館改修あるいは設置等について、補助金支出を増額すべきではないかと、  
私は常々考えているところでございます。

さて、こうして一定の改修が行われた後、これも利用者の長い間の要望点などがよう  
やく実現された、ということにもなっているわけでありまして、これですべてよしとい  
うわけには、まだまだ至っていないわけでありまして。ですから私も今回の一般質問に取  
り上げたわけございまして、そうした点などをよくとらえていただいて、今後なお教  
育委員会でも検討を重ねていただきたいと思います。このように要望する次第でございます。

さて、具体的に改善点を申し上げていきたいと思っております。

一つは、改善点に入る前に、ことし3回目を迎えました公民館のミニ祭りが、ことし

7月に行われました。私も二日間にわたって行われましたこの公民館ミニ祭りに行ってみまして、大変なにぎわいを目の当たりに見ることができたわけでございます。公民館の職員を初め業者の皆さん方、関係者の方々、汗を流しての準備やその運営に当たってこられたわけでございます。教育委員会、社会教育部長でもよろしいですし、ぜひ教育長に、このミニ祭りの盛況といえますか、たくさんの方々、市民の方々が参加をされて、思い思い会場を回っておられたその様子などについて、感想を聞かせていただきたいと思うわけであります。

2点目でありますが、公民館の利用者を1年間の集計では、昨年度2万7,900人と報告されております。一時期、改修の工事期間がありましたから、全面利用ストップという期間があったにもかかわらず、2万8,000人近い人の利用がございました。過去62年度では、4万7,900人、約4万8,000人近い方々が利用されるということなどもございまして、この二、三年、4万人台の利用者にふえてまいってきているわけであります。私はいつも思うのでありますけれども、なぜこの公民館、施設的には古いといわれて、いろいろと使いにくい点などが指摘されているにもかかわらず、こうして多くの方々が利用するのだろうか、ということなんです。

参考までに、申し上げるまでもないと思うんですけど、例えば生活保健センターなどは、これは昨年度3万9,923人、利用率ということになりますと54.1%だそうですけど、約4万人近い方々が利用されておる実績があるわけです。しかし、施設の規模からいきますと、生活保健センターの方がはるかに大きいわけです。水泳教室を除いた施設の利用者が3万9,923人となっております。歴史の違いということなどもあるかもしれませんが、交通等のことなどもあって、立地条件の違いなどによる利用の違いなどということもあるかもしれません。しかし、私はもっと違うところにこの原因があるのではないかというふうに思いますので、その施設などの比較で、なぜ公民館が多くの市民に利用されているのかということ、ひとつお答えいただきたいと思います。

3点目は、ことし設置されることになっております保育室の設置準備状況はどのような進捗状況か、ということについて説明いただきたいと思います。

4点目。端的に言いますと、エレベーターの設置が昨年度の改修ではできませんでした。私も昭和57年6月の議会でありましたけれど、公民館問題を一般質問に取り上げた際、このときにも障害者などの利用の利便に、エレベーター等の設置の検討を要望したことがありました。障害者の青年学級や少年学級が実施されていることは、もちろん市長を初め教育長も十分御承知のはずであります。青年学級は、昭和50年、もう10年以上

にわたって公民館を中心にして今日まで運営されてまいっております。多いときには100人前後、私がこの学級を見せていただいたときには、80人からの関係者の方々が来られました。障害者自身、両親、そしてボランティアの方々、いずれも障害者青年学級を楽しく、そして、次の障害者青年学級の開設を待ち望んでいる人ばかりが来られたわけでございます。その青年学級に車椅子で来られる障害者の方を、ボランティアの方々が2階まで階段を上がる。担いだりして上がっていくわけです。そして終われば、当然階段をもとのようにして下がるということになるわけです。こういうことは、私が言うまでもなく、これも十分認識されていることであります。

ベッドに横たわっている方も、この青年学級に来られているそうです。ベッドごと2階に運ばなければならないわけです。避難階段がつくられる以前、公民館内の階段を、ベッドを五、六人、七、八人の方が持ち上げるわけです。あるいは2階から1階におろすというときに、あの踊り場が狭くて、なかなか回転ができなかったという話も伺っているんです。私は、この青年学級を始めたということは、非常に障害者の方、関係者の方にとっても歓迎されたことでもあるわけでありますから、公民館を中心に、こうした青年学級がますます充実発展されることを願っているわけであります。

だとすると、いろんな障害者が参加するということが、だんだん大きくなるわけです。そうすると、車椅子だけではなくて、歩行にも困難な人や、松葉づえをつく人も参加をするということになるだけではなくて、ベッドでも参加をしたいということがあれば、やはりそういう人たちも障害者青年学級に入れて、ともに学んでいくということになっていくわけであります。

今後、エレベーターないしエスカレーターの設置ということがどうしても不可能なのかどうか。この点をお聞きしておきたいと思えます。

5点目は、陶芸窯の増設であります。窯というのは、煮炊きをする釜ではなくて、陶芸用の窯でありますけれど、現在、七つの陶芸の愛好グループがあるそうでありますが、大体200人前後の会員がおられるのではないかと見られております。大変好評でありまして、公民館の行う陶芸の教室にも過去たくさんの方々が学んでこられて、そしてそこを卒業すると自主的なサークルをつくって、みずから陶芸を楽しむ、行うということが、行われているわけです。そして、だんだん愛好者もふえてまいりまして、先ほど申し上げましたような人数や、サークルの数に発展しているということです。一つの窯でありますから、次に焼くときには、もう何カ月も先になってしまうというのが実態だそうであります。余り多い申し込みがあるために、公民館の事業として、今、陶芸教室は行っ

ていないのではないですか。サークルなどの実質的な陶芸を優先させるということだと思わうんですが、そのくらい今多くの方々が陶芸に親しんでいるということでございますだけに、いろいろ検討する点などもあるようでありませうけれど、陶芸窯の増設を検討していただきたいと思ひます。

そのほか、壁をまだ新しく、塗装がえといひますか、そうならない部屋もあるようであります。照明はよくなったけれど、壁は20年前と同じだということでは、せつかくの照明改善も高架をあらわさないのではないかと思ひます。改善の点がまだありと言へると思ひます。

さらに、避難階段をおりたところは、三つ段があるんです。路面と館の敷地、側溝のふた、この三つ段があったところにおりようになっておまして、非常に危険な状況にあるんです。これを改善、至急していただきたいということでありませう。

さらに、せつかくのホールができたけれど、ピアノがないんです。これはもう何年前から、いろいろと機会あるたびにこのことを私も申し上げてきてはいるんですけれど、電子ピアノが入ったことは入りました。しかし、コーラスをやる人にとっては、やっぱりピアノの伴奏が欲しいというのは、これは共通したことではないかと思わうんです。

ついでに申し上げますと、市民会館の練習室にはピアノがありまして、ピアノの伴奏による練習もできます。七生公会堂のホール、市民会館の大ホール、小ホールともピアノがありますから、演奏の発表などにはピアノを使うことが、もちろんこれはできるわけでありませう。しかし、練習のときに、公の施設にピアノがないというのは、これは本当に困ったことだと思わうんです。市民会館の練習室に1カ所でしょう。七生公会堂にも練習室というのではなくて、楽屋と控え室だけですから、ピアノがないのは当たり前だということになるのかどうか、わかりませうけれど、しかし練習というのはやっぱりやるわけですからね。ピアノによる伴奏を行って練習をするというのは、これはぜひいたくだということではないと思わうんです。ごく当然なことではないかと思わうんです。

公民館、そして生活保健センター、あるいは東部会館等も含めて、ピアノの設置というのを早急に検討されたいかと思ひます。

最後になりますけれど、ミニステージというのがござひます。生活保健センターのホールにはミニステージというのがありまして、折りたたみのステージがあるんですが、ああいうようなステージを公民館のホールなどに置けるようにしたいかと思ひますので、その点も検討していただきたいと思わうわけでございます。

最後に、教育長にも1点、考えをお伺ひしたい点がござひますが、これは今質問を行っ

た項目を回答していただいた後、していきたいと思ひますので、とりあえず今私が具体的に申し上げました改善点について、答弁をいただきたいと思ひます。

○副議長（福島敏雄君） お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思ひますが、これに御異議ありませうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君） 御異議ないものと認めませう。よって会議時間を延長することに決しました。

板垣正男君の質問についての答弁を求めませう。社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君） ただいまの7点にわたる御質問に、最初に私からお答へを申し上げたいと思ひます。

第1点目でございますけれども、7月14日、15日の両日行われましたミニ公民館祭り、これに参加しての感想ということでございます。

このミニ公民館祭りは、公民館が20周年を迎えた一つの記念といたしまして、4年ほど前に第1回を行いました。2年間、空白があつて、今回また行われたものでござひます。実行委員会の形式をとりまして、この実行委員さんに30名以上の方が参加をされました。当日も参加をされました実行委員さん、ほとんどお見えになっていたということござひまして、土曜日の午後、日曜日の一日、これだけでおよそ2,200名程度の参加者があつたと、このように実行委員会から報告がござひました。企画の立て方、あるいは、このお祭りの期間、これによつてはさらにもっと多くの方がお見えになれたのではないかと、このように考えておひます。

これを、ほかの市の事業でござひます産業祭り、青年フェスティバル、あるいは文化祭、こういったものに比べませうと、確かにけたが一つ違うほど少ないのでござひますけれども、この公民館祭りに参加された人たちは、ただ公民館に集つてそこで学んで、人間の触れ合いをつくる。そういう単純な発想の方もありますが、それ以上に、積極的に公民館を核として地域のコミュニティーづくりをやっているんだと、そういうエネルギーのようなものを私は感じたわけでございます。委員の方が模擬店の仕事を一生懸命なさつたり、あるいは出し物に案内をしてくださつたり、その活躍ぶりは本当に頭の下がる思ひ出でございます。これだけ多くの方が来ていただいた。これを目の当たりにいたしまして、公民館が20年前はどんな姿であつたか、調べてみました。

御承知のとおり、41年7月に現在の公民館がござひまして、二十数年たつわけでございますけれども、昭和45年の公民館の利用者の数を当時の事務報告書から見てまいりませう

と、その利用人数が2,300人でございます。これは、その利用の内訳を見ますと、文化グループ関係が8,500人。それ以外は学校の関係ですとか、あるいは市役所の研修とか、あるいは会議、そういった場に使われておったものでございます。当時は、まだ社会教育行政と公民館の教育機関としての役割が、まだ十分、分化していないときでございまして、このような結果になりました。これから比べますと、20年たった今日のこの公民館の盛況ぶりは、本当に目を見張るばかりでございまして、歴代の職員、それからそれに協力して下さった市民の皆さん方、こういった方々の力が大きくしていると、このように感じたわけでございます。これも、先ほど冒頭にお話しなさいました社会教育法に、たとえその歩みは遅々としたものであっても、のって活動をしてきた結果が、このような盛況になってあらわれているのではないかと。私はこのような感想を持ったわけでございます。

第2点目の御質問でございますけれども、公民館の利用率がなぜこんなに高いのか。いろいろ要因が考えられますけれども、まず第一番といたしまして、私には公民館の職員の問題があらうかと思えます。他の社会教育的な施設にも確かに職員は配置されております。しかし、そういう職員はどちらかといいますと、建物の管理運営、そちらの方に力点が置かれた職員でございまして、公民館の職員というのは、市民の学習を助ける、支援する、そういう立場で職員がおります。利用者は、気楽にその職員に相談を持ちかけることができるし、いろいろ指導も得られる。そして、その職員と利用者との間は、顔なじみの関係でもって気楽にお願いしたり、お願いされたりできるような状態ができ上がっている。こういうことが一番大きな理由ではないか。このように考えております。

公民館の職員は、社会教育機関としての職員の役割を担っております。例えば、利用者の方が来て「こういう会議をやりたいんだけど、どんな形でやったらいいだろうか」という質問のときに、それではブンブン討議でやりなさいとか、そういった専門的なお答えができる。こういうことから市民の皆さんに頼りにされている面もあるのではないかと、思っております。

中央公民館については、施設が古いとかいろいろ御批判はございますけれども、地の利がいいというところも、利用率を高めている要因の一つであらうかと思えます。日野駅から10分足らずでございまして、南部の地域からは、高幡からバスを利用して来られる。そういうことから、利用者が多い。そういうところに結びついている面もあらうかと思えます。

3点目でございますけれども、保育室の問題。保育室の問題につきましては、本年度設置すべく予算をいただいております。ただし保育室でございます。人命にかかわることでございますので、完全に配慮いたしまして、その設置の場所を見ましたところ、公民館の本館の一中寄りの方でございまして、そこに玉石積みの擁壁がございまして、その擁壁にかすかに割れ目ができておりますので、この割れ目を完全に防いで、安全な土地をまずつくりまして、そこに保育室を設置する。その擁壁の工事につきましては、今議会に上程いたしまして、文教委員会に付託をされているものでございます。擁壁工事が完成をいたしますと、その後に保育室の設置工事が始まります。来年2月ころまでには、年度内のなるべく早い時期ということでございますけれども、来年2月ころまでには何とかできるのではないかと。このように予定を立てております。

なお、規模といたしましては、約41平米の保育室。それからエアコンをつけまして、水洗トイレもついておるものでございます。

4点目の御質問で、エレベーター設置の件でございます。御質問の中にもございましたけれども、障害者の青年学級、少年学級の会場になっております。主たる会場になっております。そういうことから、今まで車椅子の方、ベッドの方、教室までおいでいただくことにつきましては、ボランティアの方々に大変不便、御迷惑をおかけしていたわけでございます。一番の問題点は、おっしゃるとおり、その踊り場の180度の回転でございまして、これがなかなかできなかったんでございます。したがって、避難階段と共用いたしまして、障害者用の階段を正面に設けまして、その階段を使って、今までよりは楽に障害者の方に教室に入らせていただく。そういうことができるようになりました。

エレベーターの件でございますけれども、現在は、そのエレベーターのスペース、特にベッドを上上げるようなエレベーターでございまして、病院にございまして奥行きが深いエレベーターが必要でございますけれども、このスペースをどこにとるかということで、頭を悩ませております。現状では、大変スペースの問題で難しい問題だと、このように考えておりますけれども、今後も継続して検討をしてみたいと思っております。

その次が、陶芸窯の件でございますけれども、この陶芸窯は、現在、入口を入りましてすぐ左手にございまして実習室のすぐわきの屋外にございまして。これについても、利用者の要望が多いということは十分承知をしております。しかしながら、このエレベーターの問題と同様に、やはりスペースの問題で大変難しい問題がございまして、利用者とも協議をいたしまして、何らかの打開策を生み出してまいりたいと思っております。

それから、壁の塗装などに入りますけれども、昨年度、5,000万余の経費で改修をいたしました。その一部の壁が古いままで残っているという御指摘でございますけれども、そのとおりでございます。この残っている部分につきましては、今年度、修繕費を100万余持っております。この修繕費は突発的な事故などに備えて、今まで執行せずに持っていたものでございますけれども、もうしばらくこれを執行せずに持っておりまして、年度末間近になりまして大きな事故もなければ、これを使ってきれいな壁に仕上げる予定であります。

非常階段下の危険な箇所でございますけれども、これはすぐ職員でも対応できるような方法をもって、可及的速やかに処置をいたしたいと思っております。

電子ピアノでございますけれども、これはまだ音楽関係団体が今ほど多くないところに、利用者の皆さんの要求によって設置をいたしたものでございますけれども、利用団体が多くなると、ピアノという要望が出てまいりました。これについても一応考えの中に入れて、今後、検討をしてみたいと思っております。

ミニステージの設置でございますけれども、このミニステージも、音楽ホールにあれば大変効果的な設備だと考えます。これについても、来年に向けて検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 私は、最初に社会教育法の法の精神をわざわざ引用して、私自身も含めて、この言わんとするところを再確認の意味で紹介したわけでございます。社会教育法の精神にのっとって、公民館の施設改善、運営等に一層の努力を期待しているわけでございます。法の精神を十分生かして、今、部長から詳しい具体的な説明があったものと私は解釈しておきたいと思うわけでありまして、ぜひとも今後、努力を続けていただきたいと思います。

一つ目の、公民館ミニ祭りの感想でありますけれども、部長も大変評価されていたと思っております。参加者が大体2,200人だということだそうでありますけれども、これは昨年の実績の報告と同じなんです。日野の社会教育は、最近、私どもにも昨年度のものを配付されました。この中を見ますと、大体2,200人と書いてあるんですが、今年度も大体同じだったということなんでしょうかね。まあ、しかし部長がそう報告されているわけですから、そのように私も聞いておきたいと思っております。

一つの施設のこうした催し物としては、私は決して少なくないんじゃないか。むしろ

日野市内の施設のさまざまな催し物がありますけれども、私は多い参加者を得ることができたんじゃないか、と思うんです。それだけに市民の公民館に対する関心、期待というものがかなり高いということが、こうした行事などからもうかがい知ることができると思います。

2点目の、公民館がなぜ多くの市民に利用されるかという点で、部長は2点挙げられました。職員がおられるということ、これは非常に大事なことであります。公民館を利用される方々の相談相手になったり、適切な助言をされる。利用者の自主性を尊重するような方向での、こうした職員の役割というのは非常に大事なわけでありまして、この職員の配置というのが、やっぱり大きな要因の一つになっていると私も思います。

二つ目の立地条件。バス停が近いとか、日野駅に近いというようなことなどもあると思います。

もう一つ私は、大事な点を落としているんじゃないかと思うんです。公民館の利用が無料だということです。この無料というのを、施設利用者の要因の中に入っていないということはないと思うんです。うっかり落としたのか、あるいは、そんなことは要因になっていないというふうに考えておられるのか、わかりませんが、やっぱり無料で使えるというのが大きな魅力の一つだと思うんです。私は、公共施設を高いお金を払って使うか、あるいは無料で使えるか、この違いというのは、非常に大きいと思うんです。これは、大事な点を落とされたんじゃないかと思うんです。再答弁があれば、後でお願いしたいと思います。

それからもう一つは、建物の前が駐車場になっておりますから、催し物によっては広場として使えるというのも、私はこれは大きなやっぱり魅力の一つだと思うんです。ほかの施設は、なかなか広いスペースをとることができません。建物と連続した駐車場も少ないわけでありまして、こうした公民館や中央福祉センターが、催し物によっては、その広場も一体として使えるというところに、さまざまな行事を組む有利な点があるんじゃないかと思っております。自由な雰囲気、だれでもこの公民館を利用できるというのが、社会教育法、公民館設置法の重要な柱の一つになっているわけでありまして。こうした雰囲気を、いつまでもやはりしっかりと維持するというのが、公民館の管理運営に大事な点ではないかと思っております。職員の皆さん、あるいは教育委員会の方針として、これらがしっかりと守られてまいってきているということが、利用者の高い要因のまた一つになっていると、このように私は考えるわけでありまして。

先ほど、生活保健センターの利用数のことを紹介いたしました。勤労青年会館は、

昨年度3万5,707人なんです。豊田の駅前にあるわけで、交通の便という点では、これ以上、条件のいいところはないと思うくらい駅の近くにあるわけでありまして。ここが3万5,707人、93.3%の利用率だということで、非常に高い利用率を示しているわけでありまして。

湯沢会館は5万人を超えているんです、これも。これは一部有料でありますけれど、大部分、無料で使えるという、そういう施設の利用状況の中で、5万人を超える人たちが年間利用されている。

中央福祉センターも5万2,492人。これも大変多くの利用者がおられるわけです。これもお年寄りなど中心に利用されているわけでありまして、無料で使えるわけです。私はやっぱり、古い施設でも、こういうふうに多くの方が利用されるというのは、無料だということが大きな要因だと思うんです。こういう実績などを見て、無料という点を、私は公民館利用の要因の一つになっているということでございます。

勤労青年会館は有料だということは、言うまでもありません。

さらに保育室は、今、準備が進んでいるようでありまして。ぜひとも準備を怠りなく設置をしていただきたいということを、ここでもお願いをしておきたいと思っております。

4点目のエレベーターの設置であります。今後、なお検討をぜひ続けていただきたいと思うんです。それにしましても、避難階段は雨が降ったときは利用できないと思うんです。あそこは屋根がありません。ですから、建物の中の階段を雨の日は利用することになると、従来と同じようになっちゃうんです。（「非常階段は違うよ」と呼ぶ者あり）ですから、この避難階段も、雨のときも利用できるということになるなら、それでもよろしいんですけど、今はそれはできないということなどもあるわけですから、やっぱり再考をもっともっていただくという必要があるかと思うわけでありまして。

それから、7月の公民館ミニ祭りの際、助役が来られました。そのとき、公民館の階段を、上からお年寄りの方がおりてきたんです。年配の方で、立って歩くと危険だということなどがあまして、四つんばいといいますか、そういう格好をして、身の安全を守るために四つんばいになっておりてきたんです。そのとき助役は、ちょうどその場面に会いましたね。ですから、お年寄りが階段をおりるとかや上るとかいうことが、どんなやっぱり危険なことだということを、私は幸いにして助役は見ることができたと思うんです。足をけがして松葉づえをついて歩くと、階段の上り下りというのは大変だということも、私もよくわかりました。

しかし、私の経験だけではなくて、障害を持ち、生涯そういう状態で歩行しなければならないとか、あるいは階段の上り下りをしなければならないという方にとっては、やっぱり大変なことなんだろうと思うんです。しかも車椅子でしょう。あれがベッドで来られる。これを10年間、こうした状態を続けているということに、私は再度一般質問に取り上げて、教育委員会、教育長だけではありませんけれど、理事者も含めて、もっともつとやっぱり真剣に考えてもらいたいということなんです。

青年学級の開級式、あるいは閉級式に、市長あるいは教育長も出席されて、目の当たりにそういうことは見ておられると思うんです。きっと心に案ずることがあったのでありましょう。何とかしてやりたいという気持ちも、恐らく持っておられることと思います。ぜひそのことを実際の施策の中にあらわしていくというのが、私はやはり教育行政、あるいは市の行政の具体的なあらわれではないかと思っておりますので、このことを強調しておきたいと思っております。

陶芸窯の増設の点でありますけれど、今後ぜひ利用者団体等との協議の中で、検討をしていただきたいと思いますと思うんです。建ぺい率等で、現行ではなかなか増設が難しいという話も、私も伺ったわけでありまして、ほかの方法で可能なのではないかとということなどもあるようであります。これも利用者の意見などを聞かずに、勝手に「あそこはいいだろう」みたいなことで増設するということは、これはよくないわけでありまして、十二分に協議を行って、利用者の方々の要望にこたえていただきたいと思うわけでありまして。

細かい点で、壁の修理、修繕でありますけれど、現在100万円の修繕費を取ってあるそうですね。これ、もう少し取っておくということですから、これも他に急を要するような事態が生じなければ、年度末にもこの予算を使って壁の修繕を行うということのようであります。予算は大事に大事に取っておく、あるいはそれを活用するということは当然でありますけれど、不用額にならないように、ひとつ頑張ってください、壁の修繕に充てていただきたいと思うんです。

避難階段のおりたところ、これについては早速やっていただくということですから、ぜひお願いしたいと思います。

ピアノは、ぜひとも入れてほしいんです。これはもうコーラスをやる人には、本当に必要なことなんです。市民会館の練習室は、これは使用料が要るでしょう。何がしかのお金を出さなければ使えないわけですが、公民館にも置く。そして、教育委員会の管轄ではありませんけれど、他の必要な施設には同じようにピアノを配置して、音楽練習

のできる条件を整えていく、ということをおわせてお願いしておきたいと思います。

ミニステージ等についても、ぜひ検討を行っていただきたいと思います。

社会教育部長、この公民館の無料という点ではいかがか、という気が私はしておりますので、この点だけを再答弁いただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君） 社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君） 再質問にお答えをいたします。

無料は、公民館の利用者の増につながっているかどうか、というお尋ねでございますけれども、利用者の数の増大につながっていると私は思います。

それから、ミニ祭りですが、去年もことしも同じ人数だというお尋ねでございますけれども、これは模擬店が出た、販売された数字とか、そういうものを参考にいたしました、実行委員会で2,200と、そういう発表がございましたので、使わせていただきました。

○副議長（福島敏雄君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 最後に、教育長にお伺いしておきたいと思います。

社会教育法の示すところ、公民館の設置及び管理に関する教育委員会の事務ということについては、もう教育長はよく御承知のとおりでありますし、また、日常的にもこのような事務を行っているわけでございます。

教育長は、たびたび「社会教育の充実のためには人材、人員の確保が必要だ」ということを強調されているわけでありまして。最近の教育長のお書きになられました、昨年度の社会教育の報告書の中でも述べておられることでもありますけれども、こういうふうにもおっしゃっているんです。——立派な施設、豪華な会館等は近隣市を含めて次々と建てられていき、目を見張るような時代が必ず訪れてくるものと思います——しかし、ただ仏をつくって魂を入れずということわざではありませんが、どんな立派な建物をつくっても、人をちゃんと配置しなければその目的を達しない、という趣旨のことを述べておられるわけでありまして。

私は、そのことは、そうだと思うんです。否定はしませんし、おっしゃることは私も同感なんです。しかし、このおっしゃっていることをよく読んでみたり、あるいはこれまで教育長がおっしゃっていることを振り返って、私もよく考えてみたりしますと、人的配置が先で施設はまた後だ、とこういうふうにとめると、だんだんっていきくんです。あるいは、施設をつくるのは教育委員会ではない。市長部局だ。だから余り施設の充実という点ではタッチしないかのような印象を受けるわけでありまして。私は、

そういう区別したものではないんだろうと思うんです。この法の趣旨にもありますように、地方公共団体の役割というのは、やっぱり社会教育が大いに充実、発展するような環境をつくるということなんだと。この環境をつくるというのは、施設の充実であり、あるいは職員の配置、人材の確保ということにもなると思うんです。

ですから、市長の責任も明確にすると同時に、やっぱりそれを直接所管する事務を扱うのは、教育委員会なわけです。福祉の問題であれば福祉部でやる。具体的なやっぱり計画や立案をするということと同じように、公民館の問題についても教育委員会で私は十分論議して、具体的な施設の充実、新設等も含めて、一定の見解や計画を持って市長との協議を行う。こういうことでなければいけないんじゃないかと思うんです。

教育長のおっしゃっていることのせいなのかどうか、私は聞いてみないとわからないんですけど、昨年度の教育委員会の開催されたときの議題が、公民館のことや社会教育のことについて、余り議題にはなっていないんです。必要がなかったということなのかもしれませんけれど、例えば公民館で言えば、昨年12月16日に開かれました教育委員会で、日野市公民館運営規則の一部を改正するのが議題になっています。規則の改正が、一部改正があったようなんですけど、そのことが議題としてのっているのみで、1年間、公民館のことについては何も議題として論議はされていないということが、この議題からうかがえるわけです。

昨年、公民館の改修の問題で、いろいろといきさつがありました。決して平穩ではなかったと思うんです。そういう問題が生じているときに、教育委員会が何もこの問題で論議がないというのは、もともと教育委員会の所管事務ではなかったからなのか。あるいは、議題にするほどではなかったのかということなのか、です。私どもの立場から見ると、これはどうなのかなという印象を私は持ったんです。それで教育長に、そのことも含めて、公民館の充実、発展について、今後の展望などについて説明していただきたいと思うんです。

○副議長（福島敏雄君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） お答え申し上げます。

私は、再三、議会でも日野市の図書館行政と公民館行政、これが車の両輪のような存在にあるという話をしてまいりました。

特に、日野市の図書館行政というものは、これは全国でも行きわたるほど日野の図書館行政というものが高く評価されている。その図書館行政の出発点というのは、確かに立派な建物も当然必要なわけですけど、それ以上に、やはり専門の司書が配置されて、

とにかく巡回図書館的な形まで通しながら、地域の隅々まで、いわゆる読書層を掘り起こしていったと、こういう条件が日野の図書館行政の出発点にあったのではないかと、こういうふうにとらえているわけなんです。

それで、この中央公民館というものが、確かに公民館のコントロールセンター的な役割、これを果たしていくやっぱり中心であると、こういうぐあいに押さえております。ぜひこれは教育委員会——特に教育委員会としても、市内全域の公共施設、これをどんな具合にネットワークさせて、そこにどういう方向でこの市民の方々が参加できるような場をつくっていくか。

今、例えば陶芸窯の問題も出ました。確かに日野の小中学校にも幾つか陶芸窯を備えている学校が数校ございます。当然、学校に置かれております陶芸窯は、学校教育活動、これが中心で置かれているわけなんですけれども、例えば平山台小学校等では、土曜、日曜あたりを使って、図工の先生が非常に熱心だったという面もありますけれども、地域のお母さん方が一つの陶芸教室をつくるぐらい発展していった。そういう条件的なもの等を通して考えていく場合に、やはり世話役をしてくださる方、先ほど社会教育部長が申し上げたように、世話役活動をしてあげない方、なかなかそういう地域の公共施設をどうのように活用していったらいいかということが、個人の、個々の市民の方ではわかりにくい。

ぜひ、そういう意味からいきますと、ちゃんとした社会教育主事が、せめて中学校区単位ぐらいにでも張りついて、その地域、地域の世話役活動をしながら中央公民館に集まり、また地域へ散っていく。そういうような方向づけの中で、ぜひ一方では地域に散った公民館そのものも必要でございますけれども、現在のその状況の中で、その問題を解決していくためには、やはり地域に現在ある公共施設をどんなぐあいに活用していくことのできる手だて、そういうものがつくり上げていくことができるか。その面の、ソフト面での仕事の中心というのは、これはもう完全に社会教育の分野の中で、あらゆる知恵を絞って取り組んでいく性格のものではないかと、こんなように考えておりますので、先ほど板垣議員さんの方から読み上げられた状況の中でも、建物というものは、これはお金と時と場所、それがあればつくれます。また、そういう状況の中で、ぜひつくった建物に魂を入れる、その人材というもの、この人材を養成するというのが、やはり社会教育として一番要の仕事ではないかと、このように考えている次第でございます。

○副議長（福島敏雄君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 教育長のおっしゃることも大体わかります。中央公民館が社会

教育の中心的なセンターになるということも、これも再三、教育長から言われてきたことでもあるわけであり、早くそういうふうになってほしいもんだと、私も期待はしているわけです。議会で質問があると、答弁のたびにそういうことを繰り返されているだけでは、これはやっぱり何をされているんだろうという疑問も起きるわけです。必要な予算も当然つけなければならないわけでありますから、一朝一夕にはいかないかもしれませんが、しかし社会教育の問題、あるいは公民館の問題というのは、再三論議されている。あるいは市民からも熱い要望がなされているという現実を見れば、もっともっと力を入れて、具体的な方向ということを明らかにする必要があるのではないかと思います。

その中央公民館の役割は、現行ではもう手いっぱい。施設的にですね。ですから将来的には建てかえという問題も当然必要ではないかということで、市民の皆さんも請願を出されたわけです。そのことは、最初に紹介したように昨年の6月日野議会でも採択して、そういう方向が議会の意思として教育委員会、あるいは市側にも伝えられているわけであります。

そういうことについて、では将来、中央公民館はどうしよう。市内の公共施設などとのネットワークで社会教育を一層充実させるための、その中心となる中央公民館を現行のままでいいのかどうか、ということなどを教育委員会の議題にして論議すべきことではないだろうかというのが、私も申し上げたいわけなんです。去年は論議がなかったけれど、一昨年はあったかもしれませんがね。あるいは、2年前、3年前はあったかもしれませんが。こうした教育委員会の開催されたときの議題を見ていると、社会教育の問題や、あるいは公民館について、もっともっとやっぱり突っ込んだ論議をして、具体的な方向を明らかにして、教育委員会としての計画なり意見として、市長との折衝も行う。それが自然体の一つの方向に、施策の方向として示されていくということが、私は必要だと思うんです。

教育委員会の活動が、これまで学校建設を初め多くの日野の教育行政に大きな役割を果たしているということは、これはもう何人も否定することのできないことだと考えているわけであります。その上に立って、なお一層市民の要望にこたえ、社会教育をより充実、発展させるという点で、私は教育長にもっともっと頑張ってください。こう要望しておきたいと思います。

きょうは、公民館ということで問題点を絞り、質問を行いました。教育委員会、特に長沢教育長、そして社会教育部長に質問を行い、教育委員会で論議を一層活発にしてい

ただきたく、質問を行ったわけでございます。

きょうは市長にも答弁ということはいたしておりませんので、また後日、論議を行ってまいりたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君） これをもって11の1、中央公民館の若干の施設改善についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。御苦勞様でございました。

午後5時41分 散会

9月13日 木曜日 (第5日)

平成2年  
第3回定例会 日野市議会会議録 (第28号)

9月13日 木曜日 (第5日)

出席議員 (29名)

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	小川友一君
5番	高橋徹君	6番	土方尚功君
7番	天野輝男君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	17番	高橋徳次君
18番	一ノ瀬隆君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	奥住日出男君
22番	夏井明男君	23番	黒川重憲君
24番	簀野行雄君	25番	古賀俊昭君
26番	市川資信君	27番	谷長一君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員 (1名)

16番 小山良悟君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	佐藤智春君
助役	砂川雄一君	総務部長	藤浪竜徳君
企画財政部長	長谷川暢男君	生活環境部長	糸川滋君
市民部長	永瀬誠一君	都市整備部長	前田雅夫君
清掃部長	小林修君	福祉部長	坂口泰雄君
建設部長	橋本栄萬君	病院事務長	大崎茂男君
水道部長	高野隆君	学校教育部長	藤本亨一君
教育長	長沢三郎君	教育委員長	村田安正君
社会教育部長	坂本金雄君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橋達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3  
 立川速記者養成所 所長 関根福次  
 速記者 佐伯実和子君

議事日程

平成2年9月13日(木)  
 午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時8分 開議

○副議長(福島敏雄君) おはようございます。

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員24名であります。

本日議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問12の1、市民の健康増進のために、スポーツ諸施設の充実施策を積極的にの通告質問者、沢田研二君の質問を許します。

〔1番議員 登壇〕

○1番(沢田研二君) おはようございます。

それでは通告に従いまして、市民の健康増進のために、スポーツ諸施設の充実に向けた施策を積極的にというテーマで質問させていただきます。

日野市には他市にも誇れる大変多くの施策がございます。それは緑と文化の市民都市を目指す都市像を基本計画としまして、森田市長を中心に関係する職員の皆さんのたゆまぬ努力と、あわせて多くの市民の皆さんの理解と協力によってなし得たものでありまして、市民生活に多くの潤いをもたらしていますことに心から敬意を表する次第でございます。

そして、その代表的なものといえば福祉行政であり、図書館行政、さらに緑と清流のまちづくり、言うなれば自然行政とも言えるものではないかというふうに思います。これらはいずれも重要で、かつ欠くことのできない施策ばかりでありまして、全く論を異にするものでは当然ございません。しかし、これだけ、あるいはこのたぐいだけではますます多様化をしている市民ニーズにこたえることには難しいというふうにも思われます。例えばまちの発展にも大きな影響をもたらしております産業振興政策、また土地、道路、交通問題、下水道、病院問題等々、極めて多くの課題が身近な問題として山積しているところでございます。

そういった数ある中で、特に今回は文化、スポーツ教育にかかわる分野の中で、スポーツにスポットを当てて質問と要望をさせていただきます。

実は、文化も大事、教育も大事、どれにしようかいろいろ迷ったわけでございますけれども、幸いにもといますか、結果的には旗野議員が昨日文化問題を取り上げられまして、大変高い視点から、また鋭くいろいろ御指摘をされましたので、スポーツに絞っ

てよかったなというふうに思ったところでございます。

それとスポーツに絞るに当たりまして、単なるレジャーとしてのスポーツといいですか、あるいは運動としてのスポーツということだけではなくて、医療費問題を含めた健康という観点から考えますと、やはりスポーツ施策は数ある課題の中でもうっかりするとつい見過ごされてしまう嫌いもあるだけに、日ごろから極めて重要な課題というふうに感じておりましたので、今回はスポーツを問題に取り上げさせていただきます。

要旨としましては三つの視点から質問をさせていただきたいと思っております。

第1項目でございますが、これは高齢化社会の到来につきましては、まず健康維持ということが大きな問題であろうというふうに思います。病気になった人のための治療体制整備ということももちろん必要でございますけれども、病気にならないための予防がさらに重要ではないかということでございます。どのような政策を日野市として考えておられるかということをお伺いしたいということでございます。

高齢化社会の到来につきましては、改めて申し上げるまでもなく、あと10年で21世紀を迎えるに当たりまして、日本としては最大の難問の一つというふうにも思われます。それは御承知のとおり、8月10日厚生省がまとめた平成元年簡易生命表及び国民生活基礎調査で明らかにされ、発表されましたが、長寿国日本、またまた記録を更新しております。第1日目に谷議員からも詳しく話があったとおりでございます。男75.91歳、女81.77歳ということになりました。

また家族の中で大人は、お年寄りだけ、これは男でいえば65歳以上、女でいえば60歳以上というお年寄りだけという高齢者世帯がついに10軒に1軒という、いわゆる1割を突破をして、これまた史上最高に達したということも発表されております。

そして、さらに大きな問題となります65歳以上の老年人口比率とその変化でございますが、世界に例を見ないテンポで高齢化が進んでおります。現在の日本の老年人口比率はおよそ10%強でございますけれども、今から30年後の2020年には約4人に1人が65歳以上の高齢者ということになります。これはもちろん高齢先進国でありますスウェーデンであるとか、西ドイツ、イギリス、フランスを抜いて世界一の未曾有の超高齢化社会の到来ということが言われております。

また65歳以上の割合が7%から14%に至る所要年数の比較で、それぞれの国の高齢化への推移がよく比較をされます。この7から14に至る期間でございますが、スウェーデンが85年間かかりました。ドイツ、イギリスは45年、フランスに至っては130年を要するということが言われているわけです。言うなれば50年前後から100年前後の期間を要

したと、要するということでございますが、日本の場合はわずか25年間、あと五、六年といってもいいかと思いますが、どの国も経験したことのないような超スピードで高齢化社会に向かっているということでございます。

ただ、今のところ先々の厳しさをいろいろ言われながらも、順調な経済成長に支えられ、さらに税制のあり方についても模索、検討しながら、何とか現状なっているわけでございますが、社会保障費等々を考えますと極めて大きな問題があることは御承知のとおりでございます。

一部事例といたしまして、平成2年度の社会保障費は50兆円に迫らんとしております。そして、そのうち医療費が20兆円を突破するだろうというふうにも言われております。20兆9,000億とも言われておりますが、そういう状況であります。さらにその中の70歳以上に適用される老人医療費が30%にも近づかんという勢いでふえておまして、まさに深刻な高齢化社会への道と言わざるを得ない状況でございます。

以上のように高齢化社会の到来はおめでたいこととは言いながらも、多大の経費を必要としております。そして、その原因の一つでもあります、健康を害している人が大変たくさんいるということでもございます。このような現実を踏まえて、病気になった人の治療体制及び整備ももちろん必要なことではございますが、何といたっても必要なのは心の健康と体の健康であり、その健康を維持すること、そして病気にならない、しないための予防策が最も重要な今後の政策ではないかというふうに思います。歓迎される高齢化社会の到来とするためには、何といたっても身も心も、いわゆる心身ともどもの健康あってのものでありまして、そのことによって初めて豊かな心でゆとりある人生を過ごしているということが言えるのではないのでしょうか。

このような背景を踏まえまして、高齢化社会の到来に向けて日野市としての健康政策をお伺いしたいというふうに思います。

それから、若干関連する部分もあろうかというふうに思われますので、第2項につきましてもあわせて質問をさせていただきたいと思っておりますが、それは文化・スポーツ推進本部を設置されてちょうど1年、(昨年の9月1日にスタートだというふうにお聞きしておりますが)経過をいたしました。途中経過ということになろうかと思いますが、現状どのような計画が検討され、そして具体的にどんな方向で動いているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

まず2点についてお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○副議長(福島敏雄君) 沢田研二君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） まず第1点目にお答えいたします。

現在保健行政は御指摘のとおり、壮年期からの健康づくりを着実に推進すると、こういって医療以外の保健事業につきまして、現在都では5カ年計画を立てておるわけですが、その計画のもと現在進行中でございます。

日野市におきましてもこれらの計画、あるいは法律に基づきましての健康手帳交付、あるいは健康教育、健康相談、また訪問看護指導、基本健康診査、がん検診などを行っておるのが現状でございます。特に今年度からはがん検診で大腸がん検診を新たに加えて、早期発見に努めておるところでございます。また35歳以上60歳までの5歳刻みの市民の方々に、はがきによります各種健康診査の勧奨通知を発送いたしまして、健康診査の啓蒙を実施してきておるところでございます。

今後といたしましては、市長の行政報告で申し上げましたとおり、8月1日から日野保健所が管轄区域の変更をいたしました。それによりまして日野市1市のみを所轄することになりましたので、この保健所を独占できる状況を踏まえまして、今まで以上に保健所との連携を密にいたしましての地域における保健事業を効果的に進めていきたい、そのように考えておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君） 2点目の御質問にお答えをいたします。

文化・スポーツ推進本部は御質問にもございましたとおり、昨年の9月1日に発足をいたしております。これは要綱による設置でございます。所掌事項といたしましては生涯学習、文化、スポーツ振興にかかわる諸事業の協議、調整及び推進に関することでございます。この本部には本部長、副本部長、それから本部員をもって構成されております。本部長はたびたび出ますように市長が当たりまして、副本部長は助役と教育長でございます。本部員は企画財政、総務、生活環境、都市整備、建設、福祉、社会教育、学校教育、それから市民会館、以上の9人の部長職をもって充てております。

この会議については本部長が必要に応じまして招集をいたしまして、主催をいたします。この本部のもとに幹事会を置きまして、関係課長職17名をもって構成をされております。さらに事務局といたしまして、事務局長は社会教育部長職にある者が当たっております。

以上が文化・スポーツ推進本部の設置要綱でございますけれども、これまでに本部会議は4回開かれておりまして、昨年の9月、さらに2回目といたしまして10月9日、3

回目が12月4日、4回目が本年の5月24日、本部会議が4回開かれております。幹事会につきましては3回開催をいたしました。

どのような問題が話し合われたかということでございますけれども、本部会におきましてはソフト面、ハード面にわたりまして協議、調整が行われました。今までの内容を御紹介申し上げますと、庁内各課による文化的事業にかかわる調査、そして、その調査結果に基づく検討が行われました。最近では社会教育的な事業を市長部局の各課でも行っております。そういうことから競合するものはないか、そういうむだな点についてのチェックなども行いました。さらに文化関連事業の予算要求の資料につきましても話し合いが行われました。推進のための重点的な予算についての話し合い、さらに公民館の行事の展開、それからスポーツ行政と施設の運用、こういうようなことにつきまして、これまで話し合いが行われました。

一方ハードの面につきましては、総合的な文化施設といたしまして（仮称）浅川公会堂構想につきまして話し合いが持たれ、さらに（仮称）浅川グラウンドにつきましても話し合いが持たれております。

以上、お答え申し上げます。

○副議長（福島敏雄君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） 生活環境部長にお伺いをしたいんですが、いろいろ健康についての計画的な取り組みはされているようでございますけれども、どちらかといいますと福祉的というか、医療的というか、そういったものが中心でございまして、これは所管する観点からそういうふうになるのかもしれませんが、今回特に私が強調しておりますスポーツにかかわる部分については、ほとんど今触れられなかったような気がいたします。冒頭の中で申し上げましたように、病気になった人の手当て、治療というのはもちろん大事なことでありますし、またそういう医療面からの対策というのもより重要でございますけれども、やはりより必要なのは健康な体を維持する、あるいは健康な体をつくっていくということ、それはやはりスポーツ等を通じたものが一番必要ではないか、重要ではないかというふうに思います。そういった面ではどういうふうに考えておられるのか、あるいはそういう分野は全く生活環境部という所管外なのか、その辺も含めてお伺いをしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君） 生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） お答えいたします。

私どもの分野といたしましては、そのようにスポーツからのという観点からの健康に

については取り扱っておりません。あくまでも総合的な健康保持のための行政ということで分担しております。したがって、お尋ねのスポーツという観点からのものについてはお答えしかねる状況でございます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） それでは、どなたにこの件をお伺いすべきなのかわかりませんので、関係する部署からのお考えをぜひお聞かせいただきたいと思っております。

○副議長（福島敏雄君） 答弁を求めます。助役。

○助役（砂川雄一君） 健康を維持するという問題は、私ども日常的にも最大の関心事の一つであることについては間違いのないところでございます。健康を維持するという問題というのは、マクロ的に見ますと、まず何よりもまちづくりの基本としての豊かな自然環境を保持することが一つ土台として大事なことになるだろうと思っております。そういった方向で行政の各部門でいろいろな整備を進めているわけですが、市民が健康維持を図るために必要な環境の整備ということで言いますと、旧来からも各種のスポーツ施設の整備についても教育委員会の方で進めてきておりますし、それから河川、幸い河川が日野市の自然環境の中で大きなウェートを占めておりますけれども、例えばジョギングコースとかサイクリングコースを整備するとか、あるいは市民の森スポーツ公園、あるいは丘陵公園を初めとする各地の公園を整備をする、あるいは多摩川グラウンド、市民グラウンド、あるいは東光寺のグラウンド等のグラウンドの整備もする、あるいは学校校庭の開放を行うと、これはかなり早くから学校の開放ということは進めているわけですが、そういうような形でいろいろな機会に市民の方が日常的に使っていただけるような環境の整備という点についてはかなり意を用いて進めてきたつもりでございます。もちろんまだ十分とは言えないとは思いますが、今後もそういった点について、さらに一層充実を図っていききたいというふうに考えているところです。

もう一つの面としまして、市民の健康維持について関心を高めるための方策を考えていかなければならない、あるいは市民がだれでも気軽にできる健康管理のプログラムを開発していく、あるいは参加が非常に簡単に参加できるような仕組みを考えていくと、そういうそのソフトの開発、充実を図っていくことが今後ますます重要になってくるんじゃないかというふうに考えております。

市民が自分の健康を維持するために必要とするような各種の運動といえますかね、日

常的なものは運動、そのための環境整備については、そういう自然環境の保持ということと密接に結びつけながら、今後も整備を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○副議長（福島敏雄君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） ありがとうございました。

第2点目の文化・スポーツ行政推進本部に関連してでございますけれども、ソフト面、ハード面を含めた検討をされてきているということなんですが、これは非常に市民サイドから見ても期待の大きな推進本部の一つだろうというふうに思います。具体的にいつぐらいをめどにして、最終的にはどういうことをやっていこうかというふうなことを考えておられるのか、その辺がもし明確なものがありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○副議長（福島敏雄君） 社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君） スポーツ関係の話題につきましては、先ほど御紹介したとおり（仮称）浅川グラウンドにつきまして話し合いをいたしました。この浅川グラウンドは中学校用地として現在予定をされている土地でございます、ここに多目的なスポーツができるようなグラウンドをつくらう、こういうことで話を進めました。

今までに出た結論といたしましては、いつごろまでという時期的な問題については結論を持っておりません。なるべくこのグラウンドは球技を専門にしまして、余り施設をつくらないで整地だけにとどめて、そこでサッカーだとか野球あるいはソフトボール、球技を主体にしたスポーツが楽しめるようなものにしたいと。野球のピッチャーマウンドとか、そういうものをつくった場合に、サッカーに支障が出るとか、そういうような事柄につきましても話し合いが持たれたわけですが、多目的なグラウンドとして整備しよう、そして附帯する施設については余り多くをつくらない、こういう二つの方針ができ上がっております。

○副議長（福島敏雄君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） ありがとうございました。

それでは、第3点の質問の内容ですが、これは今の1点、2点目とも関連してきますので、じゃ先に3点目の質問をさせていただきますが、日野市基本計画書の中にスポーツ、レクリエーションの項がございまして、その事業計画としまして市民プールの改築、それから学校施設の活用、それから総合体育館の建設等が具体的に計画をされております。これらの現状の推移状況をまずお伺いをしたいということと、あわせて現状最

も大衆的なスポーツでもあります野球に関連をいたしまして野球場の建設、これはもう若干観覧席的なものが設置されているような野球場でございます。それから、あるいは野球グラウンドと申しますか、現状も多摩川べりに2面、3面あるわけですけれども、これは御存じのとおり水がふえると心配をしたり、あるいはマムシとボールを拾いっこしたりですね、非常に市のグラウンドとしてはお粗末と言わざるを得ないような野球グラウンドでございます。こういったものではなくて、もう少し整備されたような野球グラウンドを含めた、こういった計画があるかないか、その辺を含めてお答えをいただきたいと思っております。

○副議長（福島敏雄君） 答弁を求めます。答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 答える部署がないようですから、私から答えます。（笑声）

健康づくりのスポーツという立場からの御質問であります、我々もっと幅広く、豊かな人間性をつくるためのスポーツ、そのためにまた当然健康でなければならない、健康こそまさに生存のまた幸福をつくり出す大前提である、こういうことはもう異論のないところでありまして、市内にどのように、つまり市民生活に行政といたしましては、まず場所の提供、スポーツする場所の提供、あるいは機会の提供、それに多少の指導性をつけるかどうか、こういうところだと思っております。

市内を見渡しまして、なかなか今御質問の大型といいましょうか、ある程度基盤の整った野球場をつくるというのはちょっと考え方が浮かんでまいりませんので、どうしたらいいかということを実際に考えております。

かつて議会にも行政報告したことがあります、浅川流域処理場の処理施設の上は覆蓋をして、そしてテニスコートあるいはソフトボール程度のものはやれるのではなからうかと、こんなふうに思っておりますが、いわゆる球場と言えものが日野市に欲しいことは欲しいわけですが、なかなか用地の見通しが現在のところ持ち得ていないと、こういう恨みを確かに持っております。

いわゆる競技として、競技スポーツということもあるわけですが、底辺といたしましては、やはり健康スポーツということで臨みたいわけでありまして、競技スポーツのことは、広く考えますと多摩国体を、相当先になりますけれども多摩国体を東京誘致しようということがだんだん都政の中でも、あるいは多摩の市長会でも具体化しつつあります。その際に日野市はどの競技を受け持ちのできる施設が可能であろうか、こういうことも当然伴ってくるというふうに思っております。

当面は、今お答えの一部にもしておりますとおり、淡水区跡の国有地を区画整理が終

わりまして形が整いました。将来は中学校用地ということを目指してはいるわけでありませぬけれども、すぐ中学校の必要な条件は出てまいりません。そこで表向きには用途を変えて、多目的グラウンドをつくるということは今国有財産当局に申し出ております。将来は買い取るということに当然用途を置くわけですが、当面は借り上げをして、借りて、賃貸をして使用できるようにしたい、こういう具体的な話が進みつつございます。

日野市内に、これは企業の施設ですが、京王のかんりのグラウンドがあるわけでありませぬので、関東ソフトボールの際に借用もしたような経験もございませぬ。開放していただける工夫を、これもまた考えるべきだと思っております。

将来、東光寺の原という、今農地とそれから日野自動車のグラウンドがある地域が公園用地ということで設定をされておりますし、ある程度用地の取得も進めております。あのあたりに総合、総合じゃなくてある程度の球場ができれば一つの可能性ではないかと、こんなふうには考えております。

どうかいい知恵がありましたら各方面から御意見を伺いたいと、このように考えております。

○副議長（福島敏雄君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） 冒頭の中でも申し上げたようにですね、いろいろ市としてやらなければいけないこと、市長も言われたように、総合的にやっつけていかなければならないということはもちろんございませぬけれども、しかし、その中でついついこう、たかがスポーツという感じで扱われがちでございまして、それは今の答弁に市長が立たざるを得ないという状況の一つを見ても、何となくそれが見受けられるんですが、本来この市内の、日野市としてはどこのセクションがこういったことに責任を持ってやられることになっているのか、ちょっとその辺だけお伺いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君） 答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 計画はもちろん企画がつくれます。それから都市計画上のことも伴いますので、用地の確保については都市整備も関与いたします。それから、いわゆるソフトの立場から、将来できる場合はこのような形でというのは主管課が担当すると、こういうことになります。

○副議長（福島敏雄君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） 第1項の高齢化社会の到来に関連をしまして、健康の維持と病気の予防こそが豊かな心でゆとりある人生を過ごす何物でもないということをおし上げました。そして、そのためにも何といたってもスポーツ各施設を整備して、そしてスポー

ツを通じての心身ともどもの健康体をつくることが必要ということも申し上げました。年若いから体を動かすことももちろん必要でございます。しかし、若い20代、30代、あるいは青少年の時期から立派な体を形成していくということのためにも、また市民ニーズに沿ったいろんな施設というのは必要欠くべからずのものではないかというふうに思います。

高齢化社会の到来の関係のみならず余暇増大の時代でもあります。そして医療費が雪だるま式にふえているという実情もございます。高齢者はもとよりでございますが、次の世代を担う青少年及び高齢者の予備軍でもあります現在の中年層者ともいいましょいか、そういったことの、そういった人たちの健康施策、もちろんレジャーも含めてでございますが、これはまさに不可欠なことではないかというふうに思います。

特に中・高齢者の体力増進策というのは医療問題も含めまして、これから国家を挙げて取り組まなければならない大きな大きな政策の一つにもなってくるのではないかというふうにも思われるところです。

ちょっと余談になりますが、先ほど会場からも声が出ておりましたけれども、7月から8月にかけて三多摩26市の市議会野球大会がございました。初めて私も参加をさせていただきましたけれども、本来ルールからいきますと、お互いに対戦相手同士で球場を融通し合うということが基本的ルールのようにございますけれども、残念ながら日野市にはお招きするような場所がないものですから、一方的に行ったり行ったりというように感じてございました。ジブシー暮らしをしたわけでございますけれども、しかし、市長はお忙しくて応援には来ていただけませんでしたけれども、お忙しい中、助役あるいは収入役、部課長の皆さんにも何度か応援にも来ていただきまして、おかげさまで日野市始まって以来のベスト4に入ることができました。

スポーツという関係からしますと非常に寂しい思いもするわけですが、青年都市の日野市としては、やはりスポーツと文化に満ちた明るく、そして活力のあるまちというのはやっぱり必要ではないかなというふうに思います。

いずれにしても、野球に限らず、また議員野球は別としまして、非常に市民要望の強いスポーツ各施設の整備充実ということ、これは健康増進をもちろん含めてということでございますが、先ほども市長にお答えいただいたんですが、もう一回スポーツを中心とした健康づくりということに対して、市長が今考えておられる、一部具体的にもうお答えいただいた分がありますけれども、全体を含めて感想があればもう一度お伺いできればなというふうに思います。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 健康とスポーツということの視点からの質問でございますから、個人としては対体力、それからそれに伴ってスポーツから得るいろいろなよさがあるわけですから、スポーツそのものを必ずしも直接健康に結びつけなくても、人間性を整えるために極めて重要な手段であるということももう言うまでもありません。したがって、いろいろなスポーツがあるわけでありまして、健康スポーツという範囲でまず大きな素案をつくり、競技スポーツはその上につくるべき順序だろうと思っております。したがって、今なるべくその場所の提供は、専門的ということではなくて多目的グラウンドのような形で、あるいは市内にたくさんの組織、スポーツ組織もございまして、その方々の活動のいい条件を整えるということが当面の行政の仕事だというふうに取り組んでまいっております。大型のスポーツの場、あるいは競技の場、これは大きな今後の課題にしていきたい、このように考えます。

○副議長（福島敏雄君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） ありがとうございます。

何度も申し上げておりますように、高齢化社会の到来に向けての対応は、一つの地方自治体だけで対処できるということは非常に難しいわけございまして、国なり都なりが行うべきところは非常に多いことかというふうに思います。しかし、スポーツ施設、施策的なものは日野市が独自でも行える分野ではないかというふうにも思います。ぜひ計画の前倒し、それから早期実現の検討と、それから積極的な施策充実を最後に要望いたします、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○副議長（福島敏雄君） これをもって12の1、市民の健康増進のために、スポーツ諸施設の充実施策を積極的にの質問を終わります。

一般質問13の1、日野市実施計画の前期にかかる到達度評価と後期計画について問うの通告質問者、土方尚功君の質問を許します。

〔6番議員 登壇〕

○6番（土方尚功君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

日野市の基本計画に基づいて前期、62年から64年、平成元年まで、そして後期は平成2年から4年ということで実施計画が示されているわけです。これについて、平成元年のここで決算もありますし、それぞれ事業がどういう状況で進められたか、各年度ごと

に追っていけばわかることではありますけれども、大変この実施計画を見ておられますと、決算では普通会計という表示になりますから、比較の実績では総額としてはとらえが違ってきますけれども、なかなか我々一般会計と特別会計ということの視点からいきますと、普通会計と見比べるとということが非常に困難であります。こんなことからぜひ前期にかかる実績、件数、あるいは金額等においてどのような状況であったか、こういった点をまず1点質問し、それから2点目としては、つい先回の定例会、6月のときに初めて議場において実施計画が示されて配付を受けました。しかし、この内容については何ら我々その状況について説明を受けていないというふうに思っております。この機会に一般質問の時点で、この2点をとらえて質問をさせていただきたいと思えます。

内容的には大変簡単なことですので、早速そういう中で、企画財政部長あたりがこの担当になるかと思えますので質問としたいと思います。

○副議長（福島敏雄君） 土方尚功君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 基本計画に基づきまして、また実施計画との関連の中での前期分の実績の状況はどうかということと、あわせまして後期の実施計画ということでございます。

1点目の、まず前段の部分といたしましては既に何回か御説明も申し上げております第2次日野市基本構想のもとに基本計画を定めました。よって、今質問者の中にもありましたとおり、62年から64年、当時は64年という計画をしましたが、平成元年までということの3カ年の実施計画を確立したわけでございます。

その内容でございますが、前期の実施計画の事業としては104事業でございます。104事業の中で総額、計画の中では379億9,884万というような試算をした中での計画を策定いたしました。最終的な3カ年の実績を見ていきますと98事業、392億4,579万円というような、多少金額的には増加しております。事業としては6事業、これはやはり国の関係、都の関係との関連がありましての未執行分の事業がございます。これは6件でございますが、3事業につきましては後期、平成2年からの事業の中に導入をしているというような経過でございます。

もう少し具体的な実績の中での五つの分類別に申し上げますと、健康と福祉の分野の中では19事業、教育と文化の分野では14事業、安全と快適な分野の中では50事業ということでございます。産業消費の分野では4事業、最後の市民自治の分野では11事業ということで、5本の柱の中での内容の事業内容でございます。前期の実績につきましてはこういった状況の中で事業を進めてきたという経過でございます。

なお、後期実施計画につきましては、本年平成2年から最終平成5年までの年度にまたがっての実施計画を6月のときに各議員さんにお手元に配付をさせていただきました。当然後期の実施計画の概要、事業につきましては4カ年事業でございます。

事業数の内容としては159の事業になるわけでございます。もちろんこれは新たに見直した事業、あるいは基本計画に基づいての最初からの計画事業と合わせての内容でございます。この150事業の事業を確立した中での総事業費は776億7,898万というような実施計画の4年分の内容でございます。もちろんこれは現時点の中での試算でございますので、前期分の最終的な予定総事業費から多少の金額的には伸びがあるわけでございますので、最終、平成5年度のまとめの中ではかなりの増加はあるというような考え方でおります。

もちろんこれを基本として、平成2年度につきましては予算書の中にもすべて第一優先にして施策の方向、あるいは行政施策の具体化ということでございますので、今後平成3年以降につきましても、これを基本として進めていくというのが考え方でございます。

前期、後期分の実施計画につきましては以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 土方尚功君。

○6番（土方尚功君） ありがとうございます。

概略ということで話をいただいたというふうに感じますけれども、総額、今事業費の品目と申しますかね、事業の内容についての数字がありまして、それに伴う事業費の関係の明細は今いただけなかったんですけれども、これは数字的な問題ですから、私の方で事前にちょっと手に入れた資料によりますと、総事業費では確かに計画に対して若干上がった、つまり3.3%の上昇を数字的には示しております。しかし、この前年度はもう実際には63年に入ったときに、62年度はもうほとんど行われちゃって、63年のときに初めてこう出てきたように近い状態で示されていますから、当然前期については大幅な狂いは出てこないであろうというのが結論であると思うんです。

そういう中にも、我々がとらえる予算の中で、実際に一般会計との比較にどうしても私の方はならざるを得ない部分があります。市税というのはほとんど何万の数字ですから、予算の上では1.1%の実際に3年間の伸びが予算上ありました。しかし、決算の上で見ますと6.2%、市税は上がっております。総体の歳入にかかる合計では、これは普通会計で10.8%伸びを示しております。これに対する歳出関係の事業費だけを見ますと、ちょっと比較がつかないわけですが、歳出合計で実際7.2%の伸びを示しております。

こんなことからですね、各事業目別に見ますと、健康あるいは福祉の関係では3.5%の伸び、それから教育、文化の関係では12.4%の減であります。教育関係、ぜひ文化関係、頑張ってもらいたいというふうな結論に達するわけですけれども、それから安全、快適の関係については4.9%の伸び、それから産業、消費の分野では2%の伸びを示しています。伸びですね。それから市民自治の関係では9.2%の伸び、総合計として3.3%のトータル伸びになっているわけです。

しかし、これは数字上の関係だけありますから、大変年度の途中でそれぞれのこの実施計画にないものというふうなものが、相当この中に含まれているということは議員の皆さんも承知をしている部分だと思います。そんなことから、計画というものは必ずしも決定という、一応の決定を見ているわけですが、必ずそれが実施をされるというふうに限らない部分が当然あるわけですから、予定にして決定にあらずというふうな部分もあるわけで、これは理解がつくところであります。

前段に申し上げたとおり、大体3年といえ2年に近い状態の計画でありましたから、このようなものかなあというふうに思うわけですが、確かに先ほど言われておりました6事業だけ未執行ということでありますけれども、内容をよく検討しますと大分先送りになってきてしまって、新年度新たに出た計画の方に相当盛り込まれている。これは明らかに両方を足して見比べていきますと、全体計画、それから平成、新しい方で見ますと元年度末の状況というふうなことを見ますとですね、あ、この部分ができていなかったんだあということが明らかになるわけですが、ぜひ前段の締めくくりとしてはやむを得ないあという感じであります。

そんなことで、今後できれば各年度ごとにこの状況にあわせてぜひ報告を、こんな状況であった、主な施策の成果、あるいは基金の運用状況の報告もありますけれども、あわせてこんなこともつけ加えて報告をいただければありがたいあと思う次第であります。

さて、質問2にかかわる今度これからの段階でありますけれども、そんな中ですね、基本計画と照らし合わせて見ていく中に、幾つか特に疑問を生じている部分といいますか、大きなところじゃなくて小さいところまでことに申しわけないんですけれども、そこら辺のことだけは確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、特に今まで、今消防の関係なんか特に注目をするわけですが、耐震の貯水槽というのが実施計画の中に百四十幾つかで、実際には百三十何個ができていたというふうなことでありますけれども、私どもこれを見るとですね、先ほどの市長がスポーツの問題で民間の話を、要する

に京王のグラウンドでありますとか、日野自動車のグラウンドであるとか、そんなようなことで民間の取り込みというかね、そこまで言いませんけれども、そんな利用というふうなことがありました。耐震貯水槽が日野市で設置したものが、こんな百三十幾つもないというふうに私は理解をしております。ここら辺が民間のものが、設置したもので取り込んであるんじゃないかなあという気がしますので、それは数どうのこうのということよりも、あるのかなのか、こんな点の確認をさせていただきたいと思っております。

それから視点が変わりますけれども青少年問題協議会、要するに一般質問でも取り上げておりました青少年問題協議会活動等の推進というふうなことでありますけれども、これは明らかに今度の2年、ま、前半のときには、確かに青少年問題協議会の下部組織として地区委員会の活動ということでありましたから、等というふうな中に理解を示せば、この施策でもいいあというふうにとらえるわけですが、今度新たにもう市側が、もうとにかく下部組織でないだと、これからはもう地域の関係で自主的に活動を進めていくんだということでありましたから、この豊かな人間性を育てる教育と文化のまちの中の、要するに家庭、学校、地域社会の連携、そして青少年の健全育成体制の充実の中に、青少年問題協議会活動等の充実と、こういうふうにあらわすのは誤りではないかというふうに思うわけですが、ほかにもいろいろ御指摘をすることは多々ありますが、余り時間の関係でその2点程度、生活環境部長になりますか、ちょっとお答えをいただければと思います。

○副議長（福島敏雄君） 生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） お答えいたします。

まず第1点目の貯水槽でございます。これは御指摘にありました点につきまして、既存のものにつきましては市が設置したもの、また民間が設置したもの、この辺の色分けがしかねるという実情でございますところから、民間設置のものも含めましての数値を掲げた経過がございます。

ただし、62年以降の計画におきましての数値は、これはあくまで市が設置するというふうな計画の数値でございます。ちなみに計画の上では、全体計画としては148基でございますが、61年末の状況で、先ほど挙げられました131基でございます。計画といたしましては17基、その後設置しようということで62年1基、63年並びに元年、これは各2基、2年以降平成5年までで12基という計画が立っておるわけでございます。

以上、そういう実情でございますので、御理解のほどをお願いしたいというふうに思います。

また、第2点目の青少年問題協議会活動等の充実という文言につきましてですが、御指摘のとおり、今年度より地区委員会が独立いたしまして、青少年育成会という形で独立した形態でございます。しかし、青少年問題協議会は協議体として現存するわけございまして、その協議内容につきましては、やはり青少年健全育成諸団体がそれを受けましての活動がございまして、そういうことから活動等の充実と、そういう表現をとった次第でございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 土方尚功君。

○6番（土方尚功君） 貯水槽の関係の取り込みということは、過去において不明確な部分があったんで入っていると、現実には民間のものが入っているという現実が、この数字の上にもあらわれているという事実があります。

それから青少年問題協議会はあくまで協議体としてのことであります。つまり活動しない、今までは地区委員会であったから、それを取り込んだ場合には活動ということが言えるだろう。青少年問題協議会を否定するわけではないわけですから、別途ですね、育成会もまるっきり新しい組織だということからすれば、こんなことはもうこの年度の変わりのおきに新たに出ていることです。そうしようということは敢然たるあれで、予算の上でももう800万、各地区に100万というようなことで出ていたわけです。この視点をですね、十分検討してもらおうというようなことになろうかと思えます。

市長に直接どうのこうのということと言っても、これは仕方ないことなんで、今までのやりとりの中で、昨日も旗野議員の方からの質問の中でコミュニティーの問題と申しますか、文化複合施設、こんなことで質問出ておまして、特に私の関連する地域の中で浅川公会堂、この問題が一つ出ているわけです。この問題もこの後期には実施計画としてのっておりますけれども、きのうもどうも不明確だなあという感じも、旗野さんの最後までそんな感じを受けていたということもあります。

基本的にこの実施計画を見る中にも、私が一番注目を今後していくというのは、個々のことでなくて、土地利用構想と、それからやっぱり地域コミュニティー施設の整備基本計画、この2点は今後じっくりこう見ていきたいというふうに思う大きな点であります。

それらに向ける中、特に市長には十分承知をしていただきたいなあと思うのは、やっぱり当然こういった計画ですから、当初の計画というものは、先ほど申し上げたとおり、あくまでこういう構想でいきたいんだ、しかし、その状況の中には変化をしていく、こ

のことは十分承知をいたしておりますから。ただですね、言えることは、突然とこういう浅川の問題にしてもそうなんですけれども、あるいはほかにも幾つか今まで事例があったと思います。安曇野の問題にしても、計画にないようなものが突然出てくる。それは政策的にこう変化をしてきたんだということで理解をすればいいんですけれども、実施はしていきましようという方向に当たってですね、全体的に言えることは、計画があって、やっぱりそこには、きのうもやりとりがありました、地域要望と申しますか、今沢田議員の関係のやっぱりスポーツの施設にしても同じようなことが言えるんですけれども、やっぱり地域の要望というものを一つは取り入れる、そして、その検討が十分されてやっぱり実施に入っていく、こちら辺のプロセスと申しますか、そのことがどうしてもですね、浅川公会堂にしても、市長があくまで600席だという一つの固定のものを出しちゃって、職員に向けてこういふことの中で計画をしない、もうその制限が先にかかってきているわけですね。考え方が、市長の考え方がもうそこにぼんと出ちゃって、それで、それに伴っていろんなことをしなさいと言ってもですね、手法が逆だということですよ。

ですから、やっぱりこの地域に本当に600席のものが必要なんですという形で地域的なものが要望がされて、それに向かっていくということであれば、まあみんなが納得するわけなんですけれども、どうも今のやり方が、逆に市長の意見がまず出てきて、それに向けて行政側の職員が一生懸命何とかつじつまを合わせていこう、こんなような形がですね、どうしてもいろんなことに見受けられる、こういうふうに思っています。

ぜひですね、前にも予算のときにもワンマン市長、森田市長はワンマンだというようなことを私申し上げましたけれども、そんなことがまだ見受けられるのはもう明白であるというふうに今でも思っております。一つの頑固は頑固としていいかもしれませんが、ぜひ自分の意見だけにとらわれないで、周りの意見を十分取り入れて、本当に住みやすい日野にしてもらいたい、これが我々の願望であります。

ぜひですね、場合によっては議会軽視というようなことにもなりかねません。ぜひ住民の期待にこたえるような市政に努めていただくように強く申し入れをしまして、この質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君） これをもって13の1、日野市実施計画の前期にかかる到達度評価と後期計画について問うの質問を終わります。

一般質問14の1、住みよいまちづくりをめざしての通告質問者、藤林理一郎君の質問

を許します。

〔15番議員 登壇〕

○15番（藤林理一郎君） 通告に従いまして質問をいたします。

住みよいまちづくりをめざしてということでございます。

現在日野市においては、近年における自由時間の増加、生活様式の多様化に伴い自然との触れ合い、健康の維持、増進、地域世代を越えた交流などの国民の生活の質の向上に対するニーズが高まっておるわけでございます。

また近年に貿易摩擦の緩和、内需の拡大、観点から、特に余暇の増大、温暖な気候と豊かな自然条件に恵まれ、地震や風水害などの災害も比較的少なく、最高の地位と言えます。今日では日照時間も恵まれていることは、余暇時間を過ごす場所として好適の地位であります。誘致の多摩動物園拡大、各地域の区画整理の促進、交通網の整備等の充実に向かって努力しております中、並びに市内においては小・中学校の配置もよくなされているところでございます。

その中で、行政教育についても努力がされている、当然のことであると思いますが、私、この件につきましては非常に行政面についての職員また市長に対して感謝申し上げる次第でございます。

質問に入らせていただきます。

これは何回も私はこの席をおかりしまして質問をさせていただいております。今現在はJRになっておりますけれども、日野駅を中心としてバスの発着点となっている、日野駅西側バスターミナルの一般の方の利用する公衆トイレ並びにホームの法面にサツキ及びツツジ等を、樹木について盛んに私は一般質問で取り上げさせていただきました。

そういう中で市長も、この件には私も頑張っておりましてまいりますということが何回か回答をいただいております。その後市長も駅周辺については議員ともども一生懸命に頑張らせていただきまして、歩道は完成いたしました。ところが、私がいつも要望しておりましたトイレの問題がいまだかつてどのようにもなされていない。そして、ホームの法面でございますけれども、サツキ、ツツジの樹木を植えるというようなことも再三にわたって質問させていただいております。それにつきまして市長は現在どのようなお考えを持っているかをお尋ねいたします。

2点、日野駅より甲州街道20号線、西に向かって坂上信号を右折いたします。八王子工業団地の入り口より右側は新町2丁目、左が日野台1丁目、そして私が住んでおります日野台2丁目、住宅北側、日野3・4・5号線バイパス通りでございます。そのバイパス

通りに京王または西東京バスを通していただくように、東京都そして日野市、陳情をさせていただいております。ところが、その後まだバスが通っておりません。これについてどのように市長がお考えでいるのか、この1点をお尋ねさせていただきます。

3点目、このバイパス通りに昭和53年ごろに住宅の住民の方が3名の方、自動車にはねられ交通事故が発生しております。そういうようなところから、日野市行政の、または日野警察、請願または陳情をいたしております。にもかかわらず、この件につきましては1個だけが信号がついております。あとの1個は一番危険であります、朝の7時ごろから日野自動車の社員の方が往々にしてこの陸橋の下の場所、たくさん車が出入りしております。その陸橋の下に信号をつけてくださいということを陳情いたしております。にもかかわらず、まだこの陸橋の下には信号がついておりません。これは市長さんまたは関係部長さんがどのようになっているのかをお尋ねいたします。

4点目でございますけれども、3月の議会でもお願いいたしました、日野駅改良についてでございますけれども、その後まだ期間が3月の議会でございます、このときにお願いをしておきましたことにつきまして、まだ時間もないようでございますから、JRとの交渉、話し合いがどのようになっているのかを、少し経過報告ができますればですね、ひとつお尋ねさせていただきたいと思っております。

4点ですね、お願いします。

○副議長（福島敏雄君） 藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 1点目の日野駅西口バスターミナルの公衆便所の設置という御質問でございます。お答えを申し上げます。

この駅前広場の利用者の利便性の確保は、御質問者の言っているとおり大切な事項でございます。この公衆便所の必要性については、昭和57年の第2回定例会においてもこの問題の論議をされております。こういう中でよく私も承知しております。

その後、駅のトイレの水洗化が、駅の中にですね、トイレの水洗化が行われました。またJRのガード下の歩行者の通路も整備をされまして、周辺環境もあその場所については充実されてきたというのが現状でございます。

駅前広場のトイレの設置の問題は、JRとこの広場の乗り入れる公共交通機関にもかかわる問題でございますもんで、この点についても理解をしておりますけれども、まず、この問題を整理するにはですね、公共下水道の整備も現在進んでおりますから、この地域の公共下水道の供用が開始された段階でこの関係機関とも協議をいたしまして、このいろいろの問題点を整理して、その箇所を決定していきたいという考えでおります。

それから順序が飛びますけれども、3番目の御質問になりますけれども、今御質問の場所はですね、日野第三小学校前のところの信号機の設置ではなかろうかと思うんですけれども、よろしいですか。

○副議長（福島敏雄君） 藤林理一郎君。

○15番（藤林理一郎君） はい。

○副議長（福島敏雄君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） お答えを申し上げます。

この信号機の設置については交通管理者である日野警察に対し、昨年12月に要請を行っております。日野警察から東京都交安委員会に対しても、平成2年の1月23日付で上申を行っております。その後3月の28日に警視庁と日野警察で、その設置する場所を調査しております。現在は警視庁内部でこの交通規制等について、今調査検討しているという段階でございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 2点目の御質問でございます。本会議場あるいは委員会の中でも、バス関係についての路線問題については再三御質問をいただくわけでございます。私の方も、この路線につきましては既に交通対策特別委員会の各委員さんも一緒に京王に要請に行きまして、日野台路線については、これは全く京王は自主路線でやらないということを何回かお答えしているとおりでございます。

よって、財政負担をしてもということで市は交渉をやってきました。調査も一定の調査は終わり、財政負担の額も明示されました。しかし、大変膨大な財政負担の要請がございます。しかし、過去の経緯もありますし、当然不便地域だというような実態の中では何らかの形で実現していきたいということで、これは京王だけにとどまらず、他の手法等を考えながら、実現を踏み切っていきたいというふうに現状考えております。ただ、財政負担の問題についてはなお京王側との交渉が続けているところでございます。

なお、最後の4点目の日野駅改良問題でございます。3月議会にも質問がありました。もちろんこれにつきましては平成元年9月に請願があり、大変日野駅改良問題につきましては、私の方もJRに対しての交渉もあるわけでございます。3月議会のときにも当然この改札の問題を中心としての改良計画、これはJRに過去交渉もしたこともございますというお答えもしているわけでございます。当然JRは駅利用者の安全、あるいはサービス面からは、この駅前の改札の改良等を進めるべきだということは承知している

わけでございますが、現行ではJRの方は具体的な改良計画を持っておりません。

しかし、この問題につきましてはなお今後一層努力する中で、駅前のすべての改良を含めましてJRとの交渉を進めていきたいというふうに現状考えております。

以上です。

○副議長（福島敏雄君） 藤林理一郎君。

○15番（藤林理一郎君） 今回答していただきました中で、信号機の問題につきましては日野警察の方で調査をなされているということですね。

それと日野駅のトイレですね、ターミナルのところに設置していただく、これは下水道ができた時点で何とか考えましようというような回答をいただきました。

それとしつこく申し上げるようではございますけれども、ターミナルの西側、あの場所の法面のところにサツキなんかですね、植え込んで、もう少し日野駅らしいというようなことも強く申し上げてございました。その辺のところですね、その後どうなっているのか、もう一度再度お尋ねいたします。

○副議長（福島敏雄君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） この日野駅の西側については、道路管理者である市の方では接道緑化ということで、周辺についての整備はしております。今御質問の場所はJRの土地でございます。最近よく中央線に乗っても駅の周辺の緑化というのは、JRそのものがそういう緑化をしているのを見てきております。こういう問題で、当然日野駅の西側についても、行政の方ではそういう整備もしているわけですから、JRの方でもそういう整備も必要ではなかろうかということを思っておりますので、今後JRの方にもそういう法面の緑化についても要請をしていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野駅の駅長さんにホームの下の法面を何か植栽等で美化を図ってほしいということはお願ひもしているわけですが、土留がですね、植栽によって、今一応カヤとか雑草で安定しておりますけれども、植栽をすると、また土がごろごろ落ちるようになる心配があるということで、なかなか手をつけることが難しいと、こういう話は回答としていただいております。

なおひとつ土の流れないような仕掛けをしながらお願ひをしていきたいと、こんなふうに思っております。

○副議長（福島敏雄君） 藤林理一郎君。

○15番（藤林理一郎君） 法の面はわかりました。

せっかく市長さんが答弁していただきましたんですがね、そのことについてですね、法面のことじゃなしに、実はトイレのことで大分市長さんに私強く要望したこともございましたんですけども、最初だったと思うんですが、12月の議会にですね、私、市長さんと少し、私の方で大分市長さんに強く要望したこともございまして、そのときの市長さんの回答はですね、これはもう最初だったと思うんですが、こういうことをおっしゃったわけですね。その当時は国鉄だったんですが、国鉄と、それからほかの企業ですね、企業が幾つかありますと、だから日野市の行政の中で単独でトイレはつくるべきものじゃないと、だから企業と速急に話し合ってくださいね、そしてできるようにいたしますと、こういう努力はしますということを、そのときに回答はいただいてあるわけなんですが、その後ですね、市長さんが各企業ですね、例えば今JRになっていますけれどもJR、それからタクシー、それから京王バス、そして今入ってきております西東京バス、そしてタクシーなんかとですね、よく話し合った上で結論を出しましょうということの回答を私はいただいた記憶があるんですが、その後ですね、市長さんがその企業の方々と話し合ったかどうか、それをひとつ聞かせていただいたらよろしいんじゃないかと思えます。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） そういうお答えをしたこともよく記憶しております。

それと場所をですね、実は西側でなくて東側のお寺に寄った方側を予定したんですが、鉄道関係の用地の中に処理場を、処理槽を含めたトイレはちょっと面積が足りないという結果になりまして、そのときの話は成功しませんでした。

それから企業云々ということにつきましては、駅前を整備する以前には京王バスの運転手さんが使うトイレは一応簡単なのがございまして、そして、それを多少お客さんにも使用されたということだったと思います。タクシー会社、それからバス、その従業員の方のトイレが必要だということもありましたが、今は駅の構内のを使うことによって、今その問題がちょっと解決したものですからね、協議の機会を失ったと言えさういうことになるわけではありますが、日野交通のトイレをということをお願いをしてみましたけれど、これはうちの社員で、その他の人に使わせるわけにいかないと、こういう結論でございました。

ま、いろいろ考えました結果、やはり公共下水道が見通しが立っておりますので、公共下水道が供用開始になりますと処理槽は要らなくなりますから、そう広い面積をとら

なくても用が足りることになると、その中でひとつ設計をさせていただきたい、こんなことを内部で詰めておりますので、いずれは解決するものというふうに御理解いただきたいと思えます。

○副議長（福島敏雄君） 藤林理一郎君。

○15番（藤林理一郎君） 市長さん、このことについてですね、私なぜ再三にわたってお願いするかということですね。私、市民側に立ってですね、皆さん、一般の方、あのバスの発着のときに待っている方ですね、急にトイレに行きたくなった、そして、いや、トイレはどこだろうということで交番に入ってみたり、それから商店のところへ駆け込んでトイレを使わせてもらっていると。それは暇なときならいいということなんです、商店側も。ところがお客さんが込んで忙しいときに便所を貸してくださいといって入ってこられたら本当に困るんだと、こういうことなんです。

そして、私一番ひどいのは、年寄りの方で下痢していたんですね。その下痢していたのが途中でトイレへ行っている間がなくて、そのままそこで何している。（笑声）そういうようなところを見ましてですね、これはやっぱりつくるべきものじゃないかと。市長は何せいつも市民のため市民のためと言ってですね、市民さんを随分大事にしていますよね。なおまた年寄りの方、特に大事にしているところから、ぜひこの辺のところを考えていただきまして、積極的にひとつ取り組んでいただけないでしょうか、これをひとつお願いします。一日も早くですね、やっていただけるような方法をしていただきたいと思えます。

今、建設部長さんの法面の関係ですね、市長さんも答弁いただきまして、これはよくわかりました。

それと企画財政部長さんのバスの問題ですね、これにつきましてもできるだけ時間が長くかかるかもわかりませんが、速急といっても無理かもわかりませんが、できるだけ早くひとつ市民のために努力していただきますようお願いいたします。このことにつきましては質問を終わらせていただきます。

○副議長（福島敏雄君） これをもって14の1、住みよいまちづくりをめざしての質問を終わります。

一般質問14の2、歴史と教育について問うの通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

○15番（藤林理一郎君） 前もって市長さんと関係部長さんに断っておきますけれども、しつこく質問するかもわかりませんが、（笑声）私はこれ何ですね、市長さんの

方についてもですね、何の悪意も持っておりません。(笑声)それから部課長さんに対しても悪意を持っておりません。市民サイドに立ってお願いするということでございますから、ちょっと耳の痛いこともあろうかと思えますけれども御了解をいただきたいと思えます。

市長さんは市長になってから17年になろうかと思えます。この17年間につきましては本当に随分よくやっております、ということは一般の市民の方が、私、時々耳にいたします。

ところが、私たち一般の議員さん、それから一般の職員さんにしても、何か先ほどもある議員さんが、市長はどうも頑固で困るというようなお話も出てまいりました。そういうところですね、私はこの17年間、日野市始まっての5期という、その市長さんの在籍ですね、これは歴史というふうに考えてもよろしいんじゃないかと思っております。そういう意味からですね、本当に御苦労さまと、(笑声)感謝申し上げますというところでございます。

それで、一つ私の方からお願いがあるわけなんです、この庁舎の中と言わず外側でございませけれども、日の丸の国旗がなかなか見受けられない。そのほかの垂れ幕、そして緑と清流ですか、この旗が毎日のように風に吹かれて、ま、旗を見ましてですね、なぜこの日の丸の、国で定められた国旗、これがどうして掲げてないのか、掲げられないのか、その辺のところですね、理由があってできないんだらうと思うんですが、ほかの市町村に参りますと、中か外かに必ず国旗が見受けられます。日野市がどうして掲げられないのか、そういう理由があるのなことだと思えますけれども、その辺のところですね、私は非常に不愉快。(笑声)市長さんも笑っているぐらいですから、本音は掲げたいんじゃないかと、こういう気持ちも日本人であるなら必ずそういう気持ちは持つておると思えます。

ところが、いろいろの面で掲げられないということも、多少なりと私も感じておりますけれども、それは市長さん、考えてみますとですね、16万の人口の中で、そしてこういう立派な庁舎も市長さんが建てていただいたことですから、国旗ぐらいはですね、ひとつ掲げていただいたらどうかと。

私は、選挙はですね、保守、革新というようなことで戦って市長はおります。ただし、選挙が終われば16万人の市長であって、中心に、また保革問わずですね、中心的な、またどちらにも偏らないというような立場で森田市長さんがいてもらいたい、それが普通じゃないかと、私はこう思います。

その辺のところからですね、ぜひ私はこの庁舎内に、また外部でも結構ですよ、日の丸の旗を掲げていただきたい。これは市民のために、国のためにひとつお願いしたいと思えます。この辺のところをひとつ市長さん、いかがでしょうか。

○副議長(福島敏雄君) 藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長(森田喜美男君) 市政の施策につきましてはいろいろ評価をいただきまして、ありがたく思っております。

今御質問の、庁舎に日の丸をという御要望を込めた提案でございます。私もいろいろ思いはあるわけですが、日本国民として、あるいは日野市民として、国民の祝日十何日、年間でございます。この日には庁舎の前の掲揚塔の柱へ日の丸をはっきりと掲げて、国民としての慶祝の意をあらわすと、こういうことを基本に行ってまいっております。したがって、毎日掲揚するということは、むしろ旗に対する国民の慣習には必ずしも沿わないと、こう言ってよろしいと思っております。

したがって、国の役所が立てるのは構わないかもしれませんが、日野市の庁舎は日野市民の庁舎であります、そして自治体であります、自治体の旗を立てることが毎日の習慣、当然のことでありまして、旗日、いわゆる国民の祝日には日の丸の旗を立てておるということで、極めて当たり前な対応をしておるといふふうに御理解をしておいていただきたいと思えます。

○副議長(福島敏雄君) 藤林理一郎君。

○15番(藤林理一郎君) 今、市長さんが何ですね、正月なんかのときには、そして大事な旗日、そういうときには掲げておられますと、ただし平日には掲げることもないというふうに答弁いただきましたけれども、私の方から考えてみますとですね、今この庁舎は市民のものであると、これは私は市長さんの考え方は少し間違っているんじゃないかなと、こう思えます。市民といってしてもですね、この庁舎を建てる時に国の方からでも幾らかの金がですね、国庫の方、国、都からですね、多少なりとも補助金を私はいただいてあるんじゃないかなと思えます。そういう意味でですね、反論じゃないですけども言いたくなってしまいうんですがね、そういうものじゃないと思うんですね。やっぱりこの日本の国旗というのはですね、それはあらゆる搜索してみますと、戦争に使ってみたりしたからということでしたけれども、やっぱり日本人、日本国ということの印としてこれを掲げてきたことですから、これは誤りでも何でもありません。まだ何ですね、戦争がこれで日本は負けたから、いろんな思想からですね、そういうことをおっしゃるかもわかりませんが、やっぱり日本人は日本人、変わりがないんですから、

旗を、国旗を掲げてはどうこうということは私はないんじゃないかと。ま、毎日掲げるとですね、それだけ傷みますから（笑声）、それは節約もせないかんというような考え方もあるかも知れませんが、旗がですね、1年に一つぐらいだろうと思うんですよ、旗ができましたらよく検討していただきまして、そしてできるだけ掲げることができる方法に努力していただきたいと、このように考えます。

もう1点ばかりお聞きいたします。今度は学校関係の方になると思いますけれども、教育関係の方ですね。

実は私、明治17年の暦ですね、これを随分あちこち古い家のところへ行って探していました。明治17年の暦です。このときにですね、こういうような旗日が表示されております。四方拝といって、これは1月の元旦、これは年の初めでございますが1日、2日、3日というふうにすると思います。それで3日が元始祭といってですね、旗日でございます。それから、その次に孝明天皇祭1月の30日、そして新年祭2月の4日、紀元節2月の11日、春季皇霊祭3月の20日、神武天皇祭4月の3日、神宮月次祭ですか、これは6月の4日、それから秋季皇霊祭9月の23日、神嘗祭10月の17日、天長節11月の3日、新嘗祭11月の23日というようにしてですね、旗日がずうっとさしてあるわけでございます、暦の中で。

今はこの旗日が全部変わっております。今は元旦ぐらいはどの家でもさしてもらっているんじゃないかなと思いますね。それから1月の15日成人式、それから2月の11日建国記念日ですか、それから2月の3日節分、それから21日春分の日、3月ですね。それから、これは日野市にふさわしい緑の日ですか、4月の29日、憲法記念日5月の3日、子供の日、これも5日、5月の5日ですね。6月はございません。7、8、9があつて、10月が体育の日ですね、10日。文化の日11月の3日、これは本当に忘れることのできない日でございます。それから天皇誕生日12月の23日というふうになっております。

こういうような旗日につきまして、実は小・中学校につきましてですね、この旗日につきましてどのように国旗を掲げられているのか。それともう1点、小・中学校で「君が代」が歌われているのかいないのか、この2点につきましてお尋ねいたします。

○副議長（福島敏雄君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君） お答えいたします。

今、藤林議員さんの方からお話のありました日本の文化的な伝統、あるいは民族の歴史というもの、こういうものにつきましてはやはり日本の教育の中で大事に取り扱っていきたいと、こう考えております。

今、祝日と申します明治17年当時と大分変わってきておりますけれど、祝日として取り上げられている日につきましては、先ほど市長が話がありましたように、各学校でも各学校のポールに日の丸を掲げて国民の祝日を祝っていると、そういうその状況でございます。

それから、なおこの「日の丸」、「君が代」の問題でございますけれど、本年度から学習指導要領が改定になりまして、今までの学習指導要領では卒業式とか、あるいは入学式、そういうものについては「望ましい」と、「日の丸を掲げ、君が代を歌うことが望ましい」という表現で定められていたわけですが、新しい学習指導要領では「するものとする」というような形でのその表現が変わってきております。

せんだって7月16日でしたか、文部省の方でも全国的な状況での発表がございましたけれど、平成2年といえますか、本年度の入学式の状況、この状況につきましては一応新しいその学習指導要領に基づきまして各学校取り組んだわけでございますけれど、小学校関係につきましては、日の丸は確かに小・中学校とも100%掲げられております。君が代の問題につきましては、小学校入学してくる子供たちというような状況で、まだそういうような指導等は当然受けておりませんし、迎える方も大体2年生あたりですね、その前の年に入ってきた子供たちが迎えるようなケースの学校が多くて、全体的には日野市では20校のうち9校、45%というような形で、この中では斉唱というのと、それからメロディーを一応流すと、ただ式次第の中に取り上げたというような形が現実でございます。

それから中学校の方につきましては8校中7校、これも式次第の中に取り上げてメロディーを流したというような状況で対応していると、そんな状況でございます。

○副議長（福島敏雄君） 藤林理一郎君。

○15番（藤林理一郎君） 教育長さんね、私、今答弁いただきましたのはね、たしか小学校、中学校でこういう問題が大変だと思います。というのは、よく子供さんなんか聞いてみますと、その君が代とかね、その旗日なんかのことを申し上げますと、お相撲さんが思い出して私に、何かね、相撲、お相撲さんがあの歌を歌って相撲をとるのかと、こういうようなことをたびたび耳にするわけなんですけれども、こういうようなところから、やっぱりできますれば小学校に入ってからじゃなしに、その以前ですね、前の何でしょうか、幼稚園、保育園というところから、こういう問題に取り組んでいかれるとですね、恐らく各学校の方でも自然にそのような形になってくるんじゃないかと。これは私は強制も何もしませんよ。私、自分は日本人で、そしてもともとそういう

ようなしつけから、小さいときからしつけされてきております関係で、このようなことも必要じゃないかというところから私は質問させていただいておるのでございますから、そのような形にひとつとってやっていただきたいと。これは私自身自身じゃなしに、小さいときから植えつけられてきたもの、教育の中に、また歴史の中にこういうことが取り上げていくべきことじゃないかと。そして人間というものは自然に恐らく静かな気持ちになって、おおらかな気持ちにもなってくるんじゃないかというような感じからこういう問題を取り上げさせていただいたわけなんですけれども。

それと、先ほど国旗の話が市長さんから答弁いただいておりますけれども、学校側にしても、私がよく入学、卒業式に第三小学校に参ります。そういうところで、第三小学校も池田校長、今からもう十何年か前だと思います。この校長さんがおられた当時、国旗がそれまでは揚がっておりませんでした。どうしても国旗を掲げてくださいということをお申し上げてございました。ところが、校長先生が掲げたくても、なかなか難しいというような返事が返ってきたこともございます。

そうしまして、その後の何という校長でしたか、長谷川校長だったかな、この校長さんのころから国旗が屋上に初めて揚がりました。そういうところから、その高いところに掲げていただいた日の丸が、今屋上じゃなしに、卒業、入学式、体育館で行っております、その体育館のところのフロアというんですか、フロアですね、フロアにも揚がったこともございますし、壇上に掲げていただいたこともございます。やっぱりこれも話の仕方によってそういうふうにやってくださるんじゃないかというふうに、初めて私そのときに思ったんですけれども、やっぱりその話し合いがスムーズになされていないからというところから、こういう問題がなかなか解決していかない。

最近になりまして、ここに資料をいただいた中で、平成元年度に20小ある中で19小、国旗ですね、掲げていただいたということでございます。平成2年度には18校掲げていただいております。あとの2校につきましてはどのようになって掲げていないのかわかりませんが、詳しいことは私調べておりませんが、こういうようなことで、やっぱり教育の方で、できれば教育長からできるように、できるだけこの国旗に参加していただけるような方法ですね、話し合いを持っていただけたらよろしいんじゃないかなと思います。

この入学式、それから卒業式については、国旗が校門、それから式場、それから壇上とかいうところへ分かれまして、ことしの場合も18校が参加していただいたということ

は非常に私、これ資料を見まして、ああ、よかったな、やっぱり日本人だなと、こういうふうに私は認識しております。

ですから一人一人ですね、できましたらこういうふうに掲げていただき、そしてまた先ほども申し上げましたように、この庁舎にもどこかに掲げていただいた方がよろしいんじゃないかと、このように思っております。

それから中学校がですね、やっぱり同じく校門、式場、それから何ですね、壇上というふうにして掲げていただいております。これもいいことじゃないかなと、このように思っております。

そこで、できましたら、元に戻りますけれども、君が代ですね、君が代もできましたら日本人であるならば入園、それから入学、卒業というような式場に君が代を歌って、蛍の光で別れていただけるような雰囲気づくりをぜひやっていただきたいと、このようにお願いをいたします。

最後になりますけれども、この立派な市民の森のスポーツ公園、日野市市民陸上競技場でございますけれども、実は、私たびたび孫を連れまして散歩させていただいております。そういう中でちょっと気がついたところを参考にさせていただきまして、できましたらそのようにしていただけたらよろしいんじゃないかなと。

一つ、料金の問題でございますけれども、年寄りの方、またあの周辺の市民の方が、あのアスファルトの上、それからコンクリートの上、夕方、朝晩、朝また夕方ですね、運動をなされている方が非常に多く見受けられます。そういうところからですね、この運動場の周辺の方につきましては、これは高校生以上の方がこの運動場に入りましてですね、ジョギングする場合は100円という料金が掲げられております、入ったところの入り口のところに。できましたら私の方からですね、これを、それはいろいろあると思いますけれども、やっぱり全般的に見なきゃいけないという回答が返ってくるかもわかりませんが、できましたらあの周辺の方たちだけでもですね、わずか10分か20分間の間、あのかたいところを歩かしたり走らしたりするよりもですね、土の上の運動場、2周か3周ぐらいしか回らないと思います。それをひとつ無料化にできないものかどうかということが1点とですね。

それからもう1点、実は運動場内、実は運動場に入るまでのところに、実は1寸5分ぐらいの真四角な、あれは私、土落としじゃないかと、運動場へ向けて出るときに、あの上で履物の何をすってですね、砂落としというふうに私は見ておったんですけれども、実は公園緑政課の方、社会課の方の何ですか、体育課ですか、そこへ行って聞きま

したところ、あれは砂落としじゃなしに一つのモデルというような形であそこへ入れて、ああいうような設置をしたんだというようなことからですね、あの木が浮き上がりまして、けつまずきしてですね、運動場から上がってくる方はもうほとんどがですね、それから入る方にしてもですね、パンツとランニングですか、なっている方が多いことですから、つまずいてけがをしたという方を何人か聞いております。

そういうことから、あの木をできましたら何とかの方法を考えていただけないか、取り外してしまうか、新たなものにつくりかえするか、そういうようなことをひとつ考えていただけたらよろしいんじゃないかなと。ま、細かいことでございますけれども、これを2点につきましてですね、ひとつ御回答をいただけたらと思います。

○副議長（福島敏雄君） 答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君） ただいまの御質問にお答えいたします。

最初の市民陸上競技場の無料化の問題でございますが、これはたびたび申し上げておりますとおり、昨年多摩平の市民テニスコートの場合と同様に有料化に踏み切ったものでございます。有料化と申しましてもお一人大人100円を支払っていただくことになりましても、施設管理のために有人配置などをしております、メンテナンスに費用がかさむことなどから、その一部を御利用の方に負担をしていただくと、そういう考えでございますので、この無料化につきましても現在は現在のところ踏み切る考えは持っておりません。

それから2点目のブロックの問題ですが、このブロックは間伐材で作られた木のれんがでございます。やわらかみを出すためにという配慮のもとにこれが引かれたんでございますけれども、屋外のために降った雨とか、それから降った雪の影響を受けまして、これが膨張しましたり伸縮したりいたしまして、メジが膨らんだり縮んだり、そういうことから浮き上がり、それがはげてしまうと、そういう見にくい状態になるわけですが、中には無法者がおりまして、木れんがと知りながら、その上でわざとたき火をして、いたずらをするような者もおります。

そういうようなことで、つくられた当時から比べますと少々見苦しい姿を呈しているのが現状でございます。これにつきましては公園緑政課とも協議、調整をいたしまして、最善の措置をしたいと思っております。

以上です。

○副議長（福島敏雄君） 藤林理一郎君。

○15番（藤林理一郎君） 今答弁いただきました運動場の使用料ですね、これはどうし

てもだめだというような回答のようです。

ただしですね、できましたらあの周辺の方というふうに私申し上げましたけれども全体、日野市全体的にいて、やっぱり今道路にしても舗装されまして、かたい道路ばかりでございますから、できますれば砂・土のところに入って走りたいという、長時間じゃなく短時間ですね、やられる方もたくさんおりますので、その辺のところをひとつお考えになって、できましたら今すぐとは言いませんけれども、ひとつ検討していただけたらよろしいんじゃないかなと、このように考えております。

次の木れんがですか、のことにつきましては前向きのような検討をしますと、できればというような話がありましたものですから、これもぜひ一日も早く取り組んでいただきまして、そしてけがのないようにやっていただきますようお願いをいたしまして、私の質問はこれで終わらせていただきます。

どうも皆さん、ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君） これをもって14の2、歴史と教育について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君） 御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後0時15分 休憩

午後1時24分 再開

○副議長（福島敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問15の1、市立病院の医薬分業についての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

〔13番議員 登壇〕

○13番（馬場繁夫君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

昨年の第4回定例議会でも市立病院の建てかえ問題につきまして一般質問をさせていただきました。今回は市立病院の医薬分業についての質問をさせていただきます。

医療におきます人間関係の原形は、医師1人に対して患者1人という1対1の関係であります。現在医療の進歩、複雑化は医療内部に専門分科を生じさせるとともに、医師の業務遂行を介助するために、多様なスタッフの必要性に迫られてまいってきております。今後医療はますます技術の複雑化、高度化に対応するためには、医師だけでは

困難となり、チーム医療等の型をとらざるを得ない、また医薬分業が叫ばれているところでもあります。厚生省も医薬分業を推進するためモデル病院を指定するなど、医薬分業の促進に努めているところであります。

高齢化に伴い糖尿病やリウマチ等、複数の病気をもち、同一病院でも二つ、三つの科目にかかったり、また幾つかの病院に同時にかかるかけ持ち受診もふえてきているところであります。

現在3万種以上の薬が流通し、同じ成分のものを重ねて服用したり、相乗効果で思わぬ副作用が起きたりする危険性が指摘されておるところであります。患者が自宅近くの家庭薬局を持ち、薬歴管理もされていけば、薬害の危険性を未然に防止することができます。まず、市立病院より医薬分業を行うことがまず必要かと思えます。

それで質問といたしましては、その市立病院の医薬分業の導入についてのお考えなり、また方針なりについてまず1点伺います。

2点目といたしましては、日野市の近郊の公立病院等におけます医薬分業の現状というか、進捗状況について、2点目は伺います。

以上2点についての答弁をお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君） 馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君） お答え申し上げます。

御質問の医薬分業でございますけれども、御質問の中にございましたように、医薬の分業はですね、医師と薬剤師のそれぞれの独立した分野で、その持ち分を發揮していただくというような医薬分業の原則がございます。一般に医療につきましては医師が主導で、あとはそれを補うスタッフ、レントゲンとか検査とか看護婦とかおりますけれども、調剤につきましては薬剤師法で、これは薬剤師さんの独占といえますか、専門の仕事ということで法的に決められておるところでございます。

そういう中で、法的には決められておるものの、今までの医療と薬剤につきましてはなかなか分業が行われてなかった経緯がございます。特に診療所と申しますか、開業医さんにつきましてはお医者さん自身が薬剤、調剤する、薬を出すというようなことで、この分業でなく医師の方に偏っているというような実態がございます。

御質問にありましたように、薬剤、薬につきましては薬剤師の専門分野でございますので、その管理と申しますか、薬の管理はもちろん、患者さんの薬歴といえますか、どんな薬をどのように飲んできたかというような薬歴管理、そういうようなことは薬剤師さんが専門とするところでございますので、やはり分業が理想であろうというふうに思っ

ております。

そのような中で、厚生省はお話にもありましたように、昨年国立病院の医薬分業を促進するような通知を出してございます。これにつきましては、病院の薬の待ち時間の短縮といえますか、解消ですね、待ち時間をなくすということ。それから御質問にもありましたかけ持ち通院といえますか、薬の重複投薬あるいは副作用、そういうようなものを防ぐためにも医薬分業がよろしいということで厚生省も動き出したところでございます。特に医師会あるいは薬剤師会にもお願いしておりますが、厚生省としては直接の、直轄の機関でございます国立病院をまずそのような方向に持っていかうというようになっております。

御質問の市立病院の医薬分業について、どういう方針があるかということでございますけれども、この医薬分業につきましてはもちろん病院当局としても、その原則は承知しておるところでございますけれども、病院側、つまり医師側と薬剤師側、それから患者側、この3者が一体となってこの分業に入っていかなければならないわけでございます。

そういう中では、現在薬剤師会さんとの話し合いもまだ十分できておりません。したがって、病院を今後どうしていくか、あるいは建てかえというような問題が出てきますと病院内の薬局のあり方、それから医薬分業のことについて方向を定めなければならないかと思えますが、現状ではまだ薬剤師会さんとのコンタクトはできていないというような状況でございます。

それから、この近隣の医薬分業でございますけれども、公立病院といたしましては小平にあります昭和病院がそのようなことをやっておりましたが、なかなかうまくいっていないというようなことを聞いております。それから公立病院ではございませんが、多摩市にある日大の永山ですが、その病院では最近、院外処方を行っております。しかしながら、どちらの病院も病院の外に薬局を置くということでありまして、たまたま病院の中にある薬局が道路を隔てて一つ向こう側へ出た、あるいは隣のうちへ出たというだけの第2薬局的な院外処方でございます。本来医薬分業として行われなければならないのは、やはり薬剤師さんがおられるすべてのところに薬を求めに行けるというのが原則でございますので、まだこの周辺の公立病院の状況では、その日が浅いというようなことが言えるかと思えます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君） 答弁ありがとうございました。

再質問に入る前に、まず市長にちょっとお尋ねしたいんですけど、市立病院の建てかえということでありまして、2眼がいいのか1眼がいいのか、いろんな論議があるんですけど、今回その論議じゃなくて、市長の今腹づもりの中で、大体市立病院の建てかえはいつごろまでに建てかえを完了したいんだと、その期日についてまず伺いいたします。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 都の衛生局当局から各地域に出された照会文書だと思いますが、日野市にも地域医療計画の中で公立病院の増床の計画について問い合わせの照会がまいりました。それに答える文書を規定のこの書式の中に書き込んでお答えをしたわけでありまして、現在の市立病院の建てかえは250ベッドの維持と、つまり増床分が88床ということと、もう一つは平成4年に着手をしたいと、これは決められた形式の書式で記入した内容でありまして、それをどのように具体化するかということが、また一方の課題になると、こういうふうに考えております。

○副議長（福島敏雄君） 馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君） ありがとうございました。

今、市長から答弁いただきまして、平成4年にという、云々という答弁でございますけれど、実際その病院を建てかえますということは非常に時間もかかりますし、また非常に今後そのいろんな種々の論議も重ねていきませんと、そういう方向になってまいりません。

そこで、また本題に戻ってまいりますが、医者がその患者に薬を出すときに、非常に説明してくれるかどうかという調査をしたのがありますけれど、その調査状況を見ますと、十分説明してくれるというのが20.2%、少し説明してくれる29.4%、余り説明してくれない33.5%と、全然説明してくれない10.9%、そういうようなデータがあるんですけど、患者から見ますと約60%の患者がその医師の説明に対して不満を持っているというようなことが言われております。

また同じその説明をしてくれるという内容におきまして、その服用の方法について説明してくれるというのが88.1%と、あと効用について30.3%、副作用について9.7%とあるんですけど、実際の効用なり、また副作用についてはほとんどの医者が患者に対する説明がないというのが今の現状であります。

また、じゃ医者から見ました、なぜ説明をしないかというような調査を日本医師会で

のアンケート状況から見ますと、説明しても患者の理解が得られない46.1%、説明する時間がない31.4%、説明するのにふさわしい報酬をいただいていない13.3%、患者が説明を希望しない8.4%というようなアンケート結果が出てきておるんですけど、これはあくまでも医者側からのそのアンケートの内容でありますけれど、非常にこのアンケートを見ても、なかなか患者から見ても理解しにくい医者の論理というのがここに一つ出ているんじゃないかと思うんですね。やはり大事なことは、やっぱり患者が、病院の場合は患者が主体なんだと、その主体者である患者に対してその情報を提供し、患者自身が選択をしていく、また自分自身の方向性を決定していくと、こういうような方向が一番望ましいということはもう周知の事実であります。

ですから、病気というのは患者自身のものであります。医者のもではありません。ですから患者自身がその病状を詳しく知っていく、そして投与をされた内容のその薬につきまして十分認識していく、理解をしていく、その理解に基づきながら自分で判断し、みずから病気に対して立ち向かっていく、そして病気を克服していくと、これが本来の医療の基本になろうかと思うんですね。

残念ながら現状の中では、確かに今医者自身も限られた時間の中で多くの患者さんを診ていかなきゃいけないという時間的な制約もある中で、なかなかその医薬分業が進んでいかない。結局医師が患者に対する本来必要不可欠の最少条件の副作用等についても、医者側が患者に十分説明をしていないというのが現状であります。なかなか民間の通常の病院にこの医薬分業をシステムを設けろといっても、なかなか実際は難しい問題も多いわけです。

そこで、とにかくその一つの方向性を、本来の姿の方向性に軌道修正もしくはそういう方向性を導くためには、やはり行政の病院であります公立病院が推進的なその方向を見出していかない限り、いつまでたっても旧態依然的な医療システムが続いていくわけです。

そういう意味からも、やっぱり市立病院は地域の中核的な位置づけの中で新しい医薬分業、当然厚生省が、先ほど答弁がありましたように推進しているところでもありますし、積極的な対応をお願いしたいところでもあります。

特に現在医者が診断をして、その結果に基づいて処方せんを患者に出し、その処方せんを持って調剤、薬局等に患者が行きまして、そこで処方せんに従って患者に薬を出していただくと、このような医薬分業を、そういうことによりまして非常に大きなメリットも出てくるわけです。先ほどの答弁の中に触れていましたように、まず一つは薬局の

専門的な薬剤師によりまして薬等が管理されていくんだと、また患者自身の薬歴の管理が可能になってくると、非常にこの辺が重要な、今のシステムの中ではできない重要な部分になろうかと思えます。

また医師が薬剤師とのダブルのチェックを、薬に対してのダブルチェックが可能になってくるんだと、そういうことによって重複とか薬害等も防げていくんだと、そういうようなことも当然大きなメリットになっています。また、非常にいろんな難儀の中でも過剰投薬の防止にもつながっていくと。非常に時間的に待ち時間の制約、長い待ち時間を解消される等々、非常にメリットもあるわけです。

そういうメリットもありますのでね、先ほどの答弁の中では市立病院の建てかえのときにその方向を考えていくんだと、また現在の中では薬剤師会とはそういう話し合いなり論議をしていないというような趣旨の答弁をいただきましたけれど、やはり市立病院の建てかえ期間まではまだまだいろんな論議もありますし、随分先の、現実には先の話になりますので、今から関係者と十分話し合いなり、また望ましい姿にいけるためには、まず部分的でも市立病院の医薬分業を進めていくことが、長い目で見ますと患者にとってもふさわしいし、また市立病院の建てかえのときに基本的に大きく医薬分業のシステムが稼働するんじゃないかと思うんですね。

市立病院の建てかえに焦点を合わせますと、どうしてもその論議の中では種々のいろんな問題が複雑になりますから、どうしても並行してその医薬分業がシステム化していく、また進むのも非常になかなか大変だということはもう当然予測もできることでもありますから、今から部分的でも、全部じゃなくて本当に部分的でも医薬分業を進めながら、将来的には全面的もしくは大きくそのウェートを置いた医薬分業を、建てかえのときに焦点を合わせていくと、そういうような方向の中で、その辺の関係者の薬剤師会等、積極的な市立病院の中では話し合いなり、また論議をしていただきたいと思うんですけど、それについて再質問をお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君） 答弁を求めます。病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君） 建てかえを待たずにもっと積極的にというような御質問でございます。医薬分業のメリットというようなことでお話ございましたが、これが進んでいない、まだ全国的には10%、約10%、それも先ほど言いましたように仮営業局といいますが、薬剤師会が共同で持つ病院の隣に置く、あるいは診療所の隣に置くというような第2薬局的なものを入れて10%というふうに聞いております。そのような進みぐあいではございますが、その中には、その進まない理由の中にはですね、やはり患者さ

んが二度手間だと、病院に行って、あるいはお医者さんに行って、そこで時間をつぶし、それからまたかなり歩いて薬局に行って、そこでいただくというようなことが一つあること。

それと、これは話し合いによってですけれども、病院が相当薬を用意するわけでございますけれども、現在院内で用意する薬を各薬剤師さん、薬局店がそれだけの薬をすべて在庫として持っておられるかどうか。つまり患者さんがその薬屋さんに行ったら、病院から出していただいた処方せんの薬がすぐ手に入るかどうか、これがなかなかやはり難しいということがあります。

それともう一つには、病院の中でいただく薬の値段と、それから病院から離れて薬屋さんに行ってください値段とでは手数料といいますか、処方の基本料が違ってきまして、今までの病院でいただいている、払っている金額よりふえるというような経費的な負担があります。そのようなことでなかなか進んでいないというようなことでございます。

したがって、その分業を進めるに当たりましては、やはりすべての薬がどこの薬屋さんでも供給できるようにということが前提かと思えます。そのためには希望だけということで、あるいは部分的にということではなくて、やはり全体ができるような体制をつくって、それから患者さんが病院で、時間が待たされても病院で薬をもらうんだと、あるいは自分の近所のところでもらうんだという選択の自由ですか、そういうようなことが出てきますので、なかなかこの部分だけを院外にすることは難しいわけでございます。

しかしながら、御質問にありましたように、その薬歴管理あるいは薬公害、過剰の薬投与というようなこともございますので、先ほどありましたように、厚生省も医薬分業を進めていることございますので、やはり患者、薬剤師会、あるいは医療機関、そういうようなところで検討委員会的なものをつくって進んでいくことになろうかと思えます。そういうような準備はしたいと思っております。

○副議長（福島敏雄君） 馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君） ありがとうございます。

今、種々なる答弁いただきましたけれど、大事なことは、なかなか新しいシステムなり方法を導入するためには、確かにいろんな問題点は当然あるわけですが、大事なことは患者が主体となってその病気を克服していくんだと。患者自身の選択ができる情報なり、またいろんな選択できるようなシステムを導入することが今後の大きな患者自身が病気を治していくための非常に大事な部分ですけれども、その主体を忘れてしまうと、

なかなか現在のいろんな慣例的な、歴史的な部分を乗り越えてですね、新しいシステムを導入できませんので、積極的な検討委員会等を通じて、その中で論議しながら一番いい方向を見出すようお願いしたいところであります。

医薬分業は、世界的にはもう多くの国で実際もう行われているわけですね。特に先進国の中でまだこの医薬分業が進んでいないのは日本と韓国の二つの国しかないと言われております。聞くところによりますと、稲城の市立病院におきましても非常に病院側の、また病院の院長も医薬分業につきましては積極的な考えを持っていて、今実際薬剤師会とか、非常にそのことについてよく論議もしまして、薬剤師会の方で病院の近くに店が設置できればすぐに導入していくんだと、そこまで話がもう進んでいるというふうにも伺っております。

確かにですね、やはり一番の難点は薬剤価格の差が、2年ぐらい前ですかね、総額では1兆3,000億円に上っているというように言われております。その薬価の差益が医療機関に入っていき、そのためになかなか、特に民間機関が非常に医薬分業がいいことだということはわかっていても導入できない大きなポイントになっているらしいです。

どうか今後その医薬分業をやっぱり本来の厚生省の提唱しているような、本来の医薬分業の方向が何とか日野市でも導入、また市立病院が先駆けて導入し、将来的にはこの日野市内の町のお医者さんもこぞってそういう方法がとれるような方向にできるように、まず市立病院側がよく薬剤師会の皆さんと、またいろんな医師会の皆さんとも病院側も積極的に論議を重ねながら、将来的な新しいシステムを導入していただきたいことを強く要望いたしまして、この問題を終わりたいんですけど、やはりまたその進捗状況に応じて、また今後質問なり重ねていきたいと思っておりますので、今後積極的な対応をひとつよろしく願いいたします。

以上をもちまして、この問題は終わります。

○副議長（福島敏雄君） これをもって15の1、市立病院の医薬分業についての質問を終わります。

一般質問15の2、通学路の安全対策と交通問題についての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

○13番（馬場繁夫君） それじゃ引き続きまして質問させていただきます。

昭和63年、平成元年の交通事故によります死者数の急激な増加は第2次交通戦争という言葉を生み出しました。それは毎年のように1万人弱で推移していましたが、この2年間連続いたしまして死者1万人をオーバーを記録したからであります。

事故死傷者数のピークを迎えました昭和45年から20年間の交通事故の推移を見ますと、戦後間もなくから年とともに増加しておりまして、昭和45年には死傷者数1万6,765人で、当時の人口のほぼ100人に1人が1年間に交通事故で死傷するという異常な事態がありました。

この年、交通安全対策基本法が制定され、5年間を計画期間といたします交通安全基本計画が昭和46年にスタートしました。当時の日本はモーターレーゼーションの黎明期に当たりまして、ドライバーのマナーの悪さ、信号機、横断歩道、ガードレール等の交通安全施設の整備も大変粗悪の状況でありました。国を挙げて環境改善に乗り出し、昭和51年には死者数1万を割りまして、また昭和54年には8,000人台に抑えられてまいりました。その後昭和55年から62年にかけて、死者数は9,000人台でほぼ横ばい傾向を示していました。対前年比の増加率も5%以内におさまっていたところであります。昭和63年より一気に11%近くまで上昇いたしまして、15年ぶりに死者が1万1,000人を超えました。

自動車の保有台数、運転免許保有者数を見ますと20年間で大きく増加しております。自動車保有台数は、昭和45年に2,839万台でありましたが、平成元年には約2.7倍の7,540万台になっております。免許保有者数も2,645万人から約2.2倍の5,916万人に増加したところであります。平成元年末の運転免許適齢人口に占める免許保有数は、男性約1.28人に1人、女性は約2.3人に1人です。全体的には1.66人に1人の割合で免許を取得していることとなります。

それに比べまして道路の伸び率は、昭和45年、101万4,000キロでありましたが、昭和63年には110万4,000キロと、わずか1.08倍しか伸びておりません。現在の交通事情としては、20年前と余り変わらぬ道路に20年前の2倍以上の車がひしめき合っている異常な事態と言えます。事故をなくすための環境はますます複雑化してまいります。

平成元年度中の交通事故発生件数は66万1,363件で、死者数は1万1,086人です。年齢別では16歳から24歳までの若者が28.4%、65歳以上の高齢者が22.7%と最も多い数字になっておるわけです。また交差点での発生が大変増加しているところであります。

夜間別では、事故の発生件数が昼間63%、夜38%に対して、死亡事故発生件数は昼間が何と43.5%に対して夜は56.5%と大変逆転をしているところであります。夜間用交通施設の貧困さによりまして、また車のスピードが夜間は大変上がるということがどうも原因をしているかと思えるところであります。

また過去の一般質問等で子供の交通事故防止、また高齢者の交通事故防止、またモラル、交通教育等につきましては過去に質問してきておりますので、今回はここを重複しない程度の中で6点ほど質問をさせていただきます。

まず1点は通学路の安全対策であります。幹線道路の交通渋滞のため生活道路への迂回によります問題点であります。これにつきましては、都道155号線の朝の通勤時間帯の交通渋滞のために、旧道の155号線に通勤車両が迂回をするため、平山小学校並びに平山中学校の生徒たちの通学の危険性であります。この安全対策のために旧道155号線の時間規制なり、また平山程久保線3号線の進入禁止等の処置をしながら、安全対策を早急に図っていただきたいということが1点であります。

また1の2点としましては、今後この幹線道路から流れてまいります、要するに生活道路に迂回してまいります交通対策をどう進めていくかということであります。

それで2点目といたしましては道路交通施設環境の整備促進という観点であります。従来の信号機、横断歩道、ガードレール等の施設整備の促進は当然といたしまして、今後の事故の変化に応じた施設整備を促進していただきたいということであります。具体的に言いますと、交差点の事故が非常に多発しているということで、ドライバーが遠くからも交差点と一目でわかるような点滅ブロックの設置、また交差点の照明の強化等によりまして交差点の事故防止ということであります。

また発想の転換というか、事故があったことは道路が欠損であったことによって事故があったんだという前提の認識の中から、電柱とかガードレール等の道路に突き出ました工作物等の見直しを積極的に進めていただきたい。特にその中におきましてはごみのボックスの件であります。非常にごみのボックスは利便性もありまして、多くの市民の皆さんは設置に対しては強く希望しているところであります。ただ、この設置場所が道路もしくは道路の歩道等に設置するために、交通障害の恐れがある場所も最近は多く見られておりますので、この設置方の工夫ができないものか。また状況を詳しく調査し、何らかの対策をとる必要があるんじゃないかと、これについてもあわせてお願いしたいと思っております。

また各敷地から伸びました樹木等によりまして信号機、標識等を見にくくしているというような問題がありますので、やはりこの標識または信号機等が見やすいように樹木の伐採なり、またその敷地の住民の皆さんにも協力していただきながら、この促進もあわせてお願いしたいと思っております。以上が2点目の問題であります。

3点目といたしまして駐車場対策であります。昨日、奥住議員よりも駐車場の整備に

ついでの質問等がありましたので、重複しない程度の中で、特に団地の駐車場問題を中心に質問をいたしたいと思うんです。

駐車車両が関係した交通事故は大変増加をしていると。事故の形態としては、駐車車両に直接追突していく、またその車両に、駐車車両が視野の妨げになりまして、飛び出し等の発見がおくれて事故が起これると。特に夜間の事故が多くなっているということが指摘されていることでもあります。

現在団地を取り巻く駐車場環境は大変に厳しい、また深刻な問題となっておりますので、特にこの新設における公団、公社、都営住宅等の団地におけます駐車場の確保について、どういう今後取り組んでいくのかということをお願いしたいと思います。

また既設におけます公団、公社、都営住宅等の駐車対策、また市営住宅の駐車場問題についての見解を伺いたいと思っております。

第4点目としてはバス路線の問題であります。非常に交通事故を減少するためには、やはりいかに車両を、動いている車両を減らしていくか、減少するかということになってまいります。そのためには市内の交通網を完備し、特にバス路線を完備することによって、通常市民の皆さんが利用する車の台数を減らしていく。市民の多くの皆さんが1台でも、1週間のうち何回かでも努力することによって、非常に市内の走る車両の歩行台数が減ってくることによって、当然交通事故の確立も下がってくるということになりますので、バス路線の促進ということでもあります。

また、現在ミニバス等が走っておるんですけど、やはり一部南平地域等ですね、この辺につきましてはバス路線が抜けていると。その辺を早急に市内全域にバス路線が走るような、また今のミニバスにかわった、もう少し循環的なバスの構想なり、市長の自身の何か方策があるようであれば、またそれについても触れていただければありがたいと思っております。

5点目としては、救急車の普及率は非常に今日本は高くなってきておるんですけど、一番問題になっているのは救命率が非常に低いということで、これはなかなか難しい問題でありますので、市立病院の建てかえ等に今後救命率を高めるようなドクターカー等々の設置等もいろんな働きをしながら、今後検討していただきたいということでもあります。

6点目としては、交通問題が非常に深刻化している中で非常にときを得たというかですね、非常に日野市の交通安全推進本部をことしの1月発足し、非常に今論議して、交通事故を少なくするよういろんな施策を今検討していることもあるようですので、非常にこれについては的を射た、大変賛同できる部分でありますので、今後この問題をどう

展開していくのか、また今後の状況についてお伺いします。

以上6点ですけれど、時間の制約がありますので、答弁はもう簡単明瞭にひとつ皆さん御協力をよろしくお願ひします。以上です。

○副議長（福島敏雄君） 馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（藤本亨一君） お答えいたします。

都道の155号線、今新しい155号線と従来からの155号線がここにあるわけですが、従来からの古い方の155号線のことだと存じますので、この件につきましては日野の警察の方にお伺ひしたところでございます。

平山全体の南北を横切っています橋が平山橋、滝合橋、さらにその上に長沼橋とあるわけですけれども、この南側から北の方に抜けるためにこの道路が非常に橋に集中して込んでいて、この通学の部分が大変込んでいて、しかも道路幅が狭いというような状況にございます。ここをもし規制をするということをするにはどうしたらいいかというようなことを含めて、日野の警察の方に、規制係の方に打診をいたしました。これには地域住民、そこに住んでいる方、または通勤に車を使われる方、すべての方の意見が一致して、かつ賛同が得られ、総合的に判断して最良と考えられる場合には可能であると、こういうことでございます。

それから、それを考えるには、まず規制による波及効果の可否を十分考えなければいけないと。規制によって、必ずその人たちは車をやめるわけでないわけですから、どこかへ流れる、その規制によって流れる周りの細い道、またそこに必ず被害とか、いろいろのことが出ると。児童、子供たちも通学路としてそこだけじゃなく、また帰ってからの問題等があるというようなこともおっしゃってございました。それから、規制強化のみを重視して、児童の安全対策は万全であるかどうかというような広い範囲で考えて対応しなければいけないと、こういうようなお話でございました。規制につきましては地域住民のほとんどの方の賛同が得られないとなかなか困難であると、こういう状況でございます。

○副議長（福島敏雄君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 2点目の道路交通施設の環境整備の促進という御質問の中でお答えをさせていただきたいと思ひます。

この環境整備の中では交差点の照明の点滅ブロックです、これは市役所の東側のところの今道路のところにもついておりますけれども、発光びょうで夜間になりますと点滅している道路上の施設でございます。これの促進、また電柱、ガードレール等の工作物

の見直し、それからごみボックスの安全対策、安全施設の障害となる樹木の整枝というのが御質問の趣旨でございます。

これについては本年2月に発足いたしました日野市交通安全推進本部においても、交通安全の支障となっている問題点の整理の中で論議が行われております。夜間交差点の発光びょう等のものについては、効果的なものについては計画的に重要箇所への設置を検討していきたいと思ひます。

それから電柱等の工作物の見直しでございますけれども、電柱の設置する事業者と協議していきたいと思ひます。

それから、なおこの中のごみボックスの設置については、道路管理者の立場から安全確保のために所管部課と今後も調整をしていきたいと思ひます。これによって、また一定の基準もつくる必要があるので、その作成もしていきたいというふうに思っております。

それから樹木の整枝については所有者がおりますもので、所有者とも調整をして、支障のないように努力をしていきたいと思ひます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 3点目の駐車場に関連しての問題、都営、公団、公社等の御質問でございます。

過去、安全対策上あるいは環境整備上、各関係機関に駐車場確保の要請をしてきたところでございます。よって、本年2月、本年の平成2年度の4月1日以降、東京都におきましては都営住宅等の駐車施設の設置方針を確立しております。これによりますと、都営住宅建設に当たっては駐車場30%、都市整備公団においては60%確保するというふうな一定の方針を確立しております。よって、条件等の、もちろんその公団の設置場所の条件もあるわけでございますので、なお一層我々も駐車場確保に努力していきたいというふうに思っております。

4点目のバス路線の関係でございますが、確かに市内交通網体制の確立よっての循環バスの運行、バスの拡大よっての自家用車の減少させる方策等があるかと思ひます。しかし、道路網の関係等もありまして、従来から現状進んでいるバス路線の拡大の部分についてはお答えしているとおりでございます。しかし、それだけではなかなか進まないということがございますので、なお一層バス路線の拡大等を含んで、何らかの方法で解決しなければいけないということで、実際に実現化できるような方法を考えてい

きたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（福島敏雄君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） 3点目の中の市営住宅の関係でございますけれども、お答えをさせていただきます。

御案内のとおり、市営住宅は公営住宅法に基づいて建設をされております。住宅に困窮する低額所得者に対しまして低廉な家賃で住宅を提供するという目的がございますので、市営住宅につきましても一戸も多く市民に提供したいということで建設を進めてまいりました。基本的にはこの考えでございます。現在車をお持ちの方は各自で団地外に民営の駐車場を利用して確保いただいております。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 6点目の交通安全推進本部の内容と役割と方向についてお答えをさせていただきたいと思っております。

日野市の交通安全推進本部は平成2年の1月11日に要綱が設置されました。同2月の9日に発足をいたしました。この本部は、すべての市民を交通事故から守り、安心して暮らせるまちづくりを総合的に進めるために設置をされたものでございます。本部長は建設部長でございます。交通安全の事務を所管する部門の責任者として、実務的実践的な効果を期待して、この建設部長が本部長になったということでございます。

所掌事項は、交通安全に関する施策全般の充実、安全教育、その他では担当する事項を明確にし、単なる調査、研究、協議にとどまらず実践的な機能を持たせ、交通安全施策を強力に推進させようとするのが趣旨でございます。

庁内の関係部局の課長を中心に構成いたしまして、組織横断的に検討を行っております。会議は毎月1回のペースの会議を持って、その間必要な調査も行い、施策の確立、重要な役割を果たしております。

今後もこの本部については、この本部の充実を図り、施設の体系化を実現していきたいという意気込みで現在進んでおります。

以上です。

○副議長（福島敏雄君） 答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） ドクターカーの関係でございますが、今の段階では実現していないわけでございますが、今後において、それらの施策について検討してい

なければならぬということであるところでございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君） それぞれの答弁ありがとうございました。

それでは再質問させていただきます。

第1点目につきまして、通学路の安全対策でいろいろ答弁いただいたんですけど、非常に何のための交通対策なのか、何のための警察の組織なのかと疑いたくなるような厳しい答弁でありましたけれども、もう少し、確かにいろんな波及効果、一つの規制することで波及効果、これは当然ですけど、あそこを場所をよく調査していただければわかるんですけど、旧道の155号線をとめることによって大きなマイナス要因になるような波及効果もしくはそのほかの部分、どうも出てくるのがかなり少ないなあと、いう地域であります。特に学校周辺の道路については非常に規制もしてありますし、規制はしやすい場所ですので、これは積極的にその担当の部局は警察にもお願いをしていく、また警察にもお願いどころか、その通学路という中で小中学生の危険防止のためには、しっかりもう対応していただきたいんですね。

この旧道の155号線を通して、本当に長さとしては十五、六メートルあります。道路の幅員が3メートル未満の平山一程久保3号線というところがあるんですね。ここを通るときに非常に危険なんですね。そこに本当に幅員狭いところに、PTAの皆さんが調査したデータもあるんですけど、要するにこの周辺を7時45分から8時20分の間、曜日によって違いますけれども大体120台から、多いときには200台の車がこの短時間の中で通勤の車が通過するわけです。そうしたら通勤の皆さんは時間と勝負ですから、どうしても安全ということも含んでいるんですけど、どうしても早く行きたいという中でトラブルがあったり、またこの周辺は非常に道路が複雑化しています。そこへ子供たちが通るためには、あちこちに気配りしませんと非常に危険だと。

そして先ほども言いました平山、その旧道の都道155号線を通して、そして約十四、五メートルの長さの平山一程久保3号線を通ると、ここがここが一番ネックなんですね。ですから、ここを何とかこの都道155号線の規制なりをしながら、この部分を対応すれば、まず危険度がかなり少なくなると。

将来的にはこの地下道の問題ですね、地下道は本来この都道をつくる時ですね、地域のお百姓さんの車、もしくは種々の機械が通りやすいために、その地下道をつくったという経緯があるんですね。そこに今は通過道路的な意味合いが強くなっていると。将

来的にはこのところを何とか方法を考えまさんと、これは付近の地域のお百姓さん、もしくは自治会の皆さんとも今後ある程度の時間の中で論議して解決していただきたい。それをやはり学校当局なりがですね、また管理課等が積極的に対応していただきながらこの対応をしていただきまさんと、今の状況ではもういつでも事故があってもおかしくない、今大きな人身事故がないのが不思議ぐらいだということになるわけです。

もう時間がないんであんまりあれなんですけれど、いろいろと交通事故のデータを見ますと、幹線道路が約60%の交通事故が起きていますと、また死亡事故が起きていますと、それに対して40%は生活道路に今事故がふえてきていると、特に死亡事故よりも死傷者事故が非常に多くなっていると、これが今の交通事故の実態なんです。ですから、今後こういう生活道路をどういうふうにしていくのか、特にその迂回的な部分を今後総合的にですね、早急にこれは、ここだけじゃありませんから、滝合小学校の周辺とかですね、あちこちに問題がありますので、何とか方法を詰めていただきたいと思います。ひとつその辺はもう早急に対応していただきたいと思います。

それと同時に、この第2点目になりますけれど、いろんな施設の道路の安全確保のための、各ダストボックス等々の問題についてもですね、早急に何か基準をつくっていただいて、こういう条件であれば道路にも置けるんだとかですね、その安全基準をつくっていきまさんと、それによっていろんな事故も誘発してまいりますので、今後関係機関と、そのボックスを継続という前提の中で十分その論議を進めていただきたいと思ますので、その辺をひとつよろしくお願いします。

それからあと、その生活道路をいかに安全を確保するかということで、そのロードピア、コミュニティ道路の導入ということが非常に大事な部分になろうかと思うんです。この件については随分前にも質問させていただきましたけれど、今後新しく道路をつくる場合、またいろんな開発行為の場合、また現在の生活道路の中においてもですね、導入できるところは積極的にこのロードピア、入口を極端に狭くして通過道路に入りやすくする、またその道路の中に花壇をつくったり、また樹木を植えたりして、スピードを減速しないとその道路を実際通れないと、そういうような方式を用いながら生活者と、要するに人と車が共存共栄して、安全かつそこに一つのコミュニティとしての位置づけができるような道路づくりをすることによって迂回車両、またもしくは生活道路の危険性の防止になりますから、その辺も積極的に今後の施策の中で対応していただきたいと思うんです。

確かに日本の場合は、その生活道路にあわせて通過車両が行きやすいような幹線、も

しくは準幹線が整備されていませんから、欧米諸国のようなこの手法を全面的に取り入れることはなかなか難しいかと思うんですけれど、今後できるところからその辺の施策を進めていただきたい。この辺もあわせて、先ほどの何点かも答弁をいただきたいと思うんですよ。

それからあとですね、駐車場の問題ですけれど、非常にこれ駐車場の問題はいろいろと問題ありましてですね、例えば日野市の住みよいまちづくり指導要綱が今年度の8月1日から改正になってきたんですけれど、これを見ましても、いろんな民間の方が建てる場合ですね、例えば第1種住居専用地域につきましては駐車場の保管義務が50%だと、また第2種住居専用地域についても50%だと、住居地域の20%をそういうふうに具体的に建てる建物の敷地内に、その世帯の50%の駐車場を設置しなきゃいけないんだという、そういう要綱が出て明確になってきているんですけれど、それと同時にですね、この適用の除外事項の中で、この要綱に基づく規制は国、地方公共団体、及び公団、公社が行う開発事業については適用しないんだという適用除外というのがあるんですね。確かに一方でわかるんですけれど、今大きな問題になっているのは都営住宅、公団、そしてまた公社の大量のたぐさんの住まいがある中で駐車場が確保できないという中で道路に駐車している、また周辺もなかなか駐車場がないのでやむを得ない、いろいろな部分が問題になっているんです。

ですから、確かにこれは除外の意味はよくわかるんです。先ほどの答弁の中でも、東京都においては、都営住宅については30%、そして公社については60%ですか、設置していくというような方針が出たということで論議されましたけれど、今後新しく都営ないし公社、もしくは公団等の公共的なそういうような団地等ができる場合については、少なくとも民間に要綱でうたっただけの50%は確保できるように、これはもうしっかりと対応していただきたい。

東京都の30%というような、そういうようなのを出しましたけれど、市としては、それはしっかりと対応をしていく必要があるんじゃないかと。実際は住まいの方の70%以上は実際車を持っているというような状況であります。ですから、その辺を十分踏まえて、新しくできるところについてはしっかりと対応していただきたい。

それと同時に、今古く、現在あるところはどうしょうもないんですね。もう自治会の皆さんが一生懸命やって、いろいろと知恵を出してですね、交渉しているんですけれど何ら進んでいかない。そこでもう少し現実的には公社、公団、都営住宅だけの問題ではなく、その周辺の市民の皆さんも大きく迷惑がかかっているわけです。ですから、日野

市も積極的に公社、公団等に働きかけて、何らか既設の団地のその駐車対策にはしっかり対応していただきたい、それもひとつ後で答弁をお願いします。

それと同時にですね、今回、ことし、今年度と来年度に調査をして、平成4年度からその駅周辺の商業地域、権利商業地域に一つの網をかぶせて、そしてそのうちの30%は公共、70%は民間に負担をしていただきながら駐車場を整備していくんだと、そういう一つものをつくっていくんだという方向は非常によくわかるんです。またそれは歓迎できるんですけど、今の法令の中では、その国、都が助成するのが利子補給程度しかなかったのかな、非常にそういうものの網をかぶせても、現実にはなかなか民間の活力を導入していただくの何か得策というか、そういう民間の人を動かすだけの何かメリットというかですね、その辺がどうも希薄のような感じがするんです。

ですから、やっぱりこれから国、都に対しても、そういう助成なり、また、じゃ日野市の中でどの程度それができるんだということもですね、今後論議を深めた中で平成4年度の実施ということをあわせていただきたいと思うんです。

その網をかぶせてあるところはまだ多少いいんですけど、ただ大きな団地の周辺については現実には大変な問題なんですね。だから、そこを網は実際かぶせる法律はありませんから、そこをじゃあ今後ですね、こういうような駐車場の検討の中で、今後既設のそういう分についてはどう日野市独特の方策を用いながら、特に大きな団地の周辺の中で、一般の市民の皆さんが駐車で困って迷惑しているいろんな、そういうことを考えて、何か日野市独特の方策を用いながら、そして、そういう駐車場問題を解決できるような新しい方法もあわせてこれ検討していただきたいんです。

そういうことによりますと随分駐車場のことも軽減できます。幾ら公団、都に要望しても、設置できる台数というのは、今の現状の敷地の中で対応するとなると限界がありますから、そのはみ出た人は周辺のいろんな駐車場をお借りするしかない。駐車場の金額が上がっていったり、いろんな周りの周辺の人が迷惑かかって困っている部分がありますので、これは日野市の問題でも逆にありますので、その辺の対策を今後早急に検討していただきたいと思います。

それとバス路線、また緊急医療のドクターカーについては、今後しっかりとまた論議しながら検討していただきたいと思います。

そして第6点目の交通安全推進本部の役割というのはよくわかりました。実務的にやっていくんだということでもあります。

ところが、今のその交通事故の問題というのは、今まで昭和45年から昭和63年に至る

までのようにですね、ただ道路のいろんな整備をすればもういいんだという時代じゃなく、非常にもう車両もたくさんふえましたし、今までの施策をこのまま進めていっただけではもう交通事故は減らないんだというような、今非常に重大な時期に指しかかったわけです。

そこで、どういうふうにして根本的に交通事故を減少させていくかという新しい発想の転換をするというか、新しい観点の中で、少なくとも今後の交通施策に対してのビジョンというか、その計画とか基本方針を、確かに今、実務的な交通安全推進本部を設置したということを言われましたが、それと同時にですね、せっかくこのようなすばらしいシステムが、本部が設置されましたので、何とかそれをさらに最大限に活用できるような方法をひとつお願いいたします。

そうしますとですね、日野市も非常に交通安全が強化されておりますので、特に通学路の問題についてはですね、非常に差し迫った問題が多い場合もありますので、こういう問題も具体的に土台に、本部のその中の土台にあげていただきまして論議して、小学生、中学生を含んだその通学路も早急に対策できるようなものを図っていただきたいと思うんです。

時間も本当に厳しくなりましたので、市長も含んでですね、それぞれの担当の方、一言ずつ答弁をお願いします。

○副議長（福島敏雄君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） まず1点、2点についてお答えをさせていただきたいと思

います。  
平山の小学校周辺の通学路にかかる交通規制の問題については、以前、学校関係者が交通管理者、要するに日野警察に相談に行っているということを聞いております。結論はまだ出ておりませんが、この件については規制の効果とか、波及する問題点とか、当該道路に接する居住者の利益、代替策の有無とか、こういう周辺交通の影響などを交通管理者の方ではここで検討に入っていきたいというようなことを言われました。きょう御指摘の点については、道路管理者としてまた交通管理者の方に要請をしていきたいと思

います。  
それから2点目のロードピアの問題でございますけれども、確かに今我々が技術的の中で生活道路をつくっていく中では、こういう問題点を当然出していかなきゃならないという今時代に来ておりますもので、よくこれからこの設計をする担当の方とも、この問題について検討をさせて、採用ができれば、そういう問題も努力していきたいと思

ます。

それから、私の最後になりました6点目の交通安全対策の中の問題点でございますけれど、確かに今御指摘がございましたことを十分踏まえまして、今後この交通安全対策の安全対策の中で努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（福島敏雄君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 3点目の駐車場の関係でございます。都営あるいは公社、公団に対する要請でございます。先ほど申し上げましたのは、平成2年から新設部分の関係を申し上げたわけでございます。当然既存の住宅がありますので、今後なお一層駐車場確保についての要請を強くしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 交通安全の問題は今日の車社会の、まさに焦眉の急の課題として受けとめております。いろいろ手立てを講じながら総合的に安全性を高める、要するに事故をなくするという大きな眼目といたしまして、諸施策、御提言を十分対応させていただきながら、進めてまいらなきゃならないという行政の責任として受けとめております。

○副議長（福島敏雄君） 馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君） どうもそれぞれ答弁ありがとうございました。

特に現状のいろんな施策を進めていただくと同時にですね、交通安全推進本部の役割は、実務的な部分がどうも中心でありますので、当然実務的なことは積極的に今後やっていただく中に総体的な、各管理課の皆さんだけじゃなく、それぞれの部署の皆さんも参加の中で、その英知を出していただきたいなということですね。

特に本部名簿を見ますとですね、企画財政部では広報課長だけがこの担当者になっているんですね。ですから、企画財政部長なり企画課長なりが、当然今後そういう出席の中で、そういう新たな今後の交通基本計画の策定なりをもしやっていたらいいのであれば、そういうことも必要なあとという気がするんです。

どうですか、市長にこの辺についてお伺いしたいんですけど、現在のこの交通安全推進本部の役割が実務的のことが今中心であります、あわせて先ほど市長からもいろいろお答えいただいたこと等もあるんですけど、交通安全基本計画的にですね、今までの既成の種々の施策は当然進めながら、いろんな安全という中で、例えば歩行者なり

人なりの視点、または子供たちの視点、結局生命が尊厳していく中で人の命が一番大事だ、当然なことなんですけれど、そういう視点をさらに深めた中で交通安全対策というんですかね、そういうような指摘、そういうような方向の中で何か日野市独自の既存にあるような部分ではなく、もう少し日野市としての安全対策の基本の計画なり目標なりを、また今後将来的にはつくっていただいて、それに基づいて従来の施策とあわせながらその整備をしていくというか、そういう方向について何か、市長もう少し何かあるようであれば答弁をいただきたいと思うんですけども。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 即答できるものは今はございませんが、いろいろ工夫をして、周知を集めて効果を上げたい、このように考えます。

○副議長（福島敏雄君） 馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君） 端的な答弁、大変ありがとうございました。

以上でこの問題は終わります。

○副議長（福島敏雄君） これをもって15の2、通学路の安全対策と交通問題についての質問を終わります。

一般質問15の3、平山地域の文化・生活環境整備促進についての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

○13番（馬場繁夫君） それでは質問をさせていただきます。

この問題につきましては、きのう旗野議員からも、特に平山駅の文化施設の云々という質問がありました。私自身もこの問題について昨年年第3回定例会でも取り上げてきたところであるんですけど、問題点としましてですね、非常に平山地域というのは歴史と古い町でありますし、非常に道路状況も悪いところでもありますし、なかなか文化的な部分も少ない、日野市の中でも非常に少ない地域であるわけです。

昔ですね、前にも質問したことがあるんですけど、快適環境という部分から見ますと、要するに日野市のどこの地域におきましても、快適環境という部分を総合トータル的に見れば、確かに一つは利便性がすごくあっても、そこでは樹木が少なく、そういう環境は余りよくないとかですね、個々のそれぞれの地域の特徴があっても、総合的には日野市のどこの地域でも総合評価で見れば大きな差がないんだと、そういうようなまちづくりという視点が今後は非常に大事だと思うんです。それが一つの公平感になっていくと。利便性があってもほかのものはよくない、でも総合的には非常にこうバランスがとれているんだと、そういう一つのまちづくりの観点から考えますとですね、やっぱ

り平山の地域も非常にそういう総合評価というのはかなり底辺の部分に当たるんじゃないかということが現状の中からよくわかると思うんですけど、じゃあどういうふうに展開することが、その平山の地域の歴史がある場所の今後将来的に活性化なり、していくかなという観点から考えた場合は、一番大きな目玉の一つが駅周辺の文化施設を中途半端な文化施設じゃなく、ある程度の中核的な意味合いを含んだ文化施設をつくっていくことが、非常に駅を中心とした平山地域の大きな活性化というか、インパクトを与える手法になるのかなという気がするんですね。

そういう意味から見ますと、今の公共施設、図書館と大地区センターという二つの公共用地をあわせ持っただけでは、なかなか中規模的な施設にはどうかなという気もするわけでありまして、何とかいい工夫はないかなという観点になるんですけど、一つ考えられますのは、ちょうど平山の駅、京王線と浅川に挟まれた約3ヘクタールの水田があるんですね。農家の方も、中には将来的に何とかやっていきたいとか、いろんな今思惑も出てきております。

そして、どうもこの辺を、今後組合施行になるかどうかわかりませんが、何か新しい手法の中でその部分を活用していきながら、場合によっては、その駅広を含んだ、また京王も含んだ中での、その北側の約3ヘクタールも含んで、何か新しい手法の中で一つの区画整理なりしながら、新しい平山のへそ的な部分、そこには公共施設もできれば、理想的な部分でいえば、そこにお年寄りから本当に小さなお子さんまでも集まっていけるような文化施設的な、図書館もあり公民館もあり、そして老人の方も安心してそこで語り、おふろに入っていけるような、そういうような集約した複合施設的な文化施設があると、そこが地域の大きなコミュニティの場所でもあり、そこに来て、お年寄りも若い人も子供もみんな一緒になっていろいろと接していける。

そこが何か昔からその地には平山の小学校があったと、昔、あそこの平山小学校区に多くの方たちが一つの中心的な存在の中で集まってきて運動会やったり、いろんなことをやってきたと。その役割的な部分がこれからの行政の中で大きな複合施設になり得る可能性がある。非常にこうそうすることにより、ある程度の波及効果の中で平山町も建てかえ等の中でも、それに即した中の新しいまちづくりができるのかなあという気がします。ので、できることならですね、そういうような文化施設を、中規模の建設と同時に、その地域の地主さん等の理解を深めながら、そういう人も巻き込んだ中で、何か3ヘクタールの活用というんですかね、そんな一体の中で考えていけたら非常に変わってくるなという気がします。その辺の施策についてのですね、これは市長になって

くるかと思うんですけど、何か市長自身のお考えなり、方向性なり、またいただければありがたいと思うんですけど、それについての答弁をひとつよろしくお願いします。

○副議長（福島敏雄君） 馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 用意をしているお答えではございませんが、今具体的に京王線と浅川堤防の間の3ヘクタールの今後の活用ということに触れられましたので、一言お答えをしておきたいと思っております。

このことにつきましては、たまたま平山の地主さんの立場にある方から別の要件で、つまりお寺の緑地を公有化してくれと、こういうことにあわせてお答えに触れました。と言いますのは、今浅川の建設省の仕事として河床を切り下げる仕事が計画されつつあるわけでありまして、建設省の、とにかく日野市に可能なところをすべてスーパー堤防にしていきたい。つまり河床の泥土をうまく使いたいという意味もあろうと思っておりますけれども、その際に、建設省にまだ伝えたわけじゃありませんが、ひとつあそこをスーパー堤防にしようじゃありませんかと、そして線路まで、水田をこう平らにしようじゃありませんかと、その中で、いずれは耕地整理なり、あるいは区画整理なりの手法によって、将来の利用の方途を描いておこうではありませんかと、かなり気の動くお言葉でもございましたので、ぜひ地元にもお呼びかけをして、建設省のまたそういう手法も導入をして、一つの土地利用の将来方針をつくる必要があるなというふうには感じております。

その際に公共用地を確保して、確におっしゃるところの旧平山の一つの目玉をつくる何かが見通せるというふうにいたしたいと思っております。

○副議長（福島敏雄君） 馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君） 積極的な答弁、大変ありがとうございました。

非常に平山駅周辺は道路事情も悪いのでありますので、そういう計画の中で、できることなら南北を結ぶような道路が一本できるならば、そういうような市長がおっしゃるような方向の中で推移しますと、本当にこの地域の中で新しい活性化したまちづくりに発展してまいりますし、現在ある3ヘクタールの場所がそれぞれの中でミニ開発していきますと、もうあの地域は残された平山の最後のまとまった地域でありますから、ミニ開発等が進みますと、それができなくなりますから、そういう中ですね、その時間的な余裕もない中でございますから、ある程度そういう方向を提示していただきながら、地域の皆様にも当然働きをかけていただきながら、本当にこのあそこが新しい平山の位置づけになれるような施策、また文化施設的な部分がですね、中核となれるような

新しい文化構想の中で、ただこころ箱物をつくるだけじゃなく、地域住民と一体化とした文化施設という位置づけの中でやっていただければ大変ありがたいと思いますので、その辺を含めましてですね、今後その問題に取り組んでいただきたいと思ひまして、この問題を終わります。

○副議長（福島敏雄君） これをもって15の3、平山地域の文化・生活環境整備促進についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君） 御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後2時42分 休憩

午後3時12分 再開

○副議長（福島敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問16の1、「幼保一元化」は幻かの通告質問者、名古屋史郎君の質問を許します。

〔28番議員 登壇〕

○28番（名古屋史郎君） それでは、「幼保一元化」は幻か、題しまして質問をさせていただきます。

生涯教育が叫ばれている今日で、小学校就学以前の乳幼児の教育は大切である、このことについてはどなたも異論のないところだろうと思ひます。

我が国の明治以来の保育、教育の歴史を見ると、保育園そして幼稚園、それぞれの施設があり、制度的には文部省、厚生省の所管であり、今日まで運営されてきております。そして、それぞれの施設に格差があり、今日に至っています。そのことは日本の近代教育の本質とかかわっており、それぞれ必然性があると考えられます。

しかし、保育を受ける子供の側に立って考えれば、幼保別々に区別することは差別であり、親や設置者、それぞれの意図で制度的にも内容的にも二元化されている現状は子供の発達にとって誤りであり、一日も早く是正されなければならないと考えます。

したがって、一元化構想は近代における教育の本質観、そして体制を転換しなければ成り立ちません。そのため近代教育の上で、幼稚園、保育園の基本的性格を変革しようとしなければ展望は開かれていきません。現在の国の制度では、先ほど申し上げたとおり、明治以来、いわゆる二元であり、今日もなお一元化の方向は、率直に言ってまだ国

の段階では模索の段階です。

ここに岡田正章という日野市の幼児教育研究所の方の「保育制度の展望」という著書があります。なかなか立派なものです。

それで、国段階で各党がどういう考えを持っているか、簡単に読み上げてみたいと思ひます。

自由民主党はですね、一元化よりは両者がその目的、機能を十分に果たし得るよう、整備、充実に努めることが必要である、こういうふうに言って、率直に先ほど申し上げましたように、いわゆる二元ということから抜け出すという考え方に立っていないようであります。

我が日本社会党は申し上げるまでもなく、二元化の現在の現状は改められるべきであると、こういうふうに言っております。

公明党は、我が党としては新しい幼児教育機関に改める幼保一元化が好ましいのではないかと考えている、こういうふうに発表になっております。

民社党は、幼稚園には保育所の機能、保育園には幼稚園の機能をあわせて持たせることとし、保育を必要とする幼児は授業が終わっても保育ができるような制度とする、またと、こうなっております。

日本共産党は、幼保一元化への接近の具体的な取り組みとして、幼稚園の保育時間の延長、保育所の教育機能の強化、公私立の保育所、幼稚園の適正配置、適正規模化、保育所、幼稚園の保母教員の合同研究の奨励など、現行法のもとでも市町村の努力で実現可能な施策を推進をすると、こういうふうになっておりまして、各党の態度といえますか、それはこんなことであらわされております。

以上のこと、国の段階ではどういう状況であるということ、今申し上げたとおり認識をした上で、日野市ではどうしてきているか、このことを振り返ってみたいと思ひます。

まず、昭和45年ごろから日野市では幼保一元化が検討され、推進をされてきました。すなわち市側、議会、研究者が都の援助で幼児教育センターなる施設を設立を目指しました。しかしながら、残念ながらこれは実現をいたしませんでした。この実現をしなかったまでの間が約10年間。そして東京都との関係のため断念をしたわけではありますが、それでは都の協力がだめなら市として進めようということになり、約2億円の建設予算が用意されました。しかしながら、これもその翌年、すなわち昭和58年に建設見送りのやむなきに至りました。いわゆる幼保一元化を目指したところの幼児教育センターなる建

物は、今日までは建設されていないわけでありまして、日野市としては二度の挫折といえますか、とんざを味わったわけでありまして、一自治体の力の限界というか、さまざまな壁があったと考えられます。

しかし、施設がなくとも、国の制度が二元であっても、幼児教育を先ほど申し上げましたように、本来のあるべき姿にしようとする市の姿勢、研究者の努力がこれまでもずっと続けられている、このことは大変とうといことであると敬意を表するところであり、要するに市としては旗印は幼保一元化を目指すんだ、こういうふうに20年前から旗印を掲げて現在に至っているわけでありまして。

しかし問題は、その実現がどれほどできてきているか、実効が上がっているのか、このことについて、特に教育委員会を中心にお考えのほどをお伺いしたいと思います。

もちろん教育の問題に時間あるいは費用を惜しんではいけない、こういう基本的な考え方には十分立っているつもりであります。しかし、理想の追求ということは行政のやることなんだろうかという疑問、行政がかかわっている以上、どれほどの行政効果が上がっているか、このことを度外視して考えてはいけない、こういうふうに私は思います。

以下、私は市議会議員という自分の立場の反省、そして自戒に立って、みずから戒めるといことでありますが、次のことを伺いたいと思います。

すなわち昭和58年、市は施設の建設は見送ったけれども、幼児教育センター設置条例を昭和61年につくり、3年間活動をしてきたわけでありまして。そして、その設置条例は64年、67年、平成2年まで時限立法が、いわゆる延長されたわけで、あと1年半、日野市の市立幼児教育センターなるものは活動をしていくわけでありまして。

そこで、昭和61年に出された研究業務報告書に、所長である重松氏の論文といいますが、考え方が載っております。そこには、一応3カ年を限って時限立法ではありますが、その成績によっては存続が検討されることになり云々とあります。したがって、先ほど申し上げたように一回は延長されて、あと1年半残っているという現状にあるわけでありまして。

さらに同じ文章の中で、倍旧の力をもって関門突破に努力する、大変力強い決意が述べられています。関門突破というんですから困難なことを乗り越える、そしてやるんだ、こういうことにどうしてもこれとれるわけです。

そして、さらに先ほど引用しました岡田正章先生の、この方はたしか嘱託研究員をなさっている方ですが、その方の本の中には、この関門突破に努力するという所長の考え方に呼応したような形で、著書の中でこういうふうに言っています。日野市でも公立・

私立幼稚園、保育所のいずれに入っても、その受ける教育においても差異がないように、また保護者の負担する保育料についても、受ける保育時間の長短、給食の有無など勘案して不公平が起こらないよう今後一層の推進が望まれます。日野市幼児教育センターのまさしくそうしたことについて正しい創意を求め、よりよい日野市の幼児教育事業発展に寄与することは日野市の幼児教育センターの大きな役割であります、こういうふうに書いているわけでありまして。

そこで、教育委員長に伺いたいんですが、この重松所長の悲願、岡田先生の考え方、現在設置されて、時限立法で延長され、あと1年半残っているこの日野市の幼児教育センター、どれほどのですね、この幼保一元化に向かっての成果を上げてきているか、このことをまず冒頭伺いたいと思います。

○副議長（福島敏雄君） 名古屋史郎君の質問についての答弁を求めます。教育委員長。

○教育委員長（村田安正君） この幼保一元化につきましては、これは教育の機会均等という意味合いからも大変大事なことで、ぜひこの実現に向けて努力をしていきたい、これは従来もそのようでありましたけれども、今後ともこの実質的な実現を図っていきたいというふうに考えております。

しかし、今もお話がありましたように、幼稚園と保育園というのはそもそも歴史的な、もともとの歴史的な背景も異なりますし、また目的や、それから対象の幼児も違っております。加えて所管庁が文部省、厚生省というふうに二つに別々に監督庁が分かれておりまして、そういう現象から見まして、制度の面でのこの幼保一元化、完全な一元化というのは非常に困難な問題があるというふうに考えておりまして、したがって、この幼保一元化の問題は、制度の問題よりも内容の問題というふうにとらえたい。そういうことで、今所長を初め所員が一生懸命でその方向に向けて研究、調査並びに諸活動を展開しているということで、それは教育委員会にも幼児教育センターの事業報告であるとか、あるいは事業計画であるとか、事業報告であるとか、そういうことがたびたびありまして、そうした中身も私もできるだけ拝見するように努めておりますが、非常に意欲的な研究、調査活動を続けていてくださいますので、私は相当の効果が上がっていると思うんですが、しかし、教育の問題でありますから、形になってあらわれるということとはなかなかないものであります。やはり日野市の一人一人の幼児の心の中に、あるいは保育園や幼稚園の指導者の心の中に、あるいは幼児を養育するお母さん、お父さんの心の中に相当の大きな影響を及ぼし、それなりの効果を上げていると私は考えておりますが、しかし、この点については細かいことはむしろ私よりも教育長がお答えする方が

適当かと思しますので、あとは教育長にお願いをしたいというふうに考えます。

○副議長（福島敏雄君） 名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君） せっかくおいでいただいてですね、どういうふうな効果が上がっているか、また教育というものはそうやたらに形にあらわれるものじゃないんだと、それから制度的にどうだということは始めない前からわかっていることなわけですね、国の制度はどうなっている、東京都ではどういう取り組みをしている、東京都の援助で旭が丘に建てようとした建物も建たなかった、そういう現実はまだわかっているはずで

す。で、私が申し上げたいのは、教育委員会が一生懸命幼児教育センターの方々が行っているというお答えですけども、私の伺いたいのは、一人一人の子供の発達の大事さということも研究をしなくてもわかっているわけで、これはこれでどんどん進めるということは、それはいいと思うんです。

教育委員長は幼保一元化に向かって努力しているんだというお答えでありましたけれども、63年11月、幼児教育センター発行の新聞「まなざし」というのがあります。この中に重松所長の記事があります。こうあるんですね。「幼保一元化の看板をおろし、保育の一元化という目標でかけがえのない命のとうとさを研究していくのだ」と、こう言っているわけです。これは先ほど申し上げたとおり、私はこのことは否定しないわけであり、この子供に無限の生命のとうとさとか、知恵の発達といいますか、このことを研究して、さらにそれを育てていくんだ。先ほど委員長も申されましたように、その研究あるいは実践は形にあらわれない、あらわれにくいものだと、こういうふうに重松氏も言っております。

そして、さらにその文章の中で、「このような行き方に賛成できぬという方もいるだろう」と、そこまで言っています。私も先ほどから何回も申し上げるとおり、命のとうとさ、このことを全く否定するものではありませんけれども、重松論文はですね、論文でもありませんけれど、文章はさらにこう言っているんですね。このこと、すなわち命のとうとさを追求するという、これが実現をされていくにつれて、こう言っているんですね、「権威に頼って分裂し、対立している幼児への対応が、やがて変革されていくのだ」と、こう言っているわけであり、すなわち幼保一元化に近づくんだ、こう言っているわけであり、国の制度が10年か20年か30年後に変わっていくのだ、こう言っているわけで、私は学問というのは、あるいはこういう迂遠な道を歩むものかもしれない。そのことを否定しません。しかし、学問あるいは研究を私は今云々している

わけじゃなくて、そして何回も申し上げるように、重松理論の一人の子供に対して教育効果を上げている、また委員長のお答えのように、かなり上がっているんじゃないかということなんです、ここに一番ケ瀬康子さんという方の、保育一元化の原理なる本がありますが、その中にこう書いてあります。「すべての子供の権利、保育者及び父母の権利も等しく保障されるという理念と、その権利を保障する物的条件の整備ということ抜きに一元化は定着しない、またあり得ない」と結論づけられています。

私が申し上げているのは、行政が制度として取り組むべきことが抜けているんじゃないか。教育委員会は一生懸命やっという表現をなさっていますが、教育委員会では、この幼教センターのこれまでのあり方、これからのあり方、1年半後のあり方について、教育委員会ではどういうふうに論議をしていらっしゃるのか、再びそこで伺いたいと思います。さらにあと申し上げたいと思います。委員長にお願いします。

○副議長（福島敏雄君） 答弁を求めます。教育委員長。

○教育委員長（村田安正君） 教育委員会では、今までこの幼児教育センターにかかわる問題については、大体所長とか嘱託員の任命、あるいは幼児教育運営審議委員の委嘱、それから事業報告、それから事業計画というふうなものの提言についていろいろ審議をしておりますが、特別にこの幼児教育センターの運営の中身についてやったのは2回ほどありますが、それは設置条例並びに運営規則の一部改定の際に、この設置第1条ですが、これは目的に相当するんだと思いますが、設置という条項で、これは少し目的が不明確な部分があるのではないかという質問に始まりまして、いろいろ話し合ったことはありますけれども、今後どうしていくかということについては、教育委員会で話し合いをしたことは正式にはまだございません。

ただ、個人的にはいろいろと教育長も考えがあるようでありますし、私も個人的にはいろいろどうしたらいいのか考えることはありますけれども、教育委員会で今後どういう方向に持っていこう、あと1年半、1年半の研究は、それは現在のように本当に熱意を持ってそれぞれのパートパートで一生懸命やっというので、これを続けていっていただきたいという強い願いを持っておりますが、これを1年半終わったらどうするかとか、その後どうするかという問題については、現在のところは話し合いはいたしておけません。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君） 教育委員会が審議会もあるから、あるいは目的が不明確だか

らという論議は若干したことはあるけれども、あとはもう特設教育委員会として論議をしていない、こういうことなんですね。

それで、後で申し上げようと思ったんですが、市長はですね、公民館だより28号に、こんな文章を寄せているわけです。「教育委員会が単に文部省の伝達機関としてのみ機能するようでは困ります。主体性を持って意欲的に物事に取り組んでほしい。市長といえども、また議会も教育委員会の決定事項は尊重しなければなりません」、こういうふうに寄稿しているわけですね。公民館だより28号ですから、そう古いものじゃありません。

そこで、私はですね、教育委員長に伺いたいんですが、先ほど申し上げたように、重松さんは幼保一元化という看板をおろしました、こう言っているんですね。そのかわりに保育一元化を今追求しているんだ、それが命のとうとさの研究だと、こう言っているわけですが、「幼保一元化」という言葉は非常にわかりやすいわけですね。で、「保育の一元化」というのは何から一つにすることを指して言っているのか、そこがどうしても私にはわからないわけです。幼保一元化、幼稚園と保育園の機能をやっていくんだと、これはわかりますね。二元から一元。それはもう看板をおろしたんだと重松さんは言っているんですね。で、保育の一元化だ。このことについて教育委員長にさらに伺いたいんですが、またそれどういう議論があったかですね、重松さんの出されるこの何というんですか、「まなざし」に対する原稿まで一々チェックをしろというんじゃないんですけれども、所長の寄稿ですから、重大な転換というかね、そんなふうに感ずるわけで、保育の一元化というのは何から一つにすることを一元化というのか、それを教えていただきたいと思います。

それから岸教育委員は嘱託の研究員であり教育委員でもあるわけですよ。そういう方や教育長や教育委員長や田中教育委員や大勢の教育委員がいらっしやって、一生懸命幼児教育センターの仕事をしていらっしやるようだと、それはいいんですよ、一生懸命やっぴらっしやるようですから、それはいいんですけれども、何をどう手がけてきたのかということをおは伺いたいわけで、20年たっているわけですよ、幼保一元化を目指して旗印を掲げて。重松さんは看板をおろしたと言っているけれど、「保育の一元化」というわかりにくい言葉ですけども、それを今追求しているんだと言うんだけれど、先ほどから申しているように、国の制度がこうなんだから、自治体としてはそれに近づけるためにはこういう施策を、こういうことをやらなければということをやらなければ、命は大事なんだ、子供の魂は大事なんだということをお十年やっぴられば変わっていく

のか。国の制度は、ここには書いてありませんけれど、やがて変わっていくんだと言うけれども、そんな迂遠なことは自治体としてはおは待っていられないんじゃないかという考えがするんですが、それも間違いだと、そんなに5年や10年ででき上がってくるんじゃないんだと、だから今の幼教センターのやっていることは、それでいいんだと、これであればもう全然論議するところじゃないんですけれども、岸教育委員は研究員でもあるわけですよ。

それで、幼教センターの運営規則10条によりますと、年度末に審議会に諮り、市長、教育委員会に報告すると、こういうふうに書いてあるんですね。1年間何をやってきたかというね。教育委員長に伺いたいんですけれども、さっきからお答えがあるようにですね、そう十分な議論はしていないとあるんですけれども、この報告書が出てくるわけですよ。だから、あー、これは結構だと、一生懸命やっぴらっしやるようだと、毎年毎年出てくるわけですよ、一生懸命魂の研究をしていると、あー、これは結構だ、これでいいんだらうかというのが私の疑問なわけですね。何かやられることをやらないんですかと言っているわけですよ。で、魂は大事だ、子供のそれは大事だ、このことだけでね、いいんでしょうかということをお伺いたいわけですよ。

で、実務状況報告についての議論もないんでしょうか。先ほどの一元化、幼保一元化と保育一元化の違い、それと実務報告が出てきた場合に、それについての議論もしていないのかどうかですね、くどいようですけども。で、教育委員一人一人は幼教センターのことについて何も言っていないということと解釈していいわけですよ、幼教センターにもう任せてあるんだということ。教育委員というのは論議できるはずなんですよ、議題にしていいわけなんですよ。毎年毎年こういう報告書だけれど、これでいいんだらうかと、ね、何か施策をしなきゃいけないんじゃないかということをお教育委員が言っぴらあげて、幼教センターのメンバーも考え直すということもあるでしょうし、幼教センターの人たちがこういうことを、予算をこういうふうにしてくれ、非常勤研究員じゃなくてもやっぴらいかれない、専任の研究員を配置してくれと、予算に関係あると思いますが、そういうのがどんどん出てきて、それは無理ですよと、こういうことが行われなければ、魂の研究で、その言い出してから20年たっても、これという前進と言っぴら申しわけないんですが、ないんじゃないかというのが私の考え方なんですけれども、あえて伺います、その違いですね、幼保一元化と、それから教育委員の一人一人は何を発言しているのか、そのことについてはほとんど論議していないとおっぴらるんですから、これ以上聞いてもむだだとは思いますが、何かあれば伺いたいと思います。

教育委員長にお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君） 御答弁、お願いいたします。教育委員長。

○教育委員長（村田安正君） 第1点ですけれども、その重松先生の書かれた「まなざし」という雑誌の中の「保育一元化」という言葉、私もちょっとそういえばそういう言葉があったように思うんですが、これについて私は正確に、この言葉はこういう内容を意味しているんだというふうに正確に私はお答えすることはできませんが、私の個人的な考えでは、この保育一元化というのは、幼保一元化が制度の面での表現であるのに対して、保育一元化というのは保育の内容をできるだけ均一なものにすると、幼稚園も保育園も同じようなレベルの内容なものに持っていくと、そういうのが保育一元化という言葉の中身ではないかと思うんですが、これは私の全く今思った考えでありますので、これが正確であるかどうか全く自信はございませんが、そのように考えています。

事実、幼児教育センターでは、制度の面での一元化は非常に難しいということでありまして、これを保育の内容の問題と考えると、そして質の高い、幼稚園も保育園も質の高い、そして同じレベルの、レベルに達するようなそういう保育、教育をやっていきたいと、こういう方向でさまざまな研究、調査を続けておりますし、現場とのつながりを保ちながら進めておりますので、そういう意味で、その「保育一元化」という言葉が、これは前に「幼保一体化」という言葉を私も聞いたことがあります、一元化じゃなくて一体化、これはやはり内容の問題を意味するものだと思いますが、それと、この保育一元化というのが共通するのではないかというふうに考えております。

それから二つ目の問題は、いろいろと事業報告を審議会の議を経て報告をしていただいておりますが、その内容を拝見しますけれども、論議は、余り中身について論議はしていないということは事実であります。一つには、これは幼児教育の専門家がそれぞれの志に従ってまとめたものでありますので、非常に内容は中身の濃いすばらしいものだというふうに私ども感心することが多いんですけれども、とても私どもがその専門家の意見に対して批判を述べたりなんかすることはなかなかできかねます。そういうことで議論は、私自身は議論がなかなかできないという実情はあります。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君） 「幼保一元化」という言葉は制度的なことを言っているんであって、重松さんも「保育一体化」という言葉も使っていらっしゃるんですね。先ほどから申し上げているように、制度的には大変厳しいものがあるんだということは

わかっているわけですよ。やらない前からわかっているわけです。それをどう乗り越えるか、それを日野市の責任で、日野市の教育委員会の責任でどうしていくんだということも議さないでね、そして命のとうとさだけを20年追求していてもいいんでしょうかって何回も私は言うわけです。その辺を教育委員会に大いに議論してもらいたいんですよ。1年半しかないんですよ。1年半、1年に、だんだん1年半に近づいてきたらどうしていくんですか。どういう考えなんですか。また命のとうとさを研究していただくわけですか。9年間になりますよ、命のとうとさだけで。それでいいんだと、そういうもんなんだと教育というのは、ぐちゃぐちゃ言うんじゃないというのであれば、私はもう何も言うことはありません。

繰り返し言いますけれども、専門家のあげてきた業務報告にとにかく言うことはできない。幼児教育センターは日野市に位置づけられた、教育委員会に位置づけられた、言うならば教育機関なんですよ、教育機関、正しいかどうかわかりませんが、研究機関じゃないんですよ、研究機関じゃないんです。そのことで私は大分教育委員長の考えと大分違うわけでありまして。

そのどうしなきゃいけないかというのは、先ほどから何回も言っているように、命のとうとさはわかっているわけです。これを育てていかなきゃならないということはわかっているわけです。ですから、それには冒頭申し上げたように、制度的にはこうだと、しかし日野市ではこういう方向で一元化をやっていくんだという旗印を日野市として正式におろしていないわけですから、重松さんは何かこう幼保一元化といういろいろな、差しさわりがあると。したがって、まあ保育一元化ということに、ちょっとこうおろせばね、私立幼稚園とかいろいろあるようですから、そういったこともなっていくだろうと。それが、その行き着く先が魂の研究だけにいったんじゃ困りますよということも私は言っているわけで、どうでしょうか、この考えはおかしいでしょうか、それともどうでしょうか、教育委員長の考え方を伺いたいと思います。

さらに、研究センターじゃないんですから、市の職員も2名派遣されて、派遣されてというか、行ってやっているわけですよ。ところが、この職員には所長の下で事務を行うと規定されているわけで、職員がこうあるべきだという具体的な行政上の施策の提案はできないんですよ、所長の下で事務をやるということになっているわけですから。事務というのは、広げた解釈の仕方もありますけれどもね、事務を行うという中には、そういう提案だっただけでいいんだということも含んでいるという、単なる机の上で字を書くだけが事務じゃないということはわかっていますけれども、口出しはできない

というか、遠慮しているというか、そういう面は私はあるんじゃないかと思うんですね。

だから、幼教センターが出さなきゃ、それから教育委員会が出さなきゃ、行政の方はさっき申し上げたように、市長みずからが主体性を持って意欲的に物事に取り組んでくれと、こう言っているわけですから、これにこたえないと教育委員会としてもいけないんじゃないかと私は思うわけでありませぬ。

第一、教育委員会として論議をしていないから出ないんでしょうけれど、これじゃ足りない、これじゃあ十分だ、そういったものを議しちゃいけないことはないと思うんですね。こうあるべきだというのを出していかないと、いつまでたってもさっぱりあれが実効が上がっていかないんじゃないかと私は思います。

市長の姿勢としては、20年来、重松さんの考え方を尊重して、一時は独立の建物を建てて、そしてやっていこう。しかし、それもとんざしたと。それじゃあこういうことで研究をしたら、一生懸命研究をしてやってくれている。市長の学者を大事にするというか、そういったそれにはもう全く脱帽の思いがするわけですが、私は、それです、重松さんは今度体調が悪くて引かれたそうでもありますけれども、そういう行政の姿勢があるにもかかわらず、教育委員会なり幼教センターがそれに呼応したものを出してこないというところはどこに原因があるのかなあということを考えて、なかなか寝られないんですけれども。

ここで私、申し上げたいのは、日本の各地で自治体主導の形で、あるいは保育園、あるいは幼稚園の側で、保育園の一元化もしくはそれに近づく方式がどんどんと行われているわけですよ、現状ね。国の制度のもとで行われているわけなんです。ですから、私は息の長いことだと、教育というのはそういうものなんだということだけではね、それはそれぞれ事情があるでしょうから、できることとできないこととあると思います。しかし、各自治体、お隣の八王子でもやっているわけですよ、ルンビニ学園、保育所として発足しながら、その後幼稚園を併設し、同一施設の中で両者の機能をあわせ持とうとしたものであって、東京都ルンビニ学園がその例である。これは私としてやっているわけですよ、行政としてやっているんじゃないかと思ひます。

そのほかにですね、幼稚園として発足をしたけれども、こういうふうに行っているとかいうのはもうかなりあるんですね、神戸市だ、どこだって、いっぱいあるわけです。そういうことをやっているところもあるのに、さっきから申し上げているように、20年来旗をおろさないのに、日野市は何というんですか、重松さんの原稿にもあります、急

がば回れという言葉もあると、こういうふうに行っています。それもわからないではありません。しかし、いつまで回ってれば到達するのかということをお願いしたいわけです。

それで、予算的にもですね、行政ですから審議会というか、お願いをしてきたり、職員を派遣したり、建設費を計上したり、さまざまやってきているわけですよ。それで、まじめに研究しているからそれでいいんだということには私はならないと思いますが、その辺について教育委員長の考え方はどうでしょうか、三たび伺ひます。

○副議長（福島敏雄君） 教育委員長。

○教育委員長（村田安正君） お答えいたしますが、今私は幼児教育センターの事業報告といひますか、調査、研究の内容については余り議論をしていないと申し上げましたけれども、それは事実ですけれども、それは一つには幼児教育センターの運営が、幼児教育審議会委員によって運営されているということが一つありますし、それからできるだけ専門家の調査、研究の内容は尊重したいという気持ちを申し上げたのであって、実際に幼児教育センターの働きは、動きは確かに幼保一元化といひますか、先ほど申し上げた重松先生の言葉ではありませんが、保育一元化、つまり保育内容の質的な向上、同じレベルに高めると、少なくともそれは3歳、四、五歳の幼児についてでありますけれども、そういう方向に向かっていろんな活動を続けているということは間違いないことでありまして、これは細かいことは、先ほども申し上げましたが、私よりも教育長の方がよく把握しておりますので、このように具体的に幼保一元化に向けた活動をしているということ、私はぜひ教育長に答えていただけたらいいのではないかとこのように考えております。

○副議長（福島敏雄君） 名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君） 営々として幼児教育センターがやっているというのは、先ほどから私何回も申し上げますけれども、一体化といひますか、一元化の中で幼稚園と保育園の先生方との交流だとかカリキュラムの交換だとかいう方法があるわけですよ。そういうことをちっともやっていないわけですよ。これが大事なんだと、子供の魂を大事に育てなきゃいけないんだという、そのためには行政の中でどうしていくんだというところまで全然行かないわけですよ、全然行っていないわけですよ。そこを言っているわけで、決して研究だとかなんかを否定しているんじゃないんですね。余りにも、余りにも遅過ぎはしないかと、あらわれがね、そのことを言っているんであって、決してその幼教センターが何もしていないとか、そういうことを全然言っているわけでも思っているわけでもないわけで、どうしなければならぬかというのは、市長の側も教育委

員会ももう考えないとね、あと1年半しかないわけですから、その時点で、私は伺っているわけで、やはり一生懸命やっているからいいというだけではね、とても私は納得ができないわけです。

それで、教育委員長から何回もそういう発言がありますので、教育長にも若干伺いたいと思います。

市長選挙の市長の選挙公約の中に幼児教育センターの施設の確立、このことがうたわれております。そして、63年度の基本計画の中には幼児教育センターが、その研究成果を具体化していくための拠点として機能するような必要な整備を行っていきます、市側は温かく、考えてくれているわけですね。

教育長に伺いたいんですが、市長が5期目ですか、就任されて、63年度にはこういう研究成果を具体化していくための拠点として機能するよう必要な整備を行うと、こう書いてあるわけですが、市はこういう姿勢を持っているわけです。

さっき教育委員会に聞いてみますと、審議会があるので、それも尊重しなきゃいけない、学者の先生の考え方も尊重しなきゃいけない、それも否定するものじゃないんですね、否定しないんですけども、書いてあることと現実がね、どう進んでいるのかというのが大変心配なわけで、教育長に伺いたいのは、最近ですね、具体化していくための拠点として機能するよう必要な整備が61年以降、センターが発足して延長になり、あと1年半というこの時点でどんなふうに必要な整備が行われてきたのか、こういうふうに、例えば、例えば研究員が増員するための予算が来年度は組まれるとか、職員が2名ぐらい行ったんじゃないかと足りない、5名ぐらいあればいいのか、なっているのか。それにしては何にしても予算がじゃ足りないといったようなことで、そういう話もぼつぼつあがっているとか、そういう具体的に市側はこういう積極的な考えで、市長の考え方は教育委員会が自主性を持ってくれと、ばんばんやってくれと、そうすれば議会だって、市側だってね、その言うことを聞かないわけにいかないとまで言っているんですから、どんなふうに整備されていますか、教育長に伺います。

○副議長（福島敏雄君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） 幼保の一体化の問題、あるいは一元化の問題が出されてから20年という年月が経過していると。冒頭名古屋議員さんの方から話がありましたように、各党の幼稚園、保育園の取り扱いの問題等についても、それぞれの党が今の現状のままであるということは必ずしも好ましい問題ではないと。そういう中で同じ年齢層の幼児というものをどう扱ったらいいかと、国でも都道府県でも市町村でも、それぞれそれな

りに努力をしているわけでございますけれど、日野市の幼児教育センターとして、この制度化されて以降、どんな取り組みを一元化の方向に向けて進めてきたかと、いわゆる確かに制度上の一元化というものの、この問題は重松先生も述べておりますし、それから64年ですか、さらにその3年間延長の制度が認めていただいた議会の際に、私の方でも今議会の中で制度上の一元化というものについては文部省、厚生省という制度の上での問題点があるけれど、保育の一元化といいますか、あるいは保育の共通化といいますか、そういう問題について極力努力をしていきたいという方向の中で、例えば幼稚園教諭並びに保育園保育士の資格を持っている方々、こういう方のそれぞれの交流のできるような場面をつくり上げていきたいと。例えば昔は保育園の保育士というのは保育士の資格だけ持った方がほとんどあったと。逆に幼稚園教諭というのは教諭の資格だけ持った方が大部分であったと。そういう中で現在では保育士にも幼稚園の教諭の資格を持ってもらい、それから幼稚園の教諭にも保育士の資格が取ってもらえるような、こういうような方向の中で、幼稚園教諭は28名現在おりますけれど、そのうちの21名の方が一応幼稚園教諭と保育士の資格を両方持っている。それから保育園の保育士にしても150名のうち83名の方が保育士の資格と、あわせて幼稚園の資格を持っていただいている。それから幼稚園の園長さん、この問題等につきましても7園のうち3園の園長さんは保育園の園長さんから幼稚園の園長さんにかわっていただいたと。こんなような幼稚園と保育園のそれぞれの先生方の交流というか、そういうものも取り組みながらやっていると。

さらに今度、幼稚園の保育の実態、保育園と比べてみますと確かに幼稚園の園児数というのは、1クラスの園児数というのが保育園よりは多いわけです。特に三、四歳児、あるいは四、五歳児ですか、幼稚園の四、五歳児等につきましては、特に4歳児につきましては幼稚園の規則の上からいけば40名以下とするとなっておりますけれど、日野市の場合、4歳児については30名という形で保育園に極力近づける形で対応してきたと。

それから保護者の意識調査といいますか、これは幼稚園に子供さんを通わせている父兄の方、あるいは保育園に子供さんを通わせている父兄の方、こういう方の意識調査等を行いましても、先ほど名古屋議員の方からも話がございましたけれど、確かに幼稚園の保育時間の延長を要望する声、あるいは保育園の園児に対して幼稚園と共通したような形での教育の中身と申しますか、保育指針と保育園の方では言っておりますけれど、そういう内容が幼稚園の教育要領と一体となるような方向を望んでいる、そういうような問題だとか、それから幼稚園、保育園の先生方の定例研究会、特に研究協力園という

形でお願いしております第一幼稚園並びに多摩平の保育園、こういうところで月に一回はその幼稚園の先生、それから保育園の保母さんの定例研究会という形で合同で研究会を持っているとか、そのほか共通する幼稚園、保育園のカリキュラムの中で共通する部分としてはどんな分野が、どんな面があるかとか、そんなような形の分析だとか、それから夏場は幼稚園は夏休みという状況になっておりますので、第一幼稚園のプールを保育園の保母、いわゆる園児の方に開放して、そういうような施設の交流といえますか、そんなような面での、いわゆるお互いにそれぞれの施設が利用でき合うような方向とか、これらの問題を通しながら、今話が出ております重松先生の言うところの保育の一元化というか、幼稚園児あるいは保育園児という、園児というその子供の立場からいけば、その家庭の一応経済的環境だとか、あるいは両親の一応勤労だとか、そういうものにかかわらないような方向の中での努力を続けているというのが現状でございます。

○副議長（福島敏雄君） 名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君） 私が伺っているのは、市側の姿勢と教育委員会側の姿勢が合致していないんじゃないかと。市側はこういうふうに考えているのかというのを、実際に61年の発足からどういうふうにやりやすいようにしてくれてきたのかと、どういうふうに受け取っているのかということを知りたいと聞いて、要するに職員が2人行っていますと、重松さんは所長ですということ、それで、それ以上のものが何かね、何も第一幼稚園の事務所を広げるとか、そんなことを言っているわけじゃないんです、私はね。どういうふうに手厚くされてきたのか、それとも61年からは別に変わらないんだと、そこを聞いています。それはどうなのかと言っているんですね。

それからカリキュラムの分析、研究、大変結構なんです。それから公立の幼保の合同会議、これは容易でしょう、行政の中ですから。私立とはどうなんですか、その辺がどうかということ、この2点ちょっとお答えいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） 施設面の状況等につきましては、確かに幼稚園のその施設が幼保一元化、あるいはこの方向が打ち出されたから広げられたとか、あるいはお隣の多摩平の保育園がそのために施設の改良を行ったとか、それからちょうど境目にあるフェンスを取り払ったとか、そんなような形の施設的な内容での変化というのは、確かにこの4年半ですか、条例化されてから現在まで特別な形で施設の面でのその変化は、名古屋議員御指摘のように、特段教育委員会の方として手立てをとってはございません。どちらかといいますと、先ほど申し上げたような中身の問題で対応してきたというような

状況でございます。

それから私立幼稚園との関係、これにつきましても再三私も私立幼稚園協会の清水会長とか、あるいは石坂前市議さんとか、こういういわゆる業績報告書等ができたときとか、その他いろんな機会をつくってお話に伺ったり、あるいは私立幼稚園協会の園長さん方と、それと一緒に合同の懇談会を持ったこと等もありますけれど、私立幼稚園協会としては、現に運営審議会のメンバーの部分にも1名、私立幼稚園からぜひ参加していただきたいという枠をあけてお待ちしているわけですが、私立幼稚園協会の研学の精神といいますか、私に言わせると、よくボタンのかけ違いなんていうような形で、一番最初、この幼保の問題を取り上げる際に、確かに3分の2以上の日野市の幼児の方々をお預かり願っている私立幼稚園ですから、例えばそういうメンバーの中に入って、一緒に当初から課題研究という形で取り組んでいかれていたら、こういうこともなかったと思うんですけど、その辺の気配りといいますか、配慮が欠けていて、当初の幼稚園、保育園の一体化の問題等につきましても、その会議の中に私立幼稚園協会の代表が入っていなかったと、こういうことをおわび申しながら、さらに現在の協力をお願いしているわけなんですけれど、そういうところから、やっぱり私立幼稚園としては私立幼稚園としての研学の精神もあり、またそういう内容でのいろんな研究機関といえますか、私立幼稚園としての研究機関等も別途持っているもので、今の時点では遠慮させたいとお願いしたいという状況で、私立幼稚園がこの中に一緒に参加していただけないということ、そのことは大変残念なことでありますし、また確かにこれからはいろいろな形で努力していかなくてはならない大きな問題点だと、そういうように感じております。

○副議長（福島敏雄君） 名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君） 大変御苦労されているということはよくわかります。先ほど申し上げたようにあちこちでやっているわけですね。だから、どっかで踏み込まないと実現しないわけですよ、まず実現しない、私は思います。

国の制度は変わらない、それからいろんな困難があると、市の中にもね、意識調査したりね、カリキュラムの分析、研究をしたりはしていると。やっていないよりは前進していると思うんですよ、私はね、それはもう認めるんですが、余りにもね、迂遠じゃないかというふうに私は思うんですよ。

そこで教育長の論議を経ないにしても、教育長の考えとしては、やはりこれはなかなか大変だったと、難しかったということに力点を置いてこれからの幼教センターを

考えていくのかね、いや、難しくないよと、10年、20年目指して頑張るんだと、そのどっちなのかね、教育長としての考え、今の教育長としての考え。私は幻に終わってほしくないという立場から伺っているわけで、ちなみにつまらないことですが、幻というのはたちまち消えるはかないもの、これを一つ、国語辞典ですよ、これは、国語辞典でね、これはないと思います、これはね。二つ目はね、存在が認められないもの、存在がこうはっきりしないと、幻の名画なんて言いますね、これに入るんだと思いますね。それからもう一つの解釈は、実在しないものの姿が実在するように見えるもの、これをいうんだそうですよ、幻というのは。だから、私はこの一番にね、あれして、幻に終わらせないでくれというあれなんだけれども、それはとても無理なんだという、もう無理だということはわかってきたんだと、だからこう縮小していくんだという考えなのか、いやあ、もう市長の理解もあるし、教育委員会も意欲あるからね、どんどん拡大してやっていくんだと、そのどっちなんですか。ほら、生殺しという言葉があるでしょ、何か中途半端ということですか、生殺しと中途半端とちょっと違うのかもしれませんが、どうしていくんだという意欲をもうそろそろ持たないといけない時期だと思いますが、現段階での教育長の考え方はどうですか。

○副議長（福島敏雄君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） これはあくまで私の個人的見解でございますけれども、確かに幼児教育センターの条例を市に、議会に出して、2回ですね、3年延長の機会をつくっていただいたと。その間に幼児教育センターは幼児教育センターなりに積み上げてきた記録というものは、それなりに幼児教育センターの中で一応保管されていると。

ただ現実問題としてですね、三たびこの幼児教育センターの条例を、あと3年というような形、あるいは少なくとも一応時限措置は外していただきたいという形で、これから1年半の努力の中で議会サイドそのものが認めていただけないような、そういうもし仮にですね、状況、そういうものを名古屋議員さんの方でも心配されて、もし今のまま生殺しのような状況で、この幼児教育センターが幻に終わってしまうような状況であるならばどうするんだと、現時点における、その教育長の考え方はどうかという問いに、私個人としては、もし幼児教育センターというものをここまで努力してきたけれど、非常に幼児教育センターだけで対応するという事は難しいよという、その状況であるならば、さらにこの幼児教育センターの内容を発展的に解消していく方向の中で、できれば日野市の総合教育文化研究所的な大きな組織の中に、幼児教育の研究室もきちっと位置づけられて、今まで積み上げられてきた内容が、そういう総合的な教育文化研究所の

一つの役割を果たしていく、そういう中に取り上げていくような努力、こういうものもその場合その場合にに応じては必要が出てくるのではないかと、そういうような気持ち等も持ってはおりますし、現時点では、今申し上げましたように、とにかく幼児教育センターとして存在しているわけですから、さらに私たちとしても、この幼児教育センターの存在意義というものを私立幼稚園も含めて理解していただきながら取り組んでいく努力を進めていきたいと、このように考えています。

○副議長（福島敏雄君） 名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君） 教育長の考え、個人的な考え方というのは示されましたが、名古屋議員がということじゃなくて、議会がということだろうと思うんですけども、先ほどから申し上げているように教育委員会としてはね、こうしていきたいんだということをもっと論議していただきたいと思うんですよ。

この報告書が出てきた、それについての論議もしていない。あと1年半しかないわけですから、こうすべきだという議論を徹底的にやっていただきたいと思うんですよ。それでないとね、どうもちぐはぐなんですね。市長は重松さんを大事にして、20年間研究を尊重してきたわけですよ。その重松さんが倒れられているという現状の中で、どうしていくんだということを教育委員会は真剣に論議をしていただいて、幼児教育の発展のために御尽力いただきたいことを申し上げて質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君） これをもって16の1、「幼保一元化」は幻かの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

あすの本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時24分 散会

9月14日 金曜日 (第6日)

平成2年  
第3回定例会 日野市議会会議録 (第29号)

9月14日 金曜日 (第6日)

出席議員 (30名)

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	小川友一君
5番	高橋徹君	6番	土方尚功君
7番	天野輝男君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	旗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	佐藤智春君
助役	砂川雄一君	総務部長	藤浪竜徳君
企画財政部長	長谷川暢男君	生活環境部長	糸川滋君
市民部長	永瀬誠一君	都市整備部長	前田雅夫君
清掃部長	小林修君	福祉部長	坂口泰雄君
建設部長	橋本栄萬君	病院事務長	大崎茂男君
水道部長	高野隆君	学校教育部長	藤本亨一君
教育長	長沢三郎君		
社会教育部長	坂本金雄君		

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橋達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3  
立川速記者養成所 所長 関根福次  
速記者 本間ムツ子君

議事日程

平成2年9月14日(金)  
午前10時開議

日程第1 一般質問

(請願上程)

日程第2 請願第2-20号 日野市立総合病院を現在地に建て替えることに関する請願  
日程第3 請願第2-21号 公衆浴場に係る相続税・固定資産税の減免に関する陳情

日程第4 請願第2-22号 日野歩道橋(日野本町2-17先)を撤去し代わりに横断歩道を新設することを求める請願  
日程第5 請願第2-23号 老人性白内障人工水晶体(眼内レンズ)に関する請願  
日程第6 請願第2-24号 「(仮称)浅川公会堂建設」に関する請願  
日程第7 請願第2-25号 中ホール建設に関する請願  
日程第8 請願第2-26号 中島道路交通禍についての陳情  
日程第9 請願第2-27号 高幡土地区画整理事業地区内の商工業者への営業権及び生活権の確保についての請願

本日の会議に付した事件

日程第1から第9まで

○議長（小山良悟君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員27名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問17の1、生活・保健センターなど公共施設の使用料無料化に道をひらけの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔29番議員 登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君） それでは通告に従いまして、順次一般質問をさせていただきます。

1番目は、生活・保健センターなど公共施設の使用料無料化に道をひらけということでございます。

市が七生公会堂をつくる際も、市民会館その他をつくる際にも、私は、種々要望をいたしてまいりました。利用者が営利を目的としない、特に障害者やその団体、あるいはまた財政力のない市民団体、あるいは自治会などには、使用料を無料とすべきだ、という意見を申し上げてきたわけでございます。しかし、その趣旨はほとんど実現しておりません。私があちこちで市民の皆様と意見交換をする際に、現在よく聞かれる要望の一つが、市内公共施設の集会施設が無料だと助かるんですが、という訴えでございます。公民館利用団体の方々のお話を聞きますと、魅力の最大の一つは、きのう板垣議員も発言されましたように、集会施設が無料であるという点だ、とおっしゃっておられます。

その点、日野市の地区センターの運営方針はすばらしいものがあるわけでございます。施設の多さといい、そしてまた、施設の維持管理は全額市が負担をする、使用料もほとんどが無料である、こういう点でございます。

例えばお隣の多摩市の場合はいかがでしょうか。私が住んでおります百草団地の例を申し上げます。百草団地は日野と多摩にまたがる団地でございます。住民運動の結果、日野市でいえば地区センターにかわる百草団地会館というものを建設をいたしました。この設備の一部を含めまして、維持管理すべて住民負担となっております。これはスリッパに至るまででございます。そしてもちろん、使用料も有料。管理も住民で行っており、百草団地自治会などが窓口となってやっているわけでございます。大変多額の維持管理費がかかります。それをどういふふうに団体で振り向けるか、あるいはまた個人に振り向けるか、その話し合いで大変苦勞し、あるいはごたごた等も起こってまいります。力のある団体はたくさんお金を出す。財力のない団体は出せない。そういうことで維持管理が

ごたごたすることもあるわけでございます。もちろん、そういう話し合いを通じて自治意識が育っていくという側面も一部ございますけれども、日野市の地区センターに比べると、大変住民からは負担が多いわけでございます。維持管理の費用が足りないために、バザーなどもやりました頑張っております。こういうバザーなども、本来は福祉団体に寄附するためにするとかいうふうにエネルギーが進めばいいんですけども、会場の維持のためにそういうことまでしている。こういう多摩市の施設に比べますと、日野市の地区センターの運営方向というものは、非常にすばらしいものがあるわけでございます。

そういう土台はございますけれども、本日はさらに日野市が一層、住民本位で制度をよくしていくように、ということで一般質問の通告をしたわけでございます。

日野市の公共施設と言えば、体育関係の市民施設もございます。これについては、今まで市民の森のグラウンドの利用1人大人100円ということについても、無料にせよという要望が強いわけでございます。本日、主たる要望項目にはなっておりませんが、改めまして私からも、市民の大多数の意向がそういう状況になっている際には、やはり無料の方向で踏み切るべきである、ということ意見を申し上げておきたいと思っております。日野市には市民会館、あるいは市役所、そして幼稚園、保育園、あるいは児童館、また小・中学校、最近では、中学校の食堂方式ということが発足いたしまして、この食堂、小・中学校の体育館・グラウンド、そして生活・保健センターや東部会館など、極めて多数の公共施設が存在をしております。

これらの公共施設は、どういう目的でつくられているかということ条例の上からちょっと見てみたいと思っております。

例えば日野市立地区センター条例、「市民及び市民の各種団体の社会福祉活動を推進し、あわせて文化・教養の向上と諸活動の場」としてこの地区センターは建設が進められてきたわけでございます。また、日野市立福祉センター条例、四つあるわけです。これの目的は、「社会福祉のため、各種福祉団体の連絡を図り、個人また家族の健全なる環境の増進を援助する。そして社会福祉活動を推進するため」ということになっております。日野市勤労青年会館条例、これは「勤労者、青少年の教養と福祉の向上を図るため」ということになっているわけでございます。日野市立市民ギャラリー条例、「市民に芸術の創造と普及の場を提供し、市民文化の向上に寄与するため」ということになっております。日野市立婦人センター、「婦人の社会活動を促進し、婦人の生活と地位の向上に寄与するため」ということになっているわけでございます。日野市生活・保健センター、「市民生活の向上と住民自治の発展に関する事」「市民の保健衛生と健康づ

くりの推進に関する事」、こういうことが目的となっております。日野市東部会館、「市民のコミュニティー活動を促進し、あわせて文化の向上及び健康の増進を図るため」。日野市体育施設条例、「市民の体育及びレクリエーションその他、社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与するため」。そして公民館がございまして。公民館は、「社会教育法第20条の目的を達成するため」と、こういうことになっております。

それでは社会教育法の第20条はどうなっているか。「実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として公民館を住民のために市町村の中につくる」と、そういうことになっております。

これらの各条例の目的を見て見ますと、大体がこの社会教育第20条、この精神をさまざまな施設において発展させていこうという趣旨に尽きると、共通した目的になっているということが言えるのではないかとおもうに思います。そういうことで、私は、市民の多数が公共施設の一定の場所を無料化してほしいという要望が出てきている、そういう状況のもとでは、社会教育の立場、こういう観点から、できる限りの所を無料で市民に開放する、このことが必要ではないかというふうに考えるわけでございます。

会場使用料の収入がどういふふうになっているかというの、一、二見てみたいと思っております。例えば福祉センター4館、合計いたしまして去年の決算は使用料の収入は13万9,500円でございます。これらの清掃や維持管理、人件費、光熱費等を除きました委託料が合わせて900万であります。で、使用料収入は0.14%になるでしょうか、大体委託料のその程度の収入になっております。それから生活・保健センター、これは委託料が約7,000万円。このうち、使用料収入が1,012万1,250円あります。そのうち、ほとんどがプールの使用料になっておりますので、実際の会場、会議室等の収入は268万8,550円の去年の収入になっているわけでございます。委託料だけ——光熱費とか人件費そういうのを除きまして見てみますと、委託料の中に占める割合は約3.8%、こういう使用料の収入であり、使用料の収入が占める部分というのは、非常にわずかであるということがこの2例ではわかるわけでございます。

使用料が収入が少ないから、もっともっと上げるべきだ、という意見も一部にはあるかもしれませんが、もっともっと利用者負担を強めるべきだという意見があるかもしれませんが、私は、日野市の現在の財政力、将来の財政力の見通し、こういう中では、無料化した場合にも、それほど指摘されるほどの財政の影響はない。財政的な力からいけば、かなりの部分を無料化しても市の行政は健全にやっつけられる。むしろ無料化した

しまして、市民の社会参加、そういう活動、こういうものを活発にすることによって、市民のエネルギーが大いに発展をして、その、市政に与える効用の方が大いに大きいと思いますので、こういう点からも無料化すべきところはしていくということに踏み切っているのではないかと、そういうふうに考えているわけでございます。

もちろん、市民会館の大ホールでございますとか、そういう特別の所まで無料化に踏み切るといのは大変なことだと思います。私が特にタイトルにも挙げましたように、生活・保健センターというのを一例に挙げておりますけれども、などとしておりますように、主として会議室、あるいはコーラスの練習ができる程度の部屋、そういった所を無料にしてはどうかと、こういうことで要望をしているわけでございます。

第1問の趣旨は大体そういうことでございますので、この線に沿っての答弁をしていただきたいと思います。答弁の内容としては、市民からそういう会議室等を無料にしてほしいという要望が直接市にも来た例があるかどうかということも、わかっておればお答えいただきたいと思います。

そしてまた、無料化という方向で検討した部分、そういうものがあるかどうか、ここをお答えをいただきたいわけでございます。

そして、今後の方針などがもしあれば、お答えをください。

○議長（小山良悟君） 竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） お答えいたします。

今、質問者から御説明がありました。私どもの抱える施設といたしましては、健康、あるいは市民の文化向上に寄与するため、とそれぞれの施設が固有の目的を持って開設されております。これの施設利用につきましては、昨日も社会教育部長の方から出ましたとおり、施設、設備、あるいはそのメンテナンスという点で、ある程度目的に沿った形でのベターな状態を固持していくというものでございます。そういう中で、受益者負担の意味を含めまして、人件費及び投資的経費を除きまして管理運営費の一部に当たる程度を使用料として負担を願っているのが現状でございます。

公の施設での有料あるいは無料ということについては、種々論があるところでございますけれども、私どもの考えるところでは、財政面から見る自治体行政の恒久的運営からも、施設の目的と内容によっては、有料もやむを得ないのではないか、そう考えるところでございます。これからも市民の方々が、施設利用をする上で、利用しやすいように施設管理面での努力をしていく考えでおるところでございます。

なお、無料の声は聞いているかということでございますが、この点につきましては、

聞き及んではおりません。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） 今、部長からの答弁をいただきました。部長の方は、無料にしてほしいという要求は、全然聞いてないと、こういうことでございます。しかし、ちまたを歩いていただければといいますか、市民団体とその本音を割って話していただければ、多くの無料化という要求が大いに出ているというふうに私は体験をしてきているわけでございます。ぜひそういう点でも、市民要望を担当の職員の皆さんがつかんでいただくように強く期待をいたします。

今、部長の方の答弁は、抽象的といいますか、一般的にその維持管理、そういうことに対する費用の一部を市民に負担していただくんだ、これはどうしても必要だ、というふうに聞こえたわけでございます。がしかし、先ほども二つの例を挙げましたように、この集会室の利用料が極めて微々たる歳入の部分で現実に運営が行われている所も、たくさんあるわけでございます。そして、大きな施設、例えば市民会館を例にとりますと、大小ホールを加えまして13の部屋が市民会館はあります。大ホール、中ホールを除きますと、その次に大きいのはリハーサル室でございますが、リハーサル室を含めまして会議室、展示室等が合計で11あるわけでございます。この11に関しましては、私は無料にしても、使用料の歳入という点では、それほど今後の財政運営に負担を与えるものではない、こういうふうに見通すわけでございます。ほかの施設についても同様でございます。

そういう点で、これからは、真剣に私は、無料で提供できるこのことを考えて検討していただくように、本日は強く望むわけでございます。

きのう板垣議員の質問にもございましたように、無料を主として貸し出している施設、公民館、あるいは湯沢福祉センター、こういう所は年間5万人前後の利用者がある。ここにはやっぱり、無料という魅力があるために、いろんな団体が、あるいは個人が利用されているに違いないと思います。これから市民の将来の生活を考えますとき、年金生活者等も多数出てまいります。一つのサークルが毎月の会議を例えば200円ずつ1人から集める、こういうこともなかなか会の運営では大変なことでございます。

一般市内の自治会が今、会費が200円から300円の月の会費で運営をされております。もし10人、20人ぐらいのサークル、こういう団体が5万とあるわけでございます。そういう方々が毎月の会費収入が2,000円であるとか4,000円であると、こういう所が毎週会

議を行うということになりますと、大体最低でも400円から600円、あるいは800円ということになりますので、ほとんど会費収入は会場費で消えてしまう。会報の発行もできない。こういう状況になってまいります。また、年金生活者等になりますと、月の年金収入は、現在最低が3万円前後、多い人はもちろん20万前後取っていらっしゃるけれども、国民年金等は最高でも6万円前後にしかないわけでございます。そういう人たちがさまざまなこれから社会活動をしていくためには、そういう会をつくっても、維持運営していくというのはなかなか大変なわけでございます。

そういう状況が見えているわけでございますので、当然、各種、各階層、各個人の市民生活を考える際に、私は無料の部分をつやしていく、このことがどうしても切実な要求になっている、そういうふうに言いたいわけでありませう。

どういふふうにすれば無料化の枠が広がるか、それは例えば、日野市福祉センター条例がなかなかいいんじゃないかと思ひます。福祉センター条例の中の無料の項目があります。どういふ対象にしているか。60歳以上の高齢者が使用する場合、これは主として無料、こういう規定が第1番にあるわけでございます。それから身体障害者が利用するとき。3番目は児童福祉法による少年が利用するとき。4番目が母子及び寡婦福祉法による母子家庭の子女が利用するとき。公益的な法人もしくは公共的団体、この公共的団体が自治会まで広がっているのではないかと思ひますが、みづからその公益及び公共目的のために利用するとき。市立学校がみづから児童・生徒の教育目的のために利用するとき。市がみづからその行政目的のために利用するとき。こういうことになっておりますので、湯沢福祉会館等は、大変な利用率になってきております。自治会なども大変助かっているわけでございます。老人クラブも大変助かっているわけでございます。こういうような範囲を定めていけば、私は無料化に道を開いていけるのではないかと考えます。

それで、今後の方向でございます。まず、そういう無料化で提供できる集会施設、こういうものをどういふところに無料化していくかということ、ひとつ、まず考えていただきたい。

それから第2点目には、さまざまな団体がござひます。そういう団体の性格も検討して、どういふような階層に無料化でいくか、こういう点も考えていくことができるのではないかと思ひわけでありませう。そういうことになってまいりますと、市民の各種団体や個人、こういう方々を構成員とする審議会のようなもの、市民参加で今後の公共施設の開放、方向について検討していく、そういう組織をつくられたらどうかというふうに

考えるわけでございます。そして、幅広い市民の参加のもとで無料化ということを検討していけば、おのずから100円取れば市民が大切にしてくれるだろう、というような発想もあると思ひますけれども、無料になつても市民が討議をする中で、どこそこは無料にしていくという範囲を広げていく、そういう作業過程の中で、市民は必ず市の財産である公共施設を大切にするというそういう思想も進んでいくに違ひござひませう。そういうことで、私は、今後市がいろいろと検討していただくことを願ひ次第です。

ま、行政改革ということが言われてきております。しかし、今私が主張しましたような意味の公共施設の開放、これは、そういうことについて市民負担をふやそうという考えの方々にも納得をしていただける道筋だというふうに思ひわけでありませう。

以上の方向について、検討していただけるかどうか、部長なり、あるいは市長からもし考えかあれば、一言で結構ですけれども、お答えいただきたいと思ひます。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 施設使用の無料化という観点からの御意見であります。私は、自治法の定める使用料・手数料の精神は、どういふところから発するかということ、時々、考えておるわけでありませうが、かつての、自治体の財政的な能力が不十分であった当時は、あるいはその発想の根拠に若干の経費を生み出す、そういう意味にも意識されたかもしれませんが、今日野市は、市民課の窓口事務、あるいは証明の発行の事務、これらの手数料を100円という基準で設定しております。他の市は近ごろ、200円にする傾向が生まれております。この点についても多少考えなければならぬという感じはしております。

そして、一番日野市の古い有料施設といひますと、市民プールがあります。市民プールは、その設立の当初から、たしか大人と、それから子供という料金体制になって、やはり100円とか50円とかいふ基準が用いられたという経過でありました。その後、いろいろな市民施設をつくり、使用条例を定め、使用料を決めていくということが大きく進んできておるわけでありませう、その際の使用料という考え方は、その維持経費を賄うという発想ではござひませう。つまり、また質問なり、あるいは部長の答えの中にもありましたが、受益者負担という発想でもありません。むしろ使わない人と使う人とのある程度の処遇の差というものを設ける必要があると。こういうことで使用料体系を組んでおるといふことでありませう、そこで、今言われるいろいろな福祉団体、その他適切な団体に無料の窓を開けということ、これは意味のあることでありませうので、この貸し出し施設には、使用する側に、まあ具体的に例を言へば、公民館活動で他の有料施設

を使う際には、公民館においてその使用料の経費を予算化をして、そして無料提供という形が生まれるわけであります。

社会教育センターは、本来、民間経営の形をとっておりますし、ある程度維持管理費を生み出さなきゃならないという理由もあるわけでありますが、日野市の約束において、日野市が証明をするといいますかね、こういう団体には無料にしてくださいと、そういうことで無料団体には社会教育センターに紹介をしている、こういう形があります。それから、本来の建前として、公民館は国の方針に沿って無料施設である、これが大きな原則だと思っております。

地区センターは、地域の公民館という日野市の大きな特色でございますので、これは無料ということで当然だと思っております。

中規模の市民施設になりますと、やはり今申し上げましたような理由によって、使用する方と使用しない方とのある程度の処遇の差をつけておくと。これは、行政の一定のバランスをとる上でも重要なことだというふうに言わざるを得ません。ですから、無料の門戸を開くということは、その使用する団体に別の助成を行って、そして事務費なり、あるいは事業費ということで助成をしておいて、それで支出していただく、支弁をしていただく、こういう関係が一番建物の維持管理という面からも合理性があると言えるのではないかと、こう思っております。

したがって、無料の窓を開くには、使用する団体に、その性格によってなお助成をする、そういう要素を整えていくということで、むしろ合理性が伴うのではないだろうか、こんなふうに思っておりますので、今後もそのような方向を用途に、適切な配慮をしていきたい、このように考えております。

○議長（小山良悟君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） 終わろうと思いましたが、さらに一言だけ意見を申し上げて終わりにしたいと思います。

今、市長がおっしゃいました中で、努力される点はぜひ頑張ってくださいと存じます。

しかし、答弁の中で、受益者負担という考えではないんだと。使う人と使わない人、ということの区別ということの発想から、100円取ったりしている場所もあるんだ、ということでございます。私は、この考えは常識的であるという面もありますけれども、余り感心しない点もあるわけでございます。やっぱりみんなが税金を納めている。そういう中で、特段に福祉施策を重く与えなければいけない方々もいらっしゃる。そういう

ことに対して、私は、あの人たちだけが恩典を浴びているというような発想を市民なり、行政当局がすることは、間違いだというふうに思うんです。ですから、使う人と使わない人の区別ということは、私はすることは必要でないし、そういうことを発想を強めていくから、結局受益者負担という方向にも導かれやすいわけでございますので、その辺は、今後の長い日野市の行政の発展の中で、ひとつそういう考え方についても私は検討をしていただきたいと思います。

そして、公民館の登録団体が他の施設を利用するときは、公民館の方で予算化して、その会場費を持つ、ということなどをおしっしやいました。こういうのも複雑でございますし、公民館の登録団体が自分の近くの公共施設のうち有料の会場を使う場合は、ホールなどは別ですけども、会議室程度、そういうものは無料にするとか、さまざまなことを今後考えていただかないと、私は市民の活動のエネルギーに追いつけないのではないかとこのように思うわけです。もちろん、社会教育センターという法人組織が有料制度であることは、私は当然だと思っております。あるいはまた、ふるさと博物館のように展示等特別なものをする、そういうものも、私は100円なり取ることも、ある意味で当然だと思っております。

しかし、きょう主として私が主張しておりますこの会議室、集会所、こういうものは、そこから利益を生み出すものでもないわけでございますし、単にその部屋を維持管理すれば、市はいいわけでございます。そういう意味から、本日は集会所に的を絞って無料化の道を開いてほしいという要望でございますので、市長の答弁は大変ありがたかったわけでございますけれども、今後、私の言わんとする意思も生かして、道を開いていただきたい、このようにお願いを申し上げます、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君） これをもって17の1、生活・保健センターなど公共施設の使用料無料化に道をひらけの質問を終わります。

一般質問17の2、駅前放置自転車・バイクの解決をの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君） 駅前放置自転車・バイクのことについて簡潔に質問をさせていただきます。

駅前の放置自転車、放置バイク、あるいは違法駐車、これがこれからのまちづくりの最大の課題になってきていることは御承知のとおりでございます。また、議会もほとんどの議員の方が取り上げてきておられます。そういう中で、どういふふうになればこの放置自転車の抜本的な解決策というものが生まれてくるのか、このことを考えて本日、

質問をいたします。

この間も高幡不動駅前で、業者の方とか、あるいは自転車置き場の整理をされているおじさんとか、そういう方から、いろいろな御要望を承りました。これはこの間というより、毎日と言ってもいいように、要望は私どものところに来ているわけでございます。この放置自転車、放置バイクの状況ができるというのは、私は、オーバーに言えば、日本の資本主義社会の政策の弱点の一つではないか、こういうふうに思います。とにかく生産したいほうだいに生産をする。こういう状況で、後の始末については、生産する企業はほとんど手を出さない、考えない、こういうところから、今の状況が来ているというふうにも大きく言えば言えるわけでございます。それを一地方自体の責任で解決せよというふうに要求するのも、どだい無理な点があります。ありますが、地方自治体の権限の中でできることについて、強く解決を要望するわけでございます。

放置自転車について、あるいはバイクについての年間予算は、日野市では整理の予算が、補正予算も含めまして大体年間1,000万、担当の職員は3人だそうでございます。ですから、この規模、この予算で解決するということは、大変な御苦労だということはお私にもよくわかるわけでございます。そういう点で、今後の対策として、市はどういうことを具体的に考えていらっしゃるのか、あるいは今のような状況で体制も予算もそういう方向でやっていこうとされているのかどうか、その辺のことについて市側の答弁を本日、お伺いをいたしたいわけでございます。

私は、駅前の放置自転車・バイクの解決をするには、今後、相当抜本的な体制が必要であるというふうに思います。市役所の中にも交通問題についての特別な体制をつくったという答弁などが今まで出ております。しかし、もっともっと抜本的にまちづくりそのもの、そのものを市役所のすべての部が集まって大規模な相談をして、長期の展望も出す、そのくらいのことが必要ではないかと思うわけでございます。

例えば高幡不動駅付近の区画整理なんかも進んでおります。これは建物ができてしまっから自転車置き場のことなどを考え始めても、もう後の祭りになります。建物をつくる前に、高幡不動駅前の地下の状況はどういうふうなまちづくりにするのか。例えば地下に自転車置き場を置くというようなことはどうなのか。また、ある所では、地下に自転車置き場をつくったら、ほとんど利用者がいないという地方自治体もあるそうでございますけれども、それも市民に対するPRや教育の問題、場所の点などがあると思います。そういう点などを今後総合的に考えていただいて、抜本的な対策をひとつつくり出してもらいたい、こういうことを考えます。

今の駅前の状況を見ても、子供たちにもいい影響を与えておりません。私どもが住んでいる団地内外でも、もう子供たち自身が自転車を方々に置きっ放しにしているわけですね。そしてまた、転居される方が多いわけですが、ほとんどの方が、自転車を置き捨てて転居していってしまわれます。もう新品もそのまま残っているという状況です。年間百草団地だけで200台から400台、自治会やPTAの皆さんが整理をして、日野市の清掃部にお願いをして、あるいは多摩市の清掃部にお願いをして処理をしていただく、こういうような状況になりまして、感覚までいろいろとおかしくなっていくという状況にまで私は、お互い影響し合っているのではないかと、こういうふうにも思います。ですから、抜本的な解決をして、駅前をいつもきれいにし、歩行者の安全、あるいは買い物の便利、こういうふうにしていかなければいけない、そういうふうに思うわけでございます。

そういう点で、一つは、今後の対策として、高幡不動を例にとりますと京王帝都、ここにも相当の負担をしていただかなきゃなりませんし、それに対する自治体の要望も強く私はしていただくべきだと思っております。それから京王ストアや忠実屋、そういう大手企業には、もっともっと負担をして、自転車置き場の解決策について考えていただく。金融機関もそうでございます。資本力のある所はもっともっと、自分の責任でお客さんの自転車は解決をする、バイクは解決をする、そういう態度が必要であると思えます。そういう方面に対する働きかけも含めまして、今後の市の考えがあれば、ひとつ簡潔に御答弁いただきたいと思えます。

○議長（小山良悟君） 竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） ただいまの御質問に対してお答えを申し上げます。

放置自転車対策の基本は、まず、中央方向に一駐輪場確保を目標としていますが、現在、この土地の高騰の中で、非常にこれが、用地を確保するというのが、難しいというのが現在の状況でございます。

現在、それではそれにかわるものということになれば、現在ある駐輪場を有効に活用するというのが、まず一つの基本になってくるわけでございます。それに対して、どのような方法をやったらいいかということになりますと、やはり、その駐輪場のそばに案内板を設置するとか、またはそういう利用する市民の方々に対してはパンフレット、こういうものの配布、または広報等によりまして、その使い方の情報を提供するとともに、また新たにこの9月の補正でも提案をさせていただきました交通誘導員というものの、こういう誘導員を配置してやっていかなければならないということ、今、我々

の方では、そういうことについての考え方を持っております。

それから、移動については、迷惑度、または危険度が高い場合、やむを得ずこの自転車というものの移動を行っております。また、その自転車を置く方に対しても、まず考えていただかなきゃならないものは、その利用者のモラルに訴える要素が大きいので、繰り返し我々も、そういう中で今後地道な努力をしていきたいというふうに考えております。また、先ほどの御質問の中でも、将来的な物の考え方という中では、まず、駐輪場の確保のためには、駐輪場そのものを立体化することとか、または地下構造のようなものを含めまして、今後、これが実現できるように庁内的な検討を重ねていきたいというふうに考えております。

それから、先ほど交通安全推進本部の中のちょっと御指摘もございましたけれども、既にこれ発足いたしまして、6回の会議を毎月1回ずつ重ねてきているわけですが、これに委員になっている課長そのものが、全く真剣になって交通安全対策ということで、いろんな方面から御意見を出していただき、現在、その整理をしているわけです。こういう面においても、今後、御指摘のようなものも含めまして、推進本部でもそういうものに対しての検討を深くしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山良悟君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） ありがとうございます。御苦労さまでございます。

先日、高幡不動駅前で撤去作業を市がやりました。300台前後撤去されたそうでございますが、その後は40台ぐらいを毎日撤去すればいいという状態になってきたそうです。こういうことをやらないで、本当に市民が自覚的にやればいいわけですが、今のこの社会状況や生活の考え方、1秒争うような状況、こういう中で、本当になかなか、自覚的に直させるというのは、ほど遠いものがある感じがいたします。したがってどうしても、行政的な力というものもかりなければいけないわけでありまして、この撤去作業をする前は、有料の自転車置き場、高幡不動駅に至近距離にございますけれども、ほとんどがらあきだったわけですね。そういうことで、やっぱり行政の力も含めて今後の解決策が望まれる。

私も、京王帝都その他には直接議員として要望などをいたしてまいっております。しかし、今後、例えば地下に駐輪場をつくるといっても、工事はほとんど不可能でございます。ですから、これから区画整理とか再開発をする所は、そういう開発の地主さん、業者、こういう方々も前もって呼んで、私は市と市民、あるいはそういう企業、そ

う所が、駅前のそういうまちづくりそのものについても会議を持つ、そして相談をしながら、ビルができる予定の所には、地下が必要な場合は最初から、地下のそういう駐車場なり、駐輪場の要望を市が出すというようなところまで話し合いを進めて、後から混乱が起こらないように、そういう大きな発想でやっていただきたいということを、本日、強く要望しておきたいと思っております。

そして予算額も、今のような程度ではとても解決ができません。常時、そういう行政の側の、まあ強権発動はよくございませんけれども、整理作業が常時できるように、もっともっと予算もふやし、そして職員もふやす。職員をふやすことがなかなか厳しい状況であれば、委託でも結構だと思います。さまざまな形でそういう体制を抜本的に解決をしていただくように心からお願いを申し上げまして、この件の質問を終わります。

○議長（小山良悟君） これをもって17の2、駅前放置自転車・バイクの解決をの質問を終わります。

一般質問17の3、団地などの駐車場増設に市の積極的対応を求めるの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君） それでは、最後に団地などの駐車場増設の件を質問させていただきます。

お昼前で、早くお昼にというお気持ちの方もそのような感じでございますので、この件も簡潔に質問をしていきたいと存じます。また、私自身も、今まで何回も取り上げてまいりました。またほかの議員さんも取り上げてまいっておりますので、ダブらないような形で質問をさせていただきます。

この市内の団地、あるいはマンション、集合住宅、こういう地域での駐車場問題というの、今後のまちづくりの最大の課題の一つでございます。本日は、百草団地や高幡台を中心にいたしまして質問をいたしてまいります。

今までこの場で私、市長などに要望いたしてまいりました。そのときは、大体答弁の方向は、家主さんと居住者でその問題は解決すべきことではないかという発想が、行政当局には強かったように考えます。しかし、現状を考えますと、もうそういう段階を通り越してまいりまして、政府はもとより、地方自治体も積極的にこの駐車場対策を考えなければいけない時代になっているわけでありまして、これも、根本的、大きく日本の現実を考えますと、自動車製造会社の売らんかなの考えの中、一家に2台、3台というのがざらになってきております。私が日野市に越してまいりましたころ、あるいは市議員になりましたころは、一家に2台、3台お持ちの家庭は、高幡不動の駅前の大地主さ

んぐらいかな、というふうに思っていたものでございます。ところが現在は、お父さんも1台、お母さんも1台、息子さんも1台、娘さんも1台というような形になってまいりました。

こういふことで、本当に駐車場の問題は、最大の問題になってきております。また、地価高騰で中小業者の皆さんも、商店の近くに駐車場が持てないということで、営業をストップせざるを得ないという所も都心部ではだんだんふえてきている状況にあるそうでございます。

百草団地の状況を申し上げます。現在、公団の方が団地サービスを通じまして持っている駐車場が、約500台あるわけでありまして。これは多摩、日野にわたる2,000世帯の賃貸住宅のことでいきます。それでカークラブというのを住民でつくってございまして、それと付近の地主さんが提供している所で四、五百台、1,000台近くの車が一応駐車場を確保しております。ところが、先日早朝、団地内を歩いてみましたところ、百草団地だけで路上駐車が532台あったわけでございます。そして、公団に聞きましたところ、賃貸住宅で申し込んでいて団地の駐車場が当たらないため待機している人が、400世帯以上、400台以上待っていると。5年、10年待っても、駐車場は当たらない、こういう状況でございます。もちろん、自治会を初め住民の皆さんも、頑張って駐車場増設に努めております。そして、両団地の場合は、公団へも強く働きかけをしているわけでございます。

ところが、公団の分譲住宅というのがございまして、これは百草団地に336世帯ほど、高幡台に550世帯ほどあるわけでございます。これは分譲住宅でございますので、公団から土地と家を買ってしまった後は、もう公団が責任を持たない、こういうことになりますので、駐車場を増設する場所は、ほとんどないわけでございます。かといって、狭い芝生を削って駐車場にするというの、なかなか住民の意見の一致ははかどらない状況にあります。こういうことで、関係者も公団に、あるいは政府に、あるいは関係諸機関にさまざまな陳情行動を繰り返してまいっております。そして百草団地の場合は、汚水処理場跡地が公共下水道につながりましたために、空き地となってまいっているわけでございます。これについては、住宅建設を公団当局はしたいとしておりますが、住民はあくまでも駐車場にせよ、こういうことで今、交渉を繰り返しております。

そしてまた、高幡台等におきましても、空き地の利用、のり面の利用、こういうことがさまざまな運動として行われているわけでありまして。また分譲住宅の場合には、同じ団地内の土地でございますけれども、こういう汚水処理場跡地や、空き地、のり面、こ

れが公団の土地であるために、分譲の住民は利用することができない。そのために、公団との話し合いの取っかかりがない。あるいは賃貸住宅の自治会との間の話し合いをどういふふうに進めるか、悩んでいらっしゃるわけでありまして。そういうことなどを取りまとめていくということになってまいりますと、やはり私は、日野市行政当局のお力をかりなければいけない段階になってきていると存じます。

先日、住民団体と市長の話し合いをする機会がございました。あるいはまた、日野市の公住協の定期総会というのがございまして、そこで森田市長が来賓あいさつ等の中で、力強い発言なども、ごあいさつなどもいただいたわけでございます。こういう点なども含めまして、本日、答弁を期待しているところでございます。

お答えといたしましては、現状の市と公団等との関係、話し合いはいかが進んでいるか、進んでいないか。

第2点は、今後、自治会、市、近辺地主さんも含めてもいいと思います。関係機関などと駐車場増設について協議会みたいなものをつくって、打開策を検討するという方向で、ひとつ市も協力していただけるかどうか。

それからもう1点は、市長会などを通じて、国とか建設省、東京都、あるいは公団、こういう関係先に意見書等を出すなどの政治的な働きかけをしていただいて、住宅をふやすという方向ではなくて、現在居住している人たちに、駐車場の場所を与えるために力を尽くす、そういう点での私は、この三多摩27市、これは大問題になっていると思います。そういう点での働きかけの努力もしていただけないか。こういう点で、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君） 竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） ただいまの質問につきましてお答えしたいと思います。

まず、具体的な内容としては、1点、2点、3点あるわけでございますが、百草団地を中心とした駐車場対策ということの御質問が主でございます。御承知のとおり、この駐車場確保の問題につきましては、過去にも御質問をいただき、私の方も、こういう対応をするという経過もあるわけでございます。現状の中では、日野市内でちょうど自動車の登録数というのは5万1,700台という数字になっております。世帯数から考えれば約85%というような数値の中で、比較的百草団地、高幡台団地には、多い率になるわけでございます。先ほど質問者の中にもありましたとおり、百草団地についても500台というような台数が公団側として現状、確保しております。高幡台団地につきましても、

348台ということで割合、率におきましても30%前後の確保はしているわけでございます。その中で問題として、当然駐車場の問題が大きな問題としてクローズアップされているわけでございます。よって、我々は現状の中で、都市整備公団と、先ほど処理場の問題がありましたが、この処理場の問題についての駐車場を活用するというを第一前提として交渉を進めております。しかし、公団側から言わせれば、百草団地自治会からは、この場所についての逆に他の施設要望もあるんだ、という話もあるわけでございますが、市は引き続き積極的にこの駐車場確保のために努力していきたいというふうに思っております。

今後、高幡台団地、あるいは百草団地のそれ以外の駐車場確保の問題でございますが、御承知のとおり、地価高騰に伴いまして、民間の借用はなかなか困難である。あるいは、公団が持っている敷地としては限られたスペースであるというような条件もあるわけでございますが、なお一層、この駐車場対策につきましましては、努力していくつもりでございます。

なお、当然この駐車場の問題は、きのうもお答えしましたが、都市整備公団も、今後新設部分について60%の駐車場確保をする、というような一定の方針を平成2年から打ち出してあります。よって既存の部分についての考え方もなお一層、関係機関に要請をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。（「市長にもしあれば、一言お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 今日、この駐車場問題が、いろんな角度から問題になってまわっているわけでありまして、国では法律を定める、あるいは都市計画法に位置づける、そういう動きも進みつつあると、こう見ております。我々の地方地域社会の中で、この問題にどのように解決を目指すかということにつきましては、議場でも多少考え方を申し上げたわけでありまして、公共のこの公園のあれですね、グラウンド部分等の下は、地下駐車場をつくるべきではなからうか。それから駅前の公共広場、この地下には、まあ同じような意味で、駐車場の装置を設計すべきではなからうか、というふうなことに発想をさせまして、現実に登記上の問題等に当たっておるわけでありまして、必ずしもすぐには自治体としての使用に充てがたい。こういう壁もあるようでありますので、これらをひとつ法改正の中で解決をしてもらおうということ、具体的にやる必要があると思っております。

それから、家主とそれから居住者との関係で解決をしていただくというのも、大きな

原則だと思っております。これから開発指導要綱の中に戸数要件とそれから駐車場の確保ということ義務づける、こういうことも一歩進めました。具体的に百草団地、あるいは高幡台団地で、公団側にどの程度のことと言えるか。百草の場合は、幸いにも処理場跡地というのがあきましたから、一つの要求の根拠ができたように思いますが、住宅政策をやる側にとってみると、戸数の増加を図る要望も、これは国民の要求として、当然あるわけでありまして、どのような選択とそれから施策の仕方を進めるか、ということも重要な課題だと思います。

何か緑を余り破壊してはいけないわけでありまして、具体的にどういう方法があるかということは、公団の責任において、やっぱり一歩考えを進めるということを要求しておきたいと、このように考えております。今言えるところは、そのあたりではなからうかと思っております。

○議長（小山良悟君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） ありがとうございます。

市長がおっしゃるとおり、やはり居住者と家主さんとの関係で解決をする、これが基本問題である点は、市長がおっしゃるとおりであると存じます。それを基本にしながら、ひとつ今後の、今言われました行政側でのお力添えを心から期待をする次第です。

百草団地自治会等の公団への要望書によりますと、この汚水処理場跡地を例えば2階建て等の駐車場にしますと、抜本的に百草団地の駐車場は解決をする面積となっております。そういう点で、自治会では路上駐車1台もないという全国に誇るような模範的な団地にすると。そういう点も含めて、公団と話し合いをしたいということで、今、交渉が進んでいるわけでございます。そういう住民運動なども理解していただきまして、ひとつ今後のお力添えをお願いする次第です。

駅前については、今まで答弁がございましたように、官3割、民7割というような形での駐車場建設の国政の段階での決まり事、そういうものなどがございます。しかしこれは、結局は大手企業等に対するサービスという点に重きが置かれている場所などが多いわけでございます。これからの駐車場対策は、駅前でももちろん、いろいろ中小業者の方々の発展のための駐車場対策も必要です。これも強く私も望みます。しかし、既に居住している人たちの駐車場対策ということも、今後は真剣に行政や政府が考えなければいけないことではないかと思っております。そして現在、全世帯の6割とか5割という模範はもう、基準は遅いと思っておりますので、最低でも1世帯1台という基準で今後の集団住宅の建設は進めていかないと、まちづくりの上でいろんな混乱が出ると思っておりますので、その

辺の展望についても、機会があれば市当局で上部団体にそういう意見を具申していただきまして、今後のまちづくりを進めていただくよう、お願いを申し上げます。

以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長（小山良悟君） これをもって17の3、団地などの駐車場増設に市の積極的対応を求めるの質問を終わります。

お語りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後0時31分 休憩

午後1時33分 再開

○議長（小山良悟君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問18の1、市長は職務と責任に応ずる給与制度をつくるべきだの通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

〔25番議員 登壇〕

○25番（古賀俊昭君） 地方公務員法第4節、給与、勤務時間その他の勤務条件については、給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準として、第24条に定めがあります。「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」。また3項には、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」との定めがあります。職務給と民間準拠の原則がはっきりとうたわれているわけであり。

昭和61年4月30日、日野市行財政調査会が、日野市行財政の調査検討についての最終答申を森田市長に提出をいたしております。最終答申の中では、職員給与について、「現行の準通し号俸制は、原則としてすべての職員が一律に年功序列で昇給する仕組みであり、職員の意欲と能力の向上の観点からも問題があるので、職務と責任、専門性に応じたものに改めるべきである」と述べております。

市長はこの最終答申を受けた後、内部組織としてみずからを本部長とする日野市行財政改革推進本部を設置し、そこで「日野市行財政改革に関する基本方針」を作成いたしました。昭和62年2月6日のことでもあります。この中で、具体的推進事項の一つとして、給与の適正化を掲げ、「給料については、地方公務員法に定める給与決定原則の趣旨を尊重し、給与内容、給与水準の是正、給与制度の適正化を図るため、現行の給料表を職

務の内容、責任に応じた職務給に改める」といたしております。そしてこれを、昭和62年度から3カ年で検討、あるいは実施をするとしておりました。一方、議会では昭和58年6月議会において、退職手当等を含む日野市の給与制度の是正を求める決議を可決いたしております。さらに昭和62年12月議会では、一部職務給を導入する不完全通し号俸制への切りかえの議案に対しても、附帯意見で、「速やかな職務給制度へ到達するよう」市長に強く求めたわけであり。

こうした経緯があるにもかかわらず、日野市の給料表は、職務給らしき呈をなしているのは、1等級の部長職から3等級の課長補佐職までであり、4等級、係長職以下は、今もって通し号俸制のままに放置され放しであります。

そこで、端的に質問をいたしますが、これだけの経過がありながら、なぜ市長は今もって、職務給の提案ができないのか、この点をお尋ねいたしますので、正直にお答えを願いたいと思います。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） 御質問については、私の方からお答えをさせていただきます。

御質問の中にございましたように、地方公務員法第24条では、「給与は、職務と責任に応ずるもの、すなわち公務員、地方公共団体に対する貢献度に応じて決定されなければならない」という原則が規定されてございます。これに対する考え方といたしまして、生活給の原則というのがございます。これは、「給与は、勤労者の生活の維持に必要な額を決定すべきである」という原則でございます。給与は、勤労の正当な対価であるとする考え方には、経済原則から見ても、十分な合理性があると同時に、給与が生活の元手として労働力の再生産を賄うに足るものでなければならない、という考え方にも、給与が現実に生活している人に対しまして支払われるものである、ということで、それからまた、労働力の継続性を維持するためのものである、ということを考えますと、これまた説得力ある見解であると、こう言わなければならないと思います。

しかしながら、現行法のもとで職務給の原則が明確に規定されておりますので、昭和63年5月から、課長補佐職以上の職員の職務給の導入をいたしました。さらに今後とも、職務給のあるべき姿に向けまして、粘り強く交渉を重ねていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） そこまでのことは、今まで何回もお聞きしているんですが、そ

の後、速やかに職務給に移行しなさいという議会の議決があり、市長みずから作成をした行財政改革のための本部で、みずから本部長を務めながら、職務給に改めると約束をしているわけです。今もってその約束を果たさない。公約違反だといって大騒ぎする人もいますが、約束違反を森田市長はここで、ずっと続けているわけです。なぜ提案ができないのか、この点については、市長からもう一度、総務部長ではなくてお答えをいただきたい思います。

そこであわせて、再質問の形でお尋ねをいたしますが、過去の議会で私の質問から、市、つまり理事者が考えている職務給のあるべき給料表の姿、やる気があるかどうかわかりませんが、とにかく到達目標は説明をしております。行政職を1と2に分けるわけです。2は技能労務職員とする。また医療職を三つに分け、一つは医師、二つ目は薬剤師と医療技師、職員、3番目は保健婦、助産婦、看護婦とする構想であります。私は、職務給に移行するという事を市長みずから約束をしていながら、なかなか全部できないということであれば、このまず医療職からだけでも、実現すべく手をつけたらどうかと思うわけでありませう。

現在の市立病院は、慢性的な助産婦、看護婦の不足に悩まされております。それもそのはず、正看護婦の方がさらに2年間勉強して資格を得る助産婦の皆さん、こういう正規の資格を持った人と、そういった資格に全く該当しない、準看護婦、また看護婦を助ける立場の看護助手、こういった人たちが横並びに同じ給料表で処理をされているわけでありませう。医療職にはっきり助産婦と正看護婦を位置づける、このことによって、まず職務給の仕上げに向けての一步を踏み出しているのではないかと思うわけでありませう。市立病院の充実については、さまざまな方策が語られておりますが、まず人材が確保できるような状態が続くことが大事だと思ひます。

給与の面での処遇が大事だと思ひますが、私ども現在の会派の前身である自由市民会議のときに、小松市の市立病院を視察し、また宝塚市の市立病院を視察したことがござひますが、こういった自治体の病院では、医療職は完全に看護婦、助産婦、別の給料表で処遇いたしてあります。看護婦さんの不足は、ないということでありませう。この私の提案について、市長の見解をあわせて求めたいと思ひます。

○議長（小山良悟君） 助役。

○助役（砂川雄一君） 私の方からお答えをしたいと思ひます。

ただいま御質問者の方から御指摘ござひましたように、職員の給与につきましては、その職務と責任に応ずる給与ということですね、法に規定されてありますような職務

給に近づけるべく、現在努力をしているところでござひます。ただ、なかなか給与というのは、実際の職員の個々の生活に直接影響してくる部分でござひますので、これの改善につきましても、一定の状況、一定の時間なり、そういったところがどうしても必要になってきます。これは、職員組合との協議というようなことも、当然前提になりますので、一定の時間がかかってくるというのが現実でござひます。

それから、ただいま御指摘をいただきました、職務給に向けての給料表の改善の中で、例えば行政職を幾つかの表に分けるとか、あるいは医療職を幾つかに分けるというようなことで、今御指摘もござひましたけれども、私どもの方でも、その点については十分に内部の検討材料としてありませう、今御指摘いただきましたように、特に医療職の問題では、現実的な問題も起こっておりますので、そういった面に向けての改善策をとる必要というのは、私どもも痛感をしておるところでござひますので、その辺のところにつきましても、さらに内部で詰めて、まず実現できる可能性の強いところから手をつけて改善に向かって進んでいく、というふうに進めていきたいというふうを考えてあります。

以上です。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 私は、給与の問題をずっと何年も取り上げて、毎回一般質問で取り上げているんですが、結論として市側がいつもこの場でできない理由の一つとして挙げるのが、相手がいる、職員組合との話がもたついているということで、理由はいつも決まっているわけですね。

昭和62年の6月議会で、こんな答弁があつたと思ひます。「通し号俸制廃止、職務給の採用について、職員課と職員組合によって構成される賃金検討委員会で鋭意検討している」。昭和62年の6月ですから、もう何年も前のことでありませう。鋭意職員組合と、こういった委員会をつくりながら検討しても、今もって職員組合が相手ですから、職務給の提案はできないという理由は、どうしても私は納得できません。もう十分に職員組合と話し合いをやつたというふうに判断をしてもいいのではないかと思ひます。これ以上職員組合との話し合いは、全く無意味だと思ひざるを得ませうし、最も市民感覚からかけ離れた集団が職員組合であることは、今日の時点になってみれば、明々白々であります。あとは市長の決断があるのみであります。どこかの国の首相と同じように、大した決断もできぬまま、国際社会をお金だけ持ってでかい面をして歩いているようなことでは困ると思ひます。市長の最後に決断を求めたいと思ひますが、市長

から答弁をお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 大切な給与の問題でもございますし、社会の動向という側面と、あわせて一定の方向づけをすべき課題であるということで、取り組んでまいっております。相当期間もかかるわけでありますが、方向づけといたしましては、自治法の定めになるべく沿っていくことも、時代の一つの基準ということになるべきものであります。今までの慣例として、この労働条件に関する問題は、労働法規によって、一定の合意によって推進をすべきものである、という原則もございますので、根気よく意見交換をし、一定の合意を持ちながら、充実を図る、いう手順が私は、民主主義のルールにもかなう、このようにも考えております

今、助役並びに総務部長からお答えをした経過でもございます。これからもまた、全般の中の一つの努力すべき課題として取り組んでまいりますので、時間をおかしたきたいと、このように願っております。

以上です。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 綱引きをしても始まりませんが、私が提案をさせていただいた、まず医療職、医師については既に独立の給料表ができておりますが、医療技術職員と、もう一つは保健婦、助産婦、看護婦等を区別する医療職の給料表についてまず、こういった専門職の人たちの給料表だけでも、職務給の形に改めることを検討していただくよう、具体的提案をさせていただいて、この質問を終わりたいと思いますので、御検討をお願いしておきます。

以上です。

○議長（小山良悟君） これをもって18の1、市長は職務と責任に応ずる給与制度をつくるべきだの質問を終わります。

一般質問18の2、平成三年度の固定資産税の評価替えにあたっての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○25番（古賀俊昭君） 私のもとへ最近、相前後して二つの団体から要望書が届けられました。内容はいずれも、固定資産税に関するものであります。一つは社団法人・八王子法人会会長の荒井さんという方と、同じく社団法人・八王子法人会の日野地区会長・増倉さんの連盟による「平成3年度の固定資産税評価替えにあたっての要望」というものであります。

内容は大体推察していただけると思うんですが、「平成3年度におきまして、また固定資産税の評価替えが行われるものと存じますが、当該評価がえの対象期間が、昭和61年度後半以降の地価高騰の最も激しい時期に当たっているため、私どもは形式的な評価替えによって、固定資産税の負担がかなり上昇するのではないかと、強い懸念を抱くものであります」。こういう文章がありまして、1項目から6項目まで要望事項が記載されております。

内容は省かせていただきますが、要するに固定資産税の評価替えに当たっては、現実の売買実例価格を直ちに採用することなく、その取引の実態を十分に調査をして、特殊、異常なものを排除し、正常と認められるもののみを採用するよう努めてもらいたい。また、中小企業や個人が、現にみずからの事業や居住に供している土地家屋については、評価替えを留保する便法を講ずるか、思い切った負担調整措置を講ずるよう配慮すること、こういうことが並べられております。

もう一つは、日野市商工会会長・一ノ瀬さんから届けられました「固定資産税等改訂に対するお願い」というものであります。これも大体内容は同じでありまして、平成3年度は固定資産税の評価額が改定される基準年度に当たります。特に今回の改定に当たっては、評価期間が地上げ行為が最も激しかった昭和61年7月から平成元年7月までの期間が算定基準となっております。したがってこの間の地価急騰の趨勢が反映されますと、固定資産税と都市計画税は大幅な負担増が予想されます。こういう文章がありまして、具体的に2項目、要望の事項が記されております。

1. 固定資産評価額を極力圧縮し、低く抑えること。2. 固定資産税、都市計画税両税の納税負担の軽減を図ること。このように記されております。言わんとするところは、この2団体ともに相通ずるところがあると思うわけでありまして。

そこで具体的に質問をさせていただきます。平成3年度の固定資産のうち、土地の評価替えの作業スケジュールはどのようになっているのか。現在は、何が事務的に行われているのか。また、地価の上昇はこの3年間、どの程度になっているのかを御答弁いただきたいと思っております。

2番目に、地価高騰下での評価替えであります。日野市として納税者の異常な負担増を抑えるため、何か行政上の措置を対策として考えているかを、お尋ねいたします。

3番目に、固定資産税と合わせて賦課し徴収している都市計画税についてであります。現在、市税条例は、付則の第28条にありますとおり、昭和63年度から平成2年度までの各年度分の都市計画税の税率を100分の0.27といたしております。最高税率が1000

分の3であります。その最高税率を現在は課しておりません。政策的な措置の一環として、今回も次年度の評価替えに当たり、一層の都市計画税の税率の引き下げを実施すべきだと考えますが、市長の見解はいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、固定資産税の評価替えの時期が参りますとよく議論されることではあります。資産評価の適正、公平を確保するため、課税台帳、これがもし不可能であるならば、基準地の課税標準額だけでも国の路線価格のように公表、公開をして、自治体の評価替え作業を議会や納税者がチェックできる道を開くべきではないかと考えますが、当局の見解はいかがなものかお尋ねをいたします。

以上4点について、回答をお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君の質問に対する答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君） それではお答え申し上げます。

4点の一番初めの評価替えの現状でございます。

お言葉にありましたとおり、来年度は、3年に一度の評価替えになるわけでございます。現在、その仕事を進めておるわけでございますけれども、既に東京都に対しましては、市の評価替えの方針の道を申し出ております。そこで東京都と各市、これは日野市を含めまして、現在その額、率について協議を重ねておるといふ段階でございます。また、一方で市内に30カ所の地価公示地がございます。それを含めて140地点の調査地点を日野市独自で設けまして、売買実例であるとか、公示価格、あるいは相続税の価格、これを参考にしまして、市内全域の、それぞれの地点の適正な価格を算出するという作業を現在進めておるところでございます。

したがって、現在のところは、評価替えの額であるとか、率の決定は見えておらないという現状でございます。

なお、今後の見通しとしましては、9月に入りますと、もう入っておりますけれども、国の機関でございます中央固定資産評価審議会というのがあるんですけれども、それが開かれます。11月に東京都の固定資産評価審議会が開催されまして、市町村の基準地、これは基準地は各市に1カ所でございますので、その価格が決定される。そして12月にまた、国の機関の審議会。来年の2月に東京都の審議会が開かれまして、ここで各市町村の指示平均価格というのが決まっております。したがって、評価替えの作業は、具体的には、それ以降になる予定でございます。来年2月ごろ決定ということになる見通しでございます。

それと、土地の上昇額の把握でございますけれども、ただいま申し上げましたとおり、

今回の評価替えの対象期間は、61年の7月の2日から平成元年7月1日、この3年間でございます。この期間の地価の動向、変動、これが今回の評価替えに反映するというようになっております。この期間がしたがって、非常に土地が急騰しまして、いわゆる評価替えを重ねてきておりますけれども、かつてない値上がりの激しい年でございます。日野市内の地価公示価格は、もう御存じかと思っておりますけれども、商業地域、これで2.26倍。全用途——これは宅地も含む全用途では2.11倍。3年間でこのようになっております。このように私どもでは把握しております。

また、2番目の納税者の対策でございます。

今回の土地の急騰というのは、正常な取引価格をはるかに私は超えておると、このように考えております。その中には多分に不正常的な要素が来るものである、このように思っておるわけでございます。そういうことから、今までは地価公示額の変動率をそのまま、それに近い数字で評価替えにそれを連動しております。前回、63年の評価替えでは、3年間で12%の公示価格の上昇でございましたけれども、評価替えが11.8と、それに非常に近いところでやってきたのが過去の数字でございますが、今回の場合には、ただいま申し上げましたように、非常に急に上がってきている。これをそのまま評価替えに反映いたしますと、非常に納税者の税負担が一挙に増大すると、このように考えておりますので、できるだけ上昇率を抑えたい、このようにまず努力するのが、私どもの仕事ではなかろうかというふうに思っております。

それで、率が決定されますと、今度はそれを評価替えで上げていくわけでございますけれども、これは評価替えのたびに行っております負担調整、上げた額を1年で一挙に上げるということは非常に税負担急に増大いたしますので、2年ないし3年にわたってそれを逐次上げていくという負担調整の方法をとりたい。これを来年3月ないし4月の市税条例の改正の中で上程されると、このように思っております。

都市計画税につきましては、市長さんも後でお話あると思っておりますけれども、これはおっしゃられましたとおり、市税条例の133条によりまして、これは地方税法の規定の100分の0.3、制限税率を規定しております。しかし、63年の評価替えを機に、条例の付則28条を設けまして100分の0.27ということで、特例の措置を設けております。これは時限立法でございますので、平成2年、本年度限りでこれが切れてくることになります。今の問題につきましては、評価替え等の兼ね合いというものも十分ありますので、これを検討してまいりたい、このように私は思っております。

4番目の評価額の公開、公表の問題でございますけれども、これは課税台帳の閲覧で

あるとか、評価証明、これらにつきましては 地方税法の22条に守秘義務がうたってあります。これとの兼ね合いから、第三者の課税額、所得額、あるいは課税標準額は、一応その中の範疇に入るという解釈から、現在はその諸証明閲覧については、本人以外には認めておりません。これは納税者の利益を当然保護いたしますと同時に、行政の円滑な運営というものがやっぱり中心になっておりますので、これを確保する見地から、そのような措置を行っているというのが現状でございます。

ただ、市の基準地の公開ということにつきましては、これは基準地は市内に1カ所ございます。豊田の駅前ですけれども、これは各市とも1カ所ですが、これらの公表につきましては、自治省が現在指導しております。各市で現在協議中でございますので、早ければ平成3年度、来年度からその1カ所については公表させるのではなからうか、このように現在は思っております。

さらに、標準地、日野市には標準地が今110カ所ですね。それで公示地合わせますと140の地点を持っておるわけですが、それを全部というわけにはなかなかまいりませんので、標準地の何地点かについても、やはり近い将来、一応公表するのではなからうかと。こういう国あるいは各市の動きがあるということだけは私、承知しておりますので、お答え申し上げます。

以上です。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） おおむね現状でお答えいただく範囲としては了解をしたいと思います。

都市計画税の税率の引き下げについては、多分に政策的な措置でありますので、この点についてだけ市長の考え方をこの場、この時点でのお考えで結構ですので、見解を承っておきたいと思っております。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） お答えの順序としてちょっと、申し述べておきたいと思っております。

ことし確かに、固定資産評価替えへの作業が進みつつあるわけでありまして、本来、固定資産税、あるいは都市計画税——固定資産税は自治体の固有の財源でありますから、適正課税によって税制として財源を確保できる、そのことが一番地方自治の権限の由来する重要な部分であることは間違いのないわけですが、ここ長期に言えば10年間ぐらい、またごく短期に言えば3年間ぐらい、土地の異常高騰がまさに目まぐるしく変化

をしてきている。国民生活、特に都市の住民に対するいろいろな脅威を与えておる、ということは、現実の政治課題であります。

そこで、その異常高騰の姿をそのまま税制に反映させるということは、むしろあってはならない、つまり反市民的政策になりかねませんので、できるだけ抑えた形でこの税制の今回の見直しを突破をする、こういう考え方が大勢を占めておるということでありまして、私どもの自治体独自といたしましても、あるいは東京都市長会等におきましても、このことに強く関心を持ってそれぞれの当局、つまり指導される東京都、またそのもとになる自治省という向きに見直しの不当でないことを、要請をいたしております。

その表現の仕方には、前回の見直しを凍結しなさいという見解もございまして、前回の評価並みで率を抑えるべきである、こういうことも用いられております。先般、都議会でも、このことが議会で論じられ、都知事も一定の見解を示しておられます。つまりなるべく抑えていきたいということでもあります。今、御質問の、特に特別措置を前回からとっております都市計画税の税率、時限立法で100分の0.27を用いておると。これが今の多摩の地域の一般の情勢であり、かつまた、その先鞭を切ったのは東京都の取り組みから波及をした、こういうこともございまして。

今回、今数字を申し上げるわけにはまいりませんが、これを変化を、つまり悪い影響を持つ変化を来さないようにということが一番、配慮のもとになるというふうにも考えられます。場合によったら、税率を下げるということもあり得ることだというふうにも考えられます。つまり、今日生活をしておられる市民の方々に、この税制の見直しの機会の改定によって、著しい迷惑をかけない、あるいは生活に支障を来さないということの大原則のもとに今回の見直しの税制が取り組まれつつある、ということは言えると思っております。

また、本市といたしましても、この適切な時期に一定の判断をし、また議会にもお願いをする機会が来るわけでありまして、よろしく願いいたします。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 市長の方から都市計画税については、場合によっては引き下げもあり得るという見解が示されました。以上4問の質問については、それぞれ前向きのお答えがあったというふうに評価をしたいと思います。

私は、地方税、特に3年ごとに資産評価替えによって行われる固定資産税の実質的増税に対する納税者の不満は決して軽いものではない、というふうに見ております。この定例会で審査を行います平成元年度決算では、市税収入が247億829万円となっております。

す。そのうちの固定資産税は66億1,501万円で、約27%を占めております。さらに都市計画税14億1,885万円を加えますと、何と約33%の比率を占めるのであります。

来年4月1日から課せられる新しい評価額に基づく固定資産税は間違いなく、自治体の財政を潤し、豊かにするわけでありますが、納税者にとっては、前回評価替えのとき以上の政治的施策と措置がなければ、たえがたいものになってしまいます。

平成3年度の固定資産税の評価替えに当たっては、都市計画税の税率の一層の引き下げを含む行政上の十分な配慮を払われることを、ここに重ねてお願いをして、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君） これをもって18の2、平成三年度の固定資産税の評価替えにあたっての質問を終わります

一般質問18の3、防災行政の充実を図れ（防災情報センター、同報無線、飲料水の確保を中心に）の通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○25番（古賀俊昭君） 大正12年9月1日、14万人の死者、行方不明者を出した関東大震災から67年が経過をいたしております。首都圏の直下、あるいは相模湾、あるいは房総沖で発生する南関東地域における地震は、東海地震と違って、現在のところ、発生を事前に知ることは不可能とされております。東京直下型地震や東海地震70年周期説などもあって、いつ何の余兆もないままに大地震に我々が襲われるか、全く油断できない状態にあると言えるのであります。市が発行しております「災害時の避難の心得、いざというときの身の守り方」、こういう冊子がございます。この冊子の中に森田市長がこのようにあいさつ文を寄せております。

「災害を防止し、住民の身体や生命を危険から守って、安全を図ることは重要な自治体の任務のひとつです。日野市では、都市計画や建設事業等のあらゆる面から災害に強いまちづくりを推進しているところであります」。

このように避難時にいろいろ心得る項目をわかりやすく書いた冊子があるわけですが、これに市長はこのような文章を寄せております。

そういったこともあって、具体的な施策として、平成元年の6月議会に防災行政無線（固定系）整備調査設計費が補正予算として出されました。515万円の金額であります。ところが、この設計調査の報告書は完成したわけでありますが、再び平成2年度、今年度の予算で緊急通信システム導入計画調査213万8,000円が再び、調査費として計上されております。予算の審議等で市長にいろいろ質問をした中では、この二重の調査費の計上については、市庁舎内に設ける予定である防災行政無線の新しい機器等を入れるに現

在の201号室は手狭であるということがわかったので、新たに調査費を計上した、というのが市長や担当部長等の理由であったと思います。

こういったこともあって、ことしの6月議会での市長の行政報告において、市は防災情報センターを設置するため、その用地を同地に建築されている鉄筋構造で2階建ての集合住宅を含めて購入するとの構想が発表されました。場所は市役所の東側で、面積は1,387平方メートル。ただし、このアパートには10世帯分のうち、まだ6月の時点で8世帯が入居中とのことでありましたが、今年中には建物を含めてすべてを市が所有するとのことでありました。市長は、この2階建てアパートを201号室が手狭であるためにこの土地と建物を購入して、ここに通信機器等を搬入するとの見解が示されたわけであります。

つまり、このアパートに防災情報無線システムの通信機器を設置をして、利用するとの内容でありましたので、私は万一、大地震が発生した際に、民間アパートを兼用したものではありませんか、耐震能力などに問題があるのではないかと、行政報告の質疑で市長に疑問を呈したわけであります。これに対して市長は、大丈夫だとして一向に意に介さぬ風でありました。しかし、市長は今後、耐震性について調査を行うということでありましたから、調査を実施したのであれば、その結果をこの場で報告をしていただきたいと思えます。また、あくまでもこのプレハブづくりのアパートを防災センターとして使用するのか、この点を質問をしたいと思えます。

それから、私はこうしたハイテク分野の情報や技術については、十分な知識を持っておりませんので、あるメーカーの専門家にアドバイスを受けました。そうしましたところ、こういった通信機器を搬入する場合には、電算機なども同じであるそうですが、床が丈夫でないと機械は入れられないということで、「耐床性」という言葉があるということがわかりました。つまり、かなりの重量のものを運び込むわけでありますので、通常の建物よりも重さに耐えられる構造強化の措置がとられていなければ、実際には地震があったときなどには、かえって防災センター自体がまず一番に倒壊するというようなことが考えられる、というようなお話でありました。その点も含めて床の強度なども当然調査をされているのではないかと思いますので、耐震性の調査を行ったかどうか、また、その結果はどうであったか、床の件はどうかをお答えをいただきたいと思えます。

それから、2番目の質問であります。東京都は半年後、今、新しい都庁舎を建設中でありますが、平成3年、来年の4月からこの新しい都庁舎の完成を機に、現在の防災行政無線のシステムを全く新しいシステムに切りかえます。市区町村などの情報通信

手段として、従来の音声とファクシミリによる通信に加えて、新しいデータ通信及び画像通信が導入されることになっております。そこで、日野市の場合には、この新しい東京都のシステムにうまく合致することができるかという問題があると思います。

つまり、市長はことしの2月ごろだったそうですが、独自に日野市は防災センターを計画するという理由で、この東京都の新しいシステムには加わっておりません。市の防災センターが完成するまでの間、東京都からの情報を受ける受け皿が日野市には存在しないことになるわけであります。しばらくの間、東京都との情報の収集・伝達に空白が生じることになりますが、この民間アパートを仮に活用するにしても、まだ入居者がいる。来年の3月までに完成させるということは到底無理であります。予算上もまだ、調査費しか計上されていない。こう考えますと、何かこの東京都の新しい防災無線システムが稼働した際に、市は何か別の方法を考えなければならないということになるわけであります。この点についてはどのような見解をお持ちなのか、お尋ねをいたします。

3番目に、この東京都の新しい無線システムは、第二次東京都防災行政無線基本計画というものに基づいて、新しいシステムを構築して、敏速に的確な災害対策ができるようにということで今回、計画が進められているわけであります。私は消防委員会の前期の委員長をさせていただいておりましたので、この情報収集・伝達のあり方について提言をまとめました。その際、十分な知識がありませんでしたので、メーカーの専門の方や東京都の担当者、また無線に詳しい方にいろいろお話をお聞きし、大変勉強させていただいたわけであります。そのときに、いろいろ今回の市が進めております防災情報センターの設置については、何か釈然としないものを感じたのであります。その点を3番目の質問として質問をいたします

つまり、東京都がこの計画を市町村に対して示したのは昭和63年5月のことだそうであります。この時点から東京都の計画が始まりました。その後、市の担当部課と都は折衝を重ねて、日野市はたまたま高台に市役所の庁舎がありますので、立地条件がよいから中継の場所として鉄塔を市役所の屋上に立ててもらいたいということ、要請をしてきたわけであります。そして平成元年度の予算において、鉄塔の建設費、また各種の通信機器、機材及び工事発注費もすべて計上されていたそうでありますが、市長はなぜか独自に防災センターの計画を検討しているという理由で、ことしの2月になって、これを断ったわけであります。もちろん、東京都の予算はこれで宙ぶらりんになりました。なぜ私は市長が、まあ恐らく担当の職員の方が進めてきた経過があったと思いますし、長い間都との間で積み重ねた折衝の経過も軽いものではなかったと思うわけであります

が、なぜ突然に市長はこの計画から辞退をしたのか、この点についてお答えをいただきたいと思ひます。

それから、これは技術的なこととなりますが、平成元年度の補正予算で緊急通信システムの基本計画の予算を組みました。報告書を見せてもらいたいということで、私は何回となく担当課に行きましたが、2カ月以上見せてもらえませんでした。情報公開が言われ、しかも議会で議決をし、市民のために少しでも立派なシステムの完成が望まれるわけでありますので、当然議会に対しても、これは公表されていいと思ひます。重ねてお願いをしましたら、ばらばらと見るだけなら、という程度に見せてもらいました。で、この調査費の中に、先ほど触れました201号室は手狭である、ほかの場所につくることが望ましい、ということが書いてございます。しかし、201号室が防災センターとして機能しない。会議を開いたり、新しい通信機器を入れたりするには狭い、というのは、別に専門家に頼まなくても、私は普通の市の職員の方でも、十分わかることではないかと思ひんですが、この点はどのように市側ではお考えになっているのか、この点についてもお尋ねをいたします。

それから、この報告書の中では、自治体に免許がおろされます固定系無線、移動系無線、それから今回新たにネットワークが計画されます、固定系もそうですが、地域防災系、これについては日野市の具体的な取り組むべき内容がいろいろ記されております。しかし、私は大事なことは、やはりマンパワーだと思います。非常にハイテク化が進んでおりますし、どんなにすぐれた機器を設置しても、それを動かす職員が、専門的な知識を持っていないといけないと思ひわけです。現在の移動系の無線にしても、十分使いこなしていない。簡単に押して離すだけのものでもまだ使いこなせていないわけですので、いざというときに最大限にこうした通信機器を活用するには、この報告書にもあるように、専門的な知識のあるいわゆる技術者を、つまり有資格者を数名採用してトレーニングすることが必要だと思ひますが、この点はどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

それから、先ほどの最初の質問と関連をいたしますが、市長の考えておられるところの防災情報センター、これは日常どういう役割を果たすというふうに考えた方がいいのか。つまり大地震や大災害が発生したときだけに職員が詰めるのか、この点をお尋ねをいたします。と申しますのは、いろいろ地域防災の専門家の方のお話を聞いておりましたら、一度東京都の北区の施設を見たら、非常に参考になるというアドバイスを受けました。担当者が、日野市の場合ごらんになったかどうかわかりませんが、ここの防災情報セン

ターは、最新の通信機器を備えていることはもちろんであります。絶えず防災思想を啓蒙するために、職員がその建物に詰めて、地震が起きたときの揺れ方はこの程度だという起震車の役割を果たす機械等を置いたりして、絶えず市民との接触があるということでもあります。日野市の場合には、この防災センターはどういう役割を日常果たすというふうに考えればいいのか。プレハブの2階建ての民間のアパートを使うということでは、ちょっといろいろ制限があると思うんですが、この点、お尋ねをいたします。

それから、最後の質問ですが、私が消防委員会で委員の皆さんと一緒にまとめました情報の収集・伝達体制の整備についての報告提言の中で、アマチュア無線局のことに触れた箇所があります。たまたまサンフランシスコのアメリカの大地震の折に、アメリカは非常にボランティア組織が発達して、それらのメンバーの皆さんが大活躍をした。また、アマチュア無線も非常に有効に活用されたという記事を読みました。我々災害訓練の際に、アマチュア無線家の皆さんが参加されたということは今までなかった、というふうに消防委員会で聞いているわけですが、市は現在、不幸にして万一、こういった大震災、大災害が発生したような場合に、すぐにアマチュア無線局を活用することができる体制にあるのかどうか、どの程度この実態について把握をしておられるか、おわかりになれば教えていただきたいと思えます。

以上です。

失礼しました。最後に、通告でございます水の問題をお聞きするの忘れまして。災害時の飲料水の確保であります。水は命のもとでありますので、水道管が破裂をして蛇口から一切水が出なくなる。こういった場合に、日野市ではどのような対応で災害時に市民に対して飲料水を供給する計画になっているのか、この点も、あわせて御回答をお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） お答えいたします。

まず、第1点の既存の建物の使用についてでございます。

これにつきましては、経過といたしましては、耐震性、過重性という点の調査ということを上申した経過があるわけでございます。今ここへ来まして今月11日ですが、最近の業者との打ち合わせの中におきましての意見のまとめの結果といたしまして、既存の建物については使用し得る範囲におきまして使用する。具体的には、緊急時の職員の控えといたしましうか、そういう形の中で使い得る可能性というものを見出しております。御心配いただいております機器の設置につきましては、御心配いただくとおりでござ

いまして、私どもといたしましても、現在、別棟におきましてフロアのプランを練り始めるところでございます。

それから、第2点目の都の防災システムについての情報収集、間に合うかどうかということでございます。これにつきましては、現在、私どもが作成しております情報センターの進行と合わせまして、都の方と強く今連携を保つ中で、私どものシステムの進行に合わせて都のシステムを導入するということを基本におきまして、それまでの間、情報を空白とするわけにまいりませんので、都の防災対策本部の配慮によりまして、その間、少なくとも、現在導入しておりますシステムを維持していくという措置がとられることになっております。

それから、第3点目でございますが、都のシステムを受電塔といたしましうか、アンテナ設置につきまして、留保申し上げました理由でございますか、これは一つには、この庁舎への過重、都の当時の話によりますと、その鉄塔は4トンに及ぶ過重であるということでございますので、その辺の本庁舎建物の対過重といたしましうか、その辺の心配が一つありました点、もう一つは、現在進行しております情報センターの構想の考えの進行ということにおきまして、特に11月でございました。お断りいたしましたのは11月でございますが、そのころになりまして、用地のある程度の目安もついてきた状況も踏まえまして、理由を申し上げまして、猶予いただいたという経過でございます。

次に、第4点目の報告書における「201号会議室手狭」ということについてでございますが、当初、用地がございませんので、とりあえず早急にこのシステムを構成していかなきゃならないという本筋の物の考え方からいたしまして、現行の201号の会議室を使つての構想というものを進めたいということがあったわけでございます。しかし、調査が進む中で、どうしても都のシステムを合わせた中で201号会議室では、何とも対応し切れないという結果が出てまいってきておりました。そういうようなことから、現在の予定地というものが発生してきた、こういうことでございます。

それから、第5点目の専門知識を要する職員ということでございますが、これは私どもといたしましては、願ってもないことでございます。ぜひ、そうしたいんでございます。しかし、現状といたしましては、なかなか希望どおりいかない現状がございますので、これからの推進の中で人事当局へはその方向でお願いをしていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、第6点目、職員の常駐ということでございますが、あそこは名の示しますとおり、情報センターということでございますので、例えば現在の職員すべてが、係員

すべてがそこへ入るということにはならず、数名、ごく少ない人数ではございますが、何人かが行く程度、というふうに考えておるところでございます。

なお、基本的には、常駐するのは、専門職員同様好ましいことではあるわけでございますので、今後の課題として掌握しておるところでございます。

次に、第7点目としてのアマチュア無線家の点でございます。

いずれいざ非常時が生じた場合には、これらの方々の活躍というものは、世界的にも相当実績を持っているところでございます。大変貴重な存在ではございます。しかし、現在市の防災行政といたしましては、それはそれとしまして、とりあえず行政の範囲の中で、現在対応を進めております。しかし、おっしゃられますとおり、その存在は大きなものでございますので、いざというときのための基礎的なこれらの方々の能力、あるいは存在、場所、等々把握していく現在、準備を進めているところでございます。

最後に、水の点でございますが、これ、一番そういう意味では重要なことでございます。現在、日野市の地域防災計画では、給水可能量といたしまして、多摩平の給水場のほかに4カ所、合計5カ所が指定されておるわけでございますが、その貯水量としては1万1,120立米確保してあります。飲料水の基準といたしましては、1人1日、これは飲料ということでございます。口にすべき水ということで、お一人1日3リッターという想定の中でおるわけでございますが、この量ですと23日分に該当するわけでございます。これが現在確保されておると。しかし、これらの水は、その貯水槽から市民の各自にお届けする。この手段が必要なわけでございます。現在、その手段としておりますのは、給水車2台、ポリ容器20リッター入り150個を水道部に置いてあるのみでございますので、この辺が少し輸送手段としては手薄でございます。今後の課題となっておりますことを申し上げまして、お答えいたします。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 防災情報センター構想を総合的に理解していただく必要がありますので、私から順序を気をつけてお話をしてみたいと思います。いいですか。

（「ええ。わかりやすく」と呼ぶ者あり）災害はいつ来るかわからないということは、まさにそのとおりでありますし、防災ということに対する今までの構えも、一定の条なり基準を設けて対応としてはできておるわけでありまして、我々の一番心配いたします、その情報を受ける手段と、それから市民にその情報を発信する手段、このことが極めて時間的にも、また正確さにおいて非常に重要だというふうに感じております。

それで、幸いにこの庁舎に隣接をする用地を地主さんが処分をしたいと。こういうこ

とが進んでおるということを知り得ましたので、早速日野市が公有化させていただきたい、こういうふうに担当の方から申し出ました。鉄筋づくりのアパートが10戸という構造で、2階づくりのうちであります。その建物があるわけですから、建物もやっぱり一緒に買わなきゃなりませんし、その建物を何とか、むしろ防災の拠点として、防災情報センターの拠点として活用もできると、こういう判断をいたしました。役所と至近距離だということが、もう何よりの条件でありますし、それから別の角度から、この庁舎が御承知のとおり、もう増築の余地がない。本来ならば、101の部屋があるいわゆる2階の部分4階にするということで、当初の設計はできておるわけでありまして、法規の改正、あるいは日影条例等のことに伴って、増築の余地がないという今日の実況であります。そこで、むしろ固有に使用のできる防災情報室を持ちたいもの、このように考えておりましたところ、その一番公的な用地の確保は可能であるということが急遽、浮上いたしました。そこで、その用地の購入とともに、この防災情報センターの構想が具体化して、そして急遽、推進をできる、こういう条件を持つことになったわけでありまして、一方、東京都との、都の新しい庁舎の建てかえに伴って、都行政としての、つまり地方自治体に対します災害時の通報システムがあるわけでありまして、庁舎の建てかえに伴って、また、より進んだ方式をとられる。そのことで受信のシステムをこの当市の庁舎にも求められていたわけでありまして。

ただ、もう増築の余地がないということと、防災本部をつくる、つまり災害時に防災本部をつくる場所というものは、これは機器の設置の場所と合わせて基本的な本部の活動のできる場所が必要だという判断に立ちました。ちょうどそういうことと相前後いたしまして、つまり受信装置と発信装置は東京都の理解のもとに、独立した鉄塔といいたまうでしょうか、そういう装置を設けて、そしていわゆる情報センターにしたい。たまたま建物でありますものですから、その建物の利用を、機器の設置に使えるだろうかということ、当然活用の手段として思い立つわけでありまして、一応の調査をしたところでは、使用には一応たえるということにはなっております。

しかしながら、またもっと災害時のことを想定してみますと、ある程度の人員の泊まり込みも大切でありますし、それから資材、若干当面の資材等の備蓄も必要であります。そうなりますと、その建物はむしろ宿泊施設、あるいは備蓄施設に使って、鉄塔に合わせて無電装置、これは別個の建物で行くのが適当ではないだろうかということに今考え方を改めております。（「その方がいいです」と呼ぶ者あり）そういう形でせつかくある建物でございますから、最大限に防災本部の根拠地として活用するという考え方と、

それから独立塔を立てて受信と発信のシステムのセンターになる、こういうことを今進めつつあります。

いろいろ前後する問題もあるわけでありましたが、東京都には私も出向いて、そのことをよく御理解をいただきまして、御当局に御理解をいただきまして、そして来年度予算に東京都として日野市分も予算化をしていただく、こういうこともほぼ固まっております。したがって、よりよくなるということは言えるわけでありまして、それからその間の盲点が発してもこれはいけませんので、現在のシステムによって、現在の装置が役立つ、こういう次の施設のできる間の受信は可能である、ということでありまして。

前後、多少御理解のしにくい経過もあったわけでありまして、せっかく土地が確保できたということと、それから建物が伴っておるということで、その建物の活用と、それから、土地の利用をこれから最も有効に防災の拠点として、防災情報の拠点として扱っていかうと、こういう考え方でございます。備蓄倉庫を設けるとか、そういうことではなくて、つまり災害時には当然防災本部を設けますので、本部活動の拠点にしたい、あわせて情報の受信と発信のセンターにしたい、こういうことでありまして。そういう意味でひとつ、ぜひ御理解をお願いしておきたいと思っております。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） それでは、6月議会で市長がこの場所で私との間でやりとりをした内容は変更されたわけですね。あのプレハブの2階建ての民間のアパートを防災センターにすると。そこに通信機器を入れて大丈夫だとおっしゃったんですが、いろいろ調べた結果、やはり耐震性や、先ほど私、指摘しました床の問題もあったと思うんですが、別個の建物を建てる、市長はそうおっしゃるし、生活環境部長は、別棟のプランを今練り始めているところだということで、そこに新しい通信機器等は入れて、現在の建物は要員、つまり職員の宿泊とか控え、また多少の機材を保管する場所として使う、ということがはっきりしたと思っております。

それで今、市長もちょっとお触れになったんですが、新しい東京都のシステムが来年の4月から始まるわけですね。4月1日から。これは大変すばらしい、先ほども御紹介しましたような内容の何と申しますか無線システムで、災害地にヘリコプターが飛んでいって、それを撮影すると同時にそれを電波で飛ばして、その塔の防災センターから今度は多摩センターの方のアンテナに飛ばして、それを各自治体に無線で飛ばして、日野市の防災センター、八王子も立川も、その防災担当者がヘリコプターの画像を見ることができ、そういう大変画期的なシステムだそうです。

しかし、日野の場合には、来年の3月には、3月いっぱいこのセンターは稼働しないわけですので、従来の通信手段で26市の中で日野だけは少しおくれになってしまう。しかし……（「日野だけじゃないです」と呼ぶ者あり）おくれになってしまう。そういうことで、本来、そういった情報の空白を生じさせないことが理想的なんです、一つの流れとしてそうってしまったということについては、その間に大きな災害等が発生しないことを祈るしかないわけですが、新たに防災センターを市長はつくるという考え方をここで始めて明らかにされたんですが、これは一体どういう建物か、3階建てか4階建てなのか、地下何階建ての建物とか、どのくらいの広さだとか、そういうことは今ある程度ははっきりしているのでしょうか。建物の概要の説明おできになりますか。

それからもう1点、いろいろ私の質問について部長からもお答えになりましたが、最後の水の問題だけちょっと指摘をしておきたいと思うんですが、確かに貯水タンクにたくさん水が貯蔵されているわけですが、これを運ぶ手段がない。通常の防災行政の本来役割としては、まず水をきちんと確保しておくということが非常に大事なことなんです、もし、電気ももちろん来なくなるわけですから発電機も必要です、一度にその貯水タンクに大勢の人が詰めかけても、かえって混乱をする。そのために給水タンクで市内各所に出向かなきゃいけないわけですが、そのタンク車が2台しかない。16万人の人に2台で配って回るなんていうことはあり得ないことですので、他市の例を幾つか調べましたが、府中とか調布、ま、多摩もそうなんです、各井戸が幾つか市内にありまして、その井戸の貯水タンクには蛇口がたくさんついているんですね。大勢の人が一度に水がくめるようになっておりますし、現在、井戸というのは勝手に掘ることができないことになっております。地盤沈下防止のために規制されているわけですが、防災用はオーケーということで、東京都に届け入れれば、井戸も掘れる。そして月1回はテストをして、この水が活用できるということになっておりますが、日野市の場合には、そういったことが全く今のところとられていない。

で、電気もストップしますから、発電機が用意されていなくちゃいけないんですが、発電機も今のところはないようなんです。1台か2台あるということは聞いておりますが、ディーゼルエンジンか何かの高性能の発電機がないと、井戸水がくみ上げられない。こういうことで、水の面では全く今、お寒い状態にあるということを指摘しておきたいと思っておりますので、この地域防災計画の中には非常に立派なこと書いてあるんですが、実際は、水の面は全くお寒い状態だということが言えます。この点の対応もひとつお願いをしておきます。

何か心配がないよということがあればお聞きをしておきたいと思いますが、後の点については、今後いろいろ検討して下さるということでもありますので、お願いをしておきます。

建物の概要について、もしある程度考えておられるものがあれば、どういう建物なのか、この防災センターの概要を教えてくださいたいと思います。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 今、本来の行政の組織としては、公害防災課が担当するわけでありまして、この防災情報センターの構想を現実に進めるために、ごく高級幹部の職員を特命をして取り組んでおります。したがって、遠からず設計等についても御理解といいますか、御審議をいただく機会が生まれるというふうに考えております。そういうことです。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） まだちょっと時間ありますので、公の場ですので、ちょっと確認をしたいんですが、40メートルの鉄塔を建てるということを前、6月議会でおっしゃったんですね。これは防災センターの屋上に建てるわけですか。横に三十数メートルの市の庁舎がありますから、40メートル程度の高さのアンテナでないと電波の発信ができないということになるわけですが、この建物の横に建てるのかいろいろあると思うんですが、いかがでしょう。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） そのあたりも私もまだ、専門知識を持ち得ておりませんので、庁舎の上に10メートル建てるというのが当初の案でございましたから、庁舎は6階建て、約20メートル、それに10メートルをプラスしますと30メートルということですから、独立塔は30メートル必要なかどうかは、これから専門的な検討を経て、その本部庁舎、本部の事務所の設計と合わせて行うということになる見込みであります。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 今、調査費が計上されて、平成2年度で引き続き東芝の方で、よく具体的な内容はわからないんですが、仕事をやっていただいていると。その中でも、この建物の内容等についてどういうものが一番いいのか、検討するわけですか。

○議長（小山良悟君） 生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） お答えいたします。

現段階では、まだ確定はしておりません。ただ、方向といたしまして申し上げますれば、

防災センターのフロアプランとしましては、都防災並びに市防災の機器室、それから通信室、職務室の配置を、それらを現在考えております。およそ地上2階見当のものになるかというふうに思います。ただ、まだこれは固まっておきませんので、床面積等は申し上げられる段階ではございません。また、防災センターの規模、構想といたしまして、自己発電を持つ、これにつきましてもこれから規模を固めていきたい。それから受配電設備、鉄塔の規模、有線設備、こういったところを今年度のこの調査の中でやっというふうにと、こういうこととさせていただきます。なお、センターの実施設計、建築等は3年度という形になるかというふうに思います。

それから、あと2点目のくみ上げの点でございます。これにつきましては、御質問者のお話ですと2台ということで、多分、それは私どもの方で確認をしないままに申し上げたのかもしれませんが。実際には私、確認いたしましたところ、三沢、大坂上、多摩平の各浄水場に2台ずつ、合計6台エンジンポンプがございます。そのほか、旭が丘、それから程久保浄水場、これらは構想でございますので、自然流下という形で取り入れられますので、これについてはそういうところから、エンジンポンプは用意してございませんが、一応ポンプの設置としてはそういう状況でございます。なお、今後、この水に関しましての検討は、先ほど申し上げましたとおり、早急に検討していかねばならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） これで質問を終わりたいと思いますが、新たな防災センターがつくれるということがわかりましたので、安心をいたしました。あのプレハブの建物に防災センターが置かれるということで、市長は正気かなと私、思ったんですね。日野の警察、消防署、日野庁舎が全部倒れても、あのプレハブだけ果たして残っているだろうかと思ったのは、当然のことだと思っております。ただ、市長はあの当時は、いや、大丈夫だとおっしゃるものですから、私も非常に疑問に思いながらそのままになったわけですが、やはり別に防災センターをつくるということで、市の防災行政としてそれが当たり前だと思っております。その点は、安心をいたしました。

それから、工事等のこの後の日程からしますと、この新しい防災センターが日野市に完成するのは、来年工事をやれば2年後の完成ということになると思っております。その間は、新しいこの東京都の通信システムの最新のシステムの中には日野市は2年間ばかり、約2年近くは入れないということになるわけでありまして、できるだけ早い完成

をしていただくようお願いをしておきたいと思えます。

以上で、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君） これをもって18の3、防災行政の充実を図れ（防災情報センター、同報無線、飲料水の確保を中心に）の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時1分 休憩

午後3時33分 再開

○議長（小山良悟君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問19の1、住環境を守る運動と市の対応についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します

〔30番議員 登壇〕

○30番（米沢照男君） 住環境を守る運動と市の対応について質問をいたします。

現在、市議会の厚生委員会で継続審査中の住環境にかかわる請願は……（「建設委員会だよ」と呼ぶ者あり）建設委員会ですけれども住環境にかかわる請願は、帝人の新独身寮建設計画に反対をする請願を初め、4件に上っております。また、最近、日野台一丁目自治会や、三沢の陸自治会からも住環境を守る立場からの協力要請や、訴えが郵送をされてきております。毎回、定例市議会ごとに提出をされる行政報告に記載をされております「日野市住みよいまちづくり指導要綱」に基づく開発事業の申請を見ますと、3月議会では28件の開発事業の申請が記載をされ、そのうち、中高層が19件であります。これは、11月1日から1月31日までの3カ月間の受理したものの記載であります。6月議会では29件の申請がなされ、そのうち中高層が18件。これは2月1日から4月30日までの3カ月間のものでもあります。さらに今回、9月の定例会では48件、うち中高層が26件、5月1日から7月31日までの分の記載であります。合わせてこの9カ月間に105件の開発事業の申請が出され、うち中高層が63件に及んでおります。もちろん、これらの開発事業の申請は、地価高騰や固定資産税の値上げなどに対応するための、市民の生活防衛の側面ももちろんあります。大企業だけではないわけでありましてけれども、中高層ビルなど、開発事業の計画が増加する中で、開発業者、建設業者と地域住民との摩擦がますます激しくなりつつあります。したがって、市当局の積極的な対応が求められ

ているところであります。

周辺住環境の急激な変化には同意できない、という住民運動を進めている市民団体の皆さんからは、市当局に強い期待が寄せられております。私はこれまでも、市民の暮らしを優先したまちづくりの立場から開発行為に対する行政指導の問題や住環境、そして緑地の保全などに関連をいたしまして、森田市長になってからでも十数回にわたって一般質問を行ってまいりました。

今、地方自治体や地域住民にとって、住環境を守るという課題は、決して安易な問題ではありません。ことしに入って、大型小売店舗法の改廃をめぐる小売店の営業や地域の住環境への影響など、さまざまな波紋が全国に広がっている現状は、御存じのとおりであります。

さらにさかのぼって、都市開発に対する政府の動きをたどってみますと、7年前の昭和58年7月に、規制の緩和等による都市開発の促進方策が打ち出されております。その基本的な考え方は4点であります。

第1に、土地の高度利用を促進するため、地域地区指定等を高度利用に適する方向へ変更する。一般規制緩和を行い、幅広い再開発の推進を促す。

第2に、民間建設活動を含む広義の再開発が計画される区域について、個別的な規制緩和を積極的に行い、事業意欲の高揚と事業の円滑な推進を図る。

第3に、大都市の規制市街地においては、広義の再開発と道路整備が一体的に行われる方策を講ずるとともに、再開発事業制度についても、民間活用の見地から改善・拡充を行い、事業の推進に必要な税制上の特別措置を講ずる。

第4に、中高層建築物指導要綱に行き過ぎの是正を図っていく。

以上4点の基本的な考え方をベースにして規制緩和が行われてまいりましたけれども、その問題点を整理してみますと、次のようになります。

第1に、容積制限を緩和する地域地区指定の変更を行う。第2に、日影規制の変更を行う。第3に、第一種住居専用地域の高さ制限を緩和をする。第4に、市街地住宅総合設計特別街区、一団地の建築物に対する特例等の制限での容積制限の緩和を行う。第5に、宅地開発指導要綱の規制を行う。第6に、市街地調整区域の開発制限の緩和を行う。こういう問題点がピックアップできるわけであります。

こうした問題点は、地方自治体や地方住民にとっては、大変大きな問題になっているところであります。生活優先の立場から、地域に定着してきた住環境は、急激に変化させたくない、現状維持したいという地域住民にとっては、政府の開発規制の緩和は、要

求に逆行するものになっております。住宅難の解消や、土地のより高度な利用のために、その障害を取り除いていく応急対策といった装いを凝らしてはいますが、そのねらいは、住民のための住環境や都市生活の向上どころか、逆に市民の住環境や暮らしを犠牲にしながら、開発事業にフリーパスを与えていこう、こういうねらいを持ったものになっております。

こうした内容の規制緩和等による都市開発の促進方策が建設省から打ち出されたのは昭和58年7月14日であります。そしてさらに、その半月後の8月2日に、宅地開発指導要綱に関する措置方針が、事務次官通達に基づいて出されております。

その内容といたしましては、マンション建設や宅地開発に際して、日照権などをめぐる周辺住民の同意というものは不要とする。あるいは、要綱に従わない業者に対して、水道供給拒否などの制裁措置をとるべきではない。また、措置の方針といたしましては、業者負担で設ける関連道路の整備につきましては、道路の幅員を6メートル未満に抑えるべきである。あるいは公園等については、開発面積の3%で十分である。こういった内容のものであります。つまり、地方自治体や、周辺住民、関係住民にとっては、極めて大きなマイナス影響を与える内容のものとなっているわけでありまして。

こうした自民党政府の方針に基づく規制緩和の方針が、その後、この日野市において、地方自治体においてどう具体化されているのか。私はまず、確認の意味で1点、伺いたいと思っておりますけれども、以上申し上げた、いわゆる緩和措置方策、これがその後東京都を通じて、どういうふうに具体的な指導をされてきたのか、1点、伺っておきたいと思っております。

それから、2点目でありますけれども、過日、多摩平五丁目の矢崎さんという住民運動の代表の方から手紙をいただきました。簡潔に御紹介しますと、「帝人側から一方的に近隣住民のポストの中に建設計画書が投函されて依頼、5カ月が過ぎようとしている。私たち近隣の者の帝人独身寮建設計画に対する計画変更の希望については、ほとんど入れられず、むしろ最近の帝人側の説明会におきましては、計画が予定どおり実施できなければ、他の企業などに土地を売却するという発言さえ出るという状況です」ということで、とりようによっては、恫喝まがいの発言までされる状況になっている。

それでは、この帝人の独身寮建設に反対というよりも、むしろ大変控え目な計画変更を要求している住民の皆さん方の要求内容はどのようなものなのか。これは、極めて控え目な要求であります。ちょっと紹介しますと、こういう文面があります。「帝人が日本住宅公団より分譲を受けた時点では、住宅専用地区の環境の中で、ファミリー住宅が建

設されて現在に至ったと確信をする。社会変化の中で、独身寮の建設を強引に進めることについては、容認しがたいが、今後とも近隣者として協調し、まちづくりを進めるためには、大変残念ではあるが、独身寮の建設をやむなく了承する。駐車場については、敷地内に寮収容人員と来客数を考慮して確保してほしい」ということなどなど、具体的に幾つかの計画変更を求めています。

こうした絶対反対というよりも、むしろ具体的な対案を示しての話し合いでありますけれども、誠意を持った答弁、回答が得られない状況にあるようであります。

そこで、これに関連して、一つは、これまで帝人側と住民側との間でどういう話し合いがされ、また、市当局としてこれにどうかかわってきているのか、対応してきたのかということを一、伺いたいと思います。

そして2点目は、近く話し合いが予定されているようでありますけれども、こういう具体的な住民側の対案を示しての計画変更というところまで協議が進められてはいるけれども、事態としては一歩も進まない状況にあるようであります。そこで、住民側としては、市当局への大きな期待を寄せている状況があるかと思っております。こういう状況を踏まえて、当面市当局としてどういう行政指導を行い、どう対応されようとしているのか、伺っておきたいと思っております。

以上、まず項目としては3点になりますけれども、お伺いをいたします。

○議長（小山良悟君） 米沢照男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） お答えをいたします。

まず、1点目の国及び東京都からの指導に対する件でございます。私の記憶では、今、米沢議員さんが昭和58年に国の通達のことを申し述べたわけでございますけれども、それ以降についての指導は、具体的にはございません。それから、日野市では、「住みよいまちづくりの指導要綱」を新たにいたしまして、開発行為でありますとか、あるいは中高層建築物の指導に当たっているわけでございますけれども、その内容につきましての内容の後退等はいたしておりませんで、最近特に、この内容の強化を図っている、そういう状況でございます。

それから、2点目の帝人の問題でございますけれども、これはいわゆる建築主と付近の住民との紛争ということになっているわけでございます。私どもの立場として、双方から仲介とかそういう話し合いのあっせんが出た場合には、積極的に中に入り、両者の話も聞きまして、仲介の労をとるということにしております。今の段階は、当事者間の話し合いでございますので、話し合いの推移を見ていると、そういう状況でございます。

○議長（小山良悟君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） 今の答弁は、お互いの話し合いの推移を見ているということで、まだ市としては直接に関与しないといえますか、タッチしないというにおいの答弁でありました。私は、この種の住民運動、そして相手側の事業者との協議といえますか、話し合いというのはもちろん、当事者同士で話し合って一定の方向、結論を出すということが基本だろうと思います。しかし、今、私が紹介したような住民側からの対案を示しての計画変更を求めたことに対して、これ以上の話し合いはできないと。それなら他の業者に土地を売ってしまうということまで言い出している状況ですので、話し合いの内容というものは、かなり深刻な事態にあるように私は受けとめます。

そこで、伺いたいと思いますが、市長はかつて竹ノ上議員の質問、つまりは要綱ではなくて、条例化をして、より効率的な対応を求めたのに対して、こういう答弁をしております。

部長の答弁は、それはできないんだと。法律以上のものを条例化することはできないという回答を補って、市長の発言があったわけですが、「指導要綱をより現実的に指導という形で運用して、そのメリットを十分生かしていくことによって、最大限寄与するように運用したい。こういうことであります。つまり、条例化は法的に効果的なものは期待薄だから、したがって、指導要綱をより現実的に、より効率的にひとつ活用したい」と、こういう意味の答弁でありました。

今、部長の答弁でもおわかりのように、これまで5カ月でしょうか、この帝人の独身寮の建設については、先ほど紹介したような状況にあります。この時点で、何らか行政側として積極的な役割を果たしているのではないかと。こういうふうに私、思います。この前の建設委員会の請願審査の際にも、私は意見として申し上げたんですけども、先ほど紹介したように、数多くの開発事業の申請が出されてきております。これも一つの情勢の反映であるわけですが、それぞれがほとんど100%近く、開発事業側は合法的に事を進めてまいります。住民側は、従来からの住環境を維持をしたい。少なくとも急激な変化は避けたいという、こういう願いを込めて折衝するわけですが、法的には全く無力であります。したがって、市当局も法的には全く何らの権限もあり得ませんけれども、先ほど市長が、よりましな指導要綱に基づく対応をしていくということ、それだけに住民側が求めるものは、やはり何とか行政側として、少なくとも住民の側に立って行政指導してほしいし、適切な対応をしてほしい、こう願っているんだろうと私は思います。

したがって、先ほど紹介したように、月を追って開発事業の申請件数がふえてきております。この9カ月で105件もの開発事業が、既に着手をされ、またされつつあるという状況であります。中高層だけでも63件、によきによきとあちこちに建ち並ぶという状況になるわけですから、それに比例してこの市の住民側との摩擦というのは起きてくるかと思えます。それだけに、市当局の果たす役割は極めて大きいと私は思いますし、住民側の寄せる期待も非常に大きいと思えます。

その点で、市長から伺いたいんですけども、今、帝人の独身寮の場合は、事前協議、あるいはこの指導要綱に基づく開発事業の申請はなされていません。つまり、話し合いをきちっとつけた上で申請しようという、これまで、少なくともこれまでは、そういう構えでありました。私は、この帝人の独身寮の建設だけでなく、すべて住民側との話し合いと合意を積極的に行政指導として誘導していく、こういうことが市の果たすべき役割ではないかと思えますけれども、この点について、市長から過去の答弁の立場を踏まえての積極的なひとつ、姿勢といえますか、回答を求めたいと思えます。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御指摘のとおり、土地の異常高騰という状況の中で、土地の効率化が求められてくると。つまり、低層を中高層化したり、あるいは当節ばやりのワンルームマンションの形の集合住宅。今までの指導要綱の規制対象、これに必ずしも合致しない形で建物の計画が事業として行われたり、それに対するまた住民とのトラブルが近ごろ、数多く生じつつあると。こういうことが現実にあります。

そこで、我々の指導要綱といたしましては、より強化する意味で、駐車場の確保の要件、あるいは周辺住民との一定の合意の要件を要綱にまた加えて、かなり窮屈にしたということは言えると思っております。他の別の行政指導で、つまり、例えば道路の側溝は、これは本来の目的は、路上に降る雨の排水のようなものである。しかしながら、その雨水、排水の道路側溝も、生活排水をある程度受け入れてあげないと、生活が成り立たないという判断におきまして、個人のごく普通の住宅、平家であるとか2階建てであるとかいうのは、いわゆる側溝に放流することを認めてまいっております。そのことを今度は、集合住宅まで適用させるかどうかということになってまいりますので、集合住宅はまたこれは違うと。したがって、放流は自前でできる範囲にしない。あるいは、下水道事業が今進みつつあるから、下水道の供用は可能なときに、つまり放流の問題は解決できる。こういうことで、ある意味ではかなり厳しい指導を行って、今、多少抑えておるといふ事例も幾つかあります。

土地の効率利用ということで、私権の容認される範囲もおのずからあるわけでありませぬけれど、我々としては、市民間にまず深刻なトラブルをつくらぬ。平和なまちでありたいということ。それから、また別の意味では、前から住んでいる人に、つまり迷惑をなるべくかけないようにするのが、お互いの社会ルールのもとではないかということで、後から物を考える、計画される方は、前からの住んでおられる人に極力迷惑を少なくする。これは世の中のルールでしょう、ということで、ある程度考え方の誘導もやっ  
てまいってはおります。たまたま多摩平の御指摘のケースの場合は、住宅公団が宅地分譲をしたその際に、社有地といいますか、社宅用地として提供しておるといふ事情のものと性格が一つあるようであります。したがって、第三者に転売するなんていうことは、道義的に許されぬ。これはおのずからの理由になろうかということも一つあります。

それから、今開発指導要綱の該当する事例ではありませんけれど、私も2回ほど、直接に周辺の方からの陳情を受けておりますので、市内のそういう企業と住民とのトラブルを回避していただくと。これに加えて、本来ならば地区計画をつくって、そしてあるまちの範囲には高さ制限でありますとか、あるいは宅地の再分割でありますとか、あるいは集合住宅をつくらぬ約束をしてもらい、これが一番いいわけでありませぬけれど、なかなかそれをさかのぼって適用するということは、また難しいわけでありませぬ、今のところは、つまり市民の意識として、まあ言える限度以上のことを余り要請することも、これは難しい面はありますけれど、とにかく問題を極力話し合いの合意において解決をするということが、世の中の心構えとして一番大切なことであるので、そのような御指導をしておるといふ状況でございます。

社員住宅としてファミリーならいい、というふうにも言われる場合もありますので、なるべくファミリーを計画の中に入れて、そして理解をしてもらい誠意のきっかけをつくべきではありませんか。あるいは高さにおきまして、日影条例では容認されてあっても、やっぱり前から住んでいる方に迷惑をなるべく少なくすると。要するに、誠意こそ問題を解決する一つのきっかけでなければいけません。その辺の一つの社会の基本的な考え方をお互いが守って、平和なしかもいいまちの環境をつくらうではありませんか。こういう、多少説教めいた言い方になるかもしれませんが、そういう形で解決をすることをお願いをしておるといふ状況でありませぬ、周辺の方もかなり強固な意思決定を持たれておるといふのでありますから、そのことも一つの相手方に理解をしていただく、そして事業を計画するには、余り時間をかけるということも、これも不利なはずでありますので、反省を促したい、このように考えております。

その他の事例は個々にはそれぞれありますが、なるべく前から住んでおられる方、あるいはごく普通の立場で日常生活をしておられる方、また、一つのコミュニティーを阻害をするようなそういう建物ができるといふことには、市としても、そう関心はできません、知らん顔はできませんので、できるだけの了解工作を図っていくことが、指導をお願いという形で提起する一つの基準であろうと、こんなふうに思っております。なるべく弱い立場の方を守るというのが行政のまた本旨でもあらうと思っておりますので、そういう考え方で対応してまいりたいと思います。

○議長（小山良悟君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） 再質問をいたします。

最初の部長の答弁に戻りますが、質問の冒頭、私は7年前に、建設省が規制緩和等による都市開発の促進方策を打ち出し、さらにその半月後に、開発行爲に対する行政指導ということで相当露骨な地方自治体への干渉といひますか、行政指導がされた。これは当然東京都を通じて具体的な緩和措置を求めぬ指導がされるであらうということ、その後、具体的にどういふ東京都の指導がなされたのかという質問に対して、全くそれはない、という部長の答弁でありませぬ。

これは確認の意味で再質問ということになります、7年前に——7年前、ちょうど9月議会ですが、この建設省の方策が打ち出された直後の時点での質問ですけれども、これに対して当時の結城都市整備部長は、こういうふうには言っておりました。「この内容を手いまして検討を行っておりますが、具体的に現在の段階では、まだ東京都から具体的な指導という形のものがない。今後、十分東京都と協議を行いながら、市の対策を考えていかなきゃならない」、こう言っております。私は、東京都を相手に協議をしたんでは、緩和を迫られるだけじゃないか、という批判もしたわけですが、部長は、このように答弁をいたしました。市長は、ちょうど当時の市長会の建設部会の会長を承っているということから、「こうした緩和措置に対する動きといひますか、指導に対しては、十分関心を持って住民の立場に立って対応していきたい」、こういう答弁をされておりました。しかし幸いに、いわゆる日野市の「住みよいまちづくり指導要綱」の線から一歩も後退することなく、つまりマイナス影響を受けることなく、これまで経過した、という理解でいいかどうかですね。これ、確認しておきます、1点。

それから、2点目は、これまで5カ月間、帝人の独身寮の建設については、お互い話し合いを何回か継続をしながら、しかし、事業側もそういう協議といひますか、話し合いを尊重する立場から、市との事前協議や、開発事業の申請を差し控えるということ

経過をしまいにしました。そういう経過の中で、仮に一方的に市側への事前協議や、開発事業の申請が出され、市の方もそれに応じて要綱に基づく協定をしていくということになりますと、結果的に話し合いの経過を全く無視して住民側を裏切るということになるわけでありまして、私は、そういう点では、この5カ月の経過を本当に見詰めながら業者側にももっと積極的に、少なくとも住民側から対案が示されているわけですから、それに対して誠意を持って応じると、対応するというを要請しながら、その結果がきちっと決着するまでといいますか、合意に達するまで事前協議やあるいは要綱に基づく協定には応じない、こういうやはり基本的な姿勢を貫くべきではないかというふうに考えています。この点について、もう一度、お伺いをいたします。

それから、3点目は別の問題になりますけれども、今、程久保といいますか、百草団地の程久保側で、緑を削ってハイネスマンションの工事の着工がされております。しかし、9月の行政報告の中に記載されるべき開発事業の申請の一覧には、これが出ておりません。今回出ていないということは、多分、12月議会に報告されるということになるだろうと思います。つまり、8月の時点で着工され、9、10、11、12と足かけ5カ月間、5カ月後に議員にはやおら報告されるということになります。これは、あれこれ余計なつけ足しをする必要のない、大変重要な、住環境にとっても、周辺の住む環境、町並みにとっても、重大な影響、変化をもたらすこの種の建築が、全く議会には知らされないまま、知らされたときは既に5カ月前に着工されていると。こういう状況は許されていないのかどうかという疑問が私、残ります。

これは、恐らく市側のこれまでの緑地保全という立場、住環境を守るという立場からすれば、安易に対応したとは思いませんけれども、それなりに行政側としてしかるべく十分な対応を講じた上で、最終的には法を盾に迫ってくる業者に同意をせざるを得ないというやむを得ない経過があったと私は推測しますけれども、しかし、議員の立場からすると、現に目の前で残念な状況といいますか、本来なら凍結したい、そういう開発行為が着工されている。しかし議会にはですよ、全く報告もされないで、5カ月後の12月議会でなければその開発事業の申請が報告されないという状況になるわけでありまして。これは、希望とすれば、もう少しきちっとした対応といいますか、先ほど紹介しましたように、市長は要綱を積極的に活用して、現実的に指導という形で運用する、そのメリットを十分生かして、最大限寄与できるように運用するという立場を、もう少し貫いていかなければ、こういう周辺住民から見ても残念な開発というのは、何とか阻止できたんじゃないかという気がします。

そこで、具体的な質問になりますけれども、私は、そういう経過を、市当局の苦しい立場を十分理解しながらも、行政側と議会との関係で言えば、今言ったように、着工されて5カ月後でなければ議会にそれが報告されない、こういうことは、ちょっと議会としてもふがないという気がいたします。この点について何とか改善できないだろうかということでもあります。この点について3点目、再質問いたします。

○議長（小山良悟君） 答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） お答えをいたします。

まず、指導要綱に対する東京都からの指導でございますけれども、私の知っている範囲内では、なかったというふうに理解をしております。また、現在市がっております「日野市住みよいまちづくり指導要綱」が昭和53年11月に、前にあります要綱を大幅改正をいたしまして、新たに施行をしております。この後につきまして、基本になる、柱になる部分も改正はいたしておりません。

それから、2点目の帝人の件の協議の問題でございます。これは非常にに難しい御質問でございますが、まず、一般論で申し上げますと、建築物をつくる場合には、法律及び東京都の条例では、建築確認申請を出すことによりまして、建築ができるわけでございます。この内容は、通常の場合には、建築確認という形で特定行政庁の建築主事が確認をするということでございます。日野市のこの要綱は、あくまでも行政指導という要綱でございます。この要綱の担保性を高めるために東京都の建築指導事務所とも横の連絡を密にいたしまして、建築に際しての紛争が起こらないようなそういう努力をしているということでございます。そういう一般論からいいますと、今の時点におきまして、付近住民との協議が完全に整わなければ市が受け付けをしないということの断言は、ちょっと無理だというふうに考えております。

この話し合いの問題でございますけれども、先ほど市長もちょっと触れたんですが、私ども、この話し合いの合意点をどこに求めるかということが非常に大事で、難しいわけでございます。現在、都市計画法に基づきまして地区計画制度というのがございます。これは、最小の区域でいいますと1街区ぐらいでまとまる話でございますけれども、この区域内の住民の方が、その区域内の土地利用、建物の高さ、それから用途、それから境界からのセットバックの距離とか、そういうものを合意をいたしまして、その地区計画の決定のうちには、その地区計画制度を守るという、そういう制度があるわけでございます。要するに、その辺の合意点に達する市民要望であれば、比較的話し合いはつくんではないかというふうに思うわけでございます。

ただ、この建築物にかかるいわゆる建築主でございますけれども、これは多種多様で、そこにお住まいの方、あるいは市内に住んでいる者が土地を持ってつくる場合、あるいは市外の方がつくる場合、また今回の帝人の件のように、市内にいわゆる事業所を持っておりまして、その事業所の職員を福利厚生立場から住宅をつくりまして収容するという、そういう面もあるわけでございます。したがって、一概に厳しい基準をつくりましてこの建築物を規制をするとういことは、非常に難しいのではないかと。いろいろな状況を加味しながら、合意点を見つけるというのが一番いいのではないかと、そういう感じを持っているわけでございます。

それから、3点目のハイネス恒産の件でございますが、議会に報告しておりますのは、建築の事前協議の申請が出た段階で受け付けをいたしまして、その受け付けの段階で議会に報告をしているということでございます。これは、議員さんの御質問は、協議が整ったそういう報告をということでしょうか。それとも事前のいわゆる協議申請を受け付けた段階での報告がなかったということなのか、ちょっとその辺、聞き取れなかったんですが。

○議長（小山良悟君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） 既に工事が着工されているわけですから、当然に市側との協議や、要綱に基づく協定は、終わっていると、こういうふうに私は判断しているんです。したがって、5カ月も先に行かなければ、議会に報告できないということではなくて、既に着工されているわけですから、着工されたということは協定が終わっているということですから、何らかの形で議会にはこの結果が報告されてしかるべきではないだろうか、こう思うんです。決して無理な疑問ではないと思いますよ。率直な疑問だと思います。

○議長（小山良悟君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） 再答弁いたします。

質問の趣旨がわかりました。要するに、今までは行政報告の中で事前協議申請が出されて受け付けをした段階で整理をいたしまして、議会月の前月でしょうか、締め切りまして——前々月でしょうか、締め切りまして報告をしているということでございます。その受け付けしたものが、その報告の時点で協議がまとまってないものにつきましては、備考欄が空白になっているわけでございます。その事前申請についての協議が整ったそういう報告をせよということだろうと思います。今後、検討してみたいと思います。

○議長（小山良悟君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） 再質問いたします。

2点目の帝人の独身寮の問題でありますけれども、住民との合意が整うまでは、事前協議や、あるいは要綱に基づく協定には応じないと、こういうことは断言できないという答弁でありました。しかし、この5カ月間、相手の開発業者側は、話し合いを結果的には尊重する立場で開発申請をしないで来ております。話し合いの中では、最近ではちらちらそれを、そういう意思をちらつかせるような様子が見えているようでありますけれども、これは委員会の中で私、申し上げましたけれども、住民側としては、全くなすすべもないといひますか、法的には何ら無力であります。そういうことからいけば、勢い、行政側に、市当局に何とかしてほしいと求めるのは当然だろうと思ひますし、これまでの5カ月間の経過を踏まえて、引き続き住民側も積極的に対案まで示して話し合いをしようという意欲があるんだから、せめてその対案をめぐって、もう少し積極的な、意欲的な話し合いをやって、その上で、事前協議や協定に臨んだらどうかという、そういう積極的な指導というよりも法的に権限がないという点から言えば、要請になるかと思ひますけれども、これまでの経過を見れば、その要請にこたえてくれるのではないかと、というのが、私の希望的な観測でありますけれども、そういう点ではどうでしょうか。

例えば、日野市は、市民が主人公です。この主人公が合意しないものをそれを飛び越えて市が合意するわけにはいきません。事前協議や協定に応ずる段階ではありません。もっと積極的に誠意を持って話し合いをなさいと。こういう積極的な要請ができないかどうかというふうに私、思ひます。どうでしょうか。

○議長（小山良悟君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） この帝人の問題に限らず、先ほど、紛争、いわゆる付近住民との問題につきましては、当事者間での話し合いをお願いしているわけでございますけれども、住民の方から、市の方にもいろいろ要望があるわけでございます。この建築主を呼びまして、出来る限りの譲歩をし、円満に解決するよう、今までも努力をしておりますし、今後もそういう精神で行うつもりでございます。

○議長（小山良悟君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） それでは最後、市長に答弁を求めて終わりたいと思ひます。

日野市の基本計画を引用するまでもありませんけれども、あえて引用をしたいと思ひます。日野市の基本計画に示されている「住みよいまちづくりの指導」という項には、次のように書かれております。

「ミニ開発、乱開発による日影問題や、過密化問題を防止するとともに、住民と一体

となったまちづくりを行い、住みよい地域環境を守るため、住みよいまちづくり市道要綱による指導を推進していきます」というのが、基本的な市としての考え方、基本姿勢であります。

で、私は、この際に強調したいのは、この「住みよいまちづくり指導要綱」のあちこちに、事業者側に求める責任姿勢というのを随所に明記をしております。つまり、整った環境や住みなれた町並み、環境に業者側が、あるいは開発事業側が割り込むということが開発には伴うわけですから、それなりの責任を事業者側に求めています。例えば第7条では、「事業者は、開発事業の基本計画作成においては、都市の均衡ある発展に寄与し、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、環境の改善を図り、交通安全確保、災害の防止その他健全な市街地の形成に必要な公共公益施設及び宅地に関する適正な計画を定めていかなければならない」。9条では、「事業者は、良好な住環境を維持するため」云々ということで、少なくとも既存の町並みや住環境を損なってはならないというのが、基本的な事業者側の責任であろうし、また、そういうことをきちっと求めているのが、この指導要綱のあちこちに定められたいわゆる条文であろうかと思えます。

ですから、こういう、法的には規制やあるいは強制の権限はないにしても、こうした基本的な姿勢、考え方から積極的に開発事業側に協力を要請をする、指導するということが、この指導要綱のいわば基本になっていると思うんです。そういう点からいえば、今度の帝人の独身寮の建設について、5カ月の経過の中で、最終的に住民側が合意してまとめた対案が変更計画案として示されているわけでありまして。したがって、私は、こうした5カ月の間に話し合われた経過を尊重しながら、少なくとも市当局の立場、姿勢としては、この5カ月間の話し合いを踏まえて、そしてより積極的に合意を求めて話し合いをする、その促進役といいますか、調停役を最終段階では行政側がすべきだろうと思えます。そういう積極的な立場から、地元住民との合意が成立するまでは事前協議や要綱に基づく協定には応じないという立場を貫くべきだ、と私は思います。この点について、市長から最後に答弁をいただきます。

それから、3点目のハイネスマンションの建設でありますけれども、これは、この問題がけではありません。今後にかかわる問題であります。つまり、着工してしまってから5カ月もたたなければ、議会側に開発行為として、あるいは申請された案件として報告されない、こういうことでは、私は執行側と議会側の関係からいっても、納得できません。この点は積極的に改善をして、もっと早い時期に議会側には報告できるようにすべ

きだと思えますけれども、この点についても市長からお伺いをいたします。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 今さら説明をするまでもないことですが、我々がいわゆる行政指導という言葉が使えるようになったのは、開発指導要綱が恐らくきっかけだったというふうに思っております。つまり法規制がまだ用意されてない先に、現実には乱開発が進むという状況のときに、住民運動という形で、その開発に対するいろいろな自治体に対する依頼が出てくるようになりました。つまり、開発をする側は、これはごく特定少数であります。そして、住民運動というのは不特定多数、つまり自分たちのまちを、自治に参加をして、将来にわたっていいまちをつくっていかう、こういう発想でありますから、そこで幸いに基準となる要綱を定めることになり、それが非常に大きな成果を果たしてきた。全国の自治体の数多くが、この指導要綱を持ち、一定の指導行政を行うことになった、という貴重な歴史を持っておると思っております。

そして、御承知のとおり、武蔵野市のマンション紛争というのがあったわけですが、これは水道法に抵触をするということで、残念ながら敗訴ということに、法廷闘争では敗訴ということになりましたけれど、水道法、下水道法、これは普遍的にサービスを求める住民に対して、また一つの役割を持っているわけでありまして、それなりのまた理由もあったというふうに思います。これからも市民の指示のもとに少数特定の、つまり利益追求のための開発等については、厳しい自治体行政において果たし得る役目がある、ということは明らかなことでもあります。明らかなことというよりも、むしろ積極的にやらなきゃならないという責任があると思っております。

たまたま多摩平五丁目でしょうか、このケースはあれですね、開発指導の対象にもまだなり得ていない。住民にしてみれば、早く情報を知って、何とか行政指導にも頼って、一定の言い分を達成したい。これもおのずからの一面の理ではあります。一方にはまた、法基準以上のことを求めるということもなかなか難しいわけでありまして、我々の日常行政は、監査請求に頼る内容でなきゃならないこと、また法廷闘争で勝てる内容でなければならないことを、一番表に出ない基準にしなければならない。これもまた、言わなければならないことでありました。結論としては、市民の、市内の紛争ですから、ひとつ、どちらもよく自分の限度をわきまえて、そしてまちの秩序をつくっていかう、またそれを守っていかうということに承諾をしていただく、こういうことにならざるを得ません。その際に、守れるか守れないかということは、これは市民の方のまた御判断にもなってしまうと、こんな感じがいたします。

ハイネス恒産の場合は、これは早くから看板を出させて、そして何かどこかから異論が出ない、意思発言がないだろうかと思っておりましたら、全く出てまいりません。百草台小学校に近いとういことで、PTAで多少論議になったという話を聞きましたけれど、全然行政に対する要請は出ておりません。そして、先ほどもお答えしました例の一つなんですが、下水道が完備、供用できるときでなければ、開発は認めない、というふうに言っております。そして緑を大きく守る意味で、多分、半分に近い面積を市に提供すると、こういう条件になっておると思っております。既に何か工事に着手しているとすれば、それは指導して、規制はいたします。しかし、法をクリアして来るものを、この市の権限だけで、あるいは感情だけで抑え込むというわけにもまいりませんので、なるべく将来のまちづくりに貢献のできる、そういう条件を指導の中に込めて、あの場所柄でありますので、緑多く将来とも保存をしていきたい、こういう内容で指導していると、このように確信をしているつもりであります。

お答えは以上のようなことですが、質問の御趣旨はこれからも十分尊重をしながら、頑張っていきたい、こう思います。

○議長（小山良悟君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） ちょっと不満な答弁でありますけれども、時間ですので、やめざるを得ません。一言つけ加えておけば、この帝人の独身寮に対するの対応の問題ですけれども、私は、あくまでも住民の立場に立って、きちっとした対応をすべきだということで、さらに一層の努力を求めたいと思います。

それから、ハイネスマンションについては、このことに限らず一般論ですけれども、今後の行政側と議会との関係ですけれども、既に着工されて今後予測される報告の時期というのは12月議会ですから、つまり5カ月後になると、着工から。そういうその報告のあり方は、一考を要するのではないかというふうに思います。この点は、ひとつ積極的に検討して、疑問を解くようにしていただきたいと思います。

以上で、この質問終わります。

○議長（小山良悟君） これをもって19の1、住環境を守る運動と市の対応についての質問を終わります。

一般質問19の2、「平和行政条例」の制定についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君） 「平和行政条例」の制定について質問をいたします。

被爆45周年の年、「原水爆禁止1990年世界大会」は、東欧・ソ連などをめぐって、国

際情勢が大きく変動している中で、開かれました。この大会には、五大陸から26カ国34組織、13の国際組織から69名の海外代表が参加をして、1990年、広島宣言が満場一致で採択をされました。ことしの大会には、本市議団から板垣議員が参加をいたしております。広島宣言では、大変重要な行動提起がされました。五つの行動提起でありますけれども、要約、この機会に紹介をしておきたい思います。

一つは、核兵器に固執する勢力が一定の核軍縮を一方で進めながら、他方であくまで核抑止力にしがみつき、核兵器の近代化を進めていることを広く世界の諸国民に知らせ、核戦争阻止、核兵器廃絶を緊急課題とする運動と、世論で彼らを包囲しよう。核兵器全面禁止・廃絶国際協定の速やかな締結を求めて運動を進めよう。これが1点であります。

2点目は、国連がその加盟国に対して、核兵器持ち込みについての国際的密約の交渉と破棄を勧告するよう要請をしていこう。核保有国に対し、核兵器使用の無条件禁止を制約をさせ、核実験を全面的に禁止するなど、核戦争を阻止するための積極的部分措置を実現する運動を強めていこう。

3点目は、核兵器の廃絶とあわせて、冷戦の柱となってきたすべての軍事ブロック、軍事同盟の速やかな解体を求め、軍事支出を、地球上から飢餓、貧困、環境破壊をなくすために振り向けさせよう。すべての国からの外国軍事基地、外国軍隊の撤去を要求しよう。

4点目は、国家保障に基づく被爆者援護法を即時に制定させよう。

5項目目は、核兵器生産と現在の原子力開発の関連に注目をし、ウランの採掘から放射性廃棄物の処分に至る核燃料サイクルに起因する被害や、宇宙空間における核エネルギー利用に伴う危険性を深く憂慮し、被害者への連帯を強め、被害の根絶のために闘おう、というこの五項目が、行動提起として提案をされ、満場一致でこの大会で採択をされております。

あえてこの五つの行動提起をここで要約、紹介したのは、今まさに核兵器の廃絶、平和問題が一市民としても極めて重要な課題である、ということを端的に表現したかったからであります。

日野市は、御存じのように、昭和57年10月8日、「核兵器廃絶・平和都市宣言」を行いました。その後、御承知のように宣言等の設置を初め、原爆祈念行事や平和行進参加の補助、ことしも35名が参加をしております。さらには、被爆者援護条例の制定や、平和事業基金の設置などなど、これまで、この平和都市宣言に基づいて、具体的な市としてでき得る平和事業を進めてまいりました。7月31日現在、全国で非核自治体宣言を行っ

た市町村の数は、県も含めると1,504の県市町村議会でこの宣言を決議したと言われております。日野市がさらに一層、この平和事業基金の積み立てを一つのベースにしながら、今後も積極的に市としての平和事業を進めていく必要があるかと思っております。時間が余りありませんので、二つだけ質問をいたします。

一つは、平和行政条例の制定についてでありますけれども、御承知のように、中野区では、既にこの条例を制定をいたしました。そして、より積極的に平和行政を進めていこう、こういうことでもあります。いろいろ書かれていますけれども、平和事業の推進第3条では、こういうふうに書かれています。平和行政を推進するため、次の平和事業を実施するものとする。1. 日本国憲法に規定する平和の意味の普及。2. 平和に関する情報の収集及び提供。3. 国内及び国外の諸都市との平和に関する交流。4. その他この条例の趣旨に基づき、区長が必要と認める事業。以下、基金の設置、基金の額、基金の管理などなど、そして平和事業の交渉など、全体で11条にまとめられています。

中野がやったから日野も、という言い方ではありません。より積極的に日野市も充実した平和事業を進められるように、その裏づけとして条例の制定を検討してもいいんじゃないでしょうか、ということが1点であります。

2点目は、10月8日が「平和都市宣言の日」であります。この平和都市宣言の日を記念として、毎年何らかの行事を企画してはどうかと思っております。とりわけ10年目などは、一つの節目として市として、計画的な企画をして、取り組んだらどうかと思っております。

以上、2点について御質問をいたします。

○議長（小山良悟君） お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

米沢照男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 中野区では、御指摘のとおり、ことし4月1日、中野区における平和行政の基本に関する条例を制定し公布しております。この条例の制定に至るまでには、中野区でも大きな住民運動が前に展開をされ、行政を動かした、こういう経過もあったやに聞いております。我々の市といたしましても、そういう市民運動の大きな展開のもとに、また考える機会を持ちたい、このようにお答えをいたしたいと思っております。

質問の2点の、この10月8日、つまり制定の記念日に相当する、日野市の平和都市宣

言の記念日に相当する日取りでありますので、今後、毎年の事業として具体的な何か行動のあり方、あるいは記念事業の行い方、これらについて検討いたしたいと思っております。

お答えは、以上です。

○議長（小山良悟君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） 今後の積極的な検討を期待して、この質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小山良悟君） これをもって19の2、平和行政条例の制定についての質問を終わります。

一般質問20の1、市長の政治姿勢の通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

○議長（小山良悟君） 日本社会党・市民連合の佐藤でございます。

ただいまから通告に従いまして、市長の政治姿勢、それから高齢化問題、それから総合文化センター建設、この3点につきまして一般質問をさせていただきますが、市長初め理事者側の前向きな回答を期待するものでございます。

まず、第1点目といたしまして、1989年度、平成元年度の決算を迎えた時期でもございますので、これを契機に市長の政治姿勢につきまして、若干質問をさせていただきます。

市長は、昨年4月、広範な市民層の支持を受けまして第4代、御自身では5期目の日野市長に就任をされました。今日まで1年5カ月、1期目より数えまして実に17年5カ月にわたりまして市政を担当してまいりました。ことし3月定例議会冒頭におきます所信表明を顕著な例といたしまして、また、多くの議会におきます答弁、また、さまざまな集会の中で、要旨、以下のようなことを述べられております。

それは、「市政の運営は、執行機関と議決機関とが車の両輪になってこそ、円滑なる推進が行い得るものであり、その基本姿勢としまして、日野市は日野市民のためにあり、日野市政は日野市民とともに歩むべきものである。私は市民党的立場を堅持し、もちろん、革新市政としまして、市民本位の市政を貫き、市民と心の通った対話の中から、信頼と協調の輪を広げ、市民の皆様の積極的な参加を求める市政を進めることを基本に、公正で清潔、誠実の市政をモットーに市政を執行していく」と表明されております。

私は、市長が私心を捨て、高ぶらずおごらず、常に社会正義の立場に立って、公正に清潔な市政を執行されていることと、職員を信頼し、そして職員と一体となって市民の皆様へ奉仕している姿を高く評価するものであります。1年5カ月を1期から数えまして17年5カ月を経過しました今日、市長はこの基本姿勢に対しまして、いささかの乱れ

も、変更も来すことはない、みずからを振り返っていただき、ただいまの心境をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君） 佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 市長の政治姿勢を問うという表題のもとに、多少、過保護とも言うべき、お褒め過ぎとも受ける取るべき評価をいただきまして、本当に身に余るつもりがいたします。

私は、過去の人生経験におきまして、海外に戦時中、日本側の公務員として活動をした経験もございますのと、敗戦を経験して、本当に振り返り、日本の、日本民族の、この、侵略と言われて言いわけのできないそういう行動が、もう至るところにあったということ、つくづく感じる立場を特に感じたところであります。

したがって、私ごとで申しますならば、命を全うして故国に引き揚げることもできましたし、家族も員数を欠くことなく、生活をするのができまして、本当に地域に奉仕できるそういう機会をいただきましたことに、光栄とそれから一定の決意を持たせていただいたという経過がございます。

特定政党に属さず、非常に非力な中で議会の皆さん、あるいはまた市民の方々いろいろと教えていただきながら、今日まで市政の運用を大きく誤ることなく経過し、まちが今日、大きな市民の皆さんのみずからつくられるまちづくりのエネルギーが支えとなって、今日の市政の状況に到達をし得た、このように感じております。

今、質問という形で一定の評価をいただき、また、その評価に今後も誤ることのない取り組みをし、まち全体の発展とともに、市民一人一人のすべての方々の幸福のために奉仕をするという役割を極めてみずからには厳しく、そして至らざることを御指導いただくことを期待をしながら、お話を聞かせていただきました。政治姿勢というほどの広言をするものではございませんが、私心を抑えて、またみずからの立場を謙虚に律しながら、仕事に専念をさせていただきたい、このように願っておるところでございまして、また、議場でもそのことを心よりお願いをしてみたい、こういう決意でございまして、

○議長（小山良悟君） 佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君） 市長の口から、期待どおりの言葉が出まして、大変うれしく私は思っております。大変ありがとうございました。

大資本本位、市民不在の保守市政でなく、市民の命と暮らしを守る市民本位の革新市政、言うならば市民党的立場と憲法を暮らしに生かし、市政の官僚的な運営をなくし、住民参加の民主的市政を打ち立てる。これらを基本にこの17年間、日野のまちでは文字

どおり住民と行政が手を取り合ってまちづくりを進めてまいりました。そういう市長の政治姿勢が、多選とか高齢という、政策以外の批判をはねのけ、全国的にも余り類を見ない5選を果たしたわけでありまして、5期目立候補の公約、ビジョン実現に向け、有能な部課長、そして職員を大きく信頼し、これからも市民に責任を持つ市政を担当していただくようお願いをいたします。これをもちまして、市長の政治姿勢に対する質問を一つ終わります。

さて、私ども日本社会党・市民連合といたしましては、90年代地方の時代とは、憲法で保障されました地方自治をより確立するために、自治と分権、参加を基本といたしまして、何よりも16万市民一人一人に血の通い合う開かれた行財政執行が行われ、市民の皆さんの率直な声が直接市政に反映することである、と信じているのであります。特定の圧力によって、行政がゆがめられたり、間違った方向に進むことを厳しくチェックする、これが議会であり、議員の任務だと考えております。

我が会派は、不平等と差別を許さない社会正義の立場で今日まで政策提言やチェックを行ってきましたが、これからも森田市長に対しまして支持、協力関係をさらに強化していき、市民の皆様の率直な提言を行ってまいり所存でございますので、もう一度、御所見を伺いたいと思います。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 所見をとということでございますが、先ほど汗をかきながらお答えをしたことすべて、それ以上に加えるものはない状況でございますが、まだ政策的には、相当広範な事業に真正面から取り組んでいかなければならない現実をよく承知しております。ハードな面、ソフトな面、特に余暇時代を迎えた市民一人一人が、自発的に生涯学習の機会を持たれることが可能なような文化やスポーツ、それにまたレクリエーションの諸施策を込めて、そして日野市民であることをほこりとしていただけるようなこういう地方自治体をつくり上げていくことができれば、それに過ぎる願いはないと、こういう気持ちでございます。

○議長（小山良悟君） 佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君） いま少しコメントが欲しかったんですが、時間との関係もございまして、その程度にとどめておきますけれども、市長が初当選されました1973年の4月から今日までの約17年と5カ月、この中で私たち16万日野市民に、大変大きなプレゼントをしていただきました。福祉と医療の面では、1歳児の無料健康診断の実施、学童クラブの充実、常時介護を必要とし、自宅で介護を受けることが困難なお年寄りを入

所させる特別養護老人ホームの建設、また健康管理手当の導入や、市独自の老人いこいの家「かしの木荘」の建設など、日野市市民憲章にうたわれているように、常に人を大切に、弱い人にも老人にも子供にも、思いやりのある政策を行ってまいりました。

また、教育の面では、都立高2校の建設、都内でも数校あるだけで、多摩地区では日野市だけという食堂方式の中学校給食、他市より視察対象となっている図書館行政など、大変すばらしいものをつくっていただきました。

また、文化とスポーツの面では、ふるさと博物館、七生公会堂、とよだ市民ギャラリー、生活・保健センター、市民会館、東部会館の建設など、音楽、演劇、美術初め芸術文化の振興のために、尽力もしていただきました。

また、市民の森・スポーツ公園、南平体育館の会館にも尽力をされました。日本社会党・市民連合は、市長の市民本位の市政を貫き、市民と心の通った対話の中から、清潔な市政を執行されていくという政治理念と政治に向かう基本姿勢を高く評価するものがあります。これからも頑張ってください。

以上で、市長に対する政治姿勢についての質問を終わります。

○議長（小山良悟君） これをもって20の1、市長の政治姿勢の質問を終わります。

お語りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後5時15分 休憩

午後6時3分 再開

○議長（小山良悟君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問20の2、高齢化問題の通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

○9番（佐藤洋二君） それでは、次に高齢化問題につきまして質問と提言をさせていただきます。

東京都の調査によりますと、都内の70歳以上のお年寄りの人口比率は、1985年、これは昭和60年になりますが、総人口約1,200万人のうち約67万人で、その比率は約5.8%。同様に86年が、約70万人で6.0%。87年は、約73万人で6.2%。88年、約75万人で6.4%。昨年、89年は、約77万人で6.6%。そして今年度、90年度が、約80万人で6.8%と、毎年、約3万人ずつ、比率では0.2%の増加で推移をいたしております。

本市におきましても、88年が4.6%、89年が4.7%、そして90年は、先日の敬老大会で

市長も言われておりましたが、ほぼ8,400人で約4.9%となっております。これは、東京都とほぼ同じ割合で増加しておることがわかります。

このように、高齢化社会の現実が、数字の上で現象面的に明らかにされ、さらに、この高齢化の進行が急テンポで進行していると言えましょう。新しい状況を迎えました今、高齢化社会の問題は、ただ単に医療・保健だけの問題ではありません。労働、経済、住宅、文化、地域環境などなど広い分野にまたがっており、21世紀の高齢化社会を展望し、新しいアイデアと知識を出し合って、この対応の仕方を市民の各界、各層から成りますプロジェクトチームをつくり、高齢化へのモデル策定に向けまして推進していくことが必要だと考えます。まず、この問題について、主管サイドの御意見を承りたいと思います。

また、高齢化の対応は、若者の課題でもあります。人間は、だれでも高齢化を迎えます。ですから、行政サイドからの政策展開のみではなく、市民の皆さん一人一人の心にこの問題をどう認識していただくか。そのため、形なり姿、イデオロギーにとらわれないいろいろの集いの中で、市長を先頭に討論集会を計画してみたいかかと思えます。1983年の老人保健法改正実施されてから、高齢者の病院追い出し、病院のたらい回し、入院拒否などなど、高齢者と家族の命と暮らしにかかわる緊急事例が全国各地で発生していると聞いております。高齢者は、だれもが生活の安定、福祉の拡充を中心に据えた行政改革を願っています。孤立をなくし、ともに解決を目指す取り組みが必要だと思います。

そこで、提言でございますが、高齢者のための110番を開設し、医療、年金、手当、生活保護、各種健保、住居、老人ホーム、ホームヘルパー、仕事などなど、幅広い相談に対応できるようにしてはいかかかと思えます。また、高齢者の日常生活の変化に機敏に対応できるような総合システムを持つ幅広い、新しい地域センターとしての施設と機能を持ったものを生活・保健センターの中に取り入れてほしいと思います。この問題につきましても御回答をお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） お答えいたします。

まず、第1点目の21世紀の高齢化社会を展望し、その対応について各界、各層からのプロジェクトチームをつくるべきであるという御質問だと思います。

高齢社会を目前にいたしまして、老人福祉におきましては、重要な転換期を迎えようとしていると思います。昨年、平成元年でございますが、厚生省では、今後10年間に

うべき目標といたしまして、「高齢者保健福祉推進10カ年戦略」なるものを定めております。また、本年に入りまして、この戦略の具体的な展開を図られるよう、老人福祉法等の法律改正を行い、権限の一部を地方に移譲したり、また高齢者対策の中心となります在宅サービスについては、その実施主体を市町村にと明確な位置づけがなされているところがございます。このことは、住民に最も身近な市による、きめ細かく総合的、一元的に行うことが最も適切であるとの判断からでございます。これら目標の達成について、整備には相当加速を加える必要が生じているのではないかと、というふうに判断しております。また、この目標達成のため、近々都道府県はもちろん、市においても地域福祉推進計画、こういうものを策定しなければならない、いわゆる法律の上で義務づけられているところがございます。

この計画の内容は、福祉、保健、医療、それから就労、まちづくりなど関連する分野のサービスを総合的、体系的に提供していけるよう計画されるものであります。長期的な対策を明らかにしていくものでございます。この計画策定作業でございますが、仮称でございますが、つい最近、東京都におきましては、地域福祉推進計画専門調査会ということで、この策定に入っております。中間のまとめが発表されたところがございます。このようなものを当市おきまして、委員会をつくって策定していかなければならない状況下でございます。もちろん、先ほど申し上げましたように、これら推進計画の内容が非常に広い分野にわたっておりますので、当然これら策定に当たりましては、関係する各界、あるいは各層から成るプロジェクト編成によりまして、調査会を設置していきたいというふうに考えております。

それから、2点目でございますが、老人110番を開設し、医療、年金、諸手当、生活保護、諸健保、住居、老人ホーム、ホームヘルパー等幅広い相談に対応できるようにしてはどうかとの御指摘でございます。現状では、それぞれ所管でございますところで相談を含め、対応をしているところがございます。特に、高齢者対象といたしましては、市民部、生活環境部、福祉部、病院というようなそれぞれの所管で対応しております。これら相談窓口の一本化につきましては、相当幅広い分野でもあり、また、おのおの専門的な分野でございますので、果たしてこれら窓口の一本化が可能かどうか、組織を含めた中で十分検討を加え、少しでも窓口の総合化に近づけるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

特に、高齢者を対象とする相談事業となりますと、場合によっては、緊急を要する相談、あるいは相談の内容によっては、実際の現地でのきめ細かな指導も必要とする場面

が多々あるわけでございます。したがって、これから将来に向けては、市内数カ所、できれば市内中学校区単位に、地域の特性に合った在宅サービスセンターを設置いたしまして、デイサービス初め、入浴、給食、あるいはリハビリ、また、これらセンターを拠点としてホームヘルパー、あるいは訪問介護者の派遣等、また地域としての相談窓口を設置した中で、きめ細かい高齢者対策の展開、対応を実現できるよう検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君） 御回答、ありがとうございました。

日野市におきます高齢者関係の委員会は、現在、二つあるようでございます。その一つは、今後の高齢者施策を進めていく上での日野市老人福祉協議会が、この8月に第二次が発足したようであります。それから、二つ目の委員会は、将来の高齢者の住宅を確保していくために、都営住宅なり、公団住宅、あるいは市営住宅をどこに何戸必要か、また、地域サービスセンターをどこにセットしていくかなどを策定する日野市地域高齢者住宅計画策定委員会があるようであります。

私の提言しましたプロジェクトについては、老人福祉法の一部改正に伴い、法制化されました日野市老人福祉計画、また東京都から示されました日野市地域福祉推進計画、これは平成5年の4月1日までに策定されるようでありますが、その中で福祉なり、保健、医療、住宅、就労、まちづくりなどを総合的に、体系的に提供していけるような計画をするもので、高齢者の基本構想となるもので、広い分野からスタッフの参加を求める方向で検討をする、こういう内容でございます。また、高齢者の相談窓口110番の開設につきましては、保健、医療、住宅、生活など、幅広い相談に対しては、それぞれ所管している窓口で対応していますが、一本化については、今の回答のように、組織の問題があり、可能かどうか検討していくということでございます。

そこで、再質問を簡単にさせていただきます。

1点目のプロジェクトチームについてでございますが、委員の選出については、広い分野から参加を計画していくと、検討していくとおっしゃっておりますが、いつごろまでにどの程度の人間を、人数をどのような方法で行っていくのか、現時点でわかっているものがあつたならば披露をしていただきたいと思います。

また、相談窓口の110番につきましては、物理的に解決のできないものではないと思っておりますが、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（小山良悟君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） お答えいたします。

第1点目のプロジェクトの委員の編成でございますけれども、この地域の福祉推進計画、これは、つい最近、東京都の方から通知があったわけでございます。そして、本来ならこの9月にいろいろ説明会を受けるところでございましたが、各市とも議会ということで、若干その辺の事務の手续がおくれます。10月早々には部長会等開催されまして、詳しく東京都の方から提示があらうかと思っております。現在、東京都の方で調査会を設けておりますが、その内容を見ますと、規模も相当違いますけれども、東京都の方は大体30人ぐらいの規模を持っております。確かに先ほど申し上げましたとおり、非常に広い分野ですので、かなりの人数の委員さん、また、それぞれ専門担当の部会等もつくっていかなくちゃならないんじゃないかというふうに現時点では考えております。

それから、110番につきましては、これも組織的な問題でございますけれども、市によりましては、健康と福祉、そういうものを一体化している組織がかなり多いわけでございます。特に日野市の場合にも、生活環境部と福祉部のいわゆる関連というのは非常に多いわけでございます。そういうようなところから、できればできるところから少しでもですね、先ほど申し上げましたとおり、総合的な窓口を設置できればというふうに考えております。

○議長（小山良悟君） 佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君） ありがとうございます。

ぜひ、この仕事を円滑に進めていただきたいと思います。先日の敬老大会に市民会館の大ホール、午前午後合わせまして約2,500人程度の敬老の方がお集まりになりました。あの方々が、そして来年新たに参加される方々が、楽しく一日が過ごせるように、そして住んでよかった、生きてよかったという日野市のためにも、どうぞ老人行政をさらに推進をしていただきたいと思います。

これで、高齢化問題についての質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小山良悟君） これをもって20の2、高齢化問題の質問を終わります。

一般質問20の3、総合文化センター建設の通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

○9番（佐藤洋二君） 総合文化センターの建設についての一般質問をさせていただきます。

生涯学習、生涯教育という言葉が使われ始めまして、それほどの年月が経過していな

い中で、この生涯学習という表現は、しっかりと地域社会の中に根差し、定着をしたと言っても過言ではありません。それは、一人一人の日常生活に少しずつ余裕が生まれ、一人一人の人生を生きがい、豊かにすることに自覚をしました市民意識の高揚のあらわれだと私は思っております。日野市は、この生涯学習の拠点となるはしりとも言うべき地域の自主的活動の援助を積極的に推進をしております。それがサンダル履きでも気軽に利用のできる距離に、数多くの小集会所施設をつくり、市民自治と市民文化の拠点にするという地区センター構想です。これが1960年代の末に打ち出された、全国的に見ても先駆的なコミュニティ政策であり、今では、この地区センターが市内55カ所に設置するまでに至っております。

ではここで、コミュニティ活動についての私なりの若干の意見を述べさせていただきます。

住みよい地域社会は、郷土愛に燃えます地域住民の積極的なコミュニティ活動により形成され、維持されるものであります。このコミュニティ活動は、地域住民の合意により策定されるコミュニティ構想、コミュニティ計画の上に位置づけられる地域住民の自主的活動であり、それは、活動の側面から以下述べます3種類に大別することができます。

一つは、住民相互が交流を深め、積極的に結びつきます機会をつくる活動であると思えます。例えて言うならば、文化、スポーツ、レクリエーション、地域の祭り、などがその活動に挙げられます。

二つ目は、地域住民が生活環境を改善するため、地域の共通課題を取りまとめ、相互に協力し、みずからの力で解決を図ります活動であり、集会所、広場などの施設整備や、保健、医療、清掃、交通安全、防災、青少年健全育成などなどの問題に取り組む活動であります。

そして三つ目は、住民相互が助け合い、理解を深める活動であり、例えば近隣同士の助け合いや、ひとり暮らし、寝たきり老人など、困っている人々に援助の手を差し伸べる活動です。

新しい地域社会は、こうしたコミュニティ活動の積極的な展開により、初めて創造されるものだと私は思っております。住みよい生活環境は、そこに住む人々の心の触れ合いが感じられ、友愛と協力の輪を広げるためのコミュニティ、文化活動が活発に展開されることが望ましいと思えます。コミュニティづくりは、市民の皆さんがコミュニケーションを交わす機会をより多く提供し、行事などに気軽に参画でき、市民相互の

連帯の輪も広げる場が不可欠だと思います。

そのような意味から、文化センターはコミュニティー、文化活動の機関施設としまして欠かせないものだと考えます。今定例会でも、複合文化センターに対します一般質問もございました。三鷹市、武蔵野市の例も出されました。私は、府中市の例を中心に、府中市の文化センター建設に向けての取り組みを紹介したいと思います。

府中市では、活力と安らぎのあるふるさとをつくるふるさとづくりを目指しまして、コミュニティーの振興を重点課題に掲げています。1970年、昭和45年から、地域住民の触れ合いと文化コミュニティー活動の拠点となる文化センターの建設がほぼ毎年のように行われ、既に11館に及ぶそうであります。この施設は、公民館、児童館、老人福祉館、図書館などを併設しました複合施設でございます。

このパンフレットは、府中市立の片町文化センターの施設概要であります。この片町の文化センターは、今から3年前の昭和62年の10月の5日に開設をされております。地下1階地上4階の大変すばらしい文化センターであります。ただ、若干敷地が狭く、938平米、そして建築面積が616平米というものであります。地下は、来館用の自転車が駐輪できるように、120台分の駐輪場が設けられております。そして、先ほど説明しましたとおり、ここには児童館、老人福祉館、公民館、図書館が併設されていますわけですが、児童館は1階にあります。子供たちの遊び場を提供し、健康を増進し、情操を豊かにする場所として児童館が設けられました。遊戯室が91平米、集会室が29平米、工作室が24平米の計120平米となっております。2階に上がりますと、老人の福祉館がございます。お年寄りの団らんの場、浴場もあり、交流と憩い場として使われております。大広間は173平米ございまして、ここには舞台と楽屋つきの64畳の畳が敷かれております。談話室は56平米。15畳の和室も併設されております。そして、何といたっても浴場があることは大変すばらしいことだと思っております。また、ホールには湯上り後のベルトマッサージ機によるあんまなり、あるいはチャーム段差などの健康機器も備えられております。3階が公民館となっております。教養、学習の場、趣味、レクリエーションの場として利用されております。そして講堂が120平米、会議室が二つございまして、80平米と33平米の部屋がございます。ここには、料理の講習ができるように料理講習室、そして調理台が3台置かれております。そして和室もあり、講堂には映写機が併設されております。4階の図書館は、中央の図書館と直結し、各地区の図書館ともネットワークを組んでございまして、希望の本を取り寄せることができます。さらに、戸籍なり住民票など証明交付も行われており、市役所の出張的機能も備えている文化センターであり

ます。

この文化センターは、率直に申しまして、開館当初は、複合施設として縦割りの運営になりがちで、せっかくの施設も十分に市民に活用されない。住民の交流も希薄だったそうであります。そこで府中市は、使用目的の異なる施設を文化センターとして機能的にしかも効率的に運営して、文化センターをもっと住民に活用してもらい、施設外の行事などをより多く実施することにより、地域におけるコミュニティー活動が拡充すること、そうなるこそ文化センターは住民に信頼され、親しみやすいコミュニティー活動の拠点となることを基本に地味な努力を続ける中で、利用者が高まってきたそうあります。

府中市の文化センターの足跡について若干述べたいと思います。

昭和44年に府中市の総合計画が出され、周辺地域における市民施設、先ほどの公民館、図書館、児童館、老人福祉館を併設した多目的施設の建設が盛り込まれ、文化センター構想が7館構想で推進されました。そして2年後の昭和46年度に、白糸台文化センターが落成され、1年置きにつくられていきました。そして昭和50年度に紅葉丘、これは「もみじがおか」と言うんでしょうか、ここに7館目が建設されまして、7館構想が終了したわけであります。その後、53年、57年、58年、60年、61年、62年度と計画的に建設をしており、61年度には地域センターを増改築しまして、文化センターを開設しております。

そこで、目を日野市に移したい思います。本市におきます文化活動の機関施設は、市の単独事業なり、あるいは市の予算の上乗せの多い割には、他の市町村と比べ大変おくられていると言わざるを得ません。先ほども述べましたが、本市には手近な場所に気軽に利用できます地区センターが55カ所もございます。入れ物、地区センターはそろっていても、その入れ物が率直に申しまして、集会所的要素が強く、コミュニティー、文化活動するのに、あるいは学習するのに、プレーをするのに、そしてけいこごとをするのにも、施設や教材、器材がなく、すべて利用者がその道具なり教材——材料、器材を運び込まなければ、何もできないというのが実態ではないでしょうか。市民の皆さんが生涯学習を追求し、仲間との交流を深め、コミュニティー活動をするのには、現施設、地区センターのみでは、今日的市民要求のニーズにこたえられるものではありません。

そこで、要望をいたしたいと思います。東平山、西平山地区を中心としまして「平山西地区文化施設をつくる会」という住民運動組織があります。市長も御存じの迎さん、迎伊都子さんが会長でありまして、この会が東・西平山地区には文化施設が何もないこ

と。そして、当地は市の外れにあり、交通不便のため、活動がみずから制約される。また、子供たちのふるさとづくりの拠点として、お年寄りの憩いの場所としての文化施設が必要、などの要旨で具体的な用地を指定をし、総合文化センター建設の要望を市に提出してごさいます。地元の熱い要望が、熱意が一日も早く実現できるよう、市側の特段の御努力をお願いいたします。

また、要望の趣旨と似通った質問で大変恐縮でございすが、1988年8月に採択されました請願、「平山西地区へ総合文化センターをつくってください」、の進捗状況について、お聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小山良悟君） 佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君） 社会教育部長から先にお答えを申し上げます。

7月の20日だったと思いますけれども、ただいまの御質問と同様の趣旨で西平山地区の住民の方が、市長と話し合いの場を持ちました。その折に、文化センターの建設については、第1に土地問題がネックであるということが浮き彫りにされました。おいでになりました請願者の方々からは、具体的にこの土地はどうかというような御提案もございました。例えば国鉄生産事業団が持っております、豊田電車基地の隣の三角形の土地などのお話も出されましたけれども、その折に市長からお答えしたとおりのことが、私のお答えになるわけでございします。

その折、市長は文化センターの建設用地の獲得には、買収方式はとらないと。とれない。そして用地の獲得については、平山地区の区画整理が進むから、その事業進行の中で土地を確保して、そこに文化センターを建設したい。そういう基本的な方針が打ち出されました。私どもも、現在のところ、その土地がどのくらい確保されるのか、敷地の広さなども皆目見当がつきませんで、これが見当がつきましてある程度めどが立った時点で、近隣の文化施設の機能などを勘案しながら、平山地区にふさわしい特徴のある施設を住民の皆さんの御意見をまとめながら、ハードを担当する部局をお願いをしたい、このように考えております。

それから、御質問の2点目の62年の20号、請願採択後のその後の進捗状況でございすけれども、63年に生活課が対応しておりますので、生活環境部長からお答えをさせていただきます。

○議長（小山良悟君） 生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） 今、第2点目の請願採択後の進捗状況とういこととでございします。端的に申し上げまして、今、前段でお話のありましたとおり、区画整理事業

と将来的検討課題にさせていただくということとでございします。それを受けまして地区センターの機能充実ということで昭和63年度事業といたしまして92.13平方メートルのものを143.49平方メートルという形での改修、増改築工事を進めたところとでございします。現在、地域の方々が大いに利用していただいております。

以上です。

○議長（小山良悟君） 佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君） 日野市では、一般論としまして、小学校区を小規模のコミュニティ、そして中学校区を中規模のコミュニティ、そして全市を大規模なコミュニティと考えて、市内の公共施設を市民の諸活動にネットワークさせるよう目指していると聞いております。そのような市の考えの中で、将来計画としまして西平山土地区画整理事業の中で、適地に公園や公共施設用地を確保して、地域にふさわしい文化センターをつくるよう十分な意見交換を図っていく考えであるということも、私は理解しております。

しかし、市民の皆さんが生涯学習、生涯教育を真剣に考え、追求をし、仲間との交流を深め、コミュニティ活動をするのには、どうしても総合文化センターが必要となってきます。それは、文化センターが地域における文化コミュニティ活動の場として、また公民館、児童館、老人福祉館、図書館活動の場として、その役割を果たすことができるからであります。

ひがみから物を申すわけではありませんが、JR中央線をまたぐ平山陸橋として平山橋を縦の線に、東側には公共施設がございします。しかし、西側には地区センター以外の公共施設がありません。大変不穏当な発言になるかもしれませんが、日本のチベットと言われるゆえんであります。総合文化センター建設に向けて、今日まで続けてこられた東・西平山両地区の皆さんの歴史的な経過と、そして5,630名に及ぶ署名数の重みを十分理解をしていただき、きょうも迎さん、それから田中さんが傍聴人としましてお見えになっておりますが、一日千秋の思いで総合文化センターの建設を、と待ち望んでおります。地元の皆さんの要望が一日も早く実現できますよう、要望いたします。

そこで、もう一度、質問させていただきますが、先ほど生活環境部長の方で、63年度事業の中で地区センターの機能充実の改修工事を行ったと。平米的にもふえたと、こうおっしゃっておりますが、確かに平米的にはふえましたが、機能的には変わっていないと思ひますが、その辺、もう一度、御説明していただけますか。

○議長（小山良悟君） 生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） お答えいたします。

先ほど面積の点で御披露申し上げましたが、間取りの点で申し上げますと、従前、6畳、8畳の二つの和室ということでございますが、1部屋で20畳、和室という形を改築後はとってございます。これはやはり、使用過程からいまして、地元の皆さんの御要望もございまして、ある程度の広さが必要ということで20畳の和室というものを整えるということのほか、集会室といたしましては、40平米であったものを63平方メートルのものにしたということでございます。これは先ほど申しましたとおり、各部屋を独立させましたので、複数団体が使用できるようになったということでございます。ちなみに、63年度の施策の成果——失礼いたしました。元年度の事務報告をごらんいただけるとおわかりいただけますが、現在、元年度の利用状況からいきますと、310件、6,581人の方が御利用いただいておりますが、それ以前と比較いたしますと、それ以前は3年ほどの平均を見ますと、件数では229件、3,717人と。人数の上で大分伸びを見ております。やはり、この辺をとらえましても、今御質問の中での言葉がございまして、それなりの当面の役割を果たしているものというふうに理解しておるところでございます。

○議長（小山良悟君） 佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君） どうもありがとうございます。

それでは、最後に市長のお考え方を、ひとつ御披露していただきたいと思いますが。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野市の都市整備事業の順序が、地形の上からどうしても東の方から、そしてまた水利の上からは、同様に下流の方からという順序はやむを得ない、また当然と言える順序とならざるを得ない、こういう事情があります。そこで、西の地域にありますいわゆる西平山地域が、都市整備の順序として、あるいは市民生活の環境整備の順序としてどうしても今後の事業になっていくと、こういう発展の経過が現実のこととしてあったわけでありまして。その意味で、西平山地域の方々には、必ずしも御満足いただける状況にないということは申しわけない、というふうに受けとめております。

しかし、ようやく区画整理方式という手法によって、その都市整備の事業が、つまり基本的には道路交通の道路、あるいは環境のための公園、そして地域指定のできる近代化の見通せる、そういうまちづくりが、計画として今進捗をしております。地域にもその情報を御提示して、いろいろな意見を伺っておる、こういう手順も進んでおります。あの方面に大型開発でも過去にあったとするならば、その開発に乗じてといいましうか、依存をして、そしてある程度の住民施設もつくることはできたと言えるわけであり

ますが、辛うじて今、滝合団地と言われている地域に開発がありました。そのときには、一応の行政指導によって地区センターを設けた、こういうこともあります。その他の今の地区センターの用地、これはまあ、そもそもは平山の氏神さんという八幡さんの境内を地元の要請もあって、ある程度の規模を公有地にすることができました。そのことから、先ほど言っております増築のことも可能になったという経過でございまして、求めて地域計画を立て得るといえるのは、やはり区画整理事業に依存しなければ、用地の確保も不可能であると、こういう状況でございますので、これまで御要望をお持ちである、また運動しておられる方々にも、そのことをよく説明をし、一応の理解は得たと思っております。

表現の仕方として、区画整理事業とは別個に総合文化施設をという言い方もされておりますけれど、これは不可能であります。そのこともよく御理解をいただいて、区画整理事業を速やかに遂行することによって、用地の確保をし、その用地の上に一定の地域計画をつくっていききたい。これ以外に方法はないということをよく御説明をし、納得をされたかどうかは知りませんが、そういう方法で進めつつあるということをお理解をさせていただきたいと、こう思っております。

他の例を言いますならば、万願寺区画整理においては既に（仮称）浅川公会堂計画、それから豊田の南区画整理事業においてこの間、御質問にこたえて、地域の文化施設の建設すべき場所ということで、区画整理の中の保留地として相当面積を用意しておるといふふうに申しておりました。西平山の場合も、まさに同様でありまして、そういう考え方で、ひとつ確実な見通しを持ちながら事業を進めたいと、このように考えておりますので、あわせて御理解をお願いしておきたいと思っております。

結論から言いますと、区画整理事業を速やかに遂行することが、目的達成に極めて近道となるということも言えることでございますので、区画整理事業にその他の施設のことあわせて事業をなるべく迅速に遂行させていただきたい、このように予定をしておるところであります。

○議長（小山良悟君） 佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君） 7月の20日の日に、確かに地元の方々と、そして市側の方々と話し合いをしました。で、きょうの回答と同じ考え方が出されました。確かに、区画整理とのセットでということで話があったのでありますけれども、学校をつくるという気持ちと、そして文化センターをつくるという気持ちを、ぜひ考え方を同じにしてもらいたい。今、文化センターが地域の方々から見れば、学校建設と同じ位置づけに思ってお

ります。先ほども申しましたけれども、この間の運動の歴史と、そして5,630名に及ぶ方々の署名の重みを市側は真摯に受けとめて、一日も早く西平山地区の方に総合文化センターがつくられることを最後に要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（小山良悟君） これをもって20の3、総合文化センター建設の質問を終わります。

一般質問21の1、歩行者の安全対策のさらなる推進をの通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔22番議員 登壇〕

○22番（夏井明男君） それでは、議長のお許しを得まして、先ほど一般質問の資料をつくらせていただいておりますので、それをもとにお答えをいただきたいと思っております。

問題点としましては、5点ほどあります。全体を歩行者の安全対策ということで質問をさせていただきます。

第1点は、表の1の大坂上一丁目、二丁目のお話であります。これは、本定例会で宮沢清子議員の一般質問で狹隘道路の解消についての制度的な質問がございました。その具体的な呼称になるわけですが、宮沢議員の質問に対しての建設部長の答弁によりますと、狹隘道路については、各要綱を定めて、その中で体制的に整えて整備をしていきたい、という答弁がなされたわけでありまして、その点を踏まえまして、具体的に申し上げたいと思っております。

この図-1、建設部長の方もお目にとまっておりますし、また、ここの地域の実情については、かなり御承知のところでありまして、過去におきまして、道路舗装の整備が近年、精力的になされましたし、道路の拡幅も精力的に行われた地域であります。この地域の大坂上浄水場の周辺の問題であります。場所によりましては、4メートル道路幅がない地域でもあります。聞くところによりますと、昔、区画整理事業の対象地域の子定であったところが、そうではなくなったというふうな事情も聞いております。それを踏まえまして、この地域はこれからもこのような道路状況の中で住まわれる地域だというふうに考えております。具体的には、ここでは道路が狭いということで、対向車が来た場合には、通行ができないという状況があります。両側にはU字溝が入っておりますので、ふたかけをしている所、していない所、かなりばらばらであります。そこを

辛うじてふたかけをしてある所に車体を乗せて通過するというふうな形もとられておりました、非常に長期的に見ますと、このままの状態ではまずいというふうに思っております。

具体的な対応策としますと、U字溝を埋めまして、その下に管を入れ、いわゆるL字型の道路舗装にしますと、十分にその対策がとれるというふうに、素人考えですが思うわけでありまして、実際にこのような手法を持ってこの大坂上二丁目地域で対策が行われております。このような手法をとって対策ができないかという点が、地域の第1問目の問題であります。

第2問目は、大坂上一丁目のお話であります。図-2のことですが、これは日野駅の周辺の話であります。日野駅を背にしまして大坂上都営に向かうJR線に沿っての市道があります。この市道は、いわゆる実践女子大の学生さん、通勤・通学のときにより使われている市道であります。最近、この歩道と車道との問題ですが、この歩道が非常に狭いということと、片側にしか歩道がないということで、歩行者にとっては非常に危険な地域だというふうに指摘をされております。若干坂道でもありますので、通勤・通学、朝・夕方になりますと、車と歩行者との交差ということで、かなり混み合う地域であります。私は、具体的にこの地域に立って、まだ調査はいたしておりませんが、市の現状把握、さらには、対策としてどのようなお考えがあるか、お聞きをしたいというふうに思います。

さらに、図-3の東豊田四丁目のお話であります。このJR中央線のこの地域の問題につきましても、過去に何回かこの沿線上の問題を取り上げまして、質問をさせていただきました。今回、質問をさせていただきますのは、いわゆる堀之内踏切の問題であります。過去に計画されましたときには、この道路はJRの下を通るというふうな形のものであったか、高架にするか、計画があったそうでありまして、そういうことで、このJRの踏切自体、市長もおわかりのとおり、踏切の所で急に狭くなっております。で、JRを挟んで非常に広い道路ができてますし、歩行者用の路側帯も白線を引いた限りですが、できております。ここは通学路になってまして、御承知のとおり、黒川踏切と同じように、非常に遮断機の開閉の非常に激しい場所でもあります。そうしますと、やはりここは一方通行ではありませんので、車両がかなり交差をし、自転車、さらに歩行者の人が入ってくるという、こういうふうな地域なんです。

特に問題なのは、歩行者、自転車の方が、ちょうど車道に入って、踏切の車道に入って横断をするというふうな形になります。ですから、反対側から渡る人は、対向車の、

自動車の目の前に自分の体を持って行ってから、踏切を渡って左によけると、こういうふうな構造になっております。これは、何回も申し上げておりますが、南平から一番橋に開通する道路が今、進められておまして、旭が丘、多摩平方面からの車両がここを通過するということが、交通量の調査によっても明白になっている地域だと思っております。

したがって、この区域の踏切の拡幅は、非常に緊急を要する課題ではないかというふうに認識をしておりますが、市の対応策、現状認識、さらに対応策について、お尋ねをしたいと思います。

さらに、第4点目の問題ですが、図で申し上げますと、東豊田一丁目の問題であります。いわゆる都道、浅川に並行して走っている道路の地域ですが、傍線で囲いましたけれども、ここは市民プールへ通うお子さんたちがいる地域にもなっております。通学路にはなっていないというふうに聞いていますが、非常にここで問題がありますのは、直接的には都道の話ですけれども、この歩道が急になくなっているわけです。ですから、市民プールの方からこの道路を歩いてくるとしますと、急に歩道がなくなっていますので、車道に出て、それからまた10メートルか15メートルぐらい歩いて歩道に入ってくると、こういうふうな形になります。で、ここは隅切りがありまして、特に大人の方は、背中、後方から来る車両については、気をつけて後ろを見ますから、事故はないと思っておりますが、子供たちにとっては非常に危険な地域になっております。現状を見ていただくと、このような歩道の状況の所が日野市にあったかと思われるような非常に奇異な歩道であります。現在まで死亡事故がなかったのが、私には不思議に思われる地点であります。

建設部の担当の方といたしましても、かなり現状認識はされていると思っておりますが、聞くところによりますと、道路買収等の過去の経過もあって、かなり難しいいきさつの地域かとも聞いておりますが、やはり死亡事故が起きてからでは遅いと思っておりますので、その辺の認識と対策についてお尋ねをしたいと思います。

第5点目は、多摩平二丁目の問題であります。ここは、多摩平団地は、今月から約90基の蛍光灯の水銀灯の照明がつく作業が現在行われて、非常に暗い地域が明るくなるわけですが、やはり都道の問題でありますので、都との渉外関係ということになります。この図で申し上げますと、多摩平派出所の前から豊田パールハイツの右側の道路なんですけれども、ここが非常に暗い。今までこの暗さが残っていたのは、恐らく派出所があるということと、反対側に商店街があるということで見落とされてきたんだろうというふうに思いますが、実際には商店街の店が閉店をした後の状況というのは、暗さに

おいては相当高い頻度のものがあります。その辺の現状認識と対策についてお尋ねをしたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 夏井明男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 5点についてお答えを申し上げます。

まず、1点目の大坂上二丁目地域の道路拡幅の問題でございます。この二丁目地域はかなり住宅が密集しておりまして、現道を拡幅するということは非常に困難な地域と思っております。この地区については、昨年度に一部整備を行ったところでございます。狭い道路については、状況に応じまして、U字溝にふたかけをすることによって、有効の幅員を広げたりしているわけでございます。また、道路改修工事の際には、このU字溝を取り除きまして、L型溝に敷設替えをするなどの方法によって、改修をせざるを得ないのではないかとこの地域については考えております。

それから、2点目の大坂一丁目の歩道の件でございますけれども、これは現在、片側に歩道がございます。実践女子大生の通学時のことも考えまして、道路幅員も考慮しながら、歩道が広げられるかどうかというものを調査をいたしまして、結論を出したいと思っております。もう少しこの件についてはお時間をいただきたいと思っております。

それから、3番目になりますけれども、堀之内踏切の周辺の対策ということでございますけれども、ここは都道173号線と都市計画道路の3・4・10号線を結ぶ——3・4・10号線の整備によりまして、堀之内踏切の周辺の交通事情も相当変化が予測されると思っております。特に、堀之内踏切周辺の安全対策については、十分な配慮をするという必要性があるということを考えております。

踏切にかかる一時停止線の位置でございますけれども、市道吹上5号線から右折の車両の流れに配慮した位置変更が適当か否かということも今検討している段階でございます。これについても、交通管理者と現地の協議を行い、必要な対応をしていきたいという考えでおります。

それから、踏切内の歩行者スペースの確保でございますけれども、この踏切拡幅問題等絡み、検討する余地がありますけれども、とりあえず今できることは、白線の表示などで補充的な対策を講じていきたいというふうに考えております。

それから、4点目でございますけれども、東豊田一丁目の玉川そば前の都道の件でございますけれども、現地は都道159号線で、豊田高幡線の東豊田一丁目11番地先でございます。車道の幅員が5.5メートルから6.5メートルの幅員がございます。歩道について

は、1メートル68の歩道がありまして、今御指摘の切れている部分は、6メートル99は切れている部分でございます。約40センチから50センチの段差が、下の畑との間にありまして、先ほど御指摘のように、市営プールの方面から来る子供さんたちは、一度車道に出なければ、ここを通過できないということになりまして、この子供さんが歩いているような危険な状態を目撃した人たちが多くいると我々も把握しております。この解決方法といたしますと、用地買収を伴う問題でございまして、ここについての管理者は東京都でありますもので、この件についても要請をしていきたいと思っております。

それから、最後になりますけれども、多摩平二丁目の多摩平派出所から豊田パールハイツに至るまでの都道の街路灯の設置でございます。当該区域は、古い基準によって設置されている街路灯のために、非常に明るさが不十分であります。このことについても、道路管理者である東京都も十分現状の把握はしております。今現在、豊田駅の北口のロータリーの照明の見直しが計画されておまして、間もなく着工の運びということも、報告聞いております。

さらに、これに準ずる御指摘の場所でございますけれども、東京都の方といたしましても、この街路灯の見直しが行われるということも聞いております。近々のうちに、この問題について市と協議をするということになっておりますもので、この協議の中でも早期実現を図れるように市としても東京都に要請していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小山良悟君） 夏井明男君。

○22番（夏井明男君） それでは、要望したいと思っております。

大坂上一丁目、二丁目のお話につきましては、建設部長からL字型の対応とか、ふたかけということで対応しているというお話がありました。この最大のネックというのは、電柱柱をどうするかということで、これはかなりお金のかかることですし、国・都でも動きがあるそうですが、地中に埋めてしまうというふうな方式もあるそうであります。そこまでいかないまでも、L字型の対応をとれば、かなり整備をされて付近の方は助かるのではないかとこのように思うわけでありまして、難点としますと、ここに住んでいらっしゃる方の塀を多少壊してしまうという、その辺の問題が多少あるかと思っておりますけれども、ぜひこのままの状態では、このまち全体の、消防自動車の問題ですとか、日常生活の車の利用ですとか、歩行者の問題ですとか、解決をいたしません。特に、この近辺では、L字型で対応して、非常に整備をされた地域もありますので、ぜひ時間がかかる問題だと思っておりますが、取り組んでいただきたいということを市長に、特にお願いしたいと

思います。

さらに、これは、ぜひ市長に現場を見ていただきたいと思いますが、建設部の方でも把握をされているということなんですが、特に東豊田四丁目の堀之内踏切の件、これも多少、JRとの関係の渉外関係ですので、簡単には解決しない問題だと思っておりますけれども、ぜひ現場をよく見ていただきたいと思っております。非常に緊急性を要しますのは、東豊田一丁目の市民プール利用の子供たちの対策の件であります。約7メートルほど歩道が切れているという問題ですが、建設部長のお話もありましたとおり、用地買収を絡んでの、ということで、地域的には非常に小さな問題に見えますが、困難性を非常に伴いますので、ぜひ一刻も早く対策を立てていただきたいということを特に要望いたしまして、この一般質問を終わります。

○議長（小山良悟君） これをもって21の1、歩行者の安全対策のさらなる推進の質問を終わります。

一般質問21の2、日野市内に公営住宅（代用市営住宅を含む）を大量に建設せよの通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○22番（夏井明男君） この質問につきましては、今般の議会で谷議員の質問に対して、市長がかなり答弁をされております。さらに前の議会で福島敏雄議員の方から、この問題が体系的に質問をされております。若干提案等も含めまして、また市長が広報で、いわゆる代用市営住宅という名目でお話をされている構想もあります。その点を踏まえて、若干お話を承りたいと思っております。

過日の答弁の中で市長の方から、いよいよ国も都も、住宅対策については本腰を入れるようになってきたというお話であります。既に市長の答弁の中で、国・都の情報が上がった上でのお話であったかと思っております。東京都におきましても、現在、都議会が開かれているわけですが、11日に開かれました東京都議会の本会議で鈴木知事は、いわゆる高齢者、障害者等を対象とする家賃補助制度の創設を具体化させるということで答弁を見ているわけでありまして、御承知のとおり、東京都の住宅政策懇談会もことしの4月の最終報告で、いわゆる用地代や建設費を家賃に反映させない方法として、いわゆる民間住宅の借り上げ等に重点を置くような施策をとって対処していきたい、ということでもあります。11月には、第三次長期計画の中に盛り込んでいくというお話であります。そういう点を踏まえまして、今般の公営住宅についての対策が市町村段階でもかなり市民の期待を担う形で具体化が進んでくるとこのように思うわけでありまして、

そこで、お尋ねをしまいたします。まず、市長答弁にもありましたが、いわゆる珍し

い委員会ということで、政策検討委員会というものがつくられたと。特に、老人と住宅をテーマに、中心にしての施策である、というお話もありましたけれども、現在、市営住宅が建てられて、申し込みがかなり殺到してきていると思いますけれども、最近の市営住宅の申し込み者の数、倍率、さらには申し込み者層の分析をされている状況があれば、そのお話を承りたいと思います。

さらに、それを踏まえまして、日野市内の市民の方の住宅難の現状をどのように把握をされているのか、お話を承りたいというふうに思います。

それから、これは少し本論から外れる形になりますが、庁内の世論調査ということも踏まえまして、市の職員の方の住宅事情の分析はされているかどうかですね。恐らく20代から30代の方、35歳以降から50代の方、さらに50代以降の方によって住宅の所有形態が違おうと思うんですが、持ち家の方、公営住宅、さらには民間の賃貸にお住まいの方というふうな形があると思いますが、その辺どのように把握をされているか、お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、市営住宅につきましては、過日の総務部長の答弁で、具体的な数字を挙げての見通しのお話がありました。希望的な数字でも結構ですが、市営住宅の展開として、どの辺まで確保していきたいのか、どの辺の対象をベースにしていきたいのか、具体的な数字は結構ですが、その目標値をお示し願いたいというふうに思います。私も既に具体的な数字は聞いておりますけれども、目標値としてお話を承りたいと思います。

さらに、日野市内の中には、将来、都営住宅の建設があります。建てかえを含めて具体的にあるわけですが、具体的な形として大坂上都営が建てかえの時期というふうに聞き及んでおりますけれども、時期的な見通し、さらに公共下水道の完成を待たなければ、この大坂上の都営住宅というのは建てかえに着手できないのかどうか。公共下水道との関係でお話を承りたいというふうに思います。

さらに、大坂上都営につきましては、かなり具体的な構想も企画部ではお持ちだと思っておりますので、その辺のお話も承りたいというふうに思います。

それから、これは福祉部になるかと思いますが、いわゆるおひとり暮らしの民間のアパート等にお住まいの方というのがどのくらいいらっしゃるか、その辺の現状把握は私にはされていると思いますが、その辺の状況が数字的にわかればお答え願いたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（小山良悟君） 夏井明男君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） 1点目の御質問でございますけれども、昨今行いました市

営住宅の申し込み者の分析でございます。

ここで、向川原の市営住宅の申し込みの倍率でございますけれども、その辺につきましては調査をしております。一種の住宅ですけれども10.62倍でございます。それから二種の一般住宅ですけれども、3.87倍。それから二種の母子世帯でございますけれども、これ8戸でございますけれども、4.37倍。それから二種の老人世帯でございますけれども、これについては3.62倍。それから二種の心身障害者世帯ですけれども、これにつきましては2.5倍でございます。なお、その前の募集をいたしました平成元年の向川原でございますけれども、これは一種だけでございます。5.6倍でございます。なお、空き家も行いましたけれども、このときについては6.4倍ということになってございます。

なお、今回の申し込み者の層の分析ということでございますけれども、これにつきましては、やはり一番多いのが20代、それから30代、40代という結果になってございます。その前の状況につきましては、今のところは、分析はしてございません。

それから、市内の住宅難の現状の把握ということでございますけれども、これにつきましては、国勢調査、それから市が行いました市民意識調査というのがございます。この中で持ち家、あるいはアパート、借家等の数値をもとに今、約半数以上が、半数に近い方が借家等に住まわれているということが、現状としてはうかがえるんじゃないかと思っております。

それから、市内の庁内の市職員の住宅状況でございますけれども、これについては、残念ながら調査したものはございません。いろいろと調査は特に必要ないということではございませんけれども、今それぞれ住まわれている方いろいろございます。職員名簿を見ましても、アパートの肩書と申しますか、ございます。それから、その中では自分の所有地なのか、あるいは親と同居であるのか、それからマンションにいたしましても、自己の所有なのか、あるいは賃貸なのか、その辺はちょっとわかりかねる状況でございます。

それから、市営住宅の今後の見通しということでございますけれども、目標値ということでございますけれども、最近の地価高騰で、用地を確保して市営住宅を建てるということは非常に困難でございます。したがって、建てかえによる戸数の増ということが今後の重点的な施策になろうかと思っておりますけれども、現状の中では、できますれば100—1,000……（「市長は前から1,000と言ってるんだよ」と呼ぶ者あり）建てかえにより増でございますけれども、それはどう頑張らしても、190前後じゃないかなと、

こうふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 5点目の都営住宅に関連しての問題でございます。

東京都におきましては、住宅難というようなことで、住宅政策もかなり重点的に、精力的に本年度からやるということでございます。そういう中で、当時の新規事業、あるいは新設部分、建てかえ部分を含んで、過去にも報告したとおり、5カ所の計画が現在東京都ではあります。具体的な内容としては、新設部分としては、東京都は1,500戸ずつ、あるいは建てかえ部分としては3,500戸を目標にしての取り組みをするという一定の方針を出しております。

当市の5カ所の中の計画の中で、具体的に大坂上の問題でございます。現在の大坂上の子供につきましましては、平成6年を目標に着工したいという一定の計画はのっております。しかし、この場所につきましましては、文化財の調査等の問題があります。よって、この辺の調査問題を含んでこの計画についてはどう予定されるか、今後の問題になろうかと思っておりますが、当然、公共下水道との関連等も起きてくるわけでございます。今、この5カ所の中では、一番遅い予定の計画の中での大坂上の状況でございます。

ただ、その前に、新設部分として栄町の問題、落川の問題、この2カ所につきましましては既に遺蹟調査が終わっております。かなり長い期間の遺蹟調査が終わっているという状況。落川につきましましては、まだ半分という状況ではございますが、一応、住宅難、あるいは都営住宅の政策の上での、東京都が本年からは協議をしてくれという問題が既にクローズアップしております。もちろん、今後市内の体制を考えながら、この2カ所の今までの経過等を踏まえた中で、都営住宅建設に当たっての協議を進める予定でございます。当面は、大坂上の状況につきましましては平成6年度の着工目標というような東京都の予定でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） お答えいたします。

高齢者の居住状況でございます。平成2年4月現在のひとり暮らし老人、約502名でございます。同じように高齢者の夫婦世帯、これは2月現在でございます。若干月はあられてはいますが、1,646世帯ということで把握しております。

それから、入居の種類別でございますけれども、いわゆる民間、アパート、マンション、

一戸建て、貸家、こういう所に入っている方なんですけれども、これはちょっととらえた時点が古いんですが、今現在、老人の生活状況の調査やっておりますが、59年老人意識調査をやっております。そのときの入居種類別の比率からいきますと、高齢者のひとり暮らしのお年寄りにつきましては、大体110人前後、それから高齢者の夫婦世帯にいたしまして約350世帯ということが推定されます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 夏井明男君。

○22番（夏井明男君） 私は、市の職員の方についての住宅状況を把握した方がいいのではないかというお話ししたのは、市内の世論の傾向はどうかということを知りたいということでお話を申し上げました点が一つと、具体的な資料を、プライバシーに配慮した上で形での住宅状況の把握というのは、それほど難しいことではないということでお尋ねをしているわけでありまして、ぜひ、私は把握をしておいていただきたいというふうに思います。

さらに、これはいわゆる代用市営住宅構想についての話とも連動する話ですが、現在日野市の住宅状況がどういうふうな実態であるかということは、先ほど市民意識調査等、また国勢調査等で約半数の方が、公営、それから賃貸等の方であるというふうなお話がありますが、そのような調査だけでは私は、これからの対応としては、不十分ではないかというふうに思います。具体的に地域によりましては、古い民間アパートを取り壊して、やむなくそこを出られるという方が、この日野市にも現象的には、都内と違っていて少ないにせよ、その現象が徐々にですが、具体的に出てきております。実際に今回の定例会でもお話がありましたが、そういう方に対してはなかなか住宅を貸したがないということで、非常に不安な状況があります。東京都におきましても、福祉の原点というのは、住まいがまず確保されてからの福祉だ、ということで取り組むというお話でもあります。今のお話ですと、日野市内の住宅状況がどういうふうな現状であるのかということについて、ぜひ現状の把握をしていただきたいというふうに思います。そのことによって、国及び東京都からの施策を間違いなく具体的に適切に対応がとれる資料にもなるわけですので、ぜひその点をお願いしたい。この点は、市長から御答弁を求めたいと思います。

続きまして、代用市営住宅構想が市長からお話が出ております。この点、聞くところによりますと、ことしの秋、入居が可能とも言われたり、来年の春、入居が可能であるとも言われております。現状とすれば、どのような内容であるのか、具体的にお尋ねを

したいと思います。

まず、市長の方では、100室ぐらいの中身にしたいという話であります。で、この中では、対象者を高齢者としたしております。この高齢者の中には、いわゆるひとり暮らしの方を限定しているのか、さらにひとり暮らしの中でも病弱な、いわゆる日常的な動作が困難な方を対象にしているのか、それとも世帯の方でもよろしいのか、その点が非常に明確ではありませんので、お尋ねをしたいと思います。

東京都におきましては、いわゆる具体的な展開としますと、身体障害者の、いわゆる所得がなかなか得られないような方という一定の枠があるわけですが、身体障害者の方が入っております。さらに、母子家庭の方への展開もあります。これは日野市におきましても、長期計画の中では、実際にやりたいというふうに記載もされております。さらに、いわゆる低所得者層家庭への対策はどうかという点があります。この点の、この制度の展開として、どのようになさるのか、東京都からの新しい制度の創設を受けて、東京都の範囲の中で、東京都のいわゆる補助を得られる範囲の中での対象として考えていくのか、それとも一步もう少し踏み出して、対象を広げて考えていくのか、その辺のお話を承りたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 国民生活あるいは市民生活の衣食はかなり足りた状況になりましたが、いわゆる住が不十分であるということが現実の問題として国政、都政の段階に大きな施策の取り組みを求めている、こういう状況がございます。それで、今御質問に対しまして、確かに住宅事情の調査ということはこれは、国勢調査の際に既に資料があるというふうに思っておりますので、なおそれを一層、日野市の事情ということで絞った集計をしてみたい。その資料が借りられるならば、調査したいと、こう思っております。それから、今、いわゆる老人居室ということで、形といいますと東京都のシルバーピアに準拠することになるわけですが、お二人の方の御協力によって、32室が確保できたというふうに御報告いたしました。これは、ことしの当初予算では10月から入居できるという予算計上をいたしました。契約の推進の中でいろいろ隘路がございまして、それらを調整するまでに手間がかかりました。したがって、この間、福祉部長から、年度内にはということでお答えをしておりますが、できるだけ早く現実に移したい、こう考えておりますので、これから入居者の居住要件を、要綱的な整備をいたしまして、募集にかかるという作業に移りたいと思っております。

それから、今後のことではありますが、来年もまた、用地を——用地というよりも地主

さん方の御協力をいただくことによって、継続的に事業を進めて、最終目的ということじゃありませんが、少なくともここ二、三年の間に100戸ぐらいの戸数を確保したい、このことを申し上げたつもりであります。

それから、今回の広報紙に代用市営住宅の発想という表現で、地主さん方に呼びかけをいたしました。このことは、シルバーピアの施策を拡大した形で地主さんに、市営住宅の戸数を大きく拡大することが難しい事情にありますので、むしろ民間の建物を市営住宅に代用する形で経済的な経営の成り立つ内容を制度化して、そして、市営住宅に入居を希望される階層、あるいは所得の状況の方々を対象に、住宅の供給ができるようなそういう施策をとりたい、ということを出発点いたしました。一、二件既に御紹介もいただいておりますので、何とかこれを具体化して実現をしたい、こう考えております。

それから、御質問の中にありました、特に老人の居住状況によりまして、シルバーピア政策に基づく居室の確保とあわせて、土地代が上がる、あるいは年金の限度があるのに、家賃が上がると。こういうことで、困窮される方も当然あり得るわけでありまして、その方々に家賃の補助制度をつくらう、ということは今、指示いたしております。来年から実施するようにしたいと、こういう考えを持っております。そういう政策を総合いたしまして日野市で行い得る住宅困窮者、あるいは若年ないしは所得の低い階層に住宅を何とかして提供できる、そういうことが我々自治体としてのなし得る、また緊急な課題である、このような認識でございます。

○議長（小山良悟君） 夏井明男君。

○22番（夏井明男君） ちょっと疑問が残るんですが、今の市長のお話を聞いてみると、いわゆる東京都がこれから進めていこうという政策の中に、考え方、着想は同じだと思いますが、かなりの部分同じ線上で対策を立てるんだらう、というふうに私はお聞きをいたしました。一番やはり問題になりますのは、私は、どの辺の対象者に絞っていくのかということだろうと思うんです。今の市長のお話ですと、まだ明確にはシルバーピア構想の中ということで、絞りがなかったわけですが、福祉部長の方から、いわゆる59年の老人意識調査ということで、いわゆるひとり暮らしの方が大体アパート暮らしということで、110人前後ではないかというお話でありました。当面100戸の目標を立てるということになりますと、ちょうどこの辺の対象者の方が対象になるわけですが、その中でも、やはり具体的に追い出しにかかっているというふうな、いわゆる住宅の困窮度とですね、それから日常生活が不自由になって、先ほどのお話ですが、管理人さんを2人お願いをして、その中で30人前後の1人住まいの方を見ていくというふうな構想と、

その辺、対象、かなり丁寧にしていきませんか、私は無理だろうと思うんです。

今、100人ほどの、100戸ということで、当面のお話がありましたが、それ等は含まれないのかもしれませんが、市営住宅の申し込みにおきましても、先ほど市民部長の方から、申し込みの一番多いのは20代の方、要するにこれから新しく世帯を持たれていく方、現に世帯を持たれて、非常に高額な家賃では普通の生活ができないという若い世代の方が、恐らく申し込みが殺到しているんだろうと思うんです。これは1位というお話がありました。それから2位の方は30代の方ということでありました。3位が40代ということで、市営住宅の申し込みの対象の方の層ですね、ここまで対象として入ってくるといことになりますと、市長のお話をもう少し膨らませていきませんか、私は対策がとれないのではないかというふうに思います。その点、東京都もそうですが、国の方の施策をまつ部分がかかなり多いわけですけれども、そういう点では、日野市も東京都の施策を受ける形のものでなければ、実現困難な点がかかなりあるわけですが、その辺、ぜひ手順を、まあ生意気な言葉ですが、間違いないようにしていただきたい。かなりこの構想につきましても、住宅に困っている方はかなり関心が高いというふうに聞いておりますので、その辺の対象の範囲等につきましても、明確な設定をしていただきたいというふうに思います。特に、これは抽選でも何でもありませんで、いわゆる東京都のポイント方式ではありませんが、総合的な判断で決めていくというふうな形になると思いますので、その点、かなり厳格な基準等の設定、運用をお願いをしたいというふうに思います。

それから、これは先日の答弁でもあったんですが、もう一つ、私は、前に、これは多摩平の団地の公団の建てかえの問題がやはり起きているわけですが、最大のネックは、地価の高騰をそのまま建設費の中に組み込んで、それを家賃の中から取るという、そういうことですので、3倍4倍の家賃になってしまって、従来住んでいる方が、事実上、立ち退きをせざるを得ないという状況が生まれるということで、同じような問題状況にあるわけですが、私はそのときに、公団から建てかえの時期になったときには、土地を借用してそこに市営、いわゆる代用市営住宅構想を立ててもいいのではないかということをお話しさせていただきました。

今、市長のお話ですと、民間の住宅にこちらが建設費の一部、さらには利子補給ということで応援をさせていただいて、その見返りといいますか、そういう中でその住まいを確保すると、こういうふうなことであります。これをもう少し広げまして、土地を借用する形を私は考えてもいいのではないかというふうに思います。そういう意味で、多摩平団地の大きな建てかえのときには、そういう構想もぜひ練っていただきたいという

ふうに思います。

さらに、区画整理事業等の関係でお話をさせていただきたいんですが、ある市民の方からお話がありました。それは、この東京都内の住宅事情が、これほど厳しい状況になっていることを考えると、区画整理をして、その後に約40坪、50坪の土地の中に1戸建ての家を建てていくというのは社会的な全体の状況から見ると、ぜいたくではないかと。むしろ土地の高度利用等も考えますと、このような手法を、発想を変える時代ではないか、ということでもあります。市長の先日の答弁ですと、区画整理事業の中の土地を市が買うということは、とても財政的には無理だという御答弁もあったかと思いますが、その点、まだ日野市におきましては、区画整理事業の主体はさまざまあると思いますけれども、これから展開をされるわけです。その空間に対する土地利用の対策として、高度利用のその考え方というものは、私は非常に傾聴に値するのではないかというふうに思いますが、その辺の市長の御見解をお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 区画整理を行いますその第1の目的は、都市整備という大目的と、それから個人の地権者に対しまして、環境整備、宅地化を図ることになるわけでありまして、その際に、小宅地にいわゆる1戸1戸の住宅を建てるよりも、ある程度土地を集合化してといいましょうか、そういう形で地主の経営のもとに相当規模の集合住宅方式をとすることは、事業に経営保障の見通しがあれば、私は可能だというふうに思います。現在、例えば農住構想、この落川の方で実施されておるわけでありまして、その事業の中でも何かこう、個人個人の持ち分の土地を集合して、それにかなり規模の集合住宅を建てる。その際に、どこか公的な施策と合体できないだろうか、こういう御相談もいただきました。そういうお気持ちの方が、既にそういうことに気がついておられるということでございますので、むしろ農協なり、それから——ま、農協が一番いいと思いますけれども、もっと具体的な協議を進めていきたい、そういう機会を持ちたいというふうに考えております。

○議長（小山良悟君） 夏井明男君。

○22番（夏井明男君） かなり難しい問題に対して、意欲的な御答弁をいただいたわけですが、ぜひ、区画整理事業の中でも代用市営住宅というのは、言葉のあれとしては、制度的にはどうかというふうな点多々ありますが、東京都も本腰を入れてやるということですので、ぜひその受け皿的な対策としては、十分備えをしていただきたいと

思います。

特に、この住宅問題におきましては、話が多少大きくなりますけれども、いわゆる日米構造協議というところの最終報告の中で、いわゆる2000年目標ということで、これは住宅だけではありませんけれども、公共投資430兆円、この振り分けが具体的にはどういうふうにするか、まだ決まっていないうですけれども、これは一つのチャンスであるとも思います。具体的な振り分けの中で、恐らく東京都へも相当な国からの要請ということになってくると思うんですが、その辺、十分な対策を立てていただきたいというふうに、日野市におきましてもおくれのないようにとっていただきたいというふうに思います。

一方から言えば、この都市の集中化ということの解消は、遷都論をまつ以外にないのではないかというふうな議論もありまして、日野市のみで解決できる方法はないわけですが、せめて日野市に長くお住まいの方で住宅を追われていくという方、そういう方の対策ということは、至急に立てていただきたい。先ほどお話ありませんでしたが、所得で制限はあると思いますけれども、いわゆる身障者の方、いわゆる社会的弱者に対する問題、特に母子家庭の方の問題におきましては、所得以外に不動産屋の方から断られる例もあります。公的保証人の制度ということで田原議員からもお話ありましたが、ぜひ、社会的弱者という観点から見ますと、いわゆる御老人の方以外でも、そういう層の方がいらっしゃいますので、ぜひその辺の対策も、住宅対策においては広げていただきたいというふうに要望いたしまして、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君） これをもって21の2、日野市内に公営住宅（代用市営住宅を含む）を大量に建設せよの質問を終わります。

一般質問21の3、街に熟年者・障害者のためにベンチを設置せよの通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○22番（夏井明男君） 昭和63年の4月1日で日野市の福祉環境整備要綱というものが定められております。で、この考え方の延長線からいきますと、これは私は「熟年者」という表現をさせていただきましたが、このような層の方々、さらには体の御不自由な方に対するまちの対策として、ベンチの設置ということが必要ではないか。聞くところによりますと、市道、都道、国道によりましては、国道は正確ではありませんが、むやみやたらにベンチを置くことはできない、というふうな形のものもあるかと思いますが、現行法の中で、まちにベンチをとる場合に、障害があるのかどうか。制度的に障害があるのかどうかということ、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（小山良悟君） 夏井明男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 道路管理の立場からお答えをさせていただきたいと思えます。

道路には、人や物質の移動といった、本来の機能だけではなくて、情報の関連や環境整備のための施設を収納し、またコミュニティを生み出す機関として最も公共性の高いものの一つであります。利用者全般の利便性の確保や、サービスの向上の観点からも、高齢者や障害者を初めとする交通弱者の立場に立って、優しさのある道路にも求めがあるということが、今日の道路行政だと思っております。

この現地の道路に設置する行為でございますけれども、道路法の第32条の第1項の第1号に定める「道路管理者の許可を受けなければならない」という工作物に当たります。この許可を受けようとする者は、「道路占用の目的、期間、場所、工作物の構造、工事の方法等を記載して、申請書を道路管理者に出して許可を受けなければならない」ということになっております。また、法の第39条には「占用料の徴収に関する規定」がされております。この道路法の定めを受けて、日野市は道路占用規則により手続の関係等を定め、「日野市道路占用徴収条例」によりまして、占用の物件ごとに占用料の額を定めているわけでございます。

徴収条例の中ではこのベンチに対しては、平米当たり1,220円を徴収という形になっておりますけれども、これは減免も可でございます。占用許可を行う実務上では、東京都の道路占用許可基準を参考に運用していますが、ベンチの占用については、バス・タクシーの事業の団体、または自治会・商店街等の団体が設けるものか、あるいは地方公共団体が設けるものに限り、一定の大きさと固定式のもので定められております。場所については、駅広とか、コミュニティ道路、福祉施設や病院付近のバス停とタクシーの乗車場、それから上屋が設置されてますバス停とか、それからタクシーの乗り場等の、特に交通の支障とならない場所などに限定して、道路管理者は許可を出しているというのが実態でございます。

いずれにいたしましても、道路に求められる優しさというものを念頭に置きまして、道路管理の立場から、こういう設置届けが出てくれば、このような場所については積極的に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山良悟君） 夏井明男君。

○22番（夏井明男君） かなり積極的な御答弁いただきました。今、お聞きしますと、

原則的には可能であるというお話であります。私は、このベンチの問題は、南多摩丘陵公園の中と、それから浅川の土手の上に——移動式のベンチということで質問させていただきましても、確かに体のぐあいの悪いかなりの御年配の方が、まちへ行って歩いてですね、少し座りたいなと思って見ても、なかなかベンチはないようです。私も、そのような目で見ますと、まだまだ先ほど挙げました要綱の精神から見ますと、まだ対策を立てなければいけない、という点があると思います。

今の建設部長のお話ですと、そのような申請等の形があれば、具体的な地形も判断しながら、対処をしていきたいというお話でありました。特に、気がつく点は、これは数年前に土方議員の提案でしたけれども、まちに花壇を、というお話がありまして、本年も平成元年の実績報告書の中でも246万かけて2カ所ほど、いわゆるコミュニティー花壇の設置がなされています。こういう所へでもちょっと一つのベンチぐらいあっても、私はよろしいのではないかなというふうに考えております。ぜひ、御年配の方、さらには、いわゆる体の不自由な方が、まちを歩かれてどうかという、建設部長のお話の、優しいまちというものの配慮をぜひこれから進めていただきたいというふうに思いますが、最後に市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） このたび、海外研修をされて、外国の都市をごらんになって、多分、私ども映画で見たり、テレビで見たりしますような、道端にベンチがあってお茶が飲めるという状態は、まちの優しさを伝える大切な要件だと思います。市内をよく見渡しまして、適当な場所にむしろ場所を設けていきたい、こういうふうに伺ったところでございます。

○議長（小山良悟君） 夏井明男君。

○22番（夏井明男君） 市長から前向きな答弁をいただきました。ぜひ、市で予算を計上しながら、計画的にまちの中に休憩所とはいかないまでも、ほっとできるようなベンチをつくっていただきたいというふうに要望しまして、終わります。

○議長（小山良悟君） これをもって21の3、街に熟年者・障害者のためにベンチを設置せよの質問を終わります。

これより請願第2-20号、日野市立総合病院を現在地に建て替えることに関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、御手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第2-20号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長におい

て厚生委員会に付託いたします。

これより請願第2-21号、公衆浴場に係る相続税・固定資産税の減免に関する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第2-21号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第2-22号、日野歩道橋（日野本町2-17先）を撤去し代わりに横断歩道を新設することを求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第2-22号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第2-23号、老人性白内障人工水晶体（眼内レンズ）に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第2-23号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第2-24号、「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願、請願第2-25号、中ホール建設に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨は、御手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第2-24号、請願第2-25号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において文教委員会に付託いたします。

これより請願第2-26号、中島道路交通禍についての陳情、請願第2-27号、高幡土地区画整理事業地区内の商工業者への営業権及び生活権の確保についての請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨は、御手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第2-26号、請願第2-27号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定

により議長において建設委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

17日、月曜日から始まります常任・特別委員会は御手元に配付しました日程表のとおりです。

委員の皆様には日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は9月28日、金曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後8時8分 散会

9月28日 金曜日 (第7日)

平成2年 日野市議会会議録 (第30号)  
第3回定例会

9月28日 金曜日 (第7日)

出席議員 (30名)

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	小川友一君
5番	高橋徹君	6番	土方尚功君
7番	天野輝男君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	旗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	佐藤智春君
助役	砂川雄一君	総務部長	藤浪竜徳君
企画財政部長	長谷川暢男君	生活環境部長	糸川滋君
市民部長	永瀬誠一君	都市整備部長	前田雅夫君
清掃部長	小林修君	福祉部長	坂口泰雄君
建設部長	橋本栄萬君	病院事務長	大崎茂男君
水道部長	高野隆君	学校教育部長	藤本亨一君
教育長	長沢三郎君		
社会教育部長	坂本金雄君		

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橋達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3  
 立川速記者養成所 所長 関根福次  
 速記者 山川芳子君  
 速記者 大迫嘩子君

議事日程

平成2年9月28日(金)  
 午前10時開議

(議案審査報告)

(総務委員会)

日程第1議案第64号 日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定  
 について

(総務・文教・厚生・建設)

日程第2議案第68号 平成2年度日野市一般会計補正予算について(第

2号)

(厚生委員会)

日程第3議案第65号 日野市中心身障害者(児)福祉手当支給条例の一部  
 を改正する条例の制定について

日程第4議案第66号 日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の  
 制定について

日程第5議案第67号 日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の  
 制定について

日程第6議案第70号 平成2年度日野市受託水道事業特別会計補正予算  
 について(第1号)

日程第7議案第71号 平成2年度日野市老人保健特別会計補正予算につ  
 いて(第2号)

(建設委員会)

日程第8議案第69号 平成2年度日野市下水道事業特別会計補正予算に  
 ついて(第1号)

日程第9議案第72号 市道路線の認定について

日程第10議案第73号 市道路線の廃止について

日程第11議案第74号 (仮称)2番橋新設その4工事委託契約の締結に  
 ついて

日程第12議案第75号 字区域の変更について

(一般会計決算特別委員会)

日程第13議案第56号 平成元年度日野市一般会計決算の認定について  
 (特別会計決算特別委員会)

日程第14議案第57号 平成元年度日野市国民健康保険特別会計決算の認  
 定について

日程第15議案第58号 平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計決算  
 の認定について

日程第16議案第59号 平成元年度日野市下水道事業特別会計決算の認定  
 について

日程第17議案第60号 平成元年度日野市立総合病院事業会計決算の認定  
 について

- 日程第 18 議案 第 61 号 平成元年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第 19 議案 第 62 号 平成元年度日野市老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第 20 議案 第 63 号 平成元年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について
- 日程第 21  
(請願審査報告) 紹介議員の取り下げの件  
(文教委員会)
- 日程第 22 請願 第 2-14 号 「市立平山中学校特別活動棟の増築に関する早期実現」の為の日野市議会に対する請願  
(厚生委員会)
- 日程第 23 請願 第 2-1 号 生コン工場・資材置場の公害に関する請願
- 日程第 24 請願 第 2-19 号 たきあい学童クラブへの希望者全員の入所を求める請願  
(建設委員会)
- 日程第 25 請願 第 2-15 号 米市場開放阻止に関する請願  
(総務委員会)
- 日程第 26 請願 第 2-21 号 公衆浴場に係る相続税・固定資産税の減免に関する陳情  
(文教委員会)
- 日程第 27 請願 第 2-16 号 義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情
- 日程第 28 請願 第 2-17 号 「義務教育諸学校の学校事務職員、栄養職員の給与費の国庫負担制度からの除外」に反対する陳情
- 日程第 29 請願 第 2-24 号 「(仮称)浅川公会堂建設」に関する請願
- 日程第 30 請願 第 2-25 号 中ホール建設に関する請願  
(厚生委員会)
- 日程第 31 請願 第 2-20 号 日野市立総合病院を現在地に建て替えることに関する請願
- 日程第 32 請願 第 2-23 号 老人性白内障人工水晶体(眼内レンズ)に関する請願

- (建設委員会)
- 日程第 33 請願 第 2-4 号 京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願
- 日程第 34 請願 第 2-5 号 帝人高層独身寮建設反対に関する請願
- 日程第 35 請願 第 2-6 号 高幡土地区画整理事業地区内の突然の総合病院建設計画の見直しについての請願
- 日程第 36 請願 第 2-9 号 第53東豊田クリスタルマンション新築に関する請願
- 日程第 37 請願 第 2-10 号 (仮称)二番橋の名称を「万願寺歩道橋」とすることを求める請願
- 日程第 38 請願 第 2-11 号 中尾マンション(仮称)建築計画に対する反対請願
- 日程第 39 請願 第 2-13 号 仮称神明4丁目ハイツ建築に関する請願
- 日程第 40 請願 第 2-22 号 日野歩道橋(日野本町2-17先)を撤去し代わりに横断歩道を新設することを求める請願
- 日程第 41 請願 第 2-26 号 中島道路交通禍についての陳情
- 日程第 42 請願 第 2-27 号 高幡土地区画整理事業地区内の商工業者への営業権及び生活権の確保についての請願
- (継続審査議決)
- 日程第 43 下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
- 日程第 44 スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件
- 日程第 45 交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件
- 日程第 46 市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件  
(請願上程)
- 日程第 47 請願 第 2-28 号 大坂上二丁目の「(仮称)日野マンション」の建設計画に関する請願  
(議案上程)
- 日程第 48 議員提出議案第9号 育児休業法の早期制定を求める意見書
- 日程第 49 議員提出議案第10号 ゆとり宣言の決議
- 日程第 50 議員提出議案第11号 新学習指導要領に基づく「日の丸」「君が代」強制に反対する意見書

- 日程第 51 議員提出議案第12号 小選挙区制に反対する意見書
- 日程第 52 議員提出議案第13号 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び東京都小売商業調整に関する要綱の存続に関する意見書
- 日程第 53 議員提出議案第14号 固定資産税と相続税の軽減を求める意見書
- 日程第 54 議員提出議案第15号 借地・借家法の改正に反対する意見書
- 日程第 55 議員提出議案第16号 憲法の平和的原則を守り、非軍事的手段で国連に協力することを求める意見書
- 日程第 56 議員提出議案第17号 104有料化の撤回を求める意見書
- 日程第 57 議員提出議案第18号 東京都立七生養護学校の高等部新設と施設充実を求める意見書
- 日程第 58 議員提出議案第19号 米市場開放阻止に関する意見書

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第49及び第52、第53、第57、第58まで

午後2時6分 開議

○議長（小山良悟君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより議案第64号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（谷 長一君） それでは、総務委員会に付託されました議案の審査報告を申し上げます。

議案第64号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、市長の補助職員、行政部門等の定数を改正するものでありまして、第2条第1項第1号中「819名」を「821名」に、それから次に「63名」を「61名」に改めるということでございます。これは、市長の補助職員、行政部門の職員の821名をただいま申し上げました件でございまして、この819名を821名に2名増員する。これは、水道部門の職員の61名を63名にということの振りかえでございます。

内容につきまして申し上げますと、水道部門の近代化等によりまして、三沢、旭が丘が無人化並びにコンピューター化に切りかわるわけです。それで多摩平に統合され、これらが遠隔操作によって作動できるというふうになりましたので、内部調整等も行い4名が減員されるものであるということでありまして、しかし、この水道工事につきましては、下水道並びに区画整理工事等の進行に伴いまして水道工事、それから、その事務量の増加等によりまして、職員2名を必要とするということになります。結果としては、2名減ということになるわけでございます。これが、行政部門に2名振りかわって819名が821名に、それから水道部門の職員が63名が61名になったということでございます。

なお、これらにつきまして質問等があったわけでございます。これにつきましては、この水道部門の職員の配置がえ等に際しまして、適切なる職員の配置をしなければならぬのではないかとということもあったわけです。それに対しましては、電気関係の職員なので、それらの適性配置は可能であるということや、また、意見といたしまして、各部門の職員の異動等については、慎重にこれを行う必要がある等の意見がございました。

結果は、これを全員異議なく原案どおり決しましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結い

たします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議案第64号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第68号、平成2年度日野市一般会計補正予算（第2号）の件を議題いたします。

本件については4常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次、審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（谷 長一君） それでは、議案第68号につきまして、その審議の経過と結果について申し上げます。

これは、平成2年度日野市一般会計補正予算について第2号、歳入全般でございます。それから、歳出の分におきましては、総務費のみでございます。

歳入全般につきまして、今回補正追加するものは4億444万4,000円でございます。結果、歳入予算総額が396億587万7,000円ということに相なるわけでございます。それで、この総括の歳入というところにおきましては、特に委員会においての部長の説明等はございませんでした。

そこで、次に歳出に移らせていただくわけでございますけれども、歳出につきましては、補正額5,060万9,000円でございます。補正後は57億9,978万6,000円ということになるわけでございます。特にこの総務管理費につきましては、補正額が4,752万7,000円、補正後の額が47億9,622万1,000円ということになるわけです。

内訳について、今度は申し上げますと、財産管理費の補正が329万1,000円、これは役員費と工事費でございます。工事費につきましては、これは市有地の外柵設置ということで、南平の4丁目の11の18の1,762平米の外柵ということの説明がありました。また公会堂費につきましては、これは34万3,000円、これは需用費でございます。これは七生公会堂給水施設の老朽化による修繕料ということになるわけです。それから、諸費につきましては4,389万3,000円が補正されまして、その内容につきましては、償還金利子

及び割引料ということございまして、前年度の償還、事業の確定による精算によって返還をせねばならぬというものでございまして、これは18項目にわたって返還金というところに説明がなされております。

次に徴税費。これは賦課徴収費補正額が276万2,000円、これは報償費でございます。これは納期前納付の奨励金の不足分ということでございます。さらに、この需用費91万5,000円。これにつきましては、資産税課の経費、消耗品費、印刷製本費等であり、委託料34万7,000円につきましては、同じく資産税課経費の不足分、これは固定資産税等の計算に要する評価がえとか土地の全域調査、家屋全棟の積算等の委託調査費ということになっているわけです。

さらに、この統計調査費、これは指定統計費補正額32万円。これは国勢調査の指導員と調査員に要する補正です。これは116人と1,165人分相当です。それから、これは単価の改正です。

次に諸支出金になるわけですが、これは土地開発公社の助成費5,304万1,000円、これは負担金、補助及び交付金です。これは土地開発公社に対する補助金でありまして、利息支払分ということになるわけでございます。

さらに、次に質問等が出たわけでございます。それらをかいつまんで申し上げますと、税金過誤納したときの請求権は何年にわたり存在するかというようなこと。

それから、その救済方法。

それから、法人、個人市税の見通し等について。

さらに納期前納付報償金と奨励金等についてということ。

次に、来年度の評価がえ、来年度は評価がえの年である。評価がどうなるか心配だというような質問がなされたわけでございます。

それで、この第1点につきましては、行政不服審査法によると、5年を経過した場合は請求権がない。

さらに、この救済方法につきましては、固定資産の縦覧、または閲覧等の行為があるので、これらをしていただいて、それらのことをみずからも発見するというようなこと以外に救済方法はないではないか。で、わかったとしましても、5年以上経過した場合には返還することは不可能である。こういうことです。

それから、この3点の法人税と個人の市民税の見通し。これにつきましては、法人税は4億から5億は落ち込むのではないかと考えられる。ただし、個人の納税の伸び等があるので、個人につきましてははないのではないかと。さらに、納税者の増加等も見込まれ

ているので、個人については落ち込みはないだろう。こういうことです。

それから4点目の報償金の問題です。これにつきましては、そのような制度があるんだ。ただし、納税組合の場合は49組合あって補助金を出しているけれども、監査委員の報告書ですか、それに意見として添えられているように、年々その率は低下しているというようなことを申されておりました。やはり、その点は考えていかなければならないという問題があるということをおっしゃっていたわけです。これは、納期前納付報償金についてはいろいろ制度がある。奨励金制度もある。内容については触れていなかったと思います。

それから5点目の評価がえ、これについては家屋につきましては、前年度を上回ることはない。それから、土地につきましては63年、平成元年と2年の3カ年で12%上がった。市は、今も東京都と協議をしている。さらに、東京都と現在協議中であるので、この評価がえ等につきましては、極力税金の上昇するというようなことは、抑制するように努力しなければならないというような答弁がなされたわけでございます。

以上のように、総務委員会におきましては付託されました議案について、慎重に審議をいたした結果、原案どおりこれを決すべきものと決しましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に、文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長 登壇〕

○文教委員長（福島盛之助君） それでは、議長の御指名によりまして議案第68号、平成2年度の日野市一般会計補正予算について、第2号の歳出のうち教育費につきまして、委員会における審査の経過並びにその結果を報告を申し上げます。

本委員会は、理事者側より本件に対する提案理由並びに議案の内容につき説明を求め、慎重に審査を行った次第であります。主な質疑といたしましては、南平体育館の雨漏りの修繕について。いつごろから漏っているのか。以前にその兆しはなかったのか。保証はきかないのかとの質疑があり、これに対する答えといたしましては、今までに雨漏りはなく、本年6月より激しく雨漏りを始め修理を必要とするようになった。保証については、10年がたっているので市の予算で修理するとの答弁でございました。

これに対し、教育委員会は施設に十分気を配り速やかな判断で修理することが必要で

あるとの要望が出されました。

次に、図書館のガイドブックは市で発行している市民読本や他のガイドブックとは違うのかとの質疑に対しましては、他のものとシリーズでつくるのではなく、市内の様子をわかりやすく市民に知らせるものであるとのこととでございます。

これらのほか、各般にわたり質疑が行われましたが、細部については省略をさせていただきます。

採決に入りまして、全員異議なく原案どおり可決した次第でございます。

なお、お手元の審査報告にもありますとおり、平山中学校の食堂新築設計の予算執行に当たっては、後ほど報告をさせていただきますが、請願第2-14号の趣旨を最大限に尊重することとの付帯意見を、これも全員異議なく付するものと決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。報告を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に、厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長 登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君） 厚生委員会の審査報告を申し上げます。

議案第68号、平成2年度日野市一般会計補正予算（第2号）歳出のうち、民生費、衛生費、消防費についての審査報告でございます。

補正額は民生費196万7,000円。衛生費356万5,000円、消防費98万円でございます。民生費では、心身障害者福祉施設費として、かざぐるまの家、すずかけの家、青い鳥作業所、第二青い鳥作業所、たんぼの家など都の単価改正で増額となったものでございます。衛生費では、じんかい処理費でゴミ焼却施設の修繕料としてと、さらにカレットの改修、これからやるのでドラム缶150本分と看板代などでございます。消防費では、常備消防費で常備消防の委託でございます。

質疑の主なものといたしましては、衛生費の中では、カレットの改修について、今までやっている団体があるが、これについて今後もやってもらうのか。さらには住民へのPR。事故などもある場合も考えて、保険の適用はどうか。さらには、地区センターは30カ所配置するということであるが、地区センターのこの配置をもっとふやす努力をしていただきたい。こういう質問がございまして、今、自主的な運動をやっている46カ所、

さらに市で30カ所予定しており、一緒に改修をしていきたい。こういう答弁でございました。また、保険については新しい保険などもあるので検討をしていく。地区センターなども今後、ドラム缶が置けるかどうか見て回りながら協力をお願いしていく、とこういうことでございました。

また、消防費の問題では、自主消防が新興住宅地では消防団員になる人が非常に少なく困っているが、対応はどうかということで、答弁といたしましては、市内に8分団に分けているが、それをさらにまた細かく分けて1分団ずつあるけれども、地域によっては格差もあり、努力をしていく。こういう報告がございました。

以上、民生費、衛生費、消防費については慎重審議を行いまして、全員異議なく原案を可決したものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に、建設委員長の審査報告求めます。

〔建設委員長 登壇〕

○建設委員長（馬場繁夫君） 議案第68号、平成2年度日野市一般会計補正予算（第2号）歳出のうち、建設委員会に付託されました農業費、土木費につきましての審査結果について、御報告させていただきます。

農業費のうち農業振興費につきましては、東京都優良集団農地保全育成事業補助金など補正額は325万3,000円で、総額といたしまして6,924万4,000円とするものであります。

土木費のうちの道路橋梁費につきましては、（仮称）二番橋新設による委託料等によるものでありまして、補正額は7,934万9,000円で、総額といたしまして16億650万7,000円とするものであります。

主な質疑といたしましては、（仮称）二番橋は今年度中に完成できるのか。また、取りつけ道路の状況はうまくいっているのか等であります。

それで、3月の31日までは完成できる。それから、用水の上部を利用してよいとの回答も得ているというような答弁もございました。

それから都市計画費につきましては、駐車場整備計画策定に伴う委託料などによるもので、補正額を1億7,573万6,000円で、総額としましては50億8,619万1,000円とするものであります。

主な質疑としましては、都市計画審議会の人件、駐車場整備計画策定に関する質疑が

ありました。都市計画審議委員は17名である。また、建設省の指導で国の補助金があり、その基本額が600万円で、東京都の受託事業となっている等の答弁でありました。採決の結果、全会一致、原案を可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって建設委員会関係の審査報告を終わります。

各委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議案第68号、平成2年度日野市一般会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第65号、日野市中心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第66号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第67号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長 登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君） 厚生委員会の審査報告を申し上げます。

議案第65号、日野市中心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例についてでございます。この条例改正は、日野市の心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正するものであり、「12,000円」を「12,500円」、「10,500円」を「11,000円」、「6,500円」を「7,000円」、「8,500円」を「9,000円」にするものでございます。質疑の中で、なぜこの増額をするのかということでしたが、諸物価の値上げなどもあり制度の充実を図るということの答弁がございました。

慎重審議を行い、全員異議なく原案を可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第66号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定についてで

ございます。これは第3条中「41,000円」を「43,000円」に、「34,500円」を「36,000円」に、「23,000円」を「24,000円」に改めるものでございます。

これも、先ほどのものと同じ中身でございまして、慎重審議を行い、全員異議なく原案を可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第67号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。第5条第1項に該当する児童育成手当「10,000円」を「10,500円」に、障害手当「12,000円」を「12,500円」に改めるものでございます。

これにつきましても、慎重審議を行い原案を可決すべきものと決した次第でございます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本3件について採決いたします。本3件に対する委員長報告は原案可決であります。本3件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議案第65号、日野市中心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第66号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第67号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第70号、平成2年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第71号、平成2年度日野市老人保健特別会計補正予算（第2号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長 登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君） 厚生委員会の審査報告を申し上げます。

議案第70号、平成2年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,200万円とするものでございます。歳入では、水道事業

委託金として1,000万、歳出では導入管布設として1,000万でございます。

質疑の中で、ある地区センターでは水道料金が通常1,800円ぐらいであったものが、ある日3万8,000円となって、この水道料金の徴収が間違いではないかということや、あるいはメーターの見誤りではないかという、こういう質疑がされまして、早速調査をし漏水などのおそれもあるので、すぐに対応するという答弁がございました。慎重審議を行い全員異議なく原案を可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第71号、平成2年度日野市老人保健特別会計補正予算（第2号）でございます。補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,637万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億3,331万8,000円とするものでございます。歳入では、平成元年度の精算交付金39万4,000円と前年度繰越金3,597万6,000円でございます。歳出では平成元年度老人医療給付費国庫負担分が125万8,000円と、一般会計繰出金が3,430万7,000円でございます。

質疑、御意見もございませんで、慎重審議の中で全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本2件について採決いたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本2件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議案第70号、平成2年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第71号、平成2年度日野市老人保健特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第69号、平成2年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第72号、市道路線の認定、議案第73号、市道路線の廃止、議案第74号、（仮称）二番橋新設その4工事委託契約の締結、議案第75号、字区域の変更の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長 登壇〕

○建設委員長（馬場繁夫君） それでは、議案第69号、平成2年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、審議結果につきまして御報告させていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,652万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億7,700万7,000円とするものであります。

管きょ管理費につきましては、日野樋管の修繕、占用看板の設置などによるもので補正額323万4,000円で、総額を4,100万6,000円とするものであります。管きょ建設費におきましては、組合施行によります南平区画整理事業が早まりまして、道路工事をするため、あわせて下水道の敷設工事などの補正でありまして、補正額2億8,329万5,000円で総額を35億2,916万8,000円とするものであります。

特に質疑もなく採決の結果、全会一致原案可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

続きまして、議案第72号、市道路線の認定、議案第73号、市道路線の廃止につきまして、建設委員会の審議結果について御報告させていただきます。

昭和21年、新道路法が施行され、旧道路法の名称がそのまま認定されたため煩雑になっております路線名を再編成するものであります。昭和63年より再編成の時期に取りかかりまして、2,394路線を廃止し、市内16ブロックに分け2,659路線を認定するものであります。

特に質疑もなく採決の結果、全会一致可決すべきものと決しました。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第74号、（仮称）二番橋新設その4工事委託契約の締結についての審議結果について、御報告いたします。

委託工事内容としましては、親柱、照明、高欄、橋面舗装工事等による上部工附属施設一式で、工期は契約日から平成3年3月30日までであります。契約金額が1億1,888万6,000円で、随意契約によるものであります。契約の相手方は、東京都千代田区大手町一丁目3番1号、契約担当官、建設省関東地方建設局長、松延正義さんであります。

特に質疑もなく採決の結果、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、議案第75号、字区域の変更についての審議結果について御報告申し上げます。

組合施行の下河内区画整理事業区域内の字区域を変更するもので、区画整理区域内3

ヘクタールと周辺0.3ヘクタールのうち、1.6ヘクタールを落川から百草へ変更するものであります。58筆13名の所有者がありまして、周辺地権者の了解も得ているところであります。また、関係自治会の調整も既に済んでいるところでありまして、12月27日より施行する予定であります。

主な質疑としましては、町名地番整理の見通しにつきまして質疑がありまして、既に64%が済んでおる。残りの36%はまだ未整備地域であります。で、151ヘクタールの整備の準備に、現在入っております。平成4年度に三沢、程久保、百草の一部につきまして施行する予定であります。今後、また段階的に整備を進めていきたいというような答弁もありました。

採決の結果、全会一致、原案可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。以上でございます。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本5件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本5件について採決いたします。本5件に対する委員長報告は原案可決であります。本5件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議案第69号、平成2年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第72号、市道路線の認定、議案第73号、市道路線の廃止、議案第74号、（仮称）二番橋新設その4工事委託契約の締結、議案第75号、字区域の変更の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第56号、平成元年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。一般会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔一般会計決算特別委員長 登壇〕

○一般会計決算特別委員長（土方尚功君） それでは、一般会計決算特別委員会に付託されました議案第56号、平成元年度日野市一般会計決算の認定について、委員会の審議の経過とその結果について報告をいたします。

委員会は9月19日、20日、21日の3日間、実質24時間26分の間に、延べ46名、120項目の質問がされ、慎重に審査を行いました。決算額はお手元の資料のとおりであり省略をさせていただきます。

歳入全般につきましては、7人の委員よりおおよそ19項目にわたり質疑があり審議されました。その主なものとして、消費税導入に係る影響度、実施計画に係る到達度合い、財産売却収入、使用料、手数料、収益事業収入、不納欠損状況等でありました。

歳出のうち議会費、総務費につきましては、5名の委員より17項目にわたり質疑、審議がされました。その主なものとして、多摩平4-3ブロックといたしますか、そこの整備計画調査委託方法、あるいは市の駐車場対策、負担金、補助金支出のあり方等でありました。

民生費につきましては、11名の委員よりおおよそ23項目の質疑があり、審議がされました。主なものとして、老人住宅、代用市営住宅の件、老人医療費と共済制度化、福祉ボランティアの連携、老人ホームの経費と今後の考え方、生活・保健センター等の民主的運営、福祉施策に対する申請の問題、改善点、各協議会における減額等でありました。

衛生費、労働費、農業費、商工費、土木費、消防費につきましては7名の委員より、おおよそ15項目にわたり質疑、そして審議がされました。主なものとして、各種検診状況、安全対策、道路台帳整備、合併処理浄化槽、放置自転車対策、災害対策関連、勤労福祉会館と産業会館の建設等でありました。

教育費、公債費、諸支出金、予備費につきましては、9名の委員より25項目にわたって質疑があり、審議がなされました。主なものとして、公聴会等の負担金のあり方、市民プールの整備、学校開放、校庭等を含み基本的な考え方、二小の校庭拡幅の件、それから学童クラブ設置基準、青少年健全育成関連等でありました。

総括質疑につきましては、7名21項目の質疑があり審議され、主なものとして、入院看護料貸し付け制度、納税組合への補助、ごみの不法投棄、多摩平4-3ブロックの整備計画等についてでありました。

以上が、質疑と審議内容の概要であります。なお、委員会中に請求されました資料は既にお手元に配付をされております。総括意見は、前例に倣いまして各会派代表議員が本会議場で述べることを確認し、すべての審査を終結し、決算の認定については採決をいたしました結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。以上、報告とさせていただきます。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 何点か委員長にお尋ねをいたします。

昭和63年度の決算審査の折に、いろいろ世上話題になっておりました市長交際費の公

開について求めましたところ、現金出納帳の写しが決算委員会に配付をされました。その中で、市長交際費の用途についていろいろな注文をさせていただいたわけですが、今回、市長交際費について、委員会の中で取り上げられたかどうか。この点、まずお尋ねをいたします。

また次に、これも同様に前から私は指摘をしている件であります。市税の滞納額が年々、その額を増してきております。平成元年度の決算でも、前年度をかなり上回る滞納額が数字として出てきているわけですが、滞納整理については平成元年度、どのような対応がなされたかどうか。この点についての質疑がありましたら、お聞かせをいただきたいと思っております。

それから、消費税の転嫁についてお尋ねをいたします。消費税の導入に伴う市財政への影響については、今、委員長の報告でもお聞きをしました。かなりの議論があったと思いますが、消費税法等に基づく使用料、その他の手数料等に対する転嫁が適切に行われることが求められているわけであり。しかも、これは法律で決められたことですが、この転嫁が日野市の場合にはなされておられません。こういった違法な行為について、委員会の中で議論がなされたかどうか。この点について、お尋ねをいたします。

その他、いろいろお尋ねしたい点はあるわけですが、以上3点について委員長の御回答をお願いをいたします。

○議長（小山良悟君） 一般会計決算特別委員長。

○一般会計決算特別委員長（土方尚功君） まず1点目の市長交際費についてでありますけれども、この点については、委員会では質疑はなされませんでした。よって資料等の写しというものの請求等もなかったということでございます。

続いて、市税の滞納整理の関係ですけれども、この点については、先ほどの報告の中にも若干触れましたけれども、質疑としてはなされました。ただ、その段階では、不納欠損関係の数字、平成元年については2,300万、2年については5,100万というような数字と合わせて、執行停止と申しますか、時効の関係——消滅時効ですね。こういったものの件数の報告等は受けております。消滅時効については886件、停止については1,006件ということになりますけれども、その状況の、古賀議員の質問とする部分ではお答えになっていないかもしれませんが、状況としてはそんなことで、内容的には報告がされた部分があります。

それから、消費税法の転嫁の関係でありますけれども、消費税の、要するに影響度合

いということでは質問もなされ、そして、お手元に配付された平成元年度の当初予算と決算の比較というようなことで一覧表が出され、そして、それに対する委員の中では、利子割交付金の関係等から、実質的には5億円程度の増ではないかというような意見は出されております。

そういう概略でのお話はできます。それ以上に細かい点での御質問等については、担当課といいますか、そこら辺から伺っていただければということで回答にかえます。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 委員長ありがとうございます。

この際、交際費の件について委員会の中では触れられなかったということでもありますので、市長交際費430万円の執行の件について、3点ほど理事者の方からお答えをいただきたいと思っております。

一つは、私なりにいろいろ資料をお願いをしていただきましたが、これは果たして市長交際費の使途としてふさわしいかどうか。感ずるものが幾つかありますので、それをまず挙げて、市長の見解をお聞きしたいと思っております。

平成元年4月の25日に市長初登庁花束代というのがあります。金額1万2,360円。これはよく考えてみますと、市長が支出をしたわけでありましたが、この花束を受け取ったのは市長であるということになります。普通、支持者や支持団体の人たちが初登庁をする市長に祝意を込めて花束を贈るということは、よくあることでありますので、これは何ら問題にならないと思っておりますが、自分に渡す花束代を交際費の中から自分が支出するという行為は、果たして妥当なものかどうかという気がいたします。市長にはたくさん支持団体があるわけです。しかし、その中には花束一つお買いになる団体がなかったようではあります。市長交際費の中から自分に贈る花束代を自分で支出するという行為はどうなのか、いかがなものか。この点について、見解を承りたいと思っております。

それから、いろいろ前年度も指摘をしたわけでありましたが、革新系の団体と呼ばれておりますグループや政党に対する賛助料等の名目での支出がかなり多いのは例年のとおりであります。それとは別に、自治会や老人会のお祝いが幾つか出されております。百草団地の自治会の総会や平山住宅の自治会の総会のお祝い、公住協の第15回総会のお祝い金、またこれらの自治会の夏のお祭りにも出されているわけでありましたが、市内には、老人クラブや自治会というのは、このほかにもたくさんあるわけでありまして。

私は市長交際費の公平な使い方ということを考えてみますと、出すならば、すべての自治会や老人会に同じように支出するのが適切ではないかと思っておりますし、出さないな

らば、一律にやはりそれに倣うのがいいのではないかと思います。この点について、案内があれば出しておられるのかどうか、その点もわかりません。いかなる基準で、これらの自治会や老人会等は、市長交際費の中からお祝い金を受け取ることが可能になっているのか。この点をお尋ねをいたします。

それから御承知のように、ことしの2月の1日から公職選挙法が改正をされまして、私ども公職者、つまり市議会議員から国会議員まで、一切の寄附行為は罰則をもって禁止をされているわけでありまして、市長の場合には日野市長ということで支出することは、これは可能なわけです。しかし、同じ公職者という立場からすれば、一方市長は合法であり、我々が行えば違法だという形は改めるべきではないかということで、私、一般質問でも取り上げて、この点はただしたことがあります。こういう機会に、お祝い金名目でこれらの団体へ支出するということは、公職選挙法の改正も行われたわけでありまして、この際に一度整理をされたらどうかと思っておりますが、この点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

それから市税の滞納の件であります。平成元年度現在で市税の滞納額は総額幾らになっているのか。昭和63年度と比較をして、その増減は減ったことはないと思っておりますが、どの程度増加をしているか。滞納の整理には、具体的にどのような方法で当たっておられるのか。この点、お聞かせをいただきたいと思っております。

それから消費税の転嫁の件であります。市長が消費税反対だから、法律に何と書いてあろうと転嫁はしないということは、これは勝手でありまして。しかし、日野市は購入する物品、また発注する工事等にすべて3%上乗せして支出を行っているわけでありまして、市民の納めた税金で転嫁をした分を、本来取らなくてはいけないものを穴埋めしてるということになるわけです。この形は、少なくとも正常な状態ではないということは、市長は認めておられたんですが、この件について財政当局の考え方も結構ですが、具体的にはどういう作業をなさったのか。具体的な金額等が出ていけば、消費税が本来入ってくる額としてはこういう数字がある。しかし、その分が徴収されていないというような内容の、もし資料がございましたら説明をしていただきたいと思っております。

なお、課税対象の収入となるものには、一体どういうものがあるか。この点についても回答をお願いをいたします。

委員長の方でおわかりにならない点もあると思っておりますので、担当の方で答えいただければと思っております。

○議長（小山良悟君） 一般会計決算特別委員長。

○一般会計決算特別委員長（土方尚功君） 私の方も今、最後、古賀議員のお見込みのとおり、私の方で質問に対する答えというわけにいきませんので、担当部局の方からお答えをいただきます。それぞれお願いします。

○議長（小山良悟君） 助役。

○助役（砂川雄一君） 最初に御質問のごさいました市長交際費についてお答えをしたと思います。

市長交際費については、適切な範囲で支出が行われているものだ、というふうに考えております。なお今後、支出の方法、その他について検討すべき点については検討をしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小山良悟君） 市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君） それでは、市税の関係お答え申し上げます。

まず滞納繰り越しの額でございますけれども、元年度につきましては7億8,187万2,000円でございます。これは市税全部でございます。前年63年度では7億4,898万円ということで、この間3,300万円ばかり多くなっているというのが現状でございます。

それと、滞納繰り越し額に対する納税の方法でございますけれども、税の場合には納期限が過ぎますと、直ぐに督促状をまず出します。その後、催告を再三行って、電話等のその後には差し押さえをするという手続で整理をしておるわけでございます。ただ、非常に共稼ぎの家庭が多かったりしまして、昼間、なかなかおられないという家庭が、今多くなっております。非常に徴収する環境というものが、以前に比べて非常に厳しくなっているということで、職員一生懸命、先ほど言いました手続によりまして納税をさせるように努めておるわけでございますが、なかなか完納には至っておらないというのが現状でございます。

そこで、現在、口座振りかえ制度そのものがまだ完全に制度化されておられませんので、そういうものをやはり充実するとか、あるいは嘱託の徴収制度、こういうものを今後検討してまいりたいということで、特別委員会の方でもそのようにお答えいたしております。そのようなことで努力してまいりたい、とこう思います。

○議長（小山良悟君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 消費税の関係につきまして、私の方から御説明申し上げます。

御承知のとおり、消費税の導入が図られた時点の中で、当市におきましては対策本部あるいは二部会を設置して、現在もあるわけでございます。平成元年度の決算の中で、

その項目あるいはそれに対する金額ということの御質問でございます。これは当然、市民対策部会の中でも協議した中で、一応、一定の方向を出しまして、平成元年度についてはこうだという結論に至っているわけでございます。内容につきましては、例えば使用料、手数料等で、当然取れるという問題については使用料で9本、おのおの公会堂使用料、市民会館使用料、そういったものがあるわけでございますが、9本の使用料でございます。手数料につきましては3本、なお、その他につきましては、これは官公物の発刊等あるわけでございますが、その年によって違いますが、平成元年度の決算から申し上げれば9本でございます。これが、一般会計で該当する部分ということでございます。よってそれを決算上から積算しますと、当然転嫁額としては960万2,300円というような形の額になっております。以上でございます。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） ちょっと委員長には申しわけないんですが、簡単に質問をいたします。

非常に細かい問題で恐縮なんですが、交際費の使い方を具体的に、私はお聞きをしたんですが、市長からは答弁がありませんでした。市長にお答えをいただきたいと思えます。

別にせこい話じゃないと思うんですけどね、自分で自分に贈るものを交際費で買うというのは、交際の相手が自分であるというのはおかしいと思うんですよ。初登庁のときに花束を贈りたいという市民の方はたくさんいらっしゃると思うんですが、1人もいなかった。市長交際費の中から自分で花束代を交際費の中から支出した。1万2,360円。これは使い方として適切かどうかということ、私はお聞きをしているわけです。市長は適切だと思えば、そのようにお答えをいただきたいし、そうでなければ、またそのような回答をお願いいたします。

それから、自治会や老人会等に対する祝儀のことを挙げましたが、今回の平成元年度の交際費の内訳を大ざっぱにまとめたものを見ますと、全部で368件の支出のうち143件が総会及び大会等のお祝い金ということになっております。約4割の件数に達しているわけです。公職選挙法の改正を待つまでもなく、政治とお金の問題はいろいろ議論されてまいりましたし、今回、罰則をもって禁止をするということになったわけでありますので、こういう機会をとらえてお祝い金等の支出は整理をして考えた方がいいのではないかとお聞きをいたしましたし、公金の公平な使途という観点から見ますと、自治会の中でももらっている自治会、また市長交際費からお祝い金等を受けていない自

治会もある。老人会も同じである。公平の原則に欠けるのではないかと、難しいことを言えば考えられないこともないわけです。この点、整理をした方がいいのではないかと、ということをお聞きしておりますので、この点も回答をお願いいたします。

それから、市税の滞納額が7億8,000万円。これもばかにならない数字であります。税の公平ということからすると、不公平を助長するような傾向が、毎年金額の増加を見ると、傾向が強くなってきているわけです。昭和60年の5月末が5億3,000万でありましたから、この5年間にいかに増加をしたかということがわかります。いろいろ滞納整理ということは難しい作業だとは思いますが、市の財政の基盤を、場合によっては揺るがしかねないこういった不公平が放置されるということは、本来、許されていいわけはありませんし、少しでも滞納がきちんと整理ができるように取り組んでいただきたいと思いますが、なかなか妙案はないようです。平成2年度に向けての何か新たなアイデア等ありましたら、心づもりをこの際お聞かせをいただきたいと思っております。

それから消費税の転嫁の件であります。一般会計では使用料、手数料等に、本来転嫁をしていけば960万2,300円の転嫁の額が収入としてあったはずだということで、この分は取りっぱぐれたということになるわけです。市の方から納める消費税の額は、それでは納入期限が9月20日に来ているわけでありまして、一体どの程度の金額になるのか。平成元年度、消費税の納入額は日野市の場合にはどの程度になるのか。この点もお尋ねをいたします。

それから消費税の関係で、これは市長に最後にちょっとお答えいただきたいんですが、市長の最大の公約でありました消費税の廃止、これについて転嫁をせずに1年間頑張ってきた。これはこれなりにいろいろな評価もあろうと思っておりますが、消費税の廃止について、いまだ妙案がないようでありまして、公約実現に向けて何かお考えがあるかどうか。公約違反になっても困りますので、具体的なお答えをいただきたいと思っております。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問ですからお答えをいたします。

市長交際費の使途については、疑問を持たれるという余地はほとんどないだろうと思っております。例に出された当選登庁時に花束の経費支出がある。当選登庁しますと、いろんな団体や個人からたくさんの花束をちょうだいしたことは、よく記憶しております。交際費で支出したとすれば、その後で、町内にあいさつをするような機会がありますので、その際に、あるいは花を生けた形で会場の雰囲気をつくったかなど、こんな感じで聞いております。

それから、たくさんの市民団体からいろいろな催しの案内をいただきます。その際に、案内のないところには行くはずもありませんし、案内のあるところに時間の許すときには、市民を代表するという立場で、日野市あるいは日野市長として若干のお祝いを持っていくということは、極めて日本人の慣例として異議のないことだろう、とこのように思っております。

それから、最終の消費税のことにつきましては、これは消費税は、私は公約違反であり、国民泣かせの税であるということの認識は全く変わりありません。政府も手をやいておられるようでありますから、与野党の関係、今かなり厳しい論議が税制として行われておるといことも、現実の問題であります。御指摘のこの予算、下水道とか、それから使用料に対します転嫁ということにつきましては、これから態度決定をするということ、これまでも申し上げております。消費税の国の税制としての動向をしばらく見極める必要があるかと思っております。以上です。

○議長（小山良悟君） 市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君） 市税の件でございます。おっしゃられますとおり、税の公平負担であると納税義務、これはおっしゃられるとおりでございます。私ども職員もこういうものを決して軽視するわけではございません。そこで、元年度の決算をごらんになっていただければわかりますように、徴収率につきましても、現年度は98.6と、これは前年に比較しまして全く同率でございます。ただ、どうしても現年度分ですと、課税額が多いものですから、若干のパーセンテージを落としても、それが年々積み重なって残っていくということは、数字上そういうふうな形で出てきます。職員努力しておりますけれども、そういうことで滞納は若干上積みして残っていくというのが現状でございます。

ただ、各市もそのようなことで非常に悩んでおりまして、いろんな方策を考えておられるわけでございます。26市のうちでも、日野の場合には徴収率ではかなり上位になっておるといことを、ひとつ御理解いただきたい。今後、その問題については、職員と現在、研究をしておるわけでございますけれども、日野の場合には、口座振りかえの制度がまだ確立しておりませんので、やはり現年度を中心にいただいた方がいただきやすいということから、口座振りかえでできるだけ納めていただく。それとあと日曜日、土曜日等につきましても、嘱託徴収制度ですか、これも他市もぼつぼつ始めておりますけれども、こういう制度もひとつ考えていきたい。これは、それを取り入れるためには若干の時間を要することになりますけれども、近い将来そういうものを検討して、できるならばそ

ういうものを取り入れて徴収率の向上に努めたい、とこのように思っております。以上です。

○議長（小山良悟君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 消費税の納入についてのお答えでございます。

当市におきましては、ここで納める分としては平成元年度分、病院会計の中で98万5,800円を具体的に納めるということでございます。なお、下水道につきましては、既に工事費の中で3%を乗せておりますので、逆に還付金が5,200万程度ここに歳入になってくるというような状況でございます。以上です。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） これで質問は終わりますが、交際費の使途については、私は不適切だとは言いきれませんが、やはり少なくとも一個人に対して渡されるものを市長みずからが受け取る場合には、市長交際費から出すのは、やはり適切ではないということは指摘しておきたいと思っております。

それから、自治会や老人会等への寄附であります。案内があれば日野市として支出をこれからも続けていくということだと思います。違法性は全くないと思っておりますが、やはりいろいろ法律との絡み等もあるわけでありまして、ぜひこの点についての今後の検討をお願いをしておきたいと思っております。

それから市税の滞納については、所管課、所管をされる職員の方が努力しておられるというのは、もうだれしも認めるところでありますが、国保の場合にも申し上げたんですが、一つの財政の基盤を揺るがしたり、正直に納めている人たちとの間に不公平が生じているということは、これ事実でありますので、こういった自覚を持って取り組んでいただきたいということを申し上げておきます。

それから消費税については、市長はあくまで強気の発言を繰り返してこられたわけですが、本来、徴収していなければならない転嫁額というものが、ここで日野市の場合には960万程度ある。また、病院等においても、医療はすべて非課税になっておりますから、その他の健康診断等については、当然その他証明書等の発行では消費税分を転嫁しなくちゃいけないわけですが、それをやっていないということで、しかし、それでも結果としては、98万の消費税の納入の義務が日野市には生じているということになります。全く、本来負担をする必要のない市民が、上乗せをしていないために、一般市民が納入するということになっているわけでありまして、財政運営上の矛盾を指摘をしておきたいと思っておりますが、今後一日も早く適法な財政運営が行われるよう、また転嫁

についても十分検討していただくよう意見として申し上げておきたいと思っております。以上です。

○議長（小山良悟君） ほかに御質疑はありませんか。沢田研二君。

○1番（沢田研二君） それでは2点ほど、総務費関係とそれから民生費関係、2点について御質問したいと思います。

まず総務費関係でございますが、69ページに平和祈念行事参加者ということで139万計上されております。これは成果、基金の運用状況の中に、さらに詳しくその内容が報告をされているわけですが、日野市のもろもろの平和祈念に対しての補助といえますか、これは平和行事に対しての補助ですから、その中身そのものは大変いいわけですが、関連するものが、大体どのくらい出費されているのかどうか。もしわかれば、お伺いしたい。

それから、その水準が近隣他市と比べてどういう水準にあるのかどうかということも、あわせてお伺いをしたいと思います。

それから、この成果の方の8ページに、広島、長崎、沖縄に向けての平和行事への参加ということで32名の方が参加をされております。これは、たしか3月議会のときにも申し上げたかと思うんですが、そのときは明確な返事がなかったんですが、毎年こういう行事をやっておられて、そのときどきに参加をした人の名前などは十分把握されているのかどうか。そのこともわかれば、ここでは恐らく個々にはわからないと思っておりますので、把握してるかどうかということだけでも再確認をしたいと思います。

それからもう1点、平和行事への参加ということになりますと、北方領土に関する返還に向けての取り組みも、これも大切な平和祈念行事の一つではないかなというふうに思いますが、これは一般会計の中でそういったことを含めての論議、これは決算ですからこの中ではないわけですが、要望あるいは意見交換の中でそういったことがあったのかどうか。あるいはこれは委員長さんにお伺いして、で、ないとするば、当局の方にそういうことに対する考え方がおありかどうか、その件をお伺いしたいと思います。

それから2点目の民生費に関係することでございますが、全体の支出に占める民生費がおおよそ92億強、全体が400億弱ですから、23%台の比率で民生費が使われております。これは、いろんな事情がありそれぞれ大切な事業をしてるわけですから、これはもう問題ないわけですが、ただ、改めてこの数字の比率を見ますと、いかにも多いなというような感じがしないわけでもないわけです。さらに、その中の扶助費ですか、

扶助費、生活保護費的なものになろうかと思いますが、これがやはり10億強支出をされております。これらも、この比率については、やはり近隣他市と比較をしたときに多いのかどうか。この程度が標準的なところなのかどうか、その辺をお伺いをしたいと思います。以上です。

○議長（小山良悟君） 一般会計決算特別委員長。

○一般会計決算特別委員長（土方尚功君） 1点目の平和祈念行事への参加、それからまた北方領土返還に向けての事業というようなことでの内容でございますけれども、委員会の中ではこちらの成果、それから今後に向けての形の検討ということでは質疑、審議されませんでした。

それから2番目の民生費の関係ですけれども、手元にも資料として出された民生費の決算額の財源充当、こういったものについては、当然資料要求がありましたので資料としては出されました。しかし、その後これに向けての内容の検討ということで審議ということではありませんでした。以上、回答といたします。

あと、当然議員の求める内容については、理事者側の方から説明をいただきます。

○議長（小山良悟君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） それでは、1点目の平和事業関係につきまして、御質問にお答えをさせていただきます。

総務費の中の平和祈念行事参加補助でございますけれども、これにつきましては、広島、長崎、沖縄への平和祈念行事に参加されました市民の方に費用の一部として補助したものでございます。広島、長崎につきましては4万円、沖縄につきましては5万円でございます。内訳といたしましては、広島が3名、長崎が18名、沖縄が11名、合計32名でございます。決算額のとおり139万円でございます。なお、この平和事業のほか、平和啓発のフィルムの購入とか平和映画の集い、それから「草の根平和行進の道程」、本でございますけれども、これの2号の出版等を事業として行いました。この金額は349万3,885円、平和関係の金額といたしましては、そのような形になります。

なお、国際交流関係も合わせますと1,201万525円となります。ちなみに平成2年度の子算でございますけれども、平和事業につきましては644万6,000円、ほぼ倍近くの額になってございます。国際交流関係含めると1,561万1,000円になります。

他市との比較ということでございますが、特に他市との比較はいたしておりません。しかしながら、他市の状況を見ますと、これらの平和事業に取り組んでいる市は余りないんじゃないかと思えます。他市に比べて決して多いというわけではございませんけれ

ども、まず他市に比べては遜色がない、とこのようには感じてございます。

それから、北方領土の関係でございますけれども、返還でございますが、これにつきましても、現在検討は必要だろうというふうには考えてございます。以上です。

○議長（小山良悟君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） 一般会計全体に占める民生費でございますが、年々増加をたどっております。平成元年度の決算から見ますと、前年度対比で31.1%というふうな伸びを示しております。もちろんこの中には63年度、平成元年度で実施いたしました特養老人ホーム、これらの建設費も大きく響いているところでございます。それ以外には、やはりお年寄りの人口がふえているということと、年々新規の新たな事業が追加されているというような状況でございます。

御指摘の扶助費、特に生活保護費でございますけれども、生活保護費の扶助につきましては、ここ数年下降をたどっております。昨年との比較でございますが、人口比にいたしまして、63年度は8.3%、元年度は8.1%、世帯比にいたしまして昨年は5.3%、それから元年度は5.1%ということで、若干減になっております。

各市との状況比較でございますけれども、現在、資料を持ち合わせておりませんので、その点、御了承いただきたいと思います。

○議長（小山良悟君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） ありがとうございます。

他市との比較では明確なデータがないということでございますが、後ほどで結構でございますが、もし調べられるようでしたら調べていただければなというふうに思います。

それから要望としましては、北方領土につきましても、やはりぜひこの平和祈念事業の中の一つとして加えていただくことが必要ではないかなと思っておりますので、要望をさせていただきますというふうに思います。

それから民生費の関係でございますが、この生活困窮者に対する保護をするということ自体、大変貴重なことではございますけれども、過去の流れというのが十分わからなかったものですからお伺いをしたんですが、これも他市との関係がどういう状況にあるのかということも、やはり調べておく必要があるんじゃないかと思えます。また同時に、ただお金を出して保護するというだけでなく、やっぱり根本的な対策をしていかないと、こういうものは減っていかないんじゃないかな、とそんなような気がいたしますので、そういう面からの努力もぜひしていただきたいということを要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小山良悟君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。福島盛之助君。

〔14番議員 登壇〕

○14番（福島盛之助君） それでは、自由民主クラブを代表いたしまして、平成元年度一般会計決算を認定するに当たり、意見を申し述べさせていただきます。

平成元年、それは全国民悲しみの中にも新しい時代の到来を告げる明るい希望に満ちた未来を夢見、期待を込めて迎えた平成元年であります。この日野市にありましては、森田市長5期20年を目指し五度目の市政担当と相なったわけであります。また、全国的には消費税導入に大きく揺れ動いた年でもございました。

平成元年度一般会計歳入を見ますと、各企業とも輸出の好調などによる好景気、土地の異常高騰などによる市税の増収、心配された消費税は市税への転嫁は十分なされておきませんが、導入後、市民には定着、消費譲与税等による増収と、歳入は順調の伸びを見せておりますが、現下の世界情勢、ソ連のペレストロイカにより東西関係改善されつつあるとはいえ、ベルシャ湾岸の紛争の拡大の懸念、アメリカとの経済摩擦、輸出の制限、輸入の自由化などによる国内景気の動向、今後は慎重にその推移を見極める必要もあるのではないかと思います。

歳出につきましては、関係各部課職員の御努力等により、既に監査委員より異状なしとの監査報告書も提出をされておりますので、私は計数的には申し上げることもございませんが、6万世帯16万市民の幸せを念頭に置きまして、順を追って意見を申し述べたいと思います。

緑と清流、緑と文化、福祉の充実をうたい、大きく5項目に分けた目的を持って現在、この市政が行われているわけでありましたが、市民要望も、また多岐にわたっておりますので、まだまだ十分その期待に沿っていないのが実情ではないでしょうか。

「生きる喜びをつくり出す健康と福祉のまち」、この項につきましては、高齢化時代を迎えその対策はどうでしょうか。健康づくりの拠点となるべき生活・保健センター、立派に開館をいたしました。十分その機能を果たしているのでしょうか。かしの木荘の利用度は、いつも指摘されておるところであります。また、最も早急に着手すべき市立総合病院問題、現在、暗中模索の状態が続いております。もうそろそろその方向性が見出す時期に来ているのではないかと。そんな中にも特殊老人ホーム浅川苑落成、入園を開始されまして、老人福祉の実を上げているところでもありますので、まずは「おめでと

う」と申し上げると同時に、入園をされました方々の幸せをお祈りするわけですが、だが、もしもこの地に民間で建物を建てるとしたら建築許可がおりたでしょうか。迷路のような進入道路、福祉優先の美名に隠れた今日の日野市政を象徴するような感もいたします。また、老人住宅、代替市営住宅建設構想がおありのようでもありますので、一日も早い実現を期待いたしますが、面積にして27.53平方キロ、この狭小な土地に、今、共同住宅の建築ラッシュが続けられております。快適な市民生活を送るには、将来、人口は何人ぐらいが限度なのか。また、いつも問題になります単身者用共同住宅建設には、反対請願が出されますが、紛争の起こらないような基準づくりを進める必要もあるのではないかと。

「豊かな人間性を育てる教育と文化のまち」、今、浅川公会堂建設に対する各方面からの請願が出されております。区画整理の進行により用地の目安がついた。それやれの計画性のなさが問題を起しているようでもあります。文化の向上には、施設づくりも欠かすことのできない要件であります。真に市民要望にこたえ、有効適切に利用できる施設が望まれるわけでもあります。市民の森スポーツ公園、市民の憩いの場として環境も整ってまいりました。陸上競技愛好者に期待され完成した陸上競技場、施設の保護を目的に善良な市民を追い出しており、十分その機能を果たしてはおりませんが、これだけの施設ですので、手続次第ではもっともっと活用の道もあるのではないかと。これが陸上競技だと言えるような大会をぜひ開催できるように要望をいたしておきます。それと、待望の第五小学校の校舎、いよいよ落成の運びとなりましたが、今、第二中学校舎、雨漏りがするとのことですので、早急に点検し改善するよう指摘をいたしておきます。また、日野市でも伝統のある第二小学校校庭の拡張、長い間の悲願でもあり関係父兄、努力のいかにも今日を迎えておりますこの問題。与党のある議員の言われるように、市長はいこじになっているのではないかと、そんな声も聞かれます。豊かな人間性を育てる教育のためにも、市民の願いを素直に聞く耳を、市長は持つ必要があるのではないかと。思います。

「自然と調和する安全で快適なまち」、安全で快適な市民生活、みんなの願いであります。まず道路交通網の整備は、待ったなしの緊急課題であります。ようやくにして開通した立日橋も道路整備のおくれから、国道20号線、昔のままの渋滞が繰り返されております。これが、車社会についていけない日野市の現状ではないでしょうか。次に、下水道の早期実現であります。浅川右岸は、断片的ではありますが工事に着手をされ、平成4年度、供用開始に向かって精力的に工事も進められておりますが、浅川右岸、旧日

野地区はいまだに見通しが立たないまま、時が流れております。区画整理、計画道路の進捗状況に左右されるわけでありますが、今、議会で議論されておりますように、高幡区画整理地内に突如として浮上してきた病院建設問題、これに端を発してこの事業はストップされております。今後は、このような愚は二度と繰り返すことのないよう長期計画に従って事業を進めていただきたい。都市の基盤整備はまちづくりの基本であることを肝に銘じ、自然を生かしつつ安全、快適なまちづくりを進めていただきたいと思ひます。

「活気ある産業と豊かな消費のまち」、先人たちの先見の明により誘致した大企業軍、俗に言う日野5社を初めとする関連企業の恩恵に、豊かな財源のもとに築かれておりますこのまちづくり、平成元年度一般会計決算書に明記されておりますように、全体的には大きな伸びを見せている中であって、ただ一人法人税だけが、当初予算に比べ約2億円の減収であります。これは、ある大手の企業が他へ転出した結果だそうでございます。このように、このまちがいかにか企業に対する配慮が足りないかということが一目瞭然であります。

消費面にいたしましても、八王子、立川、桜ヶ丘と3大商業圏の中の谷間にありますこの日野市、商業活動の活性化は人口増だけでは、もう救い切れないものがあるのではないかと思います。高幡駅前、豊田駅前、日野駅前をいかにして連動させるか。共存共栄の道をどこに求めるかが、今後の大きな課題であります。

「参加と連帯でつくる市民自治のまち」、自治会活動、また各種のサークル、その拠点としては自治会館、地区センター、公民館、各集会施設をフル回転利用されております。週休2日制の導入に従い、余暇、自由時間の活用、生涯学習と市民参加、大いに望まれるところでありますが、祭りもまたコミュニケーションの場として大いに盛り上げるべきでありましょう。今、祭りはブームのようでございます。福祉祭り、産業祭り、新選組祭り、動物祭り、高幡のお不動さん、それに盆踊り、各地それぞれに趣向を凝らして行われております。先日も15日の八坂神社の例大祭の宮みこしの渡御、16日晚の民謡流し、みこしのパレードと祭り気分最高に盛り上がってまいりまして、ふるさと日野のよさを十分にかみしめたよい機会であったわけであります。これこそが「参加と連帯でつくる市民自治のまち」まさにこのことでございます。

時代は変わっております。行政も発想の転換を図りまして、予算に祭り奨励費を組めるような人間性豊かなまちづくりを進めていただくことを提案をいたしまして、平成元年度一般会計決算認定に対する自由民主クラブを代表いたしましての私の意見といたし

たいと思ひます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（小山良悟君） 田原 茂君。

〔1番議員 登壇〕

○3番（田原 茂君） それでは、公明党を代表いたしまして、平成元年度一般会計決算の認定の立場から意見を申し述べさせていただきます中で、何点か御指摘もさせていただきます。

まず歳入の面ですが、全体としては11%の増加となっているわけですが、その内訳はと見てみますと、消費税関連の歳入があったことと、また何よりの特徴は土地売払収入や収益事業収入といった、いわゆる臨時的な一般財源が、その増加の主たる内容になっていることとあります。このように、表向きは歳入増のように見えますが、その内容はとなりますと、甚だ不安定な財源が中心となっていると言わざるを得ません。そのいい例が経常的一般財源の中で大きな位置を占める市税は、わずかに1%の伸びにとどまっていることが、そのことを如実に物語っております。財政構造の弾力性を示す経常収支比率においても、先ほどの不安定財源である土地売払収入や収益事業収入は、その算定基礎には参入されませんので、当然、昨年度よりもその数値は0.5%上昇して、財政的弾力性は悪化をしているわけとあります。

ところが、市当局は、税等の経常的収入が伸びて安定的な財政構造になっているなどと説明していることは、甚だ現状認識に甘さがあると指摘せざるを得ないわけとあります。

イラクのクウェート進入に端を発した原油価格の値上げにより、世界経済は、また日本経済は、今後どのように推移していくのか全く不透明であります。そういう意味で、現状を厳しく見据えた上での的確な歳入の把握に基づく行財政計画の策定をお願いしたいと思ひます。

歳入の面で、いま一つ指摘しておかなければいけないのは、固定資産税の適正課税についてであります。平成元年度で286万629円の課税ミスが報告されているわけとありますが、本来こういうようなことがあってはならないと思ひわけとあります。そういう意味で、決算審査意見書でも指摘をされており、また私も本年の6月の議会で一般質問をさせていただきました課税資産の内訳書の添付を再度検討していただくことをお願いするものでございます。

次に歳出ですが、消費的経費、また義務的経費の割合は高く、伸び率も税の伸びを上回っている状況とあります。その中でも、人件費比率は、全国でも高い方に位置してお

ることなどを考え合わせると、これから大きな都市基盤の整備事業を抱えている中で、物件費また人件費等は、今後より一層抑えていかなければならないということを、まず指摘をさせていただきます。

また歳出の全般で言えることは、適正な予算の見積もりと執行をお願いしたいということでもあります。補正予算で増額し、その後減額補正を行い余分に減額したため、執行の段階で、他の費目より流用し増額をした例や、また3月補正で組んだ予算を全く執行しなかった例等々、また流用件数も昨年よりふえており、甚だ不適切な運用と言わざるを得ません。今後、厳に戒めていただきたいと思うわけでもあります。

さらに全般的な中で言えることは、決算特別委員会でも何点か具体的に指摘をされたわけではありますが、長年慣行的に計上されている予算の中身について、その年々でよく吟味されているかどうか。毎年のっている予算だからと、安易に予算計上をしていないかどうか。ややもすると、財政当局でさえよくその中身を知らないうちに、予算に計上され執行されているというものも、指摘を実はされたわけでもあります。やはり、私は時代にマッチしたものかどうか。また、市民から支持を得られるものかどうか、再度検討を加える必要があるのではないかと思うのであります。

さて、平成元年度は申すまでもなく日野市基本構想の前期3年間の最終年度に当たる年でありました。その計画に沿った事業の執行は、おおむね評価はいたすところですが、ただ、何点かにわたって御指摘をしておかなければならないと思っております。

一つには、計画をきちっと練り上げないで突発的に大きな事業が行われる傾向性があるということでもあります。そのいい例が（仮称）浅川公会堂や、また（仮称）青年の森安曇荘の用地取得や新築設計等の事業費等であります。やはり、これは議会軽視にもつながることでもありますし、また何よりもきちっとした計画性なくして、決していい事業はできないと思うからであります。

二つには、老人入院看護料貸付事業が前年の昭和63年度に引き続いて全く利用されていないということでもあります。これは、やはり利用しにくいというような何らかの制度的欠陥があるのではないかと指摘をせざるを得ません。この制度はぜひ活用していただくためにも、制度的な改良を要望しておきたいと思っております。

三つには、福祉事業について、やや弾力的な運営に欠けているのではないかとということでもあります。住所要件、その他について、もう少し相手の立場、市民の立場に立った福祉行政を要望するものであります。

四つには、職員の提案制度について。職員の士気を上げる意味においても、また現場にこそ知恵があるとも言われております。可能な限り取り上げていただいて、今後の行財政に生かしていただきたいということと、この制度のさらなる発展と充実を希望するものであります。

最後に、多摩平4-3ブロックについてであります。平成元年度において、整備計画調査をしておるわけではありますが、この地域は市立病院の建てかえ問題とも絡んで、我々は重大な関心を持って見つめているところであります。今回ののは、あくまでもたたき台としての整備計画調査ということでもありますので、今後どうか議論を尽くしての、また議会のコンセンサスを、もちろん当然得た上での一定の実施計画等を策定していただきたいことを強く要望いたしまして、公明党を代表しての意見とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（小山良悟君） 佐藤洋二君。

〔9番議員 登壇〕

○9番（佐藤洋二君） 日本社会党・市民連合を代表しまして、1989年平成元年度日野市一般会計決算報告を認定する立場で、若干の意見を述べさせていただきます。

一般会計決算の歳入歳出につきましては、既に御承知のように、歳入総額401億2,994万3,483円、歳出総額は395億133万3,066円ということでありまして、歳入歳出差引残高は6億2,861万417円を見る結果となりました。

ここで1989年度の歳出の中における主だった施策を拾い上げてみたいと思います。

一つは、一昨年社会クラブが中心となりまして、全国的にも数少ない施策の一つとしてまして平和事業を推進させるため、1億円の平和基金が創設されました。世界で唯一の被爆国である日本、永久平和を願う気持ち、そのような市民の平和への強い願いにこたえ、ことしも平和事業が推進されました。特に、市内在住外国人留学生の教育条件の整備向上と福祉の増進を図りました外国人留学生の就学援助が、新たな事業として加わり、今後の平和事業の推進に期待をかけられております。

二つ目は、東部会館の新築と（仮称）浅川公会堂用地取得事業であります。一人ひとりの日常生活に少しずつ余裕が生まれ、一人ひとりの大切な人生を生きがい豊かにすることに自覚した市民意識の高揚、これが生涯学習のスタートであります。浅川公会堂建設に向けた用地取得は、生涯学習に向けた市民のニーズにこたえるものであり、文化のまち日野市にふさわしいものであります。今後さらに中学校区単位に施策を進めていただきたいと思っております。

三つ目は、常時介護を必要とし、自宅で介護を受けることが困難なお年寄りを入所させることを目的とした特別養護老人ホーム浅川苑の新築であります。三多摩では初めての公立特養老人ホームであり、在宅老人もいろいろな目的に利用できるセンターが併設されております。長い年月住み慣れた、そして家族の住む地域の中にこのような施設がつけられ、さらに、市内の東西南北それぞれの地区にできることが強く望まれており、今後の高齢化社会に対応すべき施設としまして、市民の大きな期待が寄せられております。

四つ目は、肺がん、乳がんなどがん検診に対する事業開始であります。食生活の生活環境の欧米化、あるいは日常生活のストレスの蓄積等により、がん罹病率は年々、急増をいたしております。がんの早期発見と健康に対する啓蒙の面において、大変結構な事業であると思っております。とりわけ近い将来、女性のがん第1位を占めると言われている乳がん、家事なり育児等に追まわれ検診を失念したり、あるいはおっくうがる傾向、またパート労働ということで労働安全衛生法36条に基づく定期健康診断から除外をされ、なかなか検診のできない女性がたくさんおられます。今後、指定医療機関とも相談をされ、1人でも多くの方が検診できますよう制度の充実に向け努力をしていただきたいと思っております。

このように平成元年度予算執行は、本市16万市民、日野市の発展と市民の要望にこたえるものであると考え、市長、理事者、関係部課長、そして職員の皆様の御努力に敬意を表するとともに、さらに一層の御努力をお願い申し、来年度の予算編成に当たっていただきたいと思うわけであります。こうした点を含めまして、以下3点につきまして、日本社会党・市民連合の意見を述べさせていただきます。

まず1点目は、健全なる青少年の育成に向けてであります。何といたっても、この問題の中心は家庭、学校、地域社会の三者が一体となりまして、全市的、総合的に子供たちの健全育成に向けまして積極的に諸事業に取り組むことが大切であろう、と私は思います。もうすぐ到来する21世紀の充実発展を担うであろう今日の青少年を思いやりの心を基底に、心身ともたくましい人間に育て上げなければならない責務にある私たち大人の役割が問われています。禁煙教育は小学校からと言われている今日の時代、また、高校中退者は年々増加しておると言われております。この傾向は中学校にも波及しつつあると聞いております。さらに、校外における生徒の生徒への暴力行為も頻繁に発生しております。

このような状況の中で、先般、ある市で市民の日常生活に対する満足度を調べます市

民アンケートの結果をまとめました。これによりますと、子供たちの遊び場を求める市民が目立ったとのことであります。道路網が整備をされ、まちは近代化し都市化する一方で、子供たちが伸び伸びと遊べる場が少なくなった都市の実態を如実に教えています。不良文化のはんらんなど、現在の地域社会は子供たちの健全育成にとって好ましい環境とは言えない状態となっております。孟母三遷の教えは、環境の大切さを教えているのであります。こうした中で、児童館を初めとする遊び場と中・高学校生を対象とした施設の新設などして、環境づくりを充実させることが重要だと考えます。さらに、児童館や学童クラブは、来館児童の単なる遊び場指導という児童厚生施設の枠を越えて、地域の子供の異年齢集団として兄弟学級のような自主活動を追求することも必要かと思えます。健全なる青少年の育成に向けたきめ細かな行政の推進をお願いいたす次第であります。

2点目は、高齢化施策の推進についてであります。時代の急激な変化とともに、高齢化社会の現実が数字の上と現象面的に明らかにされ、その傾向は増加の一途をたどってきております。したがって、高齢化問題、高齢化対策は一層真剣に考え的確な対応を、速やかにいたさなければならないときに来ております。日野市では、その一つの対応策としまして、私たちが長い間、待ち望んでおりました特別養護老人ホーム浅川苑がオープンをしました。また、高齢者を対象とした新たな施策の事業として、今年度打ち出してきております。新しい状況を迎えた今、高齢化社会の問題、対応は、ただ単に医療、保健のみという過去の姿の対応でとらえるのではなく、21世紀を展望しての対応を考えていかなければなりません。高齢者はだれもが生活の安定、福祉の充実を願っております。高齢化問題に取り組む姿勢としまして、戦略は大胆に戦術は密にを基本に、行政の指導をお願いするところであります。

3点目は、これは提言ではありますが、提出資料の表現の仕方であります。昨年的一般会計決算認定に当たりまして、社会クラブは資料、主要な施策の成果、基金の運用状況に対し、具体的な事業について、要旨以下の発言をしたことが会議録に載っております。発言者の所属してきた労働組合、政党では、過去1年間の総括ないし反省の場合、成果のみで決してなく、成果と欠陥を明らかにし、以降の活動の貴重な糧にしていくことにしている。決算で提出されたものは、いわゆる成果だけで、欠陥の指摘も反省もない。いい施策だった。意識の向上に資することができたといっているだけで、この点はまずかった。来年はこのようにしようという反省はどこにもない。今後、このことを考えた決算資料の提出を考えていただきたいと述べております。私もそのとおりで思っています。

ます。それは、一つの事業の遂行に当たり、目標到達点までには紆余曲折、さまざまな進捗があり、思惑どおりに進んでいかないときもあるはずですが、物理的にだめなときもあるわけであり、欠陥を、進捗の悪さを執行機関にかぶせるために、この発言をしているわけではありません。事業遂行上のネックを、隘路を明らかにし、執行機関と議決機関とが車の両輪になってこそ、円滑な市政の運営の推進が行い得るものであるという基本的な立場に立っての提言でありまして、ぜひこの点を理解していただきまして、決算資料の提出をお願いしまして、日本社会党・市民連合を代表しまして決算認定の意見といたします。(拍手)

○議長(小山良悟君) 鈴木美奈子君。

[20番議員 登壇]

○20番(鈴木美奈子君) 日本共産党市議団を代表いたしまして、平成元年度一般会計決算を認定の立場で意見を申し上げます。

平成元年度の歳入決算は、普通会計で432億6,900万円で、前年度比8.7%の伸びとなっております。昨年の4月を思い起こしますと、消費税実施を目の前にして、全国の自治体でこれに反対する意見書を政府に上げ、また補助金の一律カットをもとに戻せなどの運動をし、国民とともに暮らしを守る闘いのおかげでもございました。しかし、消費税が実施され、市民への負担のツケは大きく、市においても事業を行うために契約したのものにも消費税がかけられ、自治体財政にも大きな影響を与え、それは今日も続いております。昭和60年度から実施された国庫支出金の削減の影響額も累計約21億にも及び、これもまた自治体財政を圧迫しているものであります。

一方、イラク問題で、政府は国連中心の軍隊でもないアメリカ中心の多国籍軍等に対し、国民に相談もなしに一気に40億ドル、5,600億円の支出をしようとしております。消費税に苦しむ国民にとっては納得できないし許せない支出であり、高齢化社会を支えるためという口実も、これだけを見ても崩れ去ったと言えるのではないかと思います。

森田革新市政の政治理念は、憲法を市政に生かし、市民の命と暮らしを守る緑と清流を取り戻し、健康で文化的な生活環境をつくることとでございます。憲法が市民の生活を守る。これは当然のことであり、革新自治体だからこそできることとあります。しかし、今私たちの周りを見回しますと、お年寄りが日野市内においても、住宅を求めても断られるケースがふえており、さらに静かな文化的な生活を送ってきた住宅地の中に企業が建てるマンションのトラブルなども起きておりますし、さらに消費税の実施はじわじわと市民の生活を圧迫しているところでございます。

革新市政の元年度決算は、市民にとって期待の持てる決算であり、またこれに十分こたえた中身であったというふうに思います。

歳出については、五つに分けて主なものだけを述べてみたいと思います。

一つは、「生きる喜びをつくり出す健康と福祉のまち」でございます。特別養護老人ホーム浅川苑の新築、在宅ケアセンターを併設し、さらに福祉センターもあり、地域の中にある特養老人ホームとして、既に定員いっぱい待機者も出ており、高齢化社会を迎える中、この特別養護老人ホームを早期に、また違うところに建てる、こういうことを進めていただきたいと思います。さらには、老人入院見舞い金制度も老人医療の有料化に伴い、お年寄りの方たちの運動にこたえた施策であり、実績を見ますと、7日から20日までの入院が264件、150日以上が218件、七つのランクに分けられて合計926件も利用されております。これは大変評価できる中身だというふうに思います。さらに学童クラブも一小学童クラブ、じゅんとく学童クラブも建てられましたが、今、地域の学童クラブの中で全員入所できない、こういう事態が毎年繰り返されておりますので、全員入所できる措置をとられるように要望いたします。また、民間保育で延長保育を2園で実施されておりますが、公立保育園でも実施に向けて、努力をぜひお願いをしたいと思います。二重保育などを行っている父母にとって大変な深刻な問題だというふうに思います。

二つ目には、「豊かな人間性を育てる教育と文化のまち」でございます。第五小学校の改築が進められ、9月の新学期から児童たちが通学を始めております。迷路のような学校、こういうふうに言われておりまして、先生も管理上支障を来し、この運動も本当に長い地域ぐるみ、PTAぐるみの運動もようやくここに実りあるものとなりました。また、第三中学校の食堂の新築で、すべての日野市内の中学校での給食が実施されまして、これも高く評価されるものでございます。日本一と言われる図書館の活動、三沢、百草、落川地域に(仮称)百草図書館が設置されまして、百草の駅前という立地条件のいいところにつくられ、この秋には開設できるところでございますが、今後の利用、活動が期待されております。さらに安曇荘の設計、大成荘の改築など、市民の待っている施設でございますので、ぜひ早く建てられるように要望いたします。また、(仮称)浅川公会堂の建設用地の買収は、この建設をめぐることは、今、市内の各団体、個人が注目をし、そしてこの建設に当たっては、広く市民の意見を入れた設計と運営をお願いをしたいと思います。

3番目に、「自然と調和する安全、快適なまち」でございます。向川原団地の市営住

宅は、第3期、第4期の工事も終了し、先般募集も終わりました。10倍近い応募があり、当選された方は入居を待つばかりでございますが、この応募に当たっては、母子世帯用、老人世帯用、ここに申し込もうかどうかという締め切りぎりぎりのところで判断をして応募した、そういう方たちが私、たくさん聞いておりますので、ぜひ今後の市営住宅の建設と、さらに老人向け住宅、母子世帯向けのアパートの建設なども、早期に建てていただきたいと存じます。さらに二番橋の増築は、市民注目を浴びており、緑と清流の日野市のシンボルとして完成を待たれているところでございます。

4番目に、「活気ある産業と豊かな消費のまち」、ここについては、私は女性の問題を述べさせていただきたいと存じます。消費者行政で商品の安全確保及び適正化事業が始められ、放射能汚染食品を中心に、元年度のテーマとして女性たちが研究を始めております。消費者展も18の団体が参加し「地球は命、今、暮らしの見直しを」と、ごみ、水、食、原発のグループに分かれて研究発表を行い、約1,500名がこれに参加しております。さらに、婦人センターは開設以来、今日に来ているわけでございますが、「89・市民交流集会」も定着し、回を重ねて、ことしの秋は一番ヶ瀬康子さん、樋口恵子さんなど、一流の講師をこの日野の中に迎え、婦人センター中心の活動が広がっております。女性の活動の場をさらに広げるために、市としても、惜しみない援助をお願いしたいと存じます。

5番目に、「参加と連帯でつくる市民自治のまち」でございます。地域のコミュニティー施設を推進する拠点として東部会館が完成し、温泉プール、視聴覚室、料理実習室なども設置されまして、利用される市民からは喜ばれております。さらに、多摩平四丁目3番地の整備計画調査が示されておりますが、今後この地域については住民の意見なども十分取り入れた中で公共施設をつくっていただきたいと存じます。また、平和行事参加補助では、広島、長崎に続いてことしは沖縄も加えられました。広島には3名、長崎18名、沖縄11名という、こういう参加でございましたが、私は次の世代の子供たちにも、この平和のとうとさを知ってもらうために、補助の枠を子供たちにも広げていただくよう要望しておきます。さらに被爆者、ことしは被爆45周年を迎えます。政府がまだ被爆者援護法の制定をやらない中では、一日も早くこの制定ができますように、市としても働きかけをお願いしたいと存じます。

以上、いろいろ述べてまいりましたが、ぜひ来年度の予算の中にも生かしていただきますよう要望いたしまして、平成元年度一般会計決算に対する賛成の意見といたします。以上でございます。（拍手）

○議長（小山良悟君） 奥住日出男君。

〔21番議員 登壇〕

○21番（奥住日出男君） それでは、市民クラブを代表いたしまして、平成元年度一般会計決算を認定する立場から意見を述べさせていただきたいと思っております。

執行者側からの主要な施策の成果並びに基金の運用状況についての報告。さらには監査委員の審査意見等で予算の執行が基本計画、実施計画等と関連して、ほぼ計画的に、かつ適正に行われていることを確認いたしました。市長以下、職員の努力には敬意を表したいと存じます。しかしながら、市民要望に対しどの程度こたえたか、いわゆる満足度という点から見ますと、必ずしも十分ではない、このように受けとめているところでございます。限られた資金を市民生活の改善、向上のために、いかに効率的に使うか。さらに一層の御努力をお願いしながら、来年度の予算編成に、ぜひ反映させていただきたい。こういう点も含めまして、以下、5項目について意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、都市基盤整備の問題でございます。下水道事業並びに土地区画整理事業は、計画にのっとり着実に進捗を見ております。健康で文化的な生活を営む上で、当然のことながら下水道事業の推進は、住民の最大の関心事でございます。自分たちの地域はいつごろ供用開始になるのか。こういった問い合わせは後を断ちません。長い年月と多額の資金を要する事業ではありますが、計画を早めるぐらいの意気込みで、なお一層の御努力をお願いいたします。同時に、住民の理解と協力を得るためのタイムリーな情報提供も、ぜひお願いをしたいと思っております。

一方、都市計画道路の整備につきましても、一定の進捗は見られたという結果になっておりますけれども、しかしながら、交通渋滞の場所が移動するという、こういった現象があらわれまして、新たな住民からの苦情が出始めている。こういう地域もございまして、もちろん、逆の現象で渋滞が緩和したという場所も当然あるわけでございますけれども、こういったことが住民感情であろう、とこのように思います。解消に向けての、なお一層の促進をお願いしておきます。

2項目目は、高齢者施策の推進でございます。特別養護老人ホーム浅川苑の完成、老人入院共済事業の新設、さらにはシルバー人材センターの新築に代表されますように、高齢者施策も時代に即応する形で着実に推進が図られてきておりますけれども、中・長期的視点からの財政運用には一考を要する、こういう点もございまして、さらにきめ細かな施策の推進をお願いしたいと思っております。

3項目目は、勤労者施策の充実についてであります。日本人は働き過ぎという国際世論が高まる中で、労働時間の短縮が進み、今や学校の授業にまでもその対象が広がっている。こういうことは御承知のとおりでございます。したがって、これからはそこから生み出された自由時間をいかに上手に活用するか、これが大きなテーマになってまいります。文化・スポーツ推進本部の精力的な取り組みに、今後期待をいたしたいと思えます。とりわけ、従来から要望の強かった中規模集会施設、いわゆる勤労福祉会館的なもの、この建設については、ぜひ前向きに御検討をお願いしておきたいと思えます。

4項目目、青少年の健全育成についてであります。社会が豊かになりまして、当然、それに伴って自分たちの生活も豊かになってまいりました。しかしながら、そこで生活する子供たちの価値観も多様化してきております。それだけに、家庭、学校、地域、さらには行政側の対応も難しく、従来の考え方を変えなくてはならない。こういう場面も多々出てきております。時代も昭和から平成に変わり、学校教育の内容も時代にマッチしたものに変化しつつあります。健全な心を育て、正しい価値判断のできる青少年の育成は、それぞれの分野において、これまでも努力が続けられてきたところでございます。しかしながら、新しい時代の育成のあり方について考えなくてはならないときが来たように感じます。マンネリ化を打破し、触れ合いを第一義に考えた新しい施策の推進をお願いしておきます。

最後の5項目目でございます。行財政の効率的な運営についてであります。市民サービスの質的向上を目指し有能な職員が英知を結集し、絶え間ない工夫と努力をされていることは重々承知をしておりますし、限られた資金を有効な運用によってふやす努力をされている点も、高く評価をするところであります。しかしながら、行政効果を高めていくために、また変動する社会、経済情勢に的確に対応していくためにも、機能性、機敏性を兼ね備えた組織機構に改革していくことが、大切であることは言うまでもございません。現状を見ますと、部署によっては非効率的な運営をしているところも見受けられます。行財政改革は、いつの時代も避けて通れない大きな課題でございます。なお一層の御努力をお願いしておきます。

以上、市民クラブの意見とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（小山良悟君） 執印真智子君。

〔2番議員 登壇〕

○2番（執印真智子君） 無党派といたしまして、平成元年度一般会計決算につきまして、認定の立場で意見を申し上げます。

議員になりまして7カ月、初めての決算委員会であり日野市全体をとらえるには甚だ未熟ではございますが、先日の3日間の決算特別委員会の審議、監査委員の審査意見書を通しまして、平成元年度の予算執行が適正であり効率的であったと考えますので、決算の認定に賛成をいたします。

特に私が生活する市民として大いに評価し、さらに施策を進めるようお願いしたい点が4点ございます。

1点目はごみ減量についてです。日野市各会計決算及び各基金の運用状況審査意見書にも書かれておりますが、平成元年5月1日に奨励費交付要綱の全部改正を行い、奨励費の交付範囲をガラス類のほか紙類、布類、アルミ缶、金属類などを対象とし、平成元年度決算として1,013万8,649円を支出しており、平成元年度における回収料は2,017トンで、1トン当たり、焼却処分費が約2万1,000円であるので、単純計算で総額4,235万7,000円の処分費が節約でき、ごみ減量効果とあわせ、リサイクルなどの面で成果を上げることができたということでございます。処分費4,235万7,000円から奨励費1,013万8,649円を差し引きますと、約3,222万となります。これは3年たてば、約1億円にもなろうという金額であります。これは、ぜひ有効に使っていただきたいものでありますし、ごみ問題が都民の一番の関心事であるとのアンケート結果が新聞にも載っておりましたが、「広報ひの」の決算報告の中などで大きく取り上げ、広く市民に知らせていただきたいものと考えます。

2点目は、商品の安全確保及び適正化事業の開始です。食品安全研究グループという名で、平成元年度は放射能汚染食品をテーマに情報の収集、調査研究活動を行い、広く市民に結果の報告をしております。この食品安全研究グループは、全国でも初めてと言われ、各方面から注目を集めていたそうですが、こういった消費者運動に対する新しい試みに挑戦された森田市長を初め部課長の皆さん、市の職員の皆さんに感謝するところであります。今後とも、この食品安全研究グループが、さらに大勢の市民を巻き込みつつ大きく発展することを望みます。そのためには、決算委員会の中でも申し上げましたように、研究のテーマを参加者自身が決定できるようにしていただきたいと思えますし、自由で幅広い活動ができる組織として育てていっていただきたいと思えます。

3点目は、婦人行政についてですが、平成元年度日野女性社会事業協会設立に向けて準備会が開かれ、平成2年度開設の運びとなりました。決算委員会の中でも、市長より将来的には、日野女性社会事業協会として独立した建物も考えているという御答弁もあり、意を強くしたところでございます。これからの時代、女性が元気に生きることが日

本の高齢化社会を乗り切れる大切な要素になると考えます。婦人センターの建てかえ要望も出ておりますし、より積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

4点目は福祉部分でございます。平成元年度に取り組みました特別養護老人ホーム浅川苑並びに高齢者在宅サービスセンターは、日野市が独自で行った事業として高く評価できます。特に高齢者在宅サービスセンターは、これから迎える高齢化社会に向けて、地域に在宅福祉のネットワークを広げる拠点としても大いに期待する施策であります。在宅高齢者が安心して住める地域づくりを目指し、より一層の努力を望みます。

なお、日ごろの御努力は認めるところでありますが、収入未済額7億8,000万円につきましては、今後とも徴収に向け努力していただき、市民が納税の面でも公平感を持って暮らせるよう一層の御努力をお願いいたします。

以上4点と収入未済額につき意見を述べさせていただき、大いなる期待と今後に向けてのお願いをいたしまして、決算認定の意見とさせていただきます。(拍手)

○議長(小山良悟君) ほかに御意見ありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小山良悟君) 御異議ないものと認めます。よって議案第56号、平成元年度日野市一般会計決算の認定の件は認定されました。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小山良悟君) 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小山良悟君) 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後4時28分 休憩

午後6時32分 再開

○議長(小山良悟君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第57号、平成元年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第58号、平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第59号、平成元年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第60号、平成元年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第61号、平成元年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第62号、平成元年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第63号、平成元年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小山良悟君) 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

特別会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計決算特別委員長 登壇〕

○特別会計決算特別委員長(一ノ瀬 隆君) 特別会計決算特別委員会の審査報告を申し上げます。

特別会計決算特別委員会は9月25日、午前10時から午後5時30分まで開かれました。委員長に、不肖私が選任され、頼りがいのあるパートナーとして天野副委員長を選びました。

付託されました7議案、七つの特別会計決算の認定の審査は、全委員の真摯な態度で一貫して行われました。そして七つの議案すべて、一人として反対もなく、全会一致で決算が認定すべきものと決定されたことを御報告申し上げます。

各特別会計決算の決算額などの羅列は前例によりまして省略させていただきます。

543ページに及ぶ厚い決算書と別冊になっている市立総合病院の決算報告書をご覧くださいと思います。

以下、各会計審査に出されました主な質疑、意見を簡単に申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

国民健康保険特別会計では6人の委員から質疑がありました。納税奨励費について、収入未済額について、老人保健拠出について、決算上黒字会計になっているが、これは持ち出しがあつて、実際は赤字である。これを明記できないか。滞納一掃の努力は。検診での国保加入者はどのくらいか。滞納一掃のためのシステム面での改善の余地はないのか。健康家庭への記念品ではなく、それを受診の費用に回すことはできないか。保険税未納者への保険証の発行についてなどの質疑がありました。

土地区画整理事業特別会計では7人の委員の質疑と、2人の委員の意見がありました。

二番橋の取り付け道路について、豊田南区画整理の進捗状況について、高幡区画整理の進捗率について、区画整理の中での駐車場について、高幡区画整理と病院建設用地について、豊田の再開発事業について、西山町の不祥事は、日野では絶対起こらないようになっているか、区画整理の具体的な進み方についてなどの質疑があり、意見として区画整理に当たって、地元にてできるだけ情報を流し、意見を酌み取るよう努力すべきだ。用地の取得は積極的に行えなどがありました。

次に下水道の特別会計では、当年度の下水道管の延長は何メートルか、前年と比較してどうか。神明上都市下水路は今使われているのかなど、2人の委員の質疑がありました。

市立総合病院特別会計では5人の委員の質疑と1人の意見がありました。病院の台風のときの雨漏りについて、6億円の赤字の対策は、赤字であることが明確になる決算書はできないのか。病院運営委員会について、人工透析、日帰りドックの実施時期についてなどの質疑があり、市立病院建設に当たっては、青梅市立病院などを見習い、市民サービスの充実した病院にするため努力せよといった意見がありました。

受託水道事業特別会計では、水の安全性の検査について、水道の漏水の休日の対応など、2委員からの質疑がなされました。

老人保健特別会計、老人入院共済事業特別会計の2会計については、質疑、意見はありませんでした。

以上、特別会計決算の認定の審査報告とさせていただきます。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本7件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本7件について採決いたします。本7件に対する委員長報告は認定であります。本7件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議案第57号、平成元年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第58号、平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第59号、平成元年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第60号、平成元年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第61号、平成元年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第62号、平成元年度日野市老人保健特

別会計決算の認定、議案第63号、平成元年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定の件は、認定されました。

これより日程第21、紹介議員の取り下げの件を議題といたします。

請願第2-20号、日野市立総合病院を現在地に建てかえることに関する請願については、紹介議員、鈴木美奈子君より紹介議員の取り下げ願いが提出されております。

お諮りいたします。鈴木美奈子君の申し出のとおり、紹介議員を取り下げることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって鈴木美奈子君の申し出のとおり、紹介議員を取り下げることに決しました。

これより請願第2-14号、「市立平山中学校特別活動棟の増築に関する早期実現」の為の日野市議会に対する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長 登壇〕

○文教委員長（福島盛之助君） 請願第2-14号、「市立平山中学校特別活動棟の増築に関する早期実現」の為の日野市議会に対する請願について、審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願は本定例会9月10日に本委員会に付託されたものでありまして、請願者は平山中学校PTA会長、土取良和さん外1,278名の方から、教育環境の充実として、特別活動棟を増築してもらいたいという内容の請願であります。

本委員会は慎重審査を行いました結果、お手元の審査報告書のとおり、また先ほどの議案審査報告の付帯意見にもありましたように、全員異議なく採択と決した次第であります。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって請願第2-14号、「市立平山中学校特別活動棟の増築に関する早期実現」の為の日野市議会に対する請願の件は委

員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第2-1号、生コン工場・資材置場の公害に関する請願、請願第2-19号、たきあい学童クラブへの希望者全員の入所を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長 登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君） 厚生委員会の審査報告を申し上げます。

請願第2-1号、件名は生コン工場・資材置場の公害に関する請願でございます。請願者の住所、氏名は日野市高幡688、大木達雄さん外81名でございます。

要旨といたしましては、南平一丁目36番地4にある生コン工場・資材置場は、付近の住宅近隣の住民に各種の公害をもたらし、一つとしては騒音公害、資材の運搬、生コン製造機などの騒音が早朝から深夜まで大きく、精神的な苦しみが大きいためでございます。

二つ目には振動公害、ブルドーザーなどが使用され、大きな石などの資材の積みおろしが行われ、ダンプ、ミキサーの車が走るため、振動が激しく繰り返されるためでございます。

三つ目には砂ぼこりの公害、砂や砂利など資材の積みおろし運搬による土ぼこりや砂ぼこりがひどく、窓もあけておけないためでございます。

四つ目には道路と交通の公害、この工場、資材置場への出入り道路は非常に幅が狭く、そこに大型ダンプカーが通過するため、多くの弊害をもたらしているため、車の頻繁な往来で道路舗装は傷められるため、穴ぼこだらけになって大変危険であるためでございます。

この工場が3年前、資材置場が増築されて、工場が拡大され、上記のような公害が非常にふえているため、請願が出されてまいりました。

これに対しまして当委員会といたしましては、現地を調査をし、また請願を出して下さった御近所の住民の方とも工場前でもお話を伺い、そして審議、今回2回目でございます。市の公害担当も、工場側とも随分話し合っており、改善も進んでいるためでございます。質疑の中でもこういうことなどが出されまして、砂ぼこりとなることについては、作業の中で舗装を8月に完了したということ。夏などは水まきをしている。

また振動については、音もセメントを入れるところをゴム製のチェーンに変えて、音も振動も激少されてきたということでございます。また採石については、車に積み込む騒音が出るので、囲いをしてもらったということ、音についても少なくなってきたということございました。

皆さんの意見といたしましては、会社側も地域の中で仕事をしていく上では改善の努力も見られるけれども、一層市の方で指導をお願いしたいということで、慎重審議の結果、全員異議なく採択と決した次第でございます。

次に、請願第2-19号、件名はたきあい学童クラブへの希望者全員の入所を求める請願、請願者住所、氏名は日野市東平山2-9-13、たきあい学童クラブ父母会代表佐々木弘子さん外4,237名でございます。

これは日野市の児童福祉事業への御尽力をいただき、感謝いたしております。今年度たきあい学童クラブ敷地内に、学童クラブに入所できなかった児童の自主保育の場としてプレハブ住宅を建設貸与する。そして1名の保留児指導員を配置するという御決議、御回答いただき、ありがとうございますということで、学童クラブに入所できた児童と、入所できなかった保留児との間に、育成の内容で区別が生じないようによろしくお願いしたいということでございます。

そして請願の中身といたしましては、たきあい学童クラブへの希望者全員入所を果たしてください。2、入所希望者数が常に45人定員を大幅に上回っている現状より、来年度から1クラブ、2クラス、あるいは2クラブの運用をしてください。3、入所児童数の増加に伴い、指導員をふやしてください、こういう請願の中身でございます。

質疑の主なものといたしましては、6月の補正予算を組んで、すぐに建物が建てられなかった理由はどうかということで、この答弁については、都の建築許可がおりることが遅くなったことなどが原因だということございました。それから希望者全員入れる努力をしている。また2クラス制についても職員の増員とも関係するので、検討していく。3番目には、規定の基準に対しては、指導員を充足していきたいなどの回答がございまして、意見の中では入所できた児童と、自主保育の児童との間に差別が生まれないようにしていただきたい。また入所基準の基本は守らなければならないけれども、ケースバイケースの対応もしてほしいということなどが出されまして、すぐにこれらの要望には対応すべきだなどということで、慎重審議を行い、全員異議なく採択と決した次第でございます。よろしくお祈りを申し上げます。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結い

たします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本2件について採決いたします。本2件に対する委員長報告は採択であります。本2件は、委員長報告のとおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって請願第2-1号、生コン工場・資材置場の公害に関する請願、請願第2-19号、たきあい学童クラブへの希望者全員の入所を求める請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第2-15号、米市場開放阻止に関する請願の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長 登壇〕

○建設委員長（馬場繁夫君） 請願第2-15号、米市場開放阻止に関する請願について、委員会の御報告を申し上げます。

この請願は、日野市三沢701、東京南農業共同組合 組合長理事 朝倉 巖さんから提出された請願であります。

趣旨といたしましては、日本政府がガット、農業交渉において、従来の姿勢から後退することなく、米の完全需給方針を堅持することを内閣総理大臣に対して意見書を求める請願であります。

特に質疑もなく、12月議会では遅いとの意見もありまして、採決の結果、全会一致採択と決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって請願第2-15号、米市場開放阻止に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第2-21号、公衆浴場に係る相続税・固定資産税の減免に関する陳情の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。本件については総務委員長から、目

下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第2-16号、義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情、請願第2-17号、「義務教育諸学校の学校事務職員、栄養職員の給与費の国庫負担制度からの除外」に反対する陳情、請願第2-24号、「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願、請願第2-25号、中ホール建設に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。本4件について文教委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第2-20号、日野市立総合病院を現地に建て替えることに関する請願、請願第2-23号、老人性白内障人工水晶体（眼内レンズ）に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。本2件については厚生委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があ

ります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第2-4号、京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願、請願第2-5号、帝人高層独身寮建設反対に関する請願、請願第2-6号、高幡土地区画整理事業地区内の突然の総合病院建設計画の見直しについての請願、請願第2-9号、第53東豊田クリスタルマンション新築に関する請願、請願第2-10号、（仮称）二番橋の名称を「万願寺歩道橋」とすることを求める請願、請願第2-11号、中尾マンション（仮称）建築計画に対する反対請願、請願第2-13号、仮称神明4丁目ハイツ建築に関する請願、請願第2-22号、日野歩道橋（日野本町2-17先）を撤去し代わりに横断歩道を新設することを求める請願、請願第2-26号、中島道路交通禍についての陳情、請願第2-27号、高幡土地区画整理事業地区内の商工業者への営業権及び生活権の確保についての請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。本10件については建設委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第43、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より、下水道に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第44、スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・文化施設対策特別委員長より、スポーツ・文化施設に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第45、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より、交通に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第46、市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市立病院等対策特別委員長より、市立病院等に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第2-28号、大坂上二丁目の「(仮称)日野マンション」の建設計画に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第2-28号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

お語りいたします。請願第2-28号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小山良悟君) 御異議ないものと認め、閉会中の継続審査に付することに決しました。

お語りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小山良悟君) 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後7時2分 休憩

午後11時20分 再開

○議長(小山良悟君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議員提出議案第9号、育児休業法の早期制定を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。奥住日出男君。

○21番(奥住日出男君) 議員提出議案第9号、育児休業法の早期制定を求める意見書を提案いたします。

案文はお手元に配付したとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(小山良悟君) 質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小山良悟君) 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第9号、育児休業法の早期制定を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第10号、ゆとり宣言の決議の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。奥住日出男君。

○21番(奥住日出男君) 議員提出議案第10号、ゆとり宣言の決議を提案いたします。

案文はお手元に配付させていただきましたとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(小山良悟君) 質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小山良悟君) 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第10号、ゆとり宣言の決議の件は、原案のとおり可決されました。

お語りいたします。この際日程の順序を変更し、日程第52から日程第53、日程第57から日程第58までを先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小山良悟君) 御異議ないものと認めます。よって日程第52から日程第53、日程第57から日程第58までを先議することに決しました。

これより議員提出議案第13号、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び東京都小売商業調整に関する要綱の存続に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。米沢照男君。

○30番(米沢照男君) 議員提出議案第13号でございます。案文についてはお手元に配付したとおりでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長(小山良悟君) 質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小山良悟君) 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第13号、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び東京都小売商業調整に関する要綱の存続に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第14号、固定資産税と相続税の軽減を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。板垣正男君。

○19番(板垣正男君) 議員提出議案第14号、固定資産税と相続税の軽減を求める意見書案であります。

案文はお手元に配付されたとおりでありますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（小山良悟君） 質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第14号、固定

資産税と相続税の軽減を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第18号、東京都立七生養護学校の高等部新設と施設充実を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。福島盛之助君。

○14番（福島盛之助君） 議員提出議案第18号について説明をさせていただきます。

この意見書は、前回の文教委員会において、さらに議会において採択されたものでございます。文教委員会といたしまして、全員の同意を得て作成されたものでございます。

内容につきましては、既にお手元に配付させていただいた案文でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山良悟君） 質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第18号、東京

都立七生養護学校の高等部新設と施設充実を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第19号、米市場開放阻止に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君） 議員提出議案第19号につきまして、説明をさせていただきます。

これは、今議会におきまして、請願第2-15号、米市場開放阻止に関する請願を建設委員会としまして全会一致採択を得まして、提出する意見書でございます。

意見書の内容につきましては、既にお手元に配付させていただきましたとおりの内容でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君） 質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第19号、米市

場開放阻止に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後11時28分 休憩

後、再開に至らず閉会

地方自治法第123条第2項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長 小 山 良 悟

署 名 議 員 佐 藤 洋 二

署 名 議 員 福 島 敏 雄

